

博士論文

恵那地方の障害児者地域生活運動
—生活綴方と人々が織り成す現代史—
(The Contemporary History of Children and Persons
with Disabilities Expanding into the Local Life
Campaign in Ena District of Japan: Focusing on their
Life-Composition Movement)

2018年9月

立命館大学大学院先端総合学術研究科
先端総合学術専攻一貫制博士課程

篠原 真紀子

立命館大学審査博士論文

恵那地方の障害児者地域生活運動

—生活綴方と人々が織り成す現代史—

(The Contemporary History of Children and Persons with
Disabilities Expanding into the Local Life Campaign in Ena
District of Japan: Focusing on their Life-Composition Movement)

2018年9月

September 2018

立命館大学大学院先端総合学術研究科

先端総合学術専攻一貫制博士課程

Doctoral Program in Core Ethics and Frontier Sciences

Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences

Ritsumeikan University

篠原 眞紀子

SHINOHARA Makiko

甲号：研究指導教員：立岩 真也教授

Supervisor：Professor TATEIWA Shinya

博士論文要旨

恵那地方の障害児者地域生活運動 —生活綴方と人々が織り成す現代史—

立命館大学大学院先端総合学術研究科

先端総合学術専攻一貫制博士課程

シノハラ マキコ

篠原 眞紀子

本論文は、岐阜県恵那地方で、戦後から1980年代にかけて盛んであった生活綴方・地域教育の中で、さまざまな障害を持った障害児者の就学運動にはじまる地域生活運動の現代史を示す研究論文である。恵那地方では、1970年代に、普通学校の中で、中度・重度の障害児をも対象とする養護学級が開設された。同時に市内全体の障害児が集まる合同教室が開設された。重度障害児はそれまで、就学猶予・就学免除の名の下に学習の機会を奪われていた人たちである。恵那式の統合教育といえるものがどのように障害者の地域生活運動に連動していったのかを明らかにすることが本論文の目的である。

本論文の研究方法は、運動に関わった人たちの生活綴方、その人々の生活史、『中津川市史』などの文献資料を用いた歴史研究である。特に、障害者本人である「仲間集団」が綴った『愛の鈴』、その母親集団が綴った『かやのみ』、地域に根差す統合教育のカリキュラムを考え出した教師集団の綴った『私の教育方針』、学校および市民の間にも取り上げられた『ひがし交流文集』などの生活綴方を取り上げた。

第1部は障害児者地域生活運動の黎明期、第2部は障害児の就学運動の発展期、第3部は障害者の地域生活運動の成熟期とした。

第1部第1章では、国家規模で行われた教員の勤務評定時に、恵那人事協議会が行った実態調査、選挙、人事実践を明らかにした。この第1章では、教師たちが「親・地域との共闘」という戦略をとって教育の自治を守ったことを明らかにした。第2章では「豆学校運動」について述べた。また、生活綴方に付随して調査される自らが調査に加わるというピアによる教育調査の実態を明らかにした。障害児者運動では本人の自主集団と、親・地域の支援集団が存在したが、この豆学校運動で生徒本人の自主集団と親・地域の自主集団の組織化形成の萌芽を示した。

第2部第3章は恵那式の統合教育の形成過程を示した。第4章では、教師が教育の自治を守るために結束し学習指導要領に対峙する「私の教育課程」を通して教師集団が結束し、母子分離教室「かやのみ教室」で母親集団が結束したことを示した。第5章では「合同教室」を中心に障害児の集団である「仲間集団」が形成されたことを示した。そして、1970年代後半に障害者の地域生活運動の拠点となった「生活の家」の誕生の経緯を示した。

第3部第6章では親集団の多くを含む「中津川市障害児者を守る会」が同じ立場の自宅待機や遠方施設入所の障害者と家族への調査を実施し、障害者や親に地域社会につながるアクセスルートを作ったことを明らかにした。その調査で帰郷した障害者も仲間集団として加わった。第7章では仲間集団による廃品回収運動を示し、第8章では仲間集団の生活

綴方を中心に市民にまで展開された「愛の鈴」運動を、第9章では後援会活動を示した。そして、第10章では、「生活の家」の移転に伴い、仲間集団が開拓者たちとユイの関係を築き「生活の家」を地域に根付かせた経緯を明らかにした。

以上の研究から、恵那における障害児者の地域生活を成り立たせている必要条件が、障害者の「仲間集団」と支援員のやり取りから生まれた綴方を関わる人たちで理解していくこと、綴方集を手作りし手渡ししながら協力していくこと、市民からの募金による仲間集団の生活の維持、地域社会での障害者の社会人としての承認であったことを指摘した。

この運動の考察により、知的障害、身体障害、精神障害、聴覚障害、発達障害の障害者本人のみならず、親、教師・支援者を中心として、市民を含む集団の形成過程を明らかにすることができた。そして、この集団の人々の実践が、生活綴方を通じて障害児者の生活を学び合いながら、地域社会を作り出していくという意味での「社会化」であったと結論づけた。

Abstract of Doctoral Thesis

The Contemporary History of Children and Persons with Disabilities Expanding into the Local Life Campaign in Ena District of Japan: Focusing on their Life-Composition Movement

Doctoral Program in Core Ethics and Frontier Sciences
Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences
Ritsumeikan University

シノハラ マキコ
SHINOHARA Makiko

This thesis reveals the historical development of the movements of children and disabled people in Ena district, which is known for its life-composition (*Seikatsu Tuzurikata*) movements for local education, from post-WW2 to the 1980s. It studied life-compositions written by local teachers, by mothers of children with disabilities, by children with and without disabilities, and by persons with disabilities. The research investigated related unpublished documents and interviewed people involved in these movements, based on theoretical frameworks in pedagogy, sociologies, and folklore studies. Previous studies on educational movements in Ena district mainly described the actions and contributions of teachers. This thesis, contrarily, found that teachers played the leading role especially at the early stage of the movement, but other actors -- children and persons with disabilities, their parents, their supporters, and the local citizens -- also played the significant roles. In the first stage, teachers became active to achieve their autonomy of education and organized education administration in Ena district. In the second stage, mothers of children with disabilities participated in the movement to realize school education for their children. Children with and without disabilities wrote life-compositions and their writings contributed to improve communication among them and related actors. In the third stage, the “companion group” of people with disabilities wrote life-composition as they expanded their activities in the local society by conducting wastepaper collection. Their mothers and local citizens edited their life-compositions and spread them among local citizens, which contributed to better understanding in the local community and to encourage their movement. In conclusion, this thesis reveals the development process of the group, which consists of people with various disabilities, as well as their parents, teachers, supporters, and the local citizens. It was the socializing process of forming local society as the group learn the lives of disabled children and people through life-composition.

目次

| | | |
|-------|--|----|
| 序章 | 統合教育が地域生活運動に連動することへの問い | 2 |
| 0.1 | 本論文の目的と枠組み | 2 |
| 0.2 | 先行研究と本論文の意義 | 3 |
| 0.3 | 研究方法と研究対象・倫理的配慮 | 14 |
| 0.4 | 本論文の構成 | 17 |
| 第1部 | 恵那地方の障害児者運動の黎明期（戦後～1960年代前半）—自律的集団の萌芽— | 23 |
| 第1章 | 勤務評定に抗する自律的集団形成 | 24 |
| | はじめに | 24 |
| 1.1 | 研究の前提 | 24 |
| 1.1.1 | 恵那の自律的集団は如何に成り立ってきたのか | 24 |
| 1.1.2 | 本章の先行研究と本論文の位置づけ | 25 |
| 1.1.3 | 1950年代中期から後期における国の教育に対する論調 | 26 |
| 1.2 | 恵那人事協議会にみる組織形成過程 | 26 |
| 1.2.1 | 「全国教職員組合」の1957年度における運動方針と恵那教職員組合 | 27 |
| 1.2.2 | 選出議員で構成される恵那人事協議会 | 27 |
| 1.3 | 恵那地方全ての小中学校に実施した実態調査 | 30 |
| 1.4 | 人事をめぐる取り組み | 33 |
| 1.4.1 | 全教員の人事希望受理前 | 33 |
| 1.4.2 | 全教員の人事希望受理後 | 35 |
| 1.5 | 自らの自らによる勤務評定 | 38 |
| 1.5.1 | 選挙 | 38 |
| 1.5.2 | 実態調査 | 38 |
| 1.5.3 | 人事実践 | 39 |
| | 小結 | 40 |
| 第2章 | 地域生活運動の集団祖形としての「豆学校」 | 42 |
| | はじめに | 42 |
| 2.1 | 「豆学校運動」に関する研究方法 | 42 |
| 2.1.1 | 「豆学校・豆先生」に関する先行研究と本論文の視点 | 42 |
| 2.1.2 | 「豆学校」組織作りに関する研究上の位置づけ —障害児者運動の組織づくりの源泉— | 44 |
| 2.2 | 教育の不在から起る児童の障害 | 45 |
| 2.2.1 | 教育正常化と越県分村合併問題 | 45 |
| 2.2.2 | 「豆学校」前夜 | 47 |
| 2.3 | 「豆学校」誕生から定着へ | 51 |
| 2.3.1 | 「豆学校」形態がつくられていくこと | 51 |
| 2.3.2 | 各集落で開催される「豆学校」 | 60 |
| 2.4 | 「民主教育を語る会」 | 64 |
| 2.4.1 | 組合分裂工作批判文が盛り込まれた参加呼びかけ | 64 |
| 2.4.2 | 親と教師の討議形態確立 | 65 |
| 2.4.3 | 県民集会参加をめぐる騒動 | 71 |

- 2.4.4 冬休みに向けた「語る会」の広報活動と「豆学校」 74
- 2.4.5 神坂地区内での「豆学校」と「語る会」の受けとめ 82
- 2.5 生活綴方の手法からみえる本人・教師・親による教育調査 84
- 2.5.1 教育調査の発端 85
- 2.5.2 調査内容 86
- 2.5.3 調査内容のやり取り 92
- 2.5.4 綴方をめぐるやり取り 95
- 小結 97

第2部 就学運動—生活綴方を基軸に置いた統合教育— 100

第3章 恵那地方における養護学級設立までの経緯—就学運動以前・前期（1966～1973年）— 101

はじめに 101

- 3.1 養護学級設立までの恵那の教育の経緯 102
 - 3.1.1 「親と地域の共闘」その具現化としての4者会議 102
 - 3.1.2 「私の教育課程」ができる経緯 108
- 3.2 重度障害児の話綴がもたらした恵那式統合教育の誕生 108
 - 3.2.1 就学時の地域社会状況 108
 - 3.2.2 恵那式統合教育誕生と当時の障害児教育の概況 109
- 3.3 養護学級設置実行の経緯からみえてくるもの 112
 - 3.3.1 設置以前から存在した「共育」 112
 - 3.3.2 養護学級の必要性が確定される経緯 114
 - 3.3.3 大きく転機をむかえた子どもとの「話綴り」 117
- 3.4 恵那式統合教育の幕開け 119
- 小結 122

第4章 自主カリキュラムが生まれる経緯—就学運動中期（1973～1980年年代前半）— 124

はじめに 124

- 4.1 「私の教育方針」から『私の教育方針』へ 124
 - 4.1.1 恵那地方で就学運動が起こる前提 124
 - 4.1.2 民間教育運動としての自主カリキュラム作りの動向 125
 - 4.1.3 理念「私の教育課程」の具現としての『教育課程表』『私の教育方針』 126
 - 4.1.4 教師の綴方としての「私の教育方針」 128
 - 4.1.5 1978年度の『私の教育方針』より 129
 - 4.1.6 1979年度の『私の教育方針』より 135
 - 4.1.7 1981年度の『私の教育方針』より 139
 - 4.1.8 「私の教育方針」に関する検討 148
- 4.2 地域に立ち向かう母親の共同的アイデンティティ—恵那障害児者運動の源としての『かやのみ』より— 149
 - 4.2.1 恵那地方における障害児の就学運動と母親の存在 149
 - 4.2.2 本節の研究対象 150
 - 4.2.3 倫理的配慮 150
 - 4.2.4 「かやのみ教室」のコンテクスト 150
 - 4.2.5 「かやのみ教室」の概況 152

- 4.2.6 「かやのみ教室」の後半期で母親が綴った『かやのみ』文集 153
- 4.2.7 『かやのみ』言説の図表示より得られた母親の実感の集合知 164
- 4.2.8 地域に立ち向かう母親の共同的アイデンティティ 172
- 小結 175

第5章 地域社会につながっていく恵那式統合教育—就学運動中期・後期（1976～1985年）— 178

はじめに 178

- 5.1 合同教室の成り立ち 178
- 5.2 個の確立と集団を形成していく合同教室の実践内容 186
 - 5.2.1 健常児と一緒に徒歩で地域内を登校することの意味 186
 - 5.2.2 当番が誰にもあること 189
 - 5.2.3 自分と他者を承認し合う事 191
 - 5.2.4 内部での障害児同士による人間関係の葛藤 191
 - 5.2.5 一緒に勉強すること 193
- 5.3 さまざまな合同学習への発展 193
 - 5.3.1 教室内運動会から全学運動会へ 193
 - 5.3.2 労働を共にする学習へ 196
 - 5.3.3 一日も休むことのできない飼育 198
 - 5.3.4 教室内から市民の文化活動参加へ 204
- 5.4 交流文集の綴方から 206
 - 5.4.1 障害児の綴方による障害児の訴え 207
 - 5.4.2 関わりの継続で変化する健常児 212
 - 5.4.3 「生活の家」へ通い続ける健常児 219
- 5.5 合同教室を中津川市の養護学校とみなそうとした東小 226
- 小結 227

第3部 障害者地域生活運動 —「ひがし生活の家」を中心とした市民運動— 231

第6章 同じ立場の人が関わり・調査していくこと 232

はじめに 232

- 6.1 障害児者すべてに門戸を開こうとした「中津川市障害児者を守る会」 234
 - 6.1.1 「守る会」1983年調査一覧表の各項目について 235
 - 6.1.2 就学猶予・免除で恵那地方以外の収容・入院生活を送っていた中度・重度の障害者 240
 - 6.1.3 在宅で暮らす障害児者 246
 - 6.1.4 「守る会」の把握—そして帰省を促す行動へ— 254
- 6.2 1983年 「中津川市の障害児者を守る会」による近況調査 256
 - 6.2.1 在宅障害児・者に対する近況調査の概要 256
 - 6.2.2 近況調査回答の概略 259
 - 6.2.3 近況調査でわかってきた障害者をめぐる生活 261
 - 6.2.4 近況調査～生活の家の支援 262
- 6.3 孤立していた障害者・収容されていた障害者にアクセスルートをつくったアンケート調査 267
 - 6.3.1 中津川市で出生した療育手帳所持者を対象に行ったアンケート調査 267
 - 6.3.2 アンケート調査の結果 270

| | | |
|-------|---------------------------|-----|
| 6.3.3 | 生活の家にアクセスした元収容施設入所者・病院入院者 | 273 |
| | 小結 | 281 |

第7章 廃品回収による「仲間集団」の社会的ネットワーク 284

はじめに 284

7.1 本章の前提 285

7.1.1 本章に関わる先行研究と研究目的 285

7.1.2 『廃品回収だより』と廃品回収経路について 286

7.2 「生活の家」づくりの経緯と廃品回収活動に至る経緯 287

7.3 廃品回収はどのように行われたのか 288

7.3.1 財政困難で困窮する「生活の家」を支えた廃品回収 288

7.3.2 古紙の価格急落への「仲間集団」の対応 293

7.4 「仲間集団」の社会的ネットワーク 296

7.4.1 廃品回収の共同作業からさまざまな人が仲間意識をもつこと 296

7.4.2 共同作業のルーティンワークから生まれた社会性 297

7.4.3 「仲間集団」と市民との互酬性 298

7.4.4 社会参加 299

小結 299

第8章 綴方集『愛の鈴』制作配布過程にみる社会運動性—1980年代の恵那地方の障害者地域生活運動より— 301

はじめに 301

8.1 本章の背景と研究目的・方法 301

8.1.1 本章における先行研究と本章研究の意義 301

8.1.2 本章の研究目的と方法 302

8.1.3 本章に関わる倫理的配慮 303

8.2 綴方集『愛の鈴』に関するコンテキストとテキスト 303

8.2.1 『愛の鈴』運動に至る経緯 303

8.2.2 個人の綴方を市民に公表していくことについて 304

8.2.3 文字自体を書くことで可能性を知ること・伝えること 306

8.2.4 作品製作する家族・仲間のユイ 306

8.2.5 在宅から生活の家へ出てきたことを伝える綴方 308

8.2.6 東小卒業生による綴方 309

8.2.7 識字がなくとも綴方は表現する術をもち歴史を伝える事例 311

8.2.8 障害のある人と支援員のやり取りがみえる綴方 312

8.2.9 『愛の鈴』配布がもたらした出会い 314

8.3 地域生活運動を成り立たせる『愛の鈴』の制作・配布過程 316

8.4 『愛の鈴』をめぐる社会運動性 320

8.4.1 障害の制約がもたらす共同性 320

8.4.2 『愛の鈴』を介した運動主体の拡がり 320

8.4.3 印刷機の向上と配布戦略がもたらす障害者と市民との出会い 321

8.4.4 サークル活動と地域生活運動の二重運動性 321

小結 323

第9章 後援会活動の展開 325

はじめに 325

9.1 後援会活動の前提となった「生活の家」入所式—4 者会議・「豆学校」組織・民生委員を通じた加入呼び掛け— 325

9.2 後援会活動 328

9.2.1 後援会加入呼び掛け 328

9.3 後援会呼び掛け活動から得られた結果 342

9.3.1 大口加入と市民一人一人の寄付 342

9.3.2 機関紙発行と後援会員分析 346

9.4 1万人を目標にした1991年の後援会員 348

9.4.1 生活の家の法人化直前の状況 349

9.4.2 自治会員の後援会加入 351

9.4.3 教育関係者よりむしろ様々な市民の加入 353

9.4.4 綿密な巡回運動 354

9.4.5 価値観の違いから生じた寄付の遮断から復帰へ—理解されにくい生活の家の運営— 357

小結 359

第10章 生活の家が地域に根付くということ 361

はじめに 361

10.1 坂本地区の地域事情—その1 合併後の茄子川住人と移転組との軋轢— 361

10.2 坂本地区の地域事情—その2 開拓事業と軍事利用のはざままで— 361

10.3 2重の困難に直面した「生活の家」 363

10.4 度重なる自然災害による多大な被害を共同作業で凌ぐ開拓者たち 364

10.5 K集落開拓者の故郷根尾村と命綱としての県知事とのつながり 367

10.6 ユイへの仲間入り—「仲間集団」による開拓伝承劇継承・神社祭礼奉納と寄り場所としての「生活の家」— 368

10.7 「仲間集団」・支援者の地道な活動継続がもたらした後援者の出現 375

小結 382

終章 恵那地方の障害児者運動で引き継がれる「集団の社会性」 384

資料

文献

恵那地方の障害児者地域生活運動
—生活綴方と人々が織り成す現代史—

序章 統合教育が地域生活運動に連動することへの問い

0.1 本論文の目的と研究の枠組み

本論文は、岐阜県恵那地方で、戦後から1980年代にかけて実践された生活綴方・地域教育を読み取ることで、さまざまな障害を持った障害児の就学運動、および、そこから連動した障害者の地域生活運動の展開に至る現代史を示すものである。ここでの障害者とは、知的障害者、身体障害者、精神障害者、聴覚障害者、発達障害者を総称するものである。運動の担い手は、障害児者の地域生活を実現しようと支援した教師・支援者集団、母親集団、障害者本人集団であり、さらに恵那地方の中でも特に中津川市の市民が運動に関与してくる。

恵那地方では、1970年代に、軽度の障害児を対象とした特殊学級に加え、中度・重度の障害児をも対象とする養護学級が開設された。重度障害児は1960年代まで、就学猶予・免除の下に学習の機会を奪われていた。また、中度障害児は学習の機会があっても当該地域で学ぶことはできず、恵那地方からは交通アクセスの悪い県庁所在地にある養護学校に入学する他なかった。通学できない距離あったため、幼い頃より親元を離れ施設入所のかたちをとって通学するにとどまっていた。

恵那地方における中度・重度障害児を対象とした養護学級の開設には、子どもの発達・成長及び人格形成の最も重要な時期に親や家族から子どもが引き離されるという理不尽な状況に、障害児の親らが開設を要望し行政を動かしたという経緯がある。この養護学級は、一人一人の障害特性に合わせた学習形態をとったものであるが、一方で、障害児は普通学級に籍を置き、重度障害児も毎日、普通学級で何らかの学習をするという、いわゆる統合教育が実践されていたという画期的な点があった。さらに中津川市内における全ての障害児が1つの小学校に集合し正規の授業が恒常的に実践されていたという点にも特長があった。

つまり、市内全体に散在していた障害児が集合し、健常児や地域との関わりを持ちながら統合教育が実践されるという就学運動が展開されたということである。では、実際にどのような経緯で養護学級が創設され、統合教育が同時に行われることとなったのか、その精査した研究はない。そして、さらにその統合教育がどのように障害者の地域生活運動に連動していったのかという点についても、上述のような当該地域固有の運動の特徴があるにもかかわらず、いまだに明らかにされていない。したがって、これらの経緯を明らかにすることが本論文の目的である。

資料を精査していくと、この運動の背景には、生活綴方・地域学習が地域社会全体で行われていたという特性があることが認められた。恵那地方の中でも特に中津川市では、1980年代まで、教育現場からのカリキュラム作りを、市の教育行政が認めていたことは重要な背景だと考えられる。

1970年代から1980年代の障害児の就学運動に関して、日本全国を網羅的な視点で分類いた作業を杉本章が行っている。本人、母親、教師というように、各々のアクターによって運動それ自体が分類される（杉本 2008）。だが、本論文で考察した就学運動にその構図を当てはめると、運動の発端となるアクターを教師としながらも、親がその運動に加わっ

ている。そして地域生活運動においては、教師や親に障害者本人も加わり、さらに市民までもが関与して運動が成り立っていた。従来、障害者運動は、例えば自立生活運動にみるように、障害者本人がアクターとなっていることが圧倒的に多いといえる（中西 2014）、（定藤 2011）。しかし、恵那の障害者地域生活運動では、就学運動の発起を行った教師や親が協力者として重要な位置を占め、市民も加わってくるため、複数のアクターによって成り立った運動であるところに特徴があることが指摘できる。

一般的に教師が関与する運動とは、1979年の養護学校義務化をめぐり、「障害」の程度区分による養護学校への教育運動のことを指している（杉本 2008:109-110）。そして、教育をめぐる障害者本人が訴える運動は養護学校義務化に反対し地域の普通学校での学習を求める運動であった（杉本 2008:100-101）。これらの運動史ではそれぞれの立場における学習や生活の権利を主張していくことに研究の論点がある。そのため、運動史研究は、その権利の訴えをめぐり思想的な対立関係を示すものでもあった。

さらにまた、1970年代の障害者運動には2つの潮流がある。一つは障害種類別団体による互助連帯型運動と障害当事者が主体となって思想や社会のあり方そのものを告発していく実力闘争型の運動である。共に障害者本人の属性の存在を生存または生活する権利として社会に認めさせようとする運動である。

しかし、障害者運動に関しては、権利闘争だけでなく、障害児者たちの人的資源や社会的資源の充実、すなわち生活することそのものの意味を問えば、当然、地域運動としての側面もあるはずである。そして、本論文が着目することこそが後者なのである。

障害者運動の研究は、前者の性格の運動に関する研究が豊富にある。しかし、後者の地域運動としての障害者運動の実態は判然としない。

本論文は、就学運動から地域生活運動の連動性を明らかにしていくその源には教育学がある。通常、障害児を研究の対象に据えると、教育学のディシプリン中で障害児教育学研究分野と分けられてしまいがちだが、それだけでは本論文を説明することはできない。就学の内容には、統合教育の面からは、彼ら/彼女らの就学運動を学校全般の問題として考えることが妥当である。また、地域学習としてとらえることが必要なもので、それは社会教育学の範疇になる。つまり、教育学の中でも学校教育と社会教育を横断するような研究方法をとる必要があったということである。

また、そのアクターたちが展開した地域生活運動に焦点を当てると、地域社会学との接続も行わなければならない。その上、地域生活運動の中で生活綴方は大きなファクターであることから、生活綴方や生活記録を研究対象とするサークル研究の視点も重要である。しかし、それだけでは、運動やそれが起こった背景を十分に説明することはできない。それは、恵那の生活綴方をめぐるこの運動自体が、地域の伝統や民俗を抜きにしては説明できないからである。よって、民俗学的視点も必要になってくる。

そのため、本論文では障害児教育学、学校教育学、社会教育学、地域社会学、民俗学を適宜横断して運動の経緯を明らかにしていくこととする。

0.2 先行研究と本論文の意義

本論文は、恵那地方の中津川という一地方の障害児者の地域生活運動に関して述べるも

のである。その特徴は先述したとおり、統合教育から地域生活運動への運動性に着目したところにある。したがって筆者は、そのような運動の重要性を明確にするため、恵那地方で連動が成り立った際に重要な媒体として役割を果たした生活綴方を取り上げることにした。そのことは、今まで開かれてこなかった重度の知的障害児者の綴方に焦点を当てるだけでなく、そこで関わった健常児や支援者の綴方にも目を向けることを含む。地域生活が成り立つためには当然、その地域での社会生活の実態が明らかにされなくてはならない。すなわち、本論文では、アクターを障害児者当人とさらに運動に関与した人とし、彼ら/彼女らの生活綴方から連動を読み解き、教育学に留まらず、周辺の社会学や民俗学の手法を取り入れて考察を行うものである。

遠方生活での生活を余儀なくされていた中度・重度の障害者たちが、市民の協力を得て帰郷し地域生活運動を展開した、その詳細を歴史に残すという筆者の試みは、障害児者の生の営みを、障害研究に留まらせるのではなく、地域社会全体を範疇とする研究に新たな視座を提供しうるだろう

本論文に関わる恵那の研究の中で、森田道雄の膨大な研究をあげなければならない。森田は恵那地方に関する42本の論文を書いているが、それらの論文を6つの系統に分けることができる。すなわち、中津川市教育委員会に関する論文が4本、恵那教育会議の教育法社会学的考察が6本、恵那地方における1960年代の教育実践・運動の展開に関する論文が5本、1970年代の恵那の生活綴方教育の展開に関する論文が8本、1980年代の「恵那の教育」の到達点として考察した論文が7本、1990年代の恵那教育研究所と教育実践についての論文が8本、恵那の全般的な教育運動史に関しての論考が1本である。

42本の論文を検討し本論文に関係する論文を取り上げてみると次の通りである。まず、4本の地域教育委員会に関する論文は、教育行政の観点から、恵那の教育の自治の経緯を明らかにするものである。森田は、1956年の教育委員会任命制になる前の1948年に恵那郡の小学校校長であった西尾彦朗氏が岐阜県議会に選出されたことが、その後の組織的な恵那の教育の自治をもたらしたと述べている（森田 1979）。この年に生活綴方の拠点である恵那郡教育研究所も設置され、ユニークな教育が考え出されていったのだという（森田 1982）、（森田 1986）、（森田 1987）。

なるほど、障害児教育もこの研究所内で多角的な教育として展開されており、三宅武夫は第2中学校校長の障害児教育を求める建白書を実現して第2中学校（以下、2中と略）内に重度の知的障害児学級が開設された。そしてそこでは、三宅校長による「共育」が実践されていた（ひがし福祉会 2011）。この学級の開設は、すべての障害児者に学習の門を開くまでの実践には至らなかったものの、後の「完全参加と平等」を目指した東小の障害児教育の萌芽ともみなせる。その根拠は、校長が共同を目指していた1970～1980年代には東小と2中とが往来する障害児教育がさかんに行われていたことが裏づけとしてある点からも明らかといえよう¹。県政に精通した西尾氏が前中津川市教育長の急死で中津川市の教育長として帰郷し、1958年の恵那教育会議を取り仕切っていたことは間違いない。その事情が森田論文では述べられている（森田 1979）、（森田 1992a）、（森田 1992b）、（森

¹ 2中と東小の往来は、1990年代に入り、校長が変わると離反してしまった事実がある。

田 1993a), (森田 1993b), (森田 1994a), (森田 1994b)。

さらに森田は、勤務評定時の自治の砦となった恵那教育会議について、その盛衰を詳しく示している。恵那教育会議は、1958年に始まったが1962年10月に地域教育委員会(以下、地教委と略)が脱退に及んだことでその力は衰退したという経緯がある。当会議の発足当初は、勤評闘争時における恵那の教育の自律性を地域で守る組織として機能していた²。森田が明らかにしたことは、地教委、校長会、PTA、恵那教職員教職員組合(以下、恵那教組と略)が教育について協議し、教育自治の議場を形成したことの指摘である。

他方で森田は、恵那教育会議の衰退について次のように考察している。その内容とは、恵那教組は全国一斉テストに対して反対する態度をとっていたものの、ベビーブームの到来によって必要に迫られた高校増設問題に対し岐阜県教育委員会からの圧力をかけられたことで、地教委や校長会は反対し続けることが困難になり脱会していく経緯が述べられている。また、先に述べた西尾教育長が市長選に出馬するために1960年に教育長を辞し、教育会議を抜けたことも組織の崩壊を招いた大きな要因だと森田は指摘している。

本論文がこの恵那教育会議の論考で注目すべきことは、教員の役職の動向である。西尾氏の下に共育をはじめた三宅氏がいたこの時期に、後に重度障害児の東小就学を認めた渡辺春正氏もまた、西尾氏の下で教育委員と教諭を歴任して働いていることが森田の論考で示されている。しかしながら、その論考は障害児教育に対象を置いているわけではないので、障害児教育にどのようにこれら当時の役職の動向がつながるのかは明らかにされていない(森田 1979), (森田 1992a), (森田 1992b), (森田 1993a), (森田 1993b), (森田 1994a), (森田 1994b)。

次に森田の論考における、1960年代から80年代を対象とした年代別の考察について検討する。森田は1960年代の論文について「豆学校」についてもふれている。「豆学校」は本論文において障害児教育の萌芽ととらえるものである。森田は、豆学校について、政治権力と中津川市の教育との関係を見るような検討方法から一転して、教育実践の内容について述べている(森田 1995b)。森田は「豆学校」を、生徒の中から自然発生的に組織された自主集団として評価している。

森田は「豆学校」を生徒の自主組織としながらも、一貫して教師からみた子ども観で教育実践を論じており、その子どもから発せられたそのものである綴方の検討は行っていない。確かに「豆学校」自体の活動は、生徒の自主的活動である。しかし、「豆学校」の組織化を考慮した場合、実のところ、「豆学校」は極めて教師の意図的な働きかけがあつてできたものだと考えられ、その点は詳しく検討する必要がある。

一方で、この時期の教育正常化についても森田は詳しく論考している(森田 1995a)。教育正常化に対抗するための「民主教育を守る会」について県民集会が開かれ、教育要求運動が起こったのだと森田は評価する。その評価された点とは、恵那教組と父母集団が一体になって教育正常化に立ち向かったことであつた。

このように森田の論考では、「豆学校」を「民主教育を守る会」と別論文で別の自主学習

² ストを行えば法律違反で懲罰を被ることになった。他地域はスト行使により多くの組合脱退者を出した。

活動運動として扱っているが（森田 1995b），双方は切り離すことのできない組織形態である。なぜならば，各集落内の「豆学校」に対応して「民主教育を守る会」が存在し，「豆学校」を支えるための父母・地域の組織として結合していたからである。後の障害児者運動における集団の組織化に影響を与えているものと考えられるため，本論文の目的に対応させるためには，それらの組織にかかわった人たちの動きに注目する必要がある。

60年代後半の恵那の教育に関する論考は，教育科学研究会（以下，教科研と略）から独立した東濃民主教育研究会（以下，民教研と略）についての論考が主である（森田 1995c）。1959年の学習指導要領改定に伴い，教科研は綴方教育を国語科の一教科とした。これに対し，恵那の教師集団は，あくまでも綴方を生活の総合学習ととらえた。このことは，恵那の主張が教科研の主張と平行線を辿る結果を招いた。そして恵那と交流をもってきた国分一太郎をはじめとする作文教育全国協議会とも断絶することになった。

教科研は革新的思想の下にある研究組織であるが，科学性を重んじた。綴方の捉え方にも理路整然とした科学性が求められたことになる。しかし，恵那の教師たちは唯物論視³だけではとどまれない「子どもの心性」を，生活綴方の主軸に置くことを主張した。

「科学性」ではなく「生活」を掲げた恵那の教育が，時に「モンロー主義」などと例えられて孤立主義だと教育界からみなされていた（森田 2014:61）。この事実を，森田は恵那の教育を弁護しつつ述べている。これを機に民教研で生活綴方を主軸に置いた教育実践が検討されるようになり，恵那の教師全体で障害児教育も検討されるようになったことを鑑みると，民教研に関する森田の詳述は貴重である（森田 1996a），（森田 1996b）。このように教育の場で「生活」を重視したことについて，森田は教育研究の視点で評価し「生活に根ざし生活を変革する教育」実践の理論的検証」として2本の論文を書いたのである。ここでは，科学性を追及した山形と生活を主張する恵那を比較検討しながら，地域に根ざす教育の運動になっていく必然性を述べている。そしてここでは，恵那が決して孤立主義をとっていたわけでないことも述べている。

教科研の京都府，兵庫県等の近畿サークルは校長をあくまでも権力の手先としてしか扱っておらず，恵那の教師が「校長，教委は権力の末端としての側面もあるが同時に子ども教師の教育権を保障する側面もある」という態度を取っていたことに批判的であった。これに関して同様な立場をとった三重県員弁郡の運動方針も「教育主義」と他のサークルから批判されていたことも述べられている（森田 1996b）。

員弁と恵那は東海教科研を共通の場として勤務評定闘争の時期から深くかかわりをもっていた。1960年代後半に入ると，恵那は，生活綴方復興への全面展開を行うことで地域内部の教育実践方針を固めていく時期であったのに対し，員弁は「地域の教材化」と「同和教育」を推進していった。このような背景があることから，双方の地域は1960年代には交流を中断し，1970年代に交流が再開したが，かつてのような密接な関係性はなくなってい

³ 唯物論は観念論と根本的に対立する。左派の組織には「科学」を名称に掲げる組織が多い。19世紀後半ヘーゲル哲学左派より出たマルクスやエンゲルスは唯物論が科学的成果に立っていることを評価し，さらにより科学的な弁証法的唯物論を提唱している。参考出典文献：ブリタニカ国際大百科事典小項目事典．2014年，<https://kotobank.jp/word/唯物論-144564>．

ったと森田は見解を述べている。恵那も員弁も森田が実際に調査した地域である。恵那が員弁との関係を密にしなかった理由として、1970年代以降の恵那の地域交流活動が一カ所の地域に留まらないことがその要因とも考えられる⁴。

森田の、恵那における1970年代の生活綴方教育の展開に関する論文8本のうち、5本は個別の学校や教師の実践記録である。そして残りの3本が1970年代の恵那地方の教育を通観した論文である。この3論文（森田1999b）、（森田2000a）、（森田2000b）は本論文にも深く関係するものである。なぜなら、3本中2本は「私の教育課程づくり」について述べているからである。この頃、恵那では「わかる学習」という概念がスローガンとして掲げられていた。森田は、「私の教育課程」づくりが一貫して「わかる学習」のためにあるように述べている（森田1999b）、（森田2000a）。しかし、「私の教育課程」づくりは1977年の第二教育正常化と密接に関連して打ち出された実践概念であるので、森田の見解は当時の恵那が「私の教育課程」をどう位置付けていたのかという実体を説明することには少し不正確である。

つまり、「私の教育課程」は学習指導要領と対照させて考える必要がある。よって、本論文の前半の議論の対象が障害児教育のカリキュラムづくりに直接関係していることから、この部分に関しては恵那の教育実践家の一次資料にあたり、その成り立ちを説明していく必要があった。逆に、これら2本の論文よりも、残る1本の「生活綴方の理論的問題について」という副題が付された論文が評価できる（森田2000b）。この論文では、恵那の生活綴方の再興を詳述しており、特に、1950年代半ばから作文の会を恵那の教師集団が批判し続け、1970年代に至って「地域に広げる」という独自の生活綴方路線をとるようになった経緯が明らかにされている。この動向は、生活綴方が地域に広がることで、障害児者運動における市民運動の一翼となったを考えると、森田の論考は、本論文にとって重要な先行研究である。

そして、1980年代の恵那の教育に関する森田の論考は7本の論文に及ぶ。第二教育正常化が、恵那の教育の自治を壊滅させていった経緯を詳しく示している。森田は、生活綴方を授業で行うことができなくなった中で、民教研が機関誌『人間・生活・教育』を刊行し続けていたことに着目し、7本の論文すべてをこの雑誌の検討にあてている（森田2009）、（森田2010）、（森田2004a）、（森田2004b）、（森田2005a）、（森田2005b）、（森田2006a）、（森田2006b）。恵那の教育の原点である「子どもをつかむ」ということが、社会の変化により「子どもをつかめなくなっている」当時の現状に向き合った教師集団の実践内容を明示している。森田は恵那の教育のピークは1970年代にあり、1980年代は生活綴方批判が拡大し困難な時期であったと見解を示している。

しかし、恵那の教師集団は困難な状態に直面していたが、はたして、生徒・児童はどうであったのだろうか。森田の記述は教師集団の視点から書かれているので、その実態は明らかにされていない。生活綴方が低調になっていく理由には、肝心の主体である子どもが

⁴ 1969年より、前年に起こったマンホール事故にちなんで生命を守る週間が中津川市で施行されてきたが、8月6日に千羽鶴を広島に届ける活動や、1983年、民教研主催の沖縄教育交流など、平和教育における交流などがある。また、障害児教育では、与謝の海養護学校、関東の武蔵野学園なども集団で見学を訪れている。

不在になっているところにあるものと筆者は考える。そのため、子どもや地域の視点からこの問いを検討することが必要であるものと考えられる。

最後に、1990年代の森田の恵那の教育についての論考は、森田自身が論文中に述べているとおり、勤務先が恵那から遠距離になったことによって、1980年代の議論までの恵那に密着した調査による論文ではない。8本の論文はすべて、学校から独立して実践活動を続けた恵那教育研究所の実践記録である（森田 2011）、（森田 2012a）、（森田2012b）、（森田 2013）、（森田 2014）、（森田 2016a）、（森田 2016b）、（森田 2017）。

ところで、本論文の研究対象である障害児者運動において、地域生活運動は、1980年代から1990年代初頭に展開されたものである。一方、今まで検討した1980年代から1990年代の恵那に関する森田論文では、この年代は恵那の教育運動のピークは過ぎていると見解している。したがって、森田のとした教師の視点からの説明では、1980年以降盛んになった教育の場を包含した障害児者運動は明らかにできないことがわかる。本研究では、森田の論考を参考にしつつも、障害者本人、親、地域の視点からの論考見地や議論を加えて、運動の真相を明らかにする必要がある。

森田は勤務評定から1980年代までの恵那の教育研究を網羅し、教師集団の自律性を示し、恵那の教育の自治を明らかにしたとあってよい。森田は恵那教職員組合員を支持する論調であり、それとは距離を置く恵那の民俗や伝統を重視した教育者に対しては批判的な側面がある（1994）。しかし、本論文で着目した地域生活運動にはその土地で培われた文化を重んじて運動が展開された側面があり、民俗学的な観点から考察する必要がある。大田堯は現地のフィールドワークも含めた恵那の教育研究を行っているが、実際に古老からの言説を聞き取りしているので、恵那の民俗や伝統の重要性を著書でも述べている（大田 1973）。その意味で教育学者が見過ごしてきた柳田國男の「柳田の社会科」は再考されるべきテキストであろう（柳田 1985）。

すでに何度か言及しているように、筆者が考える様々な理由や動機から、本論文では多数の生活綴方を取り上げた。そもそも、綴方と集団の在り方に関する先行研究としてはサークル研究の分野で多くある。1950年から1960年にかけて社会運動の一分野として活発に行われていた（思想の科学研究会 1954）。1952年夏に中津川市で開催された第1回作文教育全国協議会は、子どもの綴方教育だけでなく、東亜紡績工場の女子行員のサークル活動など労働者の生活記録の実践も討議されるなど、さまざまな階層の人たちが集まる機会となった（西川 2009）。しかし1962年に綴方教育の牽引者の一人である石田和男が作文全国協議会の国分一太郎を批判して以来、恵那の教育と作文の会とは絶縁状態にあった。このようなことも影響してか、恵那の生活綴方研究を、サークル研究の視点をもって行う教育学研究は管見の限りない（森田 1979 他）⁵。

⁵ サークル研究に関して、鶴見和子は生活記録運動の中で生活記録運動を実践と共に研究し（鶴見 1963）、さらに西洋の近代化に依存しない地域に根差した生活者自らの「内発的発展論」を展開した（鶴見 1989）。鶴見の生活記録運動についての研究は西川祐子（2009）が生活を記録する会とコンタクトをもちながら行っている。生活記録運動について社会教育学の観点から猿山隆子が行っている。猿山は鶴見が実践した「生活を綴る会」での話し合い

また、恵那を対象とした教育研究者たちは多くいるが、障害児者については教育行政の一事例として例示する程度で、論考の対象としては扱われていない。教育実践者の著述は小出信也が行っているが（小出 2000）、教育学の範疇で障害児教育が挙げられていることはない。

上記の恵那の教育学的研究の欠落をふまえ、筆者は重度知的障害児者の綴方を重要な研究対象の一部と定めた。この場合、知的障害児者の綴方を取り上げるには、識字に関する解釈が問題となってくる。識字に関する先行研究は、要田洋江が行っている（要田 2014）。また、柴田信之も長い実践生活から重度知的障害児者のもつコミュニケーション能力の存在を明らかにしている（柴田 2012）。これらは共に識字をめぐるコミュニケーションの存在について述べている。本論文においても、障害児者が生活綴方を支援者とのやり取りで編み出している点において、コミュニケーションの存在が認められる。

しかし、本論文で着眼される場所はコミュニケーションそのものより、むしろ、重度障害児者の集団性や社会性を検討することにある。その集団性と社会性こそが、地域生活運動を成立させた要件になっているのではないかと筆者は仮定する。

恵那の地域生活運動は、先の説で述べた通りさまざまな人々が関与して成り立ったものであるが、重度の知的障害児者が運動の中心となった側面をもっている。知的障害児教育の先駆としては、近江学園から京都大学へと、実践から研究者に転身した田中昌人や田中の理論を研究会組織の中核に置いた清水寛も共にあげられる（田中・清水 1976）。日本の障害児教育について、田中・清水は個人にあった教育が保障されるべきだと提唱した。いわゆる発達保障論といわれるものであるが、日本の障害児教育はこの発達保障を主軸に置いた研究が圧倒的である。恵那の中で発達派といわれた教師たちもこの理論も学んでいる（田中 1980）、（清水 1981）⁶。発達保障という用語は、田中は田中自身が用いはじめたのではなく、病床にあった糸賀一雄が「発達の権利」という言葉を用いたことに由来すると言及している。すなわち、田中が中心となって1967年に結成された全国障害者問題研究会（以下、全障研と略）では「発達の権利を保障する」という定型句が使用される。この「権利」の定型化は、『近江学園年報 10号』の中で、糸賀が行政監察を受けた際の記述に「発達の権利」という表現を用いたことに始まると、田中が述べているのである（田中 1997;487）

田中は障害という障壁を除去することですべての人が同じ発達の道筋を辿るという考え方を示している。発達保障は一人一人の発達段階に合わせた教育の必要性を提唱し、障害児の養護学校全員就学の基礎理論となった。全国障害者問題研究会の資料には次のようにある。

に着目し、サークルごとの学習を明らかにし、サークルが同じ所属のピアとしての学習小集団に至ることを猿山は論じている（猿山 2014）。2000年代以降、1950年代の労働、ジェンダー、収容所などの問題を取り扱うメディアを対象にサークル研究が再び盛んとなった（道場・他 2016）。

⁶ 田中昌人，1980，『人間発達の科学』青木書店，清水寛，1981，『発達保障思想の形成』青木書店。

精神薄弱児（ママ）に対しては、なりゆきまかせにしておくならば、能力に応じて教育をはじめとする諸権利が奪われてくることははっきりしてきた。そして、たとえば精神薄弱児をIQによって区分して、IQ50から75程度は教育可能、IQ25から50程度は訓練可能、IQ25以下は保護対象等と類別してとらえる類型学的研究などは、その他の類型学的研究の場合も含めて、能力主義教育の徹底の下では教育権を奪ってくるものに対する歯止めにはならないことがはっきりしはじめた。これから進めようとする新しい発達研究は財界等のいう能力主義の徹底に奉仕をするものでよいのか。これが1960年代に入り、近江学園が創立15周年を迎える時に抱いた私たちの問題意識であった。

これは能力主義に対して距離を取ろうとする姿勢であり、重度の障害児にも教育権を与えるべきだという主張も行っている。この主張自体には評価できるところはある。

しかし、大きな問題を見出すこともできる。障害とははたして除去すべきものなのか。除去すべきとしてしまうと障害児者自身の存在が否定されることになる。また、個々人の発達の均質性に着目しすぎてしまうと個性を否定する理論になりかねない危険性をも孕んでいる。実際に、田中の論調は一貫して養護学校の分離教育を自明視している。田中は障害児教育のヘゲモニーを握っていた人であった。よって、分離した場所で障害児を教育することへの自明視は教育政策に大きく影響を示した。その後の教育の在り方として障害児教育は分離教育だと固定化してしまった事実は指摘しておかなければならない（田中1997:441-558）。田中は「発達保障」という用語について⁷、当時の「順応」を一步進め「適応」を意識して積極的に用いたとある（田中1997:468）。

田中の研究は、発達を保障するための障壁除去を目指して早期発見・治療を推進し、一人一人の課題を達成するために手厚い養護学校教育を勧奨する研究となった。早期に疾病が治療されることは良いことであるし、障害に合わせた適切な育児・教育も場合によっては是認される。しかし、全障研の主張するような早期判別によって選別された子どもは、普通学校から切り離されて障害児としてラベリングされ健常児から切り離されるという社会的ダメージは多大である。養護学校（特別支援学校）ありきの社会を作ってしまったことは批判しなければならない。

この動向の危険性は実際、障害の有無の判定に携わっていた和光大学の篠原睦治が指摘し、判定を行った日本臨床心理学会はIQ神話で多くの障害児を選別したことに対して痛烈な自己批判を行っている（日本臨床心理学会1981）。

田中と同じ研究路線をとる清水寛は1984年に『共同教育と統合教育の実践』を著している。篠原はこれに対して、発達保障を前面に出して障害を隠蔽するものだと糾弾している。双方は同じ教研集会で議論を重ねてきている。その頃、恵那の場合、障害児教育に際して養護学級をもって普通学級をもついわゆる複式のやり方と、全くの普通学級にすべきではないかという2つの意見があり、学級形態を決定するまでに、判断がつかねる時期があった。それぞれの学校見学を行って、後者の見学で痛ましい場面を目の当たりにして衝撃

⁷ 1961年『近江学園年報第9号』所収。

を受け⁸, 前者を選び合同教室ができた経緯がある。発達保障か共育かという問題に関して, 本論文では綴方が介在してくるので, 論考する必要もある。

ただし, 本論文は統合教育がいかに地域生活に結びつき得るかを問うているため, 規範的判断をするのではなく, ひとまず, 恵那地方での経緯を倫理的に許される範囲で歴史として明らかにする。そのため, その論議は別稿に譲る。

障害児教育に関しては分離教育が圧倒的に多いが, その中でも, 堀正嗣(1994)や, 堀の下で学んだ二見妙子が統合教育研究を行っている(2017)。堀の研究では日本における統合教育パラダイムの明確な理論化がなされていないことが指摘され, その膨大な記述から理論化を試みている。その中で, 本論文の運動でも主体者の一部をなす知的障害者の対象論を取り扱っている。知的障害者に対する教育のカリキュラムには生活主義と発達保障という特徴があげられている。

この2つのカリキュラムが, 日本の中で辿った道筋は, 前者が職業訓練的な内容に偏り, 後者が養護学校化による分離教育を促進させたというものである。このことを, 堀はパラダイムの図式を示し批判している。堀も二見もワロンの発達理論を支持している。このワロンの心理学は恵那の教育における教師達の基礎理論でもあるので, その意味で堀と二見が行った研究の示唆は本論文でも留意したい。ワロンが論じた大人の自己中心性は, 恵那における「子どもをつかむ」という概念としての教師の自己覚知に対応するものである(ワロン 1941=1982)。よって, 本論文でも検討していく必要がある。まずは, 統合教育から, その後の生活にどうつながっているか明らかにすることの方が優先的な課題としたい。

立岩真也は学校について, 次のように述べている。

この社会で学校はよしあしを別に特別な場である。つまり長い時間を一緒に過ごす場所として設定されているため, 様々な他人たちがいることを知る場所, 知ってしまえる場所である。すると, 距離をとる自由を与えながらも, なお様式の違った人たちがいられるような場所とし, 各種の人たちがいることをすくなくとも知ることが, すくなくとも一時期, 求められる(立岩 1997:394-402)⁹。

本論文の前半部分では, 恵那の教育自治の下にさまざまな障害に合わせた養護学級を含みながら, 統合教育が成り立っていた学校について論じるが, 学校で, どのような人たちがどのように時間をすごしていたのか, 辿っていく必要がある。さらにいえば, 後半で示

⁸ 1977年M市にあるM学園は自閉症児を含む統合教育で定評のある学校であった。見学に訪れた恵那の教師集団が目当たりしたのは問題行動を生じた障害児に対する教師の対応にあった。当自動を別部屋に閉じ込め, 泣き止んだ頃に教室に戻り, ぐったり疲れた様子の障害児を見て, 恵那の教師集団は人権侵害に移った。東小に戻り, 大議論になった。「関東の障害児教育はだめだ」という結論に至り, それ以後, 関東は見本にしないということになった。

⁹ 立岩真也, 1997, (2013)「他者があることの経験の場—例えば学校について—」『私的所有論』生活書院。

す地域生活運動の進展に統合教育のあり方あどのように関連があるのか、明らかにする必要がある。そのことが、ひいては教育自治から地域社会生活の自治への変遷を言いあてることになるものと考えられる。

障害者の自立生活に関する研究については、実際の質的な調査を基にして行った安積純子・岡部正幸・尾中文哉・立岩真也の研究がある。家や施設から出て自立生活を営むための技法が示されており、膨大な社会学研究である(安積・岡部・尾中・立岩 1995)。彼らの著書では、当事者の運動行動だけでなく、自立のための経済的基盤をいかに整えていくのかということと、我々が未知であるために活用できていない諸制度の併用により障害者が家族にも施設にも依存せず生活可能であることを実証した先駆的な研究である。

障害者運動に関して、当事者自らが運動を明かにする点で横塚晃一(横塚 1975)や横田弘(横田 1979)、(横田 2004)の著述は障害当事者にしか分からない障害の在りようと社会に対する告発を明示している。

一方、関西の障害者運動を明らかにした研究には定藤邦子の研究がある。青い芝の会を中心に行う研究者だが、関東青い芝の会とは異なる重度障害者の自立生活への運動について、障害者本人グループ・ゴリラと支援者グループ・リボンの言説の詳細を明かにもしている。この定藤の研究は地道なフィールドワークによる実証研究として位置づけられる(定藤 2011)。関西の場合は 1970 年代の障害者解放運動を受けて、1980 年代以降、健常者の共同行動運動が展開されたことに関する研究もある(山下 2004)。また、関西の障害者運動の牽引となった楠敏雄の研究を通して関西の障害者運動の研究が積み重ねられてきている(岸田 2017)。

恵那地方と同じ中部圏の研究として、愛知の障害者運動の研究があげられる。1977 年に 16 カ所の小規模作業所で「共同作業所全国連絡会」が結成されたがその発祥地の一つであるゆたか作業所と、運営そのものに障害者が加わり健常者との協働事業所をすすめている 1984 年に結成された「差別とたたかう共同体全国連合」について記述されているところが歴史研究として注目される(障害学研究会中部部会 2015)。事業所の共同作業性という点においては実際に前者から影響を受けているところもあるので、その関連性については本論文の中でも言及していく必要がある。

障害者が地域で生活するという点において、これまで述べた障害者の運動には共通する部分があるが、この本論文で述べていく障害者は、重度の障害児者が多く、障害もさまざまな人たちである。また、運動に加わってくる人たちは、障害者だけではない。親や教師はフォーマルに、そして運動者として表に出てこないインフォーマルな支援者の存在がある。支援者は運動の前面に出ることはないが、その存在はシャドウワークとして運動になくなくてはならない働きをしている。従来の研究では、障害者本人の運動が研究の中心であったために、そのシャドウワークの部分が研究史上あまり明らかにされていない。

堀智久は、これまでの障害学研究において、就学闘争の当事者以外の運動に関する研究が欠如していることについて「障害者解放運動の歴史が専門家支配の抵抗であり、家族と『当事者性』の相違を浮き彫りにしてきたことを背景に、これまでの障害学は、意識的にも無意識的にも、周囲の支援者である専門家や親の視点や主体性を無視する傾向があったのではないか」としている(堀 2014:18-19)。本論文において運動を影で成り立たせた支

援者についても明かにすることはこうした欠落を補う研究の意義もある。

また、親が関与する運動史の研究に関して、堀は障害者の親としての子どもとの関わりを見つめ直す運動がほとんど知られていないことを指摘している（堀 2014:19）。恵那では親集団が大きな力を発揮するに至ったことがここで筆者によって明らかにされる。個々それぞれの、しかもさまざまな障害児の親たちが、綴方や数々の学習や運動そのものを通して集団を形成した経緯があり、従来の障害者運動研究に欠けていた視座で運動の新たな面を明示することになりうるだろう。

本論文で取り上げる恵那の場合、さまざまな人が運動を成り立たせており、場合によっては家族ぐるみ、もしくは地域ぐるみの運動になってくる。そのため、運動のアクターを考察する場合、集合的考察を行う必要がある。

寺本晃久は知的障害者本人の視点を重視した研究を行っているが、1980年代の障害者の地域生活運動におけるコミュニティの集団・組織について詳しい（立岩・寺本 1998）、そこで論じられているのは、運動のベースはあくまでも障害者個人がどう自立生活を実現するのかというものである。

しかしながら、本論文の場合、地域生活運動に関しては拠点づくりをめぐる、その前段階に就学運動があり、就学運動の前提に教育自治の組織化がある。そのために、学校社会、地域社会の中で人がどう動いているのかを示さないと、この運動の本質は見えてこない。

とすると、社会モデルに関する研究に留意しておく必要がある。ただ、社会モデルに対する論争にまで、この研究は踏む範疇までは扱っていない。

あくまでも、本論文は一地域の現代史を示すことに留まる。そのため、社会モデル論の中で本論文に有益と考えられる部分を援用する。例えば、M. ヌスバウムの潜在能力アプローチの社会モデルがあるが、人間の中心的能力として10項目掲げている。生命、身体の健康、身体の不可侵性、感覚、感情、実践理性、連帯、ほかの種との共生、遊び、自分の環境の管理、以上である（Nussbaum2006=2012:90-92）。これらの項目は、恵那での運動が統合教育から地域生活運動につながっていった経緯を記述するために妥当な項目とも一見捉えられる。しかし、ヌスバウムの説明には断定的かつ差別的な次の側面がある。「各可能能力の域値レベルという概念を用いる。この域値以下では、市民たちは真に人間的な機能を得られないと理解される。」（Nussbaum2006=2012:85）。ここにおいてヌスバウムはいかなる理由で域値レベル以下は人間的機能を持ちえないと判断しているのか。長年重度知的障害者と関わってきた筆者にいえるとは、知的障害のことはほんの一部判っているだけであるので、それを人間の存在の定義にあてはめるべきでなく、ましてやそのようなことを他の人間が当人を判断するなどとはできないということである。とすると、このアプローチでは適切とはいえない。

星加良司は個々の社会的場面における不利益に着目していたのでは解消可能性要求や妥当性要求を満たせないと、従来の社会モデルの難点を述べ（星加 2007: 68-69, 71-76）、不利益は、「個体的条件」と「社会的価値」に加え、「利用可能な社会資源」「個人的働きかけ」によって規定されるとした（星加 2007:121）。これにより、個人及び人間関係、社会資源の流動的な動きを捉えることができる。本論文は、従来地域社会で生活出来ない

状況を地域生活していく運動を考察する。さまざまな人が関与し、地域社会の社会資源を駆使することによって成り立っている運動である。その運動には、特定の人や特定の訴えどころがない。とすると、従来の社会モデルの議論ではこの運動は議論の範疇に含めることがえきなかった。しかし、星加のいう流動的なモデルであれば、恵那の障害児者運動に対する議論が可能になり、この研究の意義がいっそう鮮明になる。

では、生活綴方が運動に関わってくることをどう理論的に考えたらよいのか。

障害者だけでなく運動に関わった様々な人を流動的にとらえ、運動し切り拓いた社会資源を明らかにし、運動で関与した人々がどのように行為して行ったのか、それを具体的に示すモノグラフィーを記述する。そうすることで流動的に運動にかかわったアクターの相互の行動を明らかにし、地域社会のあり方を問うモデルを浮上させることが、この研究の意義である。

0.3 研究方法と研究対象・倫理的配慮

研究方法は主に資料による歴史研究である。そのため、資料収集やフィールドワークで得た研究資料には個人情報を含む多くの未公刊資料がある。よって、倫理的配慮として次のような方法をとった。なお本論文は、立命館大学に設置されている「人を対象とする研究倫理審査委員会」の承認を受けて研究に当たったことをここに記しておく。

さて、そうした資料の存在を筆者がどのように知ることができたのか、その経緯を先に述べておきたい。2001年より、筆者は研究対象の一部である岐阜県中津川市の「ひがし生活の家」を利用して、当機関とは関係のない一市民として音楽活動を定期的に行ってきた。その際に当機関の資料センターの存在を知り、そこで活動の合間に資料を閲覧するようになった。また、その間、「生活の家」に関係する障害のある人たちが活動に立ち寄られたりして、知り合いになっていった。また、資料センターを利用した折に、研究対象となる「恵那の障害児者運動」に深く関わった故小出信也氏と資料を中心に問答を行うようになり、10年を越す歳月を経て、研究を志すに至った。

そのようにして、研究自体は2013年より準備調査に入った。その際、研究対象の背景を把握するために「恵那の教育」について調べる必要があったため、まずは「恵那教育研究所」に研究の主旨を書簡で伝え、所長と面会し、研究協力の承諾を得て、当研究所の資料閲覧に至っている。また、「生活の家」に関わる識字可能な方々には、都合がよければ研究に協力してほしいという旨を手紙で郵送し、後日、電話により、協力してもよいという返答をいただいた方々のみを対象に聞き取り調査を行った。場所は「生活の家」、NPO法人「キッズクラブ」の他に、高齢で足がご不自由な元教師の方々には、ご自宅に伺ってよいという承諾の下、先方の体調がよいと指定された日時に調査に赴いた。調査時間も対象者の体調によって異なり、先方の意向に沿って長短を調査する対応をとった。なお、筆者は、2014年4月立命館大学大学院へ進学している。次に「中津川市立東小学校」への調査を行った。まずは校長に資料室における資料の閲覧と研究機関の資料貸し出し許可を取った。そして資料室使用の際は障害児担当教頭、障害児担当教員に連絡を取り、許可を得て使用に及んだ。資料の貸出し研究期間中は無期限に行えると許可された。資料の返却について、中津川市立学校は過去資料を市内学校で連携して保管しているため、関係者と協議の結果、中

津川市内の学校関係資料の所蔵整理・管理を行っている「中津川市立南小学校」に返却することとなった。

また、「ひがし社会福祉会 生活の家」所蔵の資料に関しては、当機関理事長の鳥居広明氏に使用許諾を取って調査を行った。加えて、各々の資料の中に記載があった障害児者運動に関わった方々に交渉し、聞き取り調査を行ってきた。それと同時に、筆者は2014年より自治会組織「仲間の会」に参加してきた。当組織は、障害者地域生活運動時から継続して活動を行っており、「生活の家」に関わるさまざまな障害のある人で結成されている自治組織である。その中で、研究に協力してもよいという方々に限り、日を改めてインタビュー調査を行ってきた。

上記のようにして収集した資料は時系列に沿って整理し、通見的に事柄を記述してゆく方法をとる。その際に個人情報にかかわってくる情報は、以下の3つに分類される。すなわち、Ⅰその人の生活綴方、Ⅱ生活綴方以外の生活史、Ⅲ『中津川市史』などすでに刊行されている著書、という3種の情報である。

3種の情報は原則として次のように取り扱うこととした。Ⅰの生活綴方集については、恵那地方ではどんなに重い障害をもっていようとありのままに外に出していこうとする運動の結実としての存在意義もある。そのような性質から、博士論文で使用了生活綴方集は公開性の高いものであり、市議会で公開、市民に配布、市内図書館や関係機関に布置されている。これらの点を踏まえ、綴方の書き手である障害者本人、母親、教師の表記方法の意向に最も留意しつつ、周囲の関係者への影響を考慮して提示している。Ⅱのそれ以外の生活史については個人情報保護の観点から匿名表記を原則とする。Ⅲは既に刊行される著書の中に掲載される情報を引用するものであるが、念のため、当事者に掲載方法の確認を取ることにした。

以上の確認とその他の個人情報に関連する表記方法についての確認を得た上で、最終的な本論文の執筆に取り掛かった。

資料収集、インタビュー調査、その補足として行ったフィールドワークや参与観察、および論文への情報掲載の同意に関する行程は次表の示すところである。

表 0-1

| | 2001年4月～2014年4月 | 2014年10月～ | 2015年4月～ | 2016年1月～ | 2017年1月～ | 2017年4月 | 2018年3月 |
|--------------------|--|---------------------------------|------------------------------|---|-----------------------------|---------|--------------------------------------|
| 生活綴り方資料 | 2001年よりより閲覧開始。 | | →の到達点はインタビュー 紀要掲載の使用許諾を指す | | | 同意書Ⅰ | |
| 愛の鈴 | 資料収集 | | | 整理 | | 同意書Ⅰ | |
| かやのみ | 資料収集 | 整理 | | | | 同意書Ⅰ | |
| 私の指導方針 | | 資料収集 整理 | | | | 同意書Ⅰ | |
| その他の資料 | | (恵那の勤評闘争資料収集・整理) | | | | | |
| | | (豆学校関係資料収集・整理) | | | | | |
| | | (「生活の家」連絡記録資料収集・整理) | | | | | |
| | | (「廃品回収だより」資料収集・整理) | | | | | |
| | | (「合同教室」関係資料収集・整理) | | | | | |
| | | (渡辺つやの教諭関係資料整理) | | | | | |
| | | (後援会関係資料収集・整理) | | | | | |
| | | (守る会関係資料収集・整理) | | | | | |
| 仲間の会参加 | 2014年4月より参加 | | | | | | |
| 作業ベース | 2001年より市民として「生活の家」を利用する。利用中に「生活の家」に関わる障害のある人たちと知り合いになる。当機関内の資料センターにて資料を閲覧すると同時に研究対象の運動に大きく関与した小出信也教諭と談話していく。 | | | | | | 同意書Ⅰは生活綴り方を指す 同意書Ⅱは生活史資料及び聞き書きを示す |
| 交渉とインタビュー | 2013年12月より、恵那教育研究所、インフォーマントとなる方々に研究協力の交渉を開始。2014年1月より承諾された方々にインタビューをはじめていく。 | | | | | | 同意書Ⅲは資料所蔵関係機関への掲載許可の同意を示す |
| 確認作業 (インタビュー形式) | | | | | | 同意書Ⅱ | |
| 執筆 | | | | | | | |
| 発表/投稿 | | 2014年12月日本福祉教育・ボランティア学習学会全国大会発表 | 2015年9月社会教育学会全国大会発表 | 『立命館人間科学研究』No.33 [通巻49号] (2016年2月発行) 『コア・エシックス』No.12 (2016年3月発行) | 『コア・エシックス』No.13 (2017年3月発行) | | 博士論文提出 2018年3月 |

なお、研究機関に研究協力依頼を行う場合、研究目的とその内容を示す書面を作成し研究対象機関の責任者に郵送した後、電話やメール等で内諾を得て責任者と面会し、研究の説明文書を提示しその説明を行い、承諾を得てから研究を実施している。

また、研究機関を使用する場合は、その都度関係機関の責任者にメールで知らせ、了承を得て、相手側の都合を聞いた上で、許容される日時の範囲で研究を実施した。

本論文の倫理的配慮は表 0-1 の行程表の右の枠内で示すとおりである。博士論文に掲載する箇所の個人情報の取り扱いに関して、事実確認と個人情報に関連する記述の表記方法

確認をインタビュー形式で取るものである。

依頼の書簡を郵送で送付した後、電話が使用できる方には電話で、使用できない方々には「仲間の会」の合間などに意向を伺い、協力の承諾を確認し、承諾された方のみ具体的なインタビュー形式での確認作業に入った。博士論文に掲載されることの説明とホームページで公表されることを説明した。生活史の掲載に関しては障害の有無に関わらず匿名表記であることを説明し、生活綴方に関して、実名表記を希望された場合は、ホームページ上での不特定多数の閲覧であり、その影響の可能性も説明を行った上で再度意向を伺った。同時にその際には、被調査者への影響にも配慮するため、ご本人の周辺の方々にも同様に意向を確認することとした。

資料に登場する人物の表記方法に関してはその都度、関係者に確認をとることで意向を伺い、資料を論文化に用いた際に起こりうる被調査者ご本人や関係者への影響についても十分説明し、話し合いにより決定した。

0.4 本論文の構成

本論文は大きく分けて3部構成とした。

恵那地方の障害児者運動は、当該の地域社会における教育があつてはじめて成り立った運動である。従つて、障害児者運動の基盤となつたコンテクストを先に示す必要がある。

よつて、第1部を運動の基盤がいかなるコンテクストにおいて形成されたのか、すなわち、恵那の就学運動および地域生活運動の黎明期とした。

その上で、第2部では障害児の就学運動の発展期を、第3部では、障害者の地域生活運動の成熟期を述べることにした。恵那地方の運動を総体的に捉えようとするならば、第2部の就学運動から第3部の地域生活運動にかけての連動について示すことが肝要である。本論文の知見が、日本の障害学研究に対して非常に重要な示唆を与えることを重ねて強調しておきたい。

恵那地方では、1970年代に障害児の就学運動があり、1980年代に障害者の地域生活運動が展開されたといわれている。筆者は前者のことを第2部で記述するが、次の点に着目したい。障害児の就学運動は教師集団と親集団が推進したといわれている。だが、この教師集団は勤務評定に抗するために結束されたものであり、恵那地方の教師集団は1980年代まで多くの人が教職員組合に属していた。この経緯を踏まえると、その教師集団が障害児の就学運動にどのように結びついたのである。なおかつ、親集団が運動した契機がどのようなものであつたかも明らかにされていない。そもそも、恵那地方の障害児の母親は1960年代まで家の中に隠された存在であつた。その親が一体、どのように集団として運動しえたのか。これらの点を解明することにしたい。そしてそれに続く、第3部では教師集団や親集団に障害者本人集団が加わり、市民運動に展開したと伝えられていることについても考察しなければならない。なぜなら、どのようにして3集団が協働することになったのかも明らかにされていないからである。以上の3部にわたる構成によつて、様々な経緯を現代史として示すこととする。

各部に対応する具体的な章立ては以下のとおりである。第I部は第1章と第2章に分けられる。

第1章では次の内容について明示する。1950年代後半の勤務評定は教師にも公務員としての中立性を求めるものであったが、この評定を実施したことで、多くの地域で教職員組合活動が衰退していった。しかし、恵那地方では、教師集団が「親・地域」に恵那の教育を承認させることによって恵那教組の脱退員を最小限に食い止めた。ストという権利闘争によらないで、自由論議という方法で自分達の選挙で代表者を選出し、地方の教育行政の役職に充てた。

このことは、全国の日本の教育委員会が1954年より任命制となり、文部省の末端機関として地教委の権限が増大していた中で、恵那地方はそれを食い止めていたことを意味する。では、どのように地教委や恵那地方の役職は決定されていたのか。この点について説明を行う。

第2章では児童の自主集団「豆学校」運動と親と地域の集団「民主教育を語る会」の結成や活動について述べる。これらの運動は勤務評定によって生じた問題に対して恵那の教師集団がとった「親・地域へ」という教育行政への要求路線の具現化だと仮定される。なぜかと言えば、1960年前半から1970年代にかけて、「豆学校」を支える「民主教育を守る会」¹⁰の数が500にもものぼる自主組織に至った事実があり（石田 2017）、なおかつ「豆学校」を創始した教師は障害児者運動で尽力した小出信也教諭だからである。ただし、そこには非常に不可解な出来ごとがあった。それは「豆学校」が興隆したにも関わらず、小出教諭をはじめ「豆学校」作りを推進した教師が任期途中で追放されたことである。この点について資料の限界性を踏まえつつ、経緯を明らかにする。次いで、「親・地域へ」という教師と親・地域の共闘路線は、語る会という形態として変化したことが仮定される。それは一体、どういうものであったのか、「豆学校」活動では教育調査といわれるものがあるが、第2章第5節で明らかにする。具体的な流れは以下のものとなる。第1節で「豆学校」運動時における恵那地方の社会的背景を、第2節で「豆学校」発祥地の神坂地区の状況を、第3節で「豆学校」の誕生から定着について、第4節ではその「豆学校」を親や地域で支える組織としてつくられた「民主教育を語る会」というものについて、第5節では、勤務評定時から受け継がれ、その後の障害児者運動でも登場する恵那式の教育調査について、以上の5節で述べる。

第2部では先述のとおり就学運動を取り上げる。それは、第3章から第5章にかけて就学運動にかかわる恵那の障害児を受け入れる教育の動向を論じるものである。

まず先に、就学運動に重要な役割を果たした記述する各事項はその事項が時代をまたがる事もあるため論文内の内容が重複することを断っておく。そのことを踏まえつつも本論文では、重度障害児が中津川市立東小学校（以下、「東小」と略）に入学した1971年から「かやのみ」教室という教室が開設される1973年までを就学前期、1973年から1979年までを就学中期、1980年代以降を就学後期と定めることとする。

第3章では1970年初頭の恵那の教育の状況と東小に重度障害児が入学する養護学級開

¹⁰ 1974年に「民主教育を守る会」は守るとすると保護という意味になるという論議が参加者から起こり、守るだけでなく育む組織にしようという合意に至り「民主教育を育てる会」に改称する。但し、「中津川市障害児者を守る会」は独立した一つの大きな団体となっていく、名称も存続して現在に至っている。

設の時期について明らかにする。

1965年以降、「豆学校」は恵那地域全域で盛況となる。そして、「民主教育を語る会」が「民主教育を守る会」と改名された。「民主教育を守る会」は10人前後の小集団であったが、この小集団が各地区で作られ、その全てに各地区に担当の教師が赴くかたちをとっていた。現在でいえばピア・グループのような機能を有していたが、この一部の会から障害児部会が作られ、この部会は大きな集団となって1972年に「中津川市障害児者を守る会」となった。

第3章第1節では、養護学級設立までの恵那の教育の概説を述べる。第2節では、普通学級の一女教師が重度障害児の担当者となり、奔走しながら子どもとの話綴りによって恵那式の統合教育のスタイルを作っていたことを明らかにする。

第4章では、1979年の養護学校義務教育化の障害児教育の転換期を挟む時期を扱う。恵那地方では第I部での得た勤務評定から親・地域との共闘路線が教育の自治を支える砦となって1980年代まで続いていた。1963年には教育正常化が実施され、そしてこの章で取り扱う就学中期はちょうど、1977年の教育第二正常化の時期であった。その圧力に対抗するために、恵那地域の自主カリキュラムについて、教師の自主組織である東濃民主教育研究会（以下、「民教研」と略）で話し合われ、「私の教育課程」が発意されていた。そして、「私の教育課程」の1年間の実践を各教師が自省して「私の教育方針」という教師の綴方に匹敵するものを各々の教師が書くことになっていた。障害児担当教師も当然、それを書いている。第4章第1節では、残存する資料から、後の地域生活運動の拠点となる「ひがし生活の家」が東小内に誕生した1978年、養護学校義務化の1979年、国際障害者年である1981年に絞って、その内容を検討する。

次の第4章第2節で着目するのは、恵那地方では、障害児の就学運動期に、運動の担い手の一集団である母親集団が形成されたと言われていることである。そして、その母親集団が1978年の「生活の家」設立には強力な力を発揮することとなった。だが、母親が一個人のためではなく、地域のすべての障害児のために立ち上がるようになるまでには、さまざまな葛藤があったことが資料から読み解くことでわかる。この点について、障害児の母親の生活綴方集『かやのみ』を検討することで、一母から運動者になる過程を述べる。

第5章では、合同教室という中津川市が独自に作った正規の障害児のための授業について述べる。1970年頃といえば、重度障害児は診断により学校教育の枠から除外されており、療育の対象であった。だが、恵那地方では異なる様相を呈していた。恵那の教師集団は障害の重度軽度に関わらず、入学の希望があれば普通学校に障害児を受け入れていた。

1979年には各家の要望を受けて「守る会」が市行政に要求したことにより、東小に7学級の障害別の養護学級が設置させることができた。障害児本人は必要な教科を通級するかたちの授業を受けており、毎日、普通学級と養護学級を往来する状態になっていた。障害児教育に関するカリキュラムや各個人に合わせた手作りの教具は多種多様であったことが調査より確認されたが、その詳細は別項に譲り、むしろ本章では地域生活運動に関わるカリキュラムに絞った検討を行う。この検討においては、障害児担当の教師達が作成したカリキュラムに「合科生活統合単元表」というものがあることを手掛りとする。一見すると

見出しは「生活科」のカリキュラムによくあるものだが、実のところその教育内容は、地域社会の中で行う学習や中津川市全域の障害児一同が集合して行うものであり、特異なものであることがわかった。何より注目すべきは、この中に合同教室といわれるものがあったことである。この合同教室で「仲間集団」が形成されたことこそが、地域生活運動への足掛かりになったのである。

第3部では第6章から第10章にかけて恵那地方の障害者地域生活運動について明らかにする。具体的には校内に設置されていた「ひがし生活の家」という集合体が、学校から独立した障害者の集結する拠点になった経緯を示す。この「ひがし生活の家」は安定した経営を求めて社会福祉法人格を取得しようとするが、従来の制度にない経営形態を望んでいたために申請は認められず、9年間にわたり無認可の状態が続いた。「ひがし生活の家」は1991年に社会福祉法人として認可されたが、その間、どのような運営方法で維持され、法人格を得ることができたのであろうか。障害者集団、教師・支援者集団、母親集団がそれぞれにどのように運動に関与していたのか、その経緯を示す。その際、主に資料に基づいて考察するとともに、運動に参画した人たちに聞き取り調査を行って補うことで、各集団の運動への関わり方をより明確にする。これを各章ごとに以下のように論じた。

第6章では「中津川市障害児者を守る会」が行った中津川市で出生した全障害児者の把握、1983年に実施した在宅障害児者近況調査、そして1984年に「生活の家」づくりの形態を問うために実施された療育手帳所持者・家族に対するアンケート調査の内容について検討を行う。

第7章では、意志疎通も難しい重度知的障害者も含む「仲間集団」が、「生活の家」の資金源となった「廃品回収」活動の経緯を明らかにしていく。彼らの様子を伝える『廃品回収だより』の資料を主に用いることで、仲間集団がどのような心境やモチベーションで働いたのかを明らかにする。

第8章は、地域生活運動で市民に配布された綴方集『愛の鈴』の制作から配布までの過程を詳らかにする。「生活の家」づくりは、当時人口5万人の中津川市¹¹で展開され、市民の協力で実現した。そこで大きな役割を果たしたのが、手刷りで第7章まで発刊された生活綴方集『愛の鈴』¹²である。手渡しの配布により、「生活の家」の後援会員を増やしたが、最終集は1万部に達した。障害者の綴方が掲載されているが、関係者は、「綴方を書いたのは障害者だが、配った人たちは違う」という。「生活の家」はそもそも重度障害児者の居場所として作られているが、その運営には障害児者以外の人も携わっている。そして何より、障害が重いため彼らだけでは編集や印刷などの制作や配布は難しかっただろう。ではいかに文集となり市民に届いたのか、この点を『愛の鈴』を中心に述べる。

第9章では、無認可の「生活の家」を資金面で支えた後援会活動について検討する。後援会は現在も存続するが、当時無認可であった状況の中で、どのように資金調達がなされ、後援会の人脈がどのように作られていったのかを明らかにする。

第10章は、最終的に坂本地区の開拓集落に移転した「生活の家」の当時の状況について、

¹¹ 1980年12月1日現在の中津川市の人口は5万2626人であった。出典は1980年12月1日中津川市役所発行『こうほう中津川』より。

¹² 『愛の鈴』1～7集は「ひがし生活の家」に所蔵されている。

とりわけするわけで、移転をめぐる人間関係や「仲間集団」と開拓地との地域社会の関係を明らかにする。この論考は、地域という視点から「生活の家」が転入することについて検討するものである。すなわち本論文独自の地域生活運動への視座を明確に提示するために、人だけでなく地域社会そのものという受けて側を含み込んだ論述を行う。筆者は、地域生活運動の具体的な研究対象である「ひがし生活の家」の移転先の地域事情を調べ、「生活の家」を受け入れた人たちがいかなる生活様式に即しており、実際にどのような生活を送ってきたのか、資料や聞き取り調査を行って明らかにした。その上で「生活の家」の主体者である「仲間集団」が移転先の地域にどのように関与してきたかを捉えようとする試みでまてを行う。

終章は、第1章から第10章まで論じた恵那地方の障害児者運動の総括となる考察をし、障害児の就学運動と障害者の地域生活運動から得た知見を教育学や地域社会学に活かせるべき点を明確にした。最後には本論文の到達点と限界を明らかにし、今後の研究課題を述べる。

謝辞.

第1章を執筆するにあたり、恵那教育研究所及び中津川市南小学校資料室の先生方にご協力をいただいたことを、深く感謝申し上げます。

第2章を執筆するにあたっては、中津川市広報広聴課及び林業振興課にはお世話になりました。また、山口総合事務所、落合事務所、中津事務所には越県分村合併で困難な資料調査に協力していただきありがとうございました。神坂事務局の日野事務局長には事務所の大掛かりな資料整理をしていただき貴重な資料として活用させていただいたことに感謝申し上げます。木曾福島教育会館の寺島先生には長野県側の事情を説明する資料を提供していただき、まことに感謝申し上げます。また、「豆学校」資料を提供していただいたひがし生活の家、当時の経緯をお話し下さった故小出信也教諭、「豆学校」の聞き取り調査に応じて下さった関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

第3章の執筆のため、障害児者の教育にご献身されたご自身の資料を研究期間中無期限で貸借提供して下さった渡辺つやの教諭に感謝申し上げます。

第4章の執筆に関しては、資料提供して下さった中津川市立東小学校、中津川市南小学校資料室、恵那教育研究所、ひがし生活の家に感謝申し上げます。「かやのみ教室」に関する詳細は話をして下さった岩井万喜子様、三戸律子様をはじめ協力していただいた関係者の方々に感謝申し上げます。

第5章においては、綴方掲載に同意して下さり、その当時のお話しをして下さった方々に感謝申し上げます。馬場紀行様をはじめ、本章の詳細なお話にも何度も応じて下さった「仲間集団」の方々に深く感謝申し上げます。また、関係資料を提供して下さった中津川市立東小学校、ひがし生活の家に感謝申し上げます。

第6章の論述に際しては、貴重な資料を提示し研究活用に道を開いて下さったひがし生活の家理事長鳥居広明様、設立当時の守る会副会長で調査の経緯を説明して下さった成瀬喜久子様、恵那難聴の会・生活の家役員の成瀬浩康様に深く感謝申し上げます。

第7章に関しましては、資料を提供して下さったひがし生活の家に感謝申し上げます。

また、第7章の運動から存続している「仲間の会」への筆者の継続的な参加を認めて下さった「仲間集団」の方々に感謝申し上げます。

第8章に関与する綴方掲載に同意して下さった方々に感謝申し上げます。また、当運動について聞き取り調査に応じて下さった、この運動時期に会長・書記を務められていた野村ご夫妻をはじめ「仲間集団」の皆様、綴方編集長を務められていた伊藤三雄様に深く感謝申し上げます。

第9章においては、資料閲覧を許可して下さったひがし生活の家に感謝申し上げます。

第10章の内容を書くにあたっては、坂本地区の開拓の経緯を詳しくお話して下さった松葉敏明様に感謝申し上げます。

第 1 部

恵那地方の障害児者運動の黎明期（戦後～1960年代前半）

—自律的集団の萌芽—

第1章 勤務評定に抗する自律的集団形成

はじめに

恵那地方では、1970年代に障害児の就学運動があり、1980年代に地域生活運動が展開されたといわれている。就学運動は教師集団と親集団が推進し、地域生活運動はその2集団に障害者本人集団が加わって成り立っていると伝えられている。

恵那地方は障害児者の行動にとっては物理的障壁となる地形を多い。高い山々に囲まれる生活は、渋く固い栗の皮のような一刻心を培う。そういった山々を見あげ、恵那地方の教師¹³たちは、独自の教育を実践してきた。教師達は、子どもがおりのままを見つめ生活実感のある学習をするようにと、戦後、生活綴方・地域教育を行ってきた。授業の枠組みに規制されず、子どもの自発性から地域に根差した教育につながる実践は、教育界の中で異彩を放ってきた(森田 1986;1987)。しかし、管見の限りでは、障害児者の教育や地域生活に関する実態に対して、そのような教育が可能になった背景自体を問う研究は行なわれていない。また、資料に関しても生活綴方が多く残っているにも関わらず障害児者の綴方には焦点が当てられていない。運動を推進したのは「集団」だと口頭で伝えられているが、その集団がどういう経緯で形成されてきたかも不明である。

本章は運動の担い手となったそれぞれの集団が恵那の教育もしくは当該地域からどのような経緯で形成されてきたのか、そしていかに地域生活運動につながっていったのかを論じていく。

1.1 研究の前提

1.1.1 恵那の自律的集団は如何に成り立ってきたのか

恵那地方は二市一郡から成るが、戦後から住民の社会問題への意識が高い地域として知られていた。1960年代前半に子どもによる自主運営・自主学習の性格を有する「豆学校」集団と、親・教師・地域住民有志によって形成された「民主教育を語る会」の集団が恵那地方全域に広がった。その元を探ると、1957年に全国日本教職員組合(以下「日教組」と略)へ異を唱えた恵那教職員組合(以下「恵那教組」と略)の関与を突きとめることができた¹⁴。

1950年後半、教員の中立性を求める勤務評定(以下「勤評」と略)が国家的に行われ、その抵抗として勤務評定闘争(以下「勤評闘争」と略)があった(「戦後日本教育史料集成」編集委員会 1983)。日教組の各支部は厳しい弾圧に遭うが、その中で恵那教組は親、地方教育委員会(以下「地教委」と略)、校長(校長会)と恵那教育会議を開催することで、その

¹³ 恵那の教師は「教師」という用語を一生子どもの先生だと意味づけをしたので、その意味で使用する場合は「教師」と記載する。公務員としての職務で使用する場合は「教員」とした。

¹⁴ 岐阜教組恵那支部、1957年6月「一. 経過報告」「一. 議事「運動方針に関する件」、「昭和32年度運動方針案」参照。

難を逃れた。恵那教育会議が開催された 1958 年以降の研究については佐貫浩が行っている（佐貫 1988）。しかし、1958 年以前の校長や地教委が恵那教育会議に構成員として入る経緯は不明であった。そのため 1950 年代の資料を調査すると、恵那人事協議会（以下「恵那人事協」と略）の資料に突き当たった。議事ノートが一部残存しており、その開始年は 1953 年度で、それ以降の資料を確認することができた。その中でも、1957 年度のみ恵那人事協の資料が多く存在したので、その資料を検討すると、恵那人事協の存在とその活動が明らかになった。本章の目的はその明らかになった事項を記すことである。

1.1.2 本章の先行研究と本論文の位置づけ

1957 年、勤評闘争が恵那地方にもあったが、恵那の教育史の先行研究は 1958 年に開かれた恵那教育会議という市民会議以降に集中している。1960 年代から 1980 年代の恵那地方の綴方や地域教育実践については、千葉大学、岐阜大学、武庫川女子大学、日本福祉大学、日本体育大学、東京大学、都留文科大学の学生が授業観察を断続的に行っている。恵那の教育運動史については地域の教育自治の観点から研究がなされている（森田 1986;1998;2000, 坂元 2000, 田中 1983;1988）。

恵那教組に注目し研究しているのは森田と佐貫であるが、佐貫は勤評闘争運動史の観点による論述、森田は教育行政史に関しての研究を行っている。両氏の研究を分析したものとして山沢敏樹の論文がある（山沢 2012）。

佐貫の論考では、勤評に対し、日教組各支部がストライキ実施で崩落する中、恵那教組の難を逃れた市民会議の重要性が述べられているが¹⁵、恵那人事協については触れられていない（佐貫 1988）。他論文も勤評を扱うが一指導者を中心とした考察である。しかし、本論文では、一人の中心人物ではなく、組織体は何を行ったかに着目する。恵那地方の綴方・地域教育は、集団で物事を決定し、そのことによって教育自治を成り立たせてきたからである。誰かの独断で物事が進められることを嫌い、いつも話し合いを重んじ、一人ひとりの意見を教育行政に反映させてきた。

恵那地方の教育行政については森田が詳しい（森田 1985）。森田論文には教育委員会連絡協議会とあるが、これは岐阜県下 12 市の教育委員の連絡会である。収集資料中には学校人事協議委員とあるが、筆者の聞き取り調査によれば、その実質は恵那教職員組合の下部組織のようである¹⁶。したがって、依然として恵那人事協の内容は不明である。筆者はいまだ研究の対象とされていない、新出資料である 1957 年度の資料を中心に、この人事協議会についての詳細を示す。

この論考で扱う一次資料は、筆者が恵那教育研究所及び中津川市立南小学校で 1950 年代の資料を探索中に、研究所で見つけた資料である。本資料は、公表されたものと内部資料を含んでいる。それゆえ、公表の仕方については所蔵場所の恵那教育研究所に助言を求め、

¹⁵ PTA から恵那教組の教育方針に支持表明の要望書が行政側に出された。PTA は中立性を保持する必要はない。また、この会議の構成組織に校長会、地教委が入っていることも大きい。4 者会議の決定事項は学校運営に直接反映されることになったからである。

¹⁶ 2015 年 6 月末～7 月初旬に筆者が調査した浅野信一・古屋章両元教諭の聞き書きより。

資料の公表は研究目的に限り，当時公表された資料はそのまま表示し，内部資料は個人的な事情をもつ場合は匿名表示することとした。

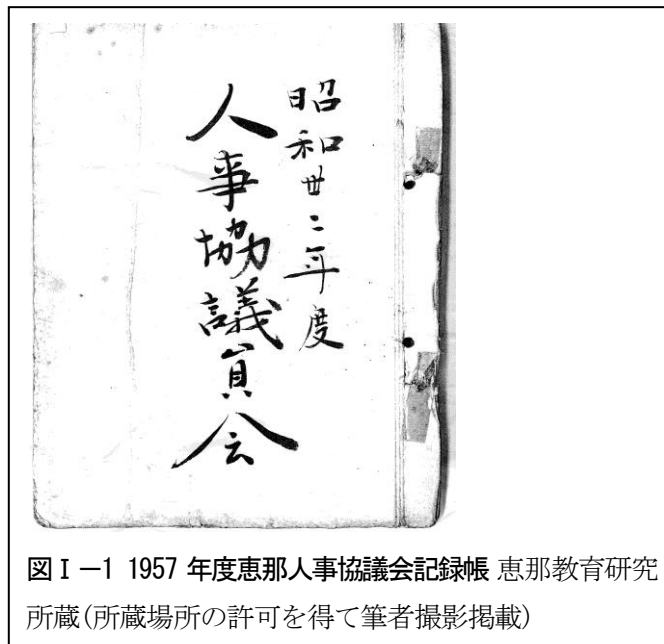
1.1.3 1950年代中期から後期における国の教育に対する論調

1954年4月12日19回国会の文部委員会で「偏向教育」について話し合われた。24例の関係者が証人喚問されたが，恵那もその一例として，3名の教育関係者が赴いた。その一人，恵那地方の校長会長三宅信市は，集會に社会問題に関心のある900人が集まった松川事件の議論を答弁している¹⁷。委員会に出席した大達茂雄文部大臣は，偏向教育を払拭し，教員にも公務員と同様，中立性を固守すべく教育二法を成立させた。政治的な授業や集會は，当法律では中立性を欠く事項とされ，当時の首相，吉田茂は自身の著書で教師の勝手な学校管理だと痛烈に批判している(吉田1954: 457-459.)。

教育二法とは，1954年に公布された「教育公務員特例法の一部を改正する法律」と「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」である。法の主旨は，教育公務員の選挙運動などの政治的行為を，国家公務員並みに制限するところにあった。教育二法制定後，教員に対する評価，勤務評定が実施された。1957年8月13日，文部省大臣官房人事参事官発各国立学校の長宛「文部省本省職員勤務評定実施現定」(昭和三十二年文部省訓令)が出され，これに準ずるかたちで各地の公立学校も教師に対する勤務評定が行われた。評定内容は，その人の性格，行為に至る細かな内容である¹⁸。

1.2 恵那人事協議会にみる組織形成過程

本章では，勤務評定の訓令が出された1957年度の恵那地方における研究未着手資料を取り上げる。調査資料は恵那人事協が行なった数々の活動を示し，議事録は活動経過中に話し合われた内容の記録である。なお，正確には一点前年度に本年度の執行を行うための書簡と次年度に本年度の反省による議事録を含む。



図I-1 1957年度恵那人事協議会記録帳 恵那教育研究所蔵(所蔵場所の許可を得て筆者撮影掲載)

¹⁷ 集まった人について三宅は国会の証人尋問で「若い先生がたでは「改造」だとか或いは「世界」だとかいう雑誌を読んでいる人が相当あったわけでありませう。」と答弁している。1954年4月12日19回国会文部委員会議事録より。

¹⁸ 評価書には各々の観察事項を5段階評価で示されている。「文部省「[二〇]」文部省本省職員勤務評定実施規程」『文部行政資料』1957年通知等文書参照。

1.2.1 「全国教職員組合」の1957年度における運動方針と恵那教職員組合

日教組は当組合出版の『教育新聞』1957年5月17日付、当年度の運動方針全文を明記している(日教組1957)。様々な議題が掲げられるが、日教組本部は給与の減額は教育費削減の元凶、また、同一時に同行動なくして変革は不可能と考え、昇給と統一を強く要求し、父母への啓蒙を求めている。恵那の教師はこの二事項に躊躇した。この時期、恵那の人たちの生活は大変厳しかったことに対し、教師は極めて恵まれており、父母に教師の賃金昇給要求の理解を求めるなどできなかった(恵那教組1957年6月)。

恵那教組は、1957年6月に開催された支部大会で恵那教職員組合運動方針を打ち出すが、その文面自体は日教組が掲げた内容とあまり変わらない。しかし、恵那教組は統一行動を強制指示する日教組を「組合の官僚化」と批判し、6ヶ月の組合費不払いを実行した。方針転換の項目に「生活と権利を守る問題」について「先生は高い月給をもらって、休みなんかもたんとあって、全く楽なもんや。」など一般父兄の声の実感を文面に入れている。また、「子どもと教育を守る問題について」、「親との結びつきについて」と続き、「校長との関係について」では、次のような記述の特徴がみられた。校長とは、組合員の要求や利益が一致しない面も多々あるが、国の無謀な攻勢と闘うため、校長との協力は不可欠だという現実を苦慮し、対立する面を強調せず統一出来る面を拡大する事を宣言している(恵那教組1957年6月)。また、「職場での活動について」、「反対意見も出ないことこそが、分裂の危機に近いものであることを素直に認めよう。」と、自由論議から説得と納得で一致点を見つけようとした。父母との共闘については、日教組が父母へ組合方針の啓蒙を目的としたことに対し、恵那教組はまず親の意向を理解し、親周辺で起こる社会問題についてが何かということと一緒に考え解決しようとした。この協働行動を「親との共闘」だと考えた。この姿勢に対し、日教組本部や他の支部教組からは、「親たちにごまをするのか」という批判が相次いだ。

校長会との共闘についても、恵那教組は校長とは手を結ぶ必要があると考えた。しかし、日教組本部や他の支部教組は「何をやっているのか。御用組合か」と恵那を批判した。

恵那教組はそれまで日教組本部の指示に従ってきたが、独自の主義主張をし、自分たちで組織を維持することとなった¹⁹。

1.2.2 選出議員で構成される恵那人事協議会

この年度の恵那人事協会長三宅信市は1957年1月20日付で、次年度の1957年度人事異動に関する要望書を恵那市と中津川市の2市の教育長と、郡の教育を司る恵那教育課長に提出している(勤評資料①)²⁰。

¹⁹ 2015年6月17日中津川市立南小学校資料室にて当時恵那教組組合員の先生方より筆者の聞き書きより。

²⁰ 要望書作成経緯について直接には1956年度の議事録は残っていないが、1953年度から1955年の議事録は1冊の帳面に記載されている。1955年度の議事録の中に要望書は地教委の内申にもとづいて原案作成を議長に一任する」とあり作成者は議長の三宅信市

「現場の実状や個人人権等が配慮されない憾が多いように思われる。内申権、具申権²¹を

昭和三二年度末人事異動に関する要望書

最近県内人事異動の動向を見るに、中央集権的県内統一人事、画一基準による事務的配置がなされ、現場の実状や個人人権等が配慮されない憾が多いように思われる。内申権、具申権を十分尊重し、慎重に諸方面の要望をきき、実際運営の上に支障を来たさぬように考慮し、個々人が不安動揺を来たさぬ配慮を願いたい。

ここに本年度の人事に就いてどのような意志と要望を持っているか明らかにします。よろしく御審議の上左の申入れ事項の内容に沿って進められるよう要望致します。

一、人事協議会は教職員の人事に関する希望意見意志等を代表する教職員の機関であることを確認され次の二点を必ず実行されたい。

人事協議会の招聘に際しては出席されるよう配慮されたい。
問題になる人事に就いては事前に諮問協議を計らいたい。

一、人事に関する不当権力の介入を排除する立場に立つて公平な人事を行われたい。

一、昭和三十三年度の教育予算編成に際して特に県当局に対し学級定数基準の引下げ、教員配当基準の引上げなど、教育予算の大巾増額の確保を行うよう積極的に働きかけられたい。

一、従来実施されてきた強制退職によって教職員の年令は著しく若くなり五十才以上の年令で勤務中の教職員の数が僅少であることと特に恵那地域に於ては、他郡市と比較してこの事実が多いことなどを確認し、教職員の勤務年数及び年令線の引上げを計られたい。

一、性別、年令、共稼ぎ、臨免所有者等の理由による退職勧告を行わないようにされたい。

一、教職員の転出入の決定に当っては、該当教員の生活条件を重視し、精神的或いは経済的に生活が不安定となり又は生活が破壊されることのないよう慎重に行われたい。

一、転出入の決定に際して、該当教員と接渉を行う場合は充分話し合いを行い、抜打ち人事は絶対に避け、本人の納得の行く迄又は納得の行くよう各種の措置を講ぜられたい。

短時間で回答を求めようとしたり、転出入先を明示しなかつたり等のないよう配慮され、事前交渉は少なくとも十日前に開始されたい。

氏で、その内容の意図は「地教委の内申」と類推される。

²¹ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第36条は、校長に職員任命権者に対する意見具申の権利を定め、地教委法38条1項では、地教委に、県教委が地方行政法37条1項の教員の任命権を行使する際、内申する権利を定めている(大津1992)。

分有尊重し、慎重に諸方面の要望をきき
 実際運営の上に支障を来たさぬように
 考慮し、個々人が不安動揺を来たさぬ
 配慮を願いたい。」などを要件とし、
 学級定数基準の引下げ、教員配当基準
 の引上げなど、教育予算の大巾増額を
 要求している。

恵那人事協は公的機関でないため、
 開始から終了については不明であった
 が以下で、その実態を明らかにする。
 恵那人事協は運営段階で協議会をス
 ムーズに執行できるように、予め前
 年度の1月20日に地教委への協力を
 要請し、1957年7月2日より、人事
 協議員選挙管理委員会選出の会合か
 ら実質的な運営が始まった(勤評資
 料②)。

選挙方法は、選挙管理委員長に推
 薦された大井小学校の山田嘉造教諭
 の指揮の下、決められている。恵那
 地方の小中学校は全て公立で総数77
 校だが、僻地校が9校小中業務を同
 じくするので業務としては64校の扱
 いとなっており、全域を6つに分け
 6部会がある²²。校長を含め全教員
 が被選挙人且つ選挙人で、管理委員
 数は教員側と校長側に分けられてい
 た。教員側は全教員から8名を投票
 し、票数上位10名、校長側は部会
 内で1名選出計6名を委員として
 いる。校長側6名中3名を協議会
 長に、教員側1名を支部長(分会長
 に相当)に、そして、書記長1名と

昭和三十一年一月二十日

恵那学校人事協議会

議長 三宅信市

恵那教育課長 殿
 中津川市教育長 殿
 恵那市教育長 殿

一、年令性別資格同一校勤務年数等形式的な理由による事務的配置が之を行わないようにされたい。

二、免許法改正以来勤務先が小中学校のいずれかであることよって免許状取得に大きな影響を及ぼしている実情にあるので取出入の決定に当って特にその点を配慮されたい。又中学校の教科担任の配当に当っては学校長の意見を充分聴取し、萬全の措置を講ぜられたい。

三、事前に転出入退職等の漏洩することは本人及び学校並びに地域に著しく混乱を来すので充分配慮されたい。

四、拡域人事(全県交流)については画一的形式的に流れない様実状に即して慎重に扱いたい。

右要望致します。

恵那教育研究所蔵

(*手書き資料を筆者により活字化)

図 1-2
 1957 年度人事に関する要望書

恵那教育研究所蔵

(*手書き資料を筆者により活字化)

²² 恵那地方は恵那市、中津川市、恵那郡の2市1郡から成る。第一部会は恵那市から東部山間部を多く含む郡部に当り、第2部会は恵那市より東部で岩村、山岡など城下町を含む伝統的色彩の強い郡部、第3部会は恵那市中心部、第4部会は中津川市より北の坂下宿を長野県境の郡部、第5部会は裏木曾と呼ばれ下呂・高山に抜ける街道沿いの郡部、第6部会が中津川市に当る。

記されている。

選挙は、7月13日を候補者締切とし、24日から28日を投票期間として、6名の校長側の選挙管理委員、10名の教員側の委員が選ばれた。7月16日に第2回目の選挙管理委員会が開かれ、人事協議員の選挙が行われていった(勤評資料③)。各候補者名が資料に記され、下に推薦票数が書かれている。人事協候補者推薦用紙提出65分校が有効で、1分校が無効と記されている。人事協委員の選挙は投票日を7月22日から28日で投票は無記名で8名を完全列記としている。校長を1名自分の部会から選出するとあり、選挙管理委員選出と同様の手順が示されている。なお、前年度引き継ぎの三宅信市、大野葦、三宅武夫の三氏は無投票と記されている。

7月29日に第三回選挙管理委員会が明智中学校で行われ開票作業の結果人事協議員選挙投票完了分会六五分会、未完了分会一分会と記されている。開票方法は、部会別の開票で、校長側協議員についての開票集計、教員側協議員についての開票集計がそれぞれ行われている。校長側の人事協議員は部会より1名選出と明記されているが、結果的に選挙管理委員と同じメンバーであった(勤評資料④)。選挙の結果、教員側協議員は17名が当選した。選挙管理委員でも協議員の被選挙権の資格を持っていたようで、選挙管理委員であった教師が人事協議員の選挙でも当選している。このことから投票した教師は人事に送り出した人事協議員と通じており、もし人事協議員に選ばれた教師の身に何か起これば、選んだ教師全体の問題として考えることになっていたという²³。このことは、投票するという行為が運命を共にするというを示し、代表者と共同体になる表明をしたことを意味するのである。責任を代表者に押し付けるのではなく、選ぶ時に代表者と共に歩む覚悟をして選ぶのだという。これが民主主義を徹底した恵那の戦術だとされたのであった。

1.3 恵那地方全ての小中学校に実施した実態調査

1957年8月19日第一回人事協議会が恵那教組の組合事務所で開かれた。一回目は全員参加で、1つ目の議題として運営組織が会議で選出され、次のように記されている(勤評資料⑤)。

議長(会長)三宅信市
副議長(副会長)三宅武夫。大野葦。
事務(事務長)水野博典²⁴。

水野氏は当時、恵那教組の支部長であった。

当時、恵那人事協とは別に各学校には学校人事協議委員が学校内の諸委員会の一つとしてあった。恵那人事協が全学校に宛てた教員の異動希望調査依頼や勤評アンケートの依頼主から勤務評定を直前にした1957年度は、学校人事協議委員と勤務評定の闘争委員は必ず

²³ 古屋章前恵那教育研究所所長の証言。2014年4~7月初旬の聞き取りによる。

²⁴ 三宅氏は恵那の障害児教育に関与し、水野氏は社会教育主事となり、「豆学校・豆先生」運動を推進した。

誰かが担当していたことが、理解される。

2 つ目の議題として人事協議会の任務について話し合われ、現状の確認についての調査が先ず必要であることが合意された。その内容は、児童、生徒数の増減調査、職員配置について、具体的には学級数、休職(結休)補充職員、期限休を基礎調べとし、次にその実態調査を基に、恵那人事協としての「正しい要求」を決めるとした。

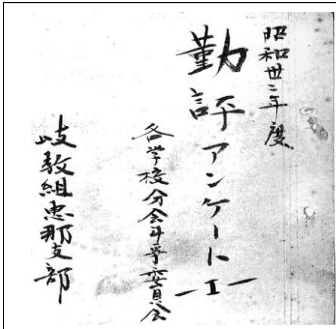
学級定員及び配置定員を学校教育法と文部省への要求事項と照会検証し、分析から得られた要望を県教育委員会及び校長会に提出することが決議された。県への要望の方向性は、県一体の強力な対策部を設けるべきだと意見が出され合意されている。その対策の具体的な目的は、恵那人事協の主張する「正しい要求」を父兄、県会議員、教育委員会、PTA、婦人会に認めさせることが目的だと決議した。

この決議を得て、恵那人事協は1週間後に、生徒定員と職員配置について恵那地方全域の小中学校の実態調査を行った(勤評資料⑥)。この調査の集計結果の出所は「恵那学校生活協同組合岐教組恵那支部」となっている。1957年時点の児童数、在学級数来年度学級数、現在職員数来年度職員数を全て調べた総数から、学級数の減少数に対し教師の減少数が多い事例を突き止め、その学校を再調査問題校としている(勤評資料⑥)。

1957年9月13日に第2回人事協議会が大井小学校校長宅で行われているが内容は次の通りである(勤評資料⑦)。経過報告として、学校選挙協議会、教師の規定の項、教師の規定についての運動に関する当面の戦術、専従職員補充の件と記され、団体交渉結集は傍線で消されている。議題は1.調査結果の報告とそれに基づく対策、2.勤務評定対策となっており、再調査問題校として山岡西・東中学を挙げている。当時この2校は統廃合で問題となっていたため、教委対策も議題項目である。またT中学校の校長不在についても話し合われている。校長不在の混乱は教育現場だけでなく人事においても起こっていたことが記されている。記録には、「校長を作れ、T中人事協議会の意志を尊重すること。教頭が校長の職務を代行することができるか?校長を早急に任職せよ。」とあり、(恵那地区内で)課長へ申し出ることと書かれている。同時に「学校の意向をたしかめ、学校の態勢をととのえよ。」という内容の書面を休職中の校長に出している。また、恵那人事協は、その問題に付随して「昨年度の校長推薦者 ×H中N.M. 中津第二中 高山 清」他などの記録から、校長を誰にするかという人選を検討する記録もあり、文面だけの促しに終わってはいないことが理解できる。

また、当年度の恵那人事協会議の議事には常時、勤務評定対策が組み込まれている。勤務評定対策として、「原則的に一括反対」「戦術的に、優秀上の者のみ評定するという案は、評定を二段階・総合評価にしたし」「学校毎に充分問題にする」「反対点と反対理由を明らかにする」「アンケート みんなの声を集計する」などの一致点が議事録に記載されている。

これを受けて恵那地方全ての小中学校に向けて勤務評定アンケート調査が実施された。出所は教職員組合恵那支部となっている。恵那人事協の書面の便箋下にはやはり「岐阜県教職員組合恵那支部」という文字が印字され、便箋の下部は恵那教組のものである。校長や教頭以外はほとんどが組合員であった恵那であるが、内容によって名称を微妙に変えている。



図I-3 勤務評定アンケート表紙
恵那教育研究所蔵(所蔵場所の
許可を得て筆者撮影掲載)

アンケートは勤務評価に関して、恵那地方の全小中学校に対し、①闘争委員会立ち上げの経緯、②勤評阻止行動に対する具体的な考え、③闘争に対し現在困難となっている事項、④学校闘争委員会から恵那教組への要望などを項目として、半構造的自由記述方式になっている(勤評資料⑧⑨)。

付知町東小学校

吉田小中学校「子供に教育する内容が小さくなる。」

付知東小学校

②評定の名にかくれて教育委員会や校長の支配権をかため中央集権を強化し学校教育を政府の先棒をかつぐ機関としようとしていること。

加子母小学校

③校長先生の主観が多くなって公正な機会なれば まだしも 機会と熟知を異にする職員はみじめだ。又人間である以上全部が全部 校長と同意見であるはずがない。

山岡東小学校

③・抗議集会、文書陳情、一斉早退等果して敵の力を弱めることに果して効果があるだろうかという疑問になる。

・父兄との共斗はむしろ逆効果、農村では父兄が却って勤務評定の実施を喜んでいる程だ。

・然しこうした中で何とかしてでも阻止しなければならないとは誰も考えている。・校長を反対闘争から絶対に脱落させてはならん。

蛭川小学校

① 1. 教育に無経験な(無免許者)地教委、県教委がどのようにして教育効果の判定をするのか

明智小学校

③地教委にはっきりとした、反対の態度がないと、絶対反対の運動は至難だ。

④PTAなど父兄の側から中央に働きかけることも望ましい。

中野方小学校

②直接行動，統一集会(全岐教組)辞表(全員)の提出，
間接行動 父兄との話し合い。地教委を学校にまねき懇談する。

④強力な運動を起すか，さもなくば無関心をよそおう。
その場合弱腰ではなく全員辞表をもって反対の為の集会
新聞による宣伝あらゆる手を打って阻止の運動を起す。

坂下小学校

② 1. 校長会では弱い線が出かけていると聞くが，まず校長側と真険に話し合い意志統一する必要がある。

アンケートは地域の事情によって勤評の理解を得ることが難しいことが回答されていた。補足として当時の教師へ聞き取りを行うと，教師たちは生徒の家の手伝いや，父母や家族が困っている問題の相談にあたったという。そうして，その問題と子どもの綴方内容に一致点を見つけ，父母と連帯したという。

教師が校長に評価をされることに対して，教師たちは嫌悪感を記しているが，一方で，話し合いによって教師側の意図と校長との一致点を見つけようとしている。つまり話し合いによって共闘しようとする回答であった。

また，随所に父母との連帯，親に教育方針を認めさせようとする，いわゆる恵那教組が方針とした「親との共闘」の意図が読み取れる。

1.4 人事をめぐる取り組み

1.4.1 全教員の人事希望受理前

10月23日には第3回人事協議会が開かれているが，まず二市一郡の教育長との交渉結果と県教育委員会の人事異動方針の経過が組合専従の石田和男氏より報告された。その具体的内容は，まず，中学校の1学級の定数を55名，小学校の1学級の定員を58名にし，教師の配当定員を増やすことへの提案であった。児童・生徒の定員や配当する教師の定員については，最大限の要求がよいのか，ギリギリの要求に止めるべきか。どちらが実現しやすいのかが検討されている(勤評資料⑩)。加えて，「各学校に火をつける」と書かれており，なぜ配当定員を増加することが必要かという理由として，もし評定で不当解雇があれば，残った教師が過重労働を強いられ，生徒の面倒がゆきとどかなくなる可能性があることを確認し合った上で，次の4つの交渉方法を計画している。第一に人事協の提案で四地区にわかれて学校協議会長，校長との話し合いをもつこと，第二に人事協として二市一郡課長及び教育長との話し合いをもつこと，第三に県校長会，県教組に働きかけること，第四に県人事対策会議を開く様に働きかけることである。交渉時における提案事項として，先にあげた小・中学校配当定員と，養護教諭・職業教諭，事務職員・司書教諭の配当率を上げること，復職者の補充に関する問題を具体的に指定することが提案された。それらの提案事項の中でも，まず，中学校の定員配当の問題を中心に闘いを組織化することを戦術目標すると合意している。ここでPTAを利用すべきかが話し合われたが，学校の自由度は，父兄の自由論議のためにもあるべきだとして，利用しないこととしている。学校(教育)問

題に関する定期的な機関紙の発行²⁵により、その組織化を通じて問題意識を拡大化させることが記されている。また、課長や教育長との交渉は当面、地区別で非公式の面接交渉を持つ戦術が重要だと記されている。さらに、西尾中津川市教育長には三宅(武夫)、丸山の2氏が、堀恵那市教育長には三宅(信市)、山本、小倉の3氏が、本荘課長には大野、水野、石田の3氏が交渉を持つとされている。

県に対する交渉は、校長会と教組、人事協議会がそれぞれ働きかけ、主として校長会が申し出るようにすることが記されている。地教委が実質的に動ける恵那教育振興会(仮称)を作るべきとも書かれている²⁶。そして、交渉は、校長会、教組が同歩調で行うことと記されている。

10月23日に検討された戦略は、次の人事協議会で具体的な交渉戦略を構想することへと進められている。12月13日に組合事務所で開かれた第4回人事協議会では、経過報告の中で県教委の校長異動対策が報告され、定員問題対策、勤務評定対策、人事に関する要望書提出についての議題が話し合われた(勤評資料⑩)。とりわけ、定員問題は教員配置の問題に直結しており、人事と表裏一体をなす議題ともいえる。

定員問題については以下の内容が進行していた。県教委への57名(小中学校長)案提出、市教委と12市教育長会議への申入れ、県校長会には陳情中であること、県教組への要望書提出が準備進行中であるなどが明記されている。その行程で県教委との事務局の意向をさぐることに、校長会、教組、人事対策部共同で交渉することがポイントであるとしている。校長と人事協議会長会議の具体的予定は、一、二部会では柘植校長が責任者となって明智小学校で12月29日12時に、三部会では三宅校長が責任者として大井小学校12月19日13時30分から、四、六部会では三宅校長が責任者となって南小学校12月20日13時30分から、五部会では梶田校長が責任者として田瀬小学校で12月19日12時30分からと記されている。

翌1月には恵那人事協で人事異動の要望書作りが行われ、各学校に提出することを地教委課長に交渉したことが記されている。郡や市との交渉の留意事項としては、教員の全県的交流と永年勤続を求め、校長は地教委に働きかけること、教員は校長に働きかけるとしている。

1958年1月20日に三宅氏が校長を務める大井小学校で第5回人事協議会が開催された記録がある。この記録には、昨年度の要望の分析から、本年度の要望が示されている。本年度に関する記録には、来年度の勤務校に関する各教師の希望から人事配置が検討され、その取り決め事項が示されている。その要望を県に対して行う基本方針として、まず、恵那人事協議会の役割と意義が示し、そして、議長・副議長への申入れ事項が整理されている。

この日の記録には、人事協議会に本荘課長、堀教育長、山本氏出席と書かれており、議長が地教委と教育長に申入れた旨が記されている。その議論の中で挙げた意見として「東濃は年令的に若いので校長の新任者が多郡市より入る心配がある。(囑託校長)」と記されている(勤評資料⑪)。これを受けて、人事協は高年齢の教員に関する不当人事への対策を

²⁵ 恵那教組定期広報パンフレット「自由論議」等。

²⁶ 翌年恵那教育会議で実現した。

話し合い、2月1日に、恵那教組として高齢者調査を実施し学校一覧を作成し、不当な人事がないかを確認している(勤評資料⑬)。

2月6日の第6回人事委員会では、来年度の地教委と校長の人選が行われた。図I-4はその一覧である(勤評資料⑭)。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|--|-----------|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | 本荘教育課長殿 | | 恵那学校人事協議会 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 昭和三十三年二月六日 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 課長候補 | | 西尾 岩夫 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 小 木 曾 行 雄 | | 福 岡 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 岡 庭 肇 | | 恵 那 東 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 校 長 候 補 | | 河 合 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 安 江 尹 | | 大 井 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 高 山 清 | | 中 津 二 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 小 倉 克 己 | | 恵 那 東 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 水 野 博 典 | | 飯 地 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 今 泉 太 朗 | | 岩 邑 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 伊 藤 棟 一 | | 明 智 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 井 川 幸 二 | | 中 津 南 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 千 早 六 雄 | | 苗 木 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 原 正 元 | | 長 島 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 岩 松 藤 市 | | 山 岡 東 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 北 原 恭 平 | | 田 瀬 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 日 比 野 一 郎 | | 恵 那 西 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 教 育 主 事 候 補 | | 今 泉 太 朗 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 小 倉 克 己 | | 岩 邑 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 三 宅 鉦 | | 恵 那 東 中 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 社 会 教 育 主 事 候 補 | | 水 野 博 典 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 今 泉 太 朗 | | 飯 地 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 山 本 信 夫 | | 長 島 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 指 導 主 事 候 補 | | 渡 辺 春 正 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 丸 山 雅 巳 | | 中 津 南 小 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 山 本 信 夫 | | 長 島 小 | |

次の人物を各職種の適任者と認め候補者に推薦します。(順序不問)

図 1-4 地域教育委員会及び校長候補推薦者一覧
 恵那教育研究所蔵 (*手書き資料を筆者により活字化)

候補者の過半数は恵那人事協員である。これはつまり、二市一郡の恵那の全小中学校の教師たちが選挙で選んだ委員が地域教育委員会の役員に推薦されていることを意味する。図I-4における灰色の網がけは筆者が施したものであるが、恵那人事協議員のメンバーであることが確認できている。

1.4.2 全教員の人事希望受理後

一方、各教師の転出希望に関しては、各学校の人事協議員と校長宛てに2通の人事異動調査要望書を送っているが、この、2通提出したところに留意すべき点がある(勤評資料⑮)。つまり、校長の要望と人事協の要望を照らし合わせることで不当を暴こうとしたのである。校長が体制側の意向で不当人事を試みた場合や校長の好みで不当人事を行った場合、人事協の意向調査と照らし合わせることで、むやみに権力を行使することができない仕組みになっているのである。

また、地教委や校長の人選に関しては、1月20日の人事協で教育課長も交えて話し合いを行っている。その記録には、もう少し精選して人選すべきだという記述で終わっている。こうした記録から、この時期の恵那人事協の活動が、地教委の人選よりも前に、3月末日まで実際の教員の異動に集中していたことがわかる。

恵那人事協は各学校の校長と学校人事協議委員長へ2月8日に異動届提出を要請したが、

その返答を受けて2月26日に、その経過報告している。回答が校長側と学校人事協でそれぞれ食い違わないか、1校ごとに確かめている(勤評資料⑩⑪⑫)。

以下の資料は恵那地域の校長と学校人事協議員への要望内容が不一致し再調査を求めることを示している。「一のことにつき、貴校人事協委員会への問合せを行うことは如何なものでしょう。」という記述のように、仮に校長が独断で人事を行使していたならば、人事委員に伝える旨が記されている(勤評資料⑬)。

| | | |
|---|------------------------------|--|
| <p>昭和三十三年三月十五日 西尾教育長 殿 教育課長 西尾教育長 殿</p> | <p>恵那学校人事協議会 議長 三宅信市</p> | <p>要望書</p> <p>本年度、教職員人事における最大の問題でありました学級定数、教職員配当定数も、県当局において最後の決定をしましたが、この決定に基いて引続き具体化せられます年度末人事異動に關し尤記具体的事項に就いての私共の意志と要望を明らかにします。</p> <p>去る一月二〇日御受理いただきました要望事項と共に、よろしく御審議の上、真に恵那教育振興のための人事行政を進められます様、要望いたします。</p> <p>記</p> <p>一、退職勧告を止められたい。</p> <p>理由</p> <p>(一) 最後の決定をみた来年度の定数に基き私共が調査した結果、当地域に於ては来年度の教職員定数が現状のままでは若干の不足こそあれ、余剰は認められない。従つて、希望なき退職の強行を認めることができない。</p> <p>(二) 如何なる名目であれ、高齢、高給、性別等による退職勧告は、教職員に対して不満と動搖を与えるばかりで、教育を真に振興させ得る処置として、その正当性を認めることができない。</p> <p>(三) 教職員の職務上、私行上の問題は、本人の理解と自発性によつてのみ解決すべき問題で、その処置は指導的処置に止まるべきであると考え。</p> <p>二、転出入は本人の希望に添う様、極力努力されたい。特に次の点については御留意願いたい。</p> <p>(一) 恵那地域外の転出希望者に関しては、受入先が本人の希望と異なる様な場合には、その旨を本人と話し合い、本人が現在地に止まりたい場合は、その様にとりかはかつてやっていた様、努力されたい。</p> <p>(二) 恵那地域外からの転入に関しては、当地域出身の転入希望者を優先的に受け入れる様、努力されたい。</p> <p>(三) 僻地に長年勤務し、本年度転出の希望を持っている者や、結婚等の理由により学校運営・生徒指導のために転出の希望を持っている者に対しては、特に留意し優先的に希望がかなえられる様、配慮されたい。</p> <p>(四) 結核・普通給食者の復帰に關しては在籍への復帰を原則とし、止むを得ざる場合でも、病院、交通その他病氣回復は適した場所へ復帰できる様、御尽力たまわりたい。</p> <p>(五) 学校統合により山岡東、西中の移動に關しては</p> <p>a 該当校の教職員に機性をしわ寄せしない様にしていただきたい。</p> <p>b 東西両中学校の教職員の意見調査を行つて後、移動事務に着手していただきたい。</p> <p>c 該当校の教職員の現状と希望を基にして計画を樹てPTA・地教委等の意見を極度に重視する様なことを避けていただきたい。</p> |
|---|------------------------------|--|

図 I -5. 退職勧告休止の要望書 恵那教育研究所蔵(*手書き資料を筆者により活)

1957年度時点での次年度転出入(長・勧告含む)一覧表(作成日は記載されていないが1958年2月8日~26日作)と1957年度時点支部内学校一覧表1958年2月8日~26日のまとめでは教師一名一名の氏名まで掲載されている(勤評資料⑰)。恵那人事協は第7回から第9回の人事協議会において、公式・非公式に都度、校長の提出した人事とこれらの一覧に合わない者の氏名とその事情を確認し、話し合い、その結果、問題があると判断した事項に關しては、再度、書簡を送つてその是非を問うている。人事事情が明確になるまで、執拗なまでのやり取りを行った恵那人事協の書簡が残っているが(勤評資料⑱~㉔)、実際に次のような(国や県に対して旗を振つた)圧力がかけられ、この異動時に、不当な人事が起こっていた(勤評資料㉕②)。

人事異動に関する件(退職勧告)

本教諭 S. G. 君は三月四日学校長より課長面接の旨を受け翌三月五日事務局に行き課長に面接したところ“退職してほしい”とのことで結局“昭和三十四年三月三十一

日に必ず退職するからもう一ヶ年はたのむ”旨の誓約書を書き署名捺印して来たとのことであります。そのことを本人から事前に話がなく三月七日の午後になって はじめて本人からきいて残念に思っている次第であります。詳細は本人から先生のところへ報告するようにしておきましたが何卒宜しくお願い申し上げます。

三月十二日 H小学校人事協長 G. Y.

恵那人事協議会長 三宅信市殿

このようにして起きてくる不当な退職勧告に対し、恵那人事協は3月15日に三宅信市会長を送り手として要望書を県教育委員会に提出し、3月18日に県事務所へ三宅氏、水野氏の2名が赴き、問題解決交渉を行ったと記録されている(勤評資料⑬⑭)。

図 I -6 転出希望名簿一覧
 恵那教育研究所蔵 (*手書き資料を筆者により活字化)

そして、転出希望名簿一覧を作成し、最終的に3月18日付けで教育長に宛てている(勤評資料⑭⑮)。

1957年度の恵那人事協は反省会を1958年度に入った4月21日に国鉄寮で行った²⁷。その会には、特別出席者として恵那郡統括本荘教育課長と永井主事、西尾中津川市教育長、堀恵那市教育長、恵那郡山本主事の地域教育委員会の人たちを招き、当年度の恵那人事協の執行を終えている(勤評資料⑬⑭)。

²⁷ 30年度、31年度の反省会の記録はないが、29年度も年度が替わり5月19日に昨年の反省会とあり、学年末・学始の学校業務多忙時期から、少し落ち着いた時期に総まとめを行って年度を終っている。

1.5 自らの自らによる勤務評定

ここまで1957年度を軸として恵那人事協が選挙から実態調査そして人事交渉まで行っていたことについて資料を基に述べてきたが、以下ではそのまとめとして、選挙、実態調査、人事実践について考察する。

1.5.1 選挙

選挙は、校長も含め恵那地方の全小中学校の教員が有権者であったことは重要である。また、開票状況が全て公表されるので、仮に一部の部会で投票率が非常に悪い場合、投票の怠慢が一目瞭然で、教員一人ひとりに責任を取らせる強制力があつた。人事協議員の内訳も注目される。6部会に必ず校長が一人選出されるので、仮に教員側の票が一部に集中しても各部会は空白にならない。教員と校長の数のバランスも重要で、校長が6名に対し教員は17名とされているために、校長の不当な権力の行使はできない。他方、各部会に校長が入っていることは交渉面において有利である。組合員だけよりも力を発揮することをうまく活用している。校長には教育委員会と交渉できる意見具申権があるためである。

1.5.2 実態調査

恵那人事協議員は、一人の漏れも逃さないような実態調査の精査と、不明箇所に関する討議をし、そして、交渉を重ねている(勤評資料⑰～⑳)。

調査項目は僻地永年、結婚、校長候補、郊外転出、転出、転入、長期休職、休職期限、勧告など詳細な個人の問題に及んでいた。なぜこのような詳しい調査ができたのか。それは1957年1月に地域教育委員会へ要望書を予め提出し、その協力が得ることによって地教委の内申権を利用しているからである。校長の意見具申権と地教委の内申権を利用することで、公明正大に詳細な調査が可能になったからである。細かな調査によって、不当勧告や年齢差別、高齢女性教員に対する僻地勤務の不利が明らかとなった(勤評資料⑬)。

この背景には、恵那の教師たちが、文部省からは偏向教育呼ばわりされ、全国日教組、県教組を批判した恵那教組は後ろ盾を失った状態にあり、内部で集団として固まる他はない状況にあつた。具体的方策などなく、しかし、現場の教師から教育の在り方を決めていくという方針、そしてその方針は多数決の原理ではなく、一人の反対意見も説得納得して進んでいくという方向性は戦後から一貫しており、難事の勤評闘争にもその姿勢は変わらなかった。実態調査やアンケートは恵那の教師たちの一人一人の声を反映するためのものであつた。同時に、実態調査やアンケートの「1校ものがさず」の実施は戦略的に重要である。1校の脱落が運動減衰をまねくだけでなく、人事協執行に関する情報漏洩の可能性を持つからである。

勤務評定に関するアンケートでは親との関係構築についての回答があつた。それによると、山岡東小のように、「父兄との共闘はむしろ逆効果、農村では父兄が却って勤務評定の実施を喜んでいる程だ。」と親への呼びかけを躊躇する学校もあれば、明智小学校「PTAなど父兄の側から中央に働きかけることも望ましい。」という回答があり、親の要望を聞き入れる学校もあつた。

一方、校長との関係構築について述べた回答もあつた。加子母小「校長先生の主観が多

くなって公正な機会なれば まだしも 機会と熟知を異にする職員はみじめだ。」とどの学校も校長の権力行使を拒否する回答が多かったが、山岡東小「校長を反対闘争から絶対に脱落させてはならん。」の回答のように、どの学校も校長なくして闘えないことは熟知していた。

地域教育委員会に対しても、蛭川小「教育に無経験な(無免許者)地教委，県教委がどのようにして教育効果の判定をするのか」としながらも，明智小「地教委にはっきりとした，反対の態度がないと，絶対反対の運動は至難だ。」とある。どの学校も理解してもらう他ないという見解は一致している。

勤評闘争については，山岡東小「抗議集会，文書陳情，一斉早退等果して敵の力を弱めることに果して効果があるだろうかという疑問になる。」と戸惑いながらも，中野方小中のように全員辞表を覚悟して運動を起こすところもあり，地域の事情により異なる。

以上を総括すると，校長と地教委を組合側の味方につける必要性が人事協に周知され，実際の人事では，各学校の校長と地教委，県教委に対する交渉が展開されていたことが詳らかになったといえる。

1.5.3 人事実践

勤評は文部省→都道府県教委→地教委→校長→教員と系列化した権力支配の整備を狙うものであった。これは，文部省・自民党対日教組・社会党という大きな2勢力の対立から発生した。このことは，各地で父母，教師，学校，組合，教育委員会，文部省という個人・集団を巻き込んで影響し合ったといわれる(丸山 2001)。丸山義王は，勤評闘争について各々の組織の関係から3類型に分類している(丸山 2001)。愛媛型は，教師が日教組と親和し，父母と中立，文部省や県教委，地教委と校長は対立の立場をとった。秋田型は，日教組と親和，父母と中立，文部省や県教委，地教委には対立の立場をとった。神奈川型は，日教組や校長，父母と親和し，地教委と県教組とは中立，文部省と対立する。人事の交渉において，親，校長，地教委を味方につけるのが恵那の方式であるので，恵那は全国的な勤評闘争の3類型の中で，神奈川方式に近いが，地教委と親和しているところに特徴がある。県教委については，勤評闘争時に地教委の西尾中津川市教育長が，元は県教育長であったことからパイプをもっているので，中立，親和と単純には言い表せない。交渉次第で近くなったり，対抗的になったりしていた。そもそも，地教委には構成員を恵那人事協から推薦した人たちがその役職に就いているので，端的にいえば，地教委は身内の組織である。

また，人事協自体は教員の選挙から成り立っているので，文部省から教員に至る系統的な権力構造に対し，1 教員から全体が構成されていくボトムアップの構造である。文部省に対して一貫して対立相手である他は流動的であった。

神奈川方式が父母，校長，地教委を話し合いによって折り合いをつけて適合する方法であるのに対し，恵那の周到な特異性は，地教委自体の人選を恵那人事協がコントロールしていることにある。つまり，人選の段階で行政に一定の力を示すのである。2月6日の人選による地教委への来年度の人選の要望では，構成員の半数以上が人事協のメンバーである。西尾中津川市教育長は前述のように前岐阜県教育長であり，中津川市の教育長になっ

た経緯も前玉置教育長の急死の欠員に入ったためであり、岐阜県教育長を選挙に敗れて辞めたわけではない(森田 1979)。よって、西尾氏は県とのパイプは保ち続け、随所で県への交渉の場を開いている。

恵那教組が地教委、PTA、校長の4者会議、すなわち、1958年以降恵那教育会議で共闘していくことはついでには森田(1979)、佐貫(1988; 2014)がすでに明らかにしているところである。本論文において特筆される点は、教組だけの人事協にとどまらなかった組織が、地方自治の一形態として大きな成果をあげたという点である。ここでは、恵那人事協に校長が含まれるという点を再度強調しておく必要がある。恵那人事協における校長は話し合いの交渉相手ではなく、協働者なのである。そして、この校長がメンバーに入っていることで、恵那人事協は対等に教育委員会と交渉する権利を持っていたのである。つまり、意見具申権の発動が人事協にあるために、教育委員会への人事の関与が可能であったのである。勤務評価についても、地教委から理解を得ると地教委は内申権があるので、とても詳細なプライベートに及ぶまでの調査が行えたのである。この実態調査は実質、文部省が詳細な調査を求めた勤務評定に匹敵するほどに精査されたものと考えられる。人事協は「一人も残さず不当な扱いを一教師が受けることのないように」と執拗なまでの細かい調査やそれに基づく交渉を行っていたが、そのことが逆に、自分たち自身で勤務評定を行う結果になったということも指摘できる。

ところで人事協はどう成り立ったのか、選挙方法に立ち戻ってみると、一教師の一票から選挙で選ばれていた。つまり、一教師の一票の意向が恵那地方の地域教育委員会や校長の人事組織形成に関与しているということである。そして、教員側の人員が校長よりも半数以上多いわけであるから、教員側の意向がくみ取られやすい構造になっている。しかたして、旗を振って実際に反体制的に行動する反対闘争ではなく、いつ体制側に翻るかわからない校長と地教委を教師たちに同調させようとした親和作戦を展開したといっていよいであろう。恵那人事協は校長を使って、自分たちの意向を体制側に認めさせようとしたのである。

小結

本章では、恵那人事協議会を介して恵那の教師達が、国が実施しようとした勤務評定に対し、単に批判し反対するだけでなく、自ら勤務評定を実践したことを指摘した。すなわち、選挙、実態調査、人事実践を行っていたということである。選挙に関しては、恵那地方における全ての小中学校の全教員が被選挙者且つ有権者となっていたことを明らかにした。また、実態調査に関しては、恵那人事協が、全ての小中学校における全教員の転校希望を基にした実態調査を行っていたことを示した。また、人事実践に官営手は、当該地方の全小中学校の全教員の人事要望を基にした恵那地方の主要な教育役職についての人事実践が執行されたことを明らかにした。以上、これらの三事項を本章では明示した。

ここで共通するのは、全小中学校全教員が自律的になるような恵那人事協の集団づくりの戦略があるということである。人事に関する自分の意向が届くことは各教師が立ちあがる力となり得ていた。

また、親に恵那の教育を認めさせようとする意図が随所で確認された。この点に関して

は、その後の 1958 年から 1959 年にかけて恵那教育会議が開催され「親・地域との共闘」というスローガンが掲げられたことから顕著な点だと指摘できよう。

次章では、それまで長野県であった学校に合併問題で恵那地方の教師が赴任することによって起こってくる騒動について明らかにする。何故かといえば、その騒動の中心人物である恵那教組の小出教諭が後の障害児者運動に深く関わるようになっていったからである。

第2章 地域生活運動の集団祖形としての「豆学校」

はじめに

前章では、恵那教組は勤務評定時に、「親と地域へ」という路線を取って、組合を維持してきたことを述べた。「親と地域の共闘」の実際の組織化は、1960年代の「豆学校」活動の実践にあると仮定される。

というのも、1960年前半から1970年代にかけて、「豆学校」を支える「民主教育を守る会」²⁸が500にのぼる自主組織となったためである(石田 2017)。「豆学校・豆先生」は教育学の分野で、生徒の自主的な学習集団として知られるが、その組織化は恵那教組が親と地域との共闘を実現するための、極めて教師の意図的なものであるという仮説を論証する。ここでの目的は、地域の人びとの属性がさまざまであれば、物事は単純には進みえない。単純ではなく、さまざまな地域の人びとが画策を試みていくところに、制度にただ流されて統制されていくのではなく、地域全体としての自律性が存在しえるのではないかと考えるためである。

「豆学校」を最も推奨した神坂小学校長と2教師は任期の途中でこの地から追放されてしまう。一方、「豆学校」はその後も存続されていった。「豆学校」活動は地域の中で行われる活動である。

神坂地区内の林野の開拓、分村合併、高度経済成長による問題など、農村の生活変容の複雑な事情の中で、子ども、親、教師各々の集団はそれぞれにどのような視点をもっていたのか。当人たちが書き記した資料から、「豆学校・豆先生」活動の経緯を明らかにしていく。

2.1 豆学校運動に関する研究方法

2.1.1 「豆学校・豆先生」に関する先行研究と本論文の視点

1963年に中津川市神坂地区では、「豆学校・豆先生」の実践がはじめられた。豆学校とは、学校教育の学校を意味するものではない。地域の各集落の中で、子どもたちが自発的に5~10名程の小集団を組み、課外に教師や大人に指導されるのではなく、高学年が豆先生、低学年が豆生徒として、学習し合い、自分たちの創意工夫で遊びや行事を企画していく自主集団である。この時期の先進的な実践として教育学の中では注目された。

「豆学校・豆先生」に関する先行研究はもっぱら教育学の範疇で取り扱われている。森田道雄が詳しいが、「豆学校・豆先生」活動を恵那地方全体の実践研究について評価である。子どもの実践活動として取り上げているが、「民衆教育を語る会」については、触れていない(森田 1995)。大橋精夫はこの豆学校について第一に地域子供会議として、第二に生活綴方の手法をとっていること、第三に集団主義を実践しているものであり、教師にとって「子どものつかみなおし」の実践であると評価づけている。大橋はこの集団がソビエト連邦のピオネールを想起させマカレンコの集団づくりとの関係性について指摘している。大橋によれば、マカレンコの段階的集団づくりの観点から恵那の豆学校集団をみると、各々

²⁸ 1974年に「民主教育を守る会」は守る保護だけでなく育む組織として「民主教育を育てる会」に改称する。但し、「中津川市障害児者を守る会」は独立した一つの大きな団体となっていく、名称も存続して現在に至っている。

小集団がばらばらで、さらに統一体をなすべきだと見解している（大橋 1965）。そのために大橋は、如何に統一的な集団として形成されるべきかという観点で述べており、各々の子どもがどのような意識で生活しているのかという生活を問題にするものではない。大橋や森田の見解では、「豆学校・豆先生」実践は教師の視点から教育観を理解することができるが、別の視点から考察は行われていない。

豆学校集団に関する見解については、小出教諭と共に豆学校運動を推進した斎藤尚視教諭の記述資料がある（斎藤 1965）²⁹。

筆者は障害児者が地域社会の中で共生するという観点で研究を行ってきた³⁰。教育学の枠組みだけでは判明されない多くの点に突き当たった。近藤益雄は障害児者の生活綴方教育を 50 年実践してきた。その中で地域社会の中で共生するという観点を重要視している（近藤 1999）³¹。確かに、生活綴方それは地域事情を検討することの必要性である。よって、この本章では、子どもの視点、親の視点、地域事情から豆学校活動の経緯を論証していく。

豆学校が神坂地区で始められたことについては、地域事情を勘案しなくてはならない。豆学校の発祥は、その誕生前の長野県の事情と岐阜県の事情を背景に考える必要がある。この地区の街道筋の生活地区、農村筋の生活地区、開拓地区の 3 つの異なる地域事情が高度成長期という大きな流れの中で存在していたこと抜きにしては語れないからである。もし、子どもの学習が通常通り行われていたのならば豆学校はなくてもよかったかもしれない。まず発生した場所が開拓地であったこと、長野県は全国一の満州開拓者が出た場所でもある。引き上げ者と開拓の事情を触れておかないと語れない部分がある。安岡健一は前後の引き揚げに関して 2 つの波があることを述べている。すなわち、終戦直後と高度経済成長期の時期である（安岡健一 2014）。また越県分村合併騒動がある。解決の糸口さえ見つからず激化していた問題で、街道筋の生活事情と農村筋の生活事情がある。以上のような地域事情を同時にみていかないと、教師追放の理由や「豆学校」存続の要因は見えてこない。そのため、本論文では、神坂地区の村勢を示すこととする。

戦後日本の農地改革において林野については開放されなかったために地主制の遺制を残す結果となった。神坂地区の土地の大方は山林で占められている。その有様と、街道筋の伝統重視の指向は親和する事項なのである（農政調査会農地改革記録委員会編 1957）。その林野に国策として開拓者がやってくれば、当然、土地を巡っての動きが神坂地区に起こってくる。「豆学校」は開拓地で盛況となり、神坂地区全域でも盛んになった。とすると、集落と神坂地区全体の間に関連の動きがあるものと推測される。一方、この時期に神坂地区

²⁹ 斎藤尚視「豆学校一運動の基本的観点一」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料、1965 年 8 月 20 日。

³⁰ 篠原眞紀子他 Person-Centered-Planning 研究会、「生活再建に向けたコミュニティの再構築一障がいのある方、高齢の方を中心に一」兵庫自治学会、平成 24 年度第 1 回コラボレーション・プロジェクト。

³¹ 近藤は、大関松三郎と寒川道夫との生活綴方の合作「山芋」に強い衝撃を受けた実践家であるが、この「山芋」から、恵那の綴方教師や生徒も大きく影響を受けている。

に関わることとなった恵那の教師側からすると、1950年後半の勤評闘争から1963年は岐阜県の教育正常化の名の下、教員の中立性を求める教職員組合に対する厳しい統制の最中であった。

「豆学校」は子どもの自主活動といわれながら、恵那の教師達が関与する限定付きの自主活動である。地域の中で各々の児童が集団を形成し、その中で社会変革の大きなうねりをつくろうと運動するものであった。「豆学校」の誕生を先導したのは、後に障害児者運動を先導した小出信也教諭である。その障害児者運動においても随所で類似した集団づくりが意識的に行われていた。同じ推進者を介していることから、前者の集団づくりに当たる「豆学校」集団の形成過程を検討していくことは、障害児者運動のルーツを辿っていくことになる。

1960年代前半に子どもによるこの自主運営・自主学習の性格を有する「豆学校」集団活動は、同時に地域の人たちを対象として主に親と教師の自由任意参加集団「民主教育を語る会」を結成して展開されるものであった。これらの集団活動が神坂地区内の林野の開拓、分村合併、高度成長により農村の生活変容の問題などの、複雑な事情をかかえながら、地域事情とどう絡み合う実践でありえたのか。「豆学校」の集団形成の組織化は恵那地方全体の地域生活運動の源泉なのではないか。筆者は以上のように、森田の教師の実践研究に、子どもの視点、親の視点、および地域事情を明示することを付け加えて、「豆学校」運動を検討することとする。

2.1.2 「豆学校」組織作りに関する研究上の位置づけ—障害児者運動の組織づくりの源泉—

この研究の目的は、教師側からだけでなく、子ども、母親の記述と教師の書き留めた媒体を、その綴りと地域の情勢を照らし合わせ、「豆学校」活動が如何に地域と関係しているのかを考察し、地域での学習の意味を浮上させようとするものである。実際の研究手法としては「豆学校」に関わる子ども、親、教師の3つのアクターの記述や言説の相互関係を明らかにする記述間から集団力動を考察することにより、予め用意された教育学的理念に依拠するのではなく、記述と地域事情の隙間からみえる地域学習の意味を考えていくこととする。引いてはこの力動そのものが、後の障害児者の運動の所在を明確化するものと考えられるためである。

本章では、子ども、親、教師のアクター間の集団力動を明らかにするため、それぞれのアクターが書いた綴方を一次資料として取り扱う。

集団力動を探る際には、「豆学校」をめぐる子どもの綴方と川柳が残っておりそれを資料とすること、同様に、残存する親の綴方、「豆学校」行事に親も参加して親が自分の生活史を綴って作った紙芝居、「豆学校」の感想文などがあるため、それらを研究対象とする。また教師側の記述については教師が作成した「豆学校」やそれを支える「民主教育を語る会」への呼びかけ文、議事録などがあるため、それらも研究対象とする。

ただ、それらの集団だけの力動を捉えても、地域で行う学習の特異性はみえてこない。それに加えて、「豆学校」が行われている各集落の子どもたちがここまで育ってきた地域史を示すことが必要になってくる。すなわち、地域のエスノグラフィーの手法をとるべきと

考える。

エスノグラフィーといえば、集団についての記述ということになる。「豆学校」の資料は紛れもなく「豆学校」集団に関する記述に他ならない。一方、地域を記録することになると、地域の記録というものが必要である。とすると、神坂地区の村勢を示すべきである。しかし、神坂地区は1947年から「豆学校」が実践されてからも越県分村合併問題の争議中にあり、昭和の合併で1955年あたりに各地で盛んに作成された村誌は作成されなかった。森田道雄の先行研究でも分村合併問題にふれているが⁹、問題は複雑で筆者が聞き取り調査を行うと、現在も合併賛否の不和の感情は解決されておらず、岐阜県寄りの集落と、長野県寄りの集落とは未だに一緒に行事が行えない状態にある。

分村合併時の統計資料を調査したが、見当たらなかった。1960年と1965年の国勢調査資料と農業センサス—1965年からは林業センサス—では、1960年度の調査資料は長野県内の神坂村として、また1965年は岐阜県と長野県に両県に存在していたので、当2資料から大まかな村の様相を把握した。また、中津川市統計局と神坂村に関わる5支局すべてにその存在の調査を依頼すると、神坂支局で1955年と1956年の村勢要覧が確認され、分村合併2年前の村勢要覧は入手することができた。

生活綴方及び記述資料については生活の家資料室及び恵那教育研究所所蔵の資料を第1次資料として扱う。公表されたものだが、個人的な情報は匿名化し、役職・組織・地名は実名表記し、倫理的配慮を行った。

2.2 教育の不在から起る児童の障害

2.2.1 教育正常化と越県分村合併問題

恵那教組は、第1章で述べたように1950年後半の勤評闘争¹⁾から、教育統制に対する反対闘争の渦中にあった。恵那教組の戦略は、教育委員会、PTA、校長会と連携して市民ぐるみで恵那教育会議（以下、4者会議と略。）を開催し、親や地域に入って共闘するという方法をとっていた³²。この4者会議を指揮管轄したのは人事協選挙で名を連ねていた人の一人、渡辺春正氏である³³。恵那の教師たちの大方が当時は組合員であったが、渡辺氏はその教師達が全員選挙人となって行った1957年の恵那人事協の選挙では、教育委員会の指導主事補佐に選出された人物である。1958年4月より、その神坂小学校の教師に赴任した。

教育自治組織としては4者会議が成立したが、50年代にはこれとってはっきりした地域内における「親・地域との共闘」を示すような集団組織形態は未だみられなかった。

1950年代といえば昭和の市町村合併が活発になった時期でもある。隣接する長野県西筑摩郡山口村に属した神坂地区では、1958年、自治省が敷いた越県分村合併によって村内が大混乱の中にあった。

1958年秋、神坂村は二分されて、長野県西筑摩郡から岐阜県中津川市へ合併になったこ

³² 佐貫浩，2014，「岐阜県恵那の教育運動の展開と戦後教育学——石田和男の教育運動と実践の理論の展開に即して——〈その1〉」，『法政大学キャリアデザイン学部紀要』，11：69-107.

³³ 当時恵那の綴方教師であった依田和子さん，鈴木さよ子さんからの聞き取りによる。

れにより、A 集落、B 集落、C 集落の三集落が、長野県に残ったが、長野県の小学校までは遠く、越県入学を希望する者が多くあった。中津川市教育委員会に強い力を持っていた渡辺氏は、その越県入学の橋渡しをした。結果、3 集落の 80 パーセントの子どもが県境を越えて中津川市立神坂小学校に通うことが可能になった。

渡辺氏は、偏向教育で教育関係者が国会への証人喚問に召喚され、恵那地方の教育関係者も赴くことになった象徴的な年である 1954 年には、教育委員会の事務局事務の職に就き、恵那人事協の選挙で役職に推挙された。1958 年 4 月から 1963 年までは恵那教組の専従として勤めた。ちなみに渡辺春正氏は 1969 年に中津川市の教育次長となり東小学校に重度の障害児の養護学級を設置し重度の障害児が普通学級に籍を置き複式学級の形を作って恵那式の統合教育を実現させた人である。1975 年に中津川市の教育長となり、1976 年には小出信也教諭らの運動を認めた。全市の障害児が東小学校に結集する正規の授業としての合同教室を、中津川市の養護学校とみなすことを認めた人物でもある。

恵那地方では一人の教師が教育委員会と組合間の籍を移動することは珍しいことではなく、4 者会議の結束があるために往来が盛んであった。校長と教育委員会の移動も勿論のことである、その一人、やはり 1957 年度の人事協の選挙で社会教育主事になった水野博典がいる。水野氏は元恵那教組委員長であり、中津川市の社会教育主事を経て、神坂小学校の校長となっていた。水野氏はかねてより、マラソンで多治見市から中津川市間を完走した小出信也氏のその体力に注目し、小出教諭を斎藤尚視氏と共に恵那から神坂小学校に就任させた。この両氏は先の東小の統合教育で、斎藤教諭が養護学級開始時の普通学級を担当する教師として、小出教諭は後の統合教育活動の合同教室開設期に、共に重度の障害児の統合教育が敷かれる東小に関わった人たちである。小出教諭は水野氏との関係だけでなく、渡辺春正氏とも強いパイプがあった。恵那教組は生活綴方・地域教育を進める一方で、綴方だけでは基礎学力が身に付かないという批判を受けて、基礎学力の教育にも力を入れて、合議の上、民間教育運動を推進した教育科学研究会(以下、「教科研」と略)に属していた。恵那支部長に渡辺春正氏、事務局員に近藤武典氏、小出信也氏を置いていた。渡辺氏と小出教諭は教科研で数学の水道方式を学び推進していた³⁴。

近藤氏は生活綴方の実践家としてもこの地域で有名な人物であったが、学力の到達目標こそ求めていくということであると主張した。一方、小出教諭はここにあげる「豆学校・豆先生」運動の実践「子どもと共に生きる実践 人間味あふれる子どもたちをこそ育てる生活の変革」という教育を目標に掲げ、両氏は激しく対立した。

この対立も恵那地方では珍しいことではない。恵那教組は「自由論議」をという標語を掲げ、それゆえに、日教組の統一的路線に異を唱えていた(2.1 参照)。意見を違いにしても、教科研の仕事は協力するのが恵那方式であった。

教育県として全国的に知られる長野県の中で、文豪島崎藤村の生まれた神坂地区内の馬籠集落は、古くからの伝統や風習と習慣を色濃く残していた。それは、この土地の大幅が

³⁴ 水道方式は東京工業大学で教鞭をとっていた遠山啓氏が開発した方法である。文部省型の数が量に先行している方式に対し、児童期の直観像把握すなわち図式把握による思考力の飛躍的向上を重視する方法である。水道の太いポンプを水が枝分かれする連想から、この名称が付けられた。

林野であった事情も大きい。戦後の交通の発達, 経済的なよりどころの変化などがからみ, その上政治的な措置がからんで合併賛成派と反対派に分裂し, 1958年の越県分村合併から分裂した状態は「豆学校」が誕生する1963年にも決着もつかぬままに放置されていた。1963年の状態を小出氏は次のように説明している。

岐阜県の教師にとって, 恵那にとっても, そして神坂にとっても誠に多難な, 悲しい年であった。神坂が生木を裂かれる様に分村合併したと全く同様に, 「教育正常化」という名による組合分裂, 破壊の行われた年である。教師の権利に関する問題をとっても, 教育をめぐる問題の解釈をとっても, (教育行政も内容も) 権力によって一方的に, 一つの考え, 一つの立場を強制されそして組合脱退の強要をされた年だ。愛媛, 高知, 和歌山, 京都などの組合弾圧を聞き, フンガイした事はあっても, 現実こうした問題に立ち向わねばならぬとは, 私たちは考えてもいなかった。前年の昭和36年, 「正常化」は加茂郡を手はじめにはじめられ, 可児郡が37年春から正月にかけて洗礼を受け, そしてこの年全県がその権力のなげる網の中でもがき苦しんだ一年だったのである。

昭和38年, 恵那市, 中津川市, 恵那郡の教師は10月31日を期して, その決断を一人々々の教師に迫られた。

小出信也「組合活動と民主教育を守る運動の経過」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料, 1965年8月20日, p.32.

教育の正常化とは, 1963年に自由民主党が全国的に行った施策である。法的根拠は教育基本法第10条³⁵実施の重点県として岐阜県があげられた。当時の岐阜県知事松野幸泰は利益誘導と自らの指示に従わない教職員組合への徹底的な弾圧に踏み切った。県教委人事として, 文部官僚高石邦男を教職員課長に迎え, 施策の全面実施に当たった(森田1995: 41-43)。

中津川市立神坂小学校も中学校も, 合併当時中津川市の教師に籍をうつした者は5名に過ぎず, 担任のない組がいくつも出来ていた。急きょ, 中津川市内の教師を一ヶ月程臨時にふりあてる間に, 若い新しい教師を集めようやく陣容が立て直されて出発したのは11月下旬であった。従って1963年4月迄は, 旧中津川市内の教師たちの考えや組合活動などが深く浸透していたとは言い難い状態にあった。

2.2.2 「豆学校」前夜

この時期に昭和の分村合併があり, 神坂地区は県境の分村合併で村中が反対派と賛成派に分断され, 1958年自治省の判断がなされてからも事務的な不手際や心情的な問題は解決されておらず, 特に越県通学の問題で子どもは学校教育を安心して受けられないような状態が続いていた。1958年9月30日にそれまで長野県西筑摩郡に属していた神坂村は中津

³⁵ 教育基本法第10条は「教育は, 不当な支配に服することなく, 国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は, この自覚のもとに, 教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」と規定されている。

川市の一部になって、小学校には今まで長野県の教師と新たに入る恵那地方から教師が混合する状態となった。「信州の教育」「恵那の教育」とそれぞれに呼ばれるが、その中身もシステムも全く異なる独自のやり方をとっていたので、すぐに教育方針を合意できるような状態ではなかった。特に教育方針に関して、長野県は手本を重んじ丁寧で系統的な学習を行い、教育水準の高さに定評がある。一方、恵那の教育は学習指導要領に沿ったカリキュラムによらず生活の経験的学習を重んじ、生活綴方・地域教育を主軸にして集団学習を行っていたので、方向性が全く違っていた。

1963年、教育正常化²で、恵那教組は国や県の教育統制に対して、親と地域に理解を求めることで組合員の脱退を最小限に留めていた。

綴方

合併問題は今は良いけど、私の一年頃から三年頃までは、絶対に反対の子と賛成の子どもは遊びませんでした。それは、親たちが「遊んではいけない」というからです。親たちが出会っても「おはよう」もいいませんでした。 —中略— 合併して、なにが、変わったのでしょうか。なにも 変らないのに どうして合併したでしょう。

どうして、反対と賛成にわけたのでしょうか。

T子「合併問題」神坂豆学校資料4より、1964年7月

この合併は昭和の合併を指すが、神坂地区は長野県と岐阜県にまたがり、県のどちらに属するかが岐阜県の中津川市に合併するか否かで、賛成派と反対派の争点になっていた。その上に、自治省が地図上で機械的に村を分断するような越県分村合併のかたちをとったので、大混乱となった。他地域の合併では、合併前に村や町の記録を残しておくために地誌が編纂されるが、当地区は混乱で調査もままならなかった。そのために、合併時の統計調査は実施されなかった。

現在に至っても当該地域の人びとにとってわだかまりの感情が続いている。「今も神坂全体で行事することは中々難しい」と、日野利治神坂公民館長は言う。それは、2つの次元で住民の価値観が異なるからだ。ひとつは生活上の水利が違うことであり、あとひとつはE集落地区と湯船沢地区の間にある長野県と岐阜県の文化の違いの問題である。両地区は落合川で分かれ、湯舟沢は最澄や万葉集の詩人が通った東山道の旅所としてある集落であり、一方、E集落地区周辺は中山道の宿場町である。

長野県下でも木曽は貧しい土地だが³⁶、貧しい土地柄のために家改修できず、後になって逆にそのことが江戸時代の街並保存につながった。その貧しいB集落崎藤村記念館は長野県の教育会の手で設立された。村にとって記念館は大切な財産であり、設立に関係した者は、それを支える長野県人として、岐阜県側に名前を譲るわけにはいかなかった。一方、生活するだけに精一杯の人たちは中津川市の方が便利である。神坂村分村合併問題は、1947年3月18日神坂村臨時議会から始まり分村合併の1958年まで13年に及び、その後も反目

³⁶ 木曽教育会館で寺島元長野県教諭が木曽地区に赴任し実感したという。2016年1月26日取材。

した状態である。その間、子どもたちは親の意向で登校拒否を強いられ、相対する家の人々と挨拶することも禁止されて過ごしてきた。1958年9月19日には自治庁の処理方針に賛否双方が不満を訴えた。分村合併で、3地区の中は分断され、当時はまだ神坂小学校は長野県にあったため、賛成派は子弟の登校拒否を執行し、そのため、子どもたちは学校に通えなくなった。その学習を保障し、且つ、中央に対し申し立ての意志を貫くために9月22日から合併賛成派の子弟の寺子屋教室が始められた。逆に、10月6日長野県知事の告示により、合併反対派の家は、小学校の位置が中津川市に統合されたので、この年度、学校がなくなり、反対派の子ども達が今度は寺や民家で学習を余儀なくされ、結果として学習形態が賛成派から反対派に受け継がれることになった。

表Ⅱ-1 神坂地区の土地面積と国有林（*手書き資料を筆者により活字化）

| | | 〈神坂村勢要覧より〉 | |
|---|-----|--------------------------|--|
| 農林統計協会刊行センサスの林業編は1960年以降は分村後で長野県・岐阜県各々加算。 | | | |
| 総面積47.64km ² (100%) | | | |
| 耕地 2.49km ² (5.2%) | | | |
| 森林 36.62km ² (77.0%) | | 1960年長野県林野率75%,国有林野率34%, | |
| 原野 8.19km ² (17.1%) | | 1960年岐阜県林野率87%,国有林野率19% | |
| 国有林野面積及公林野生産物 | | 田 176.6町 | |
| 調査より(下)昭和30年7/29) | | 畑 67.1町 | |
| 営林署の調査による | | 宅地(反別換算)9.7町 | |
| 総面積2614.39町 | | 山林 262.7町 | |
| 森林 2447.34町 | | 原野 366.5町 | |
| 原野167.05町 | | 非課税地 3921.4町 | |
| 林業 森林更新面積昭和31年 | | | |
| 総面積(単位:町) | | | |
| 総数 | 203 | | |
| 国営 | 168 | | |
| 市町村営 | 11 | | |
| 個人営 | 24 | | |

寺子屋・民家教室は1学年に1民家という形態をとって、大体10人前後であった。この規模は日常の「豆学校」を各家で行う時にも同様の規模である。「豆学校」は集会場だけでなく、民家を借りて行くことも少なくなかったが、それを可能にしたのも、分村合併問題で民家を集団学習の場として開放することが常時行われていたことが前提としてあったからである³⁷。木曾谷にある神坂村は険しい山の中にあるが、江戸時代には中山道の宿場町として栄え、多くの人とその山道を往来した。幕末から明治期の時代変動を描いた『夜明け前』に街道の様子、家のあり方が詳細に記されている。脇本陣を中心に旅籠や土産屋・茶屋が立ち並び、本家・分家を構成する同族的性格の強い街道筋があり、一方、農業を生業として農村筋がある。村の大半を占める森林地帯に、戦後の大陸引き揚げ者や復員を含む他地域からの移植者が1947年と1958年に国策の開拓事業の下、入植した。この開拓集落で子どもの自主集団「豆学校」と共に「民主教育を語る会」が最も盛んになっていった。

³⁷ 山口村誌編集委員会，1995，『山口村村誌』；片山惣次郎「神坂というところ——合併備忘録——」1；小林正典，1998，「第九章尾を引いた教育問題」『文豪の里分村合併始末』中津川市 p. 154-163. ; 626-689. ; 木曾教育会，1959，「梵天随想——創りゆく学園——」『木曾教育』14, 95-100. ; 中津川市，2012，「神坂村分村合併」『中津川市史下巻現代編一』145-173.

表Ⅱ-1が示すように、神坂地区の多くは森林でそれも大方が国有林である。神坂村（現在神坂地区）の人たちは私有することができないわけであるが、その国有林に終戦直後と1958年に開拓者が入植したわけである。ここには2つの事情が生じている。

1つは神坂村でずっと暮らしてきた人にとっては国有林を私有することへの羨望がある一方、実際に入植してみると、何も収穫できないような荒野で、一日の大半を開墾に追われ結局、現金収入は開拓地では得られず外へ働きに出なければいけないような開拓地の人たちの苦悩がある。その開拓地に当るA集落集落、J集落集落、I集落集落の子どもたちは毎日、標高800mの自宅から尾根を通過して森林の中をくぐり抜け、一旦、海拔400mの谷底に降りて、更に800mの学校へと通う。山道には野生動物も生息し、自分の存在を動物達に知らせて身を守らなければならない³⁸。片道6kmの通学路を疲れきって学校を遅刻したり、間に合わず休校したりする。「豆学校」が開かれる迄は開拓地の子ども達は、教師からは学習が遅れるので叱責され、身なりも貧しく心が開けない子どもは反抗的な行動に出ていた。街道筋や農村筋の子ども達は、木曾や恵那地方では常事であるが、休み時間や放課後には教師と遊んだり話したり綴方を一緒に書くなど、子どもと教師が打ち解けて過していたのに対し、開拓地の子ども達は自分たちの苦勞の事情を教師に話す機会もないままに過ごしていたのである。「豆学校」を支えるために「民主教育を語る会」が開かれるが、そこで親がやっと色々な家の事情、子どものことを教師に打ち明ける次第であった。

農地改革後は大部分の地主は没落したが、山林の地主はそのまま残った³⁹。これらの地主の一部はさまざまな事業を兼ねるが⁴⁰、表に示される養蚕が多さは日本が1969年まで繭の世界一の輸出国であり、農家にとって現金収入が得やすいことを示すものである（日本技術研究所2010）。

神坂地区は村勢で示すように林野が90%以上で、兼業しながらも林業を営む世帯は80%以上である。林業は農業にまして個人経営が困難で、入会林野などの共有や、水利の共同などのいわゆる山と水の共同が多くみられる。これは多くの村落に見いだされることである（蓮見1990）。この観点からすると、E集落集落と湯舟沢集落は水利権の違いが問題となる。湯舟沢がかりに長野県合併になると、岐阜県中津川市落合に注ぐ一連の治水工事は進まない。湯舟沢集落の水利を地形的に同じくするのは開拓地区のI集落とK集落である。一方、同じ開拓地でもC集落はE集落・妻籠方面にあり長野県一貫水利には利が得られる。険しい地形の各集落の治水工事はその人たちの生活の安全、命の問題にまで影響する。神坂地区に相次ぐ豪雨災害の被害は甚大である。ゆえに、日常の生産活動と生命の安全の確保に関する各集落の事情があり、その重大な問題ゆえに、相和すことは矛盾を含んでおり、譲ることのできない事情なのである⁴¹。

越県合併問題の争議は一向に解決する見通しの無い中、学校に教師が不在となり、形式上、中津川市に属することになった神坂小学校に恵那の教師たちが何人かが赴任したので

³⁸ 山に響くような鈴や笛など。

³⁹ 神坂地区は長野県・岐阜県の中でも山林を多く占める。開拓地は国有林の土地を充てる。

⁴⁰ 街道の観光は未だこの頃盛んでない。木工の手工芸などあり。

⁴¹ 日野利治神坂公民館長の聞き取りによる2016年2月3日取材。

ある。後の 1970 年代に入って、「豆学校」・豆先生」活動の実践が恵那地方全般に広がり教育学の領域で自主学習の創造性が認められ話題になることとなるが（森田）、その誕生年である 1963 年は、先の勤評闘争に匹敵するような教育正常化による弾圧の第一波の時期であった。

全林野の人達が積極的にその集会の準備をしてくれた。この集会は神坂ではじめての教職員組合と他の労働者との提携という経験を生みながら、全く新しい形としての話し合う会が創られ、そして受け入れられていったのである。全林野の人達は、三年前に矢張り組合弾圧があり第二組合まで出来ていたもので、そうした教組の立たせられている立場はよくわかってもらう事が出来た。この運動はしかし脱退をくいとめる直接の力にはならなかったが、夜集会に出て話した事、教育の現在の姿を訴えた事が、そしてその経験のみが活動した教師の意志を固め、組合に残る勇気づけとなった。

活動しなかった大部分の教師は脱退した。十月三十一日を経て市には約三百名の組合員の居たのが二百十五名にへった。そして神坂中学校は一名を残してあとは全く教組の袖から離れていった。

小出信也「組合活動と民主教育を守る運動の経過」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料、1965 年 8 月 20 日、p. 33.

組合員が 250 名とは、他地域で考えれば 5/6 に当り多いようにもみえるが、恵那地方における小中学校の教師はそれまでオール恵那教組であったため、50 名も欠員が存在したということは、恵那教組の教師にとっては大きな痛手であった。

2.3 「豆学校」誕生から定着へ

2.3.1 「豆学校」形態がつけられていくこと

1963 年 4 月に小出教諭は神坂小学校へ転任した。34 歳の時であったが、赴任時に神坂地区に対して、小出教諭は次のように語っている。

神坂へ行った時、長野県からの分裂中津川市合併という後遺症が残り 合併問題にはふれないようにというのが 教師への無言の指針となっていました。

小出信也「小出先生回想録（ママ）」恵那教育研究所夏季集中講座、1991 年 7 月 4 日、p. 10.

この時、小出教諭と一緒に「豆学校」作りを推進した教師は斎藤尚視教諭であったが、斎藤教諭は当時 31 歳で、小出教諭より 3 歳年下である。

斎藤教諭と小出教諭が神坂小学校に就任して生徒たちに会うと同じような感覚を覚えたとしている。「活気がない」、「おとなしすぎて覇気がない」、「授業中おとなしすぎる」、「語尾がはっきりしない」、「先生に言われたことは、黙々とするが、自分からはやろうとしない。」「形にはまってちぢこまり、先生の顔色を伺ってばかりいる子、そうしたおとなしい子」「素直な子」などである（斎藤 1965:18）。

教師らとしては子どもに、彼らに解放感や自主性の育成につなげようと、「太平物語」⁴²「いたずら教室」⁴³「たぬき学校」⁴⁴などの読み聞かせを行っていった。子どもたちに「豆学校」というような思いつきを与えたのが、戸塚廉の「いたずら教室」だったという。

小出教諭は、7月に入って、クラブ活動の一つである文芸部の出した新聞の見出しで「豆学校」の呼びかけを行った。

この間、新聞部で編集会議をしたところ、夏休みの生活をのせたらよいという意見が出たのでさっそくのせることしました。しかもふつうの壁新聞でなく、号外という新聞にのせることにした。さっそくつぎの日から新聞にとりかかるとことにした。

見出しは「ぼくたちの 私たちの豆学校、豆先生」という見出しで作ることにした。内容は、夏休み中に各部落で集会場や、クラブに集って、一年生から六年生まで、一しょになって勉強するというわけだ。

五、六年生の方は豆先生になって一年生や二年生の方をうけもって、勉強を教えるというすんぼうだ。ということは、集会場やクラブを「豆学校」ということになる。夏休み中にも、豆学校、豆先生をつくって勉強して、すこしでもりこうにならうではないか。宿題の友のほか、算数、国語、社会、理科、体育、音楽、図工のほか、五、六年の方は家庭科をふくめていろいろの勉強を、いつも学校でやっているほかに勉強するのです。しかも部落の小学校の人みんなであつまって勉強するのです。

こういうことは新聞部のかってかもしれませんが、みなさんに協力してもらって、ぜひ実行したいと思います。

神坂小学校新聞クラブ「ぼくたちの私たちの豆学校をひらこうではないか！！」
神坂小学校タイムズ 1963年7月

「豆学校」とは、各集落数名の小学生の横断的学年による集団活動である。教師は見守り役として関与するが、集団の形成過程は子どもたちに任されていた。「豆学校・豆先生」は神坂地区の全集落で興隆を極めるに至った。推進する教師らは学校ニュースやPTA新聞でその様子を伝えていった。

恵那から派遣された教師達は子どもの自主的な学習が行われるためには親や地域の理解なくして成り立たないと考えていたので、「豆学校」が開催される集落にそれを支える「民主教育を語る会」の結成を呼び掛けて会員を募り、教育についての話し合いの場を作っていた。それには恵那教組の方針が反映されている。小出教諭は次のように述べている。

中津川市対策部としても「民主教育を守る会」を組織する方針と実践の指針が出された。今まで「親と手をつなぐ」という言葉だけを知って組織的な実践のなかった仲間たちが、徐々に経験もしなかつたきびしい斗い(ママ)と困難に立ち向いはじめたので

⁴² 福世武次，箕田源二郎，1962，『太平物語』講学館。

⁴³ 戸塚廉，1959，『いたずら教室』講学館。

⁴⁴ 今井誉次郎，1958，『たぬき学校』講学館。

ある。

小出信也「組合活動と民主教育を守る運動の経過」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料，1965年8月20日，p.33.

とある。つまり，恵那教組はそれまで「親・地域」と勤評闘争で掲げながら実体のないまま5年間過ごしてきたが，教育正常化による教育自治への弾圧に，親の支持を組織化することによって抗しようとしたのである。そして，神坂地区ではその親や地域が教育について語る集団を「民主教育を語る会」として，恵那教組の運動方針を反映させようとしたのである。

その運動はまず情報戦略から始まった。神坂小の部活動である新聞部で編集会議をし，夏休みの生活を載せたらよいという意見がでたのでさっそく掲載することとなったという。定期刊行の壁新聞でなく，号外という新聞にのせることを取り決め，翌日より新聞編集作業にとりかかっている。新聞の見出しは「ぼくたちの，私たちの豆学校，豆先生」というもので，夏休みに向けて意見を募り取り組まれた。こうした呼びかけに，その夏休みは，勉強を中心とした「豆学校」と，楽しみを中心とした「豆学校」と，親の指導による「豆学校」という3つの実践が浮かび上がったとしている。

子どもたちにとっては，ばらばらの状態から寄り合う場所が確保されたことになる。

夏休みの各集落の「豆学校」の内容の振り返りが本人の側から，父母から，神坂小学校の職員間で行われている。

夏休み中の子どものくらし 昭和38年度 地区別子ども会のようす

夏休み前に学校で指導したこと。

夏休み前，新聞部や児童会の中から

「休みは，うまくすごしたいものだ」

「豆学校を作って，小さな子たちを指導しよう」

「五：六年生が豆先生になって勉強を教えてやろう」

「夏休み中の子どものくらし——地区子ども会のようす」神坂豆学校資料3より，
1963年度， p.9.

という内容が議題としてあげられ，学校新聞部や級の中で話し合われた。また，豆学校に参加した本人の綴方も広報されている。

二学期が始まって直ぐ，和紙で墨で達筆に書いた右記の便りをいただきました。今年の夏休みには事故もなく，皆元気な顔をして登校しましたが，この一ヶ月間どんな生活をし，どんなにたくましく成長したかの一端を，こうした父母の皆様からの便りで知るということは，本当に嬉しい事でした。

失敗した地区もあつたでしょうし，色々でしょうが，報告の細かにあつた地区の様子をお知らせしましょう。

執筆者記載無「学校だより」夏休み中の生活反省号，1963年9月10日発行，豆

このような広報は随時, 知らせる事項があるで行われている。「豆学校」の様子を伝える綴方も掲載されている。

綴方

ぼくが見れば, みんなは集会所へ勉強にくるときは, にこにこしているから, みんな集会所で勉強するのが楽しいのではないかなあとと思った。でも月水土のいつもかもが, 一人一人でする勉強ならば, もうすでにいげて(ママ「いげて」は飽きて, 嫌になってを意味する方言)来ないようになっていたらう。

しかし, この他にも写生大会や楽しみ会などをして童話の本も読んでやったから, みんなにこにこしてきたのではないかなあとと思った。親せきのおじさんの家へ遊びに行くからこれないなどという人はいなかったし, みんな決った時こくの七時ごろに集まっていた。でも始めの一時間ぐらひは静かにやるけれど, それから後はずんずんさわがしくなって来る。だから一時間やる人やもっとやる人がいたはずだけど, 一時間しかやらない人がさわぐのでもっとやりたい人でもできなかったことだらう。来年も今年と同じようなことをしたいと思う。

S. N. (ママ)「H集落地区」『学校だより』豆学校資料 3 より, 1963 年 9 月 10 日発行. 11-12

また, 親が和紙に筆で書いて学校によせられたという感想の文面も載せている。

○今年集会所へ行って勉強したい様に話し合ったということに耳にしたので, 心配して時には見に行ったり, 家の子どもに其の日の様子を聞いたりして来ましたが, 何時も上手にそれぞれの勉強をし, 休み中の宿題もやかましく言わなくてもよくやり, 大変良い事でした。小人数でどの子ども仲良くたのしみ会等を取り入れておもしろくやっていて良い事だと思っています。

○長い夏休みも終わりました。休み中は何かと先生に御心配をおかけしました。特に集会所での子どもたちの勉強には, 力を入れて下さいまして本当に有難う御座居ました

お蔭様で何の事もなく元気で最後までやりとげました。

これもひとえに先生のお力添えのたま物と深く感謝しております。

お母さん方も立ち寄って見て下さった様です。見るたびに静かにして勉強していました。わたしにとって何よりもうれしかったことは, 今までの夏休みに比べて, 朝起きの時間が守れたことです。子どもたちで決めた時間は 8 時始まりだったそうです。

それでわたしが 1 時間早めて七時にしたらどうかと行ってやりましたら, どこの母さんもそう言ったとかで, 翌日から七時に始めました。

集会所の掃除もいわれぬうちに子どもたちできめて, やっていできました。

来年夏休みは、もっともっと、より以上な夏休みができますよう、今から願っております。

○集会所で集まって勉強すると言っただけで子どもが来ましたが、私は、そんな事は長続きは出来ないと心の中で思っていたが、いよいよ今日から集会所で集まって勉強すると言っただけで子どもが、外の子より早く行って準備して来ました。

集合時間になると皆が来て、それから静かになったので、私はそっぴかかくれて見に行きましたら行儀よく一生懸命にやっていた。

それから幾日かたってから又見に行ってきましたが、又良く勉強していた事に、心の中では、今の子どもは実行すると決めた事はやる、とつくづく思いました。

いよいよ最終日は、反省会をすると言っただけで子どもが出ていった。一時間ぐらい後にそっぴかかけて見ていましたら、「手品」「なぞなぞ」などいろいろして遊んで楽しくすごしていた事を見で良い行事だと思いました。今後も良い行事を考えれば、まだまだあると思う。今後は考えて実行して頂きたい。明日からは、第二学期が始まる事になるから、一生懸命に学んで下さい。

「H集落地区父母の感想」『学校だより』豆学校資料 3 より, 1963 年 9 月 10 日 発行, pp12-14.

そして、子どもたちの実践と親の感想を受けて、小出教諭が次のように述べている。

この中に「H集落部落」の親の意見がある。そしてその一致した意見は、「子どもたちが決めたことは、必ずきっちり守ることに感心した」という事である。私たちは、それが「自主性」であり、又自らの約束により集団を構成する最も重要且、不可欠の条件である事を知ったのである。神坂の子たちの欠けて、ないと思っていた「自主性」はないのではない、のだ。指導なり、子どもを見る眼がちがっていたのだ、という事におそまきながら、気づいたのである。

子どもたちは、自分たちの思いつきを成功させるために、「写生大会」や「楽しみ会」を計画した

発行者の解説(記載者不記載)『学校だより』豆学校資料 3 より, 1963 年 9 月 10 日, pp14-15.

そして、「豆学校・豆先生」のスタイルを子ども達の実践の中から小出教諭はじめ「豆学校・豆先生」を勧めた教師達が教訓として得られたことが上げられている。

私たちは、次のような教訓を得ることができた。

1. 小人数の方がよいのではないか。
2. 毎日でなく週一回位がよさそう。
3. 勉強中心から「楽しみ会」中心に計画させるべきだ。

記載者不記載 『学校だより』豆学校資料 3 より, 1963 年 9 月 10 日 発行, p. 15.

結果的には、「豆学校」を推進した教師たちは遊びについて注目している。ここで注目されるのは集団の形をはじめから教師側が設定するのではなく、各「豆学校」の集団形成そのものを子どもに委ねているところである。ここが全国生活指導研究協議会（以下、「全生研」と略）と決定的に異なる手法である。それでも、子ども側からすると、教師から見られているわけで全くの放置ではない。

生活の部面の半分以上を占めるものに遊びがあるんだ。遊びとは子供に言いませんでしたし、子供には楽しみ会といういい方をさせたし、今も楽しみ会という言葉によって子供はその内容を理解しているはずです。楽しみ会というのは、神坂の子にとっていうと、その言葉を通じて得られる感じ方は何かという、小さな子を必ず楽しませて、つまらなくさせないように楽しませてやる自分達が世話をするところだという具合に考えているはずです。楽しみ会というのは、自分達はえらいんだけど、そこに集まってきた「豆学校」の子供達が本当に喜んでくれるように世話をしてやることだというふうに理解しているはず。それは言語で一つ統一したところですが楽しみ会といった時には、そういう具合にとります。今年の二月か三月ですか行ったときにある母親が「先生やっどほっとしました」というので「どういうことですか」というと、「豆学校」の豆校長さんを自分の息子がやって、この一年間こうもえらいことはなかったの、先生の奥さんのえらいということがよくわかったという話になったんですが、親からいったりのあるいは豆校長になった子供からいうと苦難にみちたというか、人に世話をするということが、いかに大事なことであり、しかもえらいことであるかということに勉強した一年間であったはず。親がよけい世話をしたので、そういうことをもらされたりだろうと思います。まあ楽しみ会ということの中味はそういうことです。

齋藤尚視「豆学校一運動の基本的観点一」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料、1965年8月20日、p.24.

小出教諭や齋藤教諭は「遊び」について注目しているが、この当時の他の教師たちには必ずしも受け入れられていなかった。

教師間でも、「豆学校」の、こうした自発的な思いつきを、ただ思いつきに終らせず実行にうつす指導が必要だということで職員会議の議題に取りあげ討論しているが、その結論は、1. 5, 6年生が1, 2年生に勉強を教えることは、答を重視して本当の勉強にならないのではないか。ということと、2. 皆が集って楽しい行事を計画し、規律正しい生活が行なわれることは良い事だということで、結論として、勉強は一人ひとりでする。楽しい行事は、小さな子たちも含めて行きすぎないようにする、ということが確認され、各自が指導することとなった。

新聞発行した小出教諭は教師間で中々理解されない様子を次のように述べている。

子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための集団は、遊び以外にはない。

けど、親の立場から見た「豆学校・豆先生」は「勉強」中心の方にウエイトをおいてもらいたいという見方が、なかなかぬぐえず、三十九年度夏休みまでの間は、その事をめぐる討論が、しばしば、機会ある毎に出た。(ママ)

記載者不記載 『学校だより』豆学校資料3より、1963年9月10日発行、p.15.

と、小出教諭が回想するように、何度も討議されていることが確認できる。

I 集落という開拓部落があるのですが、そこの子供達が勉強が(ママ)できん、まああそこの子はできんわいというふうにきめているわけですね。京都でいえば未解放部落みたいな形で、あそこの子はだめなんだというふうに教師も見、村の人も見ていたのを、そうではないのだというわけでその子達が組織していくのに大きな力をかしていったわけです

斎藤尚視「豆学校一運動の基本的観点一」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料、1965年8月20日、p.28.

実際には、「豆学校」の内容で勉強以外の実践もあった。事項についても掲載している。たとえば、C 集落では子どもたちが自主的に計画表を作成して、神社の拝殿を舞台にして音楽会を開催した(八月二十三日)。親と教師も招き、親たちは、最後に「赤とんぼ」を歌ったことが記録されている。A 集落では、第一・第二にわかれ、集会所の障子はりをするなど、地域の奉仕活動を自主的にして行った集落もある(資料〇;36)

その間、「豆学校」の旗、ワッペン、合いことば、新聞、表現、歌など一定の形体も確立している。うたでは山間部であることにちなんで「山の子」をよく歌っている。

また、子どもたちの新聞作りとして「神坂小タイムズ」が作られ、子ども達による「豆学校」の様子を広報していくルートも作っている。

「豆学校」のグループを作るのも、それを実際にやろうと呼び掛けるのも子どもたちである。そのような自主集団とはいえ、「豆学校」というグループの形態を作った教師である。また、上記のように時々、教師が「豆学校」の様子を見学に行く。その意味で、グループの形態は教師が提示していて一定の関与があるわけで、全く教師から独立した自主グループというわけではない。

それは、子どもの川柳からその事実を知ることができる。

豆学校 川柳 先生の きまって言うこと豆学校 (Mさん)

『川柳一』神坂豆学校資料1より、1963年8月ページ数記載無.

豆学校 川柳 児童会 先生ばかり 意見だす (Nさん)

『川柳二』神坂豆学校資料より、1964年夏休み前月は記載無、p.23.

これはやっきになって「豆学校」を進める教師の姿をよくみている。次の綴方では、形態についても、全面的に教師の要求を受け入れているわけでないことがわかる。次に示す

のは「豆学校」の1つの形式に旗振りや合言葉があるが、これはピオニールやボーイスカウトの旗やスローガンを意識して教師が集団づくりの筋道として与えている(斎藤1965:26)。ただし、子どもがその形態を受け入れていたわけではない。

綴方

前略—

「旗をあげて学校へ行くのいいと思うかよ」

「九二ちゃん、旗ある」

「おらあたら、作ったでどさないわ」

「ほなやろまい」

ぼくたちは、旗を上げて学校へきた。 —中略— みんな笑った。僕たちが軍隊のまねをしていると思った。みんなわかっていないと思った。中学生や小学生がいて旗をさげてかくした。

—中略— ぼくたちは、旗を上げてこなくなった。 —後略—

K男「豆学校の旗をあげて学校へ」神坂豆学校資料8より、1964年夏月は記載無、p.35.

周りの受入れの目を気にして、子ども達は歩調合わせをしていることがわかる。自分たちが軍隊の真似をしていると思ったところも教師の盲点をあぶりだしている。「豆学校」の形態はマカレンコの集団作りを模倣しているところがあるので、旗揚げや行進などの形態を規律として遵守しすぎると、それを行為する集団は均質化し、究極的にはファシズムを助長する危険性もはらんでいる⁴⁵。

神坂地区の子どもは無気力であり自主性に欠けているという当時の偏見があり、先述したように恵那の教師たちもそう実感した。自主性をつくるために「豆学校」活動をさせようとしていたわけであるが、そこには隠された生徒の自主性が宿っていることを川柳で知

⁴⁵ 原武史は『滝山コミュニオン』で学級集団づくりの教育行為そのものが近代天皇制やナチス・ドイツにまで通じているという。原の見解は少々極端な表現だと筆者は考えるが、右派・左派を問わず、思想や行動を統一化していくことは、逸脱する人を排除することにつながり危険だと筆者は見解する。教師には「よいことだから」「自主的になってもらいたいから」と思い入れ、生徒に押し付ける面が職業の宿命としてある。そのことに自覚的であることが教師には求められるだろう。滝山コミュニオンのような教師やそれを信奉する生徒が班競争を扇動し、脱落者に罰を与えていくような行動は、考えに従わない人を罰していく極めて危険な側面を持っていると言わざるを得ない。しかし、全生研の集団づくりは大阪府下の同和教育にも取り入れられている。この場合の集団づくりは排除することよりも、むしろ集団を作ることによって、差別を乗り越えようとしている。矢野洋、1989、『部落解放教育と集団づくり』明治図書。

る事になった。「豆学校」で、川柳あそびが予想以上に盛んとなり、小出教諭は驚いている。

「これは おもわぬ 子どもたちに 事実を見る力のあることに びっくりしました。
これは 夏休みのとき 流町の「豆学校」へいったとき、紙きれに書かれ タタミの上
にころがっているのをみて発見したのですが 夏の友 友じゃないのに 夏の友
びっくりしました」

小出信也「小出先生回想録（ママ）」恵那教育研究所夏季集中講座，1991年
7月4日，p.15.

さらに川柳を介して同僚の斎藤教諭や他教師らと検討している。生活綴方と同様に川柳
についても教師間で話すのである。斎藤教諭は次のようにのべている。

小出先生も K&先生も背が小さいので「先生は背が小さし 金もなし」実にスパスパ、
神坂の子はだまっておとなしい、なんていっていたのがそうじゃなくて川柳という一
つの表現方法さえ与えてやれば出してくる。

斎藤尚視「豆学校—運動の基本的観点—」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究
協議会』配布資料，1965年8月20日，p.29.

こうして教師間で話し合うことによって、児童観を修正していくことになる。よく恵那
の生活綴方で「子どもをつかむ」と言われるが、子どもから事実を知って教師が改めてい
くということである。自省することは教師として恥すべきことでもなく、むしろ漸く子ど
もとの新しい学習課題が開けてくることを意味することでもある（石田 2017:270-272.）。

ただ筋だけつけておけば，（中略）子供達はその中で自由にはねたりとんだりして、
つまり自主性を働かして創造的なものをつくりながら行くわけです。ここの中に書いて
ある運動会にしても、ハイキングにしても、それから今日持ってきてもらっていま
すが、豆学校の思い出として紙芝居の中に残るような行事をやっているわけですが、
そういうことも全部自分達で考えたこと、そして自分達で相談してきめたこと、
そういうことになるわけです。それから実際僕達こんなふう考えていたわけがなく
て、民主少年団、ピオネールみたいなものを将来は造りだす考えがありました。

斎藤尚視「豆学校—運動の基本的観点—」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究
協議会』配布資料，1965年8月20日，p.26.

筋道をつければ、子どもたちは自由に進んでいくと述べているのである。ここにもある
ように、教師たちは、ただ筋はつけることを自覚している。その意味での自主性である。
ただ、「豆学校」で教師の描いた枠を、子ども達が乗り越えていることがわかる。「豆学校」
が自律性をもちえるのはそういった部分であろう。これは後の障害児者運動にも通ずる、
集団が相乗して作り替えられていくアイデンティティだと考えられる。

「豆学校」の広報を行う媒体として、新聞部「神坂タイムズ」があるが、「豆学校」が定

着する間、発行するスタイルをつくっている。タイムズの項目は次に示す通りである。

1. 川柳
2. 一口マンガ
3. 大ニュース 中ニュース 小ニュース
4. 主張
5. 鉛筆対談
6. 続き話

以上である。このような広報活動の編集の仕方は、小出教諭が教師に就く前に、親戚の伯父が新聞記者をしており、新聞記者になることを憧れるも、家が貧乏であったために実現できなかった経緯があり、その嗜好が、このような広報活動にも影響している。また、日生研の学級集団作りや広報活動も含め、「豆学校」・豆先生作りが各集落で進んでいった。

2.3.2. 各集落で開催される「豆学校」

表Ⅱ-2は「豆学校」が行われていた各集落の人口の内訳である。

| | | |
|---|---|--|
| 昭和30年村勢要覧 計475戸 総数2641人 (内訳:男1301人 女1340人(10/1 476戸 総数2595人(内訳:男1279人 女1316人)) | | |
| →昭和31年村勢要覧 計476戸 総数2595人(内訳:男1279人 女1316人) | | |
| A一集落 18世帯→18世帯 総数104人 (内訳:男56人 女48) | A二集落 21世帯→21世帯 総数112人 (内訳:男51人 女61人) | A三集落 7世帯→8世帯 総数45人 (内訳:男20人 女25人) |
| B一集落 16世帯(10/1 17時点)→17世帯 (総数101(男45女56)) | B二集落 22世帯→22世帯 総数107人 (内訳:男47人 女60人) | B三集落 16世帯→16世帯 総数96人 (内訳:男44人 女52人) |
| B四集落 30世帯(10/1 31時点)→31世帯 総数151人 (内訳:男72人 女79人) | C集落 10世帯→10世帯 総数67人 (内訳:男29人 女38人) | D集落 13世帯→13世帯 総数57人 (内訳:男28人 女29人) |
| E一集落 18世帯→18世帯 総数92人 (内訳:男48人 女44人) | E二集落 21世帯(10/1 19時点)→19世帯 総数103人 (内訳:男53人 女50人) | E三集落 16世帯→16世帯 総数105人(内訳:男51人 女54人) |
| F集落 27世帯→27世帯 総数135人 (内訳:男71人 女64人) | G集落 20世帯(10/1 19時点)→19世帯 総数114人 (内訳:男56人 女58人) | H集落 15世帯(10/1 14時点)→14世帯 総数90人 (内訳:男47人 女43人) |
| I集落 12(10/1 13時点)→13世帯 総数52人 (内訳:男28人 女24人) | J集落 28世帯→28世帯 総数143人 (内訳:男69人 女74人) | K集落 37世帯(10/1 時点)→41世帯 総数201人 (内訳:男98人 女112人) |
| L集落 35世帯(10/1 32時点)→31世帯 総数183人 (内訳:男97人 女89人) | M集落 31世帯(10/1 29時点)→29世帯 総数167人 (内訳:男75人 女92人) | N集落 24世帯(10/1 時点)→25世帯 総数119人 (内訳:男57人 女62人) |
| O集落 11世帯→11世帯 総数64人 (内訳:男33人 女31人) | P集落 27世帯→27世帯 総数131人 (内訳:男98人 女73人) | 営林署 (営林署の記載は 1955年の土地台帳のみ) 1世帯(10/1 時点) →前は30年, →後は31年 総数7人(内訳:男6人 女1人) |
| 神坂村勢要覧(昭和30年7月現在)・統計台帳(昭和30年10月1日現在)・昭和30年世界農業センサス・昭和30年国勢調査より 各集落世帯数単位戸数 ()内は台帳内訳単位人 | | |
| (*手書き資料を筆者により活字化) | | |

合併前の神坂村の1955年から1956年にかけての総人口は大体2,500人前後である。そのうち、集落が24集落である。広大な公有林の林野が広がるので森林を管理する営林署住宅も含んでいる。

教師とのやりとり

往手紙

先生、元気ですか。

ぼくたちの「豆学校」はうまくいきそうです。

二十七日からは、体育(ラジオ体操のこと)をいつもしております。

そして、五・六年で紙しばいをして豆生徒たちを喜ばせえりしてやっております。

きょうは、集会所の大そうじをして大人にほめられました。

ほめられるようにつづけていくつもりです。

二十一日 K集落豆学校 K集落K男

K集落K男 「豆先生から先生へ」手紙、神坂豆学校資料7より、1964年7月21日 p.30.

お手紙ありがとうございます。

体行、紙芝居と楽しそうですね。集会所の大そうじとはよく思いついたね、とても感心です。

先生の家の子たちも豆学敬と同じようなことをやっています。名は太陽グループとつけています。どうだね、太陽グループとK集落豆少年学校と手紙で父兄をこうかんしたら……。豆学校で相談して返事まくたさい。意見をこうかんしたら……。豆学校で相談して返答をください。

小出信也「先生から豆先生へ」の手紙、神坂豆学校資料7より、1964年7月日にちは記載無21日 p.31.

綴方

(前略)

ぼくは、見晴公園の方がよかったけど、とんかつ(あだ名)の意見にさんせいした。ぼくが「そんなら、どこにするよ」といったら、

とんかつが、みんなに「どこにしたらいいか考えれよ」と言った。

ぼくが「山口のお寺にしよまい」と言ったら、みんなさんせいした。山口のお寺に行くことにした。注意はつぎのようなこと

1. お寺に行ったら、そこらに、ごみをすてないこと
2. めいわくをかけないこと。
3. お寺の中を見るとき 静かにみること。(中略)。ぼくは、ピクニックに行って、ほんとにたのしかった。みんなもたのしかったと、いていた。 K男

K男「ピクニック」神坂豆学校資料8より、1964年夏(月日記載無)

綴方

わたしたち P 集落は、子どもの日に、見晴公園へ遠足です。それを決めたのは婦人会に出席している母親たちです。私は、それについて意見があります。母親たちは、私たちに見晴公園へつれていき、楽しませる気持はよくわかりますが、私たちの意見を聞いてから決めてもらいたかった。

S 子，無題，神坂豆学校資料 4 より，1964 年夏休み前(月日記載無)

教師にも親に対しても、大人の先導的な姿勢は綴方ではっきりと書いている。綴方は事実を客観視して書くものであり、自分たちの意向でなく、自分たちの事を教師や親が決められていくことにはっきり自分の意見を述べている。従順で無関心でもなく無気力でもない。

また子どもは子どもだけだと中々地域の人には信用してもらえない現実も「豆学校」で経験している。

綴方

私たちの「豆学校」は、J 集落山びこ「豆学校」です。冬休み「初めて豆学校」へ行った時、集会所をかりるために、区長さんの家に行きました。そしていく日に集まるかをまとめて話してみると、区長さんは、集会所のガラスをわるなどか、ストーブのまきをたくさん使うなどか、いろいろ言いましたけれど、集会所をかしてくれました。

J 集落山びこ豆学校 5 年 B 子「豆学校のこと」神坂豆学校資料 18 より，1965 年 1 月(日にち記載無)。

地域の大人にとって生活が楽でない中で維持している集会所である。共有財産である建物を大切に使用してもらいたい。節度のない使い方はしてほしくない。消耗する資源は節約しないといけない。心もとない子どもに説明してここに伝授が成り立っている。

そして、子どもたちの開く「豆学校」に地域の人たちはどう反応していたのか。次の綴方は神坂地区の中心部である E 集落で行われた「豆学校」の行事である運動会のことが書かれている。

綴方

今までの豆学校の行事をふりかえってみて、一番印象に残っていることは、はくたち E 集落豆学校の運動会のことです。この運動会をやるきっかけになったのは、ぼくたち豆先生が「運動会をやったらどうだろう」と案をだしたら全員さんせいした。それで運動会をやることをいろいろきめたのだ。みんなで話し合ったところ、なるべく学校でやらないような種目をしたらどうだろうということになった。たとえば、かん乗り、ビールピンにピンポン玉を乗せて走るのや、水くみ競争などはじめ、およそ四十種目ほど考えだした。(中略)お宮につくともう生徒たちが協力して、一面にちらばっている杉の葉などを、ほうきやくわをもちよってきれいにはいていた。まずはじめはかざりをつけることにした。かざりは、前もって、第一と第二でつくっておいたので、

それをあつめると、何十メートルもあるようなくさりが何本もあつまった。そのくさりでお宮をとりまくように、木にはりつけたり、拝殿の入口にもかざった。今までくらかったようなお宮の中が、がらっと明るくなつたように思えた。(中略) いつもむっとしたような人でも、その日だけは、いつもニコニコしていました。客席であった石垣の上で、幼稚園の子や、まだ学校へ行っていない子たちが、大きな声を出したり、スタートのまねなどをしていて、石垣からまっさかさまにおちてしまった。だが幸いけがはなかったので、安心だった。(後略)

E集落豆学校 G夫,「豆学校運動会」神坂豆学校資料10より,1964年10月(日にち記載無)

何をせよとのテーマの枠がないところから子ども自ら行事の内容を決めている。学校ではできないような生活財を次々と考え出している。お宮(神社は先祖崇拝の場所であり、地域の人たちにとって最も大切な場所である。子どもは地縁を受け継いでいるのである。

「お宮の中が、がらっと明るくなつたように思えた。」のは、幼小から見て育った自分の氏神にしか感じられない感覚だろう。「いつもむっとしたような人でも、その日だけは、いつもニコニコしていました。」というのは反対派の人であろう。合併賛成派の人と反対派の人は普段は挨拶もせず交流しない。しかし子どもの行事の時は別である。子どもが行うことには、恨みつらみも忘れて、微笑んでいられたということである。そのことに気付いて書いている豆先生も他者の気持の機微を理解する感性を持ち合わせている。

そして、子どもたちは、各自の「豆学校」の代表者会議を開いて、各活動の内容を共有し、協議に導いている。

(篠原補足 1965年 出席者の()内は学年。()無は6年生)

第二回 豆学校代表者会議 一月二十三日 一二:十~.

| | | |
|-----|---------------|-----------------|
| 出席者 | A集落 R三, S一(5) | E集落 Tき(5) |
| | E集落 F子, Kよ(5) | N集落 K夫 |
| | Lじ Hじ, B夫. | O集落 S児, Jお(5) |
| | M集落 M美 | F集落 N(5), H(5) |
| | B集落 Eじ | C集落 |
| | G集落 一敏, T(5) | H集落 M弘 |
| | K子(5) | I集落 |
| | J集落 Tみ, G子(5) | K集落 G夫, R, Y, U |
| | J子(5) | P集落 H彦, S, Y一 |
| | | L集落 |

合計三十名

一. 人形を使った楽しみ, 絵, 簡単な劇

一. 棒を使った体操

一. 科学手品。光の屈折(見えないものを見る)。空気も物質であるへ。

一. アイスクリームの作り方の説明。

第三回の予定 アイスクリームを実際につくる。その後は幻燈機の作成。

2.4 「民主教育を語る会」

2.4.1 組合分裂工作批判文が盛り込まれた参加呼びかけ

恵那教組は、1963年の教育正常化に抗するため、1964年度の重要案件を2事項取り決めている。具体的には「民主教育を守る会」又は「子どもを守る会」の立ち上げ(「恵那の教育」資料集編集委員会 2000:472)、同三十九年度の岐教組東濃支部定期大会で提起・可決し重要案件の一つとした。今一つは「教育調査」であった(石田 2017b:168-169.)。新しい小学校を中心にした神坂小中分会員9名と幼稚園3名の計12名は、この二つの運動を中心としてその後の分会活動を展開しはじめた(小出 1965:33.)。

神坂地区には、子どもの現状に深刻な事態が生じていた。

豆学校の指導者である豆先生たちは、

「六年〇組二十七名、その中で準要保護児童は九名、田中式知能検査によれば、十四名が、精薄児にはいる」この学級の子たちです。

六年の組も同じ程度です。

この子達は、次第にあきらめ、無気力になり、低賃金で働く労働者にされ、軍国主義にそまって大人になるようにさせられる道が、まっています。

小出信也、1965年1月15日恵那教科研討議資料 p. 27

子どもたちの生活環境が、多くの学習をめぐる障害をもたらしていることを実際に理解した小出教諭の言葉である⁴⁶。この見解は恵那から派遣された教師だけでなく、長野県からの教師も同様であった。片山惣次郎教諭はその一人であったが、授業中に地図が描けず、下を向いて怯えている女兒を目にした。合併賛成派と反対派の双方の家の前を通過して通学しなければならないので、恫喝や石投げ等の恐ろしい体験を通して身近な地域の生活が描けなくなってしまったのである。大人の合併争議で子供の学習をめぐる障害を作り出したことを痛感していると語られた⁴⁷。

「神坂の子はだめな子や」という内外地域社会での評判、そして神坂小に赴任した教師たちは長野県、岐阜県に限らず、子どもらの無気力、無関心な様子を実感してきたのである。

⁴⁶ 小出教諭はよく直観を得て物を言う人であった。この事態からイタールの野生児をイメージし、人間としての教育がなければ人間は野生児になってしまうという話の内容を筆者に告げられたことがある。また逆に、小出教諭は田中昌人の発達保障論を自身の発達保障論に置き換えて、どんなに重い障害の人も、教育によって、速度の差はあれ、必ず人としての筋道をたどることが可能であるとも考えていた。小出教諭の発達保障論は発達を示す文面に何度も書かれている。

⁴⁷ 2015年12月24日の聞き取り調査による。

そして本人たちも自己否定感を小さい時から植え付けられているようである。次の話綴は神坂幼稚園だよりに掲載されたものである。

M男「センセイ、たあけて何かしつとる。」

先生「何?」

M男「あのね、たあけて教えてやろうか。あのね、ね、僕の頭のことよ」

先生「どうして、M男君の頭びえあけなの?」

M男「そいだって、ぼく、いつも悪いことするでだに、お母ちゃんが言ったに。」

神坂幼稚園，1964年7月，「園のたより」豆学校資料4より，pp.18-19.

そもそも「豆学校」はその中で自主的集団づくりとして進められたものであったが（第2章第1節参照），この現実を親とも共有することが，神坂地区での重要な目的でもあった。

恵那教組の方針を受けて，神坂地区の教組たちは「豆学校」に対応する「民主教育を語る会」を構想し，小出教諭と斎藤教諭が率先して「民主教育を語る会」（以下，「語る会」と略）の開催を呼びかけていった。

子どもを愛し，美しく豊かな子どもの未来を願う神坂地区のみなさん！
今ほど教育が，みなさん一人一人の力と知恵を必要としているときはないでしょう。テレビや漫画や戦争ごっこに無中になったり，そこから非行問題が生じたり，忙しい毎日の生活で，眼がとどかず，仕方なく放任になったり，遊び場もなく，交通事故も起る。そしてその子どもたちに就職，進学。試験地獄が待ちうけているのです。

どうしたらよいのでしょうか。

又，差別のない教育を願い，希望者全員を高校へ入れたいと願い，教育費がかからない様にと願う父母，教師の願いもむなしく，学力テストの点で子どもを見たり，高校へ入れず泣く子がいたり，無償であるべき義務教育に多大のお金がいったり，教師の自由をうばう，組合分裂工作が行われたり，等々，非人間的，非教育的な問題が山ほどあります。（中略）

お互いの知恵を集め，部落(ママ)ごとや，ときには全地区一緒に集い話し合い研究し合い悩みをぶつけあい「神坂の夜明け」をこの子どもたちに託そうではありませんか。

一九六四年(ママ)

小出信也，1964年「神坂地区民主教育を語る会呼びかけ案」豆学校関係資料5より。

このように地域の人達に呼びかけ，教師たちは集会を一集落毎に開いていった。

2.4.2 親と教師の討議形態確立

教師が「語る会」を開きながら，幾つかの教訓をその実践からあげられている。10人程度の集会人員，教師側からもちかけた1，2の議題による意見交換，あらゆる意見に対

する達観した教育感の整理，教育問題の背景となる親の生活に関する分析の必要性，本会問題に関する全学討議による実現目標の立案，子どもを中心にした親と教師の3者集会の設定，子どもの権利を第一義とした教師の親への毅然とした態度，子どもの良い面を発見する話し合い，子どもの良い面から子どもの無限の可能性が引き出されること，教師自身が話し合いの中で自己変革すること，などである。

そして，各集落における親と教師による「語る会」で，「豆学校」のことや，家の生活について話し合われていった。その内容の一部を『学校だより』などの学校新聞に載せて，神坂小学校全体に情報を共有することになっていた。

当時，子どもの綴方にはお金がないことが書かれたものが非常に多かったが，その子どもの現実を「語る会」においても話されることとなった。

お父さんの仕事がみつからない。お父さんは仕事がみつからないので，家で仕事をしている

K. S, 1964年7月，『「神坂のこどもたちの現状」“子どもたちの綴方から，子どもたちの声を”』豆学校関係資料4より，p.19.

K. S. さんの家は開拓地にあるが，作物は採れず父親は出稼ぎに出ている。

おかあちゃんは，わたしがでかくなったらお金をとってうちへおくってくれよという？

N. K, 1964年7月，「お金の悲げき（ママ）」『「神坂のこどもたちの現状」“子どもたちの綴方から，子どもたちの声を”』豆学校関係資料4より，p.19.

この綴方では，母親が N. K, さんに学業を終えたら実家を出て就職し，給金を仕送りせよと要求しているわけである。

わたしが（ママ），お金くれよというとお金なんかないよと言って山へ行ってしまう。

N. K, 1964年7月，「お金の悲げき（ママ）」『「神坂のこどもたちの現状」“子どもたちの綴方から，子どもたちの声を”』豆学校関係資料4より，p.19.

つまり，N. K, さんの家にはお金が無いので，N. K, さんの要求に親は応えられないのである。

お母ちゃんはいつも「にいちゃんは，げっきゅうがすくないで，どこかへかわれ」といっています。

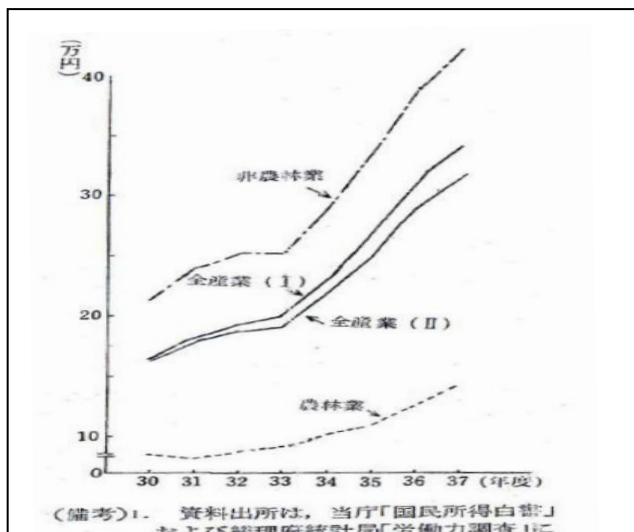
N. K, 1964年7月，「お金の悲げき（ママ）」『「神坂のこどもたちの現状」“子どもたちの綴方から，子どもたちの声を”』豆学校関係資料4より，p.19.

母親は相当にお金のないことに苦勞している様子である。多分，兄は実家に仕送りをし

ているのであろう。月給が少ないと実家に入ってくるお金が少なくなってしまう。または、貧乏の悪循環から兄に脱出してもらいたいかでその真意は定かではないが、綴方に書いていることは、N.K.さんが母の言動を再認識しているということである。家族についての綴方も出されている。

四番日の兄さんは、卒業してから名古屋のシキシマパンへ勤めに行きました。そして一年くらいそこで働き、今度は、トヨタ自動車へ勤めに行き、今度も半月ぐらいでそこをやめて、また、ほかの所へ行きました。そんなふうで、一ヶ所にいません。家では心配しています。

0. S子, 1964年7月,
「兄さんの仕事」『「神坂のこどもたちの現状」“子どもたちの綴方から、子どもたちの声を”』
豆学校関係資料4より, p. 20.



図Ⅱ-1 農林・非農林業別就業者一人当り国民所得水準の推移
出典：1963年度版国民生活白書.

これは、定職が定まらない兄のことを、0. S子さん含め、家族が心配するものであるが、「豆学校」が誕生したのは1963年である。1955年から1960年にかけて高度成長期で人口集中した都市部の所得は倍増しているが、農村部・山間部には現金収入になるものは少ない。

1958年を境に非農林業の所得は倍増している。それに対して、農林業の所得は微増である。その格差は歴然としている。神坂村では裕福だといわれる家の子どもでも暮らし向き
図Ⅱ-1は1963年度版国民生活白書にまとめられている農林業と非農林業の国民所得水準を示すものである。

は決してよくない。

高度成長期は都市部では生活が豊かになるが、郡部に目を転ずると、終戦直後より向上しているもののお金はない⁴⁸。

1961年の都市集中の工業化を推進すべく所得倍増計画と相まって農業基本法が制定されるが、純粋に第1次農業や林業従事者のための法律ではなかった⁷⁾。

表Ⅱ-3および表Ⅱ-4は分村合併の争議でまとまった統計資料がなかったため、合併前の各支部5支部を全調査し、残存した統計資料と分散した資料を合わせてまとめたものである。

これらの出典は1955年7月現在の村勢要覧、1955年10月1日現在の土地台帳、1956

⁴⁸ 経済企画庁, 1963, 『国民経済白書』経済企画庁 90-102.

年 12 月現在の国有林公有林面積，1955 年世界農業センサス（長野県），1955 年国勢調査（長野県）を基に整理しまとめて示したものである。

お金がかかって子どもの高校進学は諦めさせなければいけないような現状が「語る会」で話し合われた。表Ⅱ－3 は神坂地区の産業，表Ⅱ－4 は農家経営規模そして，その経営状況に付随して起こってくる出稼ぎの状況を示したものである。

表Ⅱ－3 神坂地区の産業別就業人口

| | 1955.10/1総数(男,女) | 1960.10/1内訳左同 | |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|------------|
| 総数 | 1340人(男694人,女646人) | 1346人(男708人,女638人) | |
| 農業 | 957人(男374人,女583人) | 880人(男344人,女536人) | |
| 林業及び狩猟業 | 171人(男161人,女10人) | 169人(男150人,女19人) | |
| 漁業水産養殖業 | — | 1(男1) | |
| 鉱業 | 1人(女1人) | — | |
| 建設業 | 32人(男32人) | 105人(男75人,女30人) | |
| 製造業 | 56人(男44人,女12人) | 47人(男42人,女5人) | |
| 卸業及び小売業 | 25人(男13人,女12人) | 43人(男25人,女18人) | |
| 金融保険及び不動産業 | 1人(男1人) | 10人(男6人,女4人) | |
| 運輸通信及びその他公益事業 | 30人(男27人,女3人) | 27人(男22人,女5人) | |
| サービス業 | 48人(男27人,女21人) | 47人(男29人,女18人) | |
| 公務 | 19人(男15人,女4人) | 17人(男14人,女3人) | |
| 『神坂村勢要覧』1955年 (*手書き資料を筆者により活字化) | | | |
| その2 労働力別普通世帯主数とその世帯人員 | | 1960.年10月1日時点 | |
| 総数(労働力世帯・労働力人員) | 465世帯・2578人 | | |
| 総数(労働力) | 454世帯・2543人 | | |
| 農業 | 244世帯・1445人 | 金融保険・不動産業 | 4世帯・21人 |
| 林業及び狩猟業 | 81世帯・455人 | 運輸通信・公益事業 | 12世帯・84人 |
| 漁業水産養殖業 | — | サービス業 | 23世帯・73人 |
| 鉱業 | — | 公務 | 7世帯・39人 |
| 建設業 | 36世帯・180人 | 完全失業者 | — |
| 製造業 | 24世帯・133人 | 非労働力 | 11世帯・29人 |
| 卸業及び小売業 | 23世帯・113人 | | |
| 『神坂村勢要覧』1955年 (*手書き資料を筆者により活字化) | | | |
| その3 地位別就業者 | | 1960.年10月1日時点 | 比率 総数(男,女) |
| 総数 | 100% | 1346人(男708人,女638人) | |
| 業主 | 26.5% | 357人(男291人,女66人) | |
| 家族従業者 | 43.7% | 588人(男100人,女488人) | |
| 雇用者 | 29.8% | 401人(男317人,女84人) | |
| 『神坂村勢要覧』1955年 (*手書き資料を筆者により活字化) | | | |

子どもたちの生活する各集落の土地利用と就業の状況は次の通りである。神坂地区の農家総数は 371 世帯で，そのうち自作農が 143 軒に対し，残りは兼業である。出稼ぎは 62 軒ある。自作農といっても 5 町以上の農家は 5 件だけで，後は規模の小さい小農である。出稼ぎも 62 名と多く，他地域へ流出する農家が 50 軒にも及んでいる。そのような家の子ども達は男手のない中，家の仕事を手伝わなくてはならない⁴⁹。

⁴⁹ 1964 年 7 月（資料 4）「神坂のこどもたちの現状」“子どもたちの綴方から，子どもたちお声を”より「わたしは，子どもの日がないほうがいいと思う。今日は小便かつぎをし

Ⅱ-4 農家経営規模と出稼ぎの状況

| | | | | |
|---|---|---|---|--------------------------------|
| その1 神坂村の自小作別農家数 | | | | |
| 1950年2月1日付 | | | | |
| 総数(371) | | | | |
| 自作(141) | 自作兼小作(124) | 小作兼自作(64) | 小作(25) | その他(17) |
| 1956年9月1日付 | | | | |
| 総数(281) | | | | |
| 自作(206) | | | 小作(75) | |
| 『長野県西筑摩郡神坂村統計台帳』, 1950~1959年用紙, 1950年と1956年のみ記載有資料 (*手書き資料を筆者により活字化) | | | | |
| その2 農業の就業形態 | | | | |
| 専業農家数 38 | | | | |
| 兼業農家数 333 | 第1種兼業 275 | 第2種兼業 58 | | |
| 専業農家の規模 | 0.3町未満(2) 1.5~ 2.0町(5) 10.0~ 20.0町(0) | 0.3~0.5町(1) 2.0~ 3.0町(9) 20.0町以上(0) | 0.5~1.0町(10) 3.0~ 5.0町(3) | 1.0~ 1.5町(5) 5.0~ 10.0町(3) |
| 兼業農家農業経営面積 | 0.3町未満(28) 1.5~ 2.0町(58) 10.0~ 20.0町(0) | 0.3~0.5町(21) 2.0~ 3.0町(48) 20.0町以上(0) | 0.5~1.0町(78) 3.0~ 5.0町(1) | 1.0~ 1.5町(82) 5.0~ 10.0町(5) |
| 第1種兼業農家農業経営面積 | 0.3町未満(6) 1.5~ 2.0町(54) 5.0~ 10.0町(5) | 0.3~0.5町(15) 2.0~ 3.0町(46) 10.0~ 20.0町(0) | 0.5~1.0町(65) 3.0~ 5.0町(13) 20.0町以上(0) | 1.0~ 1.5町(71) |
| 第2種兼業農家農業経営面積 | 0.3町未満(22) 1.5~ 2.0町(4) 5.0~ 10.0町(0) | 0.3~0.5町(6) 2.0~ 3.0町(2) 10.0~ 20.0町(0) | 0.5~1.0町(13) 3.0~ 5.0町(0) 20.0町以上(0) | 1.0~ 1.5町(11) |
| 『世界農業センサス市町村別統計表』, 1955年, No.20長野県より, 農林省統計調査部, D-2. | | | | |
| その3 出稼ぎ者の状況 | | | | |
| 総世帯員数 (2348) | 出稼ぎ者総数(62) | 農業常の常庸のいる | 出稼ぎ者のいる農家(50) | |
| 『世界農業センサス市町村別統計表』, 1955年, No.20長野県より, 農林省統計調査部, D-5. | | | | |

神坂地区の農家の規模も小さい。また、2348世帯中、専業で賄っていける家はたった38軒で、自作農でもその規模は10町以上の農家は皆無である。さらに5~10町の農家は8軒にすぎず、3~5町は16軒で、合計24軒が富農であり、後はいわゆる小農又は貧農である⁵⁰。小規模な自作農を維持するために、集落・村内での地縁的な協力が必須である。

62世帯が出稼ぎ世帯である。神坂地区の人口で換算すると約30軒に1軒が出稼ぎ世帯である。読本としていた『太平物語』にも記されているように、貧しい農家は1950年代に入ると出稼ぎや奉公に出ている。1960年代までの農家一般の姿であった。

ました。K子」この綴方は家の排泄物を肥料としていた、その手伝いをするを示している。子どもの日は子どものための日であるのに、子どもの日ではない。

⁵⁰日本の農家はこの小農がほとんどだが、小さいながらブルジョワの意識がつよい(福武直1954)。

「語る会」が開催されるようになると、I 集落へ参加協力した教師たちが大きくその考え方を考えることになった事実がある（斎藤 1965:27）。

ある晩なんかはテープレコーダをかついて幻燈機をもって先生がいったん下までおりて湯舟沢川から三十分山道をあがっていくわけです、子供は毎日通っているわけですけど。

斎藤尚視「豆学校—運動の基本的観点—」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料，1965年8月20日，p. 27.

山間の川は幾度となく洪水によって氾濫を繰り返し、その補修のために各家にそして、自治体である中津川市に多くの損害をもたらしてきた⁵¹。険しい通学路を子どもらは毎日通学している。その親が教師にそうした様子を伝えている。

先生、G 子ったら、この前の台風で橋が流れたもので、留橋へまわるのがいやで幼稚園の子ばかりで川を渡りよってね。先に M ちゃんがくつぬいで川へ入って流されて、その次に家の G 子が流されて服ぬらしてはだかになって服かわかしてきても、家へ来てそのことを一言も言わんとこね。夜一時頃熱がでて、お父ちゃんおぶって医者へ行って来たけどね。叱られると思って言わなくて、急に昨日の朝お母ちゃん叱らへん、本当に言っても叱らへん? って言うもので、叱らへんで言ってみんさいと言ったら、そのことよ。もうそれからは、心配で心配でね。幼稚園へ来ている母親三人で話し合っているところよ。

記録者小出信也，1964年8月，豆学校関係資料 20「M 開拓地の幼稚園の子」，岐阜県保育問題研究会提案資料，p. 79.

このような事情を話せるのも、「語る会」が 10 人前後の小集団であるからである。PTA ではこういう類の話はできない、教師側にとれば PTA だけでは到底知り得なかった事柄を当会で聴取することができた。

はじめてそこに参加した女の先生はとたんに喜んだ、喜んだというのはおかしいですが自分が汗をだして「語る会」へ参加して親の本当の意見を聞いて、PTA だけで聞いておった意見とは違った意見をあそこではどんどん出されるわけですが、それを見てかっと変ってしまっって強力な組合員になり、今年は Ka 先生を助けて豆学校推進していく大きな力になっておるような、そういう具合に一へんに変ってしまった先生もあるわけです。

斎藤尚視「豆学校—運動の基本的観点—」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料，1965年8月20日，p. 27.

⁵¹ 出典：中津川市企画商工部企画広報課，1982、『市制 30 周年記念 広報なかつ川縮刷版』，p. 149，pp. 195-196.

このように実際に「語る会」に参加して、協調する長野県出身の教師も多くでてきた。実はここで翻身した教師たちが、小出教諭や斎藤教諭が不在になってから、子どもたちの「豆学校」を応援し、一部の集落で存続した「語る会」を支え続けた⁵²。そして、存続した会は後の「生活の家」の後援会団体にもなっている。

○学校から胸つくような坂道を六キロ、(中略) バスも通わせたい。

○高校希望をあきらめさせたらよいでしょうか。(詳細略)

○父親はタバコをやめて教育費をつくりだしている。(詳細略)

民主教育を語る会、1964年秋詳細は記載無、「十一・十五集会問題提起へ」(ママ)

2.4.3 県民集会参加をめぐる騒動

2.4.3.1) 参加呼びかけ

「民主教育を守る会」というのは、先にも述べたように1963年の教育正常化に対抗すべき、「親と地域の共闘」の組織そのものである⁵³。

県民集会といっても、親と地域の共闘を運営している岐阜県下教職員というのには実際には恵那教組だったという。恵那教組側の方針は、地域社会に対して、体制側に異を唱え社会変革を促すことであつたが、そのような活動を県庁所在地で行う事は、県行政に対して対抗する行為以外の何ものでもない(石田 2017b:141-167.)。

ここで県民集会が開催できたのは石田和男氏の力が大きい。石田氏は、1963年度から1964年度まで、岐阜県教職員組合の書記長を務め、県庁所在地で専従として生活していたからである。県民集会の大方は恵那教組であつた。というのも、1950年代後半の勤務評定で岐阜県内の教職員組合員は激減していたので、8割が組合員として残っていた恵那教組が占めているのは当然のことである。斎藤教諭や小出教諭は、11月15日に開催される「民主教育を守る県民大会」に「語る会」が参加発表することを実現させようとして、地域の父母に呼びかけを率先して行った。この県民集会への参加を神坂小で恵那教組の立場にある教師達は次のように呼びかけている。

第三国民民主教育を守る県民大会に参加しましょう

とき十一月十五日

ところ岐阜市

目的

憲法教育基本法を岐阜県の教育に具現するために

1. 教育に対する不当な支配を排除し、民主的で自由な教育を憲県民の手でつくり上げる。
2. 教育における差別を取り除き、人間性豊かな敬育を創造する。

⁵² 5集落は存続し、生活の家の後援会団体になっている。

⁵³ 教育正常化については2.2.1参照。

3. 社会のヒズミから子供を守り、自主的で規律ある健康な子供を育てる。
4. 教育費の父母負担の軽減。

十月十九日 第六号（ママ）

小出信也，1964年10月19日，チラシ第6号とあるも詳細記載無。

この4番目の要件に，教育費の父母負担軽減があげられている。この内容は，「語る会」で高校にお金がなくて進学させてやれないという開拓地域の親たちの切実な訴えに呼応するものである。神坂地区で特に貧しい地域だとされた（3節の生活調査参照）開拓地の親たちにとって，学費免除の変革が叶うかもしれない大会であれば，地域内の誹謗中傷を押してでも，子どもの為に岐阜に駆けつけるのは不自然ではない。

2.4.3.2) 誹謗中傷

1964年9月末からは11月15日の「民主教育を守る県民集会」参加への呼びかけ運動が始まった。しかし，このような取組が大きくなっていくことは，参加していない人の間で不穏な動きにうつり，危惧する動きや誹謗中傷の声が出てきた。

11月4日にはPTA三役と中学校長が対策を協議し，11月8日にはPTA監査である副会長から学校側に次のような内容が提示されるに至った。「J集落はS学会（民主教育を守る会のことで別団体）が盛んだそうな」「特定の教員と特定の人達が参加している」「PTAの第二組織をつくるつもりなのか」「J集落ばかり教員がかわいがっている」「15日の集会については警察が調べている」「こそこそやっている」「子どもを差別している」「女の人をだましている」「語る会をつぶしてみせる。」等，攻撃的文面内容であった⁵⁴。

開催を推進する教師らは関係者と話し，その事実関係の確認に奔走した。

11月13日には，神坂地区からの市の教育長，教育委員長，次長宛てに投書が届き，「民主教育を守る県民集会」に関する緊急協議が開かれるに至った。結局，60名参加予定の中，A集落の人たちは11人全員が不参加を表明し，そのことで旅費に充てるはずのカンパ2,250円はゼロになってしまった。参加辞退の声が相次ぐ一方，理不尽な動きに支援する親も出てきた。特にI集落は最初3名だったのに対し，7名の参加を表明した。母親だけでなく父親も加わって参加の為に募金集めを沢山の人が行い，結局，参加者は60人乗りのバスをチャーターして岐阜市まで赴くことができた⁵⁵。しかし，越県分村合併という厄介な事態に岐阜県行政とも何とか関係を保ち神坂地区の伝統を維持してきた当地区の有力者に

⁵⁴ 斎藤教諭は1965年8月20日東海教育科学研究会にて語っている。本来は小出教諭が赴くはずであったが，小出教諭は豆学校を扇動したことで警察の取り調べを受け赴けなかった事情を斎藤教諭は当研究会で説明している。出典：斎藤尚視，1965，「豆学校運動の基本的観点」『豆学校・豆先生—岐阜県中津川市神坂小学校の実践—』東海教育科学研究協議会，17-31。

⁵⁵ 斎藤尚視，1965，「豆学校運動の基本的観点」『豆学校・豆先生—岐阜県中津川市神坂小学校の実践—』東海教育科学研究協議会，17-31.;小出信也，1965，「総合活動と民主教育を守る運動の経過」『同左』東海教育科学研究協議会32-42。

は聞き届けられるものではなかった。その模様を斎藤教諭は次のように述べている。

合併できなかつた3部落ちるわけですが、その部落の子達が学杖におれんようになるぞ、つまり中津川市の教育委員会が委託入学をうけつけんようになるぞ、それから付知や福岡や神坂というのは今度の11月15日に行くというので松野知事に知れてしまっている、困ったことをしてくれた、新聞に出てしまった、新聞にというのは僕達の組合の新聞に神坂がとりくんでいるというのがでたわけです。

斎藤尚視「豆学校—運動の基本的観点—」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料、1965年8月20日、p.30.

2.4.3.3) 県民集会の背景

斎藤教諭の引用にある松野知事は岐阜県知事松野幸泰氏のことであり、1958年10月1日から1966年10月26日まで知事を務めた。1963年の教育の正常化を強行に推し進めた人である。前掲の引用に出てくる11月15日というのは、「民主教育を守る会」の県民集会を岐阜市で行う日程を指している。

実は第1章に関連するため年代は遡るが、1957年に方針転換を掲げ全国日教組に異議申し立てを行った恵那教組であったが、当時、岐阜県教職員組合恵那支部専従として恵那教組の書記局長であった石田和男氏は、1963年、岐阜県教職員組合の書記局長に就いて、岐阜市に居住していた。このことは何を意味するかといえば、勤務評定時に孤立したかたちを取った恵那教組であったが、勤評で各地の教組が陥落する中、恵那教組は父母と地域の支持を得て脱退を少なく抑え、岐阜県の中で恵那教組の勢力が最も強力になったからである。

岐阜県の教育正常化は、岐阜県の教職員組合の政治的運動を撲滅することにあつたが、その具体的な対象は恵那教組の弾圧にあつた。

石田氏は県の専従として書記局長になったことで、現に県に地域社会変革の揺さぶりをかけようとしていたことを著書で記している(石田 2017)。すなわち、親の要求を県に届け、変革を求めようとしたのである。1963年10月に岐阜市梅林小学校で1200名の父母・教職員が集まって、第1回民主教育を守る会県民集会が開催され、斎藤教諭の話に出てくる1964年11月15日は第2回目の県民集会になる。

それからカンパを集めてどうするのだ。だまくしかしてお前達飲みゃしないか。ある確かな筋から神坂が問題にされているのだ、ある確かな筋という言い方が全くすばらしいわけで自民党に違いないわけです。小出先生と僕が首謀者だ。非組合員を差別している。神坂にバスをのり入れるのがいけないのだ。だいたい校長は指導、監督が不十分だ。神坂の平和を乱してもらっては困る。当面の敵を俺にしているのだろう、と言うわけですね会長さんは。僻地手当がとりあげられるぞ・・・僻地手当は会長さんが出しているのかと思ったんです・・・集会では原潜反対とか政治的なことをやるのだろう、というような圧力をかけたわけです。校長さんはそれをきっぱりとはねつけられました。教頭はころっといかれまして。

齋藤尚視「豆学校一運動の基本的観点一」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料，1965年8月20日，p. 30.

この話に出てくる神坂小校長水野博典氏は先の人事協の選挙で「社会教育主事」に選ばれた人である。従って、学校外の学習活動を推進し、「豆学校」や語る会を支持する立場にある。水野校長，この話し手の齋藤教諭，小出教諭3名は年度替わりに任期を待たず，この神坂地区から追放される事態になった。そして赴任先でも「豆学校」を創設する際，嫌疑をかけられて警察の取り調べを受けるに至った。従って，小出教諭が出席不可能になった上述の齋藤教諭が代役として出席した。それが1965年8月20日のことである。

11月11日に僕達は代表者を集めて会議をしましてだいたい今申し上げたことがそこではっきりしたわけです。11月13日には一番困難で，副会長がめちゃくちゃにしてくれた，I集落，L集落という部落で話し合いをしたわけですが，そこに小出先生は腹を切る直前のような顔をしてのりこんでいって，11月15日は絶対正しいんだということを言い，副会長が今申しあげたようなことをつっこみ，そこで討論がおこなわれ，結局僕達の主張が完全にみんなにわかってそこからも参加者がでたという画期すべき11月13日です。それから11月13日には教育委員長と教育長と教育次長のところに，神坂で語る会で全くひどいことを組合がやっているんだという投書がいつとって，教育委員会が会議をやっています。一寸さかのぼりますが，11月4日にちPTAの三役が中学校の校長と対策をねっています。11月9日にはE集落という所で4人ばかり行く人がありましたが全部撤回されてくずれてしまいました。60人位の予定だったのがそこでガラリとくずれて，11月10日にはHさんが学校にみえたわけですが11日には11人行くといっていたA集落という部落が全部崩れてしまった，それぐらい圧力がかかったということです。そういう具合にして僕達は15日まで一喜一憂しながら人数を確認するのに学校に泊りこんでやっていたわけです。

齋藤尚視「豆学校一運動の基本的観点一」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料，1965年8月20日，pp. 30-31.

結局，神坂地区の語る会一同は11月15日にかろうじて県民大会に出席ができたとしている。そして3000人の参加者の中で，報告し拍手を浴びたとある。この参加成功で，小出教諭と開拓地の人たちとの結束は決定的なものになった。開拓地の人たちにとって，参加することは非常に勇気を要することでもある。下手をすると，参加したことで，さらに神坂地区で生活することの立場を悪くするリスクを負う事になるからである。そのことをわかりながら，恵那の教師たちを応援した開拓地の人たちであった。一方，小出教諭にとって開拓地の人たちは，窮地を救ってくれる人たちであると直観を得たのである。

2.4.4 冬休みに向けた「語る会」の広報活動と「豆学校」

小出教諭は，冬休み前の通信で，他地域の「語る会」が盛況なことを伝えつつ，I集落の「語る会」の県民大会での報告の成果を伝え，「語る会」の啓蒙を行おうとしている。

M 部落では、母親たちで紙芝居をつくり、楽しみ会には、生徒たちに見せてやろうとははりきっておられます。

S 部落では、新築の集会所を お母さん方の相談でかりることにまりました。子どもたちは、それではというので、父母も参加できる会を計画しました。

K 部落では、二十日の日曜日に音楽会の練習をしました。

是非部落で話し合いの会を開いて下さい。

民主教育を語る会，1964年12月，「豆学校のために御協力ください」（民主教育を語る会会報討議資料十二（ママ）豆学校関係資 15 より

私たちの生れた新開地

私たちの生れたところは、一望にして島崎藤村先生の生家をながめる高台であります。私たちのお父さん、お母さんの入植当時の、思い出のかみしばいです。

(1)

昭和二十二・三三年頃より、入植し、父母は木を切り、小屋がけ、なんばんぐわをふって、畑をつくりはじめたのです。肥料も配給で、風呂敷や新聞紙を持って行って来る程度で、作物も取れながかった。家畜も、山羊、めんようでした。(2)

うちでもまけずやるんだ。がんばれ。今日は、月がでたら、月のあかりでやるんだ。がんばれ、がんばれ。(3)

かく家では、大きな木の株を堀る。競争のように掘った。(4)

昭和二十五・六年には、家も本建築をし、家畜も、ブタ、ニワトリ、和牛に変わり、畑の陸稲も、黄金の波うつ様になり、主食のかい上げも少なくなった。(5)

乳牛もかうようになったが、乳は、M集落まで、雪の中をすべり、すべり朝早くから、出荷。これがたいへんでした(6)

このごろになると、黄金の畑には、みごとな“へのへのかかし”が見られるようになりました。

(7)

自動車もだんだんせいびして、乳の車も、部落まで、まわってくるようになった。前の苦労も出るようになった。(8)

昭和三十六年に、
この I 集落に、はじめてブルドーザ
ーと、シャベルが入って来ている
いろんな木が一ぱい生えている川
や、谷間をけづって深く高い堤防を
きずきました。(9)

今は、乳牛も飼い、電気、牧畜もでき、
畜舎も良くなり、機械も入って、
畑は階段畑になり、やっと形は
良くなやました。まだまだ、苦なんは、
これからです。(11)

その間、皆さんのお父さん、お
母さんが暑い夏の日も、寒い寒い
冬の日も、一生懸命くわをふり、
スコップを踏んで、来る日も、来
る日も、お盆もお正月も、かんば
り、三年の長い月日をかさねて、
この立派な、ため池ができ上りま
した。(10)

こうしたうちに、大きくなった
皆さん。これからも仲良く、勉強
にはげんで、立派な人になっても
らうことを約束して下さい。(12)

図 II-2 紙芝居パネル (*手書き図と文章を筆者により活字化)

I 集落民主教育を語る会、1964、「私たちの新開地」I 集落開拓劇紙芝居 豆学校
関係資料 23 より、 pp. 91-94.

当時、農家は多忙で、文化的学習の機会は困難で識字のない人も少なくなかった。こ
こで、注目されることは、開拓者の識字と構成力の高さである。神坂地区の人たちは開拓者
を他所の人ということで、蔑視していた。また、教師達も実際に関わるまでは、偏見があ
った。実際に貧しいわけであるが、貧しさと教育経験とは必ずしも比例するとは限らない。
構成劇を作成する能力があることは相当、文化水準の高い人たちである⁵⁶。特に、戦中を
満州で過ごした人たちは、相当の識字教育を受けた教養のある人たちである可能性が高い。
また、「語る会」の成立自体もディスカッションの経験なしにはなかなか円滑にはできない
はずである。特に満州開拓団の引き揚げ者である人たちは現地で相当の高等教育を受けて
いる⁵⁷。

この紙芝居の幻灯会の様子を神坂小学区の人に伝えようとして、「語る会」の会報で次の
ように広報している。

「遠いと思っていたが、I 集落の道はだんだん近くなってくるような気がするよ」
などと言いながら、あえぎのぼった。バリカン山がすぐ目の前にあり、あのいい木の
ある山が、こんなそばにあるから、よう歩いたものだと、その疲れも感じさせないほ
ど、前方にはちち色にかすんだ景色が、いっぱいひらけている。夏休みに来たときと
はずいぶん変り、一戸あたり三反余割りあての田んぼが、ブルドーザーで押しひろげ
られ、新しい土がひろがっている。

⁵⁶ 満州では明治 39(1906)年 4 月より邦人教育の小学校規則が施行され、中高大学校と戦時
下に至るまで続いていたので、満州引揚者の教育水準は相当に高いことが予想される。

⁵⁷ 出典：嶋田道彌「満州における邦人の教育史」『満州教育史』pp. 17-36.

集会所へは、子どもたちも、お母さんたちもいっぱい集っている。そこではこんな話しがされた。—

「夏はみてやれないけど、冬はちったあ、みてやれるで」

「お母さんたちで紙芝居をつくって、「豆学校」の楽しみ会の時、やってやりたい。そいで 絵の一放ぐらいかけるずらでな」

「中学生になっても、もう一年、豆学校をやってみるといっている」

「豆学校ができて、親子のつながりができた」

「今の子どもは、幸せだ。先生と対等にしているで」

「旅行に行っても、おやつなど残して帰り、妹達にやる」

等々、自由に活発に話された。その顔つき、腰をのりだして話す目つきを見ていると胸がいっぱいになってきた。

帰帰り道で、これから匝つたこと

があったら、“おばさん”といつでも来たいと思った。

民主教育を語る会「民主教育を語る会会報」9号豆学校関係資料 22 より、
1964年。

教師たちの間では、I集落の語る会によって恵那教組に加入する人や「豆学校」の支持者に転身していった事例もある。そして、後述するが、学校でもっとも顧みられず学業不振で反抗的な態度を取る一人の生徒の綴方と教育調査によって、「豆学校」の子どもたちと親、教師が討議し合い、連動することができた唯一集落でもあるので、教師の思い入れも強い。一連の広報を見れば教師間では共感していくことは容易い。しかし、このような内容を神坂地区全体に示せば、I集落の事項に偏向した掲示になっていると判断されても仕方のない記述である。確かに、他集落の人たちに開墾の労苦は伝わるであろう。しかし、その内容は開墾劇だけでなく、教師が啓蒙する姿勢も示されているので、これらの一連の広報が政治活動に映って、危険視されるのも道理である。また現に、この広報の仕方には教師の意図的な作為があったことも、斎藤教諭の次のように説明している。

斎藤教諭回想録より

PTAと今は対抗しているのではないだろうか。PTAの中で語る会というのは大事にしていくものだろうという考え方がありますが僕は当然と反対するわけです。実際この「語る会」につどって来た人達が未来には神坂の教育なり、神坂の政治的なものなりの責任を負っていける人達になるのだ、PTAはそんな役目を負うはずかない、この権力の側についている、入っちゃっているわけです。PTAが権力に迎合しているというのうそだというわけです。権力そのものがPTAを組織しとるのが現状ではないかという考え方を僕達はもちますので、「語る会」とPTAとはいつかは必らず激しい対立を起しそこで子供の問題を中心にしてやっていきながら、百年河清を待って、いまの「語る会」が本当の国民教育の声を代表する場になるだろうというように考えますので、僕等そういう考え方で「語る会」を育てていっているのです。

斎藤尚視「豆学校一運動の基本的観点一」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研

「豆学校」を推進した教師たちは一連の事項を善だと確信して「語る会」の勧誘活動を行っている。

冬休みの「豆学校」運動について、小出教諭は2つの成果をあげている。「第一の成果は、子どもたちは、ある一定の条件があれば(解放されておれば、生きる目標を持てば(下線もママ))創造的なものをつくりだすことができるし、父母と子どもが、生活に根をはった新しい楽しみを(人間性)持つことができることを教訓に教えました。」と記しているが、この解放というレトリックは、「豆学校」作りの同志である斎藤教諭も「解放された子供は、自分の感じた事、思った事をどんどん言いますから、そういう子供をつくるために、知識を正しく事実と結びつけるような教科の内容を大事にする。」と言っている⁵⁸。

小出教諭は「豆学校」の成果を次のように示している。

特に 冬の豆学校運動は 教師の眼を○与えたものを そのままやるのか○あの子はおくれた子だ。○だめな子だ○神坂の子は遅れた子だ、という誤った見方を全く別の次元にたって大きくかえてくれたことです。

あの部落(ママ)があの子が、あの子たちが、こんな力を持っている。それを素直に認めることができたことが、まずなによりも大きな収穫であります。

それは、とりものなおさず、自信を持つ子になろうという意義を持つことです。そしてその組織をもったことです。

小出信也「生活に根ざし、生活を一步向上する豆学校の芽が一父母、子ども、教師の討議の中で、そして学校教育の内容を真に子どもものものにする芽が一」豆学校関係資料10より、1965年1月。

教師たちは合併問題で教育が不在となり、判定では知的障害の範疇に該当する生徒が半数以上存在する現実を痛感してきたが⁵⁹、「豆学校」でその抑圧が解かれていることを、ここでは力説している。

また、小出教諭はその時点での「豆学校」活動の負の側面をも指摘している。

しかし、この豆学校の中には、いくつかの問題点、欠陥をみることができます。子どもたちの楽しみや豆学校の計画、内容が貧弱だということです。創作的な会があったことは、否定しないにしても、工作的な内容とか創作のなになにとか、そうした欠けた面はそのまま学校教育の内容がもたらす貧困であります。又、社会の退廃、文化の影響であることは疑いありません。

⁵⁸ 出典：斎藤尚視「豆学校一運動の基本的観点一」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料，1965年8月20日，p. 24.

⁵⁹ 小出氏の記録によれば、田中・ビネー式の知能検査項目で児童の能力を測定すると、各学級の半数以上が「精神薄弱」に該当するとある。

もっとせんじつめれば、学校、教師、特に神坂の教員組合、教科研が子どもの健全な成長にみあう諸能力を明らかにしていないということです。それは、豆学校の音楽会とか、楽しみ会のうたは、木曜日の全校うえの会で覚えたものを出ていきせん。紙芝居は、学校にあるものというようなことであります。

学校そのもの、授業そのものが、健全な成長にみあったものを、生みだしていくものでなくてはならないと思います。

小出信也「生活に根ざし、生活を一步向上する豆学校の芽が一父

母、子ども、教師の討議の中で、そして学校教育の内容を真に子どものものにする芽が一」豆学校関係資料 10 より、1965 年 1 月。

既成の紙芝居を使用することが創造的でなく欠陥があると指摘するものであるが、これが I 集落の支持をさらに促進していることになっている。この覚書は、その時点では覚書であるが、後に職員会、東濃教科研究会への発表資料として編集し直している。つまり、訴えるための下書きである⁶⁰。さらに小出教諭は 4 つの教育的意義を父母に銘記させ、協力者もしくは指導者になってもらうよう覚書に記している。

第一は、子どもがどうしたときに、自発性を生みだすのか。それを学ぶ 教師、親の学校であること。

第二は、子どもは、子どもの文化、生活を満足する権利を持っていること。それは、子どもというものを単に 大人の準備という一面のみをみるのではなく、子どもは、子どもの今の人生を、最善に楽しく、そして生れてきて良かったという権利を持っている一面を重要視すること。それがあって、始めて未来の民主主義社会（ママ）に生きる大人に準備されること。

第三は、退廃文化、人の道にそむくような社会から、子どもを守るということ。

第四は、豆学校の運動の事実から、学校教育をみなおし、夏に民主的（ママ）な学校を教師、父母とで創造的につくりあげるという意味があります。

小出信也「生活に根ざし、生活を一步向上する豆学校の芽が一

父母、子ども、教師の討議の中で、そして学校教育の内容を真に子どものものにする芽が一」豆学校関係資料 10 より、1965 年 1 月， p. 60.

小出教諭は以上のように教育的意義をあげて、「豆学校」運動が、日常化すればするほど、教師も親も変わり、神坂の子たちに即した教育、神坂の子を主人公にする教育に変わっていくだろうと結論づけている。ここでもっとも指摘されるのは、主張すべきはこどもたちであって、教師ではないという問題である。

果して神坂地区の人たちに受け入れられ、目論見のように地域社会は変わったのか。「語る会」は、斎藤教諭が目論むような PTA をゆるがすような展開はせず、集落の親たちが話す

⁶⁰ この覚書の期日は不明であるが、1965 年の冬期休暇の直後書かれている。そして、1964 年 2 月 6 日に職員会に提示され、1965 年 8 月 20 日に東海教育科学研究会に資料として提出している。

会として存続されるに終わり、茶話会程度で留まっている。

1964 年秋における有力者周辺の「豆学校」・豆先生運動を沈下させる動きは、地域全体に影響に影響を及ぼした。1964 年 12 月になると、「語る会」に関与することに消極的な父母は出席することに躊躇するような地域の視線にさらされていた。「語る会」に出席していない有力者が自分の不在の場で物事が進行していくことには、苦い思いをするのは道理である。

教師は次のような呼びかけ文を、まず中津川市の教育研究集会で検討してもらい、実際に呼びかけを実行している。

神坂の多くの子どもたちは、通学距離が遠く道路が悪いために
地域的にさまざまな悪条件のために(テレビ等のマスコミのために)更に、学校教育が
もたらす差別のために、あきらめ、無気力、そしてバラバラ、そして人間味を失って
いく条件の中で生活しています。

しかし、豆学校の中で、人間をとりもどす創造的な姿があらわれはじめています。そして、豆学校は、親も教師も、子どもを正しくなることができることを、教えてくれました。

以上のことから、私たちは、この神坂の子どもたちのために、次のような教育を要求します。

それは、なによりも、民主主義的な教育です。それは親と教師とのかたい結びつきの中で、生れる敢育です。そして、それは、人間味あふれる子どもを育てる教育です。事実こそくして考える子どもを育てる教育です。(中略)

以上が、私たち神坂地区民主教育を語る会がめざしている、神坂の教育の要求であり、願いであります。御批判と、民主教育を語る会への御協力と御加入をお願いします。

一九六五．一．一ママ．

神坂地区民主教育を語る会「民主歌育を守り育てるための統一のよびかけ案、
分会討議資料神坂の子どもの幸せを願うすべてのみなさんへ」豆学校関係資料
24 より、1965 年 1 月 1 日(書いたのは 1964 年 12 月案修正 1 として書いている)

広報の主張は力説すればするほど神坂地区の有力者にはかえって「語る会」が共謀して何かする場所であるとしか受け止められなかった。

子どもの「豆学校」自体は各集落で盛んに行われており、冬の各「豆学校」の行事は次の通り、盛況である。次の表Ⅱ－5 は子ども達が立案した「豆学校」の行事計画である。

表Ⅱ-5 冬休みの「豆学校」

| 1964年12月 PTA新聞 (神坂) | | | | | | | | | |
|---------------------|---------|----|-----------------------------|-----------|-----------------------------|--------------------------------|-----------|---------|-------|
| | 代表者 | 人数 | とき | ところ | あいことば | 会でおこなうこと | 親の代表者 | 支部委員 | 教師 |
| Y集落HHK | 5名の氏名記載 | 17 | 1月2日 | 了君の家 | 静かに楽しもう | みかんつり、クイズ、でんきあそび、トランプ | 2名の父兄氏名記載 | 2名の氏名記載 | 山本 |
| S集落 | 4名の氏名記載 | 13 | 1月8日 | 集会所 | 集会所を大切に使う。むだ使いを「しない。」 | クイズ、わらい詩、ふくわらい、かみしばい、てんらん会 | 1名の父兄氏名記載 | 2名の氏名記載 | 小林 |
| T集落第二 | 2名の氏名記載 | 8 | 1月4日 | クラブ | みんな仲良く。たけの子のように。 | みかんつり、クイズ大会、がまんくらべ | 1名の父兄氏名記載 | 2名の氏名記載 | 大脇 |
| 白バトグループ | 1名の氏名記載 | 10 | 1月2日 1月5日 | 集会所 | 楽しい豆学校をつくろう。 | トランプ、スゴロク、かみしばい | | 2名の氏名記載 | 小林 |
| C集落 | 4名の氏名記載 | 7 | 1月5日 | 集会所 | | | | 2名の氏名記載 | 小木曾 |
| D集落 | 2名の氏名記載 | 9 | 1月3日 1月5日 | 集会所 | みんなで楽しもう。 | 音楽会 | | 2名の氏名記載 | 小木曾 |
| びよびよ | 2名の氏名記載 | 4 | 1月4日 | 集会所 | しずかにする。 | | | 2名の氏名記載 | 小木曾 |
| T集落第三 | 1名の氏名記載 | 3 | 1月3日 | 各家 | 人にことばをかけられたら、はつきりいう。 | | | 2名の氏名記載 | 大脇 |
| 山の子 | 4名の氏名記載 | | 12月27日 1月1日 | (シノ補足不記載) | みんなでよろこびあえる楽しい豆学校づくり。 | トランプ、かるた、福笑い、げんとう会、音楽会、絵の会、雪合戦 | | 2名の氏名記載 | 中西 |
| E集落 | 1名の氏名記載 | 14 | 1月2日 | 集会所 | みんな仲良く楽しもう | 双六、カルタとり、福笑い、トランプ、音楽会 | | 2名の氏名記載 | 中西 |
| なかよし | 4名の氏名記載 | 6 | 1月6日 | もろ | 授業中静かにする。 | 楽しみ会、勉強会 | もろの近くの人 | 2名の氏名記載 | 西尾 |
| F集落第一 | 3名の氏名記載 | 4 | 12月27日 | 順君の家 | みんな仲良くしていこう。 | しゃせい、冬の友、かみしばい、トランプ、みかんつり | | 2名の氏名記載 | 小出 |
| G集落 | 6名の氏名記載 | 19 | 1月3日 | 集会所 | みんな仲良く遊ぼう。 | トランプ、かるた、にらめっこ | | 2名の氏名記載 | 小出 |
| H集落 | 4名の氏名記載 | 15 | 1月2日 | クラブ | けんかをしない。みんな仲良く楽しく。 | フットボール、福笑い、文集作り書きぞめ | | 2名の氏名記載 | 西尾 |
| M集落 | 6名の氏名記載 | 12 | 12月30日 1月2日 3日 5日 7日 9日 11日 | (シノ補足不記載) | みんな仲良く楽しい学校。みんなで小さいんせつをしよう。 | 書きぞめの会、トランプ | | 2名の氏名記載 | 鎌田 |
| A 町 | 5名の氏名記載 | 21 | 1月3日 | クラブ | なかよくしよう。 | うた、かみしばい、ゲーム、夜げんとう会 | | 2名の氏名記載 | 原田、斎藤 |
| わんぱく | 4名の氏名記載 | 19 | 1月7日 | 集会所 | きめられたことは実行する。 | バトミントン、すもう、トランプ、ドッチボール、歌 | | 2名の氏名記載 | 小出 |
| N 第一 | 3名の氏名記載 | 8 | 1月4日 | クラブ | みんな楽しく遊ぼう。 | 音楽会、カルタ、トランプ、なぞなぞ | | 2名の氏名記載 | 大脇 |
| 少年少女助け合い | 2名の氏名記載 | 5 | 1月7日 | 益美の家 | | トランプ、花あわせ、クイズ、紙芝居 | | 2名の氏名記載 | 小林 |
| K集落 | 2名の氏名記載 | 9 | 1月7日 | 集会所 | みんな仲良く親切をしよう。 | クイズ、福笑い | | 2名の氏名記載 | 鎌田 |
| M 第四 | 2名の氏名記載 | 2 | 1月3日 | 由起子の家 | 豆学校を最後までやりとげよう。 | トランプ、カルタ、スキー大会 | | 1名の氏名記載 | 大脇 |
| M 集落 | 3名の氏名記載 | 7 | 1月4日 | 友達の家 | みんなで楽しもう。 | バトミントン、福笑い、カルタ、雪あそび、トランプ | | 2名の氏名記載 | 西尾 |

「冬休みの「豆学校」」『PTA新聞』、1964年12月。

(※手刷りガリ版資料を筆者により個人名秘匿活字化)

大人の「語る会」をめぐる混乱の中、子どもたちは、自分達で「豆学校」を運営し、地域の人達とも折り合いをつけながら活動を展開している。

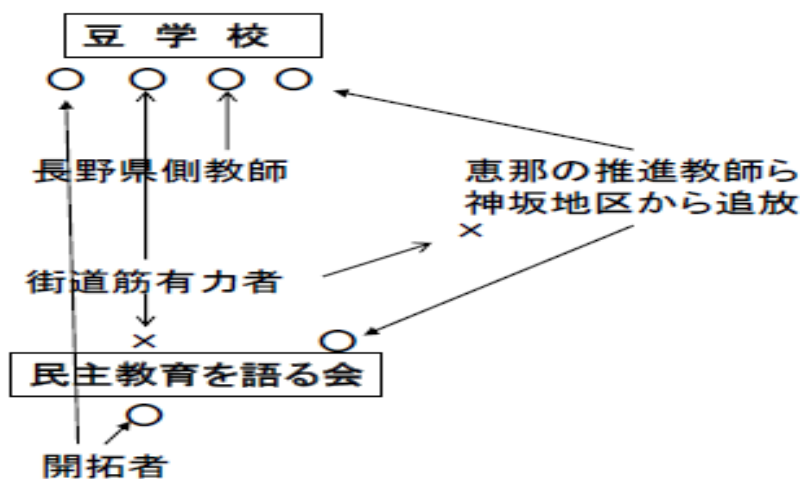
結局、推進した教師たち、すなわち、水野校長、斎藤教諭、小出教諭は神坂地区から任期途中で追放された。

豆学校、豆先生の実践は 予想もしえぬいきおいで発展し 神坂に育っていききました。

しかし、私は 二年間で 恵那市久棲小学校 今の恵那北小学校ですが 教育正常化は、二年で 私を追い出しました

2.4.5 神坂地区内での「豆学校」と「語る会」の受けとめ

一連の「豆学校」運動は一体，神坂地区の中でどのように受けとめられたのか。まとめてみると，次のような関係図が描ける。



図Ⅱ-4 「豆学校」と民主教育を語る会に対する支持・不支持

「豆学校」は，仲間同士での存在の承認だけでなく，神坂地区の人たちにとっても承認されている。というのも，地区内の集会場や民家その他，その地域にある社会資源を使って実施されるものなので，地域の承認がなくては成り立たない。そして，「豆学校」自体のヘゲモニーを握るのはその構成員の子どもである。「豆学校」集団は，自主的な小集団として，地域の人たちに認められた。

一方，教師からすると，「語る会」は「豆学校」と同列に評価されるべきものであった。この会で，親の生の声を率直に聞くことができたからだ。一方，「語る会」に出席する親にとっては，ピアグループのような存在となり得ていた。ピアグループだと何かもめ事が起こると消滅することも頻々たることであるが，ここでは教師という仲裁役が得られている。参加する親たちは，学校の情報がリアルに入手できることなどメリットがあり，教師を受け入れられる。しかし，参加していない親や地域の人たちから見れば，教師と結託して自分たちだけが恩恵を被ろうとする集団に映っていた。快く思っていない地域の人たちはPTAがあるにもかかわらず，故意に親の会を作った教師は地域の根底を覆しかねないその社会の門外漢であるとした。

この節で考察されることは，各々集団形成に発端となった教師らの尽力を評価しながらも，この「豆学校」が一旦，強力な教師から離れて，地域と折り合いをつけながら「豆学校」を発展させたところにある。また，ディスコミュニケーションの状態であった親たちが語らう場ができたことには「語る会」に一定の評価をするが，この会が肥大化することには，筆者は支持しかねるものがある。子どもが主体であるにもかかわらず子どもはこの

会には出席していないからである。「民主教育を守る県民集会」は親集団の肥大化を意味するものといえよう。この県民集会には子どもは参加していない。子ども不在の状態、子どもの教育について話し合われていることは、子どもの主体性を干渉する行動であることに参加者らは気付いていない。

また、教師の関与についても、もろ手を挙げて評価することはできない。小出教諭や齋藤教諭が強く推進していったならば、やはり教師の力は尊大で、生徒個人個人の自由を揺るがしかねない(原 2007:224)。全生研の集団づくりはまさに規律を重んじた集団の段階的過程を経て形成される自主的集団づくりである(全生研常任委員会 1971)⁶¹。この集団づくりは、寄り合い的段階から前期段階があり、後期段階で完結するとあるが、地域生活に根差した集団づくりをするのであれば、まさに「現時点が大事」という思いを共有することが大切なのであって、集団に段階づけする必要はないと筆者は考える。というのも、地域社会は刻々と変化するものであり、その変化に即応して互助などの集団ができるのが妥当であろうと考えるからである。全生研の段階的な集約の過程で、班競争によって自主的に規律正しく速やかに組織化できる人が集団の核になり、競争からビリ班を見せしめとしてあぶり出し、個人の自由を極めて厳しく統制し、究極的には統制された画一的組織としてのコミュニケーションに仕立てていく。

このことについては、「豆学校」を推進した小出教諭が自身の覚書の中で次のように書いている。

「意識づくり」に焦点をあわせた集団主義ですが、全生研の方は、それが主流ではなく、子どもたちの集団的な「体制づくり」に主眼をおいて、そのなかで意識変革を実現しているように思う。しかし、今日、「集団主義教育」といわれている実践には、多様な形態があるのでして、たとえば、「同和教育」の実践は、同じく「集団主義」を掲げているのですが、「全生研」とは別個の形態をとりながら、かなり生活綴方的な精神と手法をとりこんで、おこなわれております。」として、このように全生研との違いを述べ、むしろ、同和教育の中で生活綴方の手法がとられていることに着目している⁶²。

「豆学校」の場合は、上級生の5、6年生が、それぞれ集落単位の「豆学校」の「豆先生」となっている。そして、小出教諭の「失敗した地区もあつたでしょうし、色々でしょうが、報告の細かにあつた地区の様子をお知らせしましょう。」と「学校だより」で報告していった⁶³。この文面は、勉学する場所としての「豆学校」活動を望む親の書簡に対して答えたものである。「豆学校」を勉学の学習場所として限定しない。各々の「豆学校」の生徒からの活動報告を受けて、その内容を判断するのではなく、全学、及び親や地域に広報することに力を入れていたのである。代表者会議を行っているが(2.3.2 参照)、各活動の内容を共有し、協議するためのものであって、各「豆学校」集団は競争し合い、優劣をつけて、優秀な活動に統一していくものではない。

⁶¹ 全生研常任委員会, 1971, 「学級集団づくりの方法—その1」・「学級集団づくりの方法—その2」『学級集団づくり入門』明示図書出版, 93-196.

⁶² 1965年2月6日の小出信也氏の覚書の記載に豆学校集団について p. 6 所収。

⁶³ 1963年9月10日発行父母の書簡に対する教師コメント『学校だより』より (資料3)

2.5 生活綴方の手法からみえる本人・教師・親による教育調査

恵那教組に関与する教師たちは勤務評定時より教育問題について「親の中へ・地域へ」入って考える路線を一貫して実践してきた。1964年、その具体的方策として、恵那教組の重要案件の一つに「教育調査」をあげた。この節では、その教育調査が如何なる経緯を辿ったかを明らかにする。恵那の生活綴方の手法が如実に示されている資料から、ここでは個人をめぐって多数の人たちが関わっていく調査のあり方を明示する。

神坂地区では児童の学習不振が顕在化していることは前述したが、「豆学校」運動は、その状況の中で自主的活動として興隆した。

地域の実態を調査することは、勤評闘争時に自らの手で調査するという方法に依拠している。後に地域生活運動の陰の推進者となった小出信也教諭は、「豆学校」推進の契機となった開拓地の児童に、教育調査を最初に行っている。調査といっても、親と子どもを同席させて、さらに「豆学校」の級友や「語る会」の人たちが教師らと子どもの生活を検討していくものである。この複数人で行う調査の手法は恵那地方だけに限らず、山形における無着成恭の「山びこ学校」にもみられ、生活綴方・地域教育の特色ともいえる（無着 1951、第11刷：160-172. 獺獺）。ただ、無著と決定的に異なるのは、山びこ学校の場合は1人の実践家が生徒と行うものであったが、恵那の場合は、「語る会」に賛同する保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校の教師や地域の人も列席し加わってくる。そのため、公共性が高いところに特徴がある⁶⁴。

神坂地区での教育調査について小出教諭は次のように述べている。

「教育調査」を念頭において話し合いを始める時に、親が今直面している悩み全部を出してくれなければ何にもならない。だから心の通い合うまで、何事もかくさず話し合える迄、同じ地区に、何回も通わねばならなかった。私たちは、そうした地区へ「宿題」という形で問題を届け、まとめをつけぬようにして来た。次の回までに子どもを凡ゆる角度から見、考えてもらうためである。又そうした問題はかんたんに軽くまとめ、ごまかして来る様な性質のものではなかった。

小出信也「総合活動と民主教育を守運動の経過」（神坂小・中・幼分会），1965年8月20日，p. 34.

小出教諭や斎藤教諭をはじめとして、神坂小に赴任した教師たちは子どもたちに学習をめぐる障害があることを痛感してきているが、神坂地区の子どもたちは、長野県においても、恵那地方においても、学力の低い子たちだと思われていた。恵那地方から赴任した斎藤教諭は次のように語っている。

その子達が生れつきそういう具合にそうなっちゃたんだろうか？決してそうではなしに社会環境、生活環境がその子の能力を規定し、それを少しも先生が認めず放置して、

⁶⁴ 小出氏が述べているが、集団主義教育で、地域の父母集団との結合をとげながら子どもの生活の問題を正していく実践には、大阪「八尾中学」の実践があり、「部落解放同盟」との連関ぬきにしては考えられないと言っている（小出 1965年5月覚書：6）。

だめな子だと言ったがために小学五、六年(ママ)になってきて、とてもというふうになった。

斎藤尚視「豆学校—運動の基本的観点—」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料，1965年8月20日，p.22.

では、どのように教育調査がなされていったのか、I集落での実践を提示する。

2.5.1 教育調査の発端

最初の教育調査の中心はM開拓集落のSさんであった。Sさんは、この集落で生活しているが、学校での彼は学業には消極的で、成績はよくない。掃除はあまりやらなかった。教師が他の子どもらとたわむれて遊ぶ時も、一人で反抗的な態度をとっていた。そして、授業は休みがちで、授業に出ても居眠りやあくびをして、教師からは問題視されていた⁶⁵。

「わからなければわからないとはっきりせよ」

「わからなければ質問せよ」「だめじゃないか、はきはきしなさい。」

水道方式を学び⁶⁶、創造的な授業をしているつもりだが、彼に対する指導は、人間的ではなかった。

小出信也「豆学校・豆先生」覚書，1965年2月6日，p.69.

上記の様子から、Sさんが教師からマークされて叱責されていたことが窺える。このように、教師側からは、問題児に映っていたSさんであったが、その評価が覆される出来事が起こった。次の引用はその部分である。言葉づかいは当時、書かれたままで表示する。

担任教師が、彼の積極的な面を見いたしたのは、台風の日であった。学校では、事故があつてはというので午前授業にして部落ごとに並んで下校させた。そのときSさんは、部落の子たちをまとめ、小さな子を自分の体でかばい家へいそいだ。

小出信也「豆学校・豆先生」覚書，，1965年2月6日，p.69.

その姿に小出教諭は衝撃が走ったという。同時に、調査対象者を彼にしようと直感したという。

こうしてSさんと家族、教師の話し合いによる教育調査がはじまった。

⁶⁵ 小出信也，1964年8月資料19「生活に根をはった豆学校—M開拓部落(ママ)子どもをつかみなおし」東濃教科研提案要項 資料19より。

⁶⁶ 水道方式とは、当時、教育科学研究会が学習指導要領に対抗して、効果的な学習方式とした推進していた方式である。革新的な教師で数学を担当する者は、この方式を多く取っていた(原2007)。小出氏はこの方式を恵那教組の中でも重鎮といわれる渡辺春正氏、近藤武典氏らと東京まで赴いて講習会を受けるなどして、先進的な指導を自負していた。ちなみに渡辺春正氏は後の中津川市教育長となり、統合教育を認めていった人である。また、近藤武典氏は1970年初頭に開催された中津川市フォークジャンボリーの実行委員長を務めた人である。

2.5.2 調査内容

2.5.2.1) 調査内容と社会的背景

教育調査はクラス全員に行ったものであるが、本項で扱うものは、「豆学校」と「語る会」が連動した事例として、後に東海教育科学研究会や民教研の分会で公表したものである。その方法は「子どもの生活・思い・その環境，家庭を知っていくという調査をした。」「子どもに一斉に配って書いてもらう方法をとらないで 休み時間，放課後 子どもと語りながら 聞きとりの調査を始めました。家庭の状況は 家庭訪問で 聞きとっていくという方法をとりました」とある⁶⁷。

Sさんの部落 戦後神坂には三ヶ所の開拓地ができた。

N開拓地(六戸)・M開拓地(十三戸) Y開拓地(五戸)

Y開拓地は昭和三十六年五月全戸離農した。

Sさんの住む部落は，M開拓地である。学校から約六キロ，雨がふれば丸木橋は危険で，約二キロはおおまわりをしなければならない。海拔約六五〇メートル，この部落の人たちの苦斗は，Y部落の離農しなければならなかった人たちの話からでも想像できる。

小出信也「M開拓集落子どものつかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」関係資料19より，1964年8月。

小出教諭は調査報告を上記資料に記しているが，昭和20年代の戦後開拓事業は国策として行われた事業であり，当時の入植における国の助成は次の通りになっていた。

『開拓20周年改訂版戦後開拓史編纂委員会』よれば，平均反当りにして，開田で21,000円，開畑で12,000円(北義道は，開畑10,500円，開田なし)になる。新規墾地のうち，特に酸性のつよい土地にたいしては，石灰質資材に使用する費用の5割(北海道は6割)，金額にして，11,000円を限度に，補助金が支給される。また入植者が子弟の教育を可能にするため，学校教室増設費用の一部負担，一定基準の建坪で，1坪当り25,000円ないし27,000円の事業費の8割を負担するものとした。

助成入植者に対しては，開拓者資金融通法により，開拓資金融通特別会計の資金から，営農資金及び共同施設資金にたいする長期的な融資と，家畜資金にたいする中期的な融資をする道がひらかれていた。一戸当り22万円を限度に，5年間の据え置き措置がとられた(開拓20周年記念事業会内戦後開拓史編纂委員会：47.)

つまり開拓地に移住した家族は国策として，5年間は措置として助成が受けられるわけで，昭和36年に離農したY集落の人たちは助成なくしては生活が成り立たなかったということである。また，国は15戸以上の組合にしか助成を行わない。つまり，零農や貧農には補助しないことを示す(長野県開拓十周年記念事業実行委員会：1955:79)⁶⁸。

⁶⁷ 小出信也，1991，「小出先生回想録」恵那教育研究所，P.12.

⁶⁸ 出典：長野県開拓十周年記念事業実行委員会，1955年11月10日『開拓十年』昭和30

調査資料には続いて次のように示されている。

二十三年に入植。

二十六年に許可。

小出信也「M開拓集落子どものかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』豆学校関係資料 19 より，1964年8月，p.74.

ここでは，昭和23年，1948年の入植となっているが，1947年と1948年は全国的にいて開拓入植のピークであった（長野県開拓十周年記念事業実行委員会：70.）。当時の開拓の事情は次の通りである。神坂地区は合併前長野県であったので，長野県政の動向を検討する必要がある。

なお，長野県の開拓政策は終戦による引揚者・戦災者・復員軍人等の失業者を収容するための帰農対策と終戦前後における極度の食糧不足の緩和を図るための対策が主目的であったもので，農民の内在的な農業生産力の発達にともなう行われたものではなかった。そのため開拓計画に対する地主及び農民の動向は好意的でなく，他からの入植に対しては大部分これに反対した。これは買収に対する潜在的な反対理由として共通のものでかつ，買収対価が低廉であるのと，土地に対する愛着心に起因するものが大きなものであったとされている（長野県開拓十周年記念事業実行委員会：1955:66）。

開拓事業に反対する地元農民の立場は，開拓事業によって多かれ少なかれ，従来から農民が利用してきた水利・採草・薪炭などの利益を侵かされる関係から，町村内の支配的地位にある地主などの関係にひかれて，地主と共同歩調をとって反対した例も少なくなかった。

地主層と増反・入植しようとする者の対立によって，とくに急進的思想を持つ者があるほど，必要以上に対立抗争の激しいところもあり，かえって問題をより複雑にし開拓を困難に陥れたという。つまり，問題の解決ができていないまま，入植者はその土地に踏み入ったのである。

そうしてみると，神坂地区の場合，合併問題の上に，複雑な問題を孕んだ開拓の問題が，地区内の事情に加わったことになる。

また，調査資料には次のように記されている。

Sさんの家

父・母・兄(中二)・本人・妹(幼稚園，全員入園)

田 なし 畑 八反(陸稲，株，野菜，えんばく)，

果樹園 0.5反(桃)，

牧草地 2反

小出信也「M開拓集落子どものかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』豆学校関係資料 19 より，1964年8月，p.75.

Sさんの家の営農規模は合計で10.5反である。この広さは、当時の開拓地の家族の営農の規模としてはどの程度のものであったのか。下は長野県下の昭和22年から29年にかけての農業規模を表している。

これによれば、10.5反は平均値を示し、Sさんの家は開拓家族の平均的な規模だといえる。Sさんの家の家畜は次の通りに示されている。

| | |
|--------|--------|
| 3反未満 | 14.30% |
| 3～5反 | 15.7% |
| 5～10反 | 37.2% |
| 15～20反 | 21.0% |
| 20反 | 4.2% |

長野県開拓十周年記念事業実行委員会、『開拓十年』昭和30年刊行長野県開拓協会（向山雅重民俗資料館蔵 長野県上伊那郡宮田村），1955年11月10日，p.71.

| 表Ⅱ-7 家畜・農産物 | | | | | | | | |
|--|---------|--------|-------|-----|------|------|-----|-------|
| その1 家畜・家さん | | | | | | | | |
| | 乳牛 | 役肉牛 | 馬 | 豚 | 綿羊 | 山羊 | 兎 | 鶏 |
| 飼養農家数 | 20軒 | 98軒 | 138軒 | 20軒 | 60軒 | 182軒 | 24軒 | 150軒 |
| 飼養頭羽数 | 20頭 | 98頭 | 185頭 | 35匹 | 103匹 | 228匹 | 30匹 | 2600羽 |
| 『村勢要覧』1956年度 神坂村統計資料 上記は1961年9月1日時点の数値を示す (*手書き資料を筆者により活字化) | | | | | | | | |
| その2 主要農産物 収穫面積(町.反) 推定実収高(石) 反収 | | | | | | | | |
| 米 | 147町.7反 | 4135石 | 2800反 | | | | | |
| 大麦 | 18町 | 324石 | 1800反 | | | | | |
| 小麦 | 16町 | 192石 | 1200反 | | | | | |
| 大豆 | 16町 | 96石 | 600反 | | | | | |
| 小豆 | 5.5町 | 19石 | 350反 | | | | | |
| 甘藷 | 12町 | 25800石 | 215反 | | | | | |
| 馬鈴薯 | 7.2 | 12960石 | 180反 | | | | | |
| 大根 | 5.5 | 29700石 | 540反 | | | | | |
| 茄子 | 0.4 | 1800石 | 450反 | | | | | |
| 『村勢要覧』1956年度 神坂村統計資料 上記は1960年度時点の数値を示す (*手書き資料を筆者により活字化) | | | | | | | | |

乳牛 一頭(五月病気・売る)

鶏 九羽 兎 二羽

小出信也，1964年8月，「M開拓集落子どものかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』豆学校関係資料19より.p.75.

鶏も卵を産むので食糧源になるが9羽ではそんなに多くの収入源とはいえない。当時、ブロイラーによる大量生産に比べると極小であり、これで収入を賄えるものではない。大

きな家畜は乳牛である。牛一頭というのも一家に多い頭数なのか。手元にある神坂地区の統計資料からすると、飼育農家数は 20 軒で、おおよそ一軒に 1~2 頭で、開拓地如何を問わず神坂地区で一家に所有する平均的な乳牛の頭数とってよい。

テレビ，新聞 有り

一輪車，オートバイ有り

小出信也「M 開拓集落子どものかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』

豆学校関係資料 19 より，1964 年 8 月，p. 76.

この事情は、先の紙芝居で示された開拓劇の中の当初の事情から大きく変化している(2.4.4 図Ⅱ-2 参照)。開拓地にも電化製品が生活財として入っていったということである。しかし、S さんの兄が学童期のときには電灯はなく、そのために家で学習することはできなかった。

1957~1958 年時にかけて開拓地への電気導入については、受益助成入植戸数 10 以上の地区にたいして受益者が負担すべき電気事業費の 3 分の 1 を以内の補助金がでることになっている⁶⁹ (20 年記念事業会内戦後開拓史編纂委員会 1967:46)。紙芝居が書かれたのが 1964 年時点である。当時中学 2 年生の兄が小学校入学した時には 1957 年で、その時点では電気が家になかった。従って兄は家で勉強ができなかった。発電設備の状態が地域によって異なることを考えてみると、その時期の違いを考えて、S さんが 5 年生で S さんの入学時期にはもうすでに電気が通っていて勉強できたため、5 年を差引して、1958 年時あたりに S さんの家に電気が通ったことになる。

高度成長期に差し掛かると、人畜の非効率からなかなか開墾に進めない反省があったため、外国機材の借款を契機に国産機械の良化と量産が可能になったことを期に、国は人畜から機械開墾方式の切り替えを奨励している(開拓 20 周年記念事業会内戦後開拓史編纂委員会 1967:61)。

経済的に余裕のない S さんの家族個人では無理である。しかし、紙芝居にあるように、集落共同で機械化を進めていることがわかる。1961 年に I 集落にブルドーザーが導入されている。

S さんの家の唯一の収入源である乳牛も調子が悪くなるとその治療と飼料代がかかり借金が嵩んでいく悪循環の中に S さんは生活していることが、教育調査で居合わせる者に理解されてきた。

最近、農基法による調査があつて、S さんの家は二級地に指定されるらしい。そこで、大反の牧草地を申請し、三頭の乳牛を飼う計画らしい。この部落(ママ)の土地では、野菜も養蚕もだめで、乳牛より収入をあげる道はなかった。離農すれば三十万円

⁶⁹ 出典：開拓 20 周年記念事業会内戦後開拓史編纂委員会，1967 年 3 月 30 日，『戦後開拓史』全国開拓農業協同組合連合会。

程度の補助がある。しかし、今離農すればいままでの借金に三十万円はとられてしまい、新しい仕事の資金にはならない。ぎりぎりの場に追いこまれている。

小出信也「M 開拓集落子どもをつかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』
豆学校関係資料 19 より、1964 年 8 月、p. 76.

悪循環を断ち切るために離農すればよいかといえ、離農するにもお金がかかり、新しい仕事の資金繰りができず、身動きがとれない。指定を受けて、やっと土地が申請でき乳牛が飼える状態になる。

乳牛三頭にしても補助金は乳牛を買い、畜舎を建ててからでないと手元に届かない。乳牛を三頭飼う計画も二級地に指定されるかどうかと資金にかかっている。父親は、牧草地の開拓の資金と、乳牛をかう資金、それに生活費を稼ぐために、5 月は三菱の拡張工事にそして調査当時は長野へ山仕事に行っているところであった。指定を受けても実際にお金が入ってくるのは、実際に畜舎を立ててからでないと入らない。それまでは別の方法で資金作りと生活費を稼ぐなくてはならない。結局、労働力をお金に替えることができる父親は出稼ぎに行っているのである。

2.5.2.2) S さんの生活

S さんが生活している家の状態は次のように記されている。

家は兄が中学二年になるとき「天井もない家へ先生がくるのははずかしい。天井ぐらいあったら」と新しい先生が受持になることをおそれた。さいわい担任教師は二年持ち上りだった。家へ来るなり、「先生は同じだよ」と本当にうれしそうに言った。と語っている家であり、便所は、カメの上に二枚の板がわたしてあり、板でかこんであるだけだ。

小出信也「M 開拓集落子どもをつかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』
豆学校関係資料 19 より、1964 年 8 月、pp. 76-77.

つまり、天井がない小屋のような状態を示しているが、S さんの兄は家の状況を知られたくない。家持の他集落の人に引け目を感じながら、家では電灯もなく勉強できない状態で家の仕事を手伝ってきたわけである。自分の家の状態を知っていてくれている教師ならばよい。

そして、S さんは、この集落、この家で生活している。家では労働に励んで家を支えている S さんである。授業における S さんの状態だけで、S さんは小出教諭にそれまでよい印象を持たれていあかったことがわかってくる。

S さんの調査する中で、いままで S さんに対する教師としての見方にはずかしくなる思いだった。乳牛が病気になり、父母は賃取りに出かける。S さんは朝食のあとかたづけ、それから妹をつれて登校。家へ帰えると夕飯の仕度、今は、母と兄、S さんで、牧草地を開こんしている。

小出信也「M 開拓集落子どもをつかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』

「豆学校」関係資料 19 より，1964 年 8 月，
pp. 77-78.

教育調査は教師の自己覚知を促していることがわかる。S さんは怠慢どころか，家業を手伝い，家事をして，妹の面倒を見て大忙しである。そして毎日，起伏の激しい山道を登下校している。その苦労を教師や学校の集落以外の級友には話さない。話をする前に，教師に態度が悪いと叱責されれば，旧友は S さんのことをだめな子なのだと差別視する。話したくなくなってしまうのは無理もない。S さんの居眠りやあくびは，そうした重労働から出てくるものであった。差別・蔑視の元凶は，教師自身の指導態度であったということ，教師自身である小出教諭自ら痛感したのである。

2.5.2.3) S さんの楽しみ・夢

さらに教育調査では，S さんの登校の様子や学校の教科について記されている。S さんが伝えたことに小出教諭が解釈をした書き方になっている。

学校のあるときの S の最大の楽しみは登校と下校にある。テレビの話，かぶと虫の巣，岩にすきなことをきぎみつける。木にしかけをつける。ときには，丸木橋が流れた川を危険をおかして泳ぎわたる。往復十二キロの道がそうしたか。そうではない。

学校では，S さんの苦しみを理解しないで，点数で差別し，家では重労働が待っているからだ。しかし，彼は学校より家の仕事の方が楽しいという。彼の学校で楽しいことは，友だちとテニス等をして遊ぶときと，体育，それに理科の実験だという。そして社会が一番きらいだという。

小出信也「M 開拓集落子どもをつかみなおし」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」関係資料 19 より，1964 年 8 月，p. 78.

S さんの最大の楽しみは山の登下校だとされている。色々な創造的な活動が記されており，小出教諭はじめ大人目から見ると難儀な山道の登下校を，最大の楽しみにしていることが示されている。大人の監視はなく，山の中には型にはまらない自然のもつ無限の楽しさが横たわっている。昆虫との戯れ，岩石へのアクション，木のしかけ，川遊び，実にスリリングで楽しさこの上ないことは，山遊びをした者であれば周知のことである。S さんは，その実地から体育や理科の教科への興味・関心にもつなげている。登下校は実験場所の宝庫となっている。

家労働が果して重労働と感じていたのか。渦中の子どもはそんなに苦しく感じていたのか。家族が生きていくために義務として当たり前に行っていたことかもしれない。というのも，S さんの願いと大人の願いの違いからもうかがい知ることができる。

S さんは，今の学校を体で感じとっている。

彼は，親たちの願いとは反対に，大きくなったら乳牛をたくさん飼う農業をやるん

だと思っている。親は、次男である S さんには、手の職をつけて、安定した生活をさせたいと思っている。

小出信也「M 開拓集落子どもをつかみなおし」『東濃教科研究会
提案要項』「豆学校」関係資料 19 より，1964 年 8 月，p.78.

S さんの将来の夢は乳牛を沢山飼って酪農を営むこととある。毎日、牛の世話をし牛とのふれあいの中で産物が育てていく。生まれ出るものを作っていくことに実感を持ち、そういった職業に就きたいと思う事、それはお金が稼げるか稼げないかの問題以前に、S さんが生の営みとともに労働することを毎日に行っているからだ。家の仕事や山遊びから将来の農業はつながって描ける。開拓事業は、終戦直後の引き上げ者の労働の確保だけでなく、1950 年代、農地改革後の一般的な耕地の 2 男、3 男対策としてあったが⁷⁰、ここでは、その開拓地の家族も、耕地で行う農業のように 2、3 男は継げないという考え方が当時の大人にはあるようである。

こうして本人、親や兄弟を交えた教育調査を検討すると、S さん本人が自身の生活を言語化したことで、子どもと大人の考え方が異なっていることを判明させたことが理解される。S さんの場合は、出稼ぎに出ている父親の代わりに家では力仕事を行い、下の妹の面倒を見ていた。それをこなさなければ S さんの家の生活は成り立っていかないからである。その切迫した状態を教師ははじめて教育調査で知っていくのである。

学業不振の原因は、家業の手伝いと長距離の登校による重労働にある。S さん自身が問題を起こして問題児になったのではない。S さんの生活を知らなかった教師やクラスメイトが問題児にしたのだとも考えられる。たしかに一面では学業不振であったことは事実である。しかし、一方で仕事する能力、山遊びで培われた能力は身につけている。

2.5.3 調査内容のやり取り

2.5.3.1) 家族とのやりとり

一人の生活をクラス全体で話し合う実践は、山形で無着成恭が実践した「やまびこ学校」にも見られる（無着 1951（第 11 刷：160-172））。「生活を記録する会」では、回し読みを行ったり読み合わせをしたりしているが（生活を記録する会 2000）、恵那の場合、一つの綴方に対して、他の人が、それに対する綴方を書くという手法がとられている。神坂地区では川柳やその人の一言をやり取りするという方法が取られている。綴方は文章をかなり長く書くので、S さんはじめ文章を長く書くことをしなかった人たちにとっては、綴方を書くとなると参加しにくいものであった。次に示されているのは S さんと家族の記録である。

⁷⁰ 開拓 20 周年記念事業会内戦後開拓史編纂委員会，昭和 42 年 3 月 30 日，『戦後開拓史』全国開拓農業協同組合連合会，には、「当時二三男対策として農村の過剰就業が問題となっていた点も考慮し地元農村の農業経営基盤の拡大をも図ることを一つの狙いとしたものである。」とある。（開拓 20 周年記念事業会内戦後開拓史編纂委員会 1967:61.）

Sさん「お母ちゃん、おらあ池が完成したら、バーベキューを作って食うに。」

母「お母ちゃんも食べたいなあ。」

兄「おれも食いたいなあ。」

Sさん「兄ちゃん残してきてやろうか。」

兄「うん。」

母「みんな食べてこいよ。」

Sさん「おらあの池、てんでいいぞ。」

母「どこに作ったよ。」

Sさん「理科室の前に作ったよ。」

兄「おお、あそこか。ほってあったなあ。」

母「六年の記念に作るかよ。」

Sさん「うん。」

母「六年がつくるのを楽しみに待っておって、完成したら見に行くわ。」

小出信也「Sの家での会話記録より」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」関係資料19より、1964年8月、p.82.

東濃教科研究会（以下、東濃教科研と略）は恵那の綴方教師一同が集まり討議する研究会であるが、その議題にこの会話が取り上げられている。ここでは、記録した人は小出教諭である。の内容を検討する前提として、学習の機会を得られてこなかった開拓者の生活が、教育者の間に広報されることになっていることを明記しておかねばならない。Sさんは無気力などではなく、むしろ、率先して自分の池を創っている。毎日、開墾の仕事をしてこなければ、池の造設などできない作業である。

2.5.3.2) 教師とのやりとり

下記はSさんが小出教諭と2学期の反省のやり取りをしている文面である。上段が教師の質問で、○はSさんの応答である。

みんなのために、どんなよいことをしましたか。

○ 豆学校で紙芝居、本を読んでやった。

かしこくなるために特にどんなことをしましたか。

○ K君（豆学校の同士）にモーターをまわるようにおしえてもらった。

家のくらしについてどんなことを心配していますか。

○ 家族に長生きをしてもらいたい。

あなたは、どんな少年少女になろうと思っていますか。

○ 中学生になっても豆学校を開きたい。

あなたの一番よいところは？

○ 無し

あなたの一番悪いところは？

○ 無し

まえのあなたとくらべて変わったと思う

- 良い点は 五年のときより字がじょうずになった。ノートの使い方がじょうずになった。
- 悪い点は 家で兄とけんかする。
小出信也「Sさんの二学期の反省」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」関係資料 20 より，1964年冬，p.80.

教師とのやりとりでは，Sさんの自己肯定感は低い。家と学校では落差が大きかったためか，詳細はわからない。けれども，その中でSさんは「豆学校」に意欲をもっており，積極的である。「豆学校」は5，6年になると，豆先生として，下の学年の面倒をみなくてはならない。Sさんは豆先生として役割をこなしている。ここには，「豆学校」で，役割学習による社会化をとげたSさんの成長を認めることができる。柳洋子は「人間は人間によって成長させられるということ」を社会化と定義したが(柳 1975:62.)⁷¹，O. G.ブリムらは，個人と他人の配置関係，お互いの地位を承認し，役割規定と役割行動の学習を通じて，集団の文化を知る過程であるとした(ブリム・ウエーラー 1966:7)⁷²。「豆学校」でのSさんは豆先生という地位があり，下級生にそのことが承認されているわけである。それに対して正規の学校にはそんなものはなく，Sさんは教師に叱責される問題児でしかなかった。そしてSさんは下級生に読み聞かせをする学習で豆先生としての役割を行っているのである。学校にはそのような役割はSさんには存在しない。ここに，「豆学校」による自己肯定と，学校における自己否定の差が生じているのであろう。ただ，後の資料に示すように，正確には友人とのやりとりで，友人に字がきれいになったことをほめられて，Sさんは書くことに関して自身では肯定的に評価している。

2.5.3.3) 友人とのやりとり

次に示すやり取りは友人とSさんの間で交わされたものである。上がSさんから友人へのコメントである。

■友だちへの意見（ママ）

- K子へ — 本を上手に読むようになった。
- T二へ — もう少し発言したほうがよい。
- K男へ — よく手をあげく発言する。本をよく読む。
- H男へ — 絵が上手になった。
- Sさんへ — わからんことがあるとすぐ調べる。
- A男へ — 授業のときかっとな発言をする。
- T男へ — みんなのモーターをなおしてやった。
- R男へ — 友だちと相談するようになった。
授業中にうたをうたっている。

⁷¹ 柳洋子，1975，『社会集団論』早稲田大学出版部。

⁷² O. G. Brim., Jr. S. Wheeler, 1966, Socialization after Childhood two Essays.

Y 男へ — 授業中に発言する。

“れ”と“で”(ママ)をまちがえる。

Z 男へ — そうじをしっかりとずる。

小出信也「友人へSさんからのコメント」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」
関係資料 20 より, 1964 年冬, p81.

S さんは, どの友人にも良い点を評価して, その上で直すとよいところを指摘している。言葉が時には, 与えられた者にとって暴力となることを怒られ続けてきた S さんは理解しているのかもしれない。

次のコメントは友人から S さんに向けて書かれたものである。そして, 友人間のやり取りから, S さんの反省が書かれている。

友だちから S さんへ

字が上手になった。 M 男より

みんなと遊ぶようになった。 K 男, H 男より

道草をしないようになった。 H 男より

そうじをしっかりとやる。 M 男より

手をあげるようになった。 Y 男より

人にやさしい。 Y 子より

先生にあまり質問しない。 K 男より

机の中がきたない。 M 子より

わんぱく。 K 子より

わすれものが多い。 T 子より

やり取りから S さんの反省そして展望

机の中はこれからきれいにします。

先生に質問します。

小出信也「友人から S さんへのコメント」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」
関係資料 20 より, 1964 年冬, p. 81

S さんの反省「机の中はこれからきれいにします。」「先生に質問します。」は, 友人から S さんへのコメントの下線部に対応している。つまり, S さんは, 友人からの意見は, 聞いて, 反省しているのである。

2.5.4 綴方をめぐるやり取り

神坂小学校では「豆学校」の様子を新聞部が中心になって編集した新聞「神坂タイムズ」で紹介し, その中で年度や節目に五大ニュースを提示している。通信について名称をつける方法は, 石田和男が 1951 年にはじめた「ありのたより」(石田 2017a:59-67.) 恵那の綴方教育の脈流にあるが, 五大ニュースの考え方をつくったのは小出教諭であった。ただし,

小出教諭が新聞部を中心にして新発行させようと指示していたのには、マカレンコの新聞づくりを参考にしているところが大きい(全生研 1971:238-239.)⁷³。

Sさんの一九六四年の五大ニュース

1. 豆学校の豆先生になる。
2. 夏の豆学校成功。
3. はじめて田んぼをつくる。
4. 夏の豆学校でキャンプする。
5. こううん機を運転できる。 ← (東海資 p.70) .

小出信也「友人からSさんへのコメント」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」関係資料 20 より, 1964年冬, p.82.

3項目と5項目は農業のことである。Sさんは耕運機という農機を操作できるようになり、はじめて自分で田を耕して墾田したのである。Sさんが一人前のファーマーになったことをニュースで伝えている。

1項, 2項, 4項は「豆学校」のことである。豆先生として下級生を従えて日常の学習や遊びの「豆学校」, それに非日常の行事であるキャンプが行えたこと, それらの成功感を伝えている。彼の自己肯定感が5大ニュースに表出されているものといえる。

綴方

今年はストーブを入れるのはおそいそうだ。それは、まきが少ないからだ。それで職員室の中に入っていくとぬくたくなる。それで先生に言うと

「そりゃあ、先生たちが仕事ができん」と言う。そんならぼくたちが

「そんならはくたちも勉強できん」——中略——

それで学校の帰りに自動車にのっていかん、学校の帰りに買い食いなしていかんと言っている。学校の帰りに道草していかん。それでも先生たちは職員室でクリームやミカン食っている。それで先生に言うと、「自分の金で買っているの」と言う。

ぼくたちが先生に「そんならぼく達も自分の金でクリームやミカン買っていいところ」と言った。そういうことは、やめた方がいいと思う。

S「学校の悲劇」『東濃教科研究会提案要項』「豆学校」関係資料 21 より, 1964年冬, p.83.

生徒にはストーブの暖房は施されないのに教員には暖房器具が早い時期から入っている。飲食も生徒には食事時間以外は禁止であるのが教師は自由である。その不平等な状態に対してSさんはただ反感を覚えるだけでなく、その理由をはっきり教師に尋ねてから、自分の意見をはっきり綴方で書いている。

⁷³ 出典：全生研常任委員会, 1971, 「集団の遊び・しごと・行事」『学級集団づくり入門』第2版, 226-244.

小結

本章では、「豆学校」と「民主教育を語る会」の双方が「豆学校」運動全体をつくろうとしていたことを明らかにした。「民主教育を語る会」ができる経緯については初めて明らかにすることとなった。また、教師の視点から検討された「豆学校・豆先生」実践の研究に、子どもの視点、親の視点、地域事情から「豆学校」活動の経緯を論証することで、新たな視点を加えることができる。

すなわち、本章の第2節では、1950年後半から1960年代前半の神坂地区および恵那地方の「豆学校」前哨を明らかにした。本章の第3節では「豆学校」の活動について述べた。第4節では「豆学校」と対をなさせようとして作られていった「民主教育を語る会」の結成から活動に関する経緯を明らかにした。第5節では後に影響を与える「教育調査」について述べた。

第3節のS子さんの生活綴方は、母親たちが子どもを差し置いて物事を決定してしまうことに対して、自分たちの意思決定を大切にしてほしいという主張であった。この綴方には、大人を乗り越えて子どもの主張が示されている。

それぞれ創意工夫で作られるようになった「豆学校」活動の一方で、小出教諭の見解のように、知能測定すると、半数以上の児童が知的障害の範疇に該当してしまうという深刻な問題が明らかになった。もし、この状態を放置していれば、この深刻な問題は改善されなかったものと考えられる。この事実を検証してみると、「豆学校」のような学習する機会があれば、人は成長し得るといえる。

第4節は「語る会」についての記述である。小出教諭をはじめとする「豆学校」を推進する教師たちと開拓地の人たちはどのような関係であったのか。

開拓地の人たちは数多くの窮地を凌いで生き延びてきた人たちだということが、小出教諭の直観の核心にある。ここで注目されるのは、神坂地区に転任した恵那教組の教師たちや開拓地の人たちは、「語る会」で自主性を発揮することができたという共通性をもっていることである。

開拓地の人たちは度重なる移動を繰り返し、移動する毎に、その土地になじむ努力をしなければならなかった。転入先の定住者からは軽視される存在であった。そして、荒野を開墾してきた人たちである。開拓地は、平野と異なり、山間部独特の気象の急変を幾度も経験してきた。開墾地への作付けは何度も失敗を繰り返し、その都度、窮地に立たされてきた。この「豆学校」が盛んなI集落のSさんの家も乳牛が病気となり、まさに窮地に遭遇している。「語る会」で生活の現状を語り合い、そこに山積する問題をあぶり出し、共通認識していく場となり得ていたのである。紙芝居を共同で制作して、開拓の経緯をありのままに辿り、「語る会」から神坂地区に伝えたこと、県民集会で紹介したことは地域社会に自分たちの生活を伝えていこうとした行動であり、開拓地の人たちの主体性を示す行動だといえる。「語る会」はそういう意味で開拓地の人たちにとっては自主性を培う場所であった。

2.4.2 中の例にみるように、険しい通学路の問題、教育費の問題、お金がないために高校進学を諦めなくてはならない現状について話し合っている。このように、地域社会にあ

る問題を、自分の生活と直結する身近な問題から明らかにし、共通認識して自ら生活していこうという方向性が示されている。これはまさに恵那の生活綴方実践そのものである。自治を共同して成していこうとする方向性が一致しているのである。

そして、恵那からの教師たちにとっては、「語る会」の実践が、勤評闘争から続く「親・地域との共闘」戦略を具体的に示すものであった。そのことで、恵那の教師としての自主性を神坂地区で示そうとしたのである。

一方、街道筋や農村筋の人たちにとっては、「語る会」は地域の伝統にない左派のイデオロギーの統制を図っていく、言い換えると、街道筋や農村筋の人たちの自主性を損なうような活動にしかかなり得なかったということである。「語る会」を阻止することが、街道筋や農村筋の人々にとっては示すべき行動だったのである。

本章第5節は「教育調査」に関する記述である。この教育調査は、本人・家族・友人が加わって話し合いながら行われる調査を示している。この教育調査で大切なことは、子どもと親たちが一人の子どもに焦点を当て、教育調査を通して、そこに在る問題を確認し合い、地域社会もしくは社会全体の問題であることを確認し合ったことである。Sさんの教育調査はそのことを端的に表している。字も書けず、身だしなみも整えず、机の整頓や掃除をすることも学校では行わなかったSさんが、教育調査を通して友人とのやり取りで変化してきたということである。学校生活は生徒にとって生活の一断面でしかない。他に家と地域での生活を、友人、家族、教師らが一同に見つめていくことの大切さが教育調査にはある。教師にとって無気力・無関心に映った児童たちであった。その子どもたちの生活は、教師のフィルターからでは不正確であったことがこの教育調査より理解される。

これにより、「豆学校」運動は、学習形態の一実践に留められるものでなく、教師だけの視点から考えた実践では説明不可能な集団の組織化に関する経緯を明らかにする結果となった。

第2章第2～3節では「豆学校」が作られ、地域の人たちに受容されていった経緯を明らかにした。この背景には、大人の分村合併争議で子どもの半数が学習をめぐる障害に陥った状況があった。そして、第4節では教師が神坂地区全体に「豆学校」支援組織を作ろうと啓蒙活動を展開しようとするが、その趣旨に賛同したのは開拓地の人たちであり、街道筋の人たちにとっては危険な行為とみなされ、支持されなかった。この不支持には山村という地政学事情が起因するものと考えられる。長野県の隣接県である山梨県の山村工作隊による曙事件は神坂地区の人たちには鮮明であろう。まして、伝統的家筋の人たちからみれば、開拓者は神坂地区の人たちには開放されなかった国有林に入ってきた余所者である。教師らと開拓者による「語る会」の盛会は、木曾の伝統、土地や自分たちの資産の没収の危機感を刺戟したものと考えられる。

本章第5節で示した教育調査は、勤務評定時にける実態調査と比べると、教師たちが教育への理解を求めて各家に訪問したスタイルから、集会所に「豆学校」単位である数名が集まって教育についての四方山話を行うスタイルに変わっている。小出教諭の記録によれば、10名くらいが各自意見の出しやすい大きさだとある。現在でいえば、ピアグループやセルフヘルプグループ程度の大きさである。これは、「豆学校」以前の、学校不在になった状態での民家を借りて行う寺子屋学習の素地があったことも「豆学校」盛会の要因の一つ

と考えられる。

第2章第5節の本人・家族・友人が加わる教育調査は、その後の「中津川障害児者を守る会」の障害児者実態調査に影響を与えることになる。

「豆学校」を推進した校長を含む恵那の3教師は神坂地区を追放されることになったが、追放された教師の一人である小出教諭は恵那市の教師として、恵那市でも「豆学校」・豆先生」運動を展開する。恵那地方の中では、他の教師らが「豆学校・豆先生」を実践するようになり、恵那全体に「豆学校」活動が伝播していった。全域に拡大するという逆転劇が起ったのである。

小出教諭はその後、障害児者の就学運動や地域生活運動に深く関わっていくことになる。特殊教育に異を唱え、障害児教育を推進していくこととなるが、それは神坂地区での経験、すなわち、大人の諍いによる教育不在の環境が児童に学習をめぐる障害をもたらした現実から、児童自らが学習を獲得していった「豆学校」実践の経験が、後の障害児教育の在り方に影響を与えた。小出教諭は、その後の障害児者運動で、運動が窮地に陥ると、「逆転の発想」を関係者に投げかけ、活力を吹き返すことを繰り返していった。

集団が伸縮して発展していく諸相を明らかにしながら、2部、3部で障害児者運動を述べていく。

第 2 部

就学運動

—生活綴方を基軸に置いた統合教育—

第3章 恵那地方における養護学級設立までの経緯

—就学運動以前・前期（1966～1973年）—

はじめに

恵那教組が勤評闘争から得た産物として、1958 恵那年から 1959 年にかけて開催された教育会議がある⁷⁴。ここで、一旦、会議が休止したことには、教育委員会と校長会の事情がある。おりしも、1961 年に向けて全国学力一斉テストの実施に向けて、文部省はその推進を教育委員会に促してきた。恵那教組ははっきりと反対の立場である。しかし、社会の流れの中で、ベビーブーム世代の受験問題が直前にあり、市教委と中学校の校長らは、一概に反対できない立場にあった。それが直接の原因となり、市教委が脱退するかたちとなったためである。ここには、国の規定が大きく変化したことにも大きな要因がある。

1961 年は、学習指導要領が大きく変わった年でもある。大田堯は教員に対する勤務評定と相乗するかたちとなって 1961 年に学習指導要領が改訂されたことに対して、次のような見解を述べている。「この学習指導要領は、先の 1947 年の学習指導要領においては、教育基本法の下に教育現場の教師の裁量が任されていたのに対し、拘束力が強化されたものである。」(大田 1978)⁷⁵としている。恵那地方の教師集団はこの 1947 年時における教育基本法を支持し現場での裁量をはかってきた。具体的には生活綴方によって実践してきた。

この学習指導要領の抜本的な改訂が、1950 年代に盛況を極めた生活綴方教育生活綴方・作文教育にも大きな影響を及ぼした。1962 年作文協は綴方教育を国語教育の一分野として位置づけるに至った。しかし、恵那地方の生活綴方は子ども中心主義の生活全般を考える姿勢を崩さなかった。作文協代表らと恵那の代表石田和男は同じ壇上に立つも、恵那は作文協から批判を受け、一方、石田は子どもから出発することを主張し通し、話は平行線のまま、絶縁状態となってしまった。石田は生活綴方をはじめてから親睦を深めてきた国分一太郎を批判するようになった(森田 1994)⁷⁶。

恵那教育会議についての詳細な研究を行ってきた森田道雄や山沢智樹は次のような内容を明かにしてうる⁷⁷。恵那教育駕意義の特徴は、PTA、地教委、校長会、教組が一同に集ま

⁷⁴ 1959 年から約 4 年間存続した。

⁷⁵ 大田堯, 1978, 『戦後日本教育史』岩波書店。

⁷⁶ 森田道雄, 1994, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(6)一教育権論形成期の理論的検証」『福島大学教畜学部論集』第 55 号:25-39.

⁷⁷ 森田道雄, 1992a, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(1)

, 「国民の教育権」の実現をめざす地域的運動の実証的研究」『福島大学教育学部論集』第 51 号:23-37. 森田道雄, 1992b, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(2)一「国民の教育権」の実現をめざす地域的運動の実証的研究」『福島大学教育学部論集』第 52 号:33-48. 森田道雄, 1993a, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(3)一「国民の教育権」の実現をめざす地域運動の実証的研究」『福島大学教育学部論集』第 53 号:31-48. 森田道雄, 1993b, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(4) 森田道雄, 「教育権論形成期の理論的検証」『福島大学教育学部論集』第 54 号:51-66. 森田道雄, 1994, 「恵那教育会議

り物事を決めていくところにあるとしている。この会議のことを関係者たちは4者会議と呼称していた。決定事項は地教委がメンバーに入っているために教育行政に即、反映される要求事項となった。

教育実践を現場の教師の裁量に任されたとしても、通常であれば、一つの物事を決定し実践するまでに順を追った事務的手続きが必要である。しかし、現場である学校にとって、校長会がメンバーに入っているのです、その煩わしい手続きを経る事なく、恵那教育会議で出された実践の提案は学校に反映するかたちになっていた。

1965年、神坂地区を任期途中で後にした小出教諭は恵那市久須美小学校に転勤するが、地域子ども会として「豆学校」の実践と親や地域の集まりとして民主教育を「守る会」の実践を転任先でも始めた。小出教諭の手を離れて、この双方の集団活動は恵那地方全域に伝播するという予想外の拡大に至った。

本章の第1節では、その経緯を示していく。

この「民主教育を守る会」の一部会が「中津川市障害児者を守る会」（以下、「守る会」と略）に発展していった。それを最初に取り持ったのが中津川市立東小学校の渡辺つやの教諭である。渡辺教諭は東小の普通学級の一級方教師であったが「要求があればどんなに重い子でも東小は受け入れる」と宣言して、知的にも身体的にも重度の障害児の養護学級を拓いていった。恵那式の統合教育を地づかせたといわれているが、その詳述もわかっていないし、統合教育が行われていたことも、忘れ去られようとしている。第2節では渡辺教諭の辿った足取りを渡辺教諭から譲り受けた資料を基に明らかにしていく。

3.1 養護学級設立までの恵那の教育の経緯

3.1.1 「親と地域の共闘」その具現化としての4者会議

恵那地方の就学運動は親集団と教師集団と本人である「仲間集団」という集団の形成に特徴がある。そして、障害者の地域生活運動は文字通り、その集団に地域の要素が介入するものである。そもそも各々の集団というものが何故形成されたのか。それは、勤務評定時に恵那教組がとった「親・地域との共闘」という戦略にかかわる、恵那地方の教育界の背景がある。

勤評闘争の地域・親への交渉路線が強調され、恵那教組は存続した。その存続の経緯は当然は前述に示したような道理があるが、何故、教育自治と結びつくのか。

恵那教育会議は1959年から1962年まで存続されたが、障害児者運動で留意するのは、その組織構造とその会議に議題を登らせる地区集会の興隆である。

恵那教育会議は教育史の観点から恵那教育コミュニオンとも称されるが（太田 1967:24）、地域教育委員会（以下、地教委と略）、校長会、PTA、恵那教組で構成されているところに特徴がある。

地教委は1956年に公選制から任命制になっており、その意味では民意と教育委員会の間

の教育法社会学的考察(6)一教育権論形成期の理論的検証』『福島大学教畜学部論集』第55号:25-39. 山沢智樹, 2015, 「恵那教育会議「めあて・規約J」の制局晶程の検討一恵那教育会議の機能・役割の解明に向けた基礎作業として一」『教育科学研究』第29号:1-10.

に距離がしやすい体制の中、恵那教育会議は、子どもの生活現場に実際に関わっているPTAや教組と地教委の会議を開くわけである。森田は地教委の公式的な組織への加入が恵那教育会議の最大の特徴だとしている（森田 1994:25）。その代表者としては教育委員会側としては西尾彦朗、三宅武夫、校長会側として丸山雅巳、恵那教組として石田和男が代表者となっている。発足当初は西尾氏に石田氏が共振し、三宅氏が若き教組の丸山氏と石田氏を評していたとある（森田 1994:9）。市民会議の詳細な内容は、本論文の主旨ではないので別稿に譲るが、関連部分の説明は行う。

4者会議は実際に岐阜県との交渉に当たるようになった。その一つに高校問題がある。恵那教育会議の大きな議題には、高校進学問題と学力問題にあった。恵那地方内には私立高校は無い。1947年から1949年のベビーブームに出生した子どもたちの高校入試が近づき、恵那地方では従来の定員数にすると、半数の生徒が高校を落第する算段になっていた。PTAからは不安の声が会議にもあがった⁷⁸。教育委員会には、情勢の事情がある。高校増員、高校新設の予定を実現する任務がある。

1961年、全国学力テストが悉皆調査となり、日教組はそれに反対し拒否、阻止闘争が展開された。岐阜県は岐阜県教育委員会が地教委に実施の方針を示し、恵那地区でも、その対応に会議は費やされた。

恵那教組の石田氏は学力一斉テストの反対理由として、常時教育現場で生徒と接していない教師以外の採点委員が採点し、その点数だけの結果で高校入試や就職試験の内申書になってしまうことに強く抗議するものであった。

字が書けないものは、おまえはダメだということと同じことで、人間のある部分を取り出してきて、これがあたかもその人間の全部であるかのようにいってくるめようとしています。それでもって、人間の値打ちをきめてしまおうとしています。そのとき憶えていなかったのを、憶える能力なしと断定されたり、このときこうだったから、3年後もこうなんだという評価がくだされます。そのような評価をくだされた子どもは、高等学校へいく資格をもたないというのです。

（石田和男，[1961]2000）⁷⁹

恵那教組の意向は石田氏の上記内容からもわかるように学力一斉テストには断固反対の姿勢をとった。

しかし、地教委は同姿勢をとることができなかった。それには高校問題をめぐって岐阜県との駆け引きがあった。

それは次のような情勢にある。岐阜県は高校の定員増、新設の予定を組もうとしていた。1962年になると、一時この新設校は中津川にある地区に決まりそうになったが、年度が替り文部省は新設高を県1校とし岐阜市がその予定にあがる状況となった。更に行政が恵那教育会議に対抗する「教育振興会」を中津川の隣接郡部の福岡村で結成させ、強力な政治

⁷⁸ 恵那教育会議機関紙第26号所収。

⁷⁹ 石田和男，「点数がもたらすもの」『教師の友』1961年12月号=2000，『恵那の教育資料集1』377-378。桐書房。学力調査をめぐる説明会の講演録。

的圧力を恵那教育会議にかけた。

高校問題は、メンバーである校長会にも難しい問題を投げかけた。中学校校長も生徒の進学問題・就職問題を抱え、学力テストを一概に否定できないとしたのである。

地教委が公選制であれば地教委も堂々と反対できたが、下手をすると教委総辞職を迫られ、任命された教委で固められるということも会議では危惧された。結局、1962年8月に地教委は脱会する。また、先の西尾氏、三宅氏、丸山氏、石田氏がそれぞれの理由で当会議を脱会することによって活動が失速した。会議は1962年8月地教委脱会表明を受けて、10月15日機関紙で「終刊の辞」を告げて閉会した。

恵那教組は、そこで教育会議の成功を論証するために、教組の方針ではなく、地域の伝統にその結束を求めた。ちなみに三宅武夫氏は、教職員組合経験がない。地元の伝統を尊重すべきだとして次のようにメモは伝えていると森田氏の論文で記されている。三宅氏は長く恵那教育会議の議長を務めてきたが、恵那教育会議を理解するために20の項目を書き示している。そのまとめとして「歴史的に東濃路を踏査し、信濃路との交流乃至入人情風俗慣習の帰すうを知らなくてはならない。古老の口碑を探り、風俗史、歌謡史、伝説、慣習、冠婚葬祭等の形式から、生活の様式、教育の実態を調査しなくてはならない。」と見解している。この見解に対し、森田は「三宅氏しばしば、騒動的な役割を演じて来た罪人でもある。」と述べている(森田 1994:36.)。教組の方針を理解せず、伝統を重んずる人だとして、森田は教育学の観点から三宅氏酷評しているが、むしろそれは逆である。また、恵那の教師たちは三宅氏のことは言いたい事をはっきり遠慮なく言う人ということで、親しみをこめて「ナフサ」と呼んでいる。ナフタリンのような人だということである⁸⁰。

森田氏の論調は一貫して、恵那教組支持の評価である。そして、恵那の教育のめあてが科学的筋道を立てているものとして評価している。恵那教組の論法とは、めあてが科学的筋道であること、「科学的」とは左派でよくいわれる用語である。森田自身、次のように「教育実践における「生活」と「科学」、子どもの科学的認識を深めていく上での集団、労働の果すべき役割など、「今日の教育学にとって、ますますその課題性が強まっていることがら」なのである。」と述べている(森田 1996:65.)。恵那の教育を支持する教育学の人たちがこの科学的であることを重視している。

それに対し、三宅武夫氏はその運用の外にいた人であった。三宅氏の齒に着せない物言いと地域の伝統の重視は、生活綴方より以前にある恵那人の地域生活に関する基層を言いあてており注視してみていく必要がある。

(表記はママ)

その教師、その父母、その地域人、その指導者、その校長が、腹を割って話し合うことはこの地域においては、論理以前のことであったことを忘れてはならない。明治・大正・昭和の三代に亘る、政治経済の変遷から、言語風俗習慣の変転に至る、相関々係の中で、教育はどう流れ、教師はどう位置づけられていたか。特に新学制実施以来、

⁸⁰ 2015年6月17日、中津川市立南小学校にて三宅氏を良く知っている玉置健一氏からの聞き取りによる。

十余年、漸くにして第一反省期に入った今、現場にある、子どもの実態を、照明拡大してよくよく検討を加えなくてはならない。子供はモルモットでもなう、一日ならば農なるものでない。今日の幸を願い、明日への自信をつけることは、教師も校長も地教委も父母も共に最大の責任分担者でなくてはならないのだから、一にも二にも子供の幸が根本問題でなくてはならない。 三宅武夫文書(私的メモで記載日不明)

三宅のメモ書きの言葉は戦後からの啓蒙思想の枠内におさまらない広い視野に立った言葉である。この地域を民俗学や社会教育学の観点からみれば、むしろ、基層文化を大切にしようとする部分があり評価すべきである。そして、下線部の「腹を割って話し合うことはこの地域においては、論理以前のことであった」と書かれているこの観点こそが「豆学校」と一対をなす集団組織「民主教育を守る会」にとって重要なのである。その発祥は江戸時代前ともいわれ定かでないが、江戸時代には確実に恵那地方の民俗として根付いた無尽講を見逃すことはできない。この無尽講は現在も大変盛んな恵那地方の民俗である。無尽講というとお金の融通が強調されるが⁸¹、恵那地方の場合は、人と人が腹を割って話す場所としての機能が継承される要因として大きい。1人が無尽をつくって、さらにその無尽の一人が無尽をつくっていく。その人と人の関係の広がり「民主教育を守る会」の組織拡大から「障害児者を守る会」の組織づくりにも使われているのである⁸²。

三宅氏への見解ではないが、恵那の地域教育のあり方について同じ教育学の分野でも勤評当時から恵那に注目し、恵那郡加子母村（現：中津川市）でフィールドワークを行ってきた大田堯は、森田とは異なる見解を示している。大田は、家と村は、明治期以来、国の権力によって利用され、一方でマルクス主義歴史学・教育学の研究者には、封建制と決めつけ否定されながらも、その仕組自身が同時に民衆の自衛組織であるにほかならなかったと言及している(大田 1973:170.)。その中でも子育てについて、彼の著書には中津川を歩き調べた事項が記述されている。それは、三宅氏の教育観と実践につながる事項について要約する。大田が加子母村の古老から聞き書きをしてその中に、日清戦争の頃お腹に子どもを妊んだ村の婦人が死亡すると布に戒名を書き村の辻に垂らす習俗を紹介している。大田はこの古老の淡々とした話語りは、加子母村の山の中でこの古老の身体の中に、治者と被治者の立場の違和感が刻み込まれているのだと述べている(大田 1973:170-171.)。ここで大田が述べた違和感を説明することは極めて難解である。地域に残存する迷信や俗信は、マルクス主義の立場をとる教師からは非科学的な事項としてあしらわれてしまうだろう。しかし、このような合理的に説明できない習俗は、民俗学の観点からすると、物質や芸術の民俗よりも深淵な信心の領域である⁸³。この戒名布は地域ぐるみで子育てをする象徴とみなすことができる。近代の学校であれば、このような事項は、教員が「信心」として、そのような迷信じみた非科学的な事項を生徒にその関りを絶つことを指導してしまう。確

⁸¹ 恩田守雄, 2006, 『互助社会論—ユイ, モヤイ, テツダイの民族社会学—』世界思想社。

⁸² 1971年小出信也教諭の「恵那市障害児者を守る会」の組織運営図の記録には、「民主教育を守る会」が支部組織を枝葉のように増やしていく構図が描かれている。

⁸³ 柳田国男は民俗学で研究対象をとらえる場合、物質文化が最も容易で、次の芸術・文学があるとしたが、最も難解なのが信心であると説いている。

かに恵那地方で一時期教育を受けた筆者にも、「迷信は非科学的だからなくしていかないといけない。」と啓蒙する教師に出会ったことがある。

恵那地方には1960年代、出産は病院より産婆の方が良しとされ、「子守」といって何の親戚縁者でもない人が、働く母親や困っている家の育児を日中する風習があった。筆者も実際に双方を経験している。大田は高度成長期になって日本は豊かだといわれる中で、幼い子ともがかつてなく殺され、棄てられ、虐待されていると指摘し、恵那での習俗を勘案した地域ぐるみの子育てを参考にする必要性を述べている。大田は当然、教育学者であるから、1951年に採択された子どもの権利条約が念頭にあるものと考えられるが、地域での子育てが無くなり、病院出産でその後の育児と切り離され、育児と地域が切り離されたために、起こってくるものだと考えている。

民俗を基層に置いた地域学習は決して古くさいものではない。ただし、民俗はおそらくナショナリズムに侵食されやすい側面を持っているので⁸⁴、その自覚はたえず必要である。しかし、現に生じている子どもと親の断絶や逆に起こっている共依存の関係性から民俗の価値観を入れ込むことによって、別の関係性にシフトする鍵になることは確かだと筆者は考える。

柳田国男は教育基本法が公布された1947年、つまりベビーブームの年に「社会科の新構想」を提唱した。しかし、教育学者は見向きもしなかったという事実がある。教育学はその分野内での考え方に一貫性を持たせているのであろうが、隣接分野の民俗学の考え方にシフトして物事を見直す必要性を指摘しておきたい。

柳田の社会科に詳しい庄司和晃は柳田の社会科を分析する中で、「一人前」をとりあげているが、氏子入りする神事への参加が人間界⁸⁵に達するといった発達観を述べている（庄司1978:177-178.）。また、「子供組」についても組内の組織が社会性の獲得を形成していくことを重視している（庄司1978:209-211）。この関係形成こそ、「豆学校」内の豆先生と豆生徒との関係に他ならない。

三宅武夫氏は教師であるだけでなく、書家でもあった。数多くの作品を残しているが、その内容は恵那の庶民習性を綴ったものである。

そして、教師としては、「ぼんくら先生」と言い、真面目を装うことを嫌った人でもある。その三宅が1950年代から知的障害のある生徒に市立第2中学校（以下、「2中」と略）で「指導」でもなく「療育」でもない「共育」という実践を行ってきた。

三宅氏は当時中津第二中学校長で、当中学校のことを、「公立私学校」と称して、独特のワンマン的な学校経営をおこなったとされる（森田1994:9）。ワンマンであったがゆえに三宅氏は普通学校である中学校に1950年代に「共育」を提唱して、知的障害者に門を開いた人である。そして更に、第2中学校は東小と共にさまざま障害のある人に門を開いた。

「共学」はワンマンで「公立私学校」がゆえに種が撒かれたのである。

⁸⁴ 稲作をめぐるその根源を辿っていくと、天皇家につながっていき、日本人はみな天皇の子孫であるという考え方がある。これを合理的に考えてしまうと国粹主義と誤認されやすい。一方、一つのイデオロギーにこの民俗考が利用されると、確かに国粹主義を千藤する論議ともなりえる。

⁸⁵ この「人間界」というのは、その人となる、人間となるという意味で使用されている。

地教委が脱会するとその力は急速に落ちると共に、先にあげた主要人物も抜け消滅に向かったが、ここで登場した各地区の組織化が障害児者の地域生活運動に大きく関与しているため、その説明を行う。

恵那教育会議に代表意見を提出するまでに、各地区ではその組織化がなされた。1959年地区別集会の概要は次の通りである。恵那市での地区集会は1000名を越し、中津川市の地区集会は、約750名の参加で、事務局側60名を合わせ、800名を越す規模であった。(森田 1993b:32)。

地区集会のこのような結集力は「豆学校」活動の「民主教育を守る会」に継承されていた。西尾氏の脱会事由は市長選出馬にある。1968年革新市長として当選を果たしている。そして、西尾市長の市制で教育の自治は開花したとも言い伝えられている⁸⁶。

また、恵那の教育で抜くことのできない教師集団結成の源となった研究会に東濃民主教育研究会(以下、「民教研」と略)がある。恵那の綴方教師らは日本生活教育連盟(以下、「日生連」と略)にも関係をもつ。日生連はいわゆるコアカリキュラムを推進する団体であるが、恵那の教師集団は生活科の綴方批判を受けて、基礎学力もカリキュラムに盛り込むよう検討し、日本教育科学研究会(以下、「教科研」と略)にも籍を置いていた。教科研は高度成長期にはその時代の要請を受けて能力主義の方向性をとっていた。当時、教科研の役員であった浅野信一氏は、もっと子どもの訴えから教育の出発点があるはずだと、その在り方に違和感を持っていた。恵那の教師集団も同様に浅野氏に同調するところであった。特に違和感をもったのは各教育がそれぞれ専門性を追求しているために教科ごとに分かれているところにあった⁸⁷。各教科が総合的に教育を考える集団として1966年東濃民主教育研究会(以下、「民教研」と略)を結成した。この研究会に多くの恵那の教師が加入し、教師集団を形成している。そして、民教研で「私の教育課程」づくりが行われ、各校が各自の教師の自由な表現で1年の教師の綴方に当たる「私の教育方針」を書き、それを冊子にして各学校間を読み合う運動が推進されていった。後の「私の教育課程」の中に中津川市中の障害児が結集して行う合同教室の生活合科統合単元も、この私の教育課程に位置付けられる。

この「私の教育課程」が恵那の教育の学習指導要領に匹敵していた。

先にあげた「豆学校」組織と合体するかたちとなって、「民主教育を守る会」を結成させ、その障害児部会が1970年にでき、1972年に児童に限定されることなく「中津川市障害児を守る会」の結成に至らしめたからである。隣接市の恵那市でも1971年に「恵那市障害児を守る会」が結成されたが、これはその組織の中核をなした小出教諭が中津川市に転任すると消滅してしまった。それに対し、中津川市は障害者の地域生活を「守る会」に発展している。そして、この「守る会」発足当初から継続的に中津川市教育委員会及び中津川市福祉事務所と三者会議を持ってきた。それは西尾氏の4者会議の運営方法からきているものである。そして、1971年から1973年に中津川市で出生した障害児者の大掛かりな実態調査がなされ、それを基に市立東小学校に1971年をかわきりに重度の障害児が入学の門を

⁸⁶ 当時の恵那地方の教育関係者である浅野信一氏、恵那教組を経て教育委員会で従事した西尾洋昭氏からの聞き取りによる。2015年5月27日実施。

⁸⁷ 2015年6月17日中津川市立南小学校資料室にて浅野信一教諭からの聞き取りによる。

拓いていった経緯があるからである。後述する訪問指導，重度の就学における介助，かやのみ教室はすべて，教育関係者だけでは成り立つものではなかった。福祉事務所関係者が「守る会」とコンタクトしていくことは，障害児者の地域生活に大きく影響することとなる(第3部参照)。後の大掛かりな障害児者の地域生活のための調査も関係があったために成り立ったのである。

恵那の障害児教育に大きく関わる礎の一部を成すため，動向についてふれる。ここにあげた4氏が恵那教育会議から退くことで会議は失速したとされる(森田 1994:)。

この会議での内容は試みに終わったが，1974年再び，中津川市教育市民会議が開催されるに至って市民会議の萌芽として意義深い。そしてこの会議に関わった人物が，障害児の就学運動，障害児者の地域生活運動にも関わりを持ち，それゆえに恵那の障害児者運動は市民運動としてとらえられる由縁は，このようなつながりであった。

3.1.2 「私の教育課程」ができる経緯

本論文で取り上げる『私の教育方針』や『教育課程表』はどのようにして作られるに至ったのか。この節ではその経緯を述べる。

恵那地方の教師達は戦後，生活綴方・地域教育を子ども中心主義の立場をとって進めてきたが，1950年後半の勤務評定闘争時には地域・父母・地域教育委員会と熟議を重ねることで教職員組合員の脱退を阻止してきた。恵那教組は組合の研究組織としての教科研究会にも属していたが，学習指導要領が1961年小学校，1963年に改訂され，1961年には全国学力一斉テストが実施され，教科研は各教科の専門性の充実を強め能力主義の姿勢を取る中，1966年にその教科に特化した方向性と目の前の子どもの生活実態が乖離していると考え，『人間・生活・教育』を総合的に検討していく民教研を立ち上げ活動してきた⁴⁾。

学習指導要領，恵那地方の教師たちは「詰め込み教育」を助長するものだと反発し，生活綴方中心に置き教科書に頼らず教育を行っていたため，県や国及び綴方反対派住民から能力低下批判にさらされていた。民教研では，批判に対する異議を唱え，「私の教育課程」という概念を打ち出した経緯について(森田 2000a)，これは指導計画から実践，評価に至る総称を意味するが，恵那の教師たちは「私の」にこだわった。「私」には2つの意味があるという。1つは，学級を担当する教師が独自に作る意味での主語を指す「私」であり，あと1つは，関わる「児童自身」の所有格を指す「私の」である。その意味で「私の」なのだといわれる(石田 1978)。本論文で取り上げる『教育課程表』と『私の教育方針』は「私の教育課程」を具現化する媒体と考えられていた。障害児担当教師らもその一員である。

一方，1960年代迄，中津川市内に重度障害児が受け入れられる場所はなく，就学猶予・免除による自宅待機か遠方の施設入所の他なかった。

3.2 重度障害児の話綴がもたらした恵那式統合教育の誕生

3.2.1 就学時の地域社会状況

1960年代まで，障害が重度である障害児の多くは，就学猶予・免除という名目で，学習の場からは排除される存在であった。しかし，1979年の養護学校義務化施行の10年前から就学を進める計画が政策に関与した人たちにより水面下ではじめられていた。文部省は，

中央教育審議会の答申を受けて、1972年度に養護学校整備7年計画を立て(文部省 1987:220)、同年「就学猶予・免除者実態調査」を、昭和48年度には「長期欠席児童生徒実態調査」をそれぞれ実施し、養護学校への就学準備を促進しようとしていた(文部省 1987:221)。

この頃、恵那地方でも同様に、現場の教師が福祉関係者や市教育委員会の助力の下、全国調査よりも早い時期の1970年から、市教委の要請を受けて、市福祉事務所の協力を得て、現場の一女教師が教育調査を始めた。家庭奉仕員と共に家庭訪問を開始し、また、教諭は実際に施設訪問や他地域の養護学校宿泊体験を実行し、施設入所者に関する調査を開始していった。

恵那地方の恵那市と中津川市は、普通学校における養護学級への就学運動が展開された。そしてとくに、中津川市では行政のシステムとして1980年代まで、恵那式の統合教育体制が市全域に敷かれたことも特筆される。恵那地方は、養護学校義務化を法的根拠として、障害児の親や教師たちが実際の教育行政や生活圏である公共の場に訴えを行いながら、養護学校という形態はとらず、普通学校の中に重度障害児を含む養護学級をつくっていった地域でもある⁸⁸。しかしその先進性の一方で、それまでの恵那地方の障害児者は家の中に幽閉された状態か遠方の施設収容生活を余儀なくされていた事情がある。そのような生活事情と、公立学校での養護学級で学習する障害児の学習環境には大きな隔たりがある。どのように普通学校の養護学級が設置されたのか。

筆者はその痕跡を辿る資料を発見するに至り、この論考でその実現には教師の並々ならぬ行動と障害児本人の声の反映があったという事実を、未公表資料から明らかにする⁸⁹。恵那式の統合教育の幕開けに尽力した渡辺つやの教諭の足取りを中心に述べていく。

3.2.2 恵那式統合教育誕生と当時の障害児教育の概況

3.2.2.1) 恵那地方の障害児教育と戦後の障害児教育の概況

恵那地方の教育は、「恵那の教育」といわれ、生活綴方・地域教育で知られるが⁹⁰、障害児教育の研究については光があてられてこなかった⁹¹。障害児を担当した教師はそれまで普通学級の教師であったが、養護学級の設置をめぐる綴方教師の中で賛否両論があった。その理由は綴方の教育理論と発達観にもかかわる問題であることが調査の結果わかってきた⁹²。障害児を担当する教師ももとは綴方教育を行う普通学級の教師であったため、その

⁸⁸ 中津川市立東小学校の養護学級は、実際の障害児の親がその必要性を中津川市教育委員会に訴えると、東小が障害種別の学級を設置した。当時、難聴学級を実際に市教育委員会に訴えて東校に難聴学級を設置させた「中津川市障害児者を守る会」前副会長成瀬喜久子さんの2016年8月23日聞き取りより。

⁸⁹ 4冊の未刊行資料綴りは、渡辺つやの教諭が綴じたもので、それぞれのタイトルに関わるその時々にかかれたり、作成された数々の資料がおさめられている。

⁹⁰ 戦後から1980年代の恵那では、学習指導要領による教科書に依拠せず、子どもの生活綴方から出発して、授業実践が展開されていた。

⁹¹ 小出信也教諭の実践は報告されているが、他の教師たちの実践は明かでない。

⁹² 障害児に関わる教師は養護学級を推進しようとしたが、綴方実践を主とする教師は障害

教師にも障害児教育は未踏の領域で、障害児を担当した教師自身も研修を重ねながら、子どもと一緒に学んでいった経緯がある。

資料には、養護学級担当教師と子どもの間で交わされた「話綴り」と教師自身の綴方があり、そこから子どもと教師との相互学習の経緯を知ることができる。また資料には、教師の障害児教育に関係する組織活動への参加状況を示すものが存在していた。さらに資料の中に、生活綴方・地域教育関係組織への活動状況を示すものが残存し、その資料を精査しながら分析していくと教師と子どもの関係性の中で、教師の迷いながら揺れ動く教育方針の振幅が確認する方法をとることとした。研究対象は、養護学級開設時に市町村の教育自治が認められ、恵那地方の中でも最も「恵那の教育」を反映していると云われる中津川市を中心とする。

障害児の就学について、戦後から盲・聾者を除く障害児は就学猶予・免除のために、教育の対象にされてこなかった。そのため、その実状を示す研究は、社会の明るみには出さないという倫理的な問題もあった。また、調査や研究が困難であることを言及している研究には平田仁宏や宮本武雄の論考がある（平田仁宏 1971）、（宮本茂雄 1974）⁹³。本人の意思や親の意向ではなく、判定によって、障害児は就学の是非、及び就学する場所を決められていったが、日本臨床心理学会は判定者の立場から障害児者の選別を促進したことに対し、親の意向を無視して専門家優位の判断により、障害児本人の教育の場を分離し、（IQ）の低い子どもを教育の範疇から除外していったことへの自己批判を行っている（日本臨床心理学会 1980）⁹⁴。また、統合教育の実践家の著書として、宮崎隆太郎の著書や（宮崎 1981）、就学運動について、『季刊福祉労働』や『そよ風のように街に出よう』などの雑誌で統合教育の立場を取った実践報告があげられている。しかし、報告されている年代は、養護学校義務化の1979年周辺に集中しており、1970年代初頭とは年代的に様相を異にしている。

教育の対象外とされていた重度知的障害児については糸賀一雄が戦後のセツルメントから児童福祉施設に至る「近江学園」の経緯を療育の観点から著している（糸賀 1965）。また、小林提樹が1968年に『自閉症精神薄弱児』を著しているが、ここでは島田療育園で亡くなった児童の実践例を医者 の立位置から報告している。他方、拘束の様子など、本人の視点から見ると、看護職員の在り方に、療育の是非の観点から議論すべき点が多い（小林 1966:260他）。

1970年初頭には教育の対象外にされていた重症心身障害児（以下、重心と略）については、糸賀自身が1963年に開設したびわこ学園も含め施設の実践に関する療育について述べて

児の分離教育には反対である。

⁹³ 戦後から1970年にかけて教育に関わる先行研究は正確には著名な実践家の実践そのものを指すものが大幅である。時代は下り客観視する論文を選択した。

⁹⁴ IQ判定万能時代として、特殊学級対象児はIQ50～75、養護学校はIQ40～60と考えており、通園施設へは、「生活上の保護」の観点も加えて、やや低めの「精薄」が、となっている。ただし、それでも下限はIQ20であるとして、それ以下の児童生徒を就学免除として教育の範疇から除外したことを表明している（日本臨床心理学会 1980:180）。

おり（糸賀 1968:129-166）、また、高谷清は当時の施設での重心の取り組みを総観している（高谷 2011:105-144）。

こうしてみると、恵那の場合は教育に特徴があることがわかる。戦後、1948年に恵那郡教育研究所が教師有志で創設されると同時に、教育の立場から障害児の教育に関する理論と実践を考えられてきた経緯がある。セツルメントから施設における先行研究はすべての児童を救いあげる使命で展開されてきたものである。戦後、名前や顔も知らない路頭に迷う多くの児童をとりあえず救命するために大型施設に収容するわけであるが、戦後の児童施設の大型施設収容の型体が形づくられたわけである。恵那の場合は対象児がいつも顔の見える子どもと親の要求から出発しているところに、教育の性格上も様相を異にするものがある。先行研究では医療的ケアと教育が融合された療育を貫いているが、恵那は綴方を拠りどころにした教育の文脈の中にある。

制度的な問題に関しては、『特殊教育百年史』『国立療養所史』が詳しい。これらを見ていくと、制度的には分離教育について規定しているわけではない（文部省 1978:219.）。しかし、制度を教育実践に施行するための研究において、生徒は実験対象とされ、その一つの指標として知能指数(IQ)があるできところだが、選別の障害児を選別する根拠づけとして(IQ)が万能とされ、(IQ)によって普通学級児童、特殊学級への入級児童、養護学校への入学児童、教育制度の枠外の施設入所の児童、疾病のための病院入院の児童と分離されていく結果となっている（文部省 1978:228）。

恵那の場合、全く別の場所に学校を建てるような分離教育ではなく、同じ学校内に養護学級が親の要求によって増設された。しかし、その形態ははじめから敷かれたものではない。元は普通学級の一女性教師がその体制づくりを率先した。では、どのように形づくられたのか。本章の3節はその経緯を明らかにしていく。

筆者は恵那の教育の中における、障害児教育についての資料調査を行ったが、その中で、生活綴方・地域教育の文脈にある普通学校における養護学級についての資料が残存していることを発見した。本章の3節では、その未刊行資料を研究対象として、養護学級が設置される経緯を述べる。

3.2.2.2) 恵那式統合教育誕生に関する研究の目的と資料について

本論文では、恵那地方の障害児者運動に関係する資料を取り扱うが、筆者は2014年より資料調査を行った。そこで、運動へつながる研究対象の絞り込みを行った。地方都市である恵那市と中津川市では、共に1971年、普通学校の中に重度障害児を入学可能にする養護学級が設置され、障害児の就学運動が展開された（社会福祉法人ひがし福祉会 2011）。しかし、その就学運動が障害者の地域生活運動につながっていったのは中津川市のみである⁹⁵。同じ生活綴方・地域教育を行っているにもかかわらず、何故、中津川市で地域生活運動につながったのか。そもそも、恵那地方の中津川市は住民運動が盛んで、恵那国立療養所で院内関係者の反対の中、院内学習をある教師が行う際も、恵那市ではなく中津川市の市民

⁹⁵ 恵那市は保守政党の国会議員等選出市勢であるのに対し、中津川市は革新政党支持国会議員等選出市勢で、教育の自治がまかされていた。

の署名運動によって実現した経緯がある⁹⁶。中津川市には、その発端となるような要因が養護学級設置に当たって隠されているのではないかと推測される。そこで、中津川市の養護学級設置時の資料と当時の生活綴方資料を多く所蔵する中津川市立東小学校、東小学校から派生して市民が設立した「東生活の家」の資料室、中津川市の教育関係資料を収集整理している中津川市立南小学校、生活綴方や恵那教職員組合関係の資料を多く所蔵する恵那教育研究所で資料の閲覧を集中的に行っていた。そこで、東小に最初に養護学級を担当した渡辺つやの教諭の膨大な実践記録関係資料を発見した。渡辺教諭とは生前幸いにも筆者は出会い、その際、渡辺教諭の関係資料を個人的に貸借し研究使用することの許可を得る事ができた。渡辺教諭の実践等資料を整理していくと、養護学級設置時の資料が存在していた。1971年度には『心身障害児綴』という一年分の多くの資料が一括りにされた冊子、1972年度は『心身障害児綴り』、『校内研究資料』、『分会関係綴』、『中津川の教育』の4冊の冊子があった。それらの資料をおっていくと、問題を解決する2つの重要な視点が案出された。一つは、資料が教育内容だけでなく会議の議事録その他運動や綴方教育を成り立たせている経緯を示していることである。あと一つは関係する資料の中に障害児者本人、教師それぞれの綴方が残存しており、それぞれに書かれた視点が違い、指導的実践の観点からは見えにくい本人、教師それぞれの視点があることがわかった。

また、この教師は校内、市内、県・全国組織と、それぞれの会合に継続して参加していた。今まで普通学級の綴方教師であったために、時々のは障児教育の研修の会合であったり、また綴方の合同研修会であったりする。筆者はそれら各々の会合組織を、運動が成り立つ経緯の社会的文脈として調べ、教師の視点だけでなく障児者本人の視点、親の視点からそれぞれに分析することで、養護学級設立の経緯が明かになるのではないかと仮説をもち、その解明を本論文の研究目的とした。研究方法は、養護学級設立をめぐるコンテクストを示し、さらに資料から関係する事項を抽出し、それらの事項を時系列的に記述分析することと、書かれた生活綴方のテキストを分析することである。

実際には渡辺教諭が組織化していった「中津川市障害児者を守る会」（以下、「守る会」と略）設立当初の渡辺教諭の活動域を各障児者団体組織との関係についての時系列表示し、1972年度の渡辺教諭の中津川市教育を育てる会への参加過程の時系列表示、渡辺教諭の考え方の転換を示す分岐点となった事項の時系列表示などを分析により明示した。

3.3 養護学級設置実行の経緯からみえてくるもの

3.3.1 設置以前から存在した「共育」

運動以前の1960年代頃までは、恵那地方では、障害者を家の中に隠しておく風習があり、重度の障児は法的に教育の対象から外れる就学免除の対象で、施設入所か自宅監禁の生活であった。

恵那の教育実践・研究の中で自由活発な活動の理由には、公選制で恵那郡蛭川小学校の校長であった西尾彦朗氏が、1948年度に岐阜県教育委員会に当選したことが教育活動の組

⁹⁶ 社会福祉法人ひがし福祉会．2011『共に生きる』，14-15．

織的な大きな力をもった（佐貫 2014:36）⁹⁷。

そして、障害児教育に関しては、戦後 1948 年から当地の教師三宅武夫が「共育」の名のもとに知的障害児の教育実践をはじめた。「恵那郡教育研究所」が中津川市立南小学校内に設置されたことも⁹⁸、同年 3 月に後の、恵那郡教育研究所の大島虎雄教諭が主任となって、浅野信一、鈴木貞夫、古田和男、新田鉦三、稲熊久夫、三宅一以上の所員がチームをつくって障害児教育についての研究を進め、1950 年にはその成果として『所報』で特集を組み、研究集会を開催していた⁹⁹。浅野信一教諭をはじめ恵那の生活綴方・地域教育の実践教師たちが多角的な教育をという視点で障害児に教育がすすめられてはいた。そして、1952 年全国作文研究会が中津川市で開催された折にも、浅野教諭らのチームは「障害児の完全就学を目指して」と謳って発表を行った（ひがし福祉会 2011）。しかし、法的根拠がないために、恵那地方で就学猶予・免除のすべての児童生徒への教育にまでには至れなかった。

養護学級を開いた渡辺つやの教諭は普通学級で教える小学校全般を教える教師であったが、障害児教育の講習を受け障害児を担当することができる資格を得た（渡辺つやの資料①）、（渡辺つやの資料②）。

当時、1968 年には 1970 年に 10 年後の 1979 年の養護学校義務化に向けた法的根拠を得て、渡辺教諭は福祉事務所の協力の下、中津川市内の重症心身障害児、「施設入所児童」、就学猶予・免除の障害児を調べ、実際にその児童らに当って一人一人に確認をとっている¹⁰⁰ 表Ⅲはその調査により渡辺教諭がまとめた中津川市の心身障害児の概数である¹⁰¹（渡辺つやの資料①）。

表Ⅲ 中津川市の心身障害児の実態

1971 年 11 月 20 日調べ

| | | | |
|--------------|--------|--------|--------|
| 重症心身障害児 | 男 6 名 | 女 8 名 | 計 14 名 |
| 中度心身障害児 | 男 7 名 | 女 8 名 | 計 15 名 |
| 身体障害児 | 男 3 名 | 女 3 名 | 計 6 名 |
| 施設入級児 | 男 19 名 | 女 17 名 | 計 36 名 |
| 就学猶予または免除児童数 | 男 7 名 | 女 6 名 | 計 13 名 |

註 届出のあった方だけの人数です。多少の人数の違いはあるかもしれません。（*ママ記載）

『渡辺つやの資料』①より、1971 年 11 月 20 日調査資料。

（*手書き資料を筆者により活字化）

障害児担当渡辺教諭の記録では、就学猶予・免除の児童宅を訪問指導し、完全就学への

⁹⁷ 西尾彦朗氏は 1956 年に全市教育長急死のため、その後を継いで、恵那教育会議立ち上げの先導者である（森田 1979:15-19）。1968 年には中津川市長選に当選し、2 期市長を務めた。1986 年没。

⁹⁸ 恵那郡教育研究所の設置の呼びかけは西尾彦朗氏による（「恵那の教育」資料集編集委員会 2000a:201-202.）。

⁹⁹ 1950 年 10 月 1 日から 31 日にかけて「問題児についての研究」が恵那郡教育研究所で行われている資料がある。『所報』5、の一部（pp. 60-69）にも、19 世紀の西欧の障害児教育を学び、日本の戦前の収容実践についても学習し、実践と繋ぎ合せようとする討議の痕跡が資料より理解される。5 号は印刷日が明記されていないが、本中の別の実践計画が 8～10 月のもので、8 号が 8 月なので、1950 年 5 月に印刷された可能性が類推される。中津川市立南小学校資料室所蔵。

¹⁰⁰ 資料①の綴じた資料群の中にあるが、渡辺教諭の自筆で 1971 年 11 月 25 日付「施設入級児童者名簿」、同年 11 月 10 日付「心身障害児在宅調べ」、「就学猶予又は免除児童名簿（教委調べ）」、「重症心身障害児名簿（在宅）」、「身体障害児」各々作成され、個人情報と渡辺教諭の各児童への交渉の確認の有無が記載されている。

¹⁰¹ 資料①に綴じられているガリ版による手書き書類を筆者がそのまま活字化した。

目標が記されている。

1971年重度障害児が東小学校に入学すると同時に、渡辺教諭をはじめ教師有志が放課後、休日を利用して訪問学習を行うに至った。1972年度はさまざまな機関へ研修に赴き、施設実態を目の当たりにしている。

愛知県コロニーや花の木学園などはその例で、また、障害児教育で有名な関東の学校(杉の子学園)などはその例である(渡辺つやの資料①)。この実践は、福祉との連携が行われていた中津川市の教育事情がそれを可能にしたのであるが、その法的根拠は、1970年、障害者(児)に対する心身障害児家庭奉仕員派遣事業が創設されたことによる¹⁰²。

3.3.2 養護学級の必要性が確定される経緯

この節では、渡辺教諭と養護学級設置に大きく関与した「中津川市障害児者を守る会」の動向を資料より読み解いて、養護学級の必要性が確定する経緯を述べる。渡辺教諭と「守る会」の設立時の活動動向を示し、渡辺教諭が普通学級での養護学級設置の必要性を計画目標に定めていくその変容の過程を示す。京都府立与謝の海養護学校(以下、与謝の海養護学校と明記)への研修、全国障害者問題研究会(以下、全障研と略)の地域における集会、岐阜市在住精神障害者の集会、恵那市障害児者を「守る会」などに参加していることが資料として残されているが、その中でも与謝の海養護学校と全障研との組織への関与が認められる(渡辺つやの資料①)、(渡辺つやの資料②)、(渡辺つやの資料③)、(渡辺つやの資料④)¹⁰³。

渡辺教諭は東小の養護学級を担当するまでは普通学級の教師であり、恵那教職員組合(以下、恵那教組と略)の一員である。恵那教組は、1966年に教科主義に異を唱えて教育科学研究会(以下、「教科研」と略)から独立した東濃民主教育研究会(以下、民教研と略)を結成している(「恵那の教育」編集委員会 2000)。渡辺教諭は講習を受けて重度障害児を担当することになった。受け入れた生徒たちは、病院や施設で断われた重度の障害児であった¹⁰⁴。

渡辺教諭への聞き取りによると、1970年当時、それまでに施設から学校教育へ変革をもたらしたとされる与謝の海養護学校の完工式構成劇を見て(渡辺つやの資料①)、重度の障害児が教師と一緒に学校を作るなどと本当にできるものなのか、自分の眼で確かめようと、春期休暇を利用して当校に寝泊まりし生活をしたという¹⁰⁵。そこで重度障害のある児童・生徒の意欲的な姿に感動し、これを今後の教育内容を手本にしようと考えた。この与謝野海養護学校は全障研が養護学校の推進校として支持している¹⁰⁶。全障研は発達保

¹⁰² 渋谷光美，2014，『家庭奉仕員・ホームヘルパーの現代史』より。P. 120-122では他職種との連携規定と実状が述べられているが福祉関係者間である。恵那の場合は1970年代において教育と福祉が連携している。他関連箇所 p. 127

¹⁰³ 渡辺つやの資料①～④は巻末の資料・文献欄に掲示。

¹⁰⁴ 1969年中津川市教育次長に就任した渡辺春正氏は、渡辺春正氏と渡辺つやの教諭とは遠縁にあたり、渡辺教諭に内密に渡辺教育次長から、東小を障害児教育の拠点にし、教諭が中心になるよう打診された経緯がある。

¹⁰⁵ 渡辺教諭への2015年10月15日の聞き取り調査による。

¹⁰⁶ 与謝の海養護学校の思想的背景として、名古屋恒彦は発達保障思想が基盤にあり、当

障論を拠りどころとして革新的な思想の団体であったため、恵那の教師の大部分が教職員組合であることもあり、渡辺教諭に限らず恵那地方で障害児を担当する教師は親らと共に全障研を支持し研修会に参加している(渡辺つやの資料①)。

一方、恵那地方の地域内では、地元の民教研集会で、養護学級を開設して初めての 1971 年の 8 月 10 日、心身障害児の教育の問題提起を行っている。その頃、隣接する恵那市の大井小学校では小出信也教諭が重度の障害児の養護学級設置に従事するようになっていた。小出教諭の地域組織化実践は卓越しており、恵那市では中津川市より少し早く「恵那市障害児者を守る会」が 1971 年 9 月 30 日に発足された。その組織化を学ぼうとして渡辺教諭は恵那市の立ち上げに関わっている¹⁰⁷(渡辺つやの資料②)。

同年 10 月 23～24 日にかけて恵那の教師らは与謝の海養護学校の研修に赴いている(図 2 参照)。障害児に関わる教師たちは児童・生徒の意欲的な姿に、当校の教育方針に賛同した。しかし一方、綴方・地域教育を実践する教師らには¹⁰⁸、障害児だけの学校の在り方が不自然なものにうつった。綴方教師らは、「確かに子どもは意欲的になってすばらしいかもしれないけど、障害のある子だけを別の場所にうつすというのはおかしい」という違和感であった。養護学級設置の賛否は半々の状態であった。そして、その冬の同年 12 月 5 日に「中津川市民主教育を育てる会」にこの地域でははじめて分科会として心身障害児問題分科会が設置された。この会合に渡辺教諭と障害児の父母 18 名が参加している(「恵那の教育」編集委員会 2000:1123)。そして、地元の教師たちの支持を得ていく経緯は、年明けの市民による「中津川市障害児者を「守る会」」を発足しようという計画に続く。実際には渡辺教諭周辺の計画は、そんなに整然とは遂されなかった。綴方教師の半数は障害のある人だけ別扱いすることに差別であるという意見をもっていたからである¹⁰⁹。

与謝野海養護学校には、地域と連携していくという方針にも同調するところがあった。しかし一方で、恵那の教師たちは与謝野海や向日が丘養護学校の在り方に違和感をもち、反対する意見も半数あったという事実がある。それは、学校自体が健常児と別々だということであった。そして、この反対意見は、東小の在り方にも論議が向けられていた。それは、東小に養護学級が開設されてから、現在に至っても、その教師たちの懐疑の声は変わらない。例えば、「障害のことは説明すればわかる。はじめから障害のある子を別の場所で教育するのは差別ではないか」という意見は現在に至っても変わっていない。東小内も半数に割れ、恵那地方全体の教師集団中でもそれは賛否両論だったという。そうして、養護学級開設支持をとった教師たちを一人ひとりの発達の向上を重視する教師ということで、「発達派」というようになった経緯がある。当時はインクルーシブという言葉はないが、いわゆる障害児と健常児という言い方自体に「差別ではないか」と懐疑をもった綴方教師

学校開校も全障研運動の流れと位置づけている(名古屋恒彦 2003, p. 9)。

¹⁰⁷ 資料①の綴りとじの中には渡辺教諭が参加した恵那市の会合のパンフレットやその記録メモがとじられている。

¹⁰⁸ 以下、恵那地方の障害児担当教諭に対し、綴方・地域教育を実践する教師のことを綴方教師と呼称する。

¹⁰⁹ 丹羽徳子・依田和子元教諭への筆者の聞き書き調査による。2013 年 12 月 18 日丹羽先生宅で実施した。

が半数、恵那地方の教師の中には存在したということである¹¹⁰。

しかし、行き場のない重度の障害児を前にして、渡辺教諭や恵那の小出教諭他有志は躊躇などしている暇はなかった。施設から学校教育への転換は必要であり、療育は保護するものだと確信して、障害児担当の教師たちは養護学級設置に邁進した。「中津川市障害児者を「守る会」」が1972年2月11日、恵那市に一步遅れて発足された。親たちや市民有志がその有資格者である。親の願いは子どもに手厚い教育を受けさせたいという思いで、会設立時の2月に掲げる請願書の項目の中には、養護学校設置の要望も掲げられている。養護学級発足年度は渡辺教諭も、与謝の海養護学校の「施設ではなく学校で」という教育の必要性に賛同して、当団体と共に活動を行っている(渡辺つやの資料①)。全障研は渡辺教諭が与謝の海養護学校への支持を表明していることに注目して、1972年5月7日、渡辺教諭を全障研の岐阜大会の講演者に招き、「全障研運動」と題して就学前診断・早期教育を恵那地方にも広めようとした¹¹¹(渡辺つやの資料①)。

しかし、養護学級を作る際、重度障害児の問題と別の深刻な問題に恵那の教師たちは直面していた。渡辺教諭や小出教諭、東小の教師にしても、特殊学級枠を成り立たせる為に、今まで障害児とされなかった軽度の「障害」のある子どもを障害児とする問題である。教師が保護者へ特殊学級への入級を申し出た際の親の悲嘆を目の当たりにして、自分たちが差別を作り出していることに対する批判の声が上がっていた。小出教諭もその一人で、その痛手は消えることなく、時を経ても深く残るものとなってしまった¹¹²。しかし、振り分けられたられた生徒にとっては、その人の一生を左右するまでの差別のラベリングであり、教師の痕跡に留まるような問題ではなかったであろう。

渡辺教諭にとっては全障研講演の1週間後の5月12日に、中津川市では市をあげて、教育の原点に心身障害児をおいて考える研究会が開かれ、日本福祉大学の秦安雄氏を講演者に呼んでいる。秦氏は労働による発達保障を唱えている人であるから、教育関係者は発達保障について学ぼうとしているがわかる。

しかし、ここは資料の限界からはっきりした経緯はわからないが、渡辺つやの教諭は、その後、全障研とは一定の距離をとるようになった。それまでの障害児理論研修に奔走する行動から、実際に見聞する行動に変わっている。また、与謝の海養護学校とも、全障研を介さず直接交流するなど、「中津川市障害児者を守る会」(以下、「守る会」と略)は全障研の意向に従わず、独立して活動している(渡辺つやの資料②)¹¹³。このような関係は全障研に対してだけではなく、知的障害の親の会である「手をつなぐ育成会」に対しても同様

¹¹⁰ 108) に同じ。

¹¹¹ 渡辺つやの資料①の心身障害者綴りには、「全障研運動」という表示を含み、その主旨を伝えるパンフレットと一緒に綴じられている。

¹¹² 小出信也教諭からの聞き取りによる。2014年3月28日小出教諭宅で実施した。故小出氏は聞き取り調査時には、認知症を患われていたが、筆者に養護学級開設より前に特殊学級の担当を任務することになったが、訪問先で父親が我が子を特殊学級にと打診する小出氏に「家の子は障害児ですか」と肩を落として悲しまれた様子を鮮明に話された。その後、小出氏は特殊学級無用論を渡辺春正氏らと唱えていった。子どもから学ぶことと同様に、地域から学ぶという考え方が恵那にはあるが、早期発見はそれとは逆に地域生活に土足で干渉することにもなっている。

¹¹³ 渡辺つやの資料②は巻末に掲示。

の態度をとった¹¹⁴。障害児教育の組織の在り方に限らず、恵那の方式として左派・右派に限らず他組織からの統制は受けず、地域や親と共闘するという路線がある。渡辺教諭もその一人であったことが足取りより理解される。

与謝の海養護学校の見学はある別の波及効果を生んだ。「守る会」の親たちはかねてから養護学校設立を願う人が多かった。そして「守る会」の要求事項にも養護学校の設立を要求項目の一つにしていた。ただ、親たちが与謝の海養護学校へ数回に分けて見学に赴き実際に見学してみると、東小でもうすでに行われている実践であることを多くの人たちが実感した。その実感は綴方集にも書かれている¹¹⁵。

3.3.3 大きく転機をむかえた子どもとの「話綴り」¹¹⁶

渡辺教諭に統合教育への転機を与えたのは、資料によると、訪問学習における重度知的障害のある子どもとの「話綴方」からであった。1972年10月15日ATさんの訪問学習に渡辺教諭がその家を訪問した際のエピソードである。その子どもATさんが母親を払いのけて渡辺教諭と二人だけで「話綴り」を行った時の綴方が資料として残っている。

ATさんが「外に出たい」「学校へいきたい」「友だちがほしい」と打ち明けたことにはじまる。渡辺教諭は、子どもが思っていることは親とは違うことに気付いた¹¹⁷。

子ども観察の記録を大学ノートに、その子について わかったこと。気付いたこと。その他なんでも書きこんで四冊を書き終わろうとしたとき、ふっと淋しいものをおぼえた。それは、子どもの綴方がない。これでは一人よがり（そうでなくても特殊担当一人ということもありママ）片手おちということに、おそまき乍らにして気がついた。（略）自分の生活をみつめ、たくましくしていくためには、どうすることが出来るか。そのことは、話す事か、作る事か、読むことか、聞くことか、書くことかの問題を問いかけた。（後略）

渡辺つやの「国分一太郎先生の教えから一生活きた子どもを知るために一」
1972年10月25日（手書きの綴方を筆者活字化）

そして、1972年12月17日、「中津川市民主教育を育てる会」で、「養護学校」ではなく「複式級としての養護学級」の必要性を主張しはじめたのである。渡辺自身は、1972年度として12月17日の「中津川市民主教育を育てる会」の分科会で自問し、出席者に討議をもちかけている（渡辺つやの資料②）。「中津川市民主教育を育てる会」第6分科会「特殊学級から養護学級に変革した障害教育」と題し、その項目をあげている。

¹¹⁴ 当時から守る会の立場の取り方について知っている現在の守る会代表長谷川則子さんからの話の聞き取りによる。

¹¹⁵ 中津川市東小の母子分離教室「かやのみ教室」（1973-1981年）に通った母親たちの綴方集『かやのみ』に与謝の海養護学校見学から帰って、東小でも同様に個人に合わせた教育がなされていることを確認した綴方が複数掲載されている。

¹¹⁶ 子どもが文字を書けない場合、教師は子どもと話し、またの主にとことばのやり取りからその状況を教師が子どもの話から出発して綴っていくもの。

¹¹⁷ 1972年10月15日ATさんと渡辺教諭の「話綴り」資料より。

特殊学級に対する問題点

- ・出来る子，出来ない子というわけ方で特殊学級の対象にしていく方向は間違いでないか。
- ・知能テストはどこまで信頼していいのか。心理的にどう位置づけることか。(中略)・新しい問題にぶつかる

昭和 47 年 2 月には先天性 CP による肢体不自由児 yo3 年(女)と，施設から本校へ転入して参りました。親たちが家庭に連れもどした理由は次のように言われていました。家族の一員として家庭からはなれていつまでも施設生活をさせることではない。家族関係の協力を実際生活を通して体験させていく。施設，学園生活は，すべてベルトコンベア形式で子どもの生活が位置づけられているため，要求をもたない子どもに仕立てられてしまう恐れがある。(中略)

- ・障害児教育の基本 どんなに障害が重くても，義務教育法令に達した子に教育を施してはいけないという規則はありません
渡辺つやの資料②より

では，複式学級での児童は重度であるなし違いによらず，普通学級に戻すことだと結論づけ，それを養護学級の最終目標にした(渡辺つやの資料①)。

| | | |
|---|---|---|
| nd 二年 (男) 課題づけ 能力を創り出す | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の生活を自分でほりおこす(給食関係，登下校(※信号機だけでなく+)，衣服の着脱等々) ・普通名詞，固有名詞カードを数多く読み切る。 ・複教的な行動が同時にできる可能性を生み出す。 | <p>(三年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通学級の友だちと，生活をできるだけ多くもつ。 道徳，音楽，体育，掃除，給食，あそび，学校行事等々。 |
| Fs 四年 (女) 生活出来るようになる | <ul style="list-style-type: none"> ・お使いをできることからする。 ・身辺処理を可能にする。 ・仲間をつくること。積極的に参加する。 ・意志表現を豊かにする。 | <p>(五年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り普通学級で学ぶ。 ・機能訓練は養護学級で訓練する。 ・学級，学校行事は出来るだけ普通学級で参加し，養護学級担任が介助にあたる。 |
| D 五年 (女) 素直に行動ができる 粘り強い気もちと態度を身につける 自分のことが，自分で出来るようにする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・支離滅裂にならないように，話ができるようにする。 ・生活から短文をみつけながら，文字を書いてくり返し読みきる。 ・10 までの数について順序数図が把握できるように生活の中でする。 ・複教的な行動が同時にやりきるようにする。 ・あきらめぐせを少しでも除去するため，やさしい事からやりきる。 (*ただ在るのではなく，がんばることを良しとする観念あり。) | <p>(六年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通学級にもどす |

図Ⅲ. 中津川市教育研究学会提案事項 1972 年 1 月 28 日中津川市立東小第 3 回特殊委員会において (手書き資料を筆者が活字化して掲載)

さらに 1972 年度の反省から次年度の計画として，1973 年 1 月 28 日の第 3 回特殊委員会 図Ⅲは目標を図示したものである。帯囲みは筆者が施したものであるが，どの生徒も最終的には普通学級に戻ることが到達目標として示されている。

3.4 恵那式統合教育の幕開け

1971年度の資料と1972年度の資料を取りあげ、東小に養護学級を最初に創設した女性教師渡辺つやの教諭の足取りを、渡辺教諭が関与した組織への活動記録と子どもとのやり取りを示した「話綴り」から提示した。渡辺教諭の活動経緯を整理すると、渡辺教諭が当時の一般的な障害児教育観から統合教育に向かっていった1つの分岐点を指摘することができる。それは同年10月1972年10月15日ATさんの訪問学習に渡辺教諭がその家を訪問した際のエピソードである。その子どもATさんが母親を払いのけて渡辺教諭に「外に出たい」「学校へいきたい」「友だちがほしい」と打ち明けたことで、渡辺教諭はそれまで親の要望で、就学の要求運動してきたが、はたと子どもが思っていることは親とは違うことを痛感した。教師が子どもから発せられた意向を理解しえた地点であった。

養護学級を開いた渡辺教諭は養護教育専門の教師ではなく、普通学級で教える小学校全般の教師であったことが重要である。恵那の多くの教師のように、恵那教職員組合員であり、婦人活動を盛んに行う女性教諭であった(資料⑤)。1972年5月12日の障害児の教育を考えることは教育の原点を問うテーマであり、養護学級開設時から狭い意味での障害児に限定した特定組織の学習や集会に奔走していた渡辺教諭を、教育全体の中で人を捉えなおす教育に揺り戻す衝撃的なテーマであったことは間違いない。

多忙極まるはずの渡辺教諭であったが、随所に養護学級運営の充実感として、誇りのようなものが認められる。それは、1人の子どもの要求も見逃さず「子どもをつかみ」且つ、その周辺に障害児を支える組織体が形成されている出来事からくる実感による充実感だと考えられる。つまり、10月13日のATさんへの訪問はATさんが何度も親に訪問学習への希望を訴えたために実現したものであったが、ATさんが渡辺教諭と二人きりになって、「外に出たい」、「学校に行きたい」、「友だちが一番ほしい」と主張したことは、ATさんの生い立ちの中で大きかった。同時に渡辺教諭にとっても衝撃的な「子どもをつかむ」瞬間であったのである。ATさんは渡辺に会う前に、できるかぎりの治療、訓練を受けてきたが、多くの精神状態悪化を経験してきた¹¹⁸。そのATさんの訴えが、渡辺教諭の「多くの人とであわなければだめだ」という普通学校での教育の主張へと、大きく転換させたのである。年末には複式学級の必要性を表明し、障害の状態がどうであろうとその人なりに「集団で学び」「労働し」「科学的認識を養う」という方針が確立されていった。しかし、重度の障害児が普通学校で学ぶことは渡辺教諭だけでできる技ではない。そこには学校内の協力、地域の協力なくしてはありえないことであった。当時の恵那の普通学校では地域の中で学習するカリキュラムが多く組み込まれていた。そこで地域の教育全般の「中津川市民教育を育てる会」の中に障害児教育の分科会が設立され、全国組織には属さない親や賛同する市民によって「中津川市障害児者を守る会」が作られていった。「守る会」の会員は1年で16名から56名になった。

「子どもをつかむ」ということが恵那の教育で特徴的なことばとして歴史的に使われる

¹¹⁸ 「肢体不自由児ATさんをめぐって」渡辺教諭が母親からATさんの成育歴を聞いた手書き資料より。書面には1972年9月9日土曜日午前11時頃と記載あり。

(「恵那の教育」編集委員会 2000)。子どもとのやりとりで教師が学び、学習が展開されるものという教師の実践を示すことばである。恵那では、自分から考える子どもを教育することが重要視されているが、その意味で AT さんの要求に耳を傾けた渡辺教諭は障害児の指導者である前に、恵那の教師だといってよい。しかし、病院でも施設でも断られた重度の障害児の意志をくみ取りながら、渡辺教諭一人でその子どもの教育を支えられるものではない。渡辺教諭も自らがその構成員である顔の見える組織や議論を直接にぶつけあえる定例の研究会の存在は大きい。その一組織、「中津川市障害児者を守る会」による養護学級整備の変革は多岐に及んでいる。この組織については後述するが、介助員獲得に関して、「守る会」は 1972 年より市議会や教育委員会に請願要求を続け、1973 年以降、中津川市の場合福祉事務所にホームヘルパーを、岐阜県からは訪問指導員として教師以外の人件費の獲得を当会の要求で実現させた。介助員についても市独自の制度の創設した経緯がある¹¹⁹。

「中津川市民主教育を育てる会」の中に分科会を開いたということは、中津川市中の教育関係者が共通理解することで、渡辺教諭へ協力できるその組織体制が敷かれたことを示している。そして同様に、「守る会」の会員が 56 人名になったことは、50 人以上の地域の人たちがその障害児を守りるということである。その手ごたえを渡辺教諭は実感しているのである。

渡辺教諭が恵那教組の一員であり民教研の会員であったために、注目されるのは 1971 年、民教研の夏の集会で心身障害児の教育の問題提起ができたことである。さらに、同年冬には「中津川市民主教育を育てる会」に心身障害児問題分科会を設置できた。地元の教師たちの支持が得られた。

さて、渡辺教諭の立場からは以上の経緯であったが、普通学校に養護学級を実施する観点からみると、大変な事案でもある。毎日普通学級で重度の障害児も必ず過ごすという事、それまで障害児にかかわらなかった普通学級の教師にしてみれば補助員がいくら付いたとしても、かなりの負担であったことは間違いない。当時の東小は 1000 人近くの児童がおりマンモス化する学級は 45 人クラスで、実質それ以上の児童が実質在籍していた。その状況の中であって、養護教員は一人のみであり、普通学級担当の教師は重度障害児を引き受けることで負担ばかりでなく、リスクを負うことも確かである。

もし仮に担当教師だけに負担が課されるものであったのならば、統合か分離かという問題でいくら差別だと唱える恵那の教師たちも、統合教育は理想論で無理だということになるろう。しかし、結果はちがっていた。普通学級を担当していた複数の元教師たちからは意外な答えが返ってきた。「大変かもしれんけど、一番変わったのは普通児の子たち」だという。

¹¹⁹ 25 岐阜県には県教育委員会が一般市民に対して立ち会わない性格上主に、教師集団には交渉に応じたため、障害児担当の教師集団が陳情の交渉に県庁へ何度も赴いた。1963 年の第一次教育正常化から 1977 年の第二次教育正常化により恵那の教育批判・弾圧の中にあり、県への陳情は「また恵那が変わったことをして目だとうとしている」という先入観があり、中々認められず、陳情は何度にも及んだという。第一次教育正常化決議は衆議院文教委員会にて、第二次教育正常化は岐阜県議会「東濃(恵那地方を含む圏域を指す)の低学力批判」の質問から「正常化要望決議」が強行採決された(「恵那の教育」編集員 2000:1244-1251)。

つまり、重度の障害児を受け入れる人は教師一人だけではなく、クラスメイトがいるということである。共通認識があれば学校全体の教師たちも協力者になりえる。重度の障害児の教育こそ、教育全般の原点であるということの中津川市全体で考えることは、地域全体で普通学級と養護学級の大枠を承認される仕組みづくりを可能する営みに他ならない。

ここで一旦、障害児者教育ということだけでなく、学校とそれを取り巻く組織について戻って考えてみる。渡辺教諭がその実践に感激した与謝の海養護学校は、全障研がモデルとする養護学校でもある。

その実践校に感激した渡辺教諭は、革新的集団である恵那教組の一員でもあり、思想的には全障研とも同調できるはずである。そこで、全障研側も渡辺教諭を1972年5月7日に講演者に招聘したわけである。

けれども渡辺教諭と歩調を合わせる「中津川市障害児者を守る会」がその組織の傘下になるかという問題は、また別である。「守る会」は全国組織の守る会にも属さず、手を結ぶ育成会にも属さず、恵那市と中津川市の「守る会」はそれぞれ独立を保った。全国組織は執行部があって支部を作る階層がはっきりしている組織形態であり、支部に属してしまえば、自治の問題だけでなく、組織内の人の顔が見えない部分が分枝して広がっていく。一方、「中津川市障害児者を守る会」は必要に応じて自主的に部会を結成し、部会ごとで討議しながらも上下関係はつくりださない組織体である。

1973年当時には父母・教師で構成されていた「中津川市障害児者を守る会」は、教育委員会及び福祉事務所と、養護学級担任である渡辺つやの教諭が総力をあげて実態調査が行った。その実態や要望に即して重度障害児に対する介助員制度の創設を中津川市に要求し実現させた経緯がある。その詳細については今後の課題とするが、「守る会」と中津川市の教育委員会、市福祉事務所が三つ巴で事を運んでいく戦略は、前の恵那教育会議の4者会議に酷似している。重度の障害児はこの時期、就学猶予・免除で教育の対象にならない排除された人たちがおり、その人たちが受けなければならなかった処遇というものは福祉行政に関係してくる。福祉事務所がいつも会議や実践の場に介在することは重度の障害児に教育の機会を提供することにもつながっていることが理解された。

このような統合教育の方針転換から理解されることは、子どもと教師から出発して、顔の見える周辺を取り巻く組織化が進められると、障害が重くともその子の意向は埋没するわけではないことを示しているのである。すなわち、教育の出発点を目の前の児童と教師から地域社会を取りこむ実践は、一つの可能性を指し示すことなのである。つまり社会からその人の教育を考えるのではなく、教育を受ける本人から社会を考える発信型の教育の可能性が、その地平の向こうに見られるのである。渡辺教諭にとって子どもから出発することが大きな分岐点となった。そして、統合教育への方針転換による曙をみたのである。

尚、ここに登場する「中津川市障害児者を守る会」については述べておく。この会の結成に際して、渡辺教諭は1971年に「恵那市障害児者を守る会」¹²⁰の研修に参加し、翌年

¹²⁰「恵那市障害児者を守る会」は小出教諭が神坂地区追放後、恵那市立大井小学校で重度の障害児を受け入れていく統合教育の体制を作り、さらに、1971年大井小学校統合化の同年に「恵那市障害児者を守る会」として結成された組織である。恵那市の「守る会」は、小

に中津川の「守る会」を組織化するために裏方として動いている。中津川市の普通学校で重度の障害児を受け入れる統合教育の場が開かれたのは大井小学校と同じ 1971 年であるが、守る会の結成は一年遅れる。1972 年に「民主教育を守る会」の一部会から独立して「中津川市障害児者を守る会」が設立された。恵那市の「守る会」は、小出教諭が 1976 年に中津川市に転勤すると衰退した。中津川市の「守る会」は逆に市民参加につながり、大きな団体組織になっていった。

一方、「民主教育を守る会」は 1974 年に「民主教育を育てる会」と名称を変更し、「豆学校」単位で恵那地方の各地区に拡散するかたちで増えていった。

このように、障害児者を支える組織として「中津川市障害児者を守る会」はできていったが、1975 年時になると、渡辺教諭と「守る会」会長の思想による対立関係が起り、機能不全に陥って活動停止状態になってしまった。

尚、ここに登場する「中津川市障害児者を守る会」については、渡辺つやの教諭の足取りを示す渡辺つやの資料②の最後に 1973 年 4 月 1 日に名古屋市本山市出馬の記載がある。渡辺教諭は本山市長を支持し、その選挙活動を行った。「守る会」もそこに加勢させようとした形跡が認められる。「守る会」は革新系団体ではなく、さまざまな人が会員である。会長の S 氏は自由民主党支持で保守派であり、革新系の政治運動を行う渡辺教諭と対立した。その事が引き金となって「守る会」は 1976 年まで開店休業の状態となってしまった。

その後、渡辺つやの教諭は 1976 年まで東小教員として、1977 年には中津川市立西小学校に転勤している。そして、1976 年に小出教諭が恵那市立大井小学校から東小に転入するという人事異動があり、恵那の障害児教育はまた、新たな局面を迎える。

小結

本章第 1 節では、恵那地方の障害児教育が成立する、その土台となった恵那の教育状況について明らかにした。具体的には PTA、地教委、校長会、恵那教組の 4 者会議というものがああり、第 1 章で述べた恵那教組の「親・地域の共闘」という運動方針を具現化した、市民による教育会議が成立したことを明らかにした。

神坂で培った「民主教育を語る会」は子どもの自主組織「豆学校」を支援する親や地域の集団として組織化されたが、その組織化手法と無尽講の機能を活かして人員を膨らませていっている。その一部会としてその後、1970 年に「障害児者を守る会」ができたことも、本論で初めて明らかにした。

第 2 節では、障害児が教育の対象となる同時期の経緯について先行事例を示し、恵那の障害児教育の位置づけを行った。第 3 節では、普通学級の一女教師が中津川市立東小学校で障害児を一手に任され、学校での指導に留まらず、福祉領域の家庭奉仕員の協力を得て、訪問指導をしていったことを示した。この訪問指導の場で、障害児本人とこの女教師が話綴りを行うことによって、障害児本人が教師に真意を訴え、そこから恵那式の統合教育が決まっていたことを明らかにした。第 2 節では渡辺教諭を中心に統合教育の礎を述べて

出教諭が 1976 年に中津川市に転勤すると衰退した。一方、中津川市の「守る会」は小出教諭を迎えることにより、逆に市民参加にまでつながった経緯がある。

いったが、渡辺教諭と共に東小学校内に養護学級の整備がなされていく経緯には、「中津川市障害児者を守る会」の組織の力が大きい。

第3節では、普通学級の一女教師が中津川市立東小学校で障害児を一手に任せられ、当初は、いわゆる、その時期の障害児教育の研鑽に励んだ。渡辺教諭は左派思想の持主であったので、支持政党を共産党とする全国障害者問題研究会（以下、全障研と略）にも拒否なく研修に赴き、その推進学校である与謝海養護学校に潜入体験などを行っている。

与謝野海養護学校は確かに健常児と分離した養護学校であるが、共同学習や地域交流を頻繁に行っているという点において、今でいういわゆる養護学校を基点としたインクルージョンを目指しており、一概に分離教育現場とは言い切れないということである。これは京都市向日が丘養護学校の取り組みも同様で、地域との共同学習が進められていることは留意すべき事項である。そして、両校への見学を恵那地方の教師や親たちが行っている。一人の対象児の能動的な姿に感動した教師や親は少なくない。

このように普通学級の教師であった渡辺つやの教諭は、障害児教育の理論・実践の研鑽に猛進したが、一人の訪問学級の障害児の訴えが、渡辺教諭に障害児教育のあり方の根本を問い直す機会をもたらした。一障害児はその子に合った教育の保障を望むことよりも、「外に出たい」「学校へいきたい」「友だちがほしい」と親に自分の意見が打ち消されないよう、渡辺教諭に必死に打ち明けたのである。この訴えは、渡辺教諭が「子どもをつかむ」瞬間であったといえる。そして、それまで学んできた障害児教育を問い直し、「できる人」と「できない人」を知能検査が分け、結果として、社会の中で枠組みに人の役割を振り当ててしまうところまで論点を突き詰めている。その論点をまとめ、中津川市全体で教育を考える場所にどんなに重い障害児も普通学級から卒業するように到達目標を定めたのである。そして、障害児は籍を普通学級に置いて一部を養護学級で学びながら、毎日その人の参加できる部分を普通学級で学んでいくという恵那式の統合教育の礎が敷かれていったのであった。

「守る会」は1970年代後半に復活する。その土台には「かやのみ教室」が関係しているが次章と第6章でふれていく。1970年代後半は、恵那地方にとって、第二教育正常化の弾圧を受ける時期でもある。そのために、勤評闘争同様、恵那の教師たちは教師集団として結束しないと、教育自治は不可能となっていた。また、1979年には障害児にとって養護学校義務化を迎える年でもある。恵那地方で当時の障害児教育は如何なるものであったのか次章で述べていく。

はじめに

恵那地方では勤務評定以降 1980年代まで、「親・地域との共闘」という運動路線が教育の自治を支える砦を作ってきた。その実践の一つに 1970年代の障害児の就学運動がある。

1970年頃といえば、重度障害児は診断により学校教育枠からは除外されており、療育の対象であった。従って、就学猶予・免除されていることが一般で、戦後からの療養所や 1971年からできてきたコロニーに入院しているか施設入所で療育を受け、後は自宅待機の状態であったはずである（国立療養所史研究会 1976a）、（国立療養所史研究会 1976b）。また、1979年からは養護学校義務化が制度化されたので障害中度の児童は養護学校に通うはずである²⁾。恵那地方の教師集団は障害の重度か軽度かに関わらず普通学校に障害児を受け入れていた。

前章では子どもの話綴の訴えが統合教育の幕明けになった経緯を明らかにした。特に中津川市は就学運動が地域生活運動に連動した¹⁾。その担い手は本人集団、親集団、教師集団の連携によって展開された。次に示す就学運動は教師集団と親集団が協力関係にあった²⁾。よって本章第1節を教師集団について、第2節を母親集団について述べていくこととする。

第1節では以下について述べる。恵那地方全般に、「恵那の教育」といわれて、戦後から生活綴方・地域教育が実践されてきた。作成されたカリキュラムは独自のものである。それはどのような方針で作成されてきたのか。関係資料を調査すると関連する資料が膨大に見つかり、未刊行であることがわかった。その資料の整理と共に精査し、ここで用いる。資料の限界性をふまえつつ、各々の教師の教育方針を資料から探ることとする。

本論文は障害児者の地域生活運動を明らかにすることであるため、取り上げる資料は論旨に関連するもののみをあげる。地域生活運動に関連するカリキュラム自体は次章でとり上げることとし、本章では教師の1年間の実践に関する実感が綴られているという『私の教育方針』から障害児の生活に教師がどう関わろうとしたのかを示していく。

第2節では以下について述べる。1973年から開催されて障害児の母親らによる学習の場となった「かやのみ教室」での母親集団が結実する。そもそも「かやのみ教室」で学ぶようになった母親らが外に出る存在でなかった経緯がある。本章2節では、子どもと共に引き籠っていた母親が集団を形成する過程を明らかにする。

4.1 「私の教育方針」から『私の教育方針』へ

4.1.1 恵那地方で就学運動が起こる前提

恵那地方は、戦後から 1980年代にかけて、生活綴方・地域教育が盛んであった。1950年に「恵那綴方の会」が結成され、当時から障害児の完全就学を目指す事例検討会が開かれた（「恵那の教育」資料集編集委員会 2000）。1952年、恵那地方において「全国作文研究会」が開催され、障害児の完全就学が打ち出されている。この端緒から、恵那地方の障害児就学運動は生活綴方・地域教育の文脈を汲んでいる。1970年代から 1980年代の障害

¹⁾ 2017年5月13日、鳥居弘明氏からの聞き取り調査による。

²⁾ 2017年8月23日、成瀬喜久子氏からの聞き取り調査による。

児の就学に関し、全国的には、本人の運動、母親の運動、教師の運動に分類され、本論の研究対象は、教師が関与する運動に属する（杉本 2008）。一般に 1979 年の養護学校義務化をめぐる、教師関与の運動は、「障害」の程度区分による養護学校への分離教育運動であった（野崎 2010）。恵那地方は普通学校の中で養護教育の充実を図ったところに特異性がある。1979 年の養護学校義務化についての対立については、賛成派と反対派についての闘争や設置を進める養護学校推進に関する研究されているが（雪丸 2011）、それ以前の就学猶予・免除については一部で調べられているだけに留まっている（宮本 1974）平田は 1971 年に、障害児本人や親などへの調査の困難な障壁にぶつかる中、調査対象を民生委員からの聞き書きで大阪の実状を明らかにしている。肢体不自由児、重度知的障害児、身体病弱児の就学猶予・免除が多いことを示し、また、猶予と免除を比較し、免除の児童は教育の機会を持ってない不利な状態を示している（平田 1971）。

東小学区の就学猶予・免除については別論文で述べるが、障害であることを社会に出さないことが通例であった。この 1971 年に中津川市立東小学校に重度の知的障害、重度の心身障害児を含む養護学級が、児童の障害に合わせ各学級が設置されて 1974 年には 6 学級の養護学級となり児童は必要に応じて普通学級と組み合わせて授業を受けることになっていった。折衷した普通学校での養護学級の実態については管見のかぎり不明である。その意味で、重度の障害児を含む養護学級を設置した東小学校について実態を明示することに意義がある。1962 年は、全国的には綴方教育がコアカリキュラムから国語科の一部になった年でもある。恵那の場合は「作文」を単なる「綴方」とせず「生活綴方」としているのは、コアカリキュラムの性格を続行したことを意味する。『私の教育方針』と『教育課程表』は実践する教師が作成したということで、民間の教育運動の一端を担うものであるが、戦後の民間教育史の研究は五十嵐顕や（五十嵐 1970）山住正巳（山住正巳 2009）が行っている。民間教育運動の中で教師が自主教育課程を盛んに作成するようになったことが述べられ、『教育課程表』はその一端といえる。障害児者運動に関しては『「恵那の教育」資料集』の小出信也の記述と（小出 2000）、私的書誌記録に留まる（ひがし福祉会 2011）。障害児を恵那の教育の一員と実践者は考えていたので、当然、研究がなされるべきであろう。

4.1.2 民間教育運動としての自主カリキュラム作りの動向

恵那の教育を逐行してきた中津川市立東小学校で教師たちは障害のある児童に対し如何なるにカリキュラムを組み立て実践に結びつく組織化をはかったのか。

本章の研究目的は、過去の普通学校における養護学級のカリキュラムの存在を史実として明らかにすると共に、養護学級のカリキュラムがどのように組織化されて実践と結びついているのかを分析することである。恵那の教育といえ、多くの教育学研究が行われている。1960 年代から 1980 年代の恵那地方の綴方や地域教育については、これまでに普通児を対象とする教育学研究はすでに行われてきた。その教育実践については千葉大学、岐阜大学、武庫川女子大学、日本福祉大学、日本体育大学、東京大学、都留文科大学の学生

が授業観察を断続的に行っている。恵那の教育運動史については地域の教育自治の観点から研究がなされている（森田 2000b）。一方、障害児教育に関しては当該の教師の実践報告に留まり、障害児者の就学や生活運動は小出信也元教諭の記述（小出 2000）と私的書誌記録に留まる⁷⁾。

養護学校義務化以前の普通学級における重度の障害児学級についての学習は、学校教育の対象者からはずれ、児童福祉法下の対象となって、一般の公立学校で学習することはなかったが、養護学校義務化直前には設立前段階として、特に都市部は養護学校、地方は 1 地方に養護学級というようにされたことが明らかにされている（渡邊健治 2002）。そうしてみると、恵那地方の恵那市の大井小学校や中津川市東小学校の養護学級が得意な例ではない。しかし、養護学級と普通学級を常時併行学習したり、全市で常時に全障害者が集合して行うような学習は管見のかぎりない。それは恵那の教育自治が成り立っていたために一定期間存続が可能になった統合教育の実例といえる。

一般的に障害児教育における生活主義のカリキュラムについては、統合教育としての内容は明らかにさせていないが、青鳥養護学校のように農耕学習やバザー単元学習から赤十字募金単元など、「生活合科統合単元表」に共通するような部分を認めることができる。しかし、大きく異なっているのは、訓練を目標としてそのための個人の自律に絞られ、共同作業的な上述の単元は廃止され、学校工場として社会からがはなされた単純作業の訓練学習に集中していった（大見川 2002）。逆に東校の場合はいかにその子の意欲を引き出すかが主眼であり、見本を模倣することではない。さらに集団の中で個性が作られていくと教師たちは信じており、如何に地域に根差すかという立ち位置をとっている（森田 1986）。つまり、前者はいかに社会の枠組みの一員として教育されるべきか、それに対し、恵那の場合は如何なる重度障害であろうとその人の意志が内在しており、自分で考え、自分の意志が伝えられ、且つ他者を理解し、地域社会をつくりあげていくかという方向性である。これは恵那地方では特異なことではない。恵那の教師が戦争に生徒を赴かせてしまった痛恨の反省からきている概念で、状況の左右によらず、自分で「ありのまま」ととらえる社会を見つめ、自分で考え、意志表示がはっきりできる人を育てようとする「恵那の教育」の理念に沿ったものである。

4.1.3 理念「私の教育課程」の具現としての『教育課程表』『私の教育方針』

対象とする資料と本節でとり上げる資料は次の通りである。研究対象となる資料の所蔵場所は、東小学校資料室、中津川市の教育関係の資料を 26 年間収集整理している南小学校資料室、そして恵那の教育に関する研究資料が所蔵されている恵那教育研究所、障害児教育に携わる教師たちも創設に関与した「ひがし生活の家」の資料室があげられる。これらの機関の関係資料を可能な限り所蔵調査を行った。その結果、実践の大元となる資料が残存していることがわかってきた。その中でも統合教育の内実について研究対象となりえるのではないかと推察される資料を発見した。すなわち、その資料とは、「ひがし生活の家」の資料室において 1976 年に作成された「生活合科統合単元表」であり、東小学校の資料室所蔵の『私の教育方針』と『教育課程表』である。

畑中大路は「カリキュラムマネジメント」について、「教育課程経営」を拡張させ、子ども

もが置かれる学校・家庭・地域・社会況をも踏まえ、カリキュラムマネジメントの事例をもとに、学校組織間における知識移転を描くことを通して生成仮説を導き出している。(畑中 2015:14)。

実のところ、『私の教育方針』や「教育課程」を作成した障害児者教師の立場も、その当時の障害児教育理論の影響と、生活綴方・地域教育の実践教師としての立場を持ち、双方の理論の文脈は不明である。これらのカリキュラムをめぐって一体、個人の表出としての『私の教育方針』がどのように教師間で作られる「教育課程」につながっているのか。このカリキュラムはそもそも「東濃民主教育研究会」から打ち出された「私の教育課程」から派生した概念であるので(石田 1978)、民教研における恵那地方教師を視野に入れ、障害児の「教育課程」を具体的に毎日執行していた中津川市立東小学校を中心に、精査を行った。

組合の研究組織としての教科研にも属していたが、その教科主義に距離を置き、さらに1966年、「東濃民主教育研究会」(以下「民教研」と略)を立ち上げ活動してきた。教科書を使用せず独自の教育実践を行っていったので、国や県、そして生活綴方教育に反対する人たちから能力低下を批判された。その批判に対抗して、民教研では、1970年代から1980年代に「私の教育課程」という概念を打ち立てて、教師各自でカリキュラムを立てて、民教研で実践を検討しながら、教師集団を形成していった。そのカリキュラムを具現したものが『教育課程表』だと推測される。又、恵那地方の各教師は年度末に実際に関わる子どもから学んで『私の教育方針』をまとめていた(「恵那の教育」資料集編集委員会 2000)。

その資料は一部しか残存しないが、筆者は、その中で、障害児を担当する1981年『私の教育方針』とそれを実際に行う計画表である1981年の『教育課程表』の資料を入手することができた。

本章第1節では、そのカリキュラムが如何なるもので、カリキュラムを実践していくために教師たちはどのような組織化を図っていたのかを明らかにする。カリキュラム制作をめぐる教師個人から、教師集団への成り立ちを探りながら、障害児の教育がどのように構成されていたのかを解明していく。

筆者は、中津川市立東小学校で1970年代から1980年代にわたる障害児の就学に関する資料を探索の折、東小学校が作成した『教育課程表』という資料と、教師たちの教育実践観を綴った『私の教育方針』という資料を見つけた。双方ともガリ版印刷物で、双方の資料とも、東小学校全体で作ったものである¹²³。その中に養護学級の教育課程計画表と障害児担当教師の綴方が含まれる。

『教育課程表』は一年の実践計画内容を知ることができ、コアカリキュラムとしての生活の部分と教科学習のための各個人の年間計画が盛り込まれている。

『私の教育方針』は一教師が今までの実感から一年間の方針を綴るものである。東小の『私の教育方針』は1978年～1982年の各年の資料が残されていたが、就学運動をめぐる顕著な出来事があった年時の資料を取り上げる。選定の理由は以下の通りである。1978年

¹²³ 双方の資料とも東小の倉庫に所在していた。研究に限り資料する許可をとったものである。『教育課程表』はB4程度のガリ版の印刷物で1972年、1981年、1983年の隔年の資料が残されていた。

は東小内に「ひがし生活の家」ができた年でもある。そのために特に取り上げることとする。また、1979年は養護学校義務化（以下、「義務化」と略）の年である。恵那地方では義務化を教師がどのように受けとめていたのかを探る。また、1981年は国際障害者年である。その影響の確認も含め取り上げた。

4.1.4 教師の綴方としての「私の教育方針」

当時の東小学校は普通学級に45人以上のクラスが各学年4クラスあり、約千人のマンモス校であった。1981年時点で東小学校の中には精神薄弱の重度障害学級、精神薄弱学級、肢体不自由児学級、情緒障害学級、きこえの教室、ことばの教室と6学級あり、養護学級で学ぶ障害児は普通学級を親学級とし、養護学級を子学級として、卒業時は親学級から単立した⁹⁾。

『私の教育方針』は、中津川市立東小学校全体の教師の実感を綴った印刷物である。恵那の教師たちは絶えず話し合いによる合意を重視し、この『私の教育方針』も、先に述べた東小学校が作成した『教育課程表』と同様に、恵那地方一帯の東濃民主教育研究会で合議され推進していた「私の教育課程づくり」の一環として、東小学校が展開したものである。資料は通年残存せず、一部に留まるが、今回は国際障害者年であり、中津川市教育長が市民に向けて冊子「障害の理解」を広報し¹⁰⁾、数々の記念行事が恵那地方で行われた年でもある1981年の『私の教育方針』を取り上げる。東小の規模は各学年の学級数が4クラスあり、子学級としての養護学級は6クラスある。当年の当資料には41記録あるが、中16人の障害児学級に関わる教師や補助員が書いている¹¹⁾。内容は書き手の自由に任されたとされ種差万別であるが、全ての綴りを分析すると、共通する次のような概念が明らかとなった。1. 普通学校の中で統合学習だけではとてもむくわれない学校の現実を示すもの、2. 子ども発信から教師が学び、彼らの成長をめざしたもの、3. 教師の変革を求めるもの、4. 生活の学びは学校・家族・社会・放課後の対等であることをもとめるもの、5. 話し合いの重要性をもとめるものの5項目であるが、以下はそれぞれの内容を示す事例の一部である。

「はじめに」に記載される「めあて」は、東小学校全体の教員が話し合っただけのものではない。具体的な『私の教育方針』は各教師それぞれ異なっている。

4.1.4.1) マンモス校東小学校の現実

1千人近くの児童数に対し、1人の養護教員という配置は、「障害」に対する合理的配慮が行き届けられない環境である。東小の児童の障害のあり方は線差万別で、重度の障害児に至っては命の危険を支えなくてはならない。重度障害児の学級運営は、とても養護教員一人で行えることではない。重度の障害児に対しての合理的配慮は担当する教師と補助員の綿密な話し合いと普通学級の連携にかかっていた。

どの子も何を勉強したいと思っているか聞きたいと思い、話しかけるが、なかなか口を開かない。上目づかいに、ちょっとながめるだけで、あとはだんまりである。(中略)

「教室でわからんで、先生や、みんなの云うのを、ぼやーと聞いとるだけでたるいも¹²⁴、
そんで来たも。」

吉村和夫教諭「自分の力で「落ちこぼれ」を克服する子どもに」
『私の教育方針』，1981年度，p. 89.

45人以上のクラスの中では、わからないことを「わからない」と言えないまま過ぎていってしまう。学校で話すことができなくなる環境に置かれてしまう例である。

4.1.4.2) 生活の学びは学校 - 家族 - 社会 - 放課後の対等であることを求める教師

親・地域の路線ということを具体的に担当教師はどうとらえたのか。そのことに関する方針が次のように綴られている。

綴方事例 6 西尾安子教諭

子どもの生活を考えていくこと、子どもの将来をどう考えるか。

(中略) 親は子どもより先に老いるのが当然で、そうした時、子どもが頼るのは、兄弟姉妹、そして生活の家です。親は夢中でがんばっているが、家族への拡がり弱いのが現状です。

真剣に子どもの将来を考えるなら、そこも考えなくてはなりません。

親・教師・指導員が、話し合い、わかり合い、

同一方向を子どもの将来を考えていかねばと思います。

西尾安子 こぶし学級「ひとりの人間として、生きる力を育てる 健康で自由なからだと豊かな認識・親と教師・指導員の合意を生みだす。」『私の教育方針』，1981年，p. 86.

西尾教諭は現実に兄弟姉妹や生活の家が将来の生活に関わってくることを言及し、学びは親だけでなく、家族全体に広げるべきだと述べている。

4.1.5 1978年度の『私の教育方針』より

1978年は地域生活運動の拠点となった「ひがし生活の家」が東小内にできる年である。この時期に東小の教師はどのような教育方針をもっていたのか。その一人である足立すま子教諭の「私の教育方針」の一部は次の通りである。

養Ⅱでは、子どもの発達に合った教室作りがなされ、それが保障されているのである。障害児の眼目である「学級に子どもを合わせるのではなく、子どもに合った学級作り」が実践されてきたと言っても過言ではない。

故に、この子らは、すみれの集団の中、養護の集団の中では、実に生き生きと、自分の本分を生かしている。

¹²⁴ 「たるい」は悲しいに近い恵那地方の方言である。

しかし、その子が、同じ四年の普通児の集団の中では、ふさぎ沈んでしまう。この子らは、いつまでも すみれの集団の中で生きていけるのではなく、将来、さらに大きな集団の中で生活していかねばならない子たちである。

養護で力をつけ、自信と勇気を持たせていく中で、協力学級でも、自分の居場所を作れる子になってほしいと願う。

というわけで、今年度の課題を協力学級との提携、さらに発表して、共同教育にしている。

足立すま子「自信と勇気を」『私の教育方針』, 1978年度. p. 59

特別支援教育では、その子に合った授業が保障できることを平等として担保している(雪丸 2011)。確かに学校教育だけで事が終われば、その子どもにあった環境を整えることは可能である。その子どもに対する発達の保障ということになるかもしれない(田中 1980)。しかし、現実の社会は、障害児だけで成り立ってわけではない。障害児は今まで整えられた環境から健常者が圧倒的に多い社会の中に出て、どう対処したらよいのか、発達保障論には、社会生活に関する考察が抜けているとことに重要な欠陥があることは指摘しなければならない。それは社会に出た時にどう対処するのかという問題である。上の足立教諭の記述はそれを如実に表している。現実の社会は、その障害児のいいようには回っていないということである。さまざまな人が存在して、その中で障害者は生きていくのである。確かに普通学級で委縮していた障害児が一旦、伸び伸びした学習生活を確保することは重要であろう。しかし、その後が肝心である。足立教諭の記述前半の行き届いた環境づくりに関する授業運営よりむしろ、後半の目標に掲げた協力学級との連携、共同教育の実現、これこそが重要であろう。その実現は非常に手間のかかることである。けれども、それはできなくはないということをこの「私の教育方針」は示している。

幸い、養護Ⅱの五人の子らは、全て四年生であり、一組から五組までの各教室に席を作ってもらい、大切にされている。現在、毎日の朝の会と、週2時間の図工を協力学級へ通級している。効果がみられたら、どんどん拡げて行ってほしいと思っている。また、個々の子どもに共通して言えることは、過去一、二年の手厚い指導の下、甘えがあるのではないかという心配である。

足立すま子「自信と勇気を」『私の教育方針』, 1978年度. p. 59.

養護で力をつけ、自身と勇気を持たせていく中で、協力学級でも、自分の居場所を作れる子になってほしいと願う。

というわけで、今年度の課題を協力学級との提携、さらに発表して、共同教育にしている。

幸い、養護Ⅱの五人の子らは、全て四年生であり、一組から五組までの各教室に席を作ってもらい、大切にされている。現在、毎日の朝の会と、週2時間の図工を協力学級へ通級している。効果がみられたら、どんどん拡げて行ってほしいと思っている。また、個々の子どもに共通して言えることは、過去一、二年の手厚い指導の下、甘えがあるのではないかという心配である。ゆき届いた環境の中で成長したこの子らに、

今必要なのは、さしのべてやるのではなく、肩をおしてやる手であると思う。

足立すま子「自信と勇気を」『私の教育方針』, 1978年度, p. 59-60.

行き届いた環境を整えることは特別支援教育で謳われるところである(古山 2011)。しかし、足立教諭はその事で「甘え」、すなわち子どもが依存的になることを危惧している。「さしのべる」という援助ではなく、肩をおして、「協力学級」つまり、普通学級に学習生活の場を拡大することを足立教諭の「私の教育方針」として綴っている。

ここで注目されることは、普通学級と養護学級の教師が教師集団として協力関係にあることである。共同教育も協力学級の通級も双方学級の教師の連携ができていなければ成り立たない。足立教諭は弾力性のある授業運営を計画しているので、刻々と変わっていく生徒に対応して普通学級での学習生活にシフトさせようとしている。1年間固定された授業ではなく、生徒の成長による弾力的な授業運営である。

次の綴方は校長の「教育方針」である。中西校長は南小校下だが、1974年南小校下に中津川市養護訓練センターが設置されるに当って反対運動が起き、住民に対し何度もその説得に当たって設置実現に尽力した人物である。

◎教師集団のあり方について思うこと

1. 教師の共通理解を大切にしたい。すくなくとも全校としてとりくむ問題については、指導の考え方や方法について、共通理解をし、意志統一ができていないと、混乱が起り、とまどいが生じてくる。

学年段階による指導の違いはあっても、学校全体としての系統は大切にしたいし、教師自身がよくのみこんだ上で指導していきたい

中西克己「私のねがい」『私の教育方針』, 1978年度, p. 85.

恵那の教師たちは勤務評定以後、「教師集団」という言い方をする。これは結束を意味するものである。「私の教育方針」はそもそも教師一人が自分の考え持つことであり、集団とは相反する言葉のようにみえるが、そうではない。それぞれの方針を教師集団が共通認識するという意味がある。そのために各々の教師の「私の教師方針」が束ねられて全学の文集『私の教育方針』があり、さらに民教研で各々の「私の教育方針」、学校ごとの『私の教育方針』が検討されて恵那教祖としての「私の教育課程」という概念が練られていくのである。各学校の障害児教育の場合は共通認識が特に大切であることは言うまでもない。

子どもの問題。実践上の問題を交流することを大切にしたい。学級がちがうと子どものことへの理解が薄れるのは当然のことだが、直接学級を担任していない者にとっては、なおさらのことである。子どものよい面を認め伸ばしてやるためにも、問題をもつ子どもに、教師みんなが目をかけていくためにも、大切にしていきたいことでもある。

中西克己「私のねがい」『私の教育方針』, 1978年度, p. 85.

この頃、障害別の養護学級が6学級あったので、障害児が入学してきており、普通学級で過ごすこす部分がもうけられているので、普通学級の教師も障害児のそれぞれの援助の仕方は共通認識しておく必要がある。重度の障害児を抱えて毎日「ハラハラドキドキ」だったという¹²⁵。また担当教師一人で障害児を抱え込むのではないことは、障害児の命と毎日対峙しなければならない教師にとっても心強い勇気をもつことができた。

教育という仕事は、親と解り合い協力しあって進めたい。よくわかってくれる親、なかなかわかってくれない親、実にさまざまである。要は子どもの教育ということでのわかりあい、協力が大事なことである。家庭訪問も懇談会もそのためのものであるが、それ以上に、日常の子どもの生活や学習を通して、わかってもらうことを大切にしたい。

中西克己「私のねがい」『私の教育方針』, 1978年度, p. 85.

ここでの懇談会というのは、「豆学校」での親の会「語る会」の発展した父母たちの地域の懇談会である¹²⁶。それぞれの懇談会に各々の地域担当の教師が決まって夕刻に地区の集會場で教育について語る会が催されていた。親が地域生活の窓口になるという考え方は勤評闘争時から恵那の教師集団の共通認識である。このように校長も地域に入っていくことを奨励している。

次の小出教諭の「私の教育方針」の中には痛烈な中津川市の障害児教育批判の発言が寄せられている。

中津川市の障害児教育の主流は治療教育であり普通児に合わせる教育（中略）今日の障害児教育の謝った教育行政指導，財政構造，教育実践である。言難（ママ）を中心とした治療障害児教育，分散的で形式的な重・中度知能（ママ），肢体不自由児，（東・南・坂本）教育（ママ）。この結果生れた障害児学級増設，養護学校作り運動否定実践意見を克服しなければなりません。今日の中津川の障害児教育の主流は治療教育であり普通児に合わせる教育であり，普通学校教育に従属した障害児教育であると言わざるを得ません。（これは中津川市だけでなく全国的な状況）

小出信也「言難の特殊性のみが強調されるがごとき殿堂を真の障害児教育の殿堂としたい—それが自らの二年間の批判にこたえる道として—」『私の教育方針』, 1978年度, p. 65-68. (ママ)

小出教諭が転任するまで，東小は普通学級に障害児を戻すことを目標にして1971年からずっと取り組んできている。そこにこのような治療教育批判はそれに取り組んでいる教師にとって寝耳に水である。

¹²⁵ 2017年9月14日足立すま子教諭からの聞き取りによる。

¹²⁶ 1963年当初，豆学校発祥地神坂地区では「民主教育を語る会」という名称であったが，恵那地方全域では「民主教育を守る会」と呼称されていた。その後，「保護する存在ではない」という意見が関係者たちから出て，1974年「民主教育を育てる会」に改称した。

この発言は物議をかもした。そこに小出教諭は養護学校を作れと主張しているように読み取れるからである。当然、東小の綴方派の教師たちは反対意見をもつし、綴方合同研究会でも小出教諭の動向に「障害児だけを別の場所に連れていくなんで、それは差別だ。」という批判の声が上がった。

この小出教諭の発言には2つの側面をみる必要がある。小出教諭は元々、特殊学級を差別教育とみなし、特殊学級を撤廃すべきだと考えていた。しかし、重度の障害児に会ってその考えを180度変えたといわれている。この転換は神坂の「豆学校」の実践でも同様にあり、よくなされることであった。周りの教師たちに限らず地域生活支援者の間からもよく言われていることである。「また何を言い出すかドキっとしてきたわ。」という感想を多くの教師や支援者から聞かれる。しかし、他の障害児担当教諭でも対応できない最重度といわれる障害児・者に真っ向から対峙した小出教諭である。また、寝食を削って障害児教育理論を勉強していたのも小出教諭であった。「よう勉強しとるでね。」と教師の中でも言われていた。

中津川市の障害児教育は、昭和四十六年 どんなに重い障害児にも教育を保障していくという東小学校養護学級の開室にはじまると言っても言いすぎではないと思います。この学級の歩みは、担当教師の苦悩と苦斗 さらに劣悪な教育条件の中で 在宅障害児の訪問教育のころみ。さらに、その子たちのための日曜学校の開室等、この一人の教師の献身的な営み、働きかけは 今日、かやのみの教室、合同教室、養護訓練センターとなって発展しています。

しかしながら、財政の上でも、行政の上でも、重・中度知能障害児・肢体不自由児の教育を無視した措置をこうじていることを指摘せざるを得ません。民主主義の根幹にかかわる重大事です。

小出信也「言難の特殊性のみが強調されるがごとき殿堂を真の障害児教育の殿堂としたい—それが自らの二年間の批判にこたえる道として—」『私の教育方針』、1978年度、p. 65-68. (ママ)

この方針はどうも、学校に訴えているのではなく、行政側への要求を行っているようである。当時、「きこえの教室」「ことばの教室」は国から助成金が出る対象であった。それに対し中度・重度の障害児に対する助成は皆無であった。中度・重度の障害児に市がお金を出すように求めているのである。「どんなに重い障害児」というのは、知的であっても身体的であってもという意味である。障害児担当の教師集団は養護学級開設から親の要求を受けて、それぞれの学級の認可と介助員の増員を岐阜県に求めてきたが、肢体不自由児学級の認可が最もおりにくく他の障害に遅れて、この綴方の翌年に認可されている。

私どもは 今 障害を持つ子どもたちに“人間らしい感覚、子どもらしい生活感情を育てる生活を生み出す実践の度合によって 精薄児学級、情緒障害児学級の協力 共同の教育が一層強固なものとして東小に根づくかどうか決まってくると思いますし 又、言難との協力 共同の教育 研究がすすみ 中津川市障害児合同教室（今日的段

階における中津川市の養護学校)が根づくかが決まってくると思います。

養護学校を必要とする子どもを教えている教師は教師集団となり養護学校作りに立ち上がらなければなりません。

養護学校義務設置と完全就学を国が約束した年があと十ヶ月にせまっています。

今日 中津川市では あまりにものろい歩みですが 中津川市障害児学級合同教室が始まって三年目になります。しかし その次の実践構想がない。私は思います。いかに困難であっても合同教室を日常化する以外に次のものは生れてこない。なぜなのでしょう。それは、私どもが綴方合同研 映画“夜明けへの道”で見出しました

小出信也「言難の特殊性のみが強調されるがごとき殿堂を真の障害児教育の殿堂としたい—それが自らの二年間の批判にこたえる道として—」『私の教育方針』, 1978年度, p. 65-68. (ママ)

つまり、合同教室を中津川市の養護学校とみなせといっているのである。そして、前年に制作された映画『夜明けへの道』は恵那の生活綴方教育を紹介するものであるが、東小内での合同教室を生活綴方の前面に出し、障害児教育を中心にすることが教育全般の根本であるとしたのである。

障害児教育実践の課題『人間的な感情 子どもらしい感情を育てる』には 次の諸条件が必要であることを無視しているからです。

1. 障害児教育に必要な教師集団としての力量
2. 五人以上の学習集団（基礎集団）と 二以上の学習集団による生活集団がなければ発達保障にはならない。
3. 教師と父母、学校と家庭とが一体とならなければ教育にはならない。
4. 障害児教育の体制 条件（養護学校）は作ってもらうものではなく作りあげるものだ。創造するものだ。
5. 障害児が主人公として学ぶ場でなければ教育にならない。

小出信也「言難の特殊性のみが強調されるがごとき殿堂を真の障害児教育の殿堂としたい—それが自らの二年間の批判にこたえる道として—」『私の教育方針』, 1978年度, p. 65-68. (ママ)

集団教育の必要性に関する方針は東小の他の教師らと共通している。それも、「豆学校」実践から得た小集団学習の知見を「私の教育方針」でも継承している。

J13 とシ 15 は、二人でいると 全く他の者を寄せつけないところがある。それに他の者は、二人遊びの段階ではないし、興味もない。だから一つになるべく集団が四になっている。この集団を一つのものにするには、シ 15, J13 に どじょっこのリーダーという自覚と責任を持たせ、めあてのある生活を 教師側から作り出してやらねばならない。

先日、二中の J31 が、今年度初めて合同教室へ来た。とても、喜んだ。J31 には、このような仲間が必要であるとともに、シ 15 や J13 も、近い将来 中学へ行く。遠い将来も考えて、彼らの発達を保障する集団を考えていきたい。

西尾安子「私の教育方針」『私の教育方針』，1978 年度，p.64.

西尾教諭は障害児学級の中でも集団教育の必要性を方針としてもっている。しかし、西尾教諭が描く集団作りには難航している。合同教室は小学校だけでなく、中学生も加わってくる。二中とは第二中学校の略称である。合同教室は正規の授業であるが強制的なものではないので、参加は J31 さんの意志やその時の状況による。これは合同教室や障害児学級に限らず、中津川市内では当時、授業の進捗状況によって、授業内容変更が認められていたからである¹²⁷。西尾教諭は世代間学習が必要だと考えている。

教師は一生懸命、教師の描いた理路整然とした集団を形成しようとしてしているが、それに対し、ここに登場してくる障害児たちは気ままにしている様子である。裏返せば、西尾教諭の前では伸び伸びと日々を過ごしているようである。

具体的な問題で 学校や地域の友達で 自治的に解決できる問題。
まず 学級または地域だけで 具体的に解決できる問題にとりくむ。
地域性、発達段階等考えながら実践を深めたいと考えている。

原啓「私の教育方針」『私の教育方針』，1978 年度，p.78.

障害児教育担当の原教諭は友人間で出てきた問題を出来たら生徒自らで解決できる事には自分たちで解決すべきだという方針を述べている。一方、児童が生活する中でその問題が学級の問題であれば学級でできる事には解決を求め、地域の問題であれば地域で解決をしていく実践を方針にしたいとしている。ここでの地域の友達とは「豆学校」ということになってくる。「豆学校」は健常児も障害児も混合である。「地域だけで」となると、当然、「豆学校」だけでなくそれを地域で育てる会の存在を念頭おいている。夜に大人は仕事・夕食後、懇談を集会場で開き、子どもの教育や地域活動について話し合っていた。

4.1.6 1979 年度の『私の教育方針』より

大倉介助員は重度身体障害者や重症心身障害者の介助員である。増倉教諭と組んで担当していた。介助員も制度によって名称が異なるだけであり教師と一緒にいる教育者と東小では考えていた。『私の教育方針』にも他の介助員も綴っている。小出教諭の強い要請で、合同教室の障害児担当教員の障害児に対する手当をすべて介助員の給与に充てていた。

J1 くんは、感情豊かでやさしいし、理解力もある。言葉は全く聞きとれないが、一生懸命話そうとする。だが、自分の気にいらぬ事があるというようなわがままな面も

¹²⁷ 授業枠規制のないその柔軟性が、一部の父兄や受験生からは批判されていた。

ある。やろうとする意欲をのばしてやるとともに、集団の中で協力すること、待つことも教えていかななくてはならない。

大倉千恵子(肢体不自由・介助)「はじめに」『私の教育方針』, 1979年度, p. 70

大倉介助員はJ1さんの自己表現や意欲を評価する反面、J1さんの自己中心性を把握している。「仲間集団」の中で「協力」「待機」という社会性を身につけてほしいと願っている。

J5くんは、入学当初、あまり表情もなく、人がまわりによると泣いたものだが、今では声をあげて笑うことも多くなった。友だち、教師とのつながりを深めるなかで、“生きる”意欲をつくりだしていくことが大切だと思う。

大倉千恵子(肢体不自由・介助), 1979年度, 「はじめに」『私の教育方針』 p. 70

大倉介助員は感情表現のみられず人見知りをしていたJ5さんが、集団の中で、笑顔と笑い声を多く発するようになったことを把握している。J5さんが友人間や教師とのやり取りでつながりを深化させることが生きる意欲の創出につながり、その事を大倉介助員の教育方針にしている。

東小学校の難聴学級が、中津川の難聴学級として、開級から6年目を迎えた。開級時、三年生だった子ども達も、もう中学二年生になった。

小・中学校に、そして、中津川市養護訓練センターに、聴覚障害者の訓練・指導の場ができ、一貫した指導体系が出来上がり、協力し合っているこの頃である。

末木美智子「きこえの仲間とともに」『私の教育方針』, 1979年, p. 74.

末木教諭は、学校だけでなく、中津川市養護訓練センター(以下、「養訓センター」と略)との連携していることをここで伝えている。

すぐ 前にいるのに 大声で 呼んでも ふり返らないI君。

ゆっくり I君の知っていることばで 指文字を使って 一字一字を補いながら話をしても、その話の やっと 二分の一位しか 話の通じないI君。聾で、二～三才(ママ)程度のことばの数しかないI君を中心に、きこえの教室を 経営している。

昨年度、私自身、言葉のないI君との接触は、時として、めんどろ臭く、いらだたく、苦痛であった。しかし、I君なくして「きこえ」の経営など考えられないという気がする。

他の二名の在籍児も、聴力損失は、七〇～八〇デシベル(ママ)で、重度であるが、なんとか 話は できるし、家庭の力も 大きいため、将来、兄弟たちの力を、貸りて、生きて いけそうな気がする。

末木美智子「きこえの仲間とともに」『私の教育方針』, 1979年, p. 74.

一言の習得に教師の忍耐力が問われている。教師の本音が書かれている。3名の「きこえの教室」の中でIさんが最も重度である。他2名の70～80デシベルというのは正確には高度難聴に該当する。いずれも障害者手帳交付の対象となる70デシベル以上なので難聴の中でも聞こえにくい人たちである¹²⁸。しかし、Iさんは重度難聴なので、大きな音を目の前で出しても聞こえないのである。末木教諭がもどかしさを覚えても障害のためなのでIさんのせいではない。末木教諭が危惧しているのは、聞こえないために文字の習得が遅滞していることである。末木教諭は他の生徒には見通しがたっているが、Lさんには成人からの生活の見通しの実感もてていないというのである。そこで末木教諭はIさんを中心に学級経営することを方針としている。生きる力のひとつに文字の習得があると末木教諭は確信している。

五月に、修学旅行に行けることで大喜びをし様々な経験をしてきた。夜、部屋をのぞくと、
「まくらがありません。」と、いい、バスの中では、
「I君にやる前に菓子をくれ」という子。
「イスを たたくな。」「さわるな。」「あんたは いいの。」(ゲームの中で)「ついてくるな。」
するなづくしの仲間の中で、誰もI君を、同じ六年生の間人として、認めていない。そんな時、「せむせい(ママ)」というI君の表情を見ると、悲しくなる。悲しみ、苦しみ、怒りをことばで表現できない苦しみを、ただの同情ではなく励しをする中でI君自身が“なぜ”と立ち止まり、障害を自覚し、一言でも、表現できるようになることが、私にとってもI君にとっても、本年の大きな課題となるだろう。

末木美智子「きこえの仲間とともに」『私の教育方針』、1979年、p.74-75.

Iさんが言い返すことをしないので、健常児は自分の勝手をIさんに押し付けてくるのである。もし、末木教諭の「一言でも、表現できるようになる」ことができたなら、怒哀の気落ちが音声で健常児に届くことは確かである。「イスをたたくな」もIさんには音量調節ができないので、健常児には騒音を発する人にしか映っていないのかもしれない。しかし、この意識のギャップがIさんにも健常児にも自覚されれば事態は変わってくるだろう。具体的に正常値で聞いている末木教諭にはIさんの経験が受け止められているので、もし末木教諭が綴っているようにIさんが自分の障害を自覚して言葉なり気持を何等かの方法で外に出せば、いつもと違うIさんに健常児は、やっと気付けるのだろう。

父母の中に入る。これは勤評闘争からの実践理念である。末木教諭も同様である。

お母さんは、将来、I君を、「とこやさん」にしたいと、いっておられた。

人の気もちや、快・不快も、察しきれない、見通しももてない、中途半端な仕事し

¹²⁸ 41～60デシベルは中等度難聴、26～40デシベルは軽度難聴、25デシベル以下は正常である。

かできない，ことばのない I 君に到底できる仕事ではないように思われる。

しかし，それを実現するための第一歩として，今 私と共にしていかなければならないことは，継続的に仕事を見つけてやること。(観察・飼育を通して養われるであろう心の発達など(ママ))

仲間と協力してできる場づくり，話をする姿勢づくりだろうと思う。その中で生きる力をつけていってやりたいと願う。

統合教育を，実践的に進める為に，まず，教師間の連絡を密にし，担任の障害児に対する理解を得る。

末木美智子「きこえの仲間とともに」『私の教育方針』，1979年，p.75.

I さんが床屋になりたいか否かは別として，親の要望を取り込んで 1 年の計画に入れている。

成人の学生運動が鎮まった頃に，子どもにそれが伝承されたか否かは定かでないが，この時期，つまり 1970 年代後半から 1980 年代前半に校内暴力や性交渉が中学性に多発する時期でもある。東小の中西校長は次のように綴っている。

子どもの問題行動が多くなっている。子どもの生活をよく掴んでいないとき，或る日突然に起きたことのように思い，その対策に苦慮することが多い。

私たち教師は，もっと子どものところまで近より，子どもの生活，子どもの心を知るように努力したい。

それは学校の仕事としては，枠外のことであるかも知れないが，今の子どもの状態を見る時，放っておけないものがある。地域子ども会の指導と共に，親と協力して，子どもを守っていかなくてはならない。

中西克己「くりごと」，『私の教育方針』，1979年，p.91.

ここでの「地域子ども会」というのは「豆学校」の発展した形をいう。枠外というのは正規の授業以外ということである。そして，「親と協力して子どもを守って」とは具体的には「民主教育を育てる会」のことである。校長も率先して学外活動に教師が参加することを見認めていた。

1979 年は東小開学 50 周年にあたる。新校舎について記している。

最後に，校舎完成した暁に，校舎完成をも併せて祝う，開校五十周年の記念事業を，どんなにささやかなものであっても，私たちの力で東校に残したい。今のことは，今の私たちにはわかることだが，十年先には，おそらく記録がなくてはわからないくらい人がかわっていく。そういったことから，単に五十周年の事業を終えるだけでなく，それぞれの実践や行事の記録を整理していくことが大切である。学校沿革誌を肉づけしていく記録がどうしても必要である。印刷物などは個人に配布するだけでなく，学校に保存していくようにしないと，あとでどうにもわからなくなる。各学校の通信，各係に関する仕事の印刷物など，年度末にそれぞれのところで整理し，保存して欲しい。

そして、この廃材から前年1978年にままごと小屋が建てられ、ひがし生活の家が誕生したわけである。

4.1.7 1981年度の『私の教育方針』より

東小の全校教師はどのような題材で「私の教育方針」を書いていたのだろうか。1981年度の題目を列挙する次の通りとなる。

「やる気を育てるために」、「一人一人の良さを見つけそれを伸ばしながら真に民主的な学級集団づくりをめざして」、「仲間の中でがんばれる子に」、「せいっぱい体と心を動かして生活し素直に表現できる子に」、「きたえあい高めあえる学級に」、「明るくたくましい子どもに」、「集団の中でひとりひとりの個性を伸ばし、豊かな心を育てたい」、「暖かく助け合うなかまづくり」、「子どもたちがわかり合える学級づくりを」、「自分の頭で考え仲間の中で努力できる子に」、「ひとりだちの出来る子をめざして」、「自分の立場をもち、人の立場もわかる子に」、「一人一人の考えを大切に」、「自立と自治を」、「かかわりを見つめいっしょうけんめい対決する子」、「自らの手で生活を創り出していける子に」、「自主的に考え行動することができる子」、「五感をはたらかせ考えて行動をする人間に！！」、「自分のやっていることがわかり友達の気持ちや行動がわかる子に」、「自覚して行動し進んで学習する子に」、「事実をありのままに見つめられる子に」、「人のことを思いやる心を育てる」、「学級経営方針」、「自立」、「実感を高め、自らをかえていく子にしたい」、「人間としての発達を保障する生活の場づくり」、「人間らしく生きる確かな力を育てる」、「心をすくって」、「意欲的な生活とからだづくりを更に進め要求を表現させる」、「人間的な感情、感覚、感性をもっと豊かに」、「情緒障害児学級教育方針」、「生きる力をつける」、「国際的な障害児教育の方向をこの子たちの教員で明らかにしたい」、「ひとりの人間として 生きる力を育てる」、「心身ともに健康に生きる子に」、「自分の力で「落ちこぼれ」を克服する子どもに」、「事実をもとに、確かな物の見方ができる子に」、「討論のできる学級づくり」、「やる気のある子が育つ学級づくりを」、「私のねがい」、「楽しい学級に」

中津川市立東小学校「目次」『私の教育方針』, 1981年度.

ここで掲げられている題材は自由であるはずだが、共通する傾向がある。それは集団、自立、他者理解である。自己の確立と共に他者を理解し集団作りする共通認識があるようである。

この『私の教育方針』の中で掲げられた障害学級目標は下記の通りである。

一人ひとりの子どもの発達を最大限に保障し
社会の一員として生きる力を育てる
なかよしいっぱい

たのしさいっぱい
がんばりいっぱい
やさしさいっぱい

中津川市立東小学校「めあて」『私の教育方針』，1981年度。

単純明快な目標であるが，これらの目標は重度知的障害のある本人にも理解されやすい¹²⁹。目標が「単純」であるために，研究の遡上に登ることのなかった事項である。しかし，そもそも，「やさしさ」とか「たのしさ」等を実感するまでに知的障害者は多くの学習を必要としている¹³⁰。また社会の中で，物事が簡単に理解できないので，すぐに理解できる健常者から嘲られてきたり，意見を持っていても表明する機会もなく抑圧されてきたために「たのしさ」を楽しいと感じられなくなっていることが多く存在する。そういう重度知的障害者の立場からすると，この目標は単純なものではない。

毎日の実践の中で，どれだけ，子どもを変えることができたか。1年間をふりかえると，親との合意，そして，生活欲をつけることに，欠けていたことが強く心に残る。今年度は，自分の子どものことを，本当に考え，思い，悩んでいるのかと，疑いたくなるような親がいるような状態の中で，ますます，親との合意のために，実践の中で，ひとりひとりの子どもの発達の道筋を，正しくつかみ，発達の保障をしていかなければならないと思っている。

また，子どものことで，親と本音を出し合い，対話しなくてはいけないし，まず，親を変える第1歩であると思う。

鎌田ひで子養護 1組 たんぽぽ教室「人間らしく生きる たしかな力を育てる」
『私の教育方針』，1981年度，p.65.

鎌田教諭は子どもを変えることができたのかという問いを立て，親との合意，生徒への生活欲習得をつけることが不足していたと自省している。その事由には，親への不信感があるようである。この文面から理解されるように障害児担当教師は発達保障を大切にしている。また，親への不信感ゆえに親の本音を聞くべく対話が必要だと書き，その対話が親も変えることだと鎌田教諭は考えているようである。

たとえば，具体的に小学3年生であるTCさんに対しては次の通りに示されている。

TCさん3年 自閉的傾向 こだわりを少なくし，創造性を豊かに

¹²⁹後の「ひがし生活の家」（以下，「生活の家」と略）定型句の一部につかわれている。その定型句は「なかよしいっぱい たのしさいっぱい やさしさいっぱい」である。がんばらなくてはならないのは，健常者の社会に合わせるという意味であるからか「生活の家」の定型句からは抜けている。

¹³⁰筆者は重度知的障害者や重度心身障害者が参加する「生活の家」の学習会や「仲間の会」に2014年より参加してきたが，目標を認識し，自身で意見を持ち，一つの事項が認識されるまでに，何度も学び直しを繰り返され，やっと合意事項にいたるプロセスを参与観察させてもらった。

身体全体の統合，事物・事象の正確なつかみと理解をさせ，生活上の知識，科学をわからせ，知恵が使えるようにする。

なぜ，どうして？を求めていく。生活ノートは，つづけていく。

きこえ 週 3 時間 算数と国語

すみれ 週 2 時間 社会

鎌田ひで子養護 1 組 たんぼぼ教室「人間らしく生きる たしかな力を育てる」
『私の教育方針』，1981 年度，p.66.

このような箇条書き筆記も計画や現在の様子を伝えるために任意にある。こうすることで，普通学級の教師たちが，現在，障害児がどのような学習を組み合わせているのかを知ることができる。

1981 年は国際障害者年である。小出教諭は障害児者の権利を意識して次のように綴っている。

今年は全世界の人々が，障害児者のことを考えてゆく国際障害者年です。この年に障害児学級の教師として，障害児者の教育にたずさわり，教壇に立っているだけで，全世界の課題を，全全(ママ)界の先進的な人々と共に障害児者の「完全参加と平等」のために生きているという気がします。(中略)

母親は，「未熟児で生まれ，お医者さんが，“活かせるか どうか”と（こんなことがあるのでしょうか？(ママ)) 相談があったとき，この子の祖父が，どんなことをしてでも生命を守ってほしいと懇願した。」と，語り「だから この子は いまこうして(就学相談で悲しい思い・・・)もし，あのとき・・・」と，語りました。BA 君の誕生のときの祖父の心，母親の今の思いを知りました。(中略)

この子が育つ教育とは，この子の今の発達課題，外に出て，友だちと遊びながら，新しい自然や社会の事象に驚いたりしながら，人間らしい感覚・感情を育て小学教育を受ける準備，(ある一定の大きな集団で生活ができる科学，1 年生の教科にもとずいて学習できる認識力，たえる体力，運動感覚)(ママ)いいかえれば幼児教育のような教育です。

私は，このとき，この母親に，国連での決議，障害者権利宣言の第 3 項「障害者は，その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有する。障害者は，そのハンディキャップと障害の原因，性質，程度のいかんにかかわらず，同年令の市民と同等の基本的権利を有する。」という生きる権利を持っていることを学んでもらうとか，BA 君の発達を保障する上で何よりも重要なことだと思いました。

この子が，こんなに生き生きと体で学び，学ぶ(知る わかる)喜びにひたっていることを少しずつ母親に知らせ，この子が育つということは，こういうことだとわかってもらって教育をすすめています

小出信也(ことばの教室担任)「国際的な障害児教育の方向をこの子たちの教育で明らかにしたい」『私の教育方針』，1981 年度，p.81-82.

この綴りには、1981年の国際障害者年とBAさんの話が書かれているが、BAさんに関する記述で、無為の人のように思われていたBAさんが外に出ることで、周辺の自然や社会に驚き、そこから学習の喜びが創出されたことを小出教諭は見出している。学校の枠だけでなく、地域社会が学習の教材であること、集団の中で育つということを小出教諭も東小の教師たちと同様、実感し、それを方針として主張している。

一方で、小出教諭の障害者年のような理念を打ち出す姿勢が、目の前の育児で悩む母親には単なる大言壮語の理想に映り、他の最重度の障害児の母親Iさんから、小出教諭が本当にその児の一生を考えているのか、反論を受けている最中であった。その抗争は1984年まで続いた。

恵那の生活綴方教師集団はよく教師をとられる言葉として「魂の技師」という表現を用いる。これはゴーリキーが最初に命名したものだが、恵那地方では、当地方の生活綴方の創始者石田和男教諭の運用にはじまる。大関松三郎の名作詩集『山芋』は無着成恭の『やまびこ学校』と並ぶ生活綴方・生活記録運動への契機をつくった名著とされる(南雲 1994: 7)。この詩集は寒川道夫教諭との手工の共同合作とも言われる。石田は、越後・黒条小学校で大関青年のすぐれた資質に磨きをかけた寒川道夫教諭に「魂の技師」の典型を発見した(石田 2017d:100-101)。以後、恵那では、子どもの魂を磨くという教師というものが想定されるようになった。石田教諭から生活綴方を最初に学んだ小出教諭は勿論、教師像を心得ている。教員は定時の仕事をこなし学童期の終了年限がくれば担当を終える。しかし、教師はその人の一生の師と考えるということである。その問いを母親Iさんに突き付けられたわけである。小出教諭は有言実行の人であったので、この3年後、教員を退職し、その退職金全てを生活の家に捧げJ3さんの教師になった。ここで留意しなくてはならないのは、何も小出教諭が理想に燃えて依願退職したわけではないことである。その当時、中津川市中で最も重度の知的障害児と呼ばれたJ3さんが小出教諭を動かしたということなのである。

小出教諭は「私の教育方針」の途中で他で述べると但し書きを入れながらも小出教諭の主たる仕事は、「東小学校障害児、2中の「こぶし学級」の子たちの放課後の教育を保障する「中津川ひがし生活の家作業部・保育部等」を育てる仕事です。」と途中に書き入れている。

この「こぶし学級」というのは第2中学校の障害児学級であるが、東小内に分校としてある。そのこぶし学級担当の第2中学校の障害生徒担当の西尾教頭が綴っている。

昨年は、私自身が、籍が2中、勤務が東小ということにこだわってきました。そのため、全てが不安定のまま終わってしまった気がします。今年は東小の職員の一として、子どもは東小の中学生という気持ちで、やっていきたいと思えます。教育方針の前に、まず私の立場（それは、子どもや親の立場でもあるわけですが）を、はっきりさせていきたいと思えます。

西尾安子 こぶし学級「ひとりの人間として、生きる力を育てる 健康で自由なからだと豊かな認識・親と教師・指導員の合意を生みだす。」『私の教育方針』, 1981年, p. 83.

東小でないとどうしても登校できないという自閉的傾向が強く重度の知的障害をもっている児童がいた。第2中学校内にも障害生徒学級はあるのだが、東小出身者でどうしても2中（第2中学校）に登校できない人がおり、その人のために開設された学級である。そういうかたちにしないと就学は無理であったため障害生徒担当の教頭が第2中学校から在駐することで開設許可されるとしていたのである。西尾教頭はその障害生徒担当の教頭ということである。この障害児担当教頭という伝統が今も東小に継承されている。東小では一般教頭と障害児担当教頭の2名を教頭に慣例になっている。

重度障害児は生活に必要な日常基本動作は生きる力につながる。これは「生活科」のカリキュラムは知的教育方法史の中でよくいわれてきたことである（名古屋恒彦1996:23-40）¹³¹。但し、この内容を見てみると、糸賀一雄の例をあげているが学校内における職業教育をうたっている。しかし、東小での実践は、重度の障害児の場合、もっと根本的なところを教育方針としてあげている。次に例示するのは2名の教師の教育方針の一部である。重度の肢体不自由児を担当する教師と介助員のものである。増倉教諭は親と話し合って次の様な教育調査を行って、生徒を把握しようとしている。

昨年10月「意欲的な生活とからだづくりを目ざして、一人ひとりの発達課題を明らかにするために、調査したことの中から、運動に関わる基礎能力では、直立ができない（秒単位で動いてしまう）、正常に歩けない（背や腰を曲げる。手が交互にふれない）とべない、腕が上へ伸ばせない、危険物が避けられないなどが特に目立った。

基本的な生活習慣の見直しでは、・睡眠（遅く寝る。夜中に目を覚ます。歯ぎしりをする。寝小便をする。朝起こされて起きる）・排泄（大便の間隔が遠い。小便が近い。自立していない。）・食事（偏食が激しい。咀嚼力がない。）・手伝いが少ない。・テレビのかけっ放し。などに、問題があることがわかった。

からだ・遊び・手指の操作・ことばの認識の4つの分野から見た発達の図表では
・からだに障害を持つ子は、からだ・手指の操作の数値が低く、ことばの認識の数値が高い。

・知能に障害を持つ子は、この逆の図を示した。

以上のことは、学校の教育実践の課題であると同時に、親の教育姿勢や、日常生活の習慣などと、深く関わる親の課題でもあった。

増倉笑香 肢体不自由児学級「意欲的な生活とからだづくりを更に進め要求を表現させる」『私の教育方針』,1981年度,p.69~70.

増倉教諭は、意欲的な生活とからだづくりを目的とするために、教育調査から、基本的な生活の見直しを行っている。そこで、基本的な習慣やからだづくりの欠陥には、日常生活に問題があることを明らかにしている。身体障害児であるか、知的障害児であるかによって、手指の操作とことばの認識に対する課題は逆方向であることを確認している。教育調査か

¹³¹ 名古屋恒彦, 1996, 『知的障害教育方法史生活中心教育・戦後50年』大揚社.

ら挙げられている項目は、学校での教育実践課題であると同時に、日常生活習慣づくりにあり、家庭生活での生活習慣には、深く親が関わってくるので、親の課題でもあるとしている。

大倉介助員も親との関わりを重視し、親との話し合いを行っていることが大倉介助員の「私の教育方針」でも綴られている。双方が親との合意は他東小の教師集団内での合意を意識的に表している。

- ・まだ、親や教師と1対1のふれあいが大切だが、うた、絵本、お話などを通して、心の通じ合い、安定をはかる。
- ・親や障害学級の先生方と、子どもをどうしていったらいいのか、密に話し合って進めていく。

大倉千恵子 肢体不自由学級・介助「人間的な感情、感覚、感性をもっと豊かに」『私の教育方針』、1981年度、p.73.

増倉教諭も大倉介助員も同じ重度障害児学級を担当しているが、「私の教育方針」をそれぞれの関わりから、各々書き、そして、教師集団として意識的結束しようとしている。教師集団と意識することで教師個人も重荷が軽減される。特に重度の障害児を担当する教師や介助員は尚更のことである。教師や介助員全体で共通理解していることは大きな助力となりえるもの考えられる。

「私の教育方針」は教師の方針とは書いたが、目標にあたる「めあて」は生徒と教師で行っていく。

下不自由学級では、本人が納得して目当てが作れるのは、CB君で、CA君は無理である。CB君と話し合ったことは、

- ・よどかけが取れるよう つばを吸う。
- ・ことばが出るように がんばる。

(かむ(あごの発達と咀嚼力) 吹く。 声を出す。 姿勢(首のすわり・体のバランス)

- ・からだの悪い所を なおすようにがんばる。四つん這い。足を伸ばす。立つ。
- である。

増倉笑香 肢体不自由児学級, 1981, 「意欲的な生活とからだづくりを更に進め要求を表現させる」『私の教育方針』 p. 69.

とある。CAさんのように発語がない障害児の場合は教師がつくっている。増倉教諭は最重度の障害児CAさんについて当面の方針として、「・しっこを知らせる。・自分の要求を・からだで表現することを当面の課題にして、意欲をひきおこしていく様な働きかけをする。」と増倉教諭の綴方中に書かれていた。

身辺自立も本人に自覚ができなくて出来ないということが多々ある。そうすると、彼らにとって地域社会の中でコミュニケーションすること、働くことはどうなってくるのか。

そもそも労働とは誰がどのような基準で労働とみなしているのかということまで、健常者につきつけてくるものがある。重症者担当の教師は日々実践で障害児との対峙を綴っている。

CA 君 1年生の頃は、お母さんに離れると泣きさけび、また、あまり表情もなく、ホケーとした顔の時が多かった。だが今では、楽しい、気持ちいい、たるい、かなしいなどの感情表現が豊かになり、私の方も、顔を見て、判断できるようになった。絵本が好きで、「本を読もうか」と言うと、体中で喜ぶ。そこで「ガマン」などと言うと、ひたいとあごにしわをよせ、ムスーとした顔をして、おこっている。それから、大便是知らせるが、おしっこをパンツのなかにしても、平気な顔をしている。

大倉千恵子 肢体不自由学級・介助，1981年度，「人間的な感情，感覚，感性をもっと豊かに」『私の教育方針』p.73.

ここでCAさんは大きな飛躍があったとみなせる。それは母親から離れることが感情としても実現していることである。また、身近に関して、便意を感じてそのサインを大倉介助員に送っている。先の資料になるが大便について、CAさんが放課後の活動場所としている「ひがし生活の家」の後述する時期の資料であるが1986年7月18日の「中津川ひがし生活の家作業所連絡帳メモ」に「仲間の大便で生活の家の一日の流れが狂ってしまうこともあります」と書かれている。この内容は裏返して考えると、実は大便の身近自立またはサインが出せることで、事業所や会社で見通しを持って仕事ができることを示している。事業所なり会社なりの予定は、見通しの立つ排泄であれば、事業所や会社の予定は変更されなくてよい。ゆえに大便を知らせるようになったということは関わる社会生活に協力する行為とも考えられる。無為からなんらかの動きを発することをその人にとっての労働とみなせば、排泄は生きることにつながる根本的な労働といえるだろう。横塚晃一は「寝たきりの重症者がオムツを替えて貰う時、腰をうかせるようと一生懸命やることがその人にとって即ち重労働としてみられるべきなのです。」と述べている(横塚 2007:56)¹³²。確かに、その人の基準から出発した労働の定義に置き換えると、社会は効率化することや標準化した行為におさめることを人に求めて、それに叶うような人が健常者といわれる人だとすれば、社会に障害者を合わせさせていることは他にも多く浮上してきそうである。

人とコミュニケーションするマナーにつながる事項の一種として、呼吸・よだれ・咀嚼・発声の自覚は関連があるが、増倉教諭と大倉介助員の綴方にはこれらの単語が散見される。大倉介助員は介助を行っているので具体的な記載が見られる。

CB 君

- ・よだれがでる。歩けない。字を書くことができないなどを、「どうしてだろうか?」「どうしていったらいいのか」と考えさせるような働きかけをする。
- ・呼吸の仕方。あごの動かし方に気をつけ、もっとハッキリと、大きな声をだすよう

¹³² 横塚晃一，2007，『母よ！殺すな』生活書院。

に、働きかけていく。

◎私の課題，心がえること

- ・話せないこどもなりに，顔をみつめ，対話をきちんとする。

大倉千恵子 肢体不自由学級・介助「人間的な感情，感覚，感性をもっと豊かに」
『私の教育方針』，1981年度，p.75.

「どうしてか」という問が意欲につながると大倉介助員は考えているが，現実には「どうしてか」という意識までにたどりつくことが困難であろう。しかし，2教師は「どうしてか」疑問に感じることを強化づけている。

また，集団形成を意識しているので，他者理解を促す方針も多く書かれていた。

- ・友だちの名まえ，自分の要求など，「ア－ア－」でも，1字1字きちんと言わせるように心がける。

大倉千恵子 肢体不自由学級・介助，1981年度，「人間的な感情，感覚，感性をもっと豊かに」『私の教育方針』p.75.

また，増倉教諭は障害児担当前，普通学級の教師であったので綴方の実践はどんなに重い障害でも当然だと考えており，2月に綴方合同研に向けてそれぞれの生徒に対して目標を定めている。

2月 綴方合同研に向かって 書かせていく（画く 綴る）ことの中で，わかったことは

- ・ことばのない子（CAさん CBさん CCさん CDさん）
指が使えない。鉛筆が持てない。せんたくばさみがつまめない。
タイプを打つことはできても，正しく発音していないので，まちがいに気づかない。
絵が字が書けない。
- ・少しことばがあつて，ひらがながかける（CEさん CFさん）
単語だけで話すために，文に助詞・接続詞が使えない。
正しく発音していない所は，文意のくみ取れない文字を書く。（文字に表せない）
- ・ことばはあるが，全然書けない子（CGさん Cさん）
自分の生活が全く見えない。
- ・ことばも文字も使えるが，体が使えない子
体験に乏しい子（CIさん CJさん）
文の内容が浅い。感動がない。覚えたことが定着しない。完態なき知識などが明らかとなった。書いたことで，子どもに表われたことは，生活が変わった。
自分が見えるようになった。がまんできるようになった。判断する力がついて来た。
今後の姿勢として
もっと話させる ⇄ 聞いてやる
体を通させる ⇄ 書かせる（画かせる）

からだができこないと話せない、書けないの結論に達した。

増倉笑香 肢体不自由児学級「意欲的な生活とからだづくりを更に進め要求を表現させる」『私の教育方針』, 1981年度, p. 70.

重症心身障害児の場合、書くもしくは描く、表現するところまでの前提となるからだづくりが必要だと言っている。増倉教諭と大倉介助員の記述には、からだづくりと、話綴や表現を教師とやり取りするに至る意志の表明も不確かなので、感情表現の強化も多く書かれていた。

1年間のまとめとして、家庭に出した“通知表に変えて”(ママ)の内容を分析して見たら、その大半が—ことば・からだ・生活—の3つの分野にウエイトを置いて、その窓から定規を当ててはかっていたことがわかり、感情、感覚など、五感全部を働かせて、人間関係、人格の形成をはかってこなかったことが反省された。

増倉笑香 肢体不自由児学級「意欲的な生活とからだづくりを更に進め要求を表現させる」『私の教育方針』, 1981年度, p. 71.

ここでの「通知表に変えて」というのは、恵那地方では、障害児に限らず健常児に対しても通知表による点数化に反対する運動がなされていたための表現である。さて、この綴方の一部をみると、重要な事項が述べられている。ことばやからだ、いわゆる ADL(日常生活動作)だけでは、その人の創造性を枠にはめ込むことに気付いたということである。増倉教諭はその自己覚知から、五感全てを働かせることによって、そこから人間関係や人格の形成に方向付けをしようとしている。そもそも無為にみえる状態では、他者はその人を「何もできない人」にしか見ることができない。しかし、喜怒哀楽の感情が動いて外にその感情が何等か示されれば、少なくとも他者は「何もできない人」とは受けとめない。

同じ肢体不自由児学級を担当する大倉介助員はある個人の方針に「自然とのふれあいをもっともつ。砂、石、水などの感覚、冷たい、熱いなど。」と書いている。これは野外で行うものであるが、教室内より外は障害児にとって刺激が大きい。そして、地域の人たちが学習する姿を見たり、中には学習活動に加わる。障害児が地域の人と交流することが、嫌な人は嫌だという感情を表せばよいし、快い人は交流すればよい。しかし、もし教室内であれば地域からは遮断されてしまう。そして、地域の人でも障害児が出会うことはない。その意味で野外学習は障害児にとっても、地域の人にとっても存在を認めることにつながる。最後に増倉教諭は本年度の教育方針を結びとしている。

どんなに重い障害を持っていても、人間との関わりの中で生きたいと言う要求を持っており、障害を持つ苦しさを、からだで表現している以上、その気持ちを充分くみ取れるだけの、教師としての力量をつけなければならない。

これらのことから、次の3つのめあてを作った。

- ① からだを動かしたいと言う願いを持たせる。
- ② 自分の要求を人にわかるように表現する。

③ 自分のことや仲間のことが見えてタイプで打てる（綴る）

増倉笑香 肢体不自由児学級「意欲的な生活とからだづくりを更に進め要求を表現させる」『私の教育方針』, 1981年度, p. 71-72.

ここに至って、合同教室や普通学級、生活の家学童への活動につなげていこうとする教師の方針が読み取れる。

4.1.8 「私の教育方針」に関する検討

『私の教育方針』にあげられている「地域」には2つの意味があることは明記しておかねばならない。一つは地域社会の地域であり、一つは「豆学校」を指す小集団としての地域である。

前者については、地域との連携を学習そのものに求めているわけで、森田も論じているいわゆる「地域に根差す」恵那の手法とにいえる（森田 2000）。

後者については、この時期に「豆学校」のことを「地域」と呼称していたことに留意する必要がある。小出教諭の1978年の「私の教育方針」には、障害児の集団形成に関する意図を読み取ることができる（下線部参照）。ここには、5人1組を単位として、各単位は大きな集団を作ることが発達保障になり得ると言っているわけである。この発達保障論は田中・清水の発達保障論とは異なる（田中 1980）¹³³。それに影響を受け、且つ共同労作を第一義とする思想の影響も受けながら¹³⁴、恵那の教師としての発達保障観をもっているものと考えられる。小出教諭をはじめ恵那の教師たちは「集団で育つ」「地域で育てられる」という共通認識をもっており、言い換えると、恵那の教師集団は、障害児は地域で育ち、地域が障害児の行く末を保障すべきだと考え、生活綴方を併せ持ちながら「生活に根ざした発達保障を」という用語を使用しているのである（「恵那の教育」資料集編集委員会 2000:1120-1155）。

養護学級における『私の教育方針』は『教育課程表』を含めた総称としての「私の教育課程」の実践として、恵那地方全体の民教研の集会で報告されており（1978 春季集会:1978 夏季集会;1979 年春季集会;1979 冬季集会）その実践はあくまでも民教研の一部としてあ

¹³³ 田中昌人は本著書『発達の科学』の中で、その理論を示し、さらに教育課程編成を提示している。本著書には、前半に思想的な著述、後半は発達法則について述べられている。前半には訓練可能児の作業学習が精神薄弱者施設の人手不足等の現状で画一化学習に陥っていることを指摘し、与謝の海養護学校の取り組みを評価している。一方、第2部では、胎生期の3つの発達の階層性があると述べ、胎芽期の2期から胎児期の3期にかけて質的転換が重要で、てんかんの障害の例を出して述べている。田中の論証の対象はもっぱら胎生期から乳児期の障害発生に着眼されており、その障害発生の予防を如何にすべきかが発達保障で重要だと述べている（田中 1980:253）。周生期濃密医療から超早期リハビリテーションのシステムを作ることが力説されている。今現在の障害児者の発達をどのように保障するかという記述がみられないことから、障害発生防止のための論説に留まっている。しかし、この論説が発達保障論として一般化されているので、障害児者本人を含めた議論が必要である。本項の主題からはずれてくるので別稿で述べることにする。

¹³⁴ 恵那の教師らは集団形成に関してマカレンコの集団作りの文献を読んだり、毛沢東の著書を学習していた。人民公社などを知っていた事も集団、共同学習において留意される。

る。その一部であるということがカリキュラムの運用にとって大切な拠所だと筆者は考える。障害児教育を特化してそのコミュニティだけで考えるのではなく、普通学校の教師たちも一同に考えるのである。

『私の教育方針』1 については普通学校の統合だけではその子どもにとって必ずしもよいわけでないことを物語っている。児童本人にとって都合よいことだけを是とはいえないが、雪丸が述べるように統合か分離かは、批判的な立場に立つと解決点は見えてこない(雪丸 2011)。これは澤田が述べる教育を受けるべく機会の平等に関わってくるが(澤田 2009)、双方の研究には、教育現場そのものは表されていないので、実態は不明である。少なくとも、この節の『私の教育方針』の限りにおいて、養護学級は少なくとも普通学級でその子どもがうまく力が発揮できない時の学校内での一時的なシェルターに成り得ていることは確かである。また、2 からみると、重度心身障害児から日々の要求や意欲を教師は実感し、それを教育課題に結びつけていることがわかる。ここでの介助員と教師の関係は水平的な状態を保とうとしていることがわかる。

「私の教育方針」は教師各自の自由な1年の実践方針を述べるものであるはずだが、教師集団の結束、父母との連携、地域に根差すことが各自の教師の基底にあることが、1981年時の「目次」からわかる。

4.2 地域に立ち向かう母親の共同的アイデンティティ—恵那障害児者運動の源としての『かやのみ』より—

4.2.1 恵那地方における障害児の就学運動と母親の存在

家の中だけで過ごした障害児の母親たちが、もし教育の機会を得て、教師と共に学び合えたならば、母親らは子どもを一人の人間として認め連帯できるだろうか。中部日本に位置する恵那地方では、1970年代から1980年代に、就学猶予・免除の障害児の地域就学運動・障害者の地域生活運動が展開された¹³⁵。

恵那地方は、1970年代においても家観念が色濃く残存し、障害児者は家に招かれざる者として隠される存在であった。その母親は招かれざる人を産んだ者として、肩身狭く過ごしていた。当時重度障害児は就学できず遠方の施設入所か自宅で隠れて暮らしていた。そのような中で、恵那地方の教師達は、誰もが学習権をもち、「どんなに重い「障害」があろうと地域の学校で学ぶべきだ」という声を有志らと挙げ¹³⁶、1979年の養護学校義務化¹³⁷を地域の学校通学を可能にする法的根拠とみなし、完全就学に向けて方策を練った。教師集

¹³⁵ 恵那地域で1970年代に就学運動が、1980年代中津川市で地域生活運動が展開された。この運動は、母親集団、教師集団、障害者本人を示す「仲間集団」の連帯で成就した。

¹³⁶ 当時、運動に関わった元増倉笑香教諭への2014年10月12月の断続的な聞き取り調査による。

¹³⁷ 1979年から養護学校の就学及び設置の義務設置制を実施する旨の予告「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」公布。1979年度から養護学校教育が義務教育確定。(文部科学省 http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318338.htm 2015年2月2日取得.)

団は自宅に籠る母子を学校に導くよう尽力し、1973年には課外母子分離教室「かやのみ教室」開設に至った。この教室が恵那地方の就学運動の推進力の一翼となった¹³⁸。

恵那地方では、戦後から1980年代にかけ、「自ら考える教育」を行おうと、教師らが生活綴方・地域教育運動を実践した。1966年、恵那の教師たちは、教科主義をとる教育科学研究会の方針から離れ、東濃民主教育研究会を結成し、幼保・小・中・高・地域住民が生活綴方を書き、その内容について討議する「地域に根差した教育」を実践していった¹³⁹。実践の中に親らと対話があった。「かやのみ教室」に通う障害児の母親の多くは、綴方を書いて育った人たちである。

本節では、「かやのみ教室」に関する経緯を示し、特にその教室で母親が綴った生活綴方集『かやのみ』を取り上げ、後に恵那の障害児者の地域生活運動の拠点となった「生活の家」を母親らがその発端を作っていた経緯を明かにする。

4.2.2 本節の研究対象

「かやのみ教室」全体の構成は単元により、学習は毎回フィードバックし、そこから次の学習へと経験を基に進められた。『かやのみ』は「かやのみ教室」に参加する親の綴方文集で、1号23作品（1978年）、2号20作品（1980年）、3号19作品（1981年）の合計62作品が収録されている。

4.2.3 倫理的配慮

綴方『かやのみ』を取り扱う際に、次の2点の経緯をふまえ倫理的な配慮をした。

- ① 綴方文集『かやのみ』は実名で印刷されるが、当時、まず、何事も受け入れ理解し合う親と教師間の学習会の討議に使われ、各学校のPTAにおいて、母親たちは『かやのみ』の綴方を発表し、母親の思いを訴えた。また、市議会に訴え、『かやのみ』は障害児の現状を討議する議論の題材となった。その意味で、市民に公開の印刷物で一般公開できるものと判断される。
- ② 今では、執筆者に故人も含まれ、消息を辿れない人もいる。念のため、当地で現在も綴方文集や事例等を取扱う恵那教育研究所に筆者の意向を申し出、研究所で検討してもらい、判断を仰いだ。分析に際しては匿名表記で、綴方そのものを取り扱う場合は書き手確認が取れる場合、書き手の意向に従った。

インタビュー・個人資料について

インタビューを得た方々は個人名公表の承諾を得た。又、個人資料は記録・所有者より、研究の理解を得て、提供・貸借され、論文等提示の際、提供者名を明記する了承を得た。

4.2.4 「かやのみ教室」のコンテクスト

4.2.4 1) 障害児の完全就学を目指す運動と「かやのみ教室」

¹³⁸ 1981年まで継続。その後、「仲間集団」の合同教室と合体し、地域生活運動展開。

¹³⁹ 恵那地方では、1980年代まで至る場所で総会・集会が実施され、綴方から浮上した問題や課題を討議し、そこから具体的なめあてを合意により導いた。

1970年代から1980年代の障害児の就学に関して、杉本章は、本人の運動、母親の運動、教師の運動に分類している(杉本2008)。当該は教師が関与する運動に属する。一般に1970年代の教師が関与した運動は、「障害」の程度区分による選別により養護学校への分離教育運動となった(野崎2010)、(立岩2010)。恵那は普通学校の中での養護教育の充実を図り、中でも中津川市においては、それが障害者の地域生活運動に発展した。

恵那地方の「障害児教育」の根本理念は、1947年を発端とする。同年施行された日本国憲法26条の「一人ひとりの教育権」を、教師はさまざまな事情を有する子どもでもすべて学ぶ権利があると解釈し、支持した。恵那地方の教師らは自らが考え出す教育を志し、1948年に恵那教育研究所を設置し、生活綴方・地域教育運動を実践した。発足当時より特殊研究児童部門を設け事例研究を進めた。同年、三宅武夫教諭は「共育」の理念を打ち出し、同年から1961年にかけて市立第2中学校内で「知的障害児」教育を実践した(社会福祉法人ひがし福社会2011,1・13-15)。1956年に三宅は養護学級設置の建白書を市の教育委員会に提出し、第2中学校、中津南小学校に特殊学級が設置された。三宅の建白書提出以降、中津川市は形式上障害児受け入れ体制を整えたが¹⁴⁰、教師たちは、家の奥に隠された障害児の家には踏み込めなかった。

1970年代、1979年の養護学校義務化に向けて活動が盛んになると、公にその活動が可能となった。障害児担当渡辺つやの教諭の記録では、就学猶予・免除の児童宅を訪問指導し、完全就学への目標が記されている。1971年重度障害児が東小学校に入学すると同時に、渡辺はじめ教師有志は放課後、休日を利用し訪問学習に乗り込み、まずは課外の「かやのみ教室」に誘った¹⁴¹。訪問先の家では何度も拒否が続いた。同僚で訪問を続けた増倉笑香元教諭は、「かやのみ教室」開設時も極力人目を忍んだ参加だったと語る¹⁴²。

教師たちは、遠方の大型施設で住む児童に対しても就学を想定し、福祉関係者から施設入所情報を得て教室出席を促した。その動きを受け、「守る会」は市に帰省費用要求を行った。「守る会」メンバーの資格は市民であれば誰でもよく、教師は会員となり、計画立案の際は教師として、要求執行時は「守る会」一員として動いた。

4.2.4.2) 障害児教育及び地域生活構想における教師たちの「かやのみ教室」の位置づけ

「かやのみ教室」の目的は、教師側からすると、自主的な母親集団を形成することにあった。「かやのみ教室」と同時進行で「仲間集団」、教師集団を作りあげるために「合同教室」が行われていたが、教師たちは、両教室で組織化した集団を合体させ、1981年国際障害者年を機に、「合同教室」が中津川市の養護学校に匹敵するものと制度的に認めさせようとしていた¹⁴³。

¹⁴⁰ 1956年に中津川市立第2中学校と市立南小学校に、1964年に市立坂本小学校、1965年に市立坂本中学校に「特殊学級」設置。

¹⁴¹ 渡辺つやの元教諭の記録資料と当時関わった増倉笑香元教諭、「かやのみ教室」に通った親や本人からの聞き取り調査より。2015年1月27日聞き取りによる。

¹⁴² 141)に同じ。

¹⁴³ 渡辺元教諭の記録資料より。

「恵那の教育」は、生活綴方を主軸に置くものであるが、生活は学校だけでないという考え方から地域教育を重視するところに特徴がある。1956年から1962年にかけて教師に対する勤務評定に対し、恵那地方の教師たちは住民との対話によって地域と学校が連帯し「恵那教育会議」を立ち上げ、教育の自由自治を守り、学校と地域住民が関わる土壌をつくった¹⁴⁴。「かやのみ教室」での親集団の結成は、恵那の地域教育における組織化戦略の一端でもある。つまり、3つの位置づけ①親の集団、②地域に「障害」があろうとも教育の拠点をつくる、③地域づくりをすすめる、などである。

4.2.5 「かやのみ教室」の概況

中津川市と恵那市は文化的地域を示す場合、恵那地方と呼ばれ、そこでの教育は「恵那の教育」と称され独自の展開をしてきた。この地域にも、障害児者を隠す風習があり¹⁴⁵、戦後から1970年初頭は、恵那の障害児は自宅待機が多く、都市部の大型収容施設入所は、恵那地方の一般通念としては「恵まれている方だ」と思われていた¹⁴⁶。

「障害」のある自宅待機児童が学校に足を踏み入れる第1歩として、1973年8月に中津川市の中で最も人目につかない南小学校の川上分校で「日曜学校」が始まった。1974年2月に日曜学校は「土曜教室」となり、街中の東小学校で開かれ、すでに通常学級に入学した障害児も参加した。「土曜教室」は革新市政の誕生を記念して、教室の名前を1975年に「かやのみ教室」と改称した。綴方文集は1978年1号、1980年2号、1981年3号が刊行された。この印刷元には、「中津川市障害児者を守る会」、中津川市教育委員会、中津川市福祉事務所の3団体が明記されている。教室は1981年に50回を迎え、中津川市内全域の障害児教育を行う教師、児童生徒、親が週2回東小学校に集まる「合同教室」（1975年4月開始）と合併して規模を拡大した（1981年）。次に示すのは、活動内容例である¹⁴⁷。

¹⁴⁴ 佐貫浩（2014）参照。及び当時の会議に参加した依田和子元教諭と丹羽徳子元教諭からの聞き取り調査より。

¹⁴⁵ 島崎藤村の『夜明け前』には、主人公の父、青山半蔵が心を病み、屋敷牢に幽閉される様子が描写されている。

¹⁴⁶ 当該の重度障害児は施設入所も断られ、就学猶予の名の下に自宅待機する他なかったが、国内事情として、1958年国立秩父学園設置時、施設入所の際、就学猶予・免除を条件

とし、以後、公立・民間を問わず施設入所要件に就学猶予・免除があげられるようになる福祉の動向があり、一方、就学の妥当性の判定を前面に出す文部行政の動向がある。

¹⁴⁷ 「かやのみ教室」は1981年50回を迎え、中津川市内全域の障害児教育を行う教師、児童生徒が週2回東小学校で開催「合同教室」（1975年4月開始）と合併拡大した（1981年）。この存在を法律上、当地の実質上の養護学校とみなす請願が行われる。

表Ⅳ－1 第3回かやのみの集い（土曜教室）内容

| 子どもの活動 | 親の活動 | その他の事情 |
|---|--|---------------------------------------|
| 第3回 1973年 11月30日 参加者20名 <ul style="list-style-type: none"> ・くみ木あそび（創作） ・うたとリズムあそび ・えかき大会（Tちゃんから笑顔がみえた） | 学習会 就学申請手続きと学籍問題、 学区制と「障害児」教育に ついて・「障害」幼児の現状 今後のとりくみについて | 48年7月 社会福祉事務所に家 庭奉仕員1名配置さ れる |

注：渡辺つやの元教諭覚書・小出信也元教諭覚書・東小学校障害児教育担当者会議議事録
・「かやのみ教室」に関する記録・合同教室に関する記録（1973～81）より

表Ⅳ－2 かやのみの集いの参加者数の推移

| 開催日 | 参加者数 | 備考 | 開催日 | 参加者数 | 開催日 | 開催日 | 参加者数 |
|----------------|----------------|--------------|-----------------|--------------|-----------------|-----------------|------|
| 第1回1973年8月12日 | 25名の「障害児」付添37名 | 21名劇団員9名の指導者 | 第15回1974年10月29日 | 23回迄不記載 | 第29回1975年9月19日 | 第43回1977年3月11日 | |
| 第2回1973年10月29日 | 12名 | | 第16回1974年11月27日 | | 第30回1975年10月24日 | 第44回1977年8月12日 | 45名 |
| 第3回1973年11月3日 | 20名 | | 第17回1974年12月10日 | | 第31回1975年11月7日 | 第45回1977年10月20日 | 47名 |
| 第4回1973年12月15日 | 18名 | | 第18回1974年12月20日 | | 第32回1975年11月21日 | 第46回1977年12月10日 | 53名 |
| 第5回1974年1月26日 | 17名 | | 第19回1975年1月17日 | | 第33回1975年12月5日 | 第47回1978年2月22日 | |
| 第6回1974年2月22日 | 22名 | | 第20回1975年2月3日 | | 第34回1975年12月19日 | 第48回1978年5月30日 | |
| 第7回1974年3月 | 17名 | 6名の指導者 | 第21回1975年2月19日 | | 第35回1976年1月23日 | 第49回1978年7月20日 | |
| 第8回1974年4月24日 | 14名 | 4名の指導者 | 第22回1975年3月4日 | | 第36回1976年3月19日 | 第50回1978年8月16日 | 47名 |
| 第9回1974年5月28日 | 19名 | 8名の指導者 | 第23回1975年3月19日 | | 第37回1976年5月4日 | 第51回1978年9月8日 | |
| 第10回1974年6月28日 | 18名 | 4名の指導者 | 第24回1975年5月23日 | 30名 | 第38回1976年6月25日 | 第52回1978年10月28日 | |
| 第11回1974年7月24日 | 25名 | 5名の指導者 | 第25回1975年6月6日 | 43回まで参加者数不記載 | 第39回1976年8月4日 | 第53回1978年12月16日 | |
| 第12回1974年8月14日 | 24名 | 3名の指導者 | 第26回1975年6月20日 | | 第40回1976年10月22日 | 第54回1980年1月23日 | 100名 |
| 第13回1974年8月30日 | 19名 | | 第27回1975年7月4日 | | 第41回1976年11月26日 | 第55回1980年2月日不記載 | |
| 第14回1974年9月20日 | 18名 | 3名の指導者 | 第28回1975年8月8日 | | 第42回1977年2月3日 | | |

注：渡辺つやの教諭覚書・小出信也覚書（1973～81）・「東小学校障害児教育担当者会議議事録」・「かやのみ教室」に関する記録・合同教室に関する記録より

最初は20名前後の参加者数だったが、回を重ねる毎に増え、介助者として沢山の教師他ボランティアが参加した。「かやのみ教室」は内外に話題となり、役所関係者、外部の見学者も訪れた。同質の障害者だけでなく、さまざまな人が参加・関与した。

4.2.6 「かやのみ教室」の後半期で母親が綴った『かやのみ』¹⁴⁸文集



図Ⅳ－1 綴方集『かやのみ』

撮影場所・月日 2014年8月筆者ひがし生活の家資料室。

注記：所有管理者の許諾を得て掲載

筆者の調査によって、恵那教育研究所、ひがし生活の家資料室、中津川市立東小学校資料庫に、多くの綴方文集が残存していることが明らかとなり、関係者たちから作成事情を調査することができた。

¹⁴⁸ ひがし生活の家資料室にて、筆者資料収集の折、『かやのみ』の所在を確認する。

『かやのみ』全三号は「かやのみ教室」で学んだ親の綴方集であり、親の意識を知ることができる。また、「中津川市障害児者を守る会」、市教委、市福祉事務所の3者が合同で母親の文集の印刷元となっていることも重要である。当初、家から漸く教室に赴いていた母親たちは、綴方を書くこの時期には、ほとんどが「守る会」の会員となっていた。そしてこの団体に市教委と福祉事務所が協働しているのである。

この『かやのみ』で母親らはどのような綴方を書いたのか。次の綴方は「かやのみ教室」に通った母親の1人kさんの綴方の一部である。

(AT) は体の緊張がひどく、おさえていなければ気の違ったように泣きわめき、親子共に気がくるいそうでした。何度この子と共に 死のうと思ったか知れませんでした。

(中略) 訪問指導の川上先生との出会い(ママ)は この上もないしあわせでした。先生と勉強したら お話をしているうちに、詩を作ることを教えていただき、自分の心を詩であらわすようになりました。(中略) → 昨年のかやのみのクリスマス会に 福祉の水野さんの力ぞえで AT の詩に曲をつけて、中津川の歌う会の皆様が歌っていただきました。

あの日の感激は親子共に 一生忘れられない思い出となりました。そしてカセットに吹き込んでくださいましたので 毎日あの日を思いうかべて聞いています。

「お礼」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、pp.30-31.

ATさん詩

いつもわたしが おんがくを きいているとき いっしょに うたを うたいました
いつもわたしが なまえをよぶと ぴーとって なきました。

いつもわたしの あしもとにきて わるいことを していました

でも いまは いません

ぴーこは いま つちのなかで ねむっています

はやくうちのなかにいれていけば

ぴーこはしんでいなかったのに ぴーこ ごめんなさいね

(母の解説 3月16日に 6年かっていた 手のり文鳥が死んでしまったので
泣きながら書いた詩です 読んでやってください) ←p.31

「わたしのことりは いまどこ」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、p.31.

ここに出てくる AT さんこそ、先の渡辺つやの教諭に統合教育の必要性を実感させた生徒である(3.4参照)。母親の同席を拒んで渡辺教諭に訴えたものであったが、ここでは5年間一緒に暮らしてきた愛鳥の死を悼んだ詩である。心中まで考えていた母親も家に籠ってばかりいるのではなく、「かやのみ教室」に通ってきて幸福感を実感している。

次の綴方は、後の地域生活運動で運動員の1人となったJ4さんの誕生の頃の様子が母親cさんによって綴られている。

生後2日目より 高熱に見舞われ その日から 生と死の戦いが始まりました。

この世に生を受けるが早いか 1日に5.6本の注射が行われ 一時的に下熱(ママ)するのですが、またすぐ熱が上がる状態が続き 又(ママ)熱が上がったと 毎日泣いて暮らしていました。もちろん 泣かない飲まないで 鼻からぐだを入れて、自分の乳をしぼり、注射器にて注入していました。

今で言ういわゆる 植物人間でした。(中略)

この乳を ごくごく飲んでくれたらなあー

何度そう思ったか知れません。

そうしたある日、決定的な日が来ました。先生から「もう駄目です。どうぞあきらめてください。まだ若い。またすぐ出来ますよ。」

目の前がまっ暗になり とめどなくあふれる涙はおさえ切れませんでした。やっと授かった子供(ママ)です。

“そうだ、名古屋に連れていこう”

とすぐ退院の手続きを済ませ、子供をかかえ、タクシーにとび乗り、子供を抱きかかえ祈る様にして名大にかけこみましたが、ベッドが満員と聞き、名市大に行き やっと入院させていただいて、今では 奇跡的に助かりましたが、その時は、無我夢中でした。 その日から 私の苦しみが初まりました(ママ)。

(中略)知恵遅れ、脳性小児マヒと言うレッテルをはられていまし、かなり障害の多い子になりましたが、今考えると、あの時名古屋に連れていかなかったら、この世にはいないと思うのです。

cさん「障害児を持って」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、pp.7-9.

地元の医療関係者から植物状態にあったJ4さんの存命は無理との宣告を受けたが、cさんはそれでも諦めずにJ4さんの命の存続を求めて奔走したことが書かれている。

次の綴方は自閉症の子供をもつmさんの作品である。

(前略)2才、2才半と 言葉ののびる時間(ママ)がきても 言葉は増えない、視線が合わない、友達と遊べない。それに落ち着きがない事、家から一歩外に出れば糸の切れた風せんのごとく、どこに飛んで行くのかわからないとくにかく忙がしく動き廻る僕に 私達夫婦はふり回され 夜は夜で夜泣きと夜尿のために 一日とてゆっくり眠った事はありませんでした。(中略)自分の育て方から この子を障害児にしてしまったのでは、そんな気持ちがあせりとなったり、自分自身、神経質で閉鎖的な人間となってしまうたり、深く考えれば考える程、やり切れない気持ちになり、この子をどう育てて行けば良いのか わからなくなってしまう。

私がつってしまった子供です。(中略)

おかげ様で 僕を通じて、沢山のお友達も出来ました。良きご相談相手になって頂いて 少しずつ進歩して行ってくれたらと願いながら 又努力して行くつもりです。

「私がつってしまった障害」『かやのみ』1号, 中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行, 守る会事務局印刷, 1978年5月10日, p.35, p.37

『かやのみ』1号でmさんは、「作ってしまった」と我が子の事を否定的に書いている。その時のmさんの実感であろう。この言い回しには、mさんがその時点で、障害児を人間として否定的にとらえていると同時に、自分自身がその否定的存在を作ったと責める言動でもある。しかし一方で、「僕」と書いており、子ども J38 さんのことを愛おしく思っていることも確かである。その障害のある「僕」を通して「かやのみ教室」で友人が出来たことを自覚して書いている。

ところがmさんは『かやのみ』3号で次のような綴方を書いている。

(前略)

ぜん息の持病もあり、休む事が多かっただけに、小学校から中学校へ行って精神的な負担がまたぜん息発作となって出なければよいがと心配もしましたが、苦しい経験と、お医者さんから冷水かぶりと早朝マラソンを勧められやり出してから1年が過ぎました。(中略)

2中の運動会では親の心も知らないで6百メートルに出まして遅い事、あまりの遅さにブロック対抗のリレーの送手として頑張っている小3の弟は

「予想はして来たが母ちゃんあれ程遅いとはああ見ているだけでやらくなっちゃう。」と。私も大勢の方が見ているので、正直なところはずかしさ半分でしたが、自分から走る事を決めて最後まで頑張った息子に

「今年は残念やったけど、来年はもう少し頑張る。」と励ましてやりました

mさん『かやのみ』3号, 中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行, 守る会事務局印刷, 1981年11月18日, pp.69-70.

この綴方でmさんは、他者と我が子 J38 さん比べて評価するのではなく、J38 さんが自分で運動会のリレー出場を決め、完走したことに對して評価しており、その人自身の中での成長を認めてきている。

次の綴方は兄弟とも障害児である母親 r さんの書いたものである。

(前略) 長男が心臓が悪いと言われた時、次女が軟調と言われた時、代われるものなら ほんとうに代ってやりたい(ママ)と何度思ったことかわかりませんでした。

他の元気な子供を見る毎に いつも悲しみがこみ上げて 涙が出て涙が出て どうする事もできません。親や友人に

「親が子どもに代わって 毎日まいにち床についていたら 後に残った主人や子ども

の面倒は誰が見るの。そんな時は 親が健康で もっともっと気持ちを大きく持ち頑張らなくちゃあ」

と励まされたり、慰められたりして、元気づけられて他の事を考えたり、思ったりする暇もなく過ぎてしまったこの10年間、ほんとうに いろいろな事がありました。

苦しかったこと、悲しかった事 死ぬ時には、この子どもといっしょに・・・。

その反面、長男が手術をして元気になり 私達と一緒に 楽しい我が家に帰ることが出来た時の 嬉しかった事。

次女が覚えていく言葉の一つ一つ。健康な子供さんを持った方達には とうてい分っては頂けない この気持ち。今になり、長かった10年間を振り返り、自分の子供と同じ様な病気の子どもさんを持った親さんの気落ちを わかって上げられるようになっただけでも、私にとっては、大きなプラスになったと 喜んでいきます。

rさん「貴重な体験から」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、pp.48-49.

rさんも我が子と一緒に死のうと思った経験を持っている。そして、rさん自身が、子どもに障害があることで、気を病んで寝込んでしまった経験も振り返って書いている。1号には苦しい経験を告白する綴りが多い。引き籠っていたり、風習に沿う結果となって子どもを隠していた親の存在が浮き彫りになってくる。「かやのみ教室」という学校に出てくることによって、同じように障害や病気を持っている親と出会うことは親の生き方を変えている。rさんは否定的な生き方から、他者理解することによって、プラス指向に生き方を変換させ、綴方でその気持ちを書いている。

次の作品は当時、中津川でもっとも重い障害だといわれていた重い自閉症と知的障害を併せ持つIさんの母親nさんの綴方である。

(前略) 子供の障害が重ければ重い程、切実であり、途方もないあがきでありました。

心の中はいつも重い鉛がおおいかぶさり消えて行く事のない毎日、この8年間、私なりにその道を見つけ、次第に足が地につく様になった時、私は子供を信じ、先生を信じ、この世の中を信じ「いつか、きっと・・・」と希望を求めて、生きてきました。

Iが私に教えてくれた事は、何事にも変えがたい、大きな精神的な生でした。私はこの教訓をこれから生きて行く為に生かし、然し、迷い苦しみ乍ら戦って行かねばと思います。(中略)

幼稚園へ行く前は睡眠が出来ず、昼夜2時間寝ては 3時間起きるという小刻みの状態であり、夜中の暗がりでも平気でとんで歩く 異常な精神状態でありました。私達家族の生活は破壊され、心身共に疲れはててしまい、どこにも行き場のない子供だった頃の絶望的な毎日、当時、市の保育園は入園を断られていました。(中略)

nさん「子どもを 育てながら 思うこと」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、p.38

Iさんの小刻みの睡眠のリズムで家族中が疲弊してしまった辛さを書いている。その他にもIさんには基本的な生活習慣が確立できない障害があるため、一つ一つの習慣を身につける母子の戦いが綴られている。偏食もその一例である。

手づかみで 食べちらかし。人の物と自分の物の区別がつかないから、欲しいと思えば食べてしまうし、いやならいつでも中断して走りまわったりする。(中略)

今年の夏頃から、相当にきつい強制を始めました。大人が3人がかりで 汗だくで、絶対受け付けない食べ物を口へ押し込むことをしました。

思いやりとか甘えをすて、Iを押さえつけ、口を無理に開き(ママ)食べさせる。はき出しても くり返し「Iちゃん おいしい、おいしい」と言い、のみ込んだ時は、何回も「良い子だ、良い子だ」とほめて、さすってやりました。(中略)いつも考えていなければすぐに戻って、偏食と間食ばかり、子供にさせてしまう。

nさん「子どもを 育てながら 思うこと」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、pp.39-40.

こだわりがあって1つのものしか食べない場合、放置しておけば命の存続にも関わってくる。一方で、偏食や間食を許容していくと、その人は我慢することが実感できなかつたり偏食を続けることで肥満になっていき、糖尿病などに罹ることも少なくない。排泄をトイレで行うという実感が無いことも大変である。

排泄の事についても、きたないという意味が解らないのが最大の悩みでした。トイレで出来る事は一番の目標だった。過去この事でノイローゼにかかって 灰色の毎日だった。家の中ではしないが、特定の場所ではない¹⁴⁹。どんな所ですか探してあるいた時もあった。トイレでするようになると、おしりに手をやり、トイレのタイルにうんこをぬりたくったり、トイレにズボンや履物を落としたりもした。この様な子供は遊ぶ事を知らないから、これも一つの遊びとしてやっていました。あの時は 感情的にどうしようもなく Iのおしりをたたき、絶望的な悲鳴をあげていた自分。(中略)

nさん「子どもを 育てながら 思うこと」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、pp.39-40.

Iさんは排泄することと遊びを結びつけて行為していたわけである。トイレへのぬりたくりは次に使う人にとって困ってしまうことであり、ズボンへの排便は洗濯する人に大変な思いをさせてしまう。この事を放置しておいたらIさんは、社会性を身につける経験

¹⁴⁹ 東小の中西克己校長は、自閉症児が登校で随所に大便をもよおすので、町中の大便拾いを行っていた。

を持たないことにつながっていったらう。

以前、I が夜泣きをして、夜中に外へおんで歩いた時の事、糸の切れた凧の様に 跣のまま外へとび出し国道で大型の自動車を止めたり、何度「ああ、もう最後か!!」と思ったかも知れない。

あの時の事を思うと やはり進歩していると思う。此の頃は学校で習った歌も、家で歌えるようになったり、入学した頃は何も言えなかったが、人の真似をする事も出来、人の指示にもしたがえるようになり、理解する度合が深くなった様に思います。

感情、情緒の面が豊かに育って行く姿を見る時、本当に勇気が湧いて来ます。(中略)

n さん「子どもを 育てながら 思うこと」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、p.41

この綴りの箇所では、n さんが I さんの成長を発見している様子が書かれている。そして、その事で、n さんは勇気を得ている。

私は過去の東小の特殊学級の先生や、親や子供達の努力、かやのみの親の会の努力、福祉や教育委員会の善意ある人々の力によって、東小学校の学級に通学させていただいています。特に現場の先生方の熱意と理解には感謝しています。(中略)

東小に入学して2年間、担任の小出先生に I の発達のおちこみと、親の心構えについて 直接的に言われ続けました。私はその度に苦しみと悲しみに傷つきました。

現在、2年後の今日やっと 先生の言われる意味が理解出来ました。

「I と運命を共にする」

この事の意味は、今までやって来た事と これから生きて行く(ママ)ために、ひたすら生きて行く事と何の変りもないのですが、子供の愛情の見方を親は正しく、見通しを持って進むことだと言う事が はっきりわかりました。←p.42.

「子どもを 育てながら 思うこと」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、p.42.

n さんと小出教諭は都度、大論争を起こしているが、お互いが真剣勝負での論争で、後に同志となっていく。

次の綴方は難聴児親の会の会員でもあった s さんの綴方である。

(前略)「難聴です。もうだめでしょう。」と言われた時の気持ちを 今も心の奥にしまい、だらけそうになる時の ムチとして 大切にしています。(中略)

ふり返ってみると 色々な事が交差しながら頭の中をかけめぐります。つらく苦しい事も 大きな喜びにつながる事を信じ、まず親の心の障害をのりこえる事から、はじまりました。(中略)

私たちは 社会の理解を得るためにも 機会がある毎に市役所を訪れ、まず「難聴」という障害の説明からはじまりました。(中略)

「きこえの学級」が開級される事を念願して、学校 市への働きかけを 全員の協力で進めました。

そして山田先生が2中からおみえになり「こどぼの教室」に続き、48年(ママ)度末には「きこえの教室」が開級された時には、本当にうれしく思いました。

古い校舎の理科室の片すみを仕切りした教室でした。予算の関係もあり 大工と電気の配線のみでしたので去年からかべのペンキぬり カーテンの修理及び取り付け 倉庫へ行って適当な机・本棚等をさがし洗ったり、補強したりと担任の先生が卒先(ママ)して それを親たちで助け、まず教室の整備からはじまりました。この時には用務員のおじさんにも 大変お世話になりました。

sさん「6年間をふりかえるとき」『かやのみ』1号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1978年5月10日、pp.50-53.

東小の「きこえの教室」は、親の要求で開級されたが、その様子が綴方にも書かれている。手作りで理科室の片隅に作られた。ここで注目されるのは、教室づくりに参加した人たちである。教師、親、用務員共に協力して教室が作られていったことが綴られている。

そして、放課後の重度障害児の居場所がないということで作られた「生活の家」の誕生もnさんの綴方で書かれている。

(前略) 仲間があるという心強さは、一人ひとりの親さんがそうであるように、互いに支え合い励ましあい、苦しみも共に分け努力して行く勇気を作ってくれたことです。いつも一人ぼっちの子供に仲間を作ってやりたい。

親から離して 集団の中で生活させる時間を多くしてやりたい。

放課後の生活・遊び場を作ってやりたいという親や教師の願いから、障害を持つ子供達の学童保育が生まれました。

始めるに当り、担当の小出先生に障害児教育に長年携わった経験を通して、子供の放課後の生活が いかにか大切か、それは重い障害を持つ子供にとって やがて生きて行く場につながる事を教えていただきました。しかし、こんな夢の様な事が果して出来るだろうかと不安でした。(最初は教室のプレイルームを使用していたが)

一日でも早く保育の場所作りをと プールの横に「ままごとの家」という学童保育の建物を作りました。

昭和54年春になり、暖かい日はそこを放課後の遊び場として生活が始まりました。

2帖から4帖に建て増しして、学校の古校舎の柱や戸をもらって、先生方が休みも返上して建てた手造りの家は、普通学級の子どもにも以外に(ママ)人気があり、このままごとの家の建て物を中心に 一段と放課後の障害を持つ子供に対する意識の高まりが出て来ました。

普通学級の子供が 障害を持つ子どもへの(ママ)ボランティア精神を高めていく

上にも 大変効果がある事でした。

私達は 今やっているこの大切な学童保育を 何とか社会の人達に知ってもらいたい そして障害を持つ子供でも 遊び、生活の場が必要な事を知ってもらいたいと考えながら 親が集まって市へお願いに行きました。←p. 17

n さん, 「学童保育今日までの歩み」『かやのみ』2 号, 中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行, 守る会事務局印刷, 1980 年 3 月 25 日, pp. 15-17.

やはり, 「きこえの教室」同様, 要求で設立された学童保育所であるが, 手作りの建物であることが伝えられている。東小の教師たちも親に加わって休日も返上して協力している。最初は 2 帖からの出発である。そのために名称も最初は「ままごとの家」と皆が呼んでいた。注目されることは, この綴方には書かれていないが, 校内に生活の家が所在していた時は丁度、購買部が横に在ったので, 普通学級の子どもたちが立ち寄る場所になっていった。n さんも書いているように, このままごとの家に普通学級の児童が多く訪れた。これを教訓にして, 「生活の家」が校外に建てられた折にも, 購買部を「生活の家」内に設置したこ。

次の綴方は h さんの綴方であるが, 統合教育への親の気持が描かれている。

6 年間でふり返って今思う事は, 夢ふくらませながらも, 心配で心が暗くなりちな 1 年への入学の頃のことです。

6 年間この学校で先生方にお世話になりながら, 無事皆さんと同じように席に付いて学習が出来るだろうか, 私が付いて行かなければ, 通えないのではと, あれや, これや気の遠くなるような思いで始った 1 年生でしたが, その 6 年間もまもなく終ろうとしています。

私達の心配をよそに, 当時 5 年生の姉について 毎日元気に学校へ行ってくれました。多くの友達や先生方に接して 笑顔で学校から帰ってくる事によって, 私達の不安は少しずつ消されて行きました。(中略)

大きな行事が沢山ありましたが, その中でも 6 年生に同行して修学旅行に行けた事は うれしい出来事の一つです。6 年生の皆さんと同行する事をだいぶ迷いましたが, 6 年担任の先生方にはげまされて決心しました。

J12 も行く前になって神経を使ったのか熱を出してしまいましたが, 何とか元気になり, どしゃぶりの雨の中を友達に助けられながら, バスに乗って出発しました。

送り出した後, 今頃どうしているか, あれやこれやと思いは奈良・京都へと私の心は翔んでいました。グループの友達に助けられながらも, 無事に行って来ました。

又, 夏休みには恵那山登山に 6 年生の皆さんに同行して 頂上まで登った事など, 今までには思いもよらなかった沢山の 行動が 6 年生になってやっと実を結びました。あたり前の事がこの子にとっては大変な喜びとなって返ってきます。

どんなささいな喜びでも, 何かが良くなって行ってくれるにちがいないと, 希望を持つ事がこれからの私の心を強くしてくれます。←p. 39

h さん、「ふり返って思う事」『かやのみ』2 号，中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行，守る会事務局印刷，1980 年 3 月 25 日，pp. 38-39.

親の手から離れて，友だちの助けを得て J12 さんが旅行をし登山の登頂を実現したことが書かれている。そして，その事が親の h さんにも跳ね返って，h さんの心を強くしている。

この頃の恵那地方では，与謝の海養護学校が 1 人 1 人に合わせた教育をして地域とも交流をしているということで理想の学校として受けとめられていた。教師や小中高の修学旅行の見学コースに組み入れる学校もあった。そして，親たちの集いでも見学が何度か行われている次の x さんの綴方は与謝の海養護学校の見学について書かれている。

(前略) 今年の第 3 回全国親の集いが与謝の海養護学校で開かれると聞き 前々から是非一度行きたいと思っていましたから この機会に行かなければ又の機会はないと思い，学校の先生，生活の家の指導員，家族の協力で行かせて頂きました。

そこで私自身学んだことは，学校の大きさ，生徒の数等，規模はかなり違うけれど，その中で取り組んでみえる先生達の姿は 東校の養護学級の先生達と少しも違いないとわかりました。与謝の海養護学校へ行けば 子供にもっと何かしてやれると思っていた私は恥ずかしく思いました。

x さん『かやのみ』3 号，中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行，守る会事務局印刷，1981 年 11 月 18 日，p. 33

見学するまで，与謝の海養護学校を理想郷の思っていた x さんであったが，東小ですでに実践されていることと変りないことを実際の見聞で確かめている。x さんのように，養護学校設立を願う親たちが多かったが，実際に見学することで，東小の健常児を含む集団の中で育つという良さを実感し，「養護学校を！」とは言わなくなったというのも事実としてある。b 1 さんもその 1 人である。

(前略) 第 3 回全国親の集い (ママ) に参加して与謝の海にいつて来ました。子供の事が一番心配でしたが養護学級の先生，生活の家の先生の協力があり安心して参加する事が出来ました。(中略) 授業を見学してなるほどと思いました。重度の子もかなり見えました。(中略) その中で青年部では木工室で焼物を作っていました，車イスに乗っている人ですが，自分の体が思うように動けない人もそれぞれの補助具があります。指導員の先生がいろいろ考えて作られたそうです。じつによくできていました。皆，いっしょけんめいがんばっていました。

ひがし生活の家の先生もいろいろその子に合った物を考えてくださるのでその点では いっしょだなと思いました。

b 1 さん『かやのみ』3 号，中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行，守る会事務局印刷，1981 年 11 月 18 日，pp. 47-48.

障害児が補助具を工夫して工夫して焼物作りをしている様子を見て、「生活の家」でも、手作りでその人に合った自助具を作っていることに、はたと気付いている。

母親たちが協力して「生活の家」の土台を作っていたが、その中で f さんは不治の病であった癌にかかってしまう。そのことについて f さんが書いている。

(前略) 一人ではどうする事もできなくて、長い間苦しんで年月は過ぎていくのに毎日悩んでも 悲しんでいても子供は治らないと思いつつ、でも人には言えないでそつと涙したこと。

でも生活の家を設立する為に坂本の多くの家を募金にまわり、そこで暖かいはげましの言葉と共に募金も戴き、今度はうれしい涙と、今年うれしい涙を沢山出しました。

そして生活の家の本館が出来上がり子供達は明るい顔をみせてくれます。だから親としてももっともっとがんばらなくてはと思いつつながら、私は病気になってしまい 何もしてやれなくて皆様に御迷惑をお掛けするばかりで、その上、この先我が子は 私が倒れた時どうしようかと考えたり、その時は生活の家へあずけてなどと考えたりもし、。本当にあずける事が出来たらいいなあと思ったりします。

f さん『かやのみ』3号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1981年11月18日、p.66

f さんは「生活の家」が法人化されることを目にするのではなくこの世を去っていった。f さんがこの綴方でも書いているように、f さんの逝去で残された J27 さんの存在がある。J27 さんは重い自閉症で発語はオウム返しの言葉を発する人である。J27 さんは一時、恵那地方を離れ大型施設に入所しなければならないことになってしまったが、J27 さん自身、生活の家の支援員に恵那地方に戻りたい意志をはっきり示し、地域生活運動が進展したという事実もある。

また、f さんの綴方には母親たちは生活の家の資金づくりに各家を回っていたことが綴られている。a さんも同様である。

先生、今日はもう うれしくて うれしくて 生まれて一番うれしい日になりました。

(中略)

(一) 坂本のおばあちゃんが 10 万円募金してくれました。(中略)

(二) 私の友達の子供の姉妹が貯金箱にためたお金をそっくり募金してくれました。

(中略)

(三) 我が家の長男が 1 万円募金してくれました。毎朝新聞配りをして月 2 千 7 百円、少し足して 3 千円の定額貯金にしていたのが満期となりました。

(四) お父さんのお姉さんに募金をお願いに行ったら、「昨日、テレビ見とったに。今日は家は金ないけど、私から近所の人にも頼んでみるで帳面一冊置いていき。」と言って下さり一冊置いてきました。

(五) 私の兄の家へ寄って、置いてある募金帳を見せてもらって話を聞いてみると、その兄の長男が6年生で百円、次男が3年生で10円しております。(中略)

J37が障害児という事のあかげで、今度ほど人間の心の暖かさを感じた事はありませんでした。

aさん『かやのみ』3号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1981年11月18日、pp.44-46.

aさんは募金集めの成果を伝えたくて書いている。小学3年生の児童の寄付から祖父祖母による寄付と世代間を越えて募金が集まってきている。

「今日は〇〇さんにかみつきました。」と連絡を受けるたびに、空しく、怒り、悲しみ、又、可愛がってくれるおばあちゃんの手をつねって、茶のあざをいく所もつけたり、かみついて血が出た事など、、、。(中略)

この様な行動を通して、この子供の障害の実態を赤裸々に家族の者はふれ、少しづつ、子供は変わらないから、そういう事がないよう、なるべく注意した生活をと考える様になって来ました。(中略)

放課後の生活・学習の中で、子供の生きる場所作りの運動の為に、日夜大奮闘を続けております。(中略)

私達にとって大切なことは子供に対して同情ではなく障害者も中津川の市民という平等の立場で、社会の中で生きて行く事です。完全参加と平等を目ざし現在のひがし生活の家の子供達が、障害故にどんなにきびしい現状であっても担当職員はそのきびしさの中でも人が大切にされるという原点に立って、今日までこの運動の原則をくずすことなく前進して来ました。(中略)

nさん『かやのみ』3号、中津川市障害児者を守る会・中津川市社会福祉事務所・中津川市教育委員会発行、守る会事務局印刷、1981年11月18日、pp.11-14.

3号にみるnさんの綴方は、1号の時のような育児の悩みに特化したものではない。自分の子どもだけの運動ではなく、地域社会の中で障害者が当たり前に生きていくということに向かって運動していることがわかる。「完全参加と平等」などにみる障害者の権利や平和学習を「かやのみ教室」で続けてきて、nさんは社会的な視野に立って運動しているのである¹⁵⁰。

4.2.7 『かやのみ』言説の図表示より得られた母親の実感の集合知

1号は母親がどう歩んできたかの綴りが多い。2号には特質される綴りはなかった。3号は母親同士が結束していく言い回しが多く、彼女らにとって、綴られた1981年の年に大きな意味があることが推測された。それは1971年に初めて東小学校に重度障害児が入学し、

¹⁵⁰ 「かやのみ教室」が「育友会」に受け継がれてから現在まで、障害児についての学習だけでなく、平和学習や憲法学習は存続している。

連携する第2中学校に入学した人たちが卒業目の年だからである。彼らの地域生活を実現しないと、遠方の施設入所か自宅待機の道しかない。そこで筆者は母親が教師の力をかりて他の母親と連携することで困難を乗り越えようと利他的行動に移るのではないかと推測した。そのため、今回は1号と3号の変化をここでは示す。「かやのみ教室」と文集『かやのみ』のコンテクストで母親に大きく働きかける作用のステークホルダーは教師である。この教師の働きかけを考慮して仮説モデルを作った。

モデル作成に関しての研究方法に関しては筆者の他論文を参考にされたい。ここでは、特徴的な集合知の存在の提示に留める。1号では、教師に学び合いを働きかけられた母親は、子どもだけに執着していた感情を綴方で表出し、その綴方を「かやのみ教室」のピアに打明けたのではないかと推測した。3号では、教師の働きかけで母親はさらにエンパワーされ母親集団の連帯を結んだのではないかと推測した。2つの推測の道筋を仮説モデルとして1つの空間に表示したのが図1である。X軸に時間を置き、Y軸に利他的行動を置き、Z軸に人間関係を置いた。

4.2.7.1) 集合的な言説とその変化について

本論文の目的は綴方における母親の言説の集合を通して、その意識の変容を明らかにすることである。研究方法については、筆者の別稿に詳述している(篠原 2016)。

「かやのみ教室」を開催したのは教師である。教師がどのような計画の下にこの教室を開催したのか、経緯を示さなくては恵那という社会の中で暮らしている母親の適切な位置づけはできない。共時的な分析の切り口として、母親が「かやのみ教室」の学習機会を得るために、教師の働きかけがあったことをふまえて、本論文では教師の働きかけを「作用因」と位置づけた。第3者としての教師の働きかけによって「我が子のことだけを思う」という利己的な感情から、「地域で暮らせない障害児の地域生活を実現してもらうために運動しよう」という利他的行動へという綴りの集合的変容の有無を明らかにすることが可能になる。言説の集合を明らかにするには対象とするテキストの言説を調べてみる必要がある。仮説通りに言説の集合の存在が有るのであれば、図で可視化することにより、その集合ははっきりとするはずである。

1号と3号の合計42作品を全て書き出し、内容をラベル表示した。配列項目は、感情プロフィール POMS¹⁵¹や日本語版組織市民行動尺度 OCB を参考としたが^{152,21}、綴方は母集団の操作は不可能で参考に留めた。『かやのみ』1号、3号全ての言説を、内容・意味に注目し148のカテゴリーに分類した。綴方の言説を読み取っていくと、自分自身を省みるという

¹⁵¹ 9.10. に同じ。

¹⁵² 20 に同じ。

共通する抽象項目にまとめ絞り込みを繰り返し、図V-2は最終的に利他的行動に収斂した12項目である。



自己の振り返り作業があって、次に教師との学習があることは、大きいものと類推された。恵那の教育では、自分自身で考えることに重きを置くが、『かやのみ』の言説にもその

反映が認められた。母親は自省し，振り返りを教師に受け止められて，そこから学習が出發する。受け身の学習に留まらず，利他的行動へと進むプロセスが認められる。この分岐点は言説の中で重要な意味をもってきているものと判断された。そのため，上から下へ「利己的思考」から「社会的行動」に項目を配置した。

| | | 内向的思考と人との関わり(特に教師との関係)に群化する母の実感 | | | | | | |
|----------|----------|---------------------------------|-------------------------|-----------|---------|------|-------------|-------|
| | | 母子 | 母-教師-子 | | 子集団 | 家族 | 母親仲間 | 地域社会 |
| | | 2人 | 3人 | | 特定複数 | 特定複数 | 特定複数 | 不特定多数 |
| 医療関係 | | | | | | | | |
| 利己的思考 | 行き詰り | a e | aeio m | | | | s | |
| | 不安 | c m r s | imn agmn ckr | e | m | r | s | |
| | 悩み | c | an dglm glr ei | s | | f | | |
| | アンビバレント | b | bho mp | | | | | |
| | 自省 | | a dn n dk n dgimr | | | in | o m dm n | gi |
| 教師 | 教師と学習 | h | m | | | | | |
| 利他的行動 | 人との関わり | g s | der | | | d | | |
| | 子の自立 | a c | gmr | | | e | | s |
| | 教師との連携 | s | ao gm agh gins | | | o | | |
| | 政治的 | | am | abde g | s | s | c | s |
| | 社会連帯 | | g n s h q | i i | e i m i | | | |
| | への動き | k | s n h r s | f l s k m | abd h s | g | | s f |
| | 社会連帯への動き | k | i | e k | | e | | i |
| 社会連帯への動き | c | ns fos | es | fis | e | q d | bc | |
| 社会連帯への動き | | dfgnp | ko d | ijns | | d q | s | |
| 社会連帯への動き | | | ikos kmn | ns ns | | | rs gn | |
| 社会連帯への動き | | | s i | | | | | |
| 社会連帯への動き | | h | | | s | | | |
| 社会連帯への動き | | q | s | | | | crs r | |
| 社会連帯への動き | | | | | | | rs rdl | |
| 社会連帯への動き | | | | | | | rdl | |

■ 利己の複数言説有

■ 利己的又は利他的(単数)言説有

□ 利他的複数言説有

↑ ↓

←

太線は教師による人との関わりの基点を示す

図 IV-3 『かやのみ』1号 母親の綴方にみる人間関係と利他的行動

- *a, b, c…は教室に参加し『かやのみ』を綴った母親個人を指し，附置箇所は言説の内容ごとに人間関係から見た位置と社会的行動(思考)から見た位置を示す。
- *表の横軸は左から右にかけて人間関係の広がりを示し，縦軸は上から下にかけて利己的思考から利他的行動を示す。

| | | 医療 関 | 母子 | 母-教師-子 | 子集団 | 家族 | 母親仲間 | 地域社会 |
|-----------------------|--|--------------|--------------|---------|----------------|-----------|--------------|-------|
| *横項目は母が綴り方で抱く人 | | | | | | | | |
| *この行は人間関係の人数を示す | | | 2人 | 3人 | 特定複数 | 特定複数 | 特定複数 | 不特定多数 |
| *下は母の実感を示す | | | | | | | | |
| 利己的 思考 への 動き | 行き | (d1) | d1 | | | | | |
| | 語り | (c1) | f(12) | | | | | |
| | 不安 | | (h)(m)(n) | | (n) → n(12) | | | |
| | 悩み | | (s)(x) | | (m)(n) → n(12) | | m | |
| | 定型発達無 への 焦り | | (m) | | n(12) | | | |
| | 「障害」の 否認 | d1 → c1 x | d1 h (d) | | | d1 | | |
| | 自 省 | | d d1 f n | h | a | e n | | |
| | 教師と 学習 | | b1 c1 d(12) | b(12) | b x | x | d1 | |
| | 利 他的 的 関 わり の 合 い | | h n(12) | a h(12) | a s | b1 | a(12) d1(12) | |
| | 行 動 承 認 | | x(12) | n v x | | | c1 f n(12) | |
| へ の 連 携 | | b1 m x | | b h(12) | c1 h | b1 | c1(12) d1 | |
| 政治的 アクティビティ | | s(12) | | m | n x | | f s | |
| 社会連帯 への 動き | | d1 h | b c1 n(1224) | m h | d n | | d d1 m | |
| | | n s | b1 x(123) | | | | n(12) | |
| | | | | h | a | d d1 | a d d1 | |
| | | | | | | x | s(12) x | |
| | | a(12) | a b b1 | | a | a b(123) | a b1(123) | |
| | | b1 d | n(12345) | | | b1 d(123) | d(123) | |
| | | f(12) | x(12) | | | n(12) x | h x | |

利己的複数言説有
 利己的単数言説有
 利他的単数言説有
 利他的複数言説有

図IV-4 『かやのみ』3号 母親の綴方に見る人間関係と利他的行動

* a, b...は教室に参加し『かやのみ』を綴った母親個人を指し、附置箇所は言説の内容ごとに人間関係から見た位置と社会的行動(思考)から見た位置を示す。

* 表の横軸は左から右にかけて人間関係の広がり示し、縦軸は上から下にかけて利己的思考から利他的行動を示す。

各々の図における横軸の人間関係は、図IV-3、図IV-4とも、欄外に障害告知し最大の影響を母親に与える医療関係者を置いた。分析目的は、母親のプライベートな内容が表出される言説の集合の確認である。『かやのみ』1号と『かやのみ』3号の合計42作品を全て書き出し、その内容にラベル表示した。横軸は、母子2者に限られる人間関係から、教師の介在による3者関係、特定複数の子ども集団、家族、母親仲間、不特定多数の地域社会を置いた。縦軸は、自分だけが報われない母親自身と我が子だけに限られ思うことだけにとどまっている言説から、自省し、教師との学び合いで、利己的な感情から利他的な社会的行動に移る綴りが多くみられた。

「障害」否認の感情と受容する感情の葛藤を経て、利他的行動に変容するという意味で、上より「行き詰まり」、「不安」、「悩み」、「定型発達無への焦り」、「障害」の否認、「利己」と「利他」の分岐点に相当する「自省」、「教師と学習」から、「人との関わり合い」、「子の自立承認」、「教師との連携」、「政治的アクティビティ」、「社会連帯への動き」とおいた。a, b, c…は教室に参加し『かやのみ』を綴った母親個人を指す。

aさんの綴方1号を例にしてみる。綴方の文章を全て分節化し、文章いくつかを1つの内容を1つのフレームとして、図には1記号で示した。「あの時風邪をひかせなかったら、或いは、こんな子どもになっていなかったかも。～」は絞り込んで12項目中の最上「行き詰まり」に対応するので図上に記号aを付記した。「この子の将来は、どうなるのだろうか」を「不安」の項目にaと付記、「1日24時間、我が子の事が、頭から離れる事はないと思います。」を項目「悩み」に、「ある日は、本当にやさしい親であり、ある日は衣服の脱ぎ着、食事等すべてスムーズにできないはがゆさに、つい手を貸してしまったりです。」を「障害の否認」にと、該当する項目へ付記していった。

aさんは3号の綴方で複数回「人の心が通じ合ったようでうれしい」という文章を書いているが、この場合はa(①②)と記載した。又、1人の綴方の中で、「前はこうだったが、今はこうだ」という言説が目立ったが、前の状態にあてはまる項目については記号を()で括り、後の状態にあてはまる項目の前に矢印の先を表示した。この手順で作成したのが図IV-3と図IV-4である。a1, b1などの表示はアルファベット数より書き手が多いことを示す。

図表示で3つの事項が明らかとなった。第1に、『かやのみ』1号を示す図IV-3では母子に集中した分布がある。第2に、中央太横線で示した教師を基点に集中した分布がみられる。この点は、分析によって明らかになったことである。仮説では教師の働きかけを置いたがその内容は不明であった。しかし、図では明確である。「教師との学習」の項目に「先生のアドバイス」、「先生も同様の苦労があることを知る」、「あたたかい愛情に励まされる」他類似した言説がみられ、「教師との連携」では「学校と家庭生活の連絡を深めたい」、「先生・協力者に感謝」他など、教師と連携することによって母親と教師の関係だけでなく、母親は学校と家庭生活とのつながりの深化がうかがえるようになった。また、他者に対しても教師や協力者への感謝の意識の芽ばえといった語りで、教師との関係が深まっている。そういった母親の変化は、教師の働きかけによるものといえる。図IV-3にも、『かやのみ』3号を示す図IV-4にも共通してみられる一緒に学習していくことの言説が多くみられた。第3に、図IV-4は利他的行動に集中した分布がみられる。図IV-4の母

親の連帯を示す右 2 列目の仲間内で利他的行動の集合は、仮定に合致するが、むしろ、地域社会に関する言説集合の分布が多い。それぞれを詳しく説明しよう。

第 1 の図Ⅳ-3 の母子に集中した分布は、行き詰まり、罪責感（「薬をあんなに飲まなければ」他）、利己的感情（「我が子のことが頭から離れない」他）、自殺・心中衝動（「何度この子と共に」）、絶望感（「目の前が真っ暗」他）、苦しみ（「輸血で子どもの心臓が何時止まるのか気が気で眠れない苦しい毎日」他）、悲しみ（「全てが悲観的」）などがある。問題行動に対する困惑感があり、他害やパニックへの恐怖（「気が違ったように泣き気が狂いそう」など）などで、母子の人間関係だけに限られた利己的な内容である。

第 2 は、教師を基点とした下部の利他的行動の集合は、図Ⅳ-4 で『かやのみ』3 号の分布に認められるが、図Ⅳ-3 で『かやのみ』1 号にも言説の集合が認められた。『かやのみ』1 号が書かれた年は、「かやのみ教室」が開催されて既に 5 年を経過し、綴られた同年(1978 年)5 月に母親たちの要求で東小学校内に障害児学童保育所を建てた年である。

第 3 は、3 号だけの言説の集合で、「「障害」があっても生きる権利があるという自覚」、
「市役所・市議会・地域へ理解の願い」など、政治的な思考から実際に行政を動かそうとする項目がみられる。図Ⅳ-4 では、母親だけで行動する、子どもと一緒に行動する言説の集合もあり、特に地域に向けての言説の集合は仮説にはない。「学童保育所実現から「生活の家」創りへの思い」、「他人任せでなく自分たちで創ろうとする克己心」、「団結し頑張り・生きようとする決意」は母親が自ら動いて連帯する言説の集合である。

4.2.7.2) テクスト分析の結果を説明する事例

仮説を確認するため、関連する事例で図の結果と照合する。『かやのみ』1 号の母子に集中した事例をあげる。

先生（医者）から「もう駄目です。どうぞあきらめてください。まだ若い、またすぐ出来ますよ」目の前が真っ暗になり、とめどなくあふれる涙をおさえ切れませんでした。

c さん『かやのみ』1 号, 1978 年.

これは図Ⅳ-4 左上の母子関係だけに見られる言説群の一例である。C さんの喜ぶべき出産が一変し、子の生死に立ち会い、医療関係者の不治宣告を受ける内容だが、『かやのみ』1 号には医療関係者からの宣告で、「目の前が真っ暗になる」という綴りの集合が認められた。教師の介在を仮定したが、『かやのみ』1 号と『かやのみ』3 号に教師との相互作用を示すような言説の集合が認められた。教師に感謝する常套句も多かったが、下の事例のように教師と母親の連絡ノートの綴りのやりとりと話し合いの様子が示されている。

東小に入学して 2 年間、担任の小出先生に Y の発達のおちこみと、親の心構えについて、直接的に言われ続けました。私はその度に、苦しみと悲しみで傷つきました。現在、2 年後の今日やっと、先生の言われる意味が理解できました。

n さん『かやのみ』1 号, 1978 年.

Yの「どじょっこ」のクラスでは、子供の発達をきめ細かく分析し、要求を受け入れ乍ら、教師集団の中で研究を重ね、子供一人ひとりにあった教育の追及を行っています。又、学校との連絡ノートで、子供の家庭での状態を綴り、又、先生に直接合って話を聞き、普通の子供以上に、パイプをつなげ乍ら子供の発達を願い、私は学校の先生を信頼し、困った事、嬉しかった事などノートに起して、子供の成長と心の過程など、連絡を密にしています。それと同じ様に「生活の家」の指導員の先生方も、若いバイタリティにあふれ、放課後の生活・学習の中で、子供の生きる場作りの運動の為に、日夜大奮闘を続けております。

nさん『かやのみ』3号，1981年．



図IV-5 学習討論 場所：ひがし生活の案内
 出典：「地域に生きる障害児者運動四〇周年記念共に生きる」冊子より。著作権者：社会福祉法人ひがし福祉会 鳥居広明。
 注記：写真掲載に関し著作権者の許諾を得て掲載。



図IV-6 婦人集会で訴える「かやのみ教室」の母子たち 場所：中津川市文化会館。1981年冬
 出典：「地域に生きる障害児者運動四〇周年記念共に生きる」冊子より。
 著作権者：社会福祉法人ひがし福祉会 鳥居広明
 注記：写真掲載に関し著作権者の許諾を得て掲載。

同じnさんの綴りであるが、教師との関わりを経て、nさんの意識が変わってきている。先の図IV-5の下白色の分布は、母親たちが仲間内で利他的行動を実感し合う言説集合だったが、それにも増し、図最右の不特定多数の地域社会の人達に障害者の地域生活の場作りを求めていることが、同時に左項目の「生活の家」づくりの願いを投げかけ、dさんの事例でそのことが確認できる。

とてもできそうにないと思っていたひがし「生活の家」本館建設構想を15人の親がいかにして自分のものにするかで、何度も何度も話し合いを続けました。資金がつかれなければ15人が背負ってたたなければならないが、その覚悟ができるかどうかまで確認しあいました。そして最後は、子どももろともこの家にころげこむ覚悟で、子どもの家、自分の家、自分の家をつくるつもりになって市民の中に訴えてまわろうと話し合いました。まずは1軒でも2軒でも、「生活の家」の趣旨を訴え、募金に協力してもらおうということで、募金帳を手にして市民をまわりました。「そんな事業は、国や県ですることではないか。」といった反論も受けました。現実「障害」をもつ子を抱えて困っている様子を訴えても、なかなか理解をしてもらえない方もありました。中には本当に襟を正して聞かなければならないような、尊い意見も聞かせてもらうことができました。「障害」をもちながらも、人間らしく精一杯生きようとする子どもたちと、より人間ら

しく生きられる場を保障してやりたいと願う。

dさん『かやのみ』3号, 1981年.

上記「ひがし「生活の家」」は、「かやのみ教室」を端緒に、周辺地域の住民も含め、母親たち、教師たち、本人たちも手伝い学内に建てた障害児学童保育所をその前身とする。卒業後の「ひがし「生活の家」」は、市民の募金活動で設立された経緯がある。

『かやのみ』3号では、母親たちは、教師に感謝の辞を述べ、母親のありのままを見つめる内容が綴られており、最後は「みんなで「生活の家」創りを頑張ろう」の言い回しで終る常套句が共通して示されている。

「障害」の悩みを教師に投げかけ、母親間も話し合った。「障害」も違い、考えも違う。議論を徹底して行うことは恵那に特徴的にみられる。多数意見を確認し、反対の少数意見について話し合う。納得できるまで原則として討議を繰り返す。すべてを多数決の原理に任せず、そのプロセスを踏むので、反対意見者も協力する。教室参加の浅い母親が行政側に説得されてしまう様子に、熟慮した母親はこちら側の意見を如何に受け入れさせるか交渉方法を伝えた。各学校 PTA や市行政職員や議員に訴えたが、障害児の親と PTA の親とは敵対関係になりかねない存在でもあった。この親たちに対し「かやのみ教室」の母親たちは、各学校の PTA 総会で障害児と共に壇上に上がり、綴方で「障害児」の現状を伝え「一生地域で当たり前で暮らすことに協力してほしい」と訴えた。

4.2.8 地域に立ち向かう母親の共同的アイデンティティ

恵那地方の障害児の就学をめぐる事情から、「かやのみ教室」の位置づけと母親の綴方文集『かやのみ』が書かれたコンテクストを示した。教師の介在を仮定して綴方作品の中に母親の利他的行動への言説の集合があるという仮説モデルをつくり、図示することによってテクスト分析を行った。ここでは、その結果から得られた事項を仮説と照合し、共通性と相違の有無を考察する。

図表示の目的は、『かやのみ』1号と『かやのみ』3号にみられる言説の集合を端的に可視化することである。具体的には、人間関係と利他的行動の関係に絞り母親の言説の集合を検証する。仮説として、『かやのみ』1号では教師の働きかけにより、母親は子どもだけに利己的感情を示す言説の集合が存在するのではないかと仮定したが、実際その通りであることが明らかとなった。IV-3の黒い部分は利己的言説の集合といえる。これは共依存(河北2012)とも考えられるが、「綴る」行為は内に籠った気持ちを表出することであり、そのためには自己を振り返る過酷な葛藤が伴われる。nさんは綴方で教師にその気持ちをぶつけ、教師とのやり取りで我が子の「障害」を受容する姿を示している。これは当時、恵那の綴方教育で盛んに行われた「さらけ出す」理念に追随している。

『かやのみ』1号の言説を示す図IV-3では、人との関わりや学習し合いに関する言説の集合が認められた(縦軸の教師を基点とした中央白色部分)。『かやのみ』3号では図IV-4の言説の集合が示すように、地域社会と母親自身、教師と子どもと母親自身、母親仲間と地域に関わる言説の集合があり、仲間内よりも地域社会への言説の集合が多いことが注目される。

筆者が恵那地方に特有のものと理解されるのは、『かやのみ』1号も『かやのみ』3号も横軸の母－教師－子に対し、縦軸の教師との関わりにより、学習すること、人との関わり合い、子どもの自立しようとする姿の承認、教師との連携などの共通する言説の集合である。『かやのみ』の編集者は教師で、運動を一緒にしてもらいたい存在で、教師を持ち上げる「感謝」「挨拶」は、辞令としての常套句ともいえる。しかし、先にあげた n さんの事例のように気持ちをぶつけ、一緒に学習していく内容のものも多い（図中教師基点より下部）。

1号と3号のテキストからは、卒業後の恵那地方での生活の場作りに関する言説の集合が多く確認された。「かやのみ教室」の運動は、我が子とその人らしく恵那で生活できるか、その運命がかかっていた。

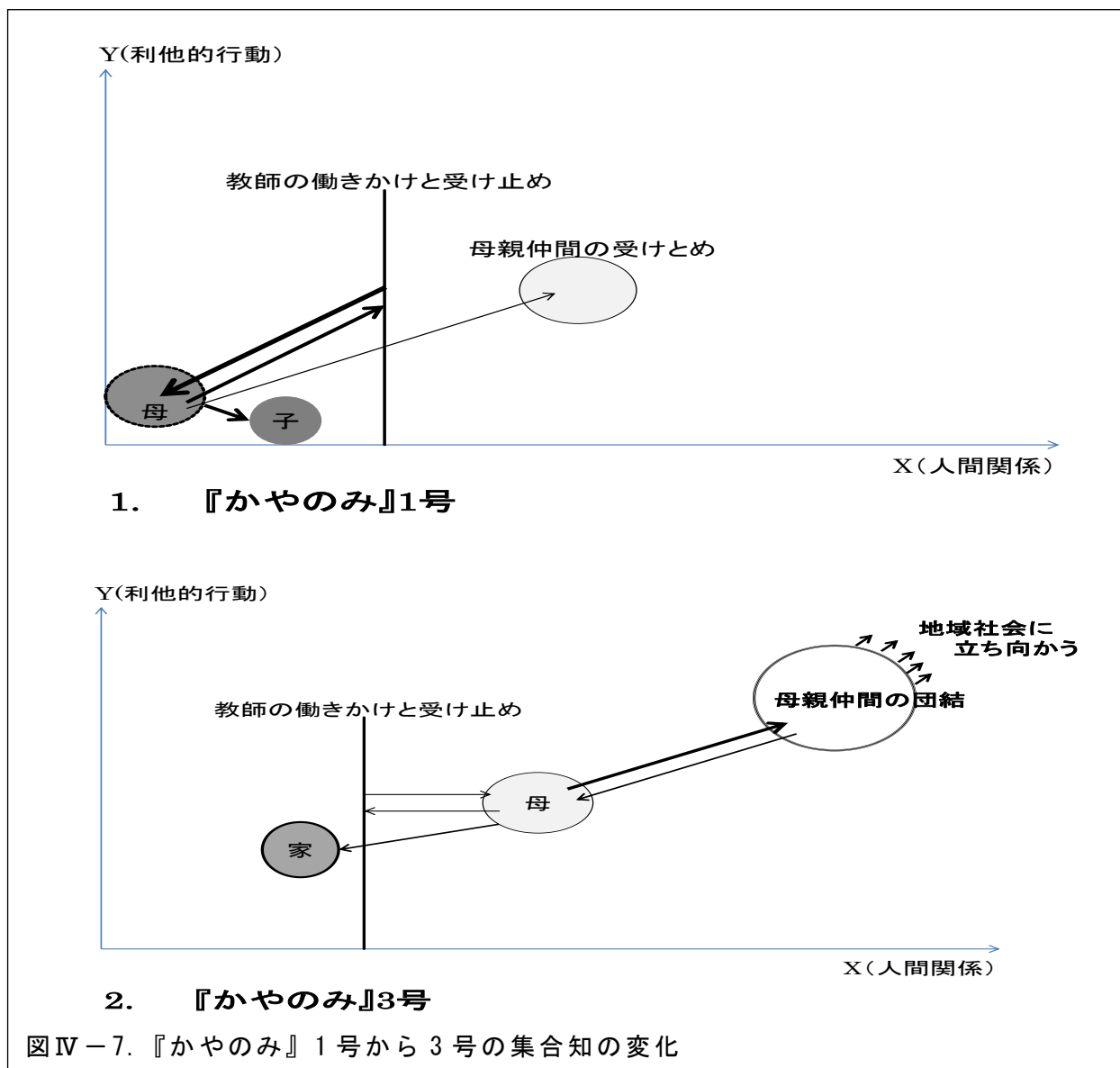
図表示による検証で、横軸右の人間関係と縦軸の利己的思考から利他的行動に変容する母親の言説の集合を確認することができた。そこには母親の地域に「向かい合う」意識が認められた。何故このような広がりが可能になったのか。一つは、母親たちが「かやのみ教室」で教師を介在としながら話し合い、合意形成に至ったことにある。あと一つは地域社会に訴えかけていったことにある。私的な部分である各々の母親たちの綴りによる訴えを、母親たちは教師にPTA総会や市議会の公的部分へとつなげるよう懇願した。事例やPTAへ訴える写真は、綴方を開示し訴える様子である。これは、図IV-4の右下と左下の共通言説の集合で示されている。市民は時に批判的な意見をもち、母親たちに対し無理解でもある。dさんの事例は何度も地域の人から反論を受けながらも協力を求めている。これは図の最右下2列の政治的アクティビティと社会的連帯の集合だが、母親は地域社会に政治的アクションを起こしている。

図IV-4からは、母親の結束にとどまらず、言説の集合は地域社会との連帯の切望を示している。『かやのみ』3号の左下の言説の集合が示すように、社会的連帯のために独りでも動くのである。dさんの綴方事例のように母達は見知らぬ市民の家を訪ね障害者の地域生活への協力を求めた。子どもと教師とも連帯しようとする言説の集合を図IV-4の最下左2列目に確認できる。これは、先に就学運動から地域生活運動に発展し、「生活の家」づくりでの母親集団、教師集団、障害児本人の「仲間集団」の3集団が連帯していく源がここにあるといえよう。

社会的連帯は、一般的には仲間内で相互依存的に密接な関係を指すが(安部 2007)、「かやのみ教室」の母たちは密接な関係でありながら、図IV-4の自己省察の言説の集合が示すように、他者に依存せず自律的に活動している。これは、教師から巣立っていることを意味するだろう。「自分たち」という綴りは、まさに仲間内のアイデンティティを認める語法である。集合的アイデンティティは、相互に交流する諸個人によって生み出されるという点で相互作用的であり、かつ共有される閉じた特徴をもつ。しかし、母たちが掲げる「生活の家」創りは閉じられたものではなく、地域社会に開かれた存在としてある。地域に開かれることは、固定的な固有実体を意味しない「共同性」¹⁵³が母親たちに親和していることを示すものであろう。

¹⁵³ 共同性とは開放的共同体の意識と解釈した。

このような結果考察より，結論として，以下の図 V-5 のように質的データから双方向の人間関係が描ける。母親同志が向き合い合意形成し，不特定多数の市民に向き合い訴えたこと，筆者はこの絡まり合いの運動展開するに至った母親の結束を，共同のアイデンティティの形成と結論づけた。



家の中で肩身狭く生活を送っていた母親たちは「かやのみ教室」で集うに至り，当教室で母親集団として結束を深めていった。その結果，「中津川市障害児者を守る会」の一員となり，就学に関する数々の要求行動を行政に訴え，市に新しい施策や事業を起させていったのである。

具体的な例を挙げると，

重度の障害児を含む公立普通学校への入学を実現すべく，重度障害児と比較的軽度障害児のための養護学級が2学級（1971年），ことばの教室（1972年），きこえの教室（1974年），重度の情緒障害児学級（1976年），比較的軽度の情緒障害児学級，肢体不自由児学級

(1979年)はすべて要求から認可されて開設されたものである¹⁵⁴。

このようにして、渡辺つやの教諭の「希望があればどんな重い障害児の入学も断らない」という東小の教訓はその後1980年代まで東小に受け継がれていった¹⁵⁵。

小結

本章は、就学運動を働きかけた教師集団と母親集団について述べた。第1節では、教師集団として結束した東濃民主教育研究会（以下、民教研と略）が「期待する人間像」¹⁵⁶の政策に対して「私の教育課程」という理念を創り出し実践したことを示した。障害児就学運動を推進した中津川市立東小学校の教師らも「私の教育方針」を書き、障害児を担当する各々教師も含まれていた。全学の「私の教育方針」が束ねられ文集『教育方針』として印刷されていた。

そのことはすなわち、全校の各教師が各学年の普通学級と養護学級の一年の方針と目標を理解する広報となりえたことを示した。この実践報告は「私の教育課程」という概念を打ち出した民教研集会で検討されるため恵那地方全体に周知されていくことになる。研究会での討議は直接のカリキュラム作りとなっていくので妥協しない論戦がしばしば展開された。受け手の子どもがそれをどう摂取するかは別稿に置き、この教師間の関係こそが教師集団の結束を深めたというのも、「期待する人間像」に反対し、「私の教育課程」という学習指導要領に匹敵するものを実践現場の教師自らが産出しなければ教育の自治は成り立たない現実があった。1977年は第二教育正常化と坂本地区の綴方攻撃は強くなる一方であった。父兄だけでなくその背後に大企業まで批判を強めている。そのような差し迫った状態と、母親集団の子どもの行く末を求める気持ちは、運動を強固にするという点で結束しやすい状態にあったものと考えられる。

第1節1978年の小出氏の「私の教育方針」中の「東小に養護学校をつくること、それは東小の明暗がかかっている」と主張した養護学校発言は多くの波紋を呼んだ。恵那の東小全学の教師から四面楚歌になったと小出氏は後で述べているが(小出 1984:122)、普通学級だけか養護学級だけかという形はいずれにせよ、他の東小の教師は教育方針がさまざまでも統合教育という点では一致していたからである。

しかし実のところ、義務教育になると、このままでは中度・重度の障害児は養護学校義務制によって他地域の養護学校か施設に収容されてしまう運命にあったのである。小出氏はあと「10ヶ月、急がねば。」という発言の真意は中度・重度の障害児の所在の命運

¹⁵⁴ 希望する障害児の入学と希望する学級の開設にはタイムラグがある。というのも、認可が下りるまでに、県への陳情を何度も繰り返し、障害によって認可の下る時期が異なったためである。最も困難であったのが肢体不自由児学級であったという。肢体不自由児学級が法的に認められたのは1979年であるが、すでに希望児がいたので東小に入学していた。法的には軽度の学級は特殊学級の範疇に入っている。学級数はその時期の障害児の状況によって替えていた。

¹⁵⁵ 渡辺つやの教諭は1977年には中津川市立西小学校に転勤している。渡辺教諭の後を継ぎ、困難な訪問指導を続けた増倉教諭からの聞き取りによる。2014年12月3日調査実施。

¹⁵⁶ 「期待する人間像」は、1966年、中央教育審議会が出した答申である。愛国心や遵法精神の育成が強調された。

がかかっているという意味であったものといえる。

1979年度の義務制になれば、中度、重度の障害児は普通学校に留まることができない。判定基準により、当地ではIQ50以下の中度障害児は別地の養護学校へ、そしてIQ25以下の児童は教育適用から外れて施設入所になる¹⁵⁷。法的に東小を養護学校といたかたちにしないと留まれないのであった¹⁵⁸。その認可は県が認可し市教委がその窓口となっていくものである。まず確固たるかたちを市教委に認めさせることが必須であった。そしてその陳情には「守る会」の合意による訴えが必要であったが、1975年時点、親と教師の政治的支持政党が異なるために反目し、開店休業の状態にあった。しかし、東小のこれまでの状態を存続するためには会員である親すべてが、障害別に問わず結束し、嘆願に加わってもらう必要が教師側にはあった¹⁵⁹。

第2節では、障害児の母子分離教室「かやのみ教室」で母親集団が結束したことを示した。第4章第2節第7項では、1978～1980年に恵那地方の障害児の母親が綴った『かやのみ』に関して集合的言説の存在を明らかにした。ここで敢えてTEMSのモデルを参考にPOMSやOCBを使用したのは、質的研究でありながら、集団知を確かめるのに有効だと考えたためである。『かやのみ』における、各々の母親の綴方には、運動体としての母親集団になっていくにしたがい、常套句や定型文が散見されることを確認した。その定型化された綴りが『かやのみ』第1号から第3号にかけて、いかに変容しているのかを検証するためであった。1号で母子依存的な表現は第3号では我が子ではなく、利他的な表現に集合的に変化しており、筆者はこれを母親の共同アイデンティティと呼称した。

この「かやのみ教室」の母親らは「守る会」会員となる。「守る会」は行政への要求団体であるが、その一員になることは母親集団が運動体となったことを意味した。

1971年の養護学級開設からみられる市教委と市福祉事務所が一体になって「かやのみ教室」や綴方集『かやのみ』の文集制作に関わっていた事実は、実際には行政を動かすというよりは、行政も協働していたものと考えられる。

但し、行政との関係は、必ずしも協働のかたちをとっていたわけではない。地域生活運動では、行政への陳情を何度も繰り返さないといけない状態にあった。しかし、このよう

¹⁵⁷ 日本のIQによる判定は1953年の判定基準公以来、1961年の『精神薄弱者白書』にふれられているが、特殊学級はIQ50～75、養護学校はIQ40～60、そして教育の下限はIQ20とされて、レンジがあり、地方によって基準値の数値が多少異なる。出典：日本臨床心理学会、1980、『戦後特殊教育その構造と論理の批判』社会評論社、p.180.

¹⁵⁸ 小出氏は生前に筆者に「あんた、愚鈍、白痴って知っとるかね、IQ50やとH（養護学校の名前）、25以下の白痴やったら就学免除で岐阜まで行かなあかんね。」と語られた。

¹⁵⁹ 現場の要求を親からの要求へと持ち込んで、親を即戦力にしていく手法は、まさに、恵那教組が勤務評定時に生き残った手法そのものである。第3章第1節参照。この勤務評定闘争の中でヘゲモニーを握っていた教師集団の一人石田和男は自身の著書で、恵那教組の場合の組合としての統一行動は「親の中に入る」ことだと明言している（石田2017b:82）。出典：石田和男、石田和男教育著作集編集委員会編、2017、『石田和男教育著作集第2巻運動方針の転換』花伝社。

な協働する局面があったために、「守る会」の要求が中津川市に受け入れられていく土壌を作ったことは確かである。

前述の教師集団と母親集団は考えを闘わせながら、この後、生活の家づくりを本格化させる。運動には障害者本人で結成される「仲間集団」も加わってくるが、この「仲間集団」とはさまざまな障害児者である。生徒の集団化がいかに形成されたのか。この障害児者本人が地域で住むということが本論文の中心になってくるので、彼らの集団形成の経緯は章を替え述べていく。

「中津川市障害児者を守る会」は、就学前期で述べたように 1970 年代中頃に開店休業の状態であった (3.4 参照)。けれども、「守る会」はかやのみの母親集団によって復活する。この母親集団は、後の地域生活運動では就学猶予・免除の学習や生活の場を恵那地方の地域に開く結果となった調査員としての実行部隊になっていく。

はじめに

前章では、恵那地方で自主的なカリキュラム作りがなされていることを確認した。特に、1963年の教育の正常化以降その圧力に抗するために「私の教育課程」という手作りのカリキュラムを各現場の教師が打ち立て、その理念としてまとめられた教師の教育現場の生活綴方である「私の教育方針」について述べた。

特筆すべきことは以下の内容であった。まず、恵那の各々の教師の方針を基に協議して、各学年はカリキュラムを作っていたが、障害児担当の教師や支援員は養護学級としてのカリキュラム作りに至ったことである。次いで、それが各学校ごとの『私の教育課程』『私の教育方針』という冊子が作られることにまで結実したことが挙げられた。そして、それらは、中津川市教育研究会、綴方合同研究会、東濃民主教育研究会で審議されるかたちになっていた。ひいては、このことが合同教室のような学校間を越えたカリキュラム編成を可能したことを述べることができた。

本章では、障害児担当教師らが作成した生活合科統合単元を如何に実践したのか、授業に参加していた障害児に関する生活綴方やその他の資料を中心に明らかにしていく。

5.1 合同教室の成り立ち

恵那地方における障害児者の地域生活運動の担い手は教師集団、親集団、障害者本人である「仲間集団」だといわれる。「仲間集団」はここでとりあげる合同教室で基礎づけられたとされているが、その内実は不明である。

当時の障害児教育の指針に関して、恵那生活綴方教育の創始者の一人渡辺春正氏の障害児教育の現状に対する言説(1950年)がある。

とにかく、中津川市の障害児教育の歩みは、差別教育としての特殊教育でなく、生活を学習することを保障する立場からの出発であります。

『「恵那の教育」資料[3]』1130

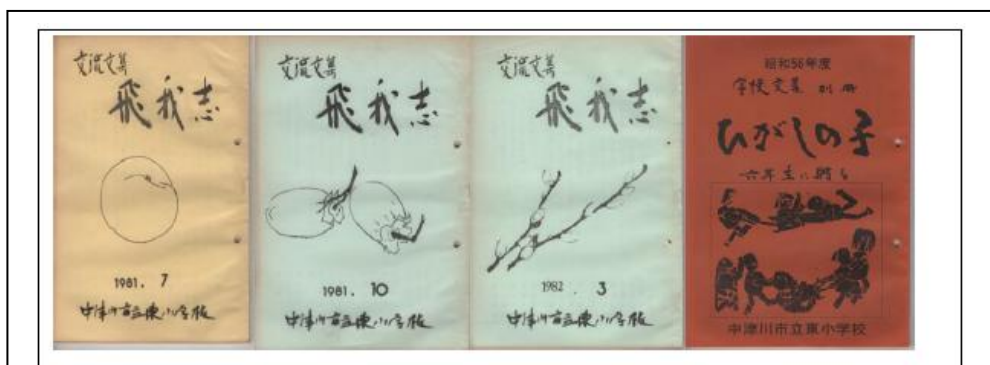
上記のように謳われながらも、1970年代に至るまで、障害児者は隠される存在であった。そして、遠方の都市部における大型施設に入所できることは恵まれている方だと思われており、理念と実際の隔たりは大きいものであった。

中津川市内の教師たちは、生活綴方合同研究会や地域教育の懇談会を恒常的に開催し、学校間を往来した。そのため、中津川市立東小学校(以下、「東小」と略)で障害児教育を進める際も、東小以外の教師たちは、その問題をめぐって議論した。その議場においては、「障害児教育」と名称をつけ、障害児だけを別の場所に連れていくこと自体が差別ではないかという意見が多く出ていた。一方で、障害児に関わっている教師たちは、どんなに重い「障害」であろうと、それは一人一人に合った教育でなくてはならないという考えであった。ただ、当地の教師の間においても、意見の立場を越えて、障害児は多くが隠される

存在であり、そこに難しい問題があることが共通認識としてあった。

合同教室は、就学運動の中で作られ、中津川市の障害児教育の中核となっていた。その教室で「仲間集団」が形成された。1976年から1980年代にかけて、主に東小で行われ、市内の障害児とその担当教員および補助員が一同に集まって週2回開催した学習実践である。学校間の壁を取り払い、授業の枠にとらわれず、柔軟な生活単元に基づいて行われたものであった。

このような合同教室について、残存する資料には限界もあるが、資料調査の結果、関連する資料、生活綴方を発見した。それは東小作成の交流文集・学校文集である。これらの文集を、倫理的配慮の下、適宜使用する。



図V-1 東小の交流文集と学校文集

所蔵場所：中津川市立東小学校。 撮影場所：立命館大学。

注記：所有管理者である東小校長の許可を得て掲載。



図V-2 1979年2月7日 生活綴方研究会5年3組授業風景

東小記念行事の写真集より著作権者東小に使用許可を得て掲載。

これらの資料には解釈上、難しい問題がある。それは、「仲間集団」には多くの重度知的障害児が含まれることに伴う問題である。彼らの綴方は、重度の知的障害ゆえに、文字そ

のものを表すことに多大な年月を要しており、表出された文字の意味は平易である。そのため、本人と周辺の状態を説明する資料も活用しなくてはならないが、障害児の真意は不明のまま、資料の思惟が伝えられることになる。しかしながら、そのような不確定性に留意しつつも、ここではその経緯を明らかにし、運動に関わった人の歴史として書き留めていく。

本章の組み立ては次の通りである。まず合同教室の成り立ちについて述べ、次に合同教室についての具体的取り組みや成果を読み解く。そして、合同教室からもたらされた波及効果について述べる。この一連の議論としての重要な点は、その波及効果自体が合同教室の障害児者の地域生活運動そのものであると指摘できることである。

それまで、教師有志らは自宅待機する児童の就学を目標にまずは訪問学習を実施して、各家を訪れていた。幾度も拒否されるが足繁く訪れ、訪問指導から学校での集団教育の大切さを説いて学校へと障害児を導いた経緯がある。合同教室開設される1976年まで、東小では、1971年以来どんなに重い障害児でも希望があれば入学を断らないという立場をとっていた¹⁶⁰。しかし、合同教室開催までは、学校全体で障害児を支えるまでには機能していなかった。

合同教室が開設される1976年に至る迄、東小内では、合同教室が組み込まれる1976年当時の東小内の養護学級は、障害のあり方によって「養護Ⅰ」（最重度・重度障害児）、「養護Ⅱ」（中度・軽度）、「ことばの教室」、「きこえの教室」と4クラスあり、1976年度より「情緒」の学級が加わった状態にあった¹⁶¹。同時に、学校通学に難色を示す障害児や親のいる世帯には訪問学習が行われていた。

この当時の東小における学習環境の状況は、最初は3階の理科室の片隅にあったが、1階に移動し、生徒らも含めて部屋作りを行ったものであった。そして各々の障害児学級の教室は往来自由の部屋にし、教室に鍵をかけることはなかった。

「きこえの教室」を担当する足立すま子教諭と小出教諭は対立があった。これは、小出教諭の教育の主対象は中度・重度の養護学級にあり、「きこえの教室」や「ことばの教室」に関しては、特殊教育の延長線上とみなし、普通学級で行うべきだと考えていたことと¹⁶²、足立教諭の思いの方向性の違いに起因するものであった。

「きこえの教室」には、親の切実な要求でできた経緯があったため、聴覚障害教育を大切にしたい思いが足立教諭にはあった¹⁶³。この「きこえの教室」がない時期には、聴覚障害児の多くは教育を受けようと思うと、県庁所在地まで行かねばならず、そうすると皆、

¹⁶⁰ 1990年代は全国的に地域の学校への気風が高まったが、中津川市の中でもそれを支持する声が高まった。しかし、ここには思わぬ落とし穴があった。1990年以降市教育委員会は4者会議から脱退し、その体制を大きく変え、現場の要求を通さなくなった。地域教育委員会の入学指導は障害児に最寄りの普通学校ではなく最寄りの養護学校を強要したのである。

¹⁶¹ 更に翌年「情緒Ⅱ」が開設、そしてかねてから認可が下りにくかった「肢体不自由児」学級は1979年に開設されて、一時期は7学級になった。

¹⁶² 小出氏の「私の教育方針」中。

¹⁶³ 足立すま子教諭からの聞き取りによる。2017年9月14日。場所は足立教諭が自宅の一部を生活の家に提供し、現在、生活の家のグループホームとなっている苗木ホームにおいて話を伺う。

寄宿舎生活を送らなければならなかったからである。児童期に親子が離れ離れになることは、子どもにとっても親にとっても凌ぎがたいことであった。やっとの思いで学級が設置され、助成を受けてその助成金で難聴児のための高価な機材を購入したものの、重度知的障害児の中には、教室内を激しく動き回り、機材に興味をもって機材を破損する者がいるのではないかと気が気ではなかったという¹⁶⁴。足立教諭としては、機材の置いてある部屋には鍵をかけたいという主張であった。しかし、あくまでも小出教諭は鍵をかけることに反対した。結局、教室は誰もが行き来できる場所として鍵はかけないことになった¹⁶⁵。

1979年度には障害児1人対し、補助員1人を中津川市が認めるまでになっていた。そのためきめの細かい単元実践が行える状態になった。このような状態の下、合同教室には全市から様々な障害児が集まってきていた。そして、合同教室を実質の養護学校だと行政に認めさせようとしていた。以下はその意図を広報するものである。

当時、ガリ版で、『生活学級』、『ひよっこ』などの障害児をめぐる広報プリントをこまに印刷し、市民に広報活動し、その中にいつも「合同教室は中津川市の養護学校です」という文面を入れ、市民にその周知を促していた。

合同教室実施当時は、1981年代までの文集を見る限りでは、健常児は障害児を「ようごの子」と呼んでいる。この呼称の仕方は、東小の生徒も、合同教室を養護学校とみなしていたという裏付けとも受けとめられる。

教師達はこの時期から合同教室の障害児を「仲間」と呼び、その集合を「仲間集団」と呼んでいる。後の地域生活運動では、この教室で育った障害児者のことを「仲間」「仲間集団」と呼称している。

一方、1976年12月の小出教諭の「中津川市の障害児教育の今日的課題（案）」としての記録に次のような記述がある。

私たちの障害児教育の当面の課題は 障害児教育をすすめる基礎 教師集団を生み出すこと 子どもの集団を生み出すこと 親の集団を生み出すこと、この3つの課題の第一教師集団を生み出す営みが あと2つを可能にします。私たちは、当面の課題を達成していくために「中津川市障害児学級合同教室」という新しい試みを求めて歩んでいます。

小出信也「中津川市の障害児教育の今日的課題（案）」1976年12月。

この資料からすると、教師は教師集団と本人の集団、親の集団をそれぞれに作ることを意図しており、合同教室をその目標達成の場に位置付けている。

1977年度、「中津川市障害児学級合同教室担当教員の会」による「障害児の教育課程づくりの歩み」第2号には、合同教室の目標が掲げられ、合同教室の説明が述べられている。

「仲良しいっぱい たのしさいっぱい」

¹⁶⁴ 重度知的障害児は時に壊すということが中々認識できないことが多くある。

¹⁶⁵ 鍵をかけない指針は（個人のプライベート場所は除く）生活の家に受け継がれている。

がんばって 見よう 聞こう やろう

合同教室に参加する児童は、養護、情緒、言語、難聴等と学級名が異なるように、障害の種類も多様で、重度児や重複時もある。私共は 合同教室を展開するに当たって、これらの児童に合わせた柔軟で弾力的な教育課程を思考し、さらに昭和 54 年度養護学校の義務制を追求しながら、各学級の実情の上に立って 連合方式による 合同教室や連合学級による学年集会の実践を推進したい。

中津川市障害児学級合同教室担当教員の会、「障害児の教育課程づくりの歩み」第 2 号，1977 年度所収。

当時の東小は、障害児教育を受けたいと市民が希望すれば、学区にこだわらず通うことができるようになっていた。

この合同教室開設の 1976 年の 2 年後、東小内に障害児の家族らの要求で障害児のための学童保育所「ひがし生活の家」が建てられることとなる。その利用資格は市内の障害児であればよかったので、授業は学区内で受け、放課後は市内全域から東小学校の学童保育にやってくる障害児も少なくなかった¹⁶⁶。

当時の東小学校生徒会議会は、4 年生から各学級委員の代表者が月に 1 回、生徒会を運営していた。障害児は親学級（普通学級）と子学級（障害児学級）をもつが、生徒会には障害児学級の 4 年（1 学年 5 学級の養護学級の学級委員 1 人¹⁶⁷）から各学年の学級委員が代表となり、生徒会に参加し養護学級からの要求を行っていた。

普通学級では毎学期 5～6 名が立候補により福祉委員を務め、普通学級と障害児学級や合同教室へ、日常の遊び、生じた問題解決、行事その他、人間関係が円滑になるように活動した。この福祉委員については、後述にそれを務めた児童の綴方が登場してくる。

合同教室の目的は次のようにまとめることができる。

第一に、障害児本人で運営できる「仲間集団」をつくりあげることとした。一方で、1973 年から開設された母子分離教室「かやのみ教室」はすでに「母親集団」を形成していた。その「かやのみ教室」を、1981 年の国際障害者年を目途として、合同教室に合体させようとした。合同教室を大きくすることで、普通学校内の養護学級を実質の養護学校として法的に行政の承認を受けることであった。

第二に、「障害児教育」に不安を抱え孤立する担当教師が合同教室で団結することであった。当時、中津川市内の公立学校はマンモス校の状態にあった。その中で、東小以外の障害児担当教員は 1 名か 2 名しかいなかった。市内のマンモス校の中で障害児担当教師の孤立化を解消する目的もあった。

¹⁶⁶ 地域ぐるみで行っているという評判を聞きつけて、市外からやって来る人もいた。

¹⁶⁷ 養護学級増設に伴い、1977 年には 6 学級、1979 年には 7 学級からの代表者ということになる。

合同教室参加者の普段の学習場

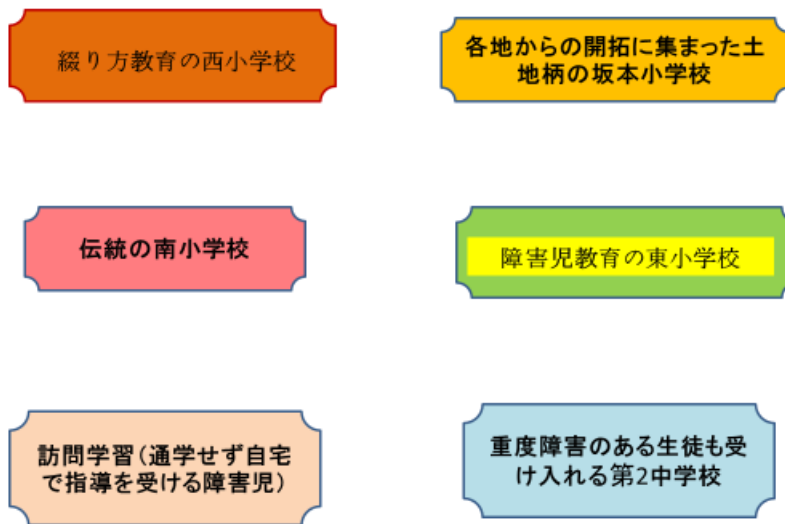


図 V-3 中津川市内の学校の特徴 (*手書き資料を筆者により活字化)

中津川市中心部には3つの小学校が存在するが、それぞれの学校は学校ごとの特色を出そうとした。伝統校である南小学校に対し、西小学校は生活綴り方教育の拠点となること、東小学校は障害児教育の充実に、それぞれ力を注いだ。

合同教室はこの3校に加え、郊外の坂本小学校と訪問学習の障害児で構成されているが、途中より第2中学校が加わっている。第2中学校は、恵那地方で生活綴り方が始められた直後から障害児教育を行ってきた中学校でもある。

合同教室には、第2中学校の障害のある生徒も加わっている。というのも、東小学校ならばかろうじて登校できる中学生年齢にある生徒が各年時に存在し、第2中学校より障害のある生徒担当の教頭を東小に出向させるという形をとって、書類上、東小を第2中学校の分校としていた。そして、この中学校につながっていることが、卒業後の「ひがし生活の家」を中心とした地域生活運動に連動していく結果を生んだのである。

坂本小学校の校区には多くの林野や荒地、軍用地があった。林野や荒地は、古くから土地の開墾の為に明治期・大正期から開拓者が恵那地方以外から移植してきた。岐阜県の指導や政治家との縁故をもって入植した人たちが多くいたため、岐阜県知事をはじめ県職員と懇意であった移植者も少なくなかった。

表 V-1 は参加者の構成を示すものである。その構成の内訳は通常の学籍を置く学校と障害児種別とその人数である。参加者には訪問指導を受けている児童が5名参加している。合同教室やかやのみ教室であれば、かろうじて学校に出てくることが出来る人もいたからである¹⁶⁸。

¹⁶⁸ 1976年まで中津川市障害児者を守る会会長の白鳥氏でさえ、我が子が一般市民や学校の健常児の目にさらされることに絶えないとして子どもを外に出すことを拒否した。結局、

表V-1 合同教室当初の構成

| | |
|-----------|--|
| 東小学校 | 重度知能「障害児」6名 肢体不自由児1名 中重知能「障害児」4名 情緒「障害児」3名（1名不参加） |
| 南小学校 | 中度知能児3名 軽度「障害児」2名（不参加） |
| 坂本小学校 | 軽度知能「障害児」3名 |
| 訪問指導対象の児童 | 5名参加 |

（*手書き資料を筆者により活字化）



図V-4 合同教室の旗

出典：「地域に生きる障害児者運動四〇周年記念共に生きる」冊子より。著作権者：社会福祉法人ひがし福祉会 鳥居広明
注記：写真掲載に関し著作権者の許諾を得て掲載。

授業カリキュラムを確認すると次の内容がわかる。表V-2は障害児担当教師らが考えた合科統合単元表である。これを参照すると、横には、4月から12ヶ月の月ごとに分けて、小単元が示されている。縦の左端には、この小単元をまとめる学習の分類項目が示されている。上から順に、①「年中行事」、②「おはよう」、③「ことば」、④「かず」、⑤「描くつくる」、⑥「リズム」、⑦「あそび」、⑧「給食」、⑨「校外学習」、⑩「からだ」、⑪「生産」（労働学習）、⑫特別活動の13項目である。

この横と縦に基づく単元で、障害児の学習内容を分類するた場合、作業訓練に留まらず、社会生活に関わる3つの要件が示されている。1日の習慣、社会生活のマナー、1年間の年中行事等である。年中行事に関しては、恵那地方は季節ごとの地域の行事が色濃く残っている地域であるので、社会生活を送る上で欠かせない事項である。次節では、そうした単元の内容を示し、次々節ではその特色がどのような成果をあげたのかを考察する。

表 V-2 生活合科統合単元表

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|--------|--------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 単元 | 楽しい学級 | 春のくらし | じょうぶな体 | 夏のくらし | 夏のくらし | 秋のくらし | 働くひと | 私たちの町 | 年のくれ | 冬休み・お正月 | 冬のくらし | まとめ |
| 小単元 | 新しい友達 | 子供の日 | たべもの | 七夕まつり | 動物世話 | 台風 | 手伝い | 乗り物 | 冬仕度 | 正月の暮し | 節分 | ひな祭り |
| | 友達・先生 | 遠足 | 運動会 | 水泳訓練 | 暮しの決り | 運動会 | 秋取入 | 町の様子 | 買物 | たこあげ | 元気な子ども | 1年の思い出 |
| | 学校給食 | お母さん | 学級園 | | 楽しい集い | 老人の日 | 家仕事 | | 冬休み | かるた作り | 作品発表会 | |
| | 学校行き帰り | | 発育判定 | | 夏祭 | | | | 正月 | | | |
| おはよう | ○新しい友達 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 | ○朝の会 |
| | 名前を呼ぶ | 歌・話 | 歌・話 | 歌・話 | 2学期想定 | 歌・話 | 歌・話 | おはよう | おはよう | おはよう | おはよう | おはよう |
| | 名前をはる | おはよう | おはよう | おはよう | 友だちの手 | おはよう | おはよう | 歌・話 | 歌・話 | 歌・話 | 歌・話 | 歌・話 |
| | あいさつ | 体操(リズム) | 体操(リズム) | 体操(リズム) | 家の事 | 体操(リズム) | 体操(リズム) | 体操(リズム) | 体操(リズム) | 体操(リズム) | 体操(リズム) | 体操(リズム) |
| ことば | ○挨拶と返事 | ○友名前 | ○給食献立 | ○七夕祭 | 体操 | 話作り | ○紙芝居作り | ○穴に落ち | ○年賀状 | ○あいさつ | ○話作り | 3匹の子ぶた |
| | おはよう | 名前言う | バナ・イチゴ | 笹・竹 | (リズム) | 字のない | 声出して | た像 | 賀状書き | おめでとう | 劇あそび | 劇あそび |
| | さようなら | 友達を呼ぶ | パン・ジャム | 神 | | 絵本 | 複調 | ○創作表現 | 店屋ごっこ | おとし玉 | | 五十音練習 |
| | はい・いいえ | 名前書く | 牛乳 | 天の川 | | くりかえし | | 劇あそび | 挨拶 | お客さんごっこ | | |
| | | | | お星さま | | ことば | | | | ○年賀状 | | |
| かず | ○1つずつ | ○かたち | ○数詞・ | ○数字の | | 数える | ○数を | ○数える | ○お金 | ○数を数える | ○ ○△□ | 10までの数 |
| | 給食の中で | ○数字1 | 数唱・数図 | 組合 | | 1～10 | 数える | 多い・ | 買物 | 数を書く | 書いたり | 簡単な |
| | 1つずつ | ○△□ | 数字の組合 | 1～5 | | 名数つけ | 数を書く | 少ない | 数字カード | ホッリング | ○作ったり | 加法・減法 |
| | | 長い | かたち | | | | | | | ×による表 | 加法・減法 | |
| 描く | ○友達の顔 | ○こいの | ○粘土遊び | ○七夕祭 | | 月見 | ○旗作り | ○動物園 | ○粘土 | ○かるた作り | ○苗作り | ○雛作り |
| つくる | | ぼり | | ○形作り | | 風車作り | ○運動会 | 作り | ○古紙使 | ○たこ作り | | |
| | | ○お母さ | | ○海と魚 | | | の絵 | ○えんそく | 版画 | | | |
| | | の顔 | | | | | | の絵 | (いも党) | | | |
| リズム | ○リズム遊び | ○うた | 数字の歌 | ○七夕様 | | キラキラ星 | ○リズム | ○紅葉 | ○正月 | ○たこのうた | ○豆まきの | ○春よ来い |
| | むすんで | 数字の歌 | かたつむり | ○うみ | | 月 | 運動 | ○森の熊 | ○たきび | | 歌 | おしくらまん |
| | ひらいて | チューリップ | カエルのうた | ○お星さま | | リズムに | ○お馬 | さん | リズム運動 | | ○ゆき | じゅう |
| | 大きな栗の木 | さよならの | おつかい | ○手あそび | | 合わせて | フォーク | ○大きな栗 | | | | |
| | の下で | 歌 | ありさん | | | 乗物体操 | ダンス | 栗の木の | | | | |
| | 手をたたきま | 手あそび | | | | | | 下で | | | | |
| | しよ | | | | | | | | | | | |
| あそび | ○校庭の | ○ずいずい | ○かごめ | ○水遊び | | わなげ | ○かくれ | ○鬼ごっこ | ○縄とび | ○たこあげ | ○ゆき合戦 | ○鬼遊び |
| | 遊具 | ずっころばし | かごめ | | | 遊び | んぼ | 勝った | ドッジボール | ハチかおとし | | おしくら |
| | ブランコ・ | あわぶく | ○マト遊び | | | ○×表 | ジャンケン | 負けたが | ケンパ | ○花いちもんめ | | まんじゅう |
| | すべり台・ | たった | 積み木 | | | ○×に | 歌と | 使える | | ○カルタとり | | |
| | うんてい | ホール遊び | てっぽう | | | よる多少 | 身体反応 | | | | | |
| 給食 | ○何でも食 | ○弁当と | ○よくかんで | ○給食 | | 自分の席 | ○こぼさ | ○後かた | ○あたた | ○汁物を上手に | ○友達の | ○上手に |
| | べる | おやつ | | 時間内に | | 誕生会 | ない | づけも | かいうち | | せわ | 食べる |
| | よい食べ方 | できるだけ | | 食べ終る | | 運動会 | | する | に | | | |
| | 自分で食べる | 介助無で | | | | | | | | | | |
| | | 食べる | | | | | | | | | | |
| 校外学習 | ○並んで歩く | ○歩く・ | ○豆種まき | ○水遊び | ○楽しい | 秋の草花 | ○秋の様 | 与校田の | ○暮の町 | ○かるた遊び | ○カルタ作り | ○ひな |
| | 手をつないで | 休む | ○苗植え | ○7月祭 | 集い | 誕生会 | 子を見る | 取入見学 | 見学 | ○凧作り | ○節分 | ○誕生会 |
| | 右側を | 春の野山 | ○誕生会 | | ・盆踊り | 運動会 | 社会見学 | | ○店屋 | 凧揚げ | ○誕生会 | |
| | ○遠足 | こいのぼり | | | ・水あそび | | | | ごっこ | ○生活カルタ作り | | |
| | | | | | | | | | 靴下買い | ○誕生会 | | |
| からだ | ○身の辺りの | ○早寝 | ○清潔な体 | 清潔な体 | ねびえを | 動きやす | ○運動会 | ○厚着を | ○病気に | ○寒さにたえる | ○風邪を | ○一年間の |
| | 事は自分で | 早起き | ○歯磨き | 汗ふきの | しない | い身なり | ができる | しない | かからな | | ひかない | 発育状況 |
| | ○いたい、 | | | 習慣 | たへもの | | 丈夫な体 | | い | | | |
| | 気持ちが悪い | | | 入浴する | | | | | | | | |
| | と言える | | | | | | | | | | | |
| 生産 | 学級園の | 草取り | ○畑作り | 草取り | 草取り | 草取り | 球根の | ○球根の | 大掃除 | 掃除 | 掃除 | 大掃除 |
| (労働学習) | 手入れ | 掃除 | 苗植え・豆 | 作物の | 大掃除 | 大そうじ | 植えつけ | 植えつけ | | | | |
| | | | まき | 手入れ | | | 掃除 | 掃除 | | | | |
| | | | 掃除 | 掃除 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 特別活動 | 春の遠足 | 子どもの日 | 授業参観 | 七夕祭 | かやのみ | 月見 | 社会見学 | 親子楽しみ | 授業参観 | 正月楽しみ会 | 豆まき | 雛祭と |
| | 学級懇談会 | 地域子ども | 学級懇談 | 合宿 | 教室 | 運動会 | 学級 | かやのみ教 | (合同教室) | 親子楽しみ会 | 作品発表会 | 楽しい集い |
| | | 会 | 会 | 学級懇談 | | (校内) | 懇談会 | 学級 | 小中特殊 | | | |
| | | 対団競技 | かやのみ | 会 | | かやのみ | 懇談会 | 懇談会 | 学級交流 | | | |
| | | 学級懇談会 | 教室 | | | 運動会 | | | 集会 | | | |

(*手書き資料を筆者により活字化)

5.2 個 の 確 立 と 集 団 を 形 成 し て い く 合 同 教 室 の 実 践 内 容

5.2.1 健 常 児 と 一 緒 に 徒 歩 で 地 域 内 を 登 校 す る こ の 意 味

登下校は東小学区以外の障害児は一人徒歩でやってくるか障害児同士や担当教師と集団登校してやってくる。東小学区の障害児は普通児と一緒に集団登校である。集団登校は一筋縄ではない。特に東校学区外から通ってきた障害児には一人の登校は難事であった¹⁶⁹。

トイレでの排泄の習慣が自身の中に身につかず登校の道端に大便をする重度知的障害児もいた。その大便を毎日、中西克巳校長が拾って歩いたという。それでも、健常児と同様に、集団下校を実践していた¹⁷⁰。

(綴方の作者は仮名)

綴方 1

(*ママ) 一月二 日木よう日 てんき (はれ)

きょうは、バスおりてから、おねえちゃんと、わたしと、いっしょに、はやくかえってきました。

おにいちゃんに、ぱんと、おかあさんに、りんごと、おかしのチョコレートを、もらって、たべました。

学校側のコメント

家庭 通信 (記載者不明) ひとりでいきました。

¹⁶⁹ 小出信也, 1984, 「障害の重い子の教育保障をめざして——岐阜・中津川での生活の家 (学童保育所・作業所) づくり」『障害児教育実践体系 8 教育運動』121-122.

「教育とは生きていく力を育てていく営みではないかと思えます。そのためには、真に生きていく場を現実のものとしてこの子たちに保障してやらなければ真に生きていく力は育たないと思えます。

では、そういう現実の場とは、第一に、自ら歩まなければならない真の生活です。「こいでせんせいが おこってきた (ひとりで歩いて家へ帰りなさいと小出先生がいった。) ひとりでないでいないで

あるいてないでした。(ひとりで泣いて帰りました。) W. Y. 11 歳 ダウン症児 IQ 30 前後教育不能といわれた W. Y. さんが人間らしいすなおな感情を文章で表現したのです。いったい、このような人間らしい感情を文章で表現する力がどこで育ったのでしょうか。日々わたしが教室で文字を教えたからでしょうか。いや、その基礎は T 地区から学校まで往復 6 キロ、時間にして 2 時間自力で登下校する生活のなかでその基礎が育ったのではないかと思えます。Y さんがひとりで登下校することはたいへんなことです。親、教師の保護のない、まったく自らのみの力で生きなければならないときです。生きていることを Y さん自ら感じることはこの時以外ないのではないかと思えます。「ひとりで ないで ないで あるいて ないでした」この Y さんを、わたしは「ようがんばった。強くなった。」と強く抱きしめ励ましてやりました。下校のときは、学校帰りの腕白どもから「たんぼぼのバカ！」と、はやしたてられるなかを歯をくいしばって、ときには「バカヤロー！」と言いかえしながら歩む、Y さんはたんに障害を克服するという学習、生活だけでなく、差別、蔑視のなかをひとりで闘いながら生きなければならないのが登下校です。

たった 4 行の文ですが、わたしは、この 4 行から Y さんの 5 年間の教育不能を教育可能にしてきた Y さんと Y さんの仲間たちと父母、そしてわたしの真の生活を保障し生きていく力を子ども自らのものにしようという営みをひしひし感じます。」とある。

¹⁷⁰ 2018 年 6 月 3 日増倉笑香からの聞き取り調査による。

次ページ

3 学期からは 一人でバズに乗って苗木迄帰るように、なっている。バスを降りてから、3, 40 分 歩いて 家に帰るのだが

苗木小の兄や 苗木中の姉と 一緒になって帰る時が多い。最近は母親に教えてもらっては 帰りの様子を「おにいちゃんといっしょに」或は「おねえちゃんといっしょに」又は「あにいちゃんとおともだちといっしょに」という形式が前半で 後半はその日その日で内容はちがうが 家に帰って 何をしたかと云う事を毎日綴って来た。今日は同じ形式で、初めて自分の力で綴って来たものである。

きこえの教室 新水るみ「一人で通学」『交流文集ひがし』中津川市立東小学校
1978 年 1 月 (ページ数不明)

親はこの合同教室には立ち入り禁止である。重い身体障害で道中を一人では障害児は親が通学は同行したが、合同教室を担当した増倉教諭は「どんなについてきても門のところまで。」と親を突き返したという。「障害児の親は過保護やからね。」と、障害児自らがしようとする前に親がしてしまうので意欲が育たないことを、自分で食べることを例にあげて語った。

しかし、障害児本人も大変だったようである。学校外の行事の前になるとなおさらそのストレスは人によっては大きいものであった。

綴方 2

「動物園に行く前にも おなかをこわし えらかったね
2, 3 日前から リックサックにおやつを入れて
「今日 行くの。学校がすんでからいくの。」
と、何べんも聞いて なみだの出たことも あったね。
がまんをすることが出来なくて 時々 やんちゃがでます。」

「合同教室連絡ノート」より, 1976 年.

それまで親と一緒にあった障害児は一人で出てくることに加えて、未踏の地に赴くわけであるから不安もなおさらのことである。

次の図は 1976 年 6 月 1 日の合同教室の一日の流れを示す計画案である。

登校

朝の着替え ロッカーのせいり・持ち物の点検
 教科領域 学習活動

当番 指導担当者

| | | | | |
|------|--|---|-------|------|
| 9:00 | 朝の会 (生活単元) 1. おはようのうた 2. 出席しらべ 3. なかまの話 先生の話 | ○当番の指示により、元気よく うたう。 ○友だちの名前を覚える。 ○はっきり 答と 名前。 ○それぞれの生活を伝えるように。 | 東小の仲間 | A 教師 |
|------|--|---|-------|------|

| | | | | |
|-------|---------------------------------|---|--------------------------------------|--------|
| 10:00 | 飼育 (労働) うさぎ チャボ | ○小屋及び まわりの掃除 ○えさつぼ、水おけを きれいにしてやる。 ○それぞれ いくつか 数える | 全員 | B・C 教師 |
| | 豆の種まき (労働) はたけ 土と草 道具 豆の種子 汗 | | ○校外に出るは ぼうしをかぶる。 ○移動する 場合 は | |

| | | | | |
|-------|--|--|----------------|--------------|
| 10:30 | リズム遊び (音・体) 1. かえるのうた 歌詞指導 2. きらきら星 打楽器指導 小だいこ タンブリン シンバル カスタネット | ○うたを おぼえる 大きな声で 手拍子を うったり 足ぶみしたり 歩いたり うたう。 ○タン ○タン ○タン ○タン ○タタ ○レ ○タン ○タタ ○タン ○タン ○タタ ○レ ○タン ○タン ○タン ○タン ○タタ ○レ ○タン ○タン ○タン 打楽器のくみ合わせによって、 いろいろなうち方を経験する。 リズム唱もオルガンに合わせてうたう。 | 会場 全員 教室 | D 教師 E 教師 |
|-------|--|--|----------------|--------------|

| | | | | |
|-------|--|---|----------------|----------------------|
| 11:00 | 文字のおけいこ (国語) | ○名前が言える。わかるまで くり返す。 ○名前カード取り遊び。 ○名前を書く練習 マジック・クレヨン・えんぴつ (4B) | グループ指導 (個人) | C 教師 D 教師 E 教師 |
| | A グループ A さん 6年 B さん 3年 C さん 2年 D さん 1年 | (A グループ続き) E さん 2年 F さん 3年 G さん 1年 H さん 1年 | | |

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|------------|
| 読 書 算 | Bグループ | | | | A教師 F教師 |
| | Iさん 2年 | Jさん 2年 | Kさん 2年 | Lさん 2年 | |
| | Mさん 2年 | Nさん 1年 | Oさん 4年 | Pさん 4年 | |

| 2

| | | | | |
|-------|-------------------|---|--------------------------|--------------------------|
| 11:45 | 給食・準備 手洗い | ○食堂のせいり 机の上を 台ふきで ふく。当番 いすを はこぶ 各自 お茶の仕度 べんとうの用意 | 会場 食堂 当番 東小の仲間 | A教師 B教師 |
| 12:00 | 給食開始 いただきます | ○決められた時間内に食べるように。 ○よく かんで たべるように。 ○こぼさないように。 | | |
| 1:00 | 給食おわり | いただきました。 | | |
| | 後片づ (日常生活) | 1. べん当箱を 自分で しまう。 2. 食器洗い 3. ごみ拾い 4. はき掃除・ふきそうじ 5. 机のせいとん | 全員 一人残らず、みんな はたらく。 | A教師 B教師 |
| 1:30 | 帰りの着替えと 用具の 整理 | | | 全員 |
| | 帰りの会 | 1. 今日の話 2. 明日の予定 坂本小→南小→東小の順序 3. さようならの うた | | A教師 B教師 C教師 D教師 |
| 2:00 | 下校 | | | |
| 2:30 | 研究会 | 1. 指導計画について反省 2. 集団指導について反省 3. グループ個別指導について反省 4. 合同教室 PTA について | 司会 C教師 記録 B教師 | |

図 V-5 合同教室指導計画案 1976年6月1日火曜日.

この計画案には、自立することと、集団形成のしかけが随所にある。

5.2.2 当番が誰にもあること

この図中、右側に「当番」という項目がある。ことばのない表現が中々外に現れない児

童も朝の会の当番をする。一般的にみて挨拶になってないかもしれない。けれど、そこで毎週顔を見合わせる仲間には、その人の挨拶らしき行為がわかるのだという。すべての生徒が当番として行う食事の給食から片付けまで行い、単元の目標には、「時間内で食べる」「こぼさない」マナーもさることながら、「自分で食べる」「介助なしで食べる」ことが強調されている。

飼育係も担当が決まっている。長期休暇中の世話は結局、東小の生徒がしたということであるが¹⁷¹、それぞれの生徒に受け持つ動物が決まっており、受け持った動物には名前をつけて飼育していたという。担当者が他記録に記載されていたのでそれを示すと次の通りであった。

飼育・他の係

| | |
|-----------|-----------------|
| きじ・うずらの世話 | I 君・O 君・Y 君 |
| うさぎの世話 | U さん・H さん |
| ちゃぼの世話 | K 君・H 君・C 君・N 君 |
| 本がかり | A 君・M さん |
| あさがお係 | C 君・U 君 |

飼育作業を認知することが中々難しい児童もおり、担当者は2人以上になっている。実は、この当番表では、全く単独でなりたつ当番はない。一人であっても朝の会の挨拶のように人を介して担当する当番か、もしくは食事、掃除、飼育などのようにグループで受け持つ当番か何れかである。

自分・友だちの名前を強化している。毎日の挨拶時に必ず行う事と、国語で自分の名前の呼称と理解、そして筆記をしつこく行っている。「読み、書き、算」は場合によって対応が必要な時は個人で行うが基本はグループ学習である。

生徒たちが下校すると、午後2時半から教師の研究会である。正規の就業時間は5時までだが、いつも過ぎていたという。

動けないといわれていた障害児を動かし、他者とは交われないという障害児にグループ学習を強いていたわけであり、命や怪我の危険といつも隣り合わせの現実があったからである。

当時、関わっていた足立教諭は「毎日がはらはらドキドキの連続だった」という。活動中に発作が起きたり、意識が希薄になって眠ってしまう児童もおり、関わる教師らも一丸となっていたという。

重症児を担当していた増倉教諭の話によると、あの子は少しこのぐらいの角度で支えた方がよいとか、児童にそれぞれ活動するのに確保すべき体位があったという。一人一人のロールプレイを繰り返し、その子の発達課題を教師らで話し合い、その児童に合った遊具が作られた(田中 1989)。午後5時以降の仕事は勿論のこと、徹夜をして翌朝まで次の授業

¹⁷¹ 実際に当番を行っていた馬場紀行（本人が実名表記を強く希望。同意済）さんからの聞き取りによる。

の教材を準備することもあった。

5.2.3 自分と他者を承認し合う事

挨拶や自分の名前を何度も繰り返し学習しなければわからない人がいる。重度知的障害児にはそれが多く認められる。成人してから挨拶しないことは個人の自由であるが、挨拶することを知らないために社会生活で不利な立場に置かれてしまうことも少なくない。また、自分の名前も自分の名前が「〇〇だ」という事が認識できない人もいる。また、過去の生育歴において自己否定され続けて自分の名前を認めたくない人もいる。

毎日名前を呼び合って挨拶すること、毎月誕生日会を開催することは自分の存在を嫌でも植え付けるような、人によっては過去の辛さを追想することでもあるかもしれないが、ここでは、一貫して強化づけている。

合同教室では、毎月誕生会が開かれている。次の通信はその様子を伝えるものである。合同教室では、親の介入ないので、本人たちの力で会も成り立たせなくてはならない。正確にはそう仕向けられていた。誕生日を迎えた児童は、10月下旬から11月上旬の1ヶ月の間に誕生日を迎えた人たちである。その5名の氏名と誕生日と年齢が記載され、祝福の言葉がかいてあるのだが、その通信で特筆されるのは、祝う仲間の様子が書かれていることである。

「ITさん（誕生者本人）がMYちゃん（祝い手）に千羽づるをわたされると、ニコニコほほえみしました。」

「HY君（誕生者本人）は、小さい頃普通の子どもより大きい程で、とても歌が好きでした。今は、動物が好きだそうです。赤ちゃんの頃の写真も見せてくれました。」

「SM君（祝い手）は、とても歌が上手で、たん生日の時も大活躍です。～」

「SS子さん（祝い手）、OHくん（祝い手）、GS子さん（祝い手）、HH君（祝い手）、HY君（誕生者本人）達は、18日の準備で、一生けん命つるの折り方を覚え、3つも、4つもおりました。」

「坂本のKS君（祝い手）は、会食の時、皆が食べているのを見て、一生けん命、時分も食べました。」

「YA君（祝い手）は初めて皆と食事をしました。」

『生活教室』通信 NO. 20 1976年12月25日発行より

この通信には、祝われる誕生者と祝い手のやりとりが伝えられている。

実は、同時期に合同教室内では人間関係の葛藤が生じていた。

5.2.4 内部での障害児同士による人間関係の葛藤

子ども間の葛藤はその人間関係を自律的に築いていくためには、大切なプロセスである（津田 2011）。この合同教室内でも人間関係をめぐる葛藤があった。丁度、この誕生日11月にかけての期間である。1976年から1977年にかけて、この通信に登場するGS子さんは、合同教室における集団の主導権を握ろうとしていた。その駆け引きについて、GS子

さんの話し綴方と、教師の目からであるが人間関係の様子が記録に残っている。GS子さんはまだ、文字を獲得していないので話し綴りである¹⁷²。

しかし、この期間、GS子さんは多くの話し綴方を残している。10月6日、10月20日、10月23日、10月30日、11月1日、11月15日、11月17日、11月29日、12月10日、12月13日、12月15日、12月23日、1月12日、1月13日、1月14日、1月17日、1月20日、1月24日と続いている。

この当時、教師達は合同教室でのGS子さんの様子を次のように受取っていた。誕生会の主賓でもあるIT智子さんをGS子さんは指揮下に置いて、自分の意志のままに動かしているというのである。

10月の話し綴りの内容は、GS子さんが自分の家の人たちとのやりとりに限定されている。けれども、11月17からはITさん他、合同教室の人たちの名前が登場してくる。GS子さんの話し綴りはその通りであったが、教師から11月を眺めると、ITさんがGS子さんにコントロールされる拒否として反発が多くなり、逆にGS子さんはその反発にヒステリーや暴力を加えるようにうつっていた。

GS子さんはITさんへのリーダーシップをSH秀樹さんに移し、GS子さんの意志に従わないと暴力で服従させようとして、時折、SHさんが落涙していたことが記録されている。

しかし、その1ヶ月後、SHさんもITさん同様、反発する。2人から拒否されたGS子さんはMYさんにも行使しようとするも、MYさんは最初から強く反発し、結局、GS子さんは孤立していった。

教師たちの12月の記録には、澄子さんが「遊び、そうじも一人でやる事がめだつ」とある。けれども、GS子さんの12月の話し綴りにはすべて、合同教室の誰かの名前が記載されている。行動は独りで行為していたけれども、気持ちの上では他の人たちを抹消していなかったのである。

一方、最初に指揮下に置かれたITさんはやはり、文字は自由に書けないが、話し綴りを12月23日、1月12日、1月20日、1月22日と行っている。12月の話し綴りには合同教室のメンバーや教師の名前が出てくるが、GS子さんも登場している。文面にはバス乗車、見舞、買い物に一緒に行ったことが羅列されている。この話し綴りがITさんから出るようになった時期にGS子さんに対する反発がはじまっている。

教師の記録によると、ITさんはITさんで、GS子さんから受けた命令を、今度は岩井さんを世話し干渉するようになったと、あるのである。ITさんは11月まではGS子さんと遊ぶだけだったが、短時間ながら他の仲間と遊びができるようになると記されている。道理で12月の話し綴りには多くの人のがのべ33人登場してきている。この論考は集団力動そのものを述べる事を主旨とするものでないため詳述は他稿に譲るが、ITさんが人付き合いを広げている。

個人その人を承認し合うこと

¹⁷² ちなみに彼女が生活の家の成人部の第1号である。

誕生会は、誕生者をはじめ自分という個体の存在を、その人、居合わせた人間間に承認することを植え付ける行事でもある。親は参加できないが、連絡ノートなどでやり取りをしている。その一人であったH. Y. さんの母親は、1976年合同教室連絡ノートに「重度精薄（ママ）の母 合同教室 誕生会の時 みなさんへ」とYさん（障害児本人）の誕生から生い立ちを記述して紹介している。

5.2.5 一緒に勉強すること

生活単元の3, 4項目は、「読み、書き、算」のいわゆる知的学習である。この項目は一見、個別でも行える事でさして集団で行うことなのかとも思われる。しかし、共に勉強するというスタイルをここでは組んでいる。

（綴方の作者・登場人物は仮名）

綴方3

きのう すすむくんと かずやすしくんと べんきょうしました。うちの おうせつまで べんきょうして おかあさんが すすむくんに おしえてやって テレビをすこしみて

かずやすしくんと すすむくんたちを おくってやった。

いつも みんなと べんきょうすると うれしい

ともだちと べんきょうしたことないもので うれしい。

おかあさんが かずやすしくんや すすむくんに やさしくしてくれて よかった。

2年 そばじまきょうこ「ゆみと やすしくんと すすむくんの」『交流文集 飛我志』1981年10月 中津川市立東小学校

そばじまさんの綴方には友達と勉強したことのうれしさが表現されている。彼女にとっては、みんなと勉強がしたいのである。

本章第2節では合同教室の営みを述べた。登校からカリキュラムの意味はあった。そして、たとえ手足が自由に動かない重度の障害児であろうと目くばせも仕事として皆が捉え、その児童にとっての当番があり、そして児童の名前や誕生日を強化づけは、個というものを実感していく実践ともいえる。同時に、活動はいるも他者と一緒に行っており、個がその人の役割をもって共同の生活学習が繰り返し営まれていった。この経緯によって「仲間集団」という集団が形成されたものと考えられる。

5.3 さまざまな合同学習への発展

5.3.1 教室内運動会から全学運動会へ

運動会は体づくりの単元に含まれているが（生活合科統合単元「からだ」参照）、これも集団が集う経験を実感する場所としては重要である。しかし、合同教室の障害児にとって、この運動会開催まで練習し当日に持ち込む迄には、身体的にも、精神的にもハードルの高い行事でもあった。家から出て、保護してくれる親からも切り離されて、この教室にやっとの思いで参加している訪問学習の児童にはなおさらである。運動会当日は親も観客とし

て参加する。親にとっては運動会で日常の子どもとは違った姿を知る経験にもなる。運動会での各児童の活動は、合同教室で得た成果を親に知らせる一つの機会でもあった。合同教室の運動会は体育館で行っている。

運動会の注目されるのは、その波及効果である。なお、合同教室内から出て、全学の運動会で障害児等が演目を披露したということである。それは、健常児の偏見に気付きを与えた。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 4

今日、5年生のみんなでリレーをしました。
はじめはよしだくんと リレーをしました。
きいろが 3いやった。ぼくが4ばんやった。
それから みんなで リレーをしました。
それから ゆたかくんと おかむらくんと はなこさんが1ばんやった。
ゆたかくんと ぼくと 3ばんやった。ぼくはまけたとおもった。
そして3いやった。そして ぼくは たるかったけど はしった。
でも はしってうれしかった。はやく はしれるように になりたい。

堀井勇「5年生でリレーをやった(運動会)」『学校文集 ひがしの子』
中津川市立東小学校、1979年度、p.250.

堀井さんは合同教室の一員でもあるが、5年生の体育の授業に出ている。チームの順位と、自分が走った順位を書き留めているが、順位がよくなくても、競っていることにうれしさを感じている。つまり、特別扱いされるのではなく、走り合ったことで、もっとがんばろうと意欲が出ている。これは恵那の教育の特徴でもあるが、恵那の綴方教師である依田和子教諭が、子どもは集団の中で最も伸びると話されたように、集団の中で頑張ろうとする意欲が湧いてくるということである。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 5

10月2日 運動会で、ようごの子(ママ)の、「おどって まわって がんばって」というえんぎになった。私はおどっているのを見て(あんだけかあ)と、思って見っていた。

先生があるけん子をかた手でだいて、もうかた一方で ばば岡村君をひいておどっていた。

(たいへんだなあ)と、思った。

おどりが終って 2人ずつならんでいた。みんながでんぐりがえしをしていた。

きこえの子は じょうずに出来た。くめ君(重度身体障害)がじょうずにできるとは、思わなただけどじょうずに出来た。あるけん子が先生にだかれて来た。私は、(かわいそうだな、自分の力で地面についたことがないんだから。)と、思った。

私は、2、3年の時、(クルマいすにのりたいな。)なんて思ったことがあるけど、だかれとるのを見て、そんな気持ちはいっぺんにふっとんだ。

今では、(バカだったな)と思うようになった。そんな事を思って見ていた。

4年4組高野香織「ようごの歩けん子は がんばったなあとと思った」『交流文集 ひがし』中津川市立東小学校，1979年10月，ページ数記載無。

この綴方は健常児が書いた。最初に、障害児のフォークダンスを見ている様子が書かれている。「あんだけかぁ」と、健常児の高野さんは障害児を少ししかできない人と見ている。重度の身体障害児たちが介助されている姿を見て、それまで車椅子に乗車したいという憧れが払拭されている。

次のでんぐりがえしの演技もどうせたいしたことはないだろうと高野さんはあまり期待もせず見ていた。しかし、高野さんの予想外に、障害児たちはでんぐりがえしを上手にやった。

歩けん子は、先生に足をもってもらってでんぐりがえしをした。

どンドンすすんで 一番さいごの子になった。その子も、歩けない子だった。

(また、前の子と同じことをするんだな。)と 思って見ていた。

そしたら、マットの上につぶせにねせた。(なにをするのかな、一人で でんぐり返しやるつもりかな。)と、思った。

そしたら、ひじをつかって こしを左右にふって、足をもじもじさせて、顔をあげ、とても苦しそうだった。

それで、いっしょうけんめい、前へ進みようった。

でも、あまり進んでいかなかった。足の力がないので、体と手でがんばった。

何につかまって進んだかわからないけど、2分か3分で、1mぐらい進んだ。

その子の足を見ると、ほそくて、おれそうだった。

1mぐらい進んだら、先生がだいて行った。

私は、すごく 拍手をした。

その子は、一番大きな音のはく手をもらったみたいだった。

私は 感心した。私が走るよりも たいへんだと 思った。

その子は、自分なりにがんばったと思う。

先生が「すが井 りょう やに。」と、言った。

「すが井 りょう。」と、びっくりして、言った。

同じ名前の子がいたから びっくりした。

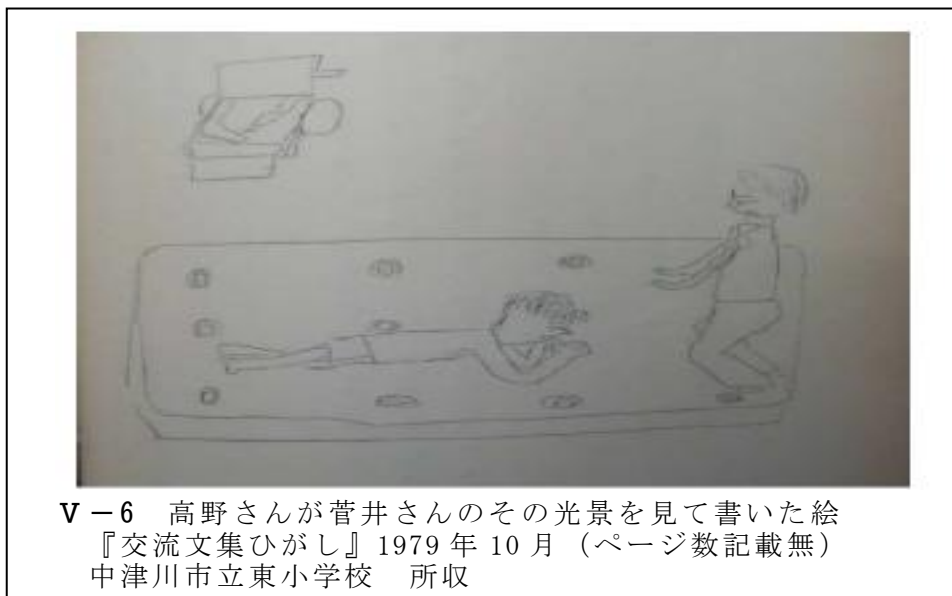
私は、ぜんぜんふじゆうじゃない。

だから、ふじゆうな子の気持ちがわからなかった。(後略)

4年4組高野香織「ようごの歩けん子は がんばったなあとと思った」『交流文集 ひがし』中津川市立東小学校，1979年10月，ページ数記載無。

高野さんは「また、前の子と同じことをするんだな」という固定観念で見えていたが、すが井りょうさんが動かない足の代行として、身体と手で進む姿を目の当たりにする。その時の菅井さんの表情を振り返り書いている。さらに、高野さんは菅井さんの足が細く折れそうであることを見ている。「すごく 拍手をした」、「関心した」の表現は、高野さんの感動の顛れだと考えられるが、聴衆も最も大きい拍手をしていることに高野さんは気づき、それを書いている。

ここに、高野さんが描いた絵がある。絵は版画とともに綴方に添えて実感を描く綴方教育の手法である。



この車椅子の描写は、高野さんが菅井さんを自助具無の挑戦者と承認したことを象徴するものだと考えられる。

1980年代までは、東小では、菅井さんのように重度の障害児が全校生徒や父兄を前にして、自分の演目を披露したり、健常児と一緒に競技することが展開されていた。

このようにして、健常児にとって運動会の綴方を書くことは、障害児に対する自分の偏見と、実際の違いを自覚する機会となったのである。一方で、障害児本人にとって運動会は合同教室内の活動から外に出て観衆の視線を浴びる、自分を曝け出す機会になったのである。

5.3.2 労働を共にする学習へ

労働の単元は3,4年生との交流にも活かされている（生活合科統合単元表「生産（労働学習）」参照）。実はこの交流学习は最初、5,6年生が一緒に行っていたものである。物の分別がわかっている高学年がよいという理由であったが、この時期になると女子生徒は女性らしい体つきになるため、教師不在のところで性的ないたずらをする生徒たちが出てきてしまった。そこで、普通学級を受け持つ西尾昭洋教諭が、3,4年生との交流に切り替える事を提案し、3,4年との交流教室を行ったところ、健常児に目覚ましい社会的成長があ

ったという¹⁷³。

合同教室の生活合科統合单元における労働学習の取り組みとして、4年生が養護学級の雑草園を一緒に作っていた。東小では、プール上に農園を作っており、ここで養護学級の畑の作業を行っている。農具も一輪車をはじめ養護学級所有の農具があった。

ちなみに農作業ははだしで行う。1980年代まで中津川市内の小学生ははだし教育が推進されていた。先の運動会も、後項の飼育動物との遊戯も同様である。

次の絵綴は労働から導かれた重度の知的障害児の作品である。

綴方 6

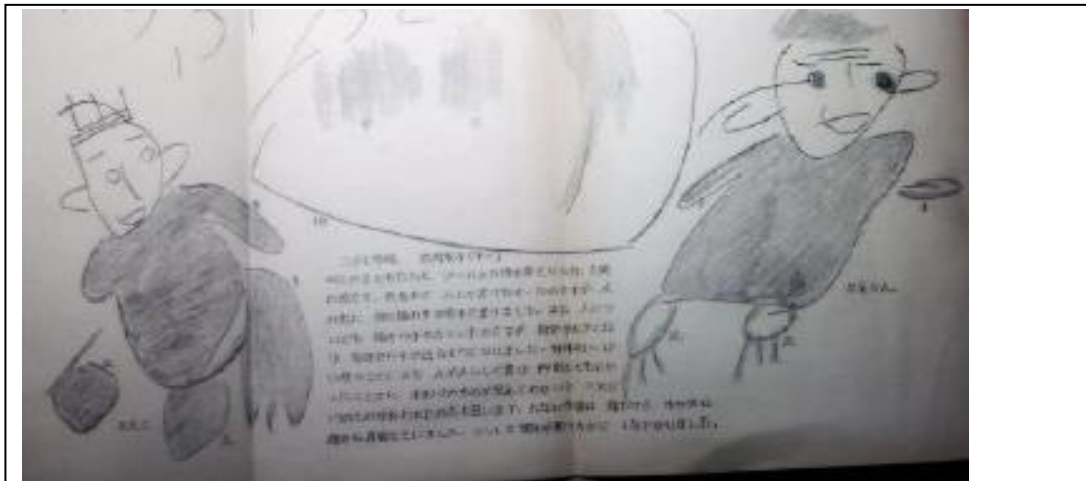


図 V-7 上田信子さん（仮名）の労働学習の絵
交流文集『飛我志』中津川市立東小学校，1981年，
ページ数記載無．中津川市立東小学校 所収

この作者上田さん（仮名）は前述した 5.2.3 及び 5.2.4 における誕生日のエピソードに登場した人である。GKさんから受けた人との接し方から、今度は他の人へそのリーダーシップを示そうとしていた。

それぞれに生じた葛藤について 1976 年時合同教室でのエピソードを示したが、彼女はその後 5 年後、中学生となって合同教室に通っている。中 2 の時の表現である。

説明文（記載した教師名は不記載）

四（ママ）人の子どもたちと プール上の畑の草とりに行った時の絵です。昨年まで人しか書けなかったのですが、人の他に 畑と畑の中の草まで書けました。また 人についても 顔から手が出ていたのですが、身体が大きくなり、身体から手が出るようになりました。身体をいっぱい使うことにより、人が人らしく書け、仲間とともにやったことから、まわりのものが見え（わかり）、これだけのものが表せたのだと思います。去年の今頃は 顔だけを 手や足は顔から直接出ていました。こうして身体が書けるのに 1 年かかりました。

上田信子さんの絵綴の説明（書き手記載無）交流文集『飛我志』中津川市立東小

¹⁷³ 2015 年 6 月 19 日，西尾教諭からの聞き取りによる。

学校，1981年4月，ページ数記載無．

1981年，彼女は，人の体を大きく感じ，そこから手先が出てくることを習得し，彼女の生活の中で，赴いた畑への認識を描いた。この畑は交流学習で健常児と共に農園を作り労働作業した場所である。そのような生活経験で，上田さんは自分の中で人とつながる意識を絵に表したのである。そして，絵の足に根っこがはえている表現は，すなわち，大地から自分の足に養分をもらって，植物と同じように，自分は成長しているという自覚が彼女の実感にあるものと考えられる。客観的に見れば彼女が地に着いたということ，言い換えると，教師が説明しているように大地を踏みしめているのである。身体が大きくなったのは養分をもらって大きくなったことを実感している証であろう。

なお，この文集は東小全体と建前上はなっているが，第2中学校の分校として東小があるために，合同教室に参加する第2中学校の生徒の作文も掲載されている。つまり，東小は普通小学校でもあり，なおかつ，養護学校でもあるという形をとっていたので，中学生作品も掲載されたのである。

説明文によると，頭からでなく，身体から手が出るようになったのは，身体の重みを上田さんが認識するようになり，身体が大きくなったのは，身体を多く使うことで，自分の身体を客観化し，自他を区別して，周りのものが見えるようになったとされている。

筆者は発達課題に人の成長をあてはめる事に対しては不支持の立場をとっているが，一つの手がかりとして考えることは有効だと考えている。身体から足が出たのは幼児期の一歩手前の頭足人表現から意味付け期にさしかかろうとしているとも読み取れる(板井理2008:104-105.)¹⁷⁴。ただし，ここでの描画には感動もしくは印象づけられた上田さんの感情が表現されているように考えられる。これはピアジェとワロンの論争でもいわれるところである¹⁷⁵。

筆者が本節の主旨である共同学習の観点から注目するのは，上田さんが教師を抜いて，同行の2人の障害児を描いたことである。教師は上田さんにとって「先生」で同朋ではない。しかし，ここで描かれている2人は友人として，つまり仲間を描いたのである。

5.3.3 一日も休むことのできない飼育

5.3.3.1) 寒冷の中でも他者の飼育も視野に入れて行う飼育

飼育は，動物を世話すること，動物の動きや感触を実際に確かめてみることで，その児なりの感覚を呼び起こしながら，生活につなげていくことが教師の主旨であった(生活合科統合単元「ことば」，「かず」「描くつくる」「うさぎ・ことり・ちゃぼの飼育」「社会見学」参照)。

具体的には，各動物の担当者による毎日のせわ(5.2.2参照)，「ことば」では動物の呼び方と固有名詞習得，「かず」は毎日，小屋から出ていないかの点検かつ数字習得のための数唱，「描くつくる」は動物の描画である。そして，「社会見学」動物園への見学と単元を

¹⁷⁴ 板井理，2008，『子どもの発達と描画』かもがわ出版。

¹⁷⁵ ワロンの晩年の描画発達研究には未だ不明瞭な部分が多いが，本論の主旨ではないので描画発達研究に関する詳細な検討は今後の課題とする。

統合的につなげている。



図 V-8 飼育している動物と合同教室の仲間たち

1977年恵那の綴方教育を紹介した映画「夜明けへの道」より



図 V-9 「ふわふわ」という感覚を動物から学ぶ生徒

1977年恵那の綴方教育を紹介した映画「夜明けへの道」より

教育正常化の最中である1977年に制作された恵那の生活綴方教育を紹介する映画『夜明けへの道』という作品がある¹⁷⁶。映画の中では、恵那の教育における障害児教育として、

¹⁷⁶ 恵那の綴方教育を紹介したドキュメンタリー映画『夜明けへの道』（映画監督桑木道生、1978年4月14日公開、日本ビデオ映画製作所）は1976年4月20日に日本ビデオ映画製作所が中津川教育市民会議参加の各機関・団体に趣意書を提出し、1年間に渡りカメラが中津川市内の教育現場に入って撮影されたものである。映画製作委員長として中津川市立南小学校校長丸山雅己がその事務局長も兼務している。この映画製作の主旨は中津川の教育の点検、検討にあり、その説明を当時の中津川市教育長渡辺春正が市民に行った。恵那地方の生活綴方、中津川教育市民会議の様子、全国一斉学力テストを阻止し恵那独自作成の学力テストの実施、教育正常化（以下、正常化と略）による授業現場が記録されている。この中に合同教室の様子も紹介されている。1980年2月11日中津川市立第一中学校にて試写されたが、正常化で恵那の教育を激しく批判してきた坂本地区教育懇談会（以下、坂本

合同教室を紹介している。生徒らと一緒に登場している動物は学校で毎日休むことのできない飼育をしている動物たちである。



図V-10 チャボを触って身体の部位を学ぼうとしている様子
1977年恵那の綴方教育を紹介した映画「夜明けへの道」より

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方7

ぼくが 水とえさをとると げんじろうが でてきたもんで みんなでいれました。

えさをやりました。豊くんのきんけいちょうの水とえさをとってやりました。

豊くんが 水をえさをくみにいきました。

おかむら君の水がこおっていたもんで、
たたいたら、氷がわれました。

岡村君のちゃぼに水をやりました。

ぼくは ちむらくんに 水をとってやりました。

ちむらくんがありがとうございます。

ちむらくんが水をくみにいきました。

はなこさんは じぶんで 水をくみにいきました。

ぼくのげんじろうが 出てきました。

入れるには めんどうくさかったもんで たるかった。

さむいとおもったら やるのいやだ。

ちゃぼがしんじまうと たるいもんで えさをや(る)

懇談会と略)は、それについて教育長はじめ教育関係者に対する公開質問状を提出した。坂本懇談会の代表者小木曾尚久氏は上映の主旨について、そこに集まっている親や教師たちは今の世の中が悪い、社会が悪い、それは今の政治が悪い、それで片づけてしまい、個人の問題を考えていないと著書に批判している。上映会は2本立ての映画上映で、併行上映された映画は同じ監督・映画会社である『人間の権利、スモンの場合』であった。上映の意図はまさに社会に問うことであった。筆者は賛否両論を含め、このビデオが公開されたことで、各々の記録内容が市民の議場にあがったことに意義があるものと評価する。

すみれ 堀井勇「ちゃぼのしいく」『交流文集ひがし』中津川市立東小学校，1979年1月，（ページ数記載無）。

教師の説明 （先生の名前記載無）。

すみれの子たちは，毎日飼育をがんばっているね。冬休みも，夏休みも 一日も休みません。生き物をかうのは，たいへんだけど，一日忘れると みんなが 一日ごはんを食べられないのと同じことです。さむい日はつらいけど がんばってね。

ここには，朝突き刺すような寒さの中を出ていくのは嫌だという気持ちと，げんじろうに餌をやらないとという気持ちの葛藤が表われている。しかし，餌やりはげんじろうの命の維持が懸っている。休むわけにはいかない。彼は自己の欲求を抑えて，げんじろうという他者のために利他的に行動をしているのである。そして，毎日続けられることは，まぎれもなく，彼は自分の役割を遂行していることを示している。

堀井さんは，自分の事だけでなく，他の人の様子も見ています。そして，他の人の担当の動物にも自分の担当と同様に世話をしている。この行為は，集団の中で自分自身を社会化することを意味している。教室の担当者らと役割を毎日繰り返すことによって，同じ仲間意識が育っている証だと考えられる。氷を割ったり，水をくんできて，与えている。そして逆に，堀井さんは他の人たちに助けられて，「げんじろう」を小屋に戻している。助け合う様子を堀井さんは書いているが，その事を一番冒頭に書いている。つまり，仲間意識が内面化され，堀井さんにとって飼育の行為の意識の中で協働作業をもっとも大切にしたい気持ちが冒頭の書き出しに現れたものと考えられる（齊藤 1992:60-72.）¹⁷⁷。

次の綴方は堀井さんの綴方にも登場した千村さんが書いたものである。

（綴方の作者・登場人物および説明文の生徒名は仮名）

綴方 8

きょうよう

ひよこがよお うまれたんやに

えさをやったらよお たべたんやに

うんとよお みずをのんだんやに

おかあさんのおなかの中にはいっとった。

うれしかった

はじめてうまれたもんでうれしかった。

ひよこがおかあさんのまねをするに

おかあさんとひよこがえさをたべとった

¹⁷⁷ 齊藤こずゑ，1992，「仲間関係の過程と機能」木下芳子『新・児童心理学講座』金子書房。

ひよこよお くらとしろやに

寸評（評者名は記載無）

和樹くんがいっしょうけんめいせわしてくれたので、かわいいひながかえりました。またそのひよこのせわがたいへんですね。

「さぶ」にまけないよう、がんばって大きくしようね。

ひよこのことをまたかいておしえてね。

すみれ 千村和樹「ひよこがうまれた」『交流文集ひがし』、中津川市立東小学校、1979年6月、（ページ数記載無）。

千村さんは、その日にひよこが生まれたことを最初にした。そして、そのひよこに千村さんが餌を与えると食べたこと、水を沢山飲んだこと、そしてひよこは親鳥のお腹に入っていたことを、よく観察している。次に、千村さんの気持が書かれている。そのうれしさははじめてうまれたからだと自己省察している。ひよこが母親を模倣する様子、親子の共食の観察事項を書き、ひよこの色彩も書いている。

この2作の綴方が意味するところは大きい。飼育係(5.2.2参照)は一日たりとも休めない餌やりで生物の死を想起し、誕生から如何に命が維持されるのか、動物と毎日過ごし、実感するからである。

5.3.3.2) 飼育から地域社会へつながる理解

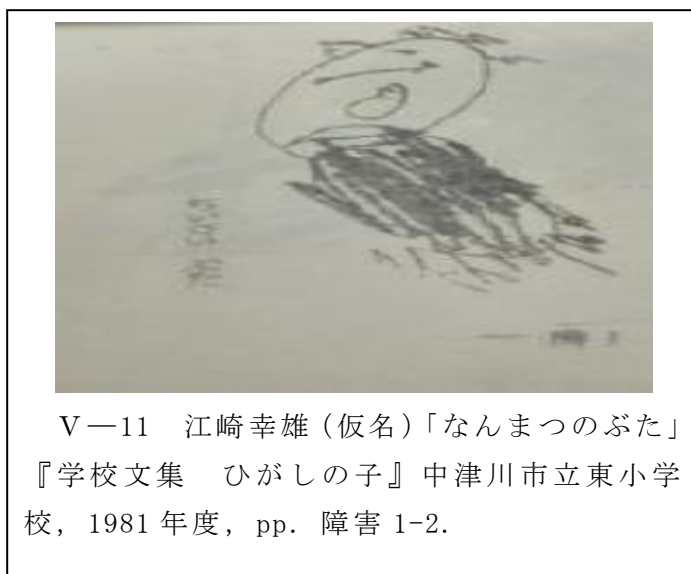
堀井さんや千村さんの綴方は東小内の営みであったが、社会の中で動物を飼っているという事実につなげている障害児の綴方もある。

江崎幸雄さんは文字獲得されていない障害児であったが、話綴りで表現している。

（綴方および説明文の生徒名は仮名）

綴方9（話綴）

なんまつ ぶたくさい
おじいさん ぶたかうの
いちばんちいさいぶたおる
しろいのと あかと おる
せんせい ぶたみにおいで
15にち ぶただすの
にくにするの
しょくにくせんたあ
おかねにするの
ぶたかうの



V-11 江崎幸雄（仮名）「なんまつのぶた」
『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校、1981年度、pp. 障害 1-2.

<作品と作者について> (説明の教師名記載無)

江崎君は、こぶし学級(中学生)の2年生です。
生活が豊かで 思いもたくさんありますが、
まだ ひらがながわからないし、書けません。
点線で書いた文字をとめる練習をしています、
手・指がかたくて自由に動きません。
また、舌もかたく、自由に動かさせません。
だから、思いがあっても、うまく話せないし、
ことばを知らないということもあり、どもるようになりました。
おこったり、すぐ手が出ることもあります。
そんなわけで、江崎君にとっては朝の会で きのうの生活を思い出させ、
ゆっくり話すことを大切にしています。
これは、日曜日に、並松の祖父の家へ行って豚を見てきたことを話してくれたも
のです。絵をかきながら話したことを 聞き書きしたものです。

こぶし教室(ママ)江崎幸雄(仮名)「なんまつのぶた」『学校文集 ひがしの子』
中津川市立東小学校, 1981年度, pp. 障害 1-2.

この話綴については、3.3.2でも述べたが、話綴そのものが成立すること自体が、障害児に教師に対する相当のラポールがない限り成立しない¹⁷⁸。

江崎さんはこの綴方で、豚のにおい、祖父の家では豚が飼育されていること、その豚の中に小さい豚もおり、豚には白と黒の種類があること、そして豚は売られて肉になり、売った祖父は収入を得ることを教師に伝えている。

ここで、江崎さんは祖父の家の豚を教師に話すことで、豚という事物そのものから時間を経て人間社会のシステムに組み込まれている豚の売却までの一連の地域社会の仕組みを再認識しているのである(長岡 2006:594-595)¹⁷⁹。

図V-11は1979年に開催された第8回綴方合同研で関係する参加者が、飼育の実践を見学する様子である。

¹⁷⁸ 「ひがし生活の家」では現在も生活綴方が実践されるが、一般的な識字ではない重度、最重度といわれる人たちには話綴が行われている。3年間相手を拒否続けた事例もある。

¹⁷⁹ 長岡克行, 2006, 『ルーマン/社会の理論の革命』勁草書房。



図 V-12 生活綴方合同研究会で合同教室の飼育を見学

写真 1979 年度 生活綴方合同研究会

撮影場所：中津川市立東小学校

出处：1979 年度生活綴方合同研究会アルバム写真より。

著作権者：中津川市立東小学校

注記：写真掲載に関し著作権者の許諾を得て掲載。

このように、合同教室での飼育活動は、合同で開かれる研究会等で、実際に参加者によって見聞されていった。

5.3.4 教室内から市民の文化活動参加へ

5.3.4.1) 演劇上演へ

合同教室で仲間意識を高めた一つに演劇の上演がある。図 V-12 として掲げた写真は同教室のクリスマス会で上演した「大きなかぶ」の一シーンである。

舞台の上に立つと、自分の位置関係がわからなくなったり、自分が何をしているか途中で混乱する知的障害児も少なくなかった。合同教室で何回も練習が繰り返されることによって上演が可能になった（生活合科統合単元「特別活動」参照）。上演だけでなく、毎日繰り返すことで、自分の身の回りの生活に結び付けて考えるようになった人もいて、

次の綴方がそれである。

きょう 合同教室から帰って来て
「大きな かぶ やった ぼく
ほって くる。」

と 言って くわを かついで
畑へ行きました。

しばらくして 帰って きて
「かぶ なかった。」

と 言って くわをおいて 部屋へ
入って来ました。

劇で練習した 大きなかぶが
畑にあると思ったのでしょうか。



図 V-13 大きなかぶの上演シーン

撮影場所：中津川市立東小学校

出典：『地域に生きる障害児者運動四〇周年
記念共に生きる』冊子より。

著作権者：社会福祉法人ひがし福祉会 鳥居広明

注記：写真掲載に関し著作権者の許諾を得て掲載

江崎花子（仮名）「合同教室で劇『大きなかぶ』の練習をした次の日」，1976年，合同教室連絡ノートより。

江崎幸雄さんは坂本地区在住で第2中学校（以下，2中と略）在籍していた。こだわりの障害のために2中には通学できず2中の分校として東小に通った。

かぶの有無は別として，演劇の話をも自分の生活に結びつけている。実際にやってみるところが江崎さんの行動力である。彼の行動力が，後に廃品回収で見事な実力を発揮し，「仲間集団」はもとより，支援者が彼に触発されたという出来事がある¹⁸⁰。

合同教室での上演の経験は，さらに，中津川市の文化祭への参加やその他の中津川市全体の行事参加につながっている。たとえば，1980年子ども劇場への参加もその一つである（図5-13参照）。



V-14 1980年度子ども劇場上演と観客の様子

撮影場所：中津川市文化会館 出処：1980年度子ども劇場 記録写真

著作権者：中津川市立東小学校 注記：写真掲載に関し著作権者の許諾を得て掲載。

子ども劇場は市内の子ども達が一同に集まる場所であった。その中で，「仲間集団」も出演している。この舞台への参加は，後に障害者本人が廃品回収で市内を巡回や綴方が配布される際も「あの，ひがし生活の家の仲間ね」という市民の認識にもつながった。このような市民劇場に出演していくことで市民の知名度を高めておくことは，後々彼らの死活問題までつながることになる。

すなわち，組織的にも子ども劇場とのアクセスは，単に市民活動に参加することを意味するものではなかったのである。実はこの子ども劇場へのコンタクトで，その後の「東生活の家」後援会の勧誘ルートが開けた。子ども劇場の母体は親子劇場である。親子劇場は市民会議の中で幹事会機関・団体に属している。したがって，このコンタクトは単一の交渉に留まっていなかったといえる。幹事会機関・団体は市民会議開催時に同席して協議する。この市民会議幹事会機関・団体は次の通りである。私立の幼稚園，医師会，歯科医師会，薬剤師会，親子劇場準備会，民生委員，スポーツ少年団指導者連絡会などが入っている。つ

¹⁸⁰ 6.2 参照。

まり、親子劇場にアクセスしておくことは、合同教室に何か起これば一連の機関・団体に話が通じるようになっていたのである。こうして演劇は合同教室の資金面での地域生活運動につながっていたのだと指摘できる。

5.3.4.2) 市民行事へ位置づけられる「障害者の日」

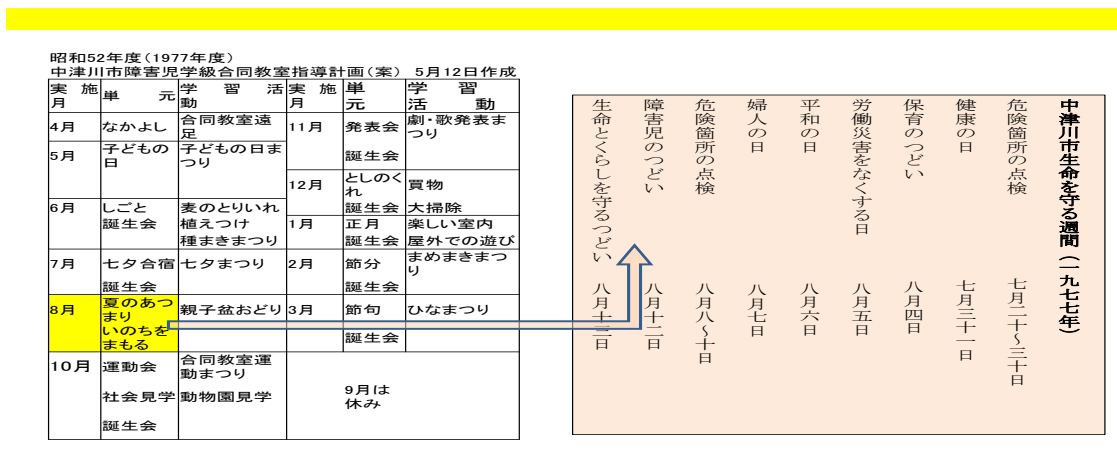


図 V-15 生活単元から市民活動へ (*手書き資料を筆者により活字化)

1977年度の単元表は合同教室の市民活動連動を示している。図 V-14 は市民活動と生活単元の関わりを示している。1868年(昭和43年)8月6日、市内の工場敷地内のマンホールで小学生と中学生、救助に当たった工場従業員2人と消防署員5人が充満したガスにより死亡した。この事故から、市民全体が命について考える期間ができた¹⁸¹。8月12日は障害児の日である。

この時の集いは東小学校で開催され、教師集団や有志関係者は大人向けの講演会と子ども向けの「なかよしの会」を企画した。「なかよしの会」び子どもの活動は遊戯である。市民の中には重度の障害児は何もできない人だと思っている人は少なくない。関係資料には「完全参加」と謳われているが¹⁸²、そこでは障害児本人が生き生きと遊ぶことを市民に開示することが重要であった。

この記念日を利用して、「中津川市障害児者を守る会」は市に遠方の養護学校や施設入所する障害児者の帰省費用の要請もあげている。これが帰省費用となり帰郷した人も少なくない¹⁸³。

5.4 交流文集の綴方から

¹⁸¹ 中津川市 <http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/news/034660.php> 2015年2月2日取得。

¹⁸² 「完全参加と平等」は前年1976年に国連第31回総会決議で来る国際障害者年のテーマとして採択されている。

¹⁸³ 野村将之さん資料及び聞き取りによる。

5.4.1 障害児の綴方による障害児の訴え

障害児に対するいじめは実際に数多く起こっている。ただし、本論文の筆者は、いじめを防止するのではなく、起こっていることに眼を向ける必要があるという立場をとる。

次の生活綴方は女子生徒と男子生徒の例である。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 10

私が、教室や家で、困っていることや、たるいことを みんなに、お知らせします。
教室で たるいことは、須沢海斗くんが、いつも私の せなかをたたいたり、
足で、けったりするでたるい。

篠田薫「私が、教室や家で、困っていることや、たるいこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校、1979年度、p.245.

篠田さんは須沢さんがいつも篠田さんの背中を叩いたり、足を蹴られるので、「たるい」つまり、悲しく、淋しく、情けない思いをしていると書いている。須沢さんはそのことを交流文集を通して全校生徒に知らせている。

ほかは、ほうそうで、友達の声がきこえんでたるい。

うんどう会の時でも、リレーのとき、どこでならぶのとか、なにをやるのとか、どこへいくのとか、いろいろ、自分は、わからんでたるい。

ほかは、友だちが、私のせなかを たたたいたり あたまを たたたいたりする。
ほうきとかで、かじや、じしんの時や、しゅうだんげこうでそうときあったら
「外へにげてください。」とほうそうがかかって、みんなはにげていくけど、
私は、きこえんで、いつまですわっても、たってもわからない。

私は、「どうしたら、にげれるように、なるかなあ。」と、思った。

(どうすりゃあいいかなあ。)

と、なんべんも、何べんも、かんがえた。

篠田薫「私が、教室や家で、困っていることや、たるいこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校、1979年度、p.245.

篠田さんは耳が聞こえないことで、どういう場面で他の人たちのようにできないのか説明している。一つには放送の声が聞こえないこと、そして運動会では聞こえないために並び方、演目、集合場所がわからないという。それらに対応できないので、また、いじめに遭ってしまう。

避難訓練では、篠田さんは聞こえないので立ち往生してしまうという。何度考えても篠田さん一人で解決できることではない。綴方に具体的な生活しづらさを書いて、やっと、健常見や教師たちは配慮ができる。

友だちが、かおちゃんていったら、私は、あおちゃんと、きこえた。

かおちゃんの、かが、あに、きこえる。もし、だれかが、あおちゃんといったら、かおちゃんと、きこえるけど、私は、はいとへんじをしたり、うしろを、むいたりする。

私は、友だちは、はっきりしていないのかなあと思った。

篠田薫「私が、教室や家で、困っていることや、たるいこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度，p.245.

口形が同じでも違う音韻である語がある。篠田さんはそれが自分の名前かクラスメイトの名前かわからない時があって、返事や振り向きを場違いにになってしまうことを書いている。

家で、困っていることは、テレビで、ニュースを見るとき、はんにんがどうしたのとか、かじでどうしたのと言うで わからん。かぞくの人が、マンガのテレビをみて、アハハハハとわらう時、私は「どうしたの。」

と、なんべんもいうで困っている。

篠田薫「私が、教室や家で、困っていることや、たるいこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度，pp.245-246.

篠田さんの家で困っている事は、家族の人たちが話を共有する中、彼女は話題を理解できないのである。皆がマンガを見て笑っていても、とり残されてしまう。聞こえないので「どうしたの」と何度も問い質すと煩がられる。篠田さんとしては困ってしまっているのである。

おねえちゃんは、いっつも プンブンおこるで たるい。

どうしてかというと、私は、

本当は、小さい声でいうけど、おねえちゃんが、

「うるさい」

と、言った。

たるかった。

私は、どうすれば、いいのかなあと、思った。

篠田薫「私が、教室や家で、困っていることや、たるいこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度，p.246.

ここでは、篠田さんが聴覚障害であるために自分の声の音量調節がうまくいかないことを示している。篠田さんは気を遣って小さい声で話しているつもりでも、姉にはうるさく聞こえている。姉に大声を叱責された事と、そうしないように配慮していたにも関わらず叱責される。悲しんでいる。

いじめだけでなく、現実の社会環境が障害のある人にとって、どれだけ不利にできているのか、日常生活で困ってしまっていることを全校の人たちに伝えている。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 11

きょう 5年3組で事件がありました。

ぼくのおったばしよは とおえんじの左の方で、しゃせいをしとった。

きょうえのぐぬっとして そのた君とたなべ君がえのぐかして といいました。

えのぐかしてやったいろは 白とくろかしてやった。

ぬっている時 神田君が すべってきて がようしに 石がのった。それでがようしがよごれちゃった。

かんだ君が「すべって来た」といいました。

ぼくも「すべってくるな」といいかえしました。

山口豊「5年3組のこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度 p. 241.

山口さんは、図工の授業は普通学級で行っている。写生の出先で、クラスメイトは山口さんが色を塗っている途中に、絵の具を借りにきたので、貸してやっている。そして、色塗りしていると、今度は他のクラスメイトが滑り込んできて、山口さんが製作中の絵を汚してしまう。誤りもせず「すべって来た」とからかうクラスメイトに山口さんはきっぱりと「すべってくるな」と言い返している。

4時間目の おわりの鐘がなったで 帰りたくなかったので えのぐと水いれをもって 学校へもどった。

そのた君とたなべ君が へんなこといっても ぼくはがまんしてきょうしつへもどってきました。

おすしとか バカとか いってきました。

はじめは いいふにやとった。

そんでまた へんなこといわれると たるいとおもって 社会へいきたくなくなりました。

山口豊「5年3組のこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度 p. 241.

山口（仮名）さんは。画用紙を汚されて我慢して戻ってきたにもかかわらず、他のクラスメイトからさらに嫌がらせの言葉を浴びせかけられている。最初は我慢していても、次々にいわれない差別的な暴言をあびせられると、いよいよ社会の授業で普通学級に行くのが嫌になった。いじめの対象になっている事を山口さんは自覚して書いている。

足立先生に わけをはなしたら

「先生もおこってる」

と、いいました。

ぼくは、たるいふうに たなべ君が いじめたことをはなしました。

山口豊「5年3組のこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度 p. 241.

ここでひとまず養護学級の教師に相談している。一人で留めておくのではなく、まずは自分の事をしっかり聞いてくれる学校関係者に話をしている。ここでいじめの非対称性は崩れる。それまではいじめる側の人たち対山口さんで極めて非対称で、山口さんに不利な力が働き続けている。しかし、山口さんはそのいじめの連鎖を足立教諭に打ち明けることで断ち切った。

2時30分ごろ きょうしつへ行って たなべ君と そのだ君にいじめられたことのはなしあいをした。

山口豊「5年3組のこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度 p. 241.

そして、親学級である5年3組の帰りの会にこのいじめの実態を議題として発議したのである。学級全体で話し合いが行われたと書いている。

きょうの ずこうは たるくなっちゃった。

えは とおえんじを かきました。

だって そのた君は 国語のかきとりは 0点なのに

ぼくは 70点でした。

ぼくは ちゃんときて べんきょうするけど そのた君は ふざけてやっていてそれでもぼくはばかか。

ぼくは もう おこったで そのた君と たなべ君に もうえのぐをかしてやりたくなくなっちゃった。

ぼくと 田口君ばかりねらって いじめるで たるい。

たなべ君は 田口君と べんきょうしたくなるから そうして ねらってくるかもしれん。

とくに かねだ君が すべりこんできて 石をかけたので がようしが よごれてたるかった。

山口豊「5年3組のこと」『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，1979年度 pp. 241-242.

後半は、自分が不利に立たされていること、いじめの標的になっていること、友人も同様に目をつけられていることを告発している。交流文集に載せるということは全校に向けての訴えであり、勇気の要ることである。

綴方10の篠田さんや綴方11の山口さんもいじめを受けるといふ窮地に立たされながらも、そのことから逃避せず、自分に起きている事実を目を向けて的確に綴方を書いている、

そのことに力強さがある。綴方 10 にみるように、暴力をふるったからといってふざけておこなったかもしれず須沢さんの学校生活の権利の侵害になるのではないかという主張があるかもしれない。けれども、相手側が嫌だと真剣に訴えているからには、須沢さんはそれを改めて、そうしない方法で篠田さんと接する必要がある。

このような綴方の訴えがあった場合、必ず納得できるまでの話し合いが必要不可欠である。当時の恵那の小学校では、綴方や朝の会で問題提起した生徒の訴えを、他の授業を削って納得するまで話し合うことが恒常的に行われていた。この了解が無い限り、篠田さんのように「お知らせします」とは外に出せないだろう。また単なる公表で、須沢さんにもいじめの加害者という非難が集中しかねない。

綴方 11 で 5 年 3 組に所属する山口さんはいじめを受けて、養護のすみれ学級で、まず、自分の教師に打ち明け、普通学級の教室に戻って話し合いをしたとある。この山口さんのとった行動は、養護学級と普通学級間でいつも話し合うという土壌が敷かれているということを示している。そして、その問題がクラス内にとどまらない根本的なものであると、全校、内部に留まらず恵那全体の問題だとして綴方合同研究会で討議している（5-3 挿入写真 2）。

綴方で公表することは、覚悟の要る事でもあるが、自分の身を守る行動でもある。いじめを受けて、どんな理不尽な思いをしているのか、健常児や教師たちはこの綴方で、その思いを知ることになる。

（綴方の作者・登場人物は仮名）

綴方 12

ぼくが 3 年生のときの 5 月やった。

すすむ君と ぼくと さかいさんのいえのところで

「がけのぼりをやる」

と ぼくが いったら、すすむ君は、

「いいよ。」

と 言ってくれた。

そして ぼくは はやくのぼって 小さい石があったもんで そこに足をかけてみたら、ぼくは、おちた。

しにそうになった。

がけから おちて はらをぶって 耳から ちがでて、はなからも ちがでてきた。耳がいたかったもんで さわったら 手に ちがついた。

すすむ君が はなから ちがでとるって いったもんで、ぼくは（もう しぬかもしれん）とおもった。

そして はらを ぶったもんで たてんかった。

くるしそうに ないとった。

そして、すすむ君が おかあさんを つれてきたもんで たすかった。

おかあさんが おこしてくれた。

なんにもいわんかったけど、おかあさんのかおが へんやった。まいにちより か

おが かわって、みどりいろに なっとった。

おかあさんが タクシーを よんでくれて びょういんへ つれていってくれた。

ぼくは、すすむ君を ぼくの おとうとみたいに おもって、

そして すすむ君と ぼくと ともだちになった。

そして びょういんで おばさんたちがきて おもちゃを もって きてくれた。

びょういんでは おかあさんと すすむ君が ぼくをみとってくれた。

みっかとも、ぼくは しっこと うんちが でなかった。ごにちたったら うんこ
がでた。

びょういんでは なんにもたべずに バナナと おかゆだけ まんなかの日に
たべた。

ぎゅうにゅうのんだら 口から ちがでたので、水ものみものも のんじゃいかん
と いわれた。

みっかたって 足が ちゃんと うごけるようになった。

みっかたつと びょういんからでて、そして すすむ君のことを おもいだして
すすむ君のいえへいって すすむ君と あそんだ。

いまでも あたまをぶてば すこし あたまがいたくなる (ママ)。

すみれ(ママ) 尾根信「ぼくがしにそうになった」交流文集『飛我志』，

中津川市立東小学校，1982年3月，p. 障3.

この綴方について、ここでは危険の是非は問わない。尾根さんががけのぼりに挑戦したこと、転落して重傷を負ったその事、なおかつ、彼は生死をさ迷う状況を見つめていると同時に、他者を仲間と実感した事実を綴っている。事故から入院を経てすすむ君という友人を得た事、このような仲間意識の結束は固い。

5.4.2 関わりの継続で変化する健常児

吉江さんは、障害児との関わりで夏休みに障害のあるりょうさん、ひろさん他、知り合いになった障害児のことが気にかかっている。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 13

私がようご(ママ、以下同様)の先生になりたいと思うようになったのは、夏休み
ころからだ。(中略)

夏休みにいつも気になった事は、りょうちゃん何しとるら、ひろちゃんプールに来と
るかなと いうような事ばかりだった。(中略)

ようごの先生に、さいしょの泳ぐささえ方や、手をはなしてもつかまれるかという事
を、教えてもらって、私は、けいちゃんに教えてやった。やっていたら よし子さん
が「いっしょに教えて。」と 言って来た。私は あさい方でけいちゃんを一人であそ
ばせておいて、よし子さんに「もぐっておようよ。」と 言ったら

「うん。」と いつも大声でどなっている よし子さんがやさしい声で言った。

私が、「深いところ 行こか。」と 言ったら、
はずかしそうに「こわいも。」と 言った。
私は、おねえさんのような気になって、「かたに つかまっていいで。」と
やさしく言ったら、
「うん。」と、またいつもよりやさしい声で言った。(中略)

6年3組 吉江澄子「養護の先生になりたい」『学校文集 ひがしの子』中津川市
立東小学校，1979年度，pp.195-198.

意図的ならず、彼らとの関りが吉江さんを突き動かしているのである。実はここに出てくる障害児たちはそれぞれに重い障害をもった人たちである。りょうさんは最重度の知的障害のある人で吉江さんも関わることに難航している人である。ひろさんは重度の身体障害がありプールで関わろうとすれば、介助方法に配慮が必要な人である。けいさんも重度の知的障害と自閉症ですぐに関わることは難しい。けれども、吉江さんは夏休みまでに多く彼らと過ごしてきているので、少なくとも吉江さんにとっては彼らが気になる存在だ。情緒が不安定になりしばしば不穏になるよし子さんが、彼女から吉江さんに関わりを求めてきている。プールでは、吉江さんに水深の深い所でのプール遊びの心細さを打ち明けている。吉江さんもよし子さんの様子を見逃していない。普段よりよし子さんがやさしい声であったことを明示している。よし子さんのやさしい声は水深がある場所への恐怖心から来たものかもしれないが、いずれにせよ、吉江さんが教師から教えてもらった泳ぐ体の支え方を、よし子さんは自分から吉江さんに教えてほしいと依頼してきたのである。

しかし、他者を理解することはそんなに容易くない。まして、コミュニケーションそれ自体に障害があるとなおさらである。

私は 一学期より、ようごの子の事をもっとわかりたいと思い、又、ようごへ行くようになった。りょうちゃんがいたので、
「りょうちゃん、夏休みは楽しかった。」と聞いたら、首をよこにふったので、
「たるいの。」と 聞いたら
「うん。」と、うなずいた。
「じゃあ、なんでたるいの。」と、聞いたら、何か言いたそうやったので、
「勉強あるで。」と 言ったら、首をよこにふった。
また私が、「弟とけんかをよくして、お母さんにしかられたで。」
と 言ったら、にこおと笑った。
「どっちなの。」
と 聞いたら、首をよこにふった。
もう1回「友だちに会えんで。」と 聞いたら、うん とうなずいた。
私って、自分でもはずかしかった。
なぜかと言うと、こんなに聞いてやっとなつたという事だった。
もっと心がわかるようになりたいなあと思った。(後略)

6年3組 吉江澄子「養護の先生になりたい」『学校文集 ひがしの子』中津

夏休みにりょうさんがなぜ「たるかった¹⁸⁴」のか。吉江さんがりょうさんを問い詰めて、やっとわかったことは、友だちに会えないことだった。吉江さんはりょうさんのその真意を聞くに至って、はたと我にかえって執拗に聞きただしたことに羞恥心を覚えた。そのくらいにして、やっとりょうさんの気持がつかめたということだ。一方、りょうさんは、吉江さんの執拗な問い糺しにもかかわらず、吉江さんに答えている。りょうさんも相手にわかってもらおうと伝えなければ、りょうさんは答えないはずである。りょうさんは答えてもいい気持ちになっていたのである。

また、障害児が自分の難関である起き上がりの姿勢を自分で行い、それは同時に居合わせた仲間でも乗り越えた出来事でもあったことを伝える綴方がある。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 14

(前略)

先生たちが「口田先生はだれ。」とかいって あそんでいた。
マットのしいてある プレイルームに てっちゃんと2人の先生がいた。
豊くんと、ゆんちゃんと、澄ちゃんとゆきちゃんといた。

私が「なにしとるの。」って、きいたら 「てっちゃんが 起きりょうるの。」と豊くんが言った。

私はふうーんって思っていた。

豊くんは てっちゃんの顔をのぞくように見ている。(1)

じゅんちゃんは、床を「ドン ドン」ってたたいて、

自分がおきりょうるみたいに、手をうごかしたり、てっちゃんの背中をたたいたりしながら

「てっちゃん てっちゃん がんばれ がんばれ。」と言っていた。(2)

私は やっぱり なんてみんなが「がんばれ がんばれ。」

と、いっしょうけん言っているのか わからなんだ。

てっちゃんを見ていると、ひざをまげて 手のゆびをきゅうっとまげて

手のひらを マットにつけておすようにして、おき上がろうとしていた。

うつぶせになって、アゴをマットにつけて、目はひっしにどっかをみている。

先生がおなかのへんをおさえて がんばれがんばれと言っていた。

てっちゃんは 時々目の間にしわをよせて、歯をくいしばっている。

どうして あんなことをして起きあがりょうるのかなって思っていたら、

てっちゃんが 笑うような泣くような顔をして こしをまげて

手をまげてやっとなんか上がった。みんなが「できたに。」と言った。

てっちゃんは なみだを流さず ウーウーと言って、ないているようだった。

¹⁸⁴ 淋しい・悲しい他否定的な気持ちが混合したことを表す恵那地方の方言である。

そしたら 豊くんが「出来たのに、泣いちゃあ あかんに。」と言った。
豊くんや、澄ちゃんや、かんちゃん、雪ちゃんが、ニコニコ笑っていた。
そしたら 豊くんと澄ちゃんが 「きょうは 一番いい日、だって
てっちゃんがはじめて 一人で起きたも。」と言った。

私は、やっとわけがわかった。てっちゃんが はじめて一人でおきて、泣いてよ
ろこんだ日だ。

私は きょう ようごに来て本当によかったと 思った。(中略)

勉強しとる時も、けいちゃんや てっちゃんの事を思い出して(早く 30分休み
にならんかな) と思ったりして 勉強の事があまり頭に入らなかった。(中略)

6年3組 麦里子「ようごに行ってくるとうれしい」『交流文集ひがし』中津川市
立東小学校，1979年6月，pp.50-52.

書き手である麦さんは、なぜ豊さんが下線部(1)(2)のような行為をするのか、その場の状況がわかっていない。麦さんは視線を転じててっちゃんを見ると、てっちゃんは膝を曲げ、手指を曲げ、手のひらはマットに力が入るように起き上がろうとしていた。そして顎も手のひらと同様、マットに付けている。麦さんは、必死に起き上がろうとするてっちゃんの目の表情も詳しく書いている。教師が起き上がりのとどめの働きかけとしてお腹に力が入るように押さえ、声掛けしている。てっちゃんは眉間にしわを寄せ、歯噛みして起き上がろうと苦闘して、起き上がろうとする。みんなは歓声をあげる。その声が届いたのか、起き上がったことに感激しているのかは不明であるが、てっちゃんは笑いと泣きが混ざり合ったような表情になって、起き上がりを克服した。みんなが「できたに。」と歓声をあげた。てっちゃんは声を出して涙を流さず泣いている。そこに豊くんが「出来たのに、泣いちゃあ あかんに。」と言っている。みんなで本人に笑い顔で返している。これは子ども同士ならではの逞しさである。

「生きる力」は集団で育つ」と恵那の教育でよくいわれる学習観だが¹⁸⁵、その人にとっての課題の乗り越えを「生きる意欲」と呼んでいる(増倉 1979:69)、(大倉 1979:70)¹⁸⁶。重度の肢体不自由児を受け持った渡辺つやの教諭や増倉笑香教諭、足立すま子教諭大倉介助員からの話や綴方からよく表出されるキーワードである。目の動きや様々なサインを受け取ること一般的に重症心身障害児に関わった人たちに多く言われるところであるが(立岩 2004:218)¹⁸⁷、恵那では、同じ学童期にある集団の中で、その人にとって発達課題が超越できるものとして実践されており、綴法14には端的に恵那式の発達保障の場を詳述している。

¹⁸⁵ この学習観は知的障害児や情緒障害児に対しても同様にとらえていた。障害児の学習観に関しては、重度知的障害児を担当する小出氏は「生きる力」よりも「地域に根差した発達保障」という言葉をよく使っている。一般的に使用される「発達保障」は均質的な道筋に重点を置いている。恵那も発達の道図時は肯定しているが、その事よりも、地域に根差す生活力に着眼している。

¹⁸⁶ 増倉笑香，1979，「からだづくりの必要性をわからせる生活をさせる」『私の教育方針』中津川市立東小学校，p.69. 大倉千恵子，1979，「私の教育方針」左同文集，70.

¹⁸⁷ 立岩真也，2004，『不動の身体と息する機械』医学書院。

教育学研究の中で、恵那の教育が生徒と教師の関係性において注目されているにもかかわらず、その研究対象は教師と健常者の教育に留まっている。これはそもそも識字の有無や、知的水準が研究の範疇に満たないものとして、障害児の綴方の在り方を除外してきた結果ではないだろうか。

この文集に掲載されている綴方はその人がある生活の一部を詳しく書くものであるが、その行程については、『私の教育方針』等にかかれた教師の記録に留まる。しかしながら、筆者の経験や聞き取りからわかることは、掲載までに教師が「ここはどうなっているのか？」とその生徒が発見した断片を更に細かくありのままを書くように導いていることは確かである。

また、「養護の先生になりたい」は中津川市民会儀で話し合われた綴方である。この綴方を受けて、他校の普通学級において、長く自宅生活のみ送ってきた叔母について描いた「はちゃんのこと」という生活綴方を書く生徒が現れている。担当した丹羽徳子教諭はさらにそれを発展させて、市民会議で生存権について討議するに実践にしていって¹⁸⁸。つまり、一つの綴方が他の綴方に影響を与えるということである。そして、批判的にもなり議論されることで、一つの綴方が地域社会の問題や課題として市民にとらえられるようになっていたのである。

また、以上のようなやり取りは、サークル研究で、個から集団へ向かう内発的な動向として重視されているが、それに加え、恵那の実践においては、その人が生活を客観視することが、綴方の持つ科学性だと重視されている。

綴方14にみるように、一見、識字に関して拙そうにみえる綴方に、事実を再認識していく教師との行程がある。綴方14では、健常児は障害児がいなくては、生きる意欲を実感することはなかったであろう。そういう意味で、従来の教育学研究が障害児者を研究対象としてこなかった事に、筆者は批判を加えなくてはならない。

次の綴方は遊びが障害児と健常児の地平を開いているものである。

たっ君は ねっころがってばかりいる。

だから「たっ君、たっ君」と言っても、ぼけーとしている。

だから「困った子」と思った。

毎日毎日来ても たっ君のあそんでいる所を あまり見たことがない。

私は たっ君は、なにかたるい事があるのかなあと思う時がある。

だから私は たっ君をどうしたらいいか、じいっと見ている時がある。

月曜日の日やったか忘れたけど、たっ君が豊くんたちとなわとびをつなげて 汽車みたい
に走っていた。たっ君の前が田崎君で、その前のへんが、じろまんやったと思
う。

たっ君が たのしそうに走っている。そしてだんだん早くなる。

そうすると たっ君が田崎君の服をひっぱる。

そうすると 田崎君が「たっ君、はなせ。」と言うけど、

¹⁸⁸ この実践により、多くの子どもたちが「生存権」についての生活綴方を書いた。

たっ君は一番うしろなので、ひもでいたいもんで、田崎君のふくをひっぱる。
みんなでくるくるまわるので、ぶつかりそうになるけれど、私はうれしかった。
たっ君が わらっている。

まがる所にくると、ころぶ。ころんでも、ころんでもわらっている。
(なんか、ころぶ方が たのしいみたいやな) って思った。

たっ君てやっぱりみんなとあそぶ方が好きなんやなあって思った。(ママ) (後略)

6年3組 麦里子「ようご(ママ)に行ってくるとうれしい」『交流文集ひがし』
中津川市立東小学校, 1979年6月, p.53.

この綴方の前半は、ここに登場するたっくん(仮名)が、健常児の麦さんから見ると、寝てばかりの状態に映った。たっくんからすれば、そんなことは麦さんに干渉される筋はないかもしれないが、ここで注目されるのは、たっくんその人なりが、やはり健常児の麦さんの固定観念に変格を促していることである。

後半に示されているようにみんなと一緒にたっくんは荒療治の遊びがしたいようである。紐をひっぱって喜んでいるたっくんは他の人たちを転ばせるような威力を発揮しており、いたずらっ子そのものである。もし、一人の学習だけであれば、やる気が起こりにくく、この麦さんがいうように、おとなしくずっと寝たきりなのかもしれない。

ここでは、健常児がそうではないのだと、たっくんと遊んで実感したことが大切である。遊びの中でその人の行動力が創出されること、それが麦さんの綴方に現れている。

また、麦さんがこの文集に掲載した事にも意味がある。この交流文集はその名の如く、交流するために作成されたものであり、親にも回して読まれ、地域の人たちにも知られることになるからである¹⁸⁹。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 15

(前略)

りょうちゃんの気持が わかりだしたのは 3学期だ(*5年生の3学期)。

昼休みに 大倉先生が「りょうちゃんにさんふかしてあげて。」

と 言われたので

「りょうちゃん、黒板のさんふく。」と聞くと、首をさげて「うん」と言った。

そのうち りょうちゃんと自分をくらべて、

りょうちゃんの気持がわかるようになった。

先生に言われず 僕が 自分から聞くようになった。

6年 上田達也「りょうちゃんとぼく」『ひがしの子 六年生に贈る』, 中津川市
立東小学校 1981年度学校文集別冊.

¹⁸⁹ この綴方は市民会議の議場にはのぼらなかったが、先の「ようごの先生になりたい」は、この綴方を通して障害児者の問題が論議される契機になった。東小以外の丹羽徳子教諭の学級で就学猶予の叔母の綴方が書かれて、生存権をめぐる障害児者の権利が話し合われた。

上田さんの綴方は「ようごの子」ではなく、それぞれの人は個人名で書かれている。りょうさんは発語のない重度身体障害者でリクライニングの車椅子で移動する障害児である。手も自由には動かさないが全く不動ではない。

先の合同教室の当番(5.2.2参照)や労働(5.3.2参照)で示したように、どんなに重度障害児であっても働く習慣になっており、りょうさんは窓のさんを拭くことが、この当時の課題だった。上田さんは最初、教師に言われて、りょうさんが窓のさんを拭く手伝いをしていった。

けれども、綴方にも「わかりだした」とあるように、りょうさんが手伝いの介助を必要としているサインがわかるようになったのだ。すると、上田さんは自主的にりょうさんに確認をとるようになった。

昼休み、りょうちゃんが一人にいる時に さみしそうにしていたので
りょうちゃんの車いすをおしながら「黒ぼんのさんふく。」と聞くと
たのしそうに 首を下げて「うん。」と言った。

「ぞうきん持ってくるでよ、待ってって。」と、急いでぞうきんを持って来て、
黒板のさんにおく。りょうちゃんの左手にぞうきんを持たせてあげた。

りょうちゃんの右手は、ぼくが 両手でささえて 体に力がはいるようにしてあげた。

りょうちゃんは 自分で動きながらふいていく。

6年 下出達也昭和「りょうちゃんとぼく」『ひがしの子 六年生に贈る』、中津
川市立東小学校 1981年度学校文集別冊。

りょうさんは、ただ車椅子を上田さんに押しってもらうより、黒板のさんが拭きたいことを上田さんは察知してりょうさんにその意志を確認している。上田さんは押しつけるのではなくりょうちゃんに決定を促している。

後半は、上田さんがりょうさんの黒板のさん拭きを介助する様子が書かれている。どうやったら、りょうさんの手に力が入ってさんを拭くことができるのか綴方で説明している。そして、上田さんはりょうさんが自分で動きながら拭いてさんを拭いていく経過を綴方に書いている。

けいちゃんは、時々絵を書いていて、りょうちゃんにとっては、大変じゃまになる。その時、りょうちゃんはおこったように 声を出す。いろいろな言葉になって出てくる。

ちゃんとした言葉には ないが ぼくには はっきりと こう聞こえる。

「どいて、どいて。」と何べんも 言っているように聞こえる。

ぼくが りょうちゃんの気持が わかり出したのは、1年通いとうしたからだと思
う。

ぼくが「うらで 書いて」と けいちゃんに たのむと

首をふって「いやだ。」と言った。

りょうちゃんは、こういう時に一人では、どうにも出来ないので
周りの人が 手伝ってあげないといかん。

ぼくは「けいちゃん、ちょっと遊ぼ。」と 言って遊んでいる間に
りょうちゃんは 落ちついてさんをふく。(後略)

6年 下出達也昭和「りょうちゃんとぼく」『ひがしの子 六年生に贈る』, 中津
川市立東小学校 1981 年度学校文集別冊.

けいさんは知的障害のある自閉症児だが、同じ居場所スペースで過ごしており、けいさんにはけいさんの好みの場所があり、やりたいことがある、主張がある。その場所が丁度、りょうさんにとって掃除ルート上にあったということだ。健常児の上田さんがけいさんにどいてほしいと頼んでいるが、けいさんは「いやだ」と拒否している。りょうさんはこういった場合、言葉を発することができないので、「どいて」と言えない。ただ、上田さんには日ごろの関わりで、りょうさんの発している声は何を言っているのか想像できる。そして、りょうさんはこういった場合、どうすることもできないことを上田さんは連想している。上田さんがけいさんの遊び相手をするすることで、その隙に、りょうさんにさんを拭いてもらう作戦にでた。そうして、りょうさんは、けいさんが陣取っていた黒板のさん拭きルートを落ち着いて拭いた。この綴方でりょうさんと上田さんの連携プレイを垣間見ることができる。これは集団形成において、仲間社会を形成する児童期にある二人が、同士として結束する「仲間集団」づくり基礎固めを示す事例だといえよう(井上 1992:5-8)¹⁹⁰。

5.4.3 「生活の家」へ通い続ける健常児

1978年、第4章第2節で述べたように、まず「ひがし生活の家」(以下、「生活の家」と略。)の保育部が立ち上がっていたわけであるが、立花さんは「生活の家」に3年生から関わるようになっていく。これも教師が朝の会他、クラスに紹介していた。「生活の家」は合同教室の授業を終えた子どもたちの居場所であった。特に障害が重度で他に居場所を持たない障害児の居場所であった。普通学級には都度、担任教師が「生活の家」を紹介していたことと、「生活の家」の中に購買部を設置したので、文房具などを買い求めて当家に健常児が立ち寄る仕掛けになっていた。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 16

(前略)

1年生。入学した時、車いすの子が2人もいたのを見て、びっくりした。

うすうす前から感づいてはいたけど、まさか私と同じ学年になるとは、思ってもみなかったし、本当にそんな子がいるなんて信じられないということもあった。

¹⁹⁰ 井上健治, 1992, 「人との関係の拡がり」木下芳子『新・児童心理学講座 対人関係と社会性の発達』金子書房, 1-28.

それから、入学写真をとる時もその子達がいる、車いすの子の他にもいるけど、しっかり歩かない子や、なんかおかしいことをいう子もいたので、よけいびっくりした。

そして、その中の一人の子が、私達といっしょに写真をとった。

私は別に気持ち悪いという感覚はなくて、かわいそうだな、と思っていた。（中略）

立花律江「養護の子を通して人のことが考えれるようになった最近の私」『ひがしの子』中津川市立東小学校，1984年度， p. 6-29（ママ 6年の29ページの意）。

立花さんはやはり「ようごの子」と障害児のことを呼んでいる。彼女の周辺には、それまで障害のある人はいなかったようである。「そんな子がいるなんて信じられない」というのは、重度の障害児は自分の地域の中に存在し、生活していることを今まで知らなかったのである。しかし、実際に入学しているのだから、本当は地域社会の中に存在しているのである。

「車いすの子」は身体障害をもっている子であるし、「しっかり歩かない子」のしっかりは、脳性麻痺のために健常者から見てしっかり歩いていないように見えたのかもしれない。または知的障害や発達障害のために場所や歩行することがスムーズにできないことがしっかり歩いていないようにうつったのかもしれない。「なんかおかしいことをいう子」というのは知的障害、あるいは発達障害のある児童であろう。つまり、立花さんは障害児にも色々な障害をもつて人がいることを目の当たりにしたわけだ。

そして、障害児のことを「かわいそうだな」とそれまでは思っていたとある。

私は、今、小さい1年や2年の子達が、ようごの子を見て逃げていたり、私が一緒に遊んでいると、けいべつした目つきで通っていく子がいる。

私は、はじめのうちは、（何、あの子、この子達だって好きでこんな風になったんじゃないし、もしかしたら、あの子達だってこういう風になっとったのかもしれないに・・・。）と、思っていた。

けれど、小さい時のことを考えていたら、はっと思った。

それは、私だって、1, 2年の頃は、ああやってけいべつした目つきで、ようごの子を見ていたかも知れない。にげるまではしなくても、にげごしになって、おそるおそるようごの子の近くを歩いていかたかもしれない。（中略）

立花律江「養護の子を通して人のことが考えれるようになった最近の私」『ひがしの子』1984年度，中津川市立東小学校， p. 30.

立花さんは、未だ入学年限の少ない障害児との接点が少ない1，2年生の子たちの視線や行動が、障害児を差別していることを記している。しかし、立花さんは、はっと自分も当時はそうであったことに気付いた。

立花さんは生活の家に通うことによって、彼女自身が変わったのである。ここには集団の中で個人が社会化される成長過程がある。柳洋子は「社会化とは、具体的には、パーソナリティの形成と、価値観の習得の過程そのものである」と一応の規定を行っている（柳1975）。端的にいえば、その人が従来とってきた軽蔑するような視線で逃げ腰になっている

態度から、生活の家に通うことによって、その態度が相手、ここでは障害児を差別し傷つけてきたかもしれないと気付いたのである。健常児が変わってきたということである。次に取り上げる箇所は、日常生活の中での社会集団における社会化についての綴りである。

私が養護の子に興味を持ち、福祉委員となったきっかけは、3年生の時のことだった。

それは、はじめ先生が生活の家のことを言いだして、

「みんなも行ってみるといいぞ。」といったので、友達と行った。

はじめの日は、別々に、ただ、生活の家の仕事を私たちがやっただけやった。

それから、又、全然生活の家へ行くひまがなかった。

けれど、私と友達の綴方が、クラスの通信にのって、みんなが関心をもちはじめた。

それから、私と、その友達は、2、3回生活の家へ行って、ようごの子たちの学童保育所の子達や、林先生とも知りあった。

それから私は、みんなと一緒に5、6人で生活の家へおしかけたこともあった。

そんなことがきっかけで、私は、ようごの子達と仲よくなり、友達になった。

(中略)

立花律江「養護の子を通して人のことが考えられるようになった最近の私」『ひがしの子』1984年度、中津川市立東小学校、p.31.

この綴りの中で、放課後に立ち寄った健常児の一人が立花さんということになる。そして「生活の家」のことを書いた立花さんと友人の綴りがクラス通信に掲載された。このことによって、当家への関心の輪が広がっていった。この関心の広がりですべてに、当家を新たに訪れるクラスメイトも現れている。さらに、立花さんはその様子を綴りで示し、その綴りがこうして交流文集に掲載されたのである。

綴りが交流文集に掲載されれば、少なくとも東小関係者間、保・幼・小・中の中津川教育市民会議の関係団体に届くようになかたちになっている。中津川教育市民会議は1974年に発足され、その役員に4者会議のメンバーを置いている。常任幹事会団体として、市立保育園保護者連合、市立幼稚園PTA連合、市連合PTA、「市障害児者を守る会」、市教育をそだてる会連合(ママ)、市職組保育園部会、市職組幼稚園部会、市職員組合、市高校教職員組合、市小中校長会、市福祉事務所、市教育委員会、市子ども会育成指導連絡会があげられる。

そして、学校の委員を決める時、私は、はじめから福祉になるつもりだったので、かきに行ったら、桃ちゃんが迷っていて、私に、「どうする?」と、聞いたので、

「私、私は福祉になろうと思ってるけど・・・。」と、いったら、

「福祉、そんなら、私も福祉やろっかなあ。」と、いったので、

「やろっ。」と、いったら、「ほんなら、やるわ。」と、いったので、名前をかいた。

そして、江端さん、敏ちゃん達ともいっしょになった。

これが、私が福祉員になったきっかけになった時のこと。

私は、はじめ、福祉委員となったばかりのころ、ようごの子と遊んであげて、ようごの子を楽しませる、そのために福祉がある、そんな風に考えていた。

けれど、ようごの子たちと遊んでいて、私は、ようごの子を遊んであげているという考えでは、あかんなあと思う。

それはどういうことかという、小さい子でもそうだけど、遊んであげるという考えで遊んでいると、ちっとも楽しそうじゃない。

けれど、私もいっしょになって遊んでいると、とても楽しそうだ。(後略)

立花律江「養護の子を通して人のことが考えれるようになった最近の私」『ひがしの子』1984年度、中津川市立東小学校、p.32.

福祉委員は、前々項(5.3.1 合同教室の成り立ち参照。)で示した通りであるが、立花さんと友人たちが示し合せて立候補していく様子が書かれている。立花さんは最初、福祉とは障害児を遊んであげて、楽しませるものだと考えていた。しかし、そういう考えではだめだということに気付いている。

実際の障害児が立花さんを一緒に遊ぶ仲間として引き入れた時に、はじめて、立花さんが一緒になって遊べるのであって、「～してあげる」というパターンリズムに満ちた立花さんには、障害児の楽しみは反射されることはないからである。障害児が「楽しい」という反射を立花さんに返して、立花さんははじめて、障害児の楽しむ気持ちを実感したのである(篠原 2013)¹⁹¹。一方、障害児たちはやっとなんか健常児の立花さんたちに、楽しいことを、遊びを通して、少しは伝えられたのである。遊びは抑圧されたその人自身の遊び心を誘発させる。棒を跳び越すことに遊びの妙味があるはずだが、立花さんが障害児に自分の型を押し付けていたことに気付いてきたことは、やっとなんか障害児との相互関係が進展していくことを示している¹⁹²。

(綴方の作者・登場人物は仮名)

綴方 17

私は、1 学期で一番心に残っているというか がんばったことは、東生活の家にかよったということだと思う。

一番はじめに東生活の家へ行きはじめたのが、5年生の終りごろだった。最初のうちは、そうまじめではなく、東生活の家へときどき、ちょっとずつぐらいの不まじめさだった。

だけど、1, 2, 3日と続けて行っていると、だんだん「がんばるぞ」なんて気持ちが出てくるくらい行くことがおもしろくなってきた。

(中略)

私が 生活の家へかよっていて 一番びっくりしたのは、ようごの子が、東生活の家へ朝から来て ひるまで 20分休みに 私たちがやっている仕事をやって、お客

¹⁹¹ 篠原真紀子, 2013, 「障がいのある人の自己実現に向けた音楽学習 : 重複障がいのあるHさんと太鼓を通しての関わり合いより」『関西楽理研究』30, 283-287.

¹⁹² ロジェ・カイヨワ (多田道太郎訳), 1990, 『遊びと人間』講談社.

様が来たら そのようごの子が行って店番をしていたことだった。

最初のうちは、ようごの子は ようごの子と見ていたけれど 店番をしていたり
するすがたを見ると まるっきり 私たちと同じ生活をしていた。

私たちと同じ生活をするというのは、とてもえらいことだと、私は思う。

また 生活の家へ仕事をしに行ったとき、こんどは、ノートに何かを書いていた。
私は、そのノートを仕事をしながら、ちらっ、ちらっ¹⁹³と見ていた。そしたら 今、私
が書いた字よりもきれいだった。えんぴつの持ち方は、うまく持てないようだった。
だが、書き方は、がちりしていて とてもようごで 今まで生活したとは思えな
かった。

6年3組 久方三恵「私とようごの子の働き」交流文集『飛我志』1981年7
月，中津川市立東小学校，pp.1-3.（通し番号無く書き手のみのページ数記
載）

1981年、「生活の家」は中学校卒業後、進学や就職に至らなかった障害者を迎え入れる
ために、障害児保育だけではなく、就労及び学習の場として作業部を設置し、学外に移転
した。久方さんは授業の間の20分休みに通ったとある。学外といってもこの頃は、門を出
て一車線の道を挟んで斜め前にあり、当家到着まで1分以内である。生活の家が学外にな
っても学校の購買部はそのまま家内に継続的に設置され、その売店の店番が障害者の雇用
創出につながっていた。「生活の家」には、休み時間に文房具などを買い求めてやってくる
児童・生徒、地域の利用者などが訪れた。

ここにあげた綴方では、久方さんが一学期を回想して、最も心に残り、がんばったこと
が「生活の家」へ通ったことだと書いている。所員が店番をする姿を見て、自分たちと同
じ生活をしていると久方さんは驚いているが、それまで障害のある人は自分とは違う生活
をしているかと思っていたということである。「えらい」というのは恵那の方言で難儀だとい
う意味である。久方さんは障害者が健常者と同じ生活をするには「えらい」と書してい
る。

久方さんは所員がそれまで店番をするまでの苦労は知らない。けれども、彼女の感
受性で通っている間にそう感じることはできたのだろう。東小でも生活の家でも合同
教室で計算をずっと教えてきた増倉教諭は所員の思いを代弁してこう語っている¹⁹³。「消
費税が替ると大変、「また、一からやり直さないといけない」と言ってみえたよ。みんな一
つ一つ（一枚一枚の意）お金を確かめながらやるの。」これは時代が下ってからの話である
が、障害者の実情が聞き届けられないままに、社会の制度が容易に変わってしまうと、健
常者と同じように当たり前になり振舞うまでに大変な労力が要するということである。

20分休みに 仕事を手伝いに行くだけでは、東生活の家の事がわからない。だから、
先生が 東生活の家のことで話をしてくれる時は、一生けん命聞いて、こんどは、先
生の話してくれたことをお母さんに話して、こんどは、お母さんに東生活の英の事を

¹⁹³ 2014年12月の聞き取りから。

話してもらっていた。

この間は、先生に教えてもらった話をお母さんに読んで聞かせた。

「権利」

お母さんは、

私を柱にひもでつないで仕事に行くのです。

もう9つになったのに、

私にあたえられたたった一つのは、

しゅう学めんじょという名の 権利だけです。

先生おしえて下さい。

この子のどこがわるいのか 言って下さい。

学校にも施設にも いれてもらえないのなら、

この子に どこへいけと いえばいいのですか。

私のおなかに かえれと いえばいいのですか。

目をあけて下さい。

あなたの権利が これ以上うばわれないように

このかなしみの重さを、

しっかりあなたの手を だきしめてください。

生きることは

たたかうということなのです。

と、この詩を読んであげたら、お母さんが、

「ほんとに しょう患者の人ってかわいそうやね。きっと一日、一日の生活は、

すごくえらいんやに。」と、言った。

私も、この詩を読んでいると しょう患者の人が 柱につながれ、平和なくらしが出来のゆめみながら ないているところが頭にうかんで見えた。とてもこれが しょう患者の人の一日の生活だとは 思えないくらいだった。

私は、役に立ちたいと思った。私と友達だけでは すこししか役にたたないから お母さんに「ねえ、新聞をたくさんあつめといて。」と 言った。

「たくさんあつめといてやるで。」

と 言ってくれたので 2学期も 東生活の家のことでがんばりたいと思う。

(*コメント 書き手は不明)

一生けん命とりくんでいると、生活の家のように だんだん見えて来ますね。そこで働いたり、勉強している人のこと。どんな努力をしてみえるか。もっともっとわかってくると 思います。

6年3組 久方三恵「私とようごの子の働き」交流文集『飛我志』1981年7月、
中津川市立東小学校、pp. 3-6. (通し番号無く書き手のみのページ数記載)

久方さんが「権利」の詩を取り上げたのは、学校での平和教育や同和教育の影響で、教

師の強い啓蒙があったことは想像に難くない。しかし、彼女が自発的に、母親に詩の読み聞かせをしたことは確かである。母親は久方さんから聞いた話を知人らに広めているが、その伝達は、当時の恵那地方における綴方の在り方をよく表している。恵那地方の人たちは、うわさ好きで干渉的であるが、「豆学校」を支える親集団が地域懇談会を恒常的に開き、綴方や詩について語り合う習慣が日常化していたためである。ちなみに毎月5日の教育市民会議に参加していた団体・機関をあげると保育・教育機関が38団体で、保育・教育関係父母団体が中津川障害児者を守る会、言をもつ親の会、難聴児をもつ親の会、市特殊学級育成会、各地域の育てる会をはじめ52団体があげられる。そして、保育・教育関係職員・指導者団体として、親子劇場準備会をはじめとする13団体があげられる。また、教育・福祉関係市機関として市図書館、市文化会館市福祉事務所、市社会教育委員会など計、8団体が名を連ねている。つまり網の目のように連絡網が張りめぐらされていたのである。

綴方を辿っていくと、健常児の「ようごの子」という呼び方や、障害児のことを「かわいそうだ」とする言い方は健常児の率直な表現であろう。障害があることは、消去できない健常でないという自明の前提があるからである¹⁹⁴。当初は、障害児のことを特別視していた健常児が、実際に障害児と関わる事で、蔑視している自分に気付き、さらに社会が障害のある人を学校から排除している社会を実感しているのである。

先に増倉教諭が「健常児が最も変わった」と述べていたが、恵那の教師たちが学習していたアンリ・ワロンの考え方に「大人の自己中心性」というものがある。それはすなわち「子どもの勘違いや逸脱は、疑いもなく恒常的なものであり、そのようなものとして、大人の観念体系と同じくらいに必然的で正常なものであって、そのメカニズムを明らかにすることこそが大事なのである」(1965:13, (=1882:15-16))¹⁹⁵といったことである。つまり、この健常児は大人に押し付けられた障害児に対する勘違いのメカニズムを綴方で解き明かしたことになるのである。大人は無自覚のまま、誤解を積み重ねて障害児を差別視する偏見を作り上げてきた可能性が高い。

では、この健常児は何故、気付くことができたのか。それは、そこでの生育歴が成人よりも短いために、誤解が未だ蓄積されておらず、社会規範による価値観の固定化が柔らかいためであろう。自分の価値観がまだあまり固定されていないため、障害児の取り組みが、健常児を気付きへ突き動かしたのである。一方、障害児本人は知的障害のために文字獲得もままならない中で、同年代の他者、いわゆる友達と一緒に学習していくことで、表現力を広めている。第3章第3節、同章第4節で述べたように、本人からの訴えから集団での学びが継承され、この合同教室においてもその脈流が流れている。

その中でうれしいという「喜」の表現もやりたいという自己選択につながる重要な意思表示ではあるが、綴方17のような「怒」の意志をはっきり綴っている点で、久方さんが社会の在り方への気付きを「怒」で示している。

¹⁹⁴ 横田弘は社会の成り立ちからして障害者差別はなくなりえないものとしている(横田2002, 2016:94『われらは愛と正義を否定する』より)。

¹⁹⁵ Wallon, H, [1941]1965, *L' évooution psychologique de l' enfant*. Paris: Amand Colin. (=1982, 竹内良知訳, 『子どもの精神的発達』人文書院.)

横田弘は養護学校から福祉的サービスの中でのみ暮らし、優しい保護ばかり受けてきた障害児に生徒同士の友人ができない事を指摘している。人とのかかわりによって、嫌だとか苦しいとか色々な経験を経ることで、その人に知恵が生まれるのだと知っている（横田 2004:43）¹⁹⁶。この指摘は社会の在り方に問いを投げかけているが、「喜」や「楽」の感情だけの摂取では本人に欲求が芽生えないばかりか、他者の事を理解しようとする事にもつながりにくい。他者には他者の価値観があり、それは自分にとって都合のよいことばかりではない。相手や集団の中で、喜怒哀楽の感情によって自己の固定観念に揺さぶりがかかることによってはじめて、相手を認めることにつながっていく。そうした揺さぶりによって、友達関係や仲間関係が作られていくものとも考えられる。

1978年に東小校舎建て替えの廃材を使って、校内に「東生活の家の学童保育所」が建てられるが、それは同時に校舎の建て替えを意味した。小出教諭はその際、設計図を書いている。その要求するところは職員会議に聞き届けられた。当時、教職を共にした西尾教諭（後に市教委へ）の話によると、東小の門は車椅子・福祉車両が通行可能な広く段差を考えた設置になっていたのだという。障害児の親たちは、第4章第2節の「かやのみ教室」で示した通り、最初はばらばらでピアグループに留まっていたが、今や運動体になりえる状態に集団として成長している。それぞれの動機は異なっているが「合同教室」を中心に据えていこうとする点に関しては皆一致していた。

5.5 合同教室を中津川市の養護学校とみなそうとした東小

第4章第1節で論じたように、1978年に小出氏が「私の教育方針」中で、「東小に養護学校をつくること、それは東小の明暗がかかっている」と主張した養護学校設立発言は多くの波紋を呼んだ。恵那の東小全学の教師から四面楚歌になったと小出氏は後に述べているが（小出 1984:122）、普通学級だけか養護学級だけかいずれにせよ、他の東小の教師は教育方針がさまざまでも統合教育を支持する点では一致していたからである。しかし実のところ、義務教育になると、このままでは中度・重度の障害児は養護学校義務制によって他地域の養護学校か施設に収容されてしまう運命にあったのである。

小出教諭の「あと10ヶ月、急がねば。」という発言の真意は中度・重度の障害児の所在のについての命運がかかっているという意味であったものといえる。1979年度の義務制になれば、中度、重度の障害児は普通学校に留まることができない。判定基準により、当地ではIQ50以下の中度障害児は別地域の養護学校へ、そしてIQ25以下の児童は教育適用から外れて施設入所になる¹⁹⁷。法的に東小を養護学校というかたちにしないと留められないの

¹⁹⁶ 養護学校では一人に合った教育の受け手として生徒があり、対教師のみである。そして福祉サービスではサービスの受け手なので友人となる相手はボランティアで、いつも優しく自分の要求に応える人間関係しか経験しないと述べている。出典：横田弘，2004，『否定されるいのちからの問い—脳性マヒ者として生きて—』現代書館。

¹⁹⁷ 日本のIQによる判定は1953年の判定基準公表以来、1961年の『精神薄弱者白書』に掲載されているが、特殊学級はIQ50～75、養護学校はIQ40～60、そして教育の下限はIQ20などのレンジがあり、地方によって基準値の数値が多少異なる。出典：日本臨床心理学会，1980，『戦後特殊教育その構造と論理の批判』社会評論社，p.180。

であった¹⁹⁸。

養護学校の認可は県が行い、市教委がその窓口となっているので、まずは確固たるかたちを市教委に認めさせることが必須であった。そしてその陳情には「守る会」の合意による訴えが必要であったが、1975年時点、親と教師の政治的支持政党の相違から反目状態にあり、活動停止していた。

しかし教師側には、東小のこれまでの状態を存続するために、会員である親すべてが障害の別を問わず結束し、嘆願に加わる必要があった¹⁹⁹。小出氏の発言に対する周囲の動揺とは別に、教育現場では、1971年に渡辺つやの教諭が打ち出した「どんな子でも希望があれば、入学を断らない」という信条が固辞されていた。この信条は、特に同じ訪問指導を行って障害児の学校入学の必要性を痛感した女性教師らに確固として受け継がれているものだった。その一人であった増倉教諭は言う。渡辺教諭と同じく普通学級の教師であったが、義務化当時は重度心身障害児を多く受け持っていた。東小に、全面介助の要る児童に対する介助員増員し「肢体不自由児学級」の設置を求めたが、「設置にはとにかく県の許可がいるでね。県にも何回も陳情に行ったけど、恵那は特に認可がおりにくい。また恵那か。正常化でにらまれとるでね。何かしでかすんやないかというふうにとらえられて。それでも介助員は県から出してくれた。県下ではじめてのことになったんやけど、最大の難関は身体のクラスやった。」と言われた。他の学級開設に遅れてようやく、「肢体不自由児学級」が義務化の年に承認された。そうすると、知的にも精神的にも、身体的にも重度障害児が東小に入学できる装置は揃ったことになったのである。増倉教諭は実践家としての感覚から「合同教室をやると東小で一番変わったのは健常の子たち。これは全市に広めんといかんと思った。」と言う。現場からの合同教室の設置要求である。

一方、小出教諭の要求は学校のガバナンスの面から訴えていたことがわかる。養護学校と認めさせることとは何を意味することであったのか。一市町村に一養護学校設置ということが制度としてあった。合同教室は全市の障害児が一同に揃う正規の授業である。「合同教室を日常的なものにせねば」という小出教諭の考えは、つまり、合同教室が養護学校だとみなすことを意味したのである。

そうして、重度の障害児が遠方の養護学校に入学しなければいけない常態から東小への入学を許可し、東小で全ての障害児が健常児と学ぶ場所にしようとしたのである。

小結

第5章は就学運動期における本論の最も重要な部分である。第1節では、中津川市中の障害児一同が東小に集まって学習する合同教室という学習形態が、中津川市の実質的養護学

¹⁹⁸ 小出氏は生前に筆者に「あんた、愚鈍、白痴って知っとるかね、IQ50やとH（養護学校の名前）、25以下の白痴やったら就学免除で岐阜まで行かなあかんでね。」と語られた。

¹⁹⁹ 教育現場の要求を親からの要求へと持ち込んで、親を即戦力にしていく手法は、まさに、恵那教組が勤務評定時に生き残った手法そのものである（第3章第1節参照）。この勤務評定闘争の中でヘゲモニーを握っていた教師集団の一人石田和男は自身の著書で、恵那教組の場合の組合としての統一行動は「親の中に入る」ことだと明言している（石田2017b:82）。出典：石田和男、石田和男教育著作集編集委員会編、2017、『石田和男教育著作集第2巻運動方針の転換』花伝社。

校に相当していることを明らかにした。本論文では、そのカリキュラムに当たる「合科生活統合单元」の中でも地域生活に密接に関係する部分を取り上げて論じた。主に『ひがし交流文集』中の障害児本人の生活綴方、障害児と関わる健常児の生活綴方を検討した。

生活合科統合单元に沿いながら合同教室について述べたが、本章の最後に、合同教室を中心に関係図(図V-15)を導き出すことができる。

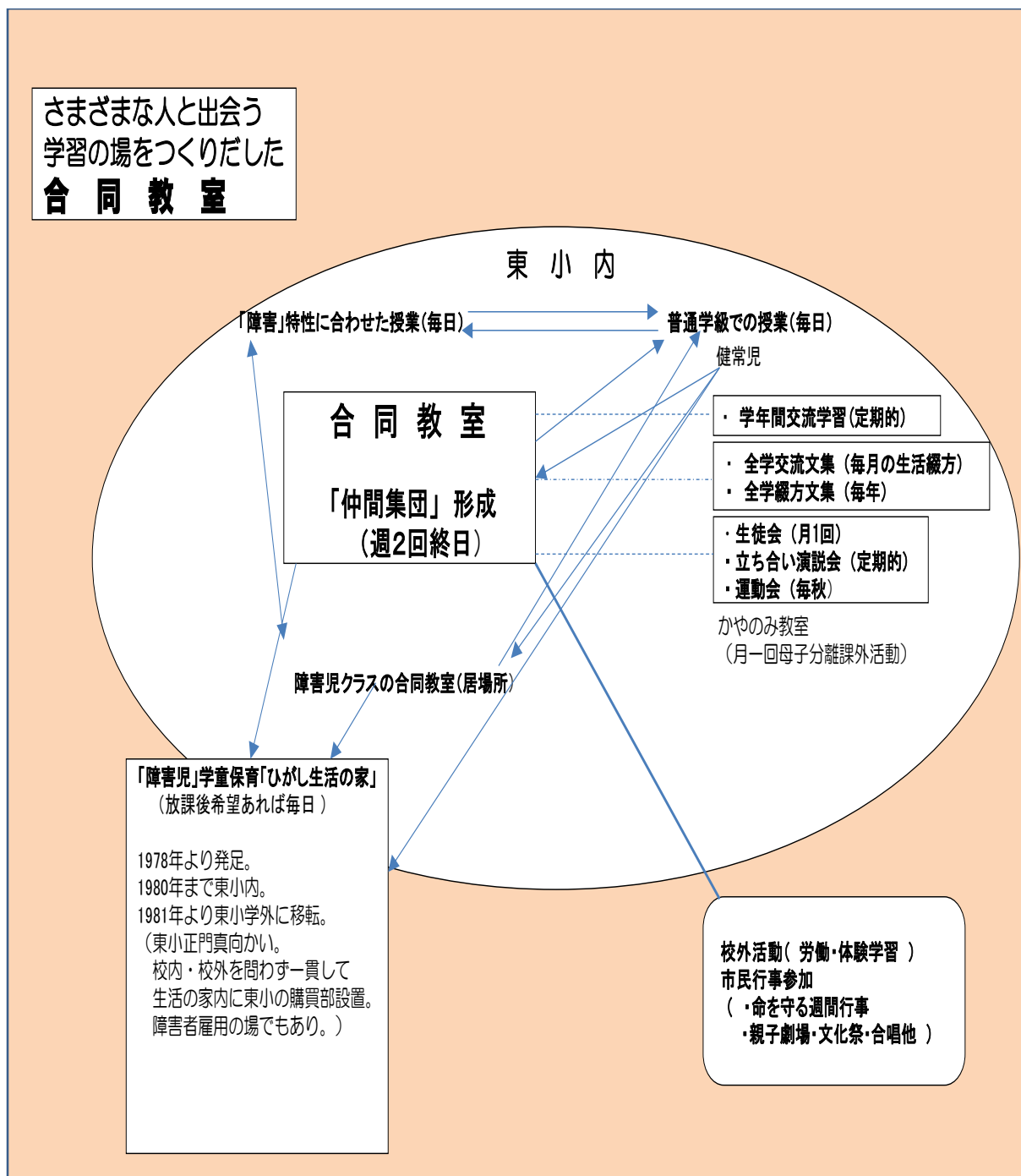


図 V-16 さまざまな人と出会う学習形態

凡例：→はそこに行くことを示す。
：一は授業に含まれることを意味する

合同教室を中心に説明していく。合同教室は週に2回開催される。ここに集まってきた

中津川市中の障害児がこの合同教室で出会うわけである。合同教室でない日には、東小の障害児は養護学級と普通学級を行き来して学校生活を送る。合同教室では、3、4年生と交流学習をする。その様子等を綴方にその人のできる方法で表現する。それらの綴方が全校の毎月の交流文集に掲載されたり、毎年出される文集に掲載される。

毎月1回開催される生徒会には代表者を決めて、健常児と議論する。また定期的に行われていた立ち合い演説会にも参加する。毎秋開催される運動会にも可能な限り出場する。希望者はかやのみ教室では母子分離活動の子どもの部で遊んで過ごす。

校外学習では地域の中で労働体験をする。市民行事に参加する。特にここでは、命を守る週間に、障害者の日には主催者となる。8月6日が登校日になっており、全校で平和学習や日千羽鶴を折ってそれを、広島・長崎に赴く代表者に託す。親子劇場、市民文化祭、市民合唱祭に出演する。

そして毎日の放課後は希望すれば生活の家で過ごす。そこに東小の健常児がやってくる。生活の家で過ごす人もいれば、文具等を買いに來る地域の人も生活の家に立ち寄る。

内容は盛り沢山であるが、各所で問題が起こってくる。障害間での不理解、けんかや不穏などである。その問題に直面するのも生活だと捉えられている。合同教室が社会の縮図のようになっているのである。

本章で考察してきた障害児本人集団はその人のやり方で綴方において表現しているように、日常生活の経験学習でさまざまな出来事に遭遇しながら、事実を見つめる力を獲得してきている。例えば、綴方10、11はいじめを受けているという内容のものであった。いじめは何もかも防止するものではない。そうしないと、子どもから遊びを奪うだけに留まらず、自発的な人間関係づくりに制止をかけてしまうことになるからだ。人間関係づくりの度合いに気付く、喧嘩の度合いや駆け引きの度合いなどの経験は大切である。居合わせた児童たちが気づき合えると、そこに、共有感が生まれる。それがすなわち、集団づくりの経験の場をつくっていくのである。「俺わからなかったわ。今度からこうするわ。」と本人が納得すれば、クラスは承認できる²⁰⁰。綴方10や綴方11のように、差別的な言動を発した健常児や家族への怒りや理不尽さを表出したこともさることながら、その綴方が全校生徒へ、全学教師に突きつけられたことが重要であろう。というのも相手側を問い詰めたからといって、障害児ゆえに受ける理不尽さはその社会に延々と続いているからである。

障害児にとって、いじめは防いでもらうものではない。それがどのように自分にとって嫌なものか、理不尽な思いをしているのか、障害児は不当に受けた差別を、差別とも思わない健常児者に向かって、綴方で怒りを表明している。そこでやっと、障害児と健常児に向き合える地平が開かれるのである。いじめを防止しているだけでは、相互の理解を促す社会環境を生み出すことはできない。この場合、防止はいじめ・差別を隠蔽するだけで、解決にはつながらないのである。以上は、その具体的な事例である。

ただ、ここで一つの問題が浮上してくる。中々健常者に伝わりにくい重症心身障害児の意志をどうやってくみ取っていくのかという問題である。そういった意味で、毎日の生徒による会議の繰り返しはとても重要である。各々が異なる障害なので、それに合わせた意

²⁰⁰ 小学校期に自分の非を認め改めていく体験は大切だろう。

志確認を行っていかなければならない。彼らの意志は簡単には理解できない。しかし、交
流文集の綴方が示すように、毎日繰り返して行っていくと、その人のサインがやっとわか
ってくる。

綴方に登場してくる「ひがし生活の家」(5.3.3 参照)は地域生活の「苗床」²⁰¹のような
存在となっていく。その地域生活運動について3部では述べていく。

²⁰¹ 「苗床」とは、「ひがし生活の家」を何時も支え続けた浅野信一氏(元中津川市文化会館館長)が「生活の家」を例えた言葉である。

第3部

障害者地域生活運動

—「ひがし生活の家」を中心とした市民運動—

第 6 章 同じ立場の人が関わり・調査していくこと

はじめに

「中津川市障害児者を守る会（以下、「守る会」と略）」は障害児者の要求を取り纏めて行政に陳情・請願する組織となったが、資料を調べるに従い、そこには恵那教育会議の在り方と密接な関係があることがわかった。「守る会」は、創設時には教師集団の影響を受けて結成されたが、その後の活動においては、しばしば、地教委と市福祉事務所の 3 者が共に行動している。

また地域生活運動のミクロレベルでは、実際の在宅のみで暮らす障害児宅訪問について、家庭奉仕員の同行を得て、法的にはプライバシーの侵害とはならず訪問ができた。

恵那地方の地域生活運動は、中津川市では、「どんな重い障害であろうと障害児者が生まれ育ち生活を実現する」という目的で行われたものである。その目的はキャッチフレーズにとどまらず、実行された。この運動の発端は東小を卒業した障害児が成人して、この中津川で住むための運動を始めたことであった。実際には、東小就学に至らなかった就学猶予・免除で遠方の施設から戻った人たちや自宅待機していた人たちが「ひがし生活の家」に結集した。その背景には、綴方教師を含む支援者集団や親集団が、障害者本人集団を強力にバックアップしたことにあった。第 2 部では、就学運動について、東小の合同教室がその基礎となったことを示した。

第 3 部では、合同教室で形成された集団に、さらに「ひがし生活の家」に結集した就学猶予・免除の障害者が加わり「仲間集団」となり、教師集団、母親集団と地域生活運動を展開し市民運動に発展させたと云われている経緯について明らかにしていく。

先ず、第 6 章では、就学猶予・免除の人たちがどこからやって来た人なのかを示す。

「中津川市障害児者を守る会」（以下、場合により「守る会」と略）「は 1971 年重度の障害児を東小入学に際し尽力した渡辺つやの教諭が組織化した親や地域有志で結成される組織である。「守る会」とは、発足当初、障害児教育に携わる教師と親が中心になって当会に賛同する有志で結成された組織である。さまざまな要求を市行政に訴え、就学運動では、当会の要求によって、中津川市立東小学校にさまざまな障害に配慮した学級を設置させた圧力団体である。教師は表向きの肩書であると、公務員ゆえに要求できない身分であるが、要求事項を「守る会」会員として、行政に訴え、重度の介助者を市の独自の施策として実施させるなど、多くの要求を行ってきた²⁰²。

渡辺つやの教諭は当初、役員のごとく尽力していたが、渡辺教諭は婦人運動や環境運動、政治活動などの革新的な活動を行っていたため、保守派の会長 S 氏とは政治的に衝突し、「守る会」は開店休業の状態になっていた。しかし、1976 年小出教諭が中津川に転任し、

²⁰²「守る会」は現在も、市行政への要求組織として強力な力をもって存続しており、9 つの部会がある。守る会の部会とは、何か要求事項があると部会が結成され、必要がなくなると消滅するといったもので、その存在数は不定である。東校で就学した障害児は後に成人した障害者本人、遠方の施設や病院から帰郷した障害者本人もその会員になって、仲間の会という部会をつくっている。障害種別に関わらず、さまざまな障害を含み、仲間の会会議は生活の家内で毎週現在も実施されている（筆者 2014 年度より参与観察させてもらう）。

役員改選により、阿部氏が「守る会」会長に就任して、「守る会」は息を吹き返していった²⁰³。養護学校義務化の1979年時点に至っては「守る会」の要求から、東小に7学級の障害別の養護学級が設置されていた²⁰⁴。

1980年代には、当初東小に入学した知的障害者は、その先の地域生活を考えないといけない状態に差し掛かっていた。「生活の家」関係者たちは、地域生活運動を展開しようとした。「生活の家」は中津川市に集まってくる恵那地方の障害児者の地域生活を実現しようとする結集場所となっていた。

関係者たちは、生活の家が安定化するために福祉法人化を目指していたが、無認可であるために財政的に将来の見通しが立てられない状態にあった。また、生活の家の形態も定まっていなかった。

1983年、「中津川市障害児者を守る会」は、市福祉事務所の協力を得て、中津川市で出生した全障害児者を把握し、さらに在宅障害児者に訪問調査を実施した。その翌年には療育手帳所持者すべての家に訪問調査を行った。この一連の活動には、それぞれの目的がある。

障害児者の所在の確認を行う理由として、恵那地方の地政学的な要因があげられる。恵那地方は県庁所在地から遠離の圏域であった。岐阜県指定の養護学校や収容施設のほとんどが岐阜市周辺で、岐阜県指定の医療・福祉の事業は木曾川以西であったためである。よって、中度、重度の障害児は、就学猶予・就学免除で自宅待機か遠方施設入所しか方法しかなかった。また、視覚障害児や聴覚障害児に関しても盲学校・聾学校は岐阜市にしかなく、幼い時から親元を離れた寄宿生活を余儀なくされていた。

しかし、「守る会」は渡辺つやの教諭が発足して以来、「どんなに重い障害であっても、中津川で暮せるように」ということを目標にしていた。そのために、一連の大掛かりな把握と調査が実施されていったのである。

それには3つの行程がある。①中津川市出身の全ての障害児者を「中津川市障害児者を守る会」全体が把握し、就学猶予・免除で学習の機会や生活の場を遠方施設や精神病院などで過ごす障害児者全ての人に帰省費用を充てる事、②訪問して、障害児者及び家族と実際に会う事、③障害児者の近況と意向をまとめて生活の家の形に反映させることである。

この調査は、障害児者が如何に地域で生活していくのか、どう支えていくのかという問いに答えるものである。具体的には、「守る会」全体で、1983年当時の中津川市で出生した障害児者の全ての存在を確認し、第1回目の近況調査を行い、第2回目は生活の家の構想についてのアンケート調査を行った。

この把握・調査の実施方法は、勤評闘争時に実施した恵那人事協が自らの同朋の要求を全数把握していった手法を継承している部分がある（篠原 2016）。それは、同じ立場の人

²⁰³ ただし、守る会と小出教諭との間には一定の距離間があったといわれる。2016年8月23日、当時、当会の副会長を務めていた成瀬喜久子さんからの聞き取りによる。

²⁰⁴ ただし、養護学級は必要であればその年時に設置される事になっていたもので、開設の必要がなくなると閉設されていった東小きこえの教室の卒業生である成瀬浩靖氏が教育実習で母校の東小を訪れた時点ではもう自分が通級したきこえ教室は無くなっていたという。成瀬氏への2016年8月23日の聞き取りによる。

が同じ立場の人全てにアクセスしようとしたことである。他地域の人たちが恵那地方の人たちの気質を「恵那雑巾」と総称する由縁でもあるが、ここにもその様子が伺える。

ここでの同朋とは、同じ障害を持った親子ということになるが、調査対象者は親であるのか本人であるのか、その家族であるのかは、訪問した相手側のコンタクトの取り方次第で定まっていなかった。けれども、定まっていなかったがゆえに、その返答の状況も含めて見えてくる、障害児者の生活実態というものがある。

当時の「守る会」関係者たちは、その把握・調査が「大がかりですごかった」と伝える。調査の真意は、調査結果そのものより、家に引き籠っていた障害児者とその介護者とコンタクトをとっていったこと。また、中津川市で出生したにもかかわらず、就学猶予・免除で遠方での施設や病院生活を余儀なくされた重度障害者全てに帰省のきっかけをつくったことであった。

以下、調査の3つの行程を明らかにしていく。

6.1 障害児者すべてに門戸を開こうとした「中津川市障害児者を守る会」

「守る会」は、調査を開始するに当って、まず、中津川市の福祉事務所の協力を得て、中津川市で出生した全ての障害児者の存在を知るに至った。「守る会」と福祉事務所の間には、協力関係があった。重度障害児の訪問指導の折に、家庭奉仕員として福祉関係者が同行して協力し、学校現場にも福祉関係者を指導員に置くなどして、就学運動時より親密に関係してきたことによる²⁰⁵。

「守る会」が調査に使用した一覧表が中津川市ひがし生活の家の資料センターに保管されている。福祉事務所の協力を得て作成された1983年4月1日現在の中津川市で出生した障害児者の一覧表である²⁰⁶。それは、在宅者と施設入所者別に、4つのタイプに分けて作成されている。

中津川市生活の家の資料室には、過去の資料が詰められた段ボール箱が数十箱あり、その中でも、「守る会」で行った実態調査に関する資料の整理もかねて、すべてのダンボールを探索し、有益な資料を抽出していった。その中から1974年調査資料と1983年調査資料を分類し、ここでは1983年の調査に該当するものを取り上げて、研究倫理上の許される範囲で使用し考察する。

1983年の調査結果によれば、成人の在宅者は80名。在宅児は44名。施設入所者は63名であった。

調査結果は20歳以上の在宅する障害者の一覧、20歳未満の在宅する障害児の一覧、在宅障害児者一覧、「精神薄弱者施設入所者」一覧、「精薄施設・養護施設等（養護学校・養護施設・教護施設・病院）」入所者一覧の5種類の一覧表にまとめられている。一覧表は個人を特定する情報が多く含まれるので、この論文には、その一覧表自体は、開示しない。

²⁰⁵ これも東小が当時マンモス校で、1000人の生徒に対し、1人の養護教員で、しかも、普通学級に加え養護学級が7クラスもあった事情から介助員だけでなく福祉関係者の協力は学校にとって必要であった。

²⁰⁶ この一覧表には視覚障害者の銘記は極小であるが、その事情については不明である。ただ、当時の中津川市福祉事務所が把握していた障害児者の一覧ということになる。

研究倫理上の許容範囲で必要な情報のみ文章で説明していく。

それぞれの一覧は次のような項目からなる。番号，障害児・氏名，生年月日及び年齢，保護者氏名，出生した市内区域とその詳細な住所，連絡先，障害分類²⁰⁷，施設名²⁰⁸，療育手帳²⁰⁹，「身障手帳」²¹⁰，「特別児童扶養」²¹¹，福祉手当²¹²，障害福祉年金²¹³以上の項目である。これらの項目は，障害児者が生活を成り立たせるためのものである。療育手帳，身障手帳，特別児童扶養手当，福祉手当，障害者福祉年金，それぞれについて，次の節で述べていく。

一覧は統一された形式である。左より項目をあげてみると，番号，その横に氏名が書かれている。次に生年月日，年齢，その横に保護者氏名が記載されている。その横には区が記載されている。現在の中津川市の区域は2005（平成17）年合併以後のものであり，1983年時点は中津，坂本，阿木，落合・神坂，苗木の区域に分かれていた。その中で中津の区域は中津川市中心市街地に当り，その内に1～21区及び松田区，西ヶ丘区，昭和区，共栄区，大平区，後田区，大峡区，桃山区などがある。区域に記載のない場合もあるが，これは中心部の中津でない区域の住所に該当する。その横に住所が記載されている。そして連絡先には，おおむね電話番号が記載されている。18年間居住した経験を持つ筆者の記憶では，1970年初頭に電話が取り付けられた記憶があるが，1980年代にはおおむね電話が普及していたことになる。その横に障害区分，そして療育手帳の項目がある。療育手帳は1983年から考えて，この手帳が交付されるようになって，1983年は，丁度，10年目に当たる。ここでは一覧にその程度が記載されていれば，ある程度，中津川市で療育手帳の普及がなされていることになる。

6.1.1 「守る会」1983年調査一覧表の各項目について

以降では，「守る会」が1983年に行った調査結果の一覧表について，同時代の状況とともに一般的な解説を行う。

²⁰⁷ 障害分類の記載は，「精神薄弱者施設入所者」一覧及び「精薄施設・養護施設等（養護学校・養護施設・教護施設・病院）」入所者一覧には無い。「精神薄弱者施設入所者」一覧には備考欄があり，その所々に障害名が書かれている。

²⁰⁸ 施設名の項目は，「精神薄弱者施設入所者」一覧及び「精薄施設・養護施設等（養護学校・養護施設・教護施設・病院）」入所者一覧に記載されている項目で，在宅者一覧には無い。しかしながら，調査時点で，在宅の障害者の中にも，一時，施設入所していたり，精神病院に入院していた人が，複数存在していた。そのことを，この調査は明らかにしている。

²⁰⁹ 療育手帳の項目は在宅障害児の一覧には無い。

²¹⁰ 身障手帳の記載も上記に同じ。

²¹¹ これは「特別児童扶養手当」のことであるが，20歳以上の在宅する障害者の一覧にもその項目が記載されている。一方，児童に該当するはずの在宅障害児一覧には記載が無い。そして施設入所者に関しては，「精薄施設・養護施設等（養護学校・養護施設・教護施設・病院）」入所者一覧には記載があるが，「精神薄弱者施設入所者」一覧には記載が無い。この記載の差異は，制度上の適用事項が起因している。

²¹² 在宅障害児と「精神薄弱者施設入所者」一覧には福祉手当の記載は無い。

²¹³ 障害福祉年金の項目は，「精薄施設・養護施設等（養護学校・養護施設・教護施設・病院）」入所者一覧への記載だけであったが，当然のことながら，20歳以上の在宅する障害者の一覧には全体の項目として無くも個々人の欄に当年金が記載されていた。

6.1.1.1) 項目1「療育手帳」と同時代の状況

国の療育手帳制度に対応する表記が、1983年の「守る会」による調査の一覧表に示されていた。ここからは、自分たちで公的な調査事項に匹敵するものを実施していこうとする意図を読み取ることができる。さて、そもそも療育手帳制度というものは如何なるものであるのか。

療育手帳は、1973年9月27日付、「療育手帳制度要綱」厚生省発児第156号厚生事務次官通知にはじまる。その通知によれば次の通りに示されている²¹⁴。要綱の第一には目的として、「この制度は、知的障害児（者）²¹⁵に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害児（者）に手帳を交付し、もって知的障害児（者）の福祉の増進に資する事を目的とする。」とある。1995年までは「精神薄弱児（者）」と明記されていたので、1983年時点では「精神薄弱」と呼称されていたことになる。

第二には交付対象者として、児童相談所又は知的障害者更生相談所で判定された者となっている。第三は実施主体で、都道府県知事が市町村その他の関係機関の協力を得て実施することが示されている。第四は手帳の名称及び記載事項でその第3項の（1）知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別の書き方は一覧にそのまま反映されている。

3項（2）は障害の程度であるがAが重度であり、Bは中度に当る。BはさらにB1とB2の回答がある²¹⁶。

1975年の区分では、療育手帳Aの基準はIQ35以下の重度知的障害と判定されることであつた。この等級の手帳を取得すると、1983年時点では35,000円の手当を受給することができる。このAは身体障害の度合いが重くても軽くても一律である。

療育手帳B1の規準は、IQ36～50の中度知的障害、並びに、身体障害中度の中でも区分で4級、及び、身体障害軽度、区分では5級と6級と判定された重複障害を併せ持つ人、もしくは、身体障害無しの中度知的障害と判定されることであつた。B2の基準は知的障害軽度、IQ51～75と判定されることであつた。B2は身体障害の度合いによって変るものではない。

（3）は保護者になっているが、親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障害者を現に監護する者をいう。知的障害をもっている人は監護されなければならないのか問題を残す制度であるが、この記述も一覧表には、保護者の記載があり、要綱に対応させてい

²¹⁴ 出典：障害者福祉研究会、2007、「療育手帳制度について」『障害者自立支援六法平成19年版』中央法規、1523；知的障害等法規研究会、2000、「療育手帳制度の実施について」『知的障害者福祉六法』中央法規、271-274。

²¹⁵ 平成10年5月26日、参議院国民福祉委員会にて、法律第110号として、「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律として、本会議に提出決定され（出処：第142回国会国民委員会第16号2010年5月26日火曜日午後0時41分開会、午後0時47分散会）、同年9月28日143回国会衆議院で法律110号として成立・公布された。」

²¹⁶ 出典：1975年厚生労働省の知的障害者実態調査（1975）（当時は「厚生労働省」は「厚生省」、「知的障害者」は「精神薄弱者」）における知的障害の程度に関する判定資料中の「障害の程度による療育手帳の区分表」より。

る。4 項は「都道府県知事は、知的障害者の掲げる事項のほか、必要な事項を手帳に記載することができることとする。」となっており、手帳の交付は都道府県知事に権限がある。これは知事の意向によって、手帳に書かれる内容の記載が異なってくることを示している。

療育手帳制度要綱の第 5 項目として手帳の交付手続が示されている。まず、申請を行なうが、「手続きの交付の申請は、知的障害者又は保護者が、知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所の長（福祉事務所を設置しない町村にあっては、当該町村の長及び管轄の福祉事務所の長とする。第 7 に同じ。）を経由して都道府県知事に対して行うものとする。」とあり、在宅の障害児者の場合は、中津川市内の福祉事務所を通して、岐阜県知事に申請するわけであるが、「知的障害者の居住地を管轄する福祉事務所を経由する」としているのも、遠方の施設に長期間入所している人は、その所在地が属する市町村の福祉事務所に申請することになる。

第 6 項目は「交付後の障害の程度を確認」となっている。この確認義務は都道府県知事に求められており、知事は手帳の交付後、手帳の交付を受けた知的障害者の障害程度を確認することが義務付けられているのである。つまり、知事は書面上で、県内の知的障害者を把握することになり、要綱に従うと、県民の療育手帳の管理は知事が行っているということになる。障害の程度を書く日は知事の義務であるとして、では、知的障害者の障害の程度は、どのようにして決まるのか。実務的には、原則として 2 年ごとに児童相談所又は知的障害者更生相談所において判定を行うことになっている。ここで障害の程度の判定には、どうしても恣意的になるということを指摘しておきたい。障害の程度の判断は、児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定によって変わってくる可能性がある。さらに、知的障害者の場合、その都度の応答の仕方によって判定が変わる可能性が高いのである。そのため、実際の障害の程度と判定との間に乖離が生じる場合があり、受ける措置の種類にばらつきが生じる。さらに障害の程度によって変わってくるので、経済的な問題を生じかねない危険性も孕んでいる²¹⁷。

6.1.1.2) 項目 2 「身体障害者手帳」と同時代の状況

次の項目には身体障害者手帳の欄がある。まず療育手帳制度について、1983 年時点での歴史的背景について述べよう。身体障害者の障害程度等級表は 1954 年 6 月 21 日に厚生省省令により登場したものであるが（藤井 2012:20;34-36）²¹⁸、障害の等級は介護保険法成立後の現在のようない介護制度の区分けとは異なる。1954 年時点でも、身体障害者福祉法と労災保険法とでは等級が異なる。身体障害者福祉法では 1～6 級、労災保険法では 1～14 級になっている。中津川市障害児者の一覧は 1～6 級の記載であるため、前者の身体障害者福祉法の障害程度区分である。区分による障害の重い軽いと、手帳の要件を知ることができる。身体障害者福祉法によると、舗装具の交付・修理、介護者とともに乗車・乗船費

²¹⁷ 出典：知的障害等法規研究会監修，2007，「知的障害者福祉六法」中央法規出版，pp. 1361-1362.；障害者福祉研究会監修，2007，「障害者自立支援六法」中央法規出版，p. 1523.

²¹⁸ 藤井渉，2012，「身体障害者福祉法の成立に関する一考察——対象規定に着目してその衣——」『花園大学社会福祉学部研究紀要』，20:21-36.

の半額免除，売店やたばこ売りの優先的許可，施設で製作したホウキなどの官公省による買い取りといった職業更生，身体障害者更生施設への処遇が挙げられている。藤井が 2012 年時点で，過去の等級表に基づく規定は管見の限り無しとしているが，それは等級表が社会保障制度の中心となる厚生年金法，労災保険法，国民年金法，生活保護法に影響しているために，身体障害者福祉法で規定していないことを述べている²¹⁹。

1983 年度時点での身体障害者手帳の障害程度は，1～6 級の 6 区分である。

身体障害者手帳は，身体障害者福祉法における福祉の措置の前提となるものである。障害の範疇は，その時代により身体障害者福祉法の改訂に伴って時代と共に多少変更されるものである。1983 年当時において，身体障害者とは，『国民の福祉の動向』によると（厚生統計協会，1983，『厚生指標 国民の福祉の動向』：143）視覚障害，聴覚障害，音声言語機能障害，平衡機能障害，肢体不自由および心臓，腎臓または呼吸器の機能障害を有する者で，当法に基づいて作成された表の中の項目に該当し，都道府県知事または指定都市市長からの手帳の交付を受けた 18 歳以上の者としている²²⁰。

1983 年度の 18 歳以上の交付者数は全国 169,941 人で，肢体不自由のある人の交付が，98,921 人と最も多く，次に多い内部障害の 31,628 人に比べても 3 倍に及んでいる。

全国の交付台帳登録 280 万 8387 件の中で，岐阜県では 49,232 件の交付登録がなされている。

回答者には，18 歳に満たず，国立療養所に入所している児童に該当する人もいる。

ヨ 20 さんは 1983 年現在で 17 歳であり，長良病院「しろばと」病棟に入所している。長良病院は 1980 年 4 月に小児慢性疾患地方基幹病院に認定された病院である。小児全般，筋ジストロフィー症，重症心身障害の専門的な医療を行っていた。この「しろばと」は小児病棟であるが，1979 年つまり養護学校義務教育化から，この病棟に県立長良養護学校の 1 名の教師が派遣されて訪問教育が行われるようになったので，その教育を受けていることになる。ヨ 20 さんは，12 年前の 1970 年に渡辺つやの教諭が東小に養護学級を開設する前に福祉事務所の協力を得て家庭奉仕員と共に，訪問調査や実際に入所している施設に見学に行く際の記録（万年室による手書きの渡辺教諭が書いた名簿一覧）には在宅という記録があり，高等部はなく，生活の家もないので，長期入院されている。

1983 年時には，全国で 7500 人前後の重症心身障害児が国立療養所に入所している。この 7500 人前後という数字には理由がある。

その背景のため歴史は少し遡るが，1970 年の白書には重心児は，医療，福祉を併せ持った施設の増設の状況が報告され，翌年時にはそうした重心児の概数が明らかになっている。

在宅の「精神薄弱児」数は昭和 41 年 8 月において，22 万 1,100 人と推計されており，そのうち，「精神薄弱児」施設に入所を必要とする児童数は 3 万 900 人である。

²¹⁹ 社会福祉行政業務報告（1～6 級手帳交付の 1984 年度の分け方あり）同年と次年の『国民の福祉の動向』と照合。

²²⁰ 厚生省大臣官房統計情報部（編）財団法人厚生統計協会，1983，『社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）』によると，280 万 8387 が身体障害者手帳の交付台帳登録が執行されている。

また、重症心身障害児数は昭和 45 年において、7,700 人と推計され、そのうちの大部分である 92.6%にあたる 7,200 人が施設入所を必要とする児童である。

施設の面からみると第 3-2 表のとおり、「精神薄弱児」施設、重症心身障害児施設はともにその他の施設に比べて増設の割合は大きい。しかしこれらの児童に対する効果のある援護は、早期発見、早期治療が最も重要なことを考え合わせるとき、現在の「精神薄弱児」施設が 315、収容定員 2 万 3,582 人、また、重症心身障害児施設が 25、収容定員 2,922 人、国立療養所委託分 27 施設、収容定員 2,880 人にすぎず、施設入所を要する児童（「精神薄弱児」3 万 900 人、重症心身障害児 7,200 人）のうち、まだ多くの児童が治療や機能回復訓練などを十分に受けられない状態にある。

したがって、早期治療を最も必要とするこれらの障害について、施設を増設などによって早期に収容するなどの対策を講じることが必要である。

厚生省、1971 年度、「精神薄弱児」施設、重症心身障害児施設などの増設を」『厚生白書 1971 年度』第 3 章第 3 節より。

ここには、重症心身障害児の最重要課題は早期治療で、重心児の 92%は施設収容が必要だと明示されており、早期治療と施設入所に厚生省が力を注いでいたことがわかる。日本臨床心理学会が「障害の発見と治療」を布教する専門家たちで指摘する厚生省の治す使命が盛り込まれた内容だといえるが、ここでは、施設増設を躍進させるために、早期治療が強調されている。

6.1.1.3) 項目 3「特別児童扶養手当」と同時代の状況

各年度の『厚生白書』を調べると、1958 年度の身体障害者手帳は不明で、1955 年度の各級とそれらの等級の身体障害者が記載されている。この時の等級は 1～6 級である。重い順に受けられる事項が多くなっていくわけである。

社会保障関係統計については、1968 年以来、社会保障制度審議会事務局によって『社会保障統計年報』に身体障害者手帳交付数も明記され、公表されてきた²²¹。その後、2001 年に省庁再編で同年報は 2000 年以降に国立社会保障・人口問題研究所において取りまとめられ公表されることになった。特別児童扶養手当は社会保障の細目の社会福祉に属す。拠出は国・地方公共団体及び事業主拠出金（拠出金立 0.13%）とある。

1983 年の全国の特別児童扶養手当受給者数は 116,981 名である。これは手当を希望する人が全て受けられるものではない。ちなみに当年度の受給対象障害児童数は 119,482 名で 2501 名の障害児が受給していないことになる。手当額は年間 46,775,79 万 5 千円で、換算すると、一人当たり年間約 39 万 1310 円となる。

6.1.1.4) 項目 4「福祉手当」と同時代の状況

「守る会」の一覧表の中で福祉手当受給額の項目がある。福祉手当は「日常生活におい

²²¹ 出典：総理府社会保障審議会事務局、1985、「第 23 表 身体障害者手帳交付台帳登載数」『社会保障統計年報』、101.

て常時の介護を必要とする重度障害者に支給されるものであるが、1983年は前年9月より実施された金額、すなわち月額10,550円が支給されることとなった。ちなみに、全国の1983年度末現在支給対象人員は404,607人であった。

6.1.1.5) 項目5「障害福祉年金」と同時代の状況

施設入所者の一覧右端には障害福祉年金という項目が記載されている。1983年時点の障害福祉年金は物価スライド方式がとられており、物価が上昇すれば給付額も変わってくるが、1983年度の厚生白書の社会保険における障害年金の支給基本年金額は、定額部分、報酬比例部分の計算において、加入月数240月未満は240月(20年)と計算され、加入月数420月以上は420月(35年)として計算される。つまり、下限と上限がある。

1級は基本年金額に125%を掛け、加給年金額を加算して算出されたものである。2級は基本年金額に加給年金額を加算して算出されたものである。3級は基本年金額に75%を乗じた金額になる。1983年の給付では、1982年の物価スライド後の給付額に当り、最低保障額を年間562,800円、月額にすると46,900円と設定している。

6.1.2 就学猶予・免除で恵那地方以外の収容・入院生活を送っていた中度・重度の障害者

「守る会」が実施した1983年の調査の一覧表にある各項目の解説を行ってきたが、ここからは、本調査の分析を示す。

まず、本資料から、当該地域で出生した障害児者で施設入所している場合には、大きく分けて4つのタイプがあることが理解される。

施設入所されていた障害児者の一覧から説明する。施設入所の障害児者の一覧は2種類である。1つは「精神薄弱者施設入所一覧」というものと、あと1つは「精薄施設・養護施設等入所者一覧(養護学校・養護施設・教護施設・病院)」である。これらの資料に記載されている年齢層は、「精神薄弱者施設入所一覧」が8歳から57歳、「精薄施設・養護施設等入所者一覧(養護学校・養護施設・教護施設・病院)」には6歳から58歳と、その双方を問わず、児童から成人に至る。ここでわかることは、親の養育義務がある幼い時から、恵那地方を離れ施設に入所していたことである²²²。

在宅以外で暮している障害者は4タイプに分かれる。また、障害児に関しては、当時は東小に養護学級ができていたので選択して入学しているとみなされる²²³。ここでは、「ひがし生活の家」に集まって来たそれまで、就学猶予・免除の人がどうして集まってこられたのかということに要点を絞って考える。一覧から検討すると、①重度の障害で県の指定する福祉事業所が運営する一連の施設に入所している場合が27名、②重度の知的障害で市外の知的障害施設に入所している場合が9名、③重度の肢体不自由の障害でリハビリテーションを強化していた岐阜県立の施設に入所する場合が帰郷者を含め3名、④重度の知的障害で精神病院に長期入院のかたちをとる場合が10名であった。以降、この4つの項目に

²²²東小学校に重度障害児が入学できるようになった1971年までは、中度や重度の障害児は市内の学校に入学することは非常に困難であった。

²²³ 児童養護施設7名、市外養護学校3名、盲学校3名、聾学校5名である。

ついてそれぞれ検討していく。

6.1.2.1) ①重度の障害で県の指定する福祉事業所運営の一連の施設に入所している場合

では、実際に中津川市で出生した施設入所していた障害児者は 1983 年時点、どの圏域で入所していたのか。中津川市出身の重度の障害児者が施設に入所している福祉事業所の管轄する施設郡は県庁所在地を含む岐阜県圏域，養護学校や施設が集中する関市を含む中濃圏域，多治見市及び土岐市を含む東濃圏域に当る。中津川市は東濃圏域に属するが，多治見市・土岐市が圏域の南端であるのに対し，中津川市は北端に位置する（地図参照）。

この岐阜県社会事業団の系列に入所している障害児者は 27 名である。その内訳は知的障害者か，脳性麻痺の障害児者かで分かれている。同じ事業団でも脳性麻痺の障害児者は「陽光園」（美濃市：美濃市は中濃圏域に属する）に 4 名が入所し，「清流園」（岐阜市：岐阜圏域に属する）に 3 名が入所し，1981 年に身体障害者施設としてリハビリテーションとノーマライゼーションを旗頭に開設された「三光園」（やまがた山県市：山県市は岐阜圏域に属する）に入所している障害者が 1 人となっている。

知的障害のある障害者は「県立ひまわりの丘」（関市：関市は中濃圏域に属する）に 10 名，「H 苑」（土岐市：東濃圏域に属する）に 2 名，「みどり荘」（岐阜市：岐阜圏域に属する）に 1 名，白鳩学園（恵那市：東濃圏域に属する）に 2 名が入所している。

光の園（岐阜市：岐阜圏域）社会福祉施設特別養護老人ホームに 1 名入所している。

ダウン症で療育手帳 B 1 を所持しているシ 1 さんは中濃圏域に属する関市にある施設「県立第 4 ひまわりの丘 B 1」に入所していた。

シ 6 さん，シ 8 さんは双方とも療育手帳 A の重度知的障害をもち，シ 1 さん同様の系列の施設に収容されているが，障害の度合いが違いシ 1 とは別の棟である「県立第 3 ひまわりの丘」に入所していることが，資料には示されている²²⁴。「ひまわりの丘」は 1977 年 4 月 1 日にそれまで I 集落学園と呼称されていた施設から改称された呼び名である。I 集落は関市 I 集落町の施設が所在する地名にちなんで付けられていた。I 集落学園も第 1 から第 3 と大所帯であったが，「ひまわりの丘」はさらに第 4 学園が加わっている。第 1 学園の当時の収容数は不明であるが 1 学園だけでは収容しきれないで他棟の増設が出来るという事情から考えると 100 名以上は想像難くない。現在の資料では第 2 学園は 30 名収容，第 3 学園は 100 名収容，第 4 学園は 50 名収容とあるので，1983 年当時の数は定かでない。岐阜県立福祉財団は岐阜県が障害児者の収容を委託している指定組織である。

同じ岐阜県福祉事業団に属している施設でも，シ 28 さんは，2 級の身体障害手帳を所持して持っているが，岐阜市内にある清流園に入所していたことが一覧に示されている²²⁵。

例にあげた人は故郷に戻ってきた人たちだが皆が全て戻ってきたわけではない。精神薄弱施設入所者一覧には，35 名の入所先が示されているが，上に示した施設「県立ひまわりの丘」には 10 名，同系列の岐阜市の「清流園」には 3 名，やはり当事業団の系列であり西濃圏域の山県市に所在する施設「三光園」に 1 名，同系列で中濃圏域である美濃市に所在

²²⁴ 3 人とも，現在は帰郷し「生活の家」のグループホームに居住。

²²⁵ 現在は「生活の家」のグループホームに居住。「生活の家」には数カ所グループホームがあるため一年毎に引っ越しの希望調査実施により移動しているので住所は移転。

する施設「陽光園」に4名の入所が記載されている。清流園は1969年より岐阜県福祉事業団によって設立された施設である。18歳以上の療育手帳を所持していることが入所資格になっており、1983年当時37歳の酒井弥生さんは、この清流園に入所とある。規模については当福祉事業団の資料には記載は無く不明である。

さらに岐阜県福祉事業団の経営する施設で「はなの木苑」が東濃圏域の土岐市にある。はなの木苑は、最初、はなの木学園として当事業団が1971年4月1日に運営受託を受けて開設された。定員50名で、その内訳はIQ25以下の判定を受けた重度の「精神薄弱児」が20名、IQ26～50以下の判定を受けた中度の「精神薄弱児」が30名となっている²²⁶。

はなの木学園の分類は、当時の厚生省の分類と若干の違いがある。厚生省の1975年度からの分類ではIQ35以下の判定を受けた児童を重度の「精神薄弱児」としている。

6.1.2.2) ②重度の知的障害者で市外の知的障害施設に入所している場合

前項の県指定財団系列の「H苑」は調査年前年の1957年までは「H学園」と呼ばれていた。それまでは学童期の知的障害者の単独入園する施設であったのが、H苑になって成人が入所する施設となった。この学園を卒業すると、社会福祉事業団の経営系列ではないが、多治見市姫という市中心から離れた「T学園」に入所するコースを辿る知的障害者が多かった。中津川市からは9名が入所している。非常に規律正しい生活訓練の場で、時間厳守・行動制限・限定された場所で条件付の家族との面会など、気ままに暮らす場所ではなかった²²⁷。

また、岐阜県福祉事業団には属さないが、1947年と児童福祉法に伴って、1949年に児童養護施設設置の許可を得て、1950年、岐阜県S市に設置されたM学園（中濃圏域）という施設がある。M学園は定員80名の収容施設であるが、1983年時点で3名の中津川市からの障害者が入所している。

6.1.2.3) ③重度の肢体不自由の障害でリハビリテーションを強化して行っている岐阜県立の施設に入所する場合

重度の肢体不自由の障害でリハビリテーションを強化して行っている岐阜県立の施設に入所する場合がある。I学園という療育を行う施設に岐阜県の障害児者も入所する人もあったが、I学園という名称は、他府県にも存在している、

岐阜県下の場合は、1974年に岐阜市に移転して希望学園と名称を変更しているが、熊崎静江さんは移転した年に生まれているので、移転先での入所である。

それまでは飛騨圏域の温泉保養地である下呂市に所在していた。I学園と呼ばれ、伊藤佳子さん、N3さんの妻になられたN4さんは高山市生まれであったため、下呂（当時は益田郡下呂町）のI学園で親元から離れて入所生活していた。とても厳しい学園で、中津川に来て、さまざまな障害の人が分け隔てなく生活していたことに、最初はカルチャーショックを受けたという。H66さんも一時は入所していたが、戻ってきて訪問学習ですごし

²²⁶ 社会福祉法人岐阜県厚生事業団、印刷年は不明、「県立はなの木学園あんない」より。

²²⁷ シ12さんとその母親シ12Mさんからの聞き取り調査より。

た人である。

表 VI - 1 県指定の身体障害児者入所施設の入所者の障害の種類

| | S32~36 | S37~41 | S42~46 | S47~51 | S52~56 | S57~61 | S62~H3 | H4~8 | H9~13 | H14~18 | 計 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-------|--------|------|
| 脳性麻痺 | 62 | 118 | 92 | 99 | 69 | 41 | 64 | 36 | 48 | 41 | 670 |
| 脳血管障害 | 0 | 0 | 2 | 3 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 頭部外傷 | 1 | 0 | 3 | 2 | 5 | 4 | 6 | 6 | 6 | 1 | 34 |
| てんかん | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 水頭症 | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 2 | 11 |
| 脳炎、脳膿瘍 | 1 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 1 | 2 | 19 |
| 髄膜炎 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 12 |
| 中枢神経変性疾患 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 7 |
| 精神運動発達遅滞 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 9 | 5 | 4 | 3 | 22 |
| 四肢麻痺（その他） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 5 |
| 両麻痺（その他） | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 1 | 1 | 10 |
| 片麻痺（その他） | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 中枢神経障害（その他） | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 先天性股関節脱臼 | 37 | 44 | 17 | 9 | 7 | 9 | 3 | 0 | 3 | 4 | 133 |
| 先天性内反足 | 7 | 5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 | 20 |
| ペルテス病 | 3 | 1 | 9 | 6 | 15 | 8 | 16 | 21 | 12 | 12 | 103 |
| 先天性多発性関節拘縮症 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 3 | 1 | 2 | 2 | 0 | 13 |
| ポリオ | 29 | 29 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 68 |
| 筋ジストロフィー | 13 | 4 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 25 |
| 脊椎奇形、側弯症 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 二分脊椎 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 | 4 | 5 | 2 | 2 | 19 |
| 脊髄損傷 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 先天性筋性斜頸 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 切斷 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 火傷 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 骨系統疾患 | 3 | 1 | 5 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 16 |
| 末梢神経障害 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 骨髄炎 | 3 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 関節リウマチ | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 腫瘍 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 結核 | 23 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 |
| 骨折 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 四肢奇形 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| その他の整形外科疾患 | 14 | 2 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | 6 | 2 | 2 | 36 |
| その他 | 4 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 12 |
| 上記疾患総数 | 205 | 232 | 165 | 138 | 121 | 79 | 128 | 97 | 89 | 78 | 1332 |

（出典：創立 50 周年記念誌編集委員会，2008，『希望が丘学園 50 周年記念誌』岐阜県立希望が丘学園，p. 28.）

定員 130 名となっているが、下呂町に所在していた 1974 年までに、入所者は 138 名から 232 名に及び、定員以上の人たちが入所していたことになる。障害の内訳は、脳性麻痺が一貫して突出しており、先天性股関節脱臼、ポリオが次いでいる。ポリオの障害児は移転後にはいない。ポリオの場合は、場所の問題というより 1981 年以降のワクチン接種の徹底による消滅ともいえる。開設された当初は結核が多いのも特筆される。同様に、1974 年移転までは筋ジストロフィーの障害児も単独入園している。

1974 年までは下呂町で多くの脳性麻痺をもった人たちがリハビリテーションのみならず、臨床的な手術も受けてきた経緯がある。1971 年まではストッフエル氏手術が行われていた。つまり、脳性麻痺を手術によって治すという試みが行われていた。しかし、この手術方法については、効果は認められていない。

脛骨神経の手術はかつて非選択的に切離するストッフエル手術というものが整形外科を中心に行われた時期があった。しかしこれは無差別に抗重力筋などへも影響し筋力低下させるため成果はかんばしくなかった²²⁸。1971 年まではエガース手術、腓腹筋起始部切離手

²²⁸ 出典：東京女子医科大学脳神経センター脳神経外科 平孝臣

術も行われていた。

このような外科手術実施回数の多さを施設の業績として示しているが、これを、手術を受ける側から考えてみると、成功例や効果の少ない手術を受けるいわゆる臨床手術に、施設入所者である身体障害者、とくに脳性麻痺の障害者は被験者となっていたということである。この臨床手術に関しては、横塚晃一が著書で収容施設には研究所が併設され脳解剖や生体実験等が医学の進歩の名の下に行われていたことを指摘している(横塚 2007:104.)。すべての施設に当てはまる指摘ではないが、少なくとも I 学園にはそれに該当する。この施設入所を促進したことには、市制も親にも原因がある。1960 年代中津川市内では小児マヒ治療のキャンペーンが行われていたからである²²⁹。中津川市に該当する外科手術先がなかったため、市民病院に当手術のできる診療科開設を懇願する脳性麻痺児の親も多数存在していた。

6.1.2.4) 重度知的障害で精神病院に長期入院のかたちをとる場合

重度の知的障害で精神病院に長期入院のかたちをとる場合が一定数認められる。瑞浪市の山野に所在する O 病院は 308 床あり、中津川市で出生した療育手帳 A の障害者 7 名が当病院に長期入院していた。また、瑞浪市より西部隣接の土岐市に所在し、やはり山野の中に立地する 288 床の S 病院に療育手帳 A の人が 2 名、療育手帳 B 1 の人が 1 名入院生活していたことが一覧には明記されている。また他府県の S 入院中の人 1 名である。

精神病院に入院することについて、恵那地方の人たちは、大人も子供もよく「悪いことをすると O へ連れて行かれるよ」という言い回しを日常的にしていた。この言い回しは問題行動をすると隔離した場所に連行されることを住民が周知していたことを示し、精神病院に対して差別的な偏見をもっていることがわかる。

そもそも、知的障害のある人が精神病院に入院することについては、障害名が 1997 年まで、「精神薄弱」と呼ばれていたために、その名称の語意によって、今日の処遇と異なっていたのである。

表 VI - 2 精神病院入院者数

精神病床数・入院患者数・措置患者数及び外来患者年間延数の年次推移 (各年12月末)

| 年次 | 精神病床数 床 | 入院患者数 人 | 措置患者数 人 | 外来患者年間延数 千人 |
|-------|------------|------------|------------|----------------|
| 昭和40年 | 172,950 | 183,260 | 65,372 | 2,761 |
| 45 | 247,265 | 250,328 | 76,532 | 4,978 |
| 50 | 278,123 | 278,793 | 63,887 | 6,576 |
| 55 | 308,554 | 309,450 | 45,766 | 7,647 |
| 58 | 326,541 | 331,076 | 36,091 | 8,531 |

資料：措置患者数は厚生省統計情報部「衛生行政業務報告」

その他は、厚生省統計情報部「病院報告」

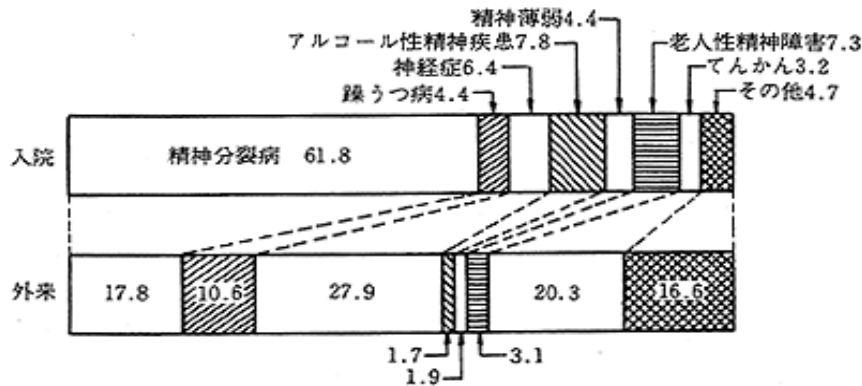
<http://ttaira.my.coocan.jp/homepage1/SDR/SDR1..html> 2017年9月15日取得.

²²⁹ 1961年10月1日『広報なかつ川』中には小児マヒ児親子と市当局との話し合いの様様を「この不幸なこどもをもつ市内の両親十数名がこどもさんをつれて出席」とある。現在であれば人権侵害になるところであるが、考え方の根本に現在ある存在が不幸であると断定しているのである。

1983年時における精神病院に入院している人は、厚生省統計情報部によると、331,076人であるが、4.4%の人が「精神薄弱」であるので、14,567人は入院していたことになる。これを先の「精神薄弱児・者」の収容型施設で生活する75,645人と照らし合わせてみると、約1/5になり、一定数の人が精神病院に入院していたことがわかる。

① 概 要

入院・外来別受療者の疾病別割合（%）（昭和58年）



(注) 厚生省統計情報部「患者調査」から作成

図VI-1 精神科の入院・外来受療者の疾病別割合

後藤は戦前については川崎文書、神奈川県文書を内務省衛生局『衛生局年報』、厚生省『衛生年報』を参照し、戦後については厚生省『精神衛生実態調査』を参照して、個別事例を、全体的な位置づけから考察している（後藤 2015：119-120）²³⁰。そこでは1954年に厚生省が実施した『精神衛生実態調査』の内訳が示されているが、「精神薄弱」は精神病の範疇として取り扱われており、その事由からすると、「精神薄弱児・者」が精神病院に入院することは道理が通っているのであった。

そのデータによると、全国の精神障害者の中で要収容者は46万人だと断定し（後藤 2015：120）全精神障害者は130万人で、その内58万人が精神薄弱者となっている（後藤 2015：119）

そして、1963年の在宅精神障害者に対する全国一斉調査では第2回目となるが、その中で、要収容治療35万人の全精神障害者と予測し、全精神障害者は124万人、その内、40万人が精神薄弱と推定している（後藤 2015：120）。

また、精神障害者全般における後藤の見解であるが、患者の暴力行為の記述が保護申請綴全体の半数を占め、その内訳の88%が家族であり、申請者全体をして65%以上が家族の割合であったことから、後藤は家族が患者との生活において、家族・親族への患者による暴行から入院を望む大きな契機となったと考察している（後藤 2015：144）。

前者についていえることは、知的に重度の障害があると精神病院に長期入院する人たちもいる。県内O病院、S病院などがあげられるが、ヨ25さん、ヨ22さんであるが、この

²³⁰ 後藤基行, 2015, 「日本における精神病床入院の研究：3類型の制度形成と財政的変遷」一橋大学大学院社会学研究科2015年度博士論文。

1983年の調査の後に、生活の家ができることによって故郷に帰ってきた人たちである。

4つ目には、重度の知的障害で市外の知的障害施設に入所する場合などである。

いずれも中津川市からは離れた場所にある。またその立地条件も施設の住所名の市町村の所在地市街や郊外から離れた場所にあり、地交通のアクセスが悪く、最寄りの駅から歩いていける場所ではない。つまり、収容されていた施設や病院の立地条件は該当する市町村の辺境にあるということである。

生年月日が少なくとも、1977年以前の人にはその適応が考えられる。18歳以上の44名の障害者は勿論のこと、ここに記載されている障害児は最も若い人で1975年生まれなので、一覧表に児童として記載されていても義務教育を受けず、すべて就学免除・猶予で遠方に出ていることになる。

6.1.3 在宅で暮らす障害児者

ここまで1983年の調査時に何らかの施設にいた障害児者について述べてきた。ここからは、在宅であった障害児者のあり方について検討する。

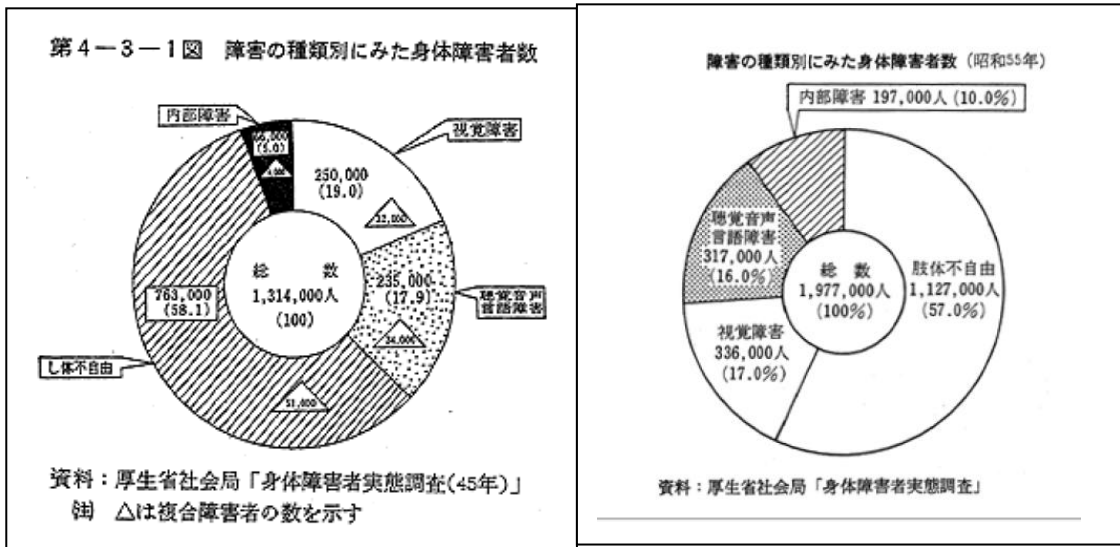
記載事項の年齢層は、「在宅障害児一覧表」「在宅障害者一覧表（20歳未満）」「在宅障害者一覧表（20歳以上）」に分けられている。「在宅障害児一覧表」は学童期が主体であるが、44名中、その中に5名、20歳以上の成人も含まれている。

厚労省の白書などにみられる障害者一般の分類では18歳未満、18歳以上の分類になっているが、中津川市の1983年4月1日時点の分類では20歳を年齢の境界線に置いている。

全国規模での在宅の「精神薄弱児・者」の人数は、1971年に把握されて以降の状況は明らかにされていない。それに対し、身体障害者は不明で、1970年10月1日現在の身体障害児のみの資料だけが明かにするのみである。

これまで見てきたように、施設入所者は厚生省関係の資料から毎年、把握することは可能であり、障害者の全体数も概算が出ている。把握されるということは、裏返してみると、施設や病院で生活する障害児者はその所在する機関が一定の状況を厚生省に報告することが義務付けられているために、厚生省に管理されていたことを意味する。

在宅者の管理については、厚生省は行っていない。全国の在宅者の正確な照合ができないが、分かっている範囲で在宅での障害者についてみる。先の在宅の身体障害児についても、或る程度のことは理解される。というのはその障害の比率を知ることができる。調査から判明している対象に在宅の身体障害者が見当たらない理由として、在宅で生活するという意識が希薄であったということも類推される。



図VI-2 障害の種類別みた身体障害者数

総数 1,314,000 人を 100% として考えた場合、肢体不自由の障害者が 58.1%、視覚障害者が 19%、聴覚音声言語障害者が 17%、内部障害者が 5% の割合になっている。10 年後にも調査結果が出ているので比較してみると、肢体不自由の障害者が 57%、視覚障害者が 17%、聴覚音声言語障害者が 16%、内部障害者が 10% で、10 年経っても障害別の多さの順位は変わっていない。

表VI-3 年齢階級別身体障害者の人口

| | 総数 | 歳 | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 18~19 | 20~29 | 30~39 | 40~49 | 50~59 | 60~64 | 65~69 | 70~ |
| 45年10月 | 17.92 | 3.29 | 4.93 | 7.74 | 15.84 | 29.74 | 40.87 | 56.20 | 63.63 |
| 55年2月 | 23.79 | 3.51 | 4.94 | 6.96 | 16.03 | 33.69 | 55.83 | 68.74 | 87.54 |
| 増加率 | 132.9 | 106.7 | 100.2 | 89.9 | 101.2 | 113.3 | 136.6 | 122.3 | 137.4 |

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査」

年齢層を見ると、10 年経過すると、60 歳以上の高齢層が増加しており、高齢化が進んでいることを示している。

手帳の交付状況は下に示す通りである。

表VI-4 障害の種類別，程度別状況

(単位：1,000人)

| | 総数 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 不明 |
|--------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 総数 | 1,314 (100%) | 142 (10.8) | 207 (15.7) | 165 (12.5) | 233 (17.8) | 200 (15.3) | 165 (12.5) | 202 (15.4) |
| 視覚障害者 | 218 (100%) | 75 (34.5) | 38 (17.4) | 16 (7.3) | 14 (6.4) | 17 (7.8) | 31 (14.2) | 27 (12.4) |
| 聴覚障害者 | 201 (100%) | 0 (—) | 64 (31.9) | 29 (14.4) | 33 (16.4) | 1 (0.5) | 48 (23.9) | 26 (12.9) |
| 肢体不自由者 | 712 (100%) | 41 (5.8) | 85 (11.9) | 94 (13.2) | 157 (22.1) | 170 (23.9) | 75 (10.5) | 90 (12.6) |
| 内部障害者 | 62 (100%) | 2 (3.2) | 0 (—) | 7 (11.3) | 12 (19.4) | 0 (—) | 0 (—) | 41 (66.1) |
| 複合障害者 | 121 (100%) | 24 (19.8) | 20 (16.5) | 19 (15.7) | 17 (14.1) | 12 (9.9) | 11 (9.1) | 18 (14.9) |

資料：厚生省社会局「身体障害者実態調査(45年度)」

全体的に、1級から6級まで各々10%台になっているが、障害種別によって、その分布状況は異なっている。視覚障害者は1級が30%以上と突出している。それに対して、聴覚障害者は2級が30%以上で、次いで6級が20%代と続く。肢体不自由者は4級、5級が20%代が多い。内部障害者は4級が20%弱で不明が多く申請していないことがわかる。複合障害者は10%弱から10%代に各々ある。

身体障害者の在宅の状況が明らかになっていないことは、下の状況の情報元の詳細は明らかでない。就学もしくは就学猶予・免除の届け出から試算することは可能であろう。また、児童の場合は10年後の養護学校義務化に向けた実態把握のためであり、障害者にはそれを確かめる必要はなかったために行わなかったということも考えられる。この時点で、地域生活ということとはあまり重要視されていなかった可能性が高い。

表VI-5

身体障害の種類別在宅身体障害児数 (昭和45年10月1日現在)

| | 全国推計(人) | 構成比(%) |
|-------------|---------|--------|
| 総数 | 93,800 | 100.0 |
| 視覚障害 | 5,600 | 5.9 |
| 聴覚平衡機能障害 | 11,900 | 12.7 |
| 音声言語機能障害 | 6,300 | 6.7 |
| 肢体不自由 | 51,900 | 55.3 |
| 心臓又は呼吸器機能障害 | 5,600 | 5.9 |
| 複合障害 | 12,600 | 13.4 |

資料：厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」

厚生省児童家庭局「身体障害児実態調査」によると、在宅の障害児の全体93,800人を100%と考えた場合、各障害の割合の内訳は、肢体不自由の障害児が55.3%、複合障害が13.4%、聴覚平衡機能障害が12.7%、音声言語機能障害が6.7%、視覚障害と心臓又は呼吸器機能障害が5.9%となっている。

また、「精神薄弱児」については、次の表に示す通りである。

表 VI - 6 在宅精神薄弱者数

(昭和46年10月1日現在)

| | | 全国推計数 | 構 成 比 |
|---|------|---------|-------|
| | | 人 | % |
| 総 | 数 | 312,600 | 100.0 |
| 軽 | 度 | 130,200 | 41.7 |
| 中 | 度 | 98,300 | 31.4 |
| 重 | 度・最重 | 82,300 | 26.3 |
| 不 | 明 | 1,800 | 0.6 |

資料：厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」によると、全国における在宅における精神薄弱者数は 312,600 人である。100%とすると、軽度の人 が 41.7%、中度が 31.4%、重度・最重度が 26.3%と続き、軽度の人 が家で生活していたことを示している。

表 VI - 7 年齢階級別在宅精神薄弱者数

(昭和46年10月1日現在)

| | | 精神薄弱者数 | 人口千対比 |
|----|-----------|---------|-------|
| | | 人 | |
| 総 | 数 | 312,600 | 3.0 |
| 18 | 歳未満 | 141,700 | 4.7 |
| | 0 ~ 4 歳 | 16,000 | 1.7 |
| | 5 ~ 9 | 37,900 | 4.7 |
| | 10 ~ 14 | 64,400 | 8.3 |
| | 15 ~ 17 | 23,300 | 4.7 |
| 18 | 歳以上 | 170,900 | 2.3 |
| | 18 ~ 19 歳 | 10,100 | 2.8 |
| | 20 ~ 29 | 57,600 | 2.9 |
| | 30 ~ 39 | 47,100 | 2.8 |
| | 40 ~ 49 | 27,000 | 2.0 |
| | 50 ~ 59 | 21,000 | 2.2 |
| | 60 ~ | 8,200 | 0.7 |

資料：基礎人口…総理府統計局「昭和46年10月1日現在推計人口」
厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査」

身体障害児が 93,800 人にたいして、全国の在宅で生活する「精神薄弱児」は 141,700 人である。約 2 対 3 の割合になる。18 歳以上の精神薄弱者は 170,900 人であるが、施設入所者はどうなっているのか。

当時の施設入所者や在宅でも指導が必要とされる人の実数を示す資料が存在する。この在宅の人数と、先の在宅者の実数が異なるのは、次図はあくまでも在宅で指導を要するものに限っているので、一致するものではない。けれども、この項目で注目されるのは、18 歳未満は在宅指導が 49%、施設入所による生活が 30.1%の割合より多いが、18 歳以上になると在宅指導の割合が 34.8%、施設入所の割合が 38.1%と逆転するばかりでなく、病院で

の入院生活が 10.5%と 18 歳未満の精神薄弱者にはみられなかった項目が加わっている。つまり、1945 年当時には精神病院も精神薄弱者にとっての 1 日を過ごす場所になっていたわけである。

表 VI-8 年齢階級別施設入所および在宅指導等を必要とする精神薄弱者数

| | | 全国推計数 (人) | 構 成 比 (%) |
|-------|---|--------------|--------------|
| 0～17歳 | | | |
| 総 | 数 | 221,200 | 100.0 |
| 施 | 設 | 66,600 | 30.1 |
| 在 | 宅 | 108,400 | 49.0 |
| そ | の | 46,200 | 20.9 |
| 18歳以上 | | | |
| 総 | 数 | 263,600 | 100.0 |
| 施 | 設 | 100,400 | 38.1 |
| 病 | 院 | 27,700 | 10.5 |
| 在 | 宅 | 91,700 | 34.8 |
| そ | の | 43,800 | 16.6 |
| 他 | | | |

資料：厚生省児童家庭局「精神薄弱者実態調査
(41年8月)」

限られた期間の資料であったので、1983 年の調査にそのまま照合することはできないが、17 年の全国的な状況は以上の通りであった。

6.1.3.1) 在宅障害児の概要

1983 年 4 月 1 日時点の「中津川市障害児者を守る会」が把握した在宅障害児は次の通りである。44 名が「在宅障害者一覧表」に明記されている。男子 29 名，女子 15 名である。年齢層は 3 歳から 29 歳までになっている。施設入所者と同様，20 歳以上の人の記載が認められるが，在宅児の一覧では 5 名書かれている。

障害は、「情緒障害」や「情緒不安定」「情緒遅滞」という記載が 5 名，「自閉症」「自閉的傾向」が 3 名，「知恵遅れ」「精薄」「発達の遅れ」との記載が 16 名，「水頭症」が 1 名，「場面緘黙症」が 1 名，「内友足」が 1 名，「コトバの遅れ」「言語発達遅滞」「構音不明瞭」が 14 名，「難聴」が 2 名，「両視神経委縮」が 1 名，以上である。

保護者氏名の明記は，療育手帳や身体障害者手帳の交付における手順と同様である。保護者の記載によると，母子家庭が 5 家族で，後は父親が保護者になっている。次に居住区域が示されている。中津川中心区域に住んでいる障害児は区割表示があるが，郊外に住む障害児は無記載である。中心地に居住する障害児が 26 名であるのに対し，18 名は区割表示の記載は無い。その右横の欄には，住所が示されているが，所属の区と住所を合わせてみると学区がわかる。東小校下の児童は 13 名，南小校下の児童は 6 名，西小校下の児童は 6 名，ここまでが中津川市中心地になる。東小校下が他の 2 倍以上の在宅児である。また，中心地の在宅の障害児は 25 名で，中津川市の在宅障害児の半数以上を占めている。3 校とも定期的な正規の授業として行われている合同教室に通う学区である。

次に中津川市郊外の在宅障害児は次の通りである。坂本小校下の児童は 4 名，苗木小校下の児童は 6 名，落合小校下の児童は 5 名，阿木小校下の児童は 2 名，神坂小校下の児童は 1 名が，中津川市郊外に住んでいる障害児である。郊外でも坂本小は合同教室に通う学区である。

合同教室と在宅児童を結ぶ線が予測される。郊外に在宅児が少ない理由は，人口が少な

いために障害児の数も少ないという、人口のあり方に関係しているとも考えられるが、一方で、合同教室に関わりのない障害児が在宅にいないということは、施設生活を送っている児童が少なくないという仮説も立てられる。

これを、一旦、1983年4月1日時点の施設入所者の一覧と比較して調べてみる。18歳未満の中津川市以外で暮らしている障害児は21名であるが、東小校下で出生した施設入所児童は3名、南小校下で出生した施設入所児童は5名、西小校下で出生した施設入所児童は3名、坂本小校下で出生した施設入所児童は2名、苗木小校下で出生した施設入所児童は4名、落合小校下で出生した施設入所児童は1名、神坂小校下で出生した施設入所児童は無し。僻地であるK集落の南小分校下で出生した施設入所児童は3名である。

結果として、合同教室との関係は明確にはなかななかった。

しかし、一つの明確な結果が浮き彫りになる。それは、東小校下の障害児は、在宅の方が多く、施設入所が少ないという結果である。つまり、通える学校がすぐそばにあれば、施設入所する必要はないということである。

6.1.3.2) 20歳未満の在宅障害者の概要

次に、一覧表の一つである20歳未満の在宅障害者について述べる。20歳未満の在宅障害者は65名で、男女の数は女性が31名、男性が34名であった。年齢は、2歳から20歳に及んでいる。先ほどの在宅障害児と重複する人はいない。保護者は3名の無記載と黒木さんを除いて皆父親である。

在住する区域は、住所の校区は、先の3名と同様の人が無記載である。

東小校下で出生した在宅障害者は14名、南小校下で出生した在宅障害者は11名、西小校下で出生した在宅障害者は8名、坂本小校下で出生した在宅障害者は9名、苗木小校下で出生した在宅障害者は11名、落合小校下で出生した在宅障害者は5名、神坂小校下で出生した在宅障害者は1名、阿木小校下で出生した在宅障害者は3名である。

連絡先は先の3名と同様の人が無記載である以外は電話番号が記載されている。

その横の「障害分類」の項目を障害名記載順に示すと、「ダウン症」6名、「知恵遅れ」「精薄」「精神遅滞」「精神発達遅滞」が12名、「自閉症」「自閉」が5名、「脳性小児マヒ」15名、「延髄性小児マヒ」1名、「ヌーナンス症候群」（指定難病195）1名、「難聴」12名、以下、「心臓疾患」「事故右手関節切断」「白内障」「盲 精薄」「火傷 左手廃」「火傷 右関節切断」「火傷 両下肢ショパール関節以下欠」「脊椎2分症による左足の障害」「右前6cmを残し切断」「事故 右前腕2/3を残して切断」各1名、無記載3名となる。

その横の記載事項は療育手帳の項目であるが、20歳以上の在宅障害者としてのこれらの記載者65名の中、28名が所持していることが一覧表より理解される。知的障害の重度であることを示す療育手帳Aの所持者は9名である。大雑把に中度を示す療育手帳はBであるが、B1が14名、B2が5名である。

Aは分割されずBはB1とB2に分けられている。療育手帳の交付は都道府県知事が行うことになっているから、このような分類は岐阜県のやり方ということになる。

手帳は、岐阜県知事の交付を受けて中津川市の福祉事務所を経由して、取得する本人の手元に受け取られる。

全国的には 1971 年時のものしか管見のかぎり見当たらないし、18 歳以上、18 歳未満でその概数を出しているの、人数の比較はできない。しかし、知的障害者の割合はある程度、理解することができる。重度の知的障害の推定は 26.3%、中度が 31.4%と概算されている。

ここでの特筆される検討すべき点は、在宅障害児の中で療育手帳を保持している児童は、知的障害の中でも中度、及び重度でも在宅で暮しているということである。その割合は当然、施設入所の児童を含まないから、低くなるはずである。けれども、実際には、知的障害を示す障害分類名の「知恵遅れ」2名「自閉症」1名「精薄」1名と計4名が無記載で、残り28名は療育手帳を所持しているのである。言い得ることは、知的障害者に関わりをもってきた人たちが本人やその家族に手帳の存在を知らせ、手帳取得を促してきたことが考えられるのである。すなわち、「中津川市障害児者を守る会」その他の福祉関係者、教育関係者が療育手帳取得の促進に関係していたということである²³¹。

身体障害者手帳は1級から6級まで重軽の表示がなされている。20歳未満の全障害者65名中身体障害者は知的障害の重複障害者を含み40名であるが、身体障害者手帳を取得している人は24名である。半数以上の人が手帳の交付を受けていることになる。その障害種別も脳性小児マヒ、難聴、白内障、手足関節切断などの障害を持つ人たちである。一方、手帳の交付を受けていない身体障害者の障害種別をみると、脳性小児マヒ2名、脊髄性小児マヒ1名、難聴7名、心臓疾患が1名で難聴の障害を持っている人10名中6名が身体障害者手帳の交付は受けていない。

次に、特別児童扶養手当であるが、20歳未満の在宅障害者65名中、9名を除く56名の障害者が受給している。この手当は1級か2級が受給できるものであるから、受給する人はその何れかである。1級が32名、2級が19人、辞退者1名とある。但し、この辞退者は療育手帳の受給を受けている人である。同様に、この手当を受けない9名の人たちは療育手帳又は身体障害者手帳を所持している人ばかりである。つまり、他の医療や交通費、その他の助成は受けているということである。

次に福祉手当の項目では、「○」と「中福」という記載がある。「○」は文字通り、制度としての「福祉手当」を受給している人であるが、「中福」というのは「中津川市福祉手当」を指す。

「中津川市福祉手当」は市独自の施策である。1973年より月額1000円、1975年より月額2000円を本人に手当するものとなった²³²。中津川市福祉手当を受けている人は18名いるが、この人たちは国の福祉手当が受けられなかった20歳未満の障害者に当る。つまり、国の制度枠から外れた人の穴埋めになっているのである。福祉手当の補完として市の福祉手当があるということである。ただ、2000円では生活するために必要な額には届かず、小遣い程度の手当にしかない。

これとは別に、手当開始年と同年1973年から中津川市が実施した障害者に対する医療の無料化が中津川市でも施行され、実際にはこの助成の方が資金額としては大きい。国民皆

²³¹ 学童などで取得すると恩典が受けられることは伝授されてきたことは筆者の聞き取りより明らかである。花田ひとみさん、長谷川則子さん、大橋澄子教諭の話より。

²³² 中津川市、2012、『中津川市史下巻現代編Ⅱ』中央ユニオン、p. 1294

保険の確立した年である 1961 年からこの 1973 年までは経済の高度成長にあたり、医療費給付拡大の時期であったことも、中津川市の中度及び重度の障害者の医療費の無料化を実現させた、大きな潮流としてある。

難聴障害者の場合、半数の人が身体障害者手帳の交付を受けなかった。しかし、手帳の交付を受けない代わりに、1 名を除きすべての難聴障害者が「特別児童扶養手当」を受けていた。

または「福祉手当」もしくは「中津川市福祉手当」を受けている。難聴障害の人たちの多くは、その後、ほとんど自立生活を営んでいるという事情からも、受け入れる労働環境、生活環境があれば、地域生活は可能であることから制度利用無の 1 名の難聴障害者の事情も理解されうる。裏返して考えてみると、この恵那地方で難聴障害者の受け入れが比較的、円滑に受け入れられていたというのであれば、何故、他の人たちは制度をこれだけの人数受けていたかといえ、ここにも彼らとその家族が「守る会」に所属していたことと、「中津川難聴者の会」を結成しており、この会が東小に「守る会」だけでなく「きこえの教室」「ことばの教室」設置を中津川市教育委員会に申し立て、その要求が受け入れられて、東小内に「ことばの教室」「きこえの教室」それぞれの学級が設置されたことは結束力を裏付けるものであるが、その中での仲間意識の表れで皆が手帳交付を受けていることも大きい。

この一覧は、届け出があった人の一覧であるから、当然のことながら、ここに記されている障害児者の中で、65 名が何らかの助成を受けている事を示している。その助成の詳細が一覧表を概観することで理解できる。

6.1.3.3) 20 歳以上の在宅障害者の概要

さて、これが 20 歳以上の成人であると内容はどうなってくるのだろうか。「特別児童扶養手当」は 20 歳未満の児童が受けられるとしている。

1983 年 4 月 1 日時点での 20 歳以上の中津川市在宅障害者 80 名が記載されている。女性 47 名、男性 33 名である。年齢層は、21 歳から 83 歳までである。母が保護者である人は 9 名、保護者を父親以外にしている人は 2 名、自分自身を保護者としている人は 5 名である。本人を保護者としたのは年齢の高い人たちである。H56 さんは 1983 年調査時の年齢 34 歳、H65 さんは 62 歳、H68 さんは 51 歳、H69 さんは 37 歳、H78 さんは 56 歳と記載されている。

次に「区」の項目への記載は 35 名あり、記載が有は市内中心地を示すが、20 歳以上の障害者全体数が 80 名であるから半数弱ということになる。この「区」の記載と「住所」から校区をみると、東小校下は 11 名、南小校下は 10 名、西小校下は 13 名、坂本小校下は 14 名、苗木小校下は 9 名、落合小校下は 3 名、阿木小校下は 13 名、神坂小校下は 2 名、無記載 1 名となっている。中津川市の中心部である東小、南小と西小の校区は 34 名が在宅者であり、残りの 46 名は郊外の在宅者である。

障害分類の内訳は上から記載順に示すと次の通りである。「」の表記は記載された書き方に従った。脳性小児麻痺が 6 名、事故による手足欠損者が 2 名、脊髄性小児麻痺が 1 名、視覚障害が 2 名、「精神薄弱（一覧表には「精薄」と記名）」が 39 名、ダウン症が 6 名、「知恵遅れ」が 13 名、聴覚障害が 3 名、視覚及び聴覚の重複障害が 1 名、心臓障害が 1 名、多

発性硬化症（指定難病 13）が 1 名，精神薄弱と肢体不自由の重複障害が 1 名，精神薄弱と脳性小児麻痺の重複障害が 1 名，精神薄弱と膠原病の重複障害が 1 名，情緒障害及びてんかんと左指麻痺の重複障害が 1 名（N67 さん），無記載が 1 名と記載されている。

20 歳以上の在宅障害者は「精神薄弱」「知恵遅れ」が圧倒的に多く，つまり，知的障害者の多いことを示している。次に脳性麻痺のある人，ダウン症の人が在宅で暮らしていた。

難聴の障害のある人と知的障害を持つ人，無記載の 3 人を除いて 78 名は何らかの制度利用をしている。制度利用しない難聴障害のある人は，後にもあるが，ほとんどの人が就労や生活において自立生活を送っていることから制度利用は必ずしも要らない。知的障害で制度を利用していない H45 さんも一般就職している人である。近況報告調査に答えているので後述する。

次に多くの在宅者の制度利用についての項目を見ていく。

療育手帳所持者は 55 名で，重度の A の手帳は 31 名，B1 が 19 名，B2 が 1 名，1 か 2 か不明であるが B である人 1 名である。療育手帳を所持しない 25 名中 12 名は身体障害者手帳を取得している。療育手帳と身体障害者手帳の双方を取得している人が 2 名いる。双方の手帳は所持しないが特別児童扶養手当と福祉手当の双方を受給している人が 10 名いる。

皆，この一覧は 20 歳以上の人たちであるが，74 歳の高齢者である H14 さんに至るまで特別児童扶養手当の受給が認められている。

H1 さんは療育手帳，身体障害者手帳，特別児童扶養手当と福祉手当と 4 つの制度を受けている。H66 さんは母子家庭であるのでやはり，制度を組み合わせ利用し，何とか生活していた（*生前この話は筆者が本人や母親から聞いたことがある）。療育手帳及び身体障害者手帳を所持し，福祉手当を受給していた。

療育手帳と特別児童扶養手当及び福祉手当を受給している人は 20 名と，少なくない。療育手帳と福祉手当の双方を受けている人は 24 名である。

身体障害者手帳所持者も 12 名中，特別児童扶養手当を受給している人が 4 名であり，その中 2 名は福祉手当も受給している。また，特別児童扶養手当を受けず福祉手当を受けている身体障害者手帳所持者は 6 名である。療育手帳を受け取っている 2 名のそれぞれの記載事項として，福祉手当の項目に但し書きとして福祉年金と書かれていることから，この 2 名は拠出年金である福祉年金を受け取っていたことがわかる。

6.1.4 「守る会」の把握—そして帰省を促す行動へ—

「守る会」はこのようにして，一覧によって中津川市で出生した全ての障害児者を把握し，お盆と年末年始の帰省費用を送って，恵那とコンタクトを持つことを促した。

1983 年調査時に県立聾学校で寄宿生活をしてきたヨ 1 さんは，身障手帳 2 級で，特別児童扶養手当 1 級を受給していたので，月額 3 万 7700 円の支給を受け，その時点で中津川市独自の福祉手当も受給していた。

また，同じ県立聾学校で寄宿生活をしてきたヨ 2 さんやヨ 3 さんはヨ 1 さんと同じ身障手帳 2 級であったが，ヨ 1 さんと同様，特別児童扶養手当 1 級を受給していたので，月額 3 万 7700 円の支給を受け，厚生省の福祉手当を受けているので，月額 10,550 円の手当を

受け取っていた。同じ県立聾学校で寄宿生活するヨ4さんは身障手帳3級で、特別児童扶養手当1級を受給していたので、月額3万7700円の支給を受けていた。

土岐市の県立東濃養護学校に行っているヨ5さんは療育手帳B1で特別児童扶養手当2級であるので、月額25,100円が支給される。

県立盲学校で寄宿生活をする視覚障害者のヨ7さんは身障手帳1級で、福祉手当1級月額3万7700円の支給される。

同じ県立盲学校で学ぶヨ8さんは、身障手帳3級で障害福祉年金を受給している。とすると、前年の1957年に物価スライドにより変更を経て、月額46,900円の年金を受け取ることになる。

療育手帳Aで共に同じ精神病院で入院生活しているH34さん、ヨ26さんは障害福祉年金のみである。

療育手帳B1で精神病院に入っていたヨ27さんは福祉手当と障害福祉年金を受給する。ヨ28さんは療育手帳Aで精神病院に入っていた坂本和夫さんは福祉手当と障害福祉年金を受給することになる。

ヨ29さんは同じく療育手帳Aであるが、障害福祉年金だけを受けている。

ヨ30さんは同じ療育手帳Aであるが、ヨ28さんと同様、福祉手当と障害福祉年金を受給している。

いずれにしても、精神病院に入院している知的障害のある人たちは、障害福祉年金を受給しており、申請を行なって、金銭的には年金で月額一定の生活が維持できる状態であった。

精神薄弱者施設の記載には、年金や手当受給の記載はないので不明である。

きめ細かい一人一人の把握は、実際に、訪問調査する際の、近況調査とアンケート調査が、本人たちにとって有益に働くことは間違いない。現に、この調査後、施設から故郷に帰り生活することに導かれているわけで、その意義・効果は大きい。

施設から故郷に戻り、生活の家のグループホームと実家を行き来しているシ11さんによると、次の人たちが郷帰りしている。

土岐市の県立東濃養護学校生であったヨ5さんは中津川に戻り、生活の家のグループホームで暮らしている。ヨ22さん、ヨ25さんは中津川市に戻りO病院に入院から戻って生活活の家のグループホームで暮らしている。シ1さん、シ6さん、シ8さんは岐阜市のひまわりの丘から、中津川市に戻り生活の家のグループホームで暮らしている。

話者ではあるシ11さんもT学園に入所していたが、シ12さんと共に、当学園を出て生活の家に通いながら、現在はグループホームと実家を行き来している。他の人たちも、親や兄弟のいる実家がある場合は、家族の仕事が空いた時に戻り、1週間を行き来して生活している人は少なくない。シ33さんも土岐市のはなの木苑から中津川に戻り、生活の家のグループホームで暮らしている。

シ13さんは中津川市に戻り自立生活を行っている。同じ、T学園からシ14さん、シ15さん、シ17さんも中津川に戻り、生活の家のグループホームに暮らしている。生活の家のグループホームは数か所に分かれた場所にあるので、1年ごとに希望を出し引っ越しがあるので、移動していたり、自立生活で全くのアパート住まいをとる人もある。

戻った成人は、生活の家の法人化や維持のために、各学校の物資販売の営業にまわっている。一方、一般企業に就職できる人は教師の就職の働きかけなどを利用して就職している。企業の中には障害のある人を受け入れる会社は何件もあり、教師の働きかけもあって、地元であると就職後も比較的スムーズに仕事は続けられる。しかし、遠方の学校の卒業した地でいじめに遭い、意気消沈して故郷に戻ってきた人も少なくない。

以上の在宅以外の遠方で生活する障害児者にはお盆や年末年始に帰省費用を送付していた。そうして、帰省を希望する遠方所在の障害児者に門戸を開いていった。当時、仲間の会自治会長の野村将之さんは次のように書いている。

綴方

会が出来 この中津川にも いろいろといいところが出来たそうだ。

たとえば 生活の家、訓練センターなどがそうだ。

今 思えば、自分も岐阜に居たときには「守る会」のお世話になっている。

毎年、盆、くれに（ママ）になるとお金が届く²³³。

うれしかった。

家に帰る時に そのお金で「おみやげ」を買ってきたことを思い出した。

いつまでも「守る会」の活動が続くように。

野村将之、1987年7月3日「守る会総会に出て思うこと」『中津川ひがし生活の家作業所連絡メモ』より。

野村さんは重度身体障害のために就学免除で学習する機会を得ることができなかった。けれども、「守る会」のアクセスから、生活の家を知り、そしてそこで初めて字を学んだ。後述するが、野村さんの詩や綴方は幾多に及んでいる。「守る会」の総会やその他の自治会活動が盛んになったときは、その自治会長を務め、さらに結婚し自立生活を歩んだ人である。生活の家に関わった人たちと支援者たちの運動は7章、8章で述べることにする。

6.2 1983年 「中津川市の障害児者守る会」による近況調査

6.2.1 在宅障害児・者に対する近況調査の概要

1983年2月に、「守る会」は在宅障害児者の近況調査を行った。家の中だけで暮し、地域社会や学校との接触を持たなかった障害者本人や介護者がいるということは、渡辺つやの教諭が1971年に訪問指導を始めてから、この恵那地方では周知されるようになった。「中津川市障害児者を守る会」として、当会に交流のない障害児者や家族にアクセスし、その状況を知ることが調査の具体的目標であった。訪問がスムーズにできた家には『自立と連帯』という冊子を渡して、今後、「守る会」その他の福祉機関にアクセスする手引きをしていった。

1983年の近況調査は、「守る会」の親や有志が一軒ごと障害者のいる各家を訪問すると

²³³ 「守る会」は施設入所している障害者が地元に戻る帰省費用を中津川市に要求し、帰省費用を捻出してきた。

いう、とても大がかりな面接によるものだったと伝えられている。この調査員となった人たちは、障害児者の親や支援員で、調査の専門家ではない。

当時のこの地方では、障害の有無にかかわらず、若者が一人暮らしするという自立生活の文化はなかった。若者は代々続く家業を継いで、親の面倒を見ることが最も尊ばれていた。「守る会」のメンバーの意識にも、そのような観念が根本的にあるものと考えられる。そう考えると、守る会のメンバーが調査員であったので、調査内容にもその観念が反映されて記述されている可能性がある。

では、実際に近況調査というのはどういうものであったのか。「守る会」は、何も質問の手かかりとなる媒体をもたない訪問調査ではなく、次のような調査のひな形を作成している。

| 中津川市内の障害児者の近況報告 | | 中津川市障害児者を守る会 | | | | | |
|----------------------|----------|--------------|---------------|---------------------|---------|-------------|---------|
| 住所 | 中津川市 | | | | 生年月日 | 男・女 | |
| 氏名 | | | | | | | |
| 障害の内容 | 精薄 身障(肢体 | ・言語 | ・難聴 | ・視覚 | ・その他) | 精神 難病(その病名) | ・重複 |
| 身体障害者手帳及 年金等の受給状況 | 身体障害者手帳 | 無 | ・有 | (1級 2級 3級 4級 5級 6級) | | | |
| 障害になった原因 | 療育手帳(A | ・ B) | 特別児童扶養手当 | 障害福祉年金 | | | |
| 主な病歴 | | | | | | | |
| 世帯構成 | 世帯主との間柄 | 1. 本人 | 2. 配偶者 | 3. 親 | 4. 子 | 5. 兄弟姉妹 | 6. その他 |
| | 世帯人員 | 1. 単身 | 2. 2人 | 3. 3人 | 4. 4人 | 5. 5人 | 6. 6人以上 |
| | 配偶者の有・無 | 1. ある | 2. ない | (未婚 | ・死別 | ・離婚 | ・その他 |
| 最終学歴 | | | | | | | |
| 介護の必要な人 | | | | | | | |
| 介護の状況 | 食事 | 1. 自分でできる | 2. 補助具があればできる | 3. 手伝ってもらえばできる | 4. 全面介助 | | |
| | 衣服着脱 | 1. 自分でできる | 2. 補助具があればできる | 3. 手伝ってもらえばできる | 4. 全面介助 | | |
| | 洗面 | 1. 自分でできる | 2. 補助具があればできる | 3. 手伝ってもらえばできる | 4. 全面介助 | | |
| | 入浴 | 1. 自分でできる | 2. 補助具があればできる | 3. 手伝ってもらえばできる | 4. 全面介助 | | |
| | 排便排尿 | 1. 自分でできる | 2. 補助具があればできる | 3. 手伝ってもらえばできる | 4. 全面介助 | | |
| | 室内移動 | 1. 自分でできる | 2. 補助具があればできる | 3. 手伝ってもらえばできる | 4. 全面介助 | | |
| | 外出 | 1. 自分でできる | 2. 補助具があればできる | 3. 手伝ってもらえばできる | 4. 全面介助 | | |

| | | | |
|-------------------------|------------------|------------|-----------------|
| 主な介護者 | 1. 配偶者(才) | 2. 親(才) | 3. 子(才) |
| | 4. 兄弟姉妹(才) | 5. 近所の人() | 6. その他() |
| 介護者はいつも家にいますか | 1. いる | 2. 日中はいない | 3. その他() |
| 介護者が不在の時のようにしていますか | | | |
| 介護者をしているうえでの苦労や願い | | | |
| 施設入所経験ありますか | 1. ない | 2. ある | 施設名() |
| 右記の施設・団体を知っていますか。 | 1. 中津川市立養護訓練センター | 2. ひがし生活の家 | 3. 中津川市障害児者を守る会 |
| その他 | | | |
| ・施設入所の希望 | | | |
| ・就職について | | | |
| ・医療 | | | |
| ・福祉制度 | | | |
| ・サービス等 | | | |
| ・やりたいこと | | | |
| ・悩み | | | |
| これらについてあり ましたら記入してくだ | | | |

図 VI - 3 近況調査における調査票項目

調査項目の設定基準は、筆者の手元の資料からも明らかではないが、「療育手帳要綱」や

「身体障害者手帳」の等級における要件の項目に類似している（第6章第1節「療育手帳の示すところ」参照）。近況調査の様式は図VI-3の通りである。

調査票には、住所、氏名、生年月日、性別の記録欄がまずあり、次に障害に関して、その内容、手帳や年金の受給状況、障害の原因、主な病歴の記録欄がある。さらに家族に関して世帯構成、最終学歴欄がある。そしてADLの状況、主な介護者、介護者の在宅状況、不在状況、施設入所経験の有無、中津川市内で本人の生活の支援をアクセスする機関の周知の有無などを答える欄がある。さらに加えて回答の例示を添えた自由回答欄がある。以上が調査票の内容である。

この調査の意義は、用紙に書き込むことではなく、実際に同じ障害の人が調査によって出会い、本人や家族の生活上の様子を尋ねて聞き出していくことである。よって、中津川市内で生活の支援にアクセスする機関を本人に周知してもらうことは緊急時の命綱にもなりえ、非常に重要である。その機関とは、具体的には「中津川市養護訓練センター」「ひがし生活の家」「中津川市障害児者を守る会」である。

その機関の1番目として、「中津川市養護訓練センター」（以下、「養訓センター」と略）挙げられている。この機関は、中津川市が独自に作った施設であるが、現在の発達支援センターのような存在である。1976年9月1日に開設されたが、その設置の主旨は、心身に障害があるために保育園や幼稚園に入園できず、保護者のもとで過ごしている児童が、治療訓練を行ない、保育園や幼稚園に入園できるまでに障害児本人の機能を高めることにあることとしてしている。「どんなに重くても中津川市で引き受ける」ということで、重度の心身障害児を受け入れることが大きな主旨になった。この訓練センターができる以前は、中津川市が属する岐阜県東濃圏域にはそのような機関はなく、愛知県の遠隔地で訓練に出なければいけない状態であった。馬場紀行さんは重度の肢体不自由の障害がある人だが、母親の運動で中津川市幼稚園に通園出来るまでに、親子入所で愛知県名古屋市西区中小田井5丁目59番地に所在する入所施設「青い鳥学園」に入っていた。「青い鳥学園」は1955年に設立され、経営を社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県済生会に委託されている施設で、その定員は肢体不自由児が30名、及び重症心身障害児が120名の施設である。馬場さんは「青い鳥学園」で朝から晩まで訓練の日々で辛かったと話す（2014年7月26日聞き取りによる）。他に、岐阜県以外では、1971年時の渡辺つやの教諭の調査によると、愛知県では春日井市神屋町にある1970年に開設された「愛知県心身障害者コロニー」で訓練生活していた人もいる。中津川市からは、距離的には愛知県春日井市のコロニーの方が名古屋に向かう中央線沿いに位置し、岐阜県下にあった訓練施設よりも近い。

養訓センターは南小学校区内に所在している。同じ中津川市内でも学区が違っていると、住民の障害児者への受けとめ方が違うという。当初、このセンターが建設されることで近隣の住民から反対運動が起きた。重度の肢体不自由で寝たきりの重症心身障害児について、住民は「病気がうつる」と言ったのである。これに対応するために、当時、東小の校長であった中西克巳校長が南校下の訓練センター近くに住んでいたこともあり、何度も説明会を開いて、障害はうつるものではないことを説明し説得に当たったという。結果、柳町に養訓センターが設置された。

このセンターは1980年4月から障害をもつ幼児だけでなく、成人の障害者たちの小規模

授産事業で訓練をする通所施設となっていた。けれども授産事業は生活の家に吸収されて、この機能は後に消滅し、乳幼児とその親が利用するだけの場所になっている。生活の家だけでは当然、中津川市全体の成人の授産施設としては不足しており、その選択の余地がない。近年ようやく、市の作業所が出来たが、その働き方と収入について、本人たちの抱える問題は多くある。相談の窓口も運動の気運もそこでは生まれ難い状態で、生活の家の自活センターが相談場所になってしまい、多様性、一般就労への選択の自由の担保には、課題が多かった。

こうした問題が起こる理由には、合同教室のような本人集団が結束する場所がないためだということが挙げられる。恵那での統合教育の効用は、学校に自治が認められなくなったことで、さまざまな障害のある人が地域生活をするために教育が存在するというのを、かえって明確なものとして浮き彫りにしたものと考えられる²³⁴。

この近況調査票の特徴として、最後に自由記述の欄を設けていることが挙げられる。調査に慣れず自由記述がしづらい人が多いことを予想して、「施設入所」「就職」「医療」「福祉制度」「サービス」「やりたいこと」「悩み」についてあれば記入するように促している。この調査の目的は統計的な全体像を把握するための調査ではなく、調査を行う事によって、「守る会」とコンタクトの無かった人にアクセスすることが目的で行われたものである。よって、この近況調査結果は、数字的な整理はされず、回答者の記述が記録として残っているのみである。

6.2.2 近況調査回答の概略

本章第2節では、この近況調査でどのくらいの人が生活の家にアクセスしたり、運動に加わったりしてきたのか、その手掛かりを知ることを目的とする。したがって、この調査票に対する回答を分析することが本論文の目的ではないので、その詳細は別稿に譲る。ここでは最低限の回答内容と回答者数の概要だけを整理する。その上で、この回答者に見る「生活の家」の認識数、数の推移や関わってきた人の回答者の言及について述べていく。

概要は次の通りである。中津川市福祉事務所の障害児者原本における総数 255 名に対して、面接調査に及んだのは 52 件でその地区の内訳は、阿木地区を実家とする回答が 6 件、坂本地区を実家とする回答が 11 件、落合・神坂地区を実家とする回答が 4 件、N 地区を実家とする回答が 6 件、西小校下を実家とする回答が 10 件、東小校下を実家とする回答が 8 件、南小校下を実家とする回答が 7 件である。そして原本に掲載されていない人の回答が

²³⁴ 養訓センターで母親らが出会い、その後、自主ピアグループ「あっぷっぷ」を結成していった。恵那市、恵那郡の親子も中津川市出身ということで、この養訓センターに通った。「あっぷっぷ」メンバーの一部が普通学校と特別支援学校の障害児が放課後に出会う場所としてキッズクラブを立ち上げた。その場所は養訓センターの跡地である。隣接地に養訓センターが発達支援センターとして改称・移転し、キッズクラブはその空き施設の活用を「守る会」に要求した。「守る会」がその要求を受けて中津川市と交渉することによって、市はキッズクラブにその貸借を許可した。このキッズクラブに障害児と健常児が共に歩む集団作りを期待したい。

7件ある。障害当事者の男女比は、男性が27名、女性が25名である。年齢層は10歳代が10名、20歳代が13名、30歳代が14名、40歳代が14名、50歳代が1名である。このうち、生活の家に関わる障害者は23名である。

回答者の障害の内訳は、精神薄弱が30名と圧倒的に多い。次に身体障害が13名、言語障害が7名、視覚障害が2名、精神障害が2名、重複障害が2名、てんかん・神経障害が1名で、記載無が6名であった²³⁵。

調査票には、日常活動動作（ADL）を尋ねる7項目があるが、その結果を順に示す。施設入所していない在宅者が近況調査の対象であることから、多くの回答者がどの項目にも「自分でできる」と答えている。ただし、彼らの自宅での半介助、全面介助は、ヘルパーという存在は皆無であったので、すべて家族の誰かが行っているということであり、半介助や全面介助が1件あるだけでも考えるべき要件である。近況調査によって、そのような介助が要ることを「守る会」が把握することになるので、障害をもつ人一人一人の地域生活に直結している。

食事については「自分でできる」が44名、「手伝ってもらえばできる」が3名、「全面介助」が2名であった。衣服着脱の回答では、「自分でできる」が43名、「手伝ってもらえばできる」が4名、「全面介助」が5名であった。洗面に対する回答は、「自分でできる」が43名、「手伝ってもらえばできる」が4名、「全面介助」が4名であった。入浴に関しては、「自分でできる」が37名、「手伝ってもらえばできる」が8名、「全面介助」が6名とあり、浴槽から洗い場への全身の移動が含まれるので介助を必要とすることを示す回答が洗面等に比べて多い。排便排尿では、「自分でできる」が41名、「手伝ってもらえばできる」が6名、「全面介助」が5名である。室内移動では、「自分でできる」が44名、「手伝ってもらえばできる」が4名、「全面介助」が3名であった。外出は「自分でできる」が35名、「補助具があればできる」が1名、「手伝ってもらえばできる」が6名、「全面介助」が9名であった。

そして、介助者は一日中家に居るという回答が28件に及んでいた。常時の介助者が不在の時は家族で他の人が居るようにするとか、隣の家の人に頼むというものであった。つまり、介助者が一日中居るということは、障害者本人が一人になる時は無いこととということであり、誰かの見守りの下にその人が絶えずいなければいけないということを意味しもある。

調査対象者への「ひがし生活の家」をそれまでに知っていたかという質問に対し、東小校下で近況調査自体を回答した8名中全員が「知っている」と答えた。南小校下で「知っている」と答えたのは回答者の7名中5名であった。西小校下では回答者11名中5名、坂本小校下では11名中3名であった。ここに挙げた校区は合同教室の校区である。東小から距離の近い順に並べて説明したが、「ひがし生活の家」の校区はたとえ就学猶予・免除で学校に来ていない人でも全員がその存在を知っていたのである。そして、苗木小校下では6名中4名が知っており、興味深い事に「豆学校」の発祥の地である神坂・落合地区では距

²³⁵ 聴覚障害者については、中津川市で出生した障害児者一覧の原本にあるが、当障害の親たちが難聴児親の会を結成し、守る会会員でもあるので、すでにその把握については難聴児親の会が把握されているためか、近況調査には挙げられていない。

離が遠いにもかかわらず4名中3名が既にアクセスしていることが回答から判明した。これは小出教諭をはじめとした人間関係のつながりが長く続いていた事をも示すものである。阿木小校下では6名中3名が知っていた。

養訓センターについては東小校下が8名中5名、南小校下が5名中5名、西小校下が10名中7名、坂本小校下が11名中1名、苗木小校下が6名中3名、神坂・落合小校下が4名中1名、阿木小校下では6名中2名がそれぞれ知っていた。前述のように南小校下の養訓センターは設置時の1974年当時は反対争議があったが、東小の統合教育が地域に浸透していったように。養訓センターも時を経て1983年になると、南小校下の在宅障害者全てに周知されている。やはり設置場所から距離が遠くなると周知はされづらくなっている。

「守る会」の周知に関しては、東小校下が8名中5名、南小校下が5名中3名、西小校下が10名中4名、坂本小校下が11名中1名、苗木小校下が6名中4名、神坂・落合小校下が4名中1名、阿木小校下が6名中3名と「生活の家」や養訓センターの周知度に比べて若干低い。おそらく、活動拠点となる場所の方が周知しやすいということを示すデータであろう。また、連絡先や訪問先がはっきりしていないと緊急時には役に立たないので、当然の結果ともいえる。

また、近況調査で「守る会」の調査員に出会うことによって新たに「生活の家」づくり運動に加わった人の参与過程を知ることができる。この調査の回答者から、以降の地域生活運動に関わっている人たちを挙げると、東校下では11名、南小校下では6名、西小校下では8名、坂本小校下では4名、苗木小校下では6名、神坂・落合小校下では2名、阿木小校下では1名である。これを先に挙げたような近況調査以前より「生活の家」を知っていた人から差し引くと、東小校下、南小校下、西小校下、坂本小校下、苗木小校下で今まで生活の家の存在を知らなかった障害者たちが運動に関わってきたということを示すことができる。すなわち、この調査が少なくとも生活の家を知るきっかけになって、後の運動への参加につながってくるということがわかる。

6.2.3 近況調査でわかってきた障害者をめぐる生活

この近況調査実施当時の恵那地方では、在宅で生活している場合の障害児者の介助は家族以外にないと考えられていた。重篤な行動障害のある障害児者の介助については、家族だけでは行き詰まった状態になっていたことも少なくなかった。よって、この近況調査で話を交わすこと自体が、家族にとっても限界の状態が少しは緩和される効果をもつものでもあった。調査員には障害児者の親が多かったことで障害児者の生活が想定できるため、障害児者本人や家族の意思が示されやすかった²³⁶。ただし、次のように調査が難航した例もある。

6.2.3.1) 本人と家族の在宅のみでの生活

ここでは、重度の知的障害と精神障害を併せもち言語も定かでない就学免除の男性障害者宅の訪問の事例を挙げる。「外出」の介助の是非を尋ねると、「外出しない」に回答し、

²³⁶ 成瀬喜久子さんからの聞き取りによる。

姉も本人のために仕事をせず家に居るということであるが、家族全体がそれぞれ生活することに支障があるので調査も難しかったようである。しかし、調査員は障害児の親であったため、あきらめずに回答を引き出そうと働きかけている。

自由記述欄は次の通りであるが、家族の父にも、姉にもそれぞれ障害がある様子であることを、調査員が伝える記載である。

ひきつけを何回もおこす。

訪問したところ姉(?)がでてくる。

母はたのまれて草むしりなどの仕事にでていき、今日も不在。

父は目がわるくてねている。

30代姉，本人，父が在宅。

姉はろれつがまわらず、はっきりした感じの人でなくて、くわしく話をきくことができなかった。

本人は口がきけない。ダウン症ではないか。ひきつけをよくおこすので、生活の家からのすすめられたが、話もきいたが、行けない。(ママ)

発作が外出の歯止めになってしまっている事を聞き出している。医療や福祉の援助は困難をもった人のためにこそあるはずだが、「ひきつけがあるから行けない」という事で、家族全体が発作の対処で毎日、不安定な状態を繰り返している。このように話を交わすことによって、次回以降の訪問がしやすくなる。ただし、本論文の主旨から外れるので、この問題については別稿で述べる。

6.2.3.2) 在宅病弱者の存在

また近況調査では、在宅病弱者の様子も知る結果になった。

H36さんは西小校下で、調査当時40代の女性である。先天性の身体障害があり、記載には「先天性股関節脱臼による右下肢は左に比し13cm.短縮」とある。身体障害そのものは身障手帳4級で重度障害者ではない。しかし、「病弱にし、床状することが多い(年間約4分の1位)」と書かれており、身体障害の事情よりも慢性的又は断続的に健康状態が悪くなっていることを伝えている。親は不在で兄弟姉妹の同居の間はよいが、本人が支援を欲する時に「守る会」や「生活の家」へのアクセス方法を知るきっかけにはなった。

6.2.4 近況調査～生活の家の支援

同じように調査困難であったものの、「生活の家」につながる成果があがった人の事例である。恵那地方は近所づきあいを非常に重んじる地域である。在宅で介助を行っているとき合いの行事にも参加できないということを伝える回答が次のようにある。

6.2.4.1) 本人・介護者共々の引き籠りから生活の家へ

H74さんは調査当時20代の男性で、ADLは一部の介助で済む人だが、療育手帳Aで重度知的障害がある。東小の開学前が学童期で学歴「なし」の回答なので、就学免除になって

ずっと在宅生活を送ってきたことがわかる。H74 さん宅の訪問での回答は親である。「家にいますか」の質問欄には「いる」に記載があり、「介護者が不在の時どのようにしてますか」の質問に対して「介護者は不在にできない。」との回答で、介護者も本人と一緒に家にずっといなくてはならない状態だということを示していた。「介護者をしているうえでの苦労や願い」の欄には「冠婚葬祭に出席する場合、一時預かりしてもらう事が出来れば有難いと思う。」とある。冠婚葬祭はこの地域での最低限の付き合いである。だが、その最低限の付き合いも介助者である家族はできていなかったということである。そのことを「守る会」に伝えたことは大きい。H74 さん本人は近況調査だけが要因ではなく、「生活の家」の支援員の彼とのきめ細かい話し合いが一因となり、後に「生活の家」に関わってくる人になっている。もし、コンタクトがなかったらずっと介護者共々引き籠りの人生を送っていたかもしれない。

6.2.4.2) シングルマザーによる「障育児」に生活の家支援投入へ

H56 さんの近況調査もまさに、困窮の状態から生活の家にアクセスが可能になっていった事例である。

H56 さんは、この調査によって、調査員に生活の事情を訴えたことで、不安を抱えたままの生活が、もう少し安定した方向へ向かうように動いた人でもある。H56 さんは調査時、A 小校下で暮らしていた。A 小校下は「ひがし生活の家」からは距離のある地域である。当校区内の住所がまず記載され、次に 1948 年早生まれの生年月日と性別「女」に記載がある。文面の内容より、話し手は H56 さん本人で、記載者は不明である。

「主な病歴」欄に、「妊娠中毒症（腎臓病）」と書かれている。腎臓病の持病がある母親が出産時に妊娠中毒となり、重症の妊娠高血圧症候群にかかり、血液が流れにくくなった。そのため、胎児であった H56 さんは酸素不足に陥り、低酸素症が続いたことで脳に影響を受けて知的障害になったとある²³⁷。

世帯構成の欄には、世帯主との関係の項目は「本人」に回答しており、H56 さんは世帯主である。世帯人員は 2 人と記され、具体的な記述スペースを設けて、そこに「S52. 4 生の子どもと 2 人暮らし」と書かれている。子どもの性別は不明である。つまり、H56 さんが世帯主で、その家族は母子家庭だということになる。配偶者は「ない」に印が付けられ、その内訳項目の「死別」への印と、「S55 年」と死別の但し書きがある。この記述と療育手帳の交付時期とを照らし合わせてみると、夫の死亡により療育手帳を取得することで、生活の助力にしようとしたことがわかる。

最終学歴欄には「中学校卒業」と記載され、その但し書きに、「I 市 H 紡績工場に 11 年間つとめた。」と書かれている。

介護の必要な人についての質問事項には、食事、衣服着脱、洗面、入浴、排便排尿、室内移動、外出の項目すべて「自分でできる」に記載があり、身の日常活動動作である ADL は自立している。

²³⁷ 参考：<http://www10.plala.or.jp/olc/maternity/m0007.htm>，妊娠高血圧学会 http://jsshp.umin.jp/i_9-qa_use.htm 2017 年 19 月 15 日取得

「主な介護者」の欄は、その他に、「介助の必要なし」と書かれながらも、欄外に「渡辺さんに必要経費を出してもらって帳面につけている。」とあり、金銭の計算が困難なのでその支援を受けているということがうかがえる。つまり、日常の生活動作に介護は必要ないが、生活の知的な作業については補助の人が必要だということが書かれているのである。

「介護者はいつも家にいますか」の質問項目欄には「いる」と記載がある。後の質問項目への記述欄の内容から理解されることだが、これは H56 さんの子どもも障害をもっており、子どもにとっての介護者としての H56 さんの立ち位置を示す記述であることがわかる。

すなわち、それは次の項目にあらわれている。「介護者が不在の時どのようにしていますか」の質問項目には、「子どもが保育園に行っている時は自由。」と書かれており、H56 さん自身が子どもを介護するという立場で回答していることがわかる。この文章からすると、子どもの帰宅後、H56 さんは介護者となり自由でないことを示している。子どもが障害を持っているので、子どもの見守りが必要であるということである。つまり、障害者である H56 さんは、障害児である我が子を一人で養育しているのである。

欄外には「夏場などは近所の家の草むしりにいく。日中はほとんど本よんだりしている。」とある。ここでの介護者というのは、H56 さん本人である。落合地区は山裾に立地しているので、棚田になった田畑がその地区の耕地の多くを占めている。草むしり、田植え、稲刈りのユイの習わしがあり、家業が農業でなくても、手の空いた人が農家や共有地の手伝いに出るといふ習わしは古くからあった²³⁸手伝いに行けば、人足代として、わずかばかりの給金が入ることを意味している。

「介護者をしているうえでの苦労や願い」などの質問項目には記載はない。「施設入所経験ありますか」という質問に対しても「ない」と回答している。

中津川市内の H56 さんが知っている機関には、「中津川市立養護訓練センター」、「ひがし生活の家」に印が付けられ、後者の横に「訪問してもらっている」と書かれている。つまり、ひがし生活の家から恒常的に訪問を受けているということである。家庭奉仕員の派遣事業は 1956 年に長野県から始まって、さらに老人福祉法で 1963 年の家庭奉仕員制度として制度化された。そして、1970 年には、「心身障害児家庭奉仕員派遣事業運営要綱」1970 年 8 月 10 日厚生省発児一〇三厚生事務次官通知によって、奉仕対象を障害児にも適応することが法的に定められた。このような経緯を経て、障害児・者の自宅に訪問する家庭奉仕員の設置状況は 1982 年からこの 1983 年にかけて格段に多くなっている。「生活の家」もこの事業を活用して、H56 さんの困難な家庭生活状況への奉仕の派遣を行なっていたわけである。

自由記述には次のような記載がある。

つとめたけど字が読めないから・・・ 人にきけば外には出られる。

子どもが小児てんかんのため いつ発作がおきるか心配。

ぜいたくができない。

²³⁸ この地域のユイの様子は江戸時代末期の島崎藤村作『夜明け前』に描かれている（第 1 部第 1 章第 1 節 p. 39, 第 5 章第 3 節 p. 260.）。草刈りというのは、集落ごとに草刈場があり、春先から秋季に行われる。

ここには、H56さんの気持がよく表れている。まず、「つとめたけど字が読めないから」は、識字が無いことで、働きたいが仕事に就けないという気持ちが表われているのではないかと。「人にきけば外には出られる。」とは、知的障害のために自分のいる位置が断定しにくいことを示しているが、他者に場所を尋ねながらであれば、外出も可能であるという意味である。H56さんは、先の質問の「介護の必要な人」の欄で、外出について、「自分でできる」と回答しているが、実はそれは人に尋ねてという意味も含まれていることが自由記述欄から理解される。

次に、「子どもが小児てんかんのため いつ発作がおきるか心配。」という記述内容からは、H56さんの子どもは突発性の発作を繰り返すてんかんの持病者であることがわかる。その発作も突発的に起こるので、H56さんはいつ起こるか予測できず心配だとしている。H56さん自身が知的障害を持ちながら、2人暮らしで、子どもに大発作が起きれば、その対処は一人で行わなければならない。その状態が恒常的にあるわけで、絶えず心配していることになる。

最後に、「ぜいたくができない。」とあるが、これはH56さんの経済活動を示唆する内容にあたる。端的に言えば、貧困を示すものである。これらの記述を総じてみるならば、H56さんは母子家庭の世帯主として、働かなければならないものの、就労は知的障害のために思うようになっていないために経済的に貧困である。

総じて見るならば、子どものてんかん発作にまで自分一人で対処しなければならない。すなわち、H56さんは自身の障害や経済的困難に加え、子どもの介護者でもあるという、幾重もの困窮を強いられる状況に置かれていたのである。日常生活のADLは自立していても、就労の道が閉ざされては、余裕のある生活はできない。支援を受けず2人だけの生活を送っている状況では、急に起こる出来ごとに判断し対処することは困難である。この調査が発端となり、H56さんにとっての希望がかなって、現在は生活の家のグループホームでの生活が実現している。このように、母子のみの2人暮らしより、共同での生活を送るほうがよいという場合もある。

6.2.4.3) リストラから就労への回帰へ

また、リストラに遭って行き場をなくした障害者と「守る会」の調査員が出会い、生活の家につながっていったという事例もある。

H76さんは調査当時20代の男性で、4歳の時に重症のハシカで重度の知的障害と軽度の身体障害を併せもつようになった。就学免除で遠方にある他県の施設に入所後、恵那地方に帰郷し就職していたが、リストラに遭って行き場のない状態であった。

3月まで木工所につとめていたが ところが 倒産してしまったので職がない。

職安で仕事をさがしている。近くでいい仕事があればと、思っているが・・・。

木工所では、同じ仕事は1日は続かないが、いろいろな仕事をやらせてもらっていた。

職安通い。(ママ)

H76 さんの自由記述からは就労に意識が向いていることがわかる。リストラに遭って、意欲はあっても障害のために長時間にわたって一つの労働を持続することが難しいことも自分を振り返っている。この地方では木工業が非常に盛んであったがオイルショックで多くの木工所が倒産した（6.1.3 参照）。ゆえに H76 さんの仕事内容の評価基準にするのではなく、不況でリストラしやすい人へ離職を迫っていった企業体質があり、即座に反論しにくい知的障害者はその矢面に立たされていたことが十分考えられる。H76 さんは近況調査で、したいことを伝えさらに地域生活運動でも働くことについて自分の方法で訴え続けた。

6.2.4.4) 医療過誤による障害からのアクセス

N5 さんは落合小校下に居住しており、調査時は 40 代の男性であった。福祉事務所にはその存在を把握されていなかった人でこの近況調査時に「生活の家」には既にアクセスしていたので、回答に応じているケースである。彼は 5 人の家族の世帯主である。「障害になった原因」欄には、「（昭和）47（マ 1972）年 扁桃腺手術のさい（ママ）、麻酔のショックによるパーキンソン氏症候群」と回答されており、医療過誤による中途障害であることがわかる。N5 さんのような場合は本人が障害を申請しない限り、福祉事務所に知られることもなく、制度利用もできずに日々を過ごすことになるが、5 人家族であれば生活は相当困難になってくる。このようなケースは、行政に把握されず埋もれてしまうが、かといって任意団体ではプライベートに踏み込むことはできない。したがって、「守る会」は市の福祉事務所の協力をえながら、N5 さんの支援に当たった。障害の種別に偏りなく網羅して存在する「守る会」は、障害と傷病を負った人の生活を補完する役割を担っているということがわかる。その後、N5 さんは当時の生活の家づくりの運動に関わっていく。

6.2.4.5) 就学猶予・免除から学習の場を求めて

H54 さんは西小校下にいた人だが、調査当時 30 代の女性で、「障害になった原因」の欄は「2 才の頃 ハジカ熱の原因」とある。急激な高熱か長期に渡る高熱かは不明だが、高熱が引き金となって起った急性脳症の後遺症としての運動障害をもっている¹。H54 さんは運動障害を持っているので、ADL は一部の介助を必要とするとの回答である。

身体障害者手帳は有に印が付けられ、区分の 2 級のところに印が付けられている。障害福祉年金にも記載があり、当年金を受給していることがわかる。最終学歴欄は無記載であることは、就学免除で学校に通わなかったことを示している。H54 さんは「生活の家」に入所してから働き、学習を続けている人である。自治会活動を推進し、自立生活の運動にも尽力された人でもある。

30 歳になってから訓練を受けるために岐阜市の施設に入所していることがわかる。しかし、1980 年に中津川市養護訓練センターができたので、そちらに移り、「生活の家」の所員になっている。これを時系列的にまとめてみると次のようになる。彼女は就学猶予で就

¹ 参考：後藤知英，2016，「子どもの急性脳症の種類と症状一けいれんに潜む重大な病気とは？」公開日 2016 年 12 月 01 日 | 更新日 2017 年 05 月 08 日。
<https://medicalnote.jp/contents/161003-003-ZL2017年9月15日取得>

学の方が得られなかったもので、30代になって手に職をつけようとした。しかし、地元には身体障害のある人のための訓練機関がなかったために、自ら岐阜の県庁所在地の訓練施設に入所した。中津川市に養護訓練センター²が1980年に開設されたことで帰郷し、「生活の家」に関わるようになった。「生活の家」で識字の能力を得ることによって、H54さんは葛藤に満ちた生活綴方を多く書き、これまでに決して頑張りだけで過ごしてきたのではないことがわかる。彼女の綴方は地域生活運動の要となった綴方文集『愛の鈴』で市民に伝えることになった(8.2.5参照)。

6.3 孤立していた障害者・収容されていた障害者にアクセスルートをつくったアンケート調査

6.3.1 中津川市で出生した療育手帳所持者を対象に行ったアンケート調査

1984年11月第2回目の「守る会」の訪問調査は、療育手帳受給者を中心とした調査であった。先の在宅障害者についての近況調査を受けて「守る会」は次のようにアンケートを呼びかけている。

在宅障害者の中には、1人で外へ出ることがない、能力に応じた働く場所がないといった状態があります。生きること、働くことへの挑戦とその喜びを求め、私たち「守る会」では「ひがし生活の家」を精神薄弱者通所授産施設として法人化をめざし、在宅障害者のための施設づくりに取り組んでいます。この調査は、法人化のための参考になるものです。皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

中津川市障害児・者を「守る会」会長阿部進、1984年9月、「ひがし生活の家」内「守る会」事務局。

ここでは「守る会」事務局が「生活の家」内にあり、「守る会」は「生活の家」と密接な関係であることを示している。というのも、所員も支援員も生活の家に関わる東小職員も「守る会」の一員であるからである。よって「守る会」と「生活の家」は切り離せない関係という方が正確である。現に、調査時の「守る会」会長の阿部氏は渡辺教諭の訪問指導の教え子の父兄であった。アンケートでは、「生活の家」を通所施設するのか収容施設するのか、どちらが望ましいのかの是非を当事者に尋ねることが表向きの目的であった。施設づくりに関しては、綴方教師集団の中では、「障害者だけを別の場所に連れて行くというのがおかしい」という点が、根本的な問題としてあげられていた。そして、東小から離れた場所への施設作り反対と容認の意見が真っ二つになったといわれる³。たしかに、容認派の言うように、近隣では広い土地の確保は難しく、市街では難しい事情がある。また、「生活の家」自体に大きく関わる小出教諭は強い脱施設化の思想の持ち主である。「守る会」とは一定の距離を置いていたが、事務局は生活の家内にあるという事情もあつ

² 中津川市養護訓練センターは幼児の発達支援も併行して行っていた。現在は成人の職業訓練の部署は消滅し、幼児の発達支援センターと名称変更して現在に至っている。

³ 恵那地方の綴方教師依田和子教諭からの聞き取りによる。

て、小出教諭の強い主張は絶えず、大きく影響していた。グループホームという用語が流布する前から、自立生活出来ない場合の障害者の生活の場所として、大型施設ではなく、数名の「豆学校」単位に当たるような共同ホームを「生活の家」の基盤にする構想をもっていた（ひがし福祉会 2011）²⁴²。

「保護ではない、収容でもない、隔離でもない、自立のための文化的実生活の保障で始まった障害児の学童保育所は全国で初めての先駆的事業でした。制度がないから、補助がなからやらないのではなく、障害をもった仲間たちの実態や切実な願いに精一杯応え、切り拓いていく。この理念や志がなければ、『今ここにいる仲間たちだけがよくなればいい』で終わってしまう。この地域で本当の意味で障害をもった仲間たちが生きていくこと。そして、この地域で生きる障害をもったすべての仲間たちが安心して地域生活がおくれるような支援。障害者が真に大切にされるような、人間としてあたり前に働き、学び、暮らしていける地域づくりを求めて、新しい年を歩みたいと思います。

小出信也，1999，「この地域の障害者の“真の幸せ”を仲間と共に切り拓く」『会報』27

ただし、この論争の是非は判断せず、ここではアンケート調査でのやり取りそのものから障害者と「守る会」や「生活の家」との関わり方を読み解くことを試みたい。

このアンケートの回答であるが、親が子どもの代わりに回答していることに欠点がある。だが、それは同時に親同士が語り合えたことも意味していた。というのも、第2回目の調査対象者でA判定の療育手帳保持者の多くが家におらず、遠方の収容施設入所か精神病院入院の状態であったからである。

このような背景に基づき、近況調査の考察に続いてこのアンケート調査を検討する筆者の意図は、調査内容についての分析を第一義にするものではないという点をまずは述べておく。ここでの目的は、そのアンケート調査時点で、調査対象の障害者がどこに在住していたのかを明らかにすることである。特に、このアンケート調査後、「生活の家」にコンタクトがあった人の有無を調べることを重視する。よって、アンケート内容の詳細な検討は別稿に譲る。

このアンケート調査における「守る会」の意図は、近況報告のように各障害児・者の状態を理解するという主旨ではなく、「生活の家」の構想に相手の意向を取り入れようとする

²⁴² 鳥居広明氏からの聞き書きによる。共同ホームで、ある部分は他の「仲間集団」と共用スペースをもちながらも、基本的には自立した生活を個人が行うことを目的としていた。その為に、守る会の中でも重症心身障害者とその親の集まりであるつばさ部会は、自分達は除外されるのではないかという危機感を募らせた。たえず医療的ケアを受けていなければ暮らしていけない重症心身障害者の場合は、自立生活しようにも物的資源や人的資源が恵那地方にはなく、共同ホームでの生活はとて無理だからだ。「生活の家」つくりの後に入所施設部分を設置する街頭運動が本人と親によって展開された。結局、多くの市民の署名により、小出氏の完全なる脱施設化は実現せず、生活の家は中間施設のような役割を市行政から委託されるかたちになり現在に至っている。

ものであったため、集計結果の集計がおこなわれている。ただ、その中には本論文で検討する上で不足している事項があるので、その項目については適宜、筆者が加えて集計した。

アンケート項目は次の通りである、訪問して面接すること自体にも調査の重きを置いているので、アンケートの項目は少ない。

| アンケート調査用紙 | | | |
|-----------------------|------------|------------|-----|
| 住所 | 中津川市 | 生年月日 | 男 女 |
| 氏名 | | | |
| 社会福祉施設への入所経験 | 1. ある | 2. ない | |
| 入所経験のある人は施設名を | | | |
| 会社、その他へ就職経験 | 1. ある | 2. ない | |
| 就職経験のある人は | 就職先 | 仕事内容 | |
| 中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望 | 1. ある | 2. ない | |
| あると答えた人 | | | |
| 収容施設と授産施設 | 1. 収容施設、 | 2. 通所施設 | |
| 通所施設を希望した人 | | | |
| 守る会に対する要望 | 1. 自分でかよえる | 2. 通所バスが必要 | |

図VI-4 アンケート調査項目

調査用紙には、まず、住所記載箇所があり、その下に氏名と生年月日を書く欄がある。そして、今までの社会福祉施設への経験の有無が問われ、経験のある人はその下に入所していた施設名を書く欄がもうけられている。次に「会社、その他への就職経験の有無が問われる欄になっている。そして施設と同様、就職先と仕事内容を記載する箇所がある。

中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望を尋ねているが、これは当時の国の施設の在り方の方針に沿ったもので特筆すべき項目ではない。しかし他方で、中津川市内には、その特筆すべきものでもない授産施設が無いということの意味している。

中津川市の授産施設への入所希望が「ある」という回答に対しては、収容施設がいか、通所施設がいかを聞いている。そして、通所施設を希望した場合、自力で通所可能か、通所バスが必要かを問うている。中津川市内の郊外は地形も険しく不便なところも多いので、たやすく自力で通えないことは十分にありえ、調査票作成者はそれを予想して作成している。

最後の「守る会に対する要望」は自由記述欄になっているが、記述例が示されている。まったくの自由記述だと、はじめての人や調査されることに慣れていない人は何を書いているかわからないことが多くある。特に知的障害のある人に対してはその配慮が必要である。その配慮としての例示だと考えらえる。

ここで注意しなければいけないのは、当時、恵那地方の中では、自立生活するという考え方が未だ根付いていなかったということである。それは障害者だけにあてはまるのではなく、この地域における当時の考え方として、故郷に留まる若者は家を継ぐか分家になっ

て本家を盛り立てるといふものが本流であつた。一人暮らしをするものに至つては変人扱いをされさえし、一人前扱いをしてもらえないといふ恵那での世間体があつた。曲がりなりにも働こうとしてやっと一人前、そこに向かつていることが当然とされていたのである。ゆゑに、回答事項を、当時の恵那地方の常識に沿つて解釈する必要がある。

6.3.2 アンケート調査の結果

6.3.2.1) 調査結果全体の概要

まずは調査結果全体とその成果を概観したい。調査対象者は70名で、回収数64名、未回収数4名、回答拒否数2名とある。回収率は94%で、「守る会」の当初の予想を大きく上回つた。回収数の内訳は12～15歳が8名、16～20歳が11名、21～25歳が16名、26～30歳9名、31～35歳12名、36～40歳が10名であり、年齢層別回答者数にはあまり差がないものの、20代前半がピークだといえる。男女比を調べてみると、男性が31名、女性が28名であり、こちらについてはさほどの差異はない。

回答者の出身所在地を調べてみると、東小学区内を実家とする回答15件、南小学区内を実家とする回答が8件、西小学区内を実家とする回答が7件、坂本小学区内を実家とする回答が12件、落合小学区内を実家とする回答が7件、苗木小学区内を実家とする回答が11件、阿木小学区内を実家とする回答が4件であつた。そして中津川市で出生した障害児者一覧の原本に掲載されていない人の回答が13件あつた。このうち、「生活の家」に関わる障害者は39名で、半数強を占めている。

その中で、社会施設等への入所経験の質問に対し、あると答えた人32名、なしと答えた人34名であつた。社会福祉施設等への入所経験のある人や入所中の人については、回答者のうち、半数の人が入所経験有又は入所中であることを提示している。加えて、T施設に12名と入所経験者および入所者が集中していることを示している（守る会1984年11月：1.）。

用紙の質問項目には確認できないが、面接調査であつたので、「守る会」は次の様なまとめをおこなっている。施設への入所経験が有る人のうち、退所した人の話を聞いており、退所理由を以下の4点にまとめている。1点目として、「施設への入所にあたって、施設の説明をきいていたが、実際に入所してみると、きいていた内容と違つていて失望してやめた。」、2点目として「施設生活の中で、施設の処遇及び指導内容に失望してやめた。」とある。これらは施設が希望に沿つたものでなかつた失望から退所していることを示すものである。3点目として「18歳という年齢制限があつて、やむうえずやめた。(ママ)」4点目として「施設生活にどうしても子供がなじまず、やもうえずやめた。(ママ)」とあり、障害者を取りまく施設内での社会的な環境要因によって、障害者本人も親も諦めて在宅しているようである。

その次の項目も質問項目にない「守る会」が行つた聞き取り調査内容からのまとめである。その中に施設入所中の人話として、「施設を出ても行くところがない」という記述があり、施設に満足しているということでは決してない様子がうかがえる。家ではとても世話できない状態ではあるが、専門の支援者に頼る他、選択肢がないということである。また親の中には「同じような障害をもつた子供の世界の方が、子供にとって幸福だと思つて

いる」という回答もあった。

このアンケートの回答に該当する障害は知的障害であるの打が、同じ障害を持っている人にしか障害の大変さは解らないため、同じ障害をもった人同士の方が共感しやすいという傾向がある。よってアンケートの回答の意図は、不当ないじめから逃れる判断のようにも見受けられる。しかし、そうではない。いつも、異なる人に会っていなければ、直面する困難から身をかかわす事もできなくなる。ここで筆者が15年ほど関わってきた故花田光司さんを一例として挙げたい。彼は障害が重複している重症心身障害の人であったが、母親のひとみさんは最初彼のことを無反応な人だと思っていた。しかし、彼の弟が生まれ情け容赦なく飛んでくる弟を避けようとして、彼は身をかかわすようになった。そして、そこから「ああ彼は発達してくんだ」と実感するようになり、養護学校ではなく東小の入学を強く希望した。この例のみでなく、異なる人がいるので成長できるエピソードは健常児の綴方の問題を前章でも示したところである(5.3 参照)。しかし、保護する立場になると、上述のような親からの回答が優勢になってくる。したがって、やはり本人に聞こうとしないと彼・彼女らの考えはわからないのである。

この調査は「生活の家」の形態に関する意向を求める調査である。回答の結果もさることながら、近況報告調査と同様、「守る会」は、立場を同じくする障害児・者家族の力によって²⁴³、孤立していた障害児・者家庭や遠方に収容されている障害児・者とその家族の悩みを聞き届けることをし、そこに大きな意義があったといわれる²⁴⁴。

その結果を概観した後で、特筆される調査票の記述について説明していく。但し、このアンケートに関し、回答票を見ると、障害者本人が回答した用紙は極めて簡素で、名前と該当箇所に印が書かれているにとどまったものが多かった。それに対し親の回答は詳細な記述があったので、仕事に関する内容以外はほとんど親の意向が子どもの意向のように書かれていないか留意する必要がある²⁴⁵。

会社、その他への就職経験に「ある」と答えた人16名、「ない」と答えた人48名で、64名のうち25%の人が、就職中又は就職経験がある。この点に関して「守る会」は障害者の就職が困難だと説明している。

そして、以前就職していた人の話では、「施設からいきなり社会へ出たため、環境に適応できず会社をやめた。」「職場の上司、仲間とうまくいかなかったためやめた。」と人間関係に問題があつて辞めている。また、別項目には「職場の上司がかわったので、精神的に不安定になってやめた(ママ)。」「職種がかわったため、ついてゆけずやめた。」と環境の変化によつても辞めたことが書かれている。状況が変わることへの配慮があれば就労が存続できただろう内容である。次の辞職の理由も「会社が望むよう仕事ができなくやめさせ

²⁴³ 当時は、障害者本人である「仲間集団」は、「守る会」の部会には入っていなかった。

²⁴⁴ 「守る会」副会長を勤める成瀬喜久子さんと、その子息である「生活の家」の役職についている浩康さんからの聞き取りによる。2017年8月23日の聞き取り調査他、複数回話された事項である。

²⁴⁵ 親の意向を尊重しすぎたことで、東小の統合教育体制が崩壊してしまったことは紛れもない事実である。本人の人権尊重の観点からすれば、施設建設に対しては、障害者本人が成人しているわけでもあるので、本人の意向が最も留意されることが必要であっただろう。当時の守る会はその観点に欠けていることを指摘しておかなければならない。

られた。」と、リストラに遭っているわけだが、これも先の話と同様、職場がその人に合わせた労働体質へと変わるべきであると筆者は考える。「守る会」が取り上げたこの話の調査結果は、生活の家づくりに反映されている。

このアンケートは通所施設を前提にされたものだったが、通所希望は25名、収容施設入所希望は12名と収容施設希望者が意外に多い。それも親が答えているだけではなく、Gさんのように「とまれるところをはやくつくってほしい」という要望が回答としてあった。これは障害者本人が成人して家の代が変われば、実家に居づらくなることを理解している様子と見て取れる回答でもある。通所を含め施設入所希望の回答は37名と半数以上あることも、「守る会」がわかったこととしてあげられている。通所希望者の中にも将来の不安を抱えている回答が多いとまとめている。これらを踏まえ、アンケートの質問自体の回答は、結局、自立生活という考えが当時の恵那地方には無かったため、親亡き後の収容施設が必要だということに落ち着いている。

しかし、この調査自体の意義はその回答よりも、アンケート用紙にはのぼらない話のなかにあるようである。「守る会」のまとめの中には、毎日の世話で介護者が生活に限界をきたしている話や次のような感想もあげられている。「私は悪い星のしたに生まれてきたんやわあ」といって、子供の顔をじっと見詰めていた親の姿はなんともいえない思いでした。障害者の中には、訓練や教育をうければ、まだまだ発達清澄(ママ)する可能性のある人が長い在宅生活のためだんだんそれらが失われていっているようでありました。」などとある。これは、延々と続く調査の結果報告の氷山の一角に過ぎない。

ずっと家に籠っていた知的障害者や介護で明け暮れていた家族がこのアンケート調査を通して、なんらかの言葉や要望を「守る会」に話しはじめた。このことには大きな意味がある。そして、その時点では何も要望を持たぬ人が、「守る会」にアクセスして「生活の家」につながったことの意味も大きい。

さて、前述のとおり本論文でこのアンケートを検討するのは、東小以外から生活の家に集まってきた人たちの手がかりを知ることが第一の目的であるため、ここからはその主旨に沿った検討を展開する。

形式的には、この1984年における第2回目の「守る会」の訪問調査の目的は、先述したように社会法人施設の形態についての意向を確かめることであり、アンケート調査になっている。しかし、もう一つの調査の効用として、やはり、同じ障害児・者を育てた親が調査員の多くに含まれて、そうした調査員が直に障害児・者や家族と対面する訪問調査であったことに重要性が見い出せる。

なぜなら、障害児・者が施設入所していた事情だけでなく、その生活ぶりが話されているからである。被調査者にとって否定されるわけでもなく、施設建設の推進を強要されるような調査ではなく、あくまでもその人たちの生活ぶりを聞く調査であったことが、施設建設の是非、云々より意義をもたらした。

施設入所がいいのか、脱施設を促進するための一段階の通所施設がいいのか、その判断は、障害児・者本人の内部でそれぞれの思いがあり、親もそれぞれに揺れ動く思いがある。この調査が意義深いものであったのは、そのことを受け止める調査として、同じ苦しみをもった調査員が、相手がどんなことを尋ねてほしいのか想像できる場所があったからで

ある。

もし、専門家による判定であれば、障害児・者本人や家族が話すことはなく、項目を答えるだけであった可能性は高い。この詳細は別稿に譲り、最低限の概要だけを整理してまとめていく。そして、近況報告調査同様、「生活の家」に関わってきた人の回答者の言及について述べていく。

6.3.3 生活の家にアクセスした元収容施設入所者・病院入院者

6.3.3 1) 県指定の知的障害者収容施設からの帰郷

シ1さん

シ1さんは、ダウン症で知的障害も併せもつ調査時20代の女性である。回答者は本人が施設入所中なので家族であるが、誰であるかは不明である。就学免除で遠隔地施設である施設名Hが記録されている。この施設は岐阜県指定の知的障害者が入所する大型の収容施設である。「中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望」については、「ある」と答え、「通所施設」を希望している。シ1さん一家が住んでいる落合地区は市街地から離れているという事情もあって、「通所バスが必要」と回答している。「守る会に対する要望」の自由記述欄は無記載である。シ1さんもその後、遠隔地の施設から帰郷して生活の家のグループホームで暮らすようになった人である。

シ8さん

シ8さんは回答によると、重度の知的障害者のある20代男性である。岐阜県指定の大型施設に入所していた人である。中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望は「ない」と回答しているが、この調査後、シ8さんは帰郷して生活の家のグループホームで暮らす一人となった。

シ20さん

シ20さんは、重度の知的障害のある20代の男性であった。就学免除で教育の対象にならず、遠方の施設に入所していた人である。施設入所中なので、親が回答している。この時点では、中津川市に施設ができて入所希望「なし」としているが、自由記述欄に、親から調査員が聞いて次のような文章を書き留めている。「長期の病気(3ヶ月以上)になると籍がきれる。第二Mは20歳まで(本人22歳、第三M学園の成人(満員)(ママ)。2,3年すると第二も成人施設になる予定。K君の場合、昨年、初めて発作が出る。発作が20歳すぎに出た子供が、三谷で突然死んだケースがありこの施設では、神経過敏になっている。3ヶ月入院のため、昨年は大変苦勞をした。今年はまだ発作はない。」シ20さんに発作が起こるようになると、収容先の施設にとってみれば、長期入院者や発作持ちの人は死亡のリスクが高い入所者となり、死亡者が出れば施設の評判に差し障ることになる。シ20さんのいた施設が彼の入所を歓迎していないということがわかる。

調査時は帰郷希望なしであったが、シ20さんの親に「守る会」の情報が入ってくる

ことによって、「生活の家」につながっていった。シ 20 さんは帰郷し、現在は「生活の家」のグループホームで基本的には暮らし、実家にも戻る生活を送っている。シ 20 さんに限らず、重度の知的障害のある人も「生活の家」のグループホームで平日を送りつつも、週末には親が存命の人は実家で過ごすことが多い。1984 年のアンケートによる訪問調査は、そのように帰郷し実家を行き来する生活に戻る一つの動機づけになっていることは確かである。

調査での説明は、親が障害児・者である子が家に戻ってこれるんだということを確信させた。たとえ自傷や他傷などが生ずるような混乱状態になった時にも、家族だけで対応するだけでなく、地域の中で支援する人や過ごす場所があるのだと確信できれば、親は連れ戻そうと思うようになることは有り得る。また、知的障害児・者本人も、多人数の施設で個人の自由のない場所から、住みなれた場所で落ち着きたいと望むことは、ごく自然な要望である。

なお、岐阜県指定の M 学園は「学園」の名前を冠しており、一見、養護学校のようにうつるが、実情は岐阜県下の障害者を収容するのみの大型施設である。『形成過程』でも明らかにされているように、収容施設に「学園」と名付けることは珍しくなかったが、1947 年の児童福祉法制定以降の施設は、文部省管轄と厚生省管轄ではっきり棲み分けをしており、教育機関としてあるわけではない²⁴⁶。その傾向について次のような内容が述べられている。

これらの施設は、収容保護の形態をとるとともに、学園・塾などという名も示すように、「学齡児童癡癲白痴又ハ不具廢疾ノ為就学スルコト能ハスト認メタルトキハ・・・学齡児童の保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得」²⁴⁷。

この説明からすると、1900 年時、重度の「精神薄弱児」に対して、親の養育義務も免除されるとあり、教育から排除されるだけでなく、家庭生活からも排除される存在であったということがわかる。同じ生を受けているにも関わらず、知的障害があるという事だけで、その人がどんなことを考えているかなどの解明もなされぬまま、教育を受けることだけでなく、家庭の養育からも排斥される存在であったということである。

上記の中で最も早く精神薄弱施設を創設した石井亮一は渡米してアメリカの精神薄弱施設をモデルにしたとされるが²⁴⁸、当時のアメリカの「精神薄弱」に対する考え方は、「優

²⁴⁶ 古くは治療と教育が一体となった総合的なものであった。石井亮一の創始した「滝乃川学園」(1897)、脇田良吉が創始した「白川学園」(1909)、岩崎佐一の創始した「桃花塾」(1916)、川田貞治郎が創始した「藤倉学園」(1919)といったように「学園」や「塾」という教育の場としての名称が付けられる習わしが精神薄弱者の社会福祉施設の名称に残っている事が多い。

²⁴⁷ 「」内の出典：『小学校令改正』明治 33・8・20 勅令第 344 号第 33 条)とされ、文教政策として事実上公教育の枠から排除された比較的重度の精神薄弱児に対する教育を意図した点で、共通的性格をもっていたということができよう(出典『わが国精神薄弱施設体系の形成過程』: 58.)

²⁴⁸ 出典：『わが国精神薄弱施設体系の形成過程』: 54.

生学からの警鐘」や「社会からの告発」を受けて、大規模な総合的終身収容施設へと転化する時期であった²⁴⁹。このことは、その後の日本の多人数を収容するという「精神薄弱児・者」施設などのあり方へ影響を与えている。

シ 33 さん

シ 33 さんは、重度知的障害があったために市外の施設で入所生活を送った調査時 30 代の女性である。療育手帳 A を取得している。施設経験ありと答えているがその施設は岐阜県指定の収容施設である²⁵⁰。

次に「会社、その他への就職経験」の有無は「ない」と回答され、「中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望」もないで調査回答は終わっているが、この調査がきっかけとなって、シ 33 さんは帰郷し「生活の家」のグループホームで居住するようになった。

6.3.3.2) 県推進の脳性麻痺施設入所から様々な施設を経て帰郷した障害者

シ 6 さん

シ 6 さんは 20 代の重度知的障害者であった。就学免除で遠方の収容施設に入所していたが、このアンケート調査から「生活の家」とコンタクトを取るようになった。「守る会」と交流を持つことがきっかけで帰郷し、「生活の家」のグループホームで生活することになった。

調査時にシ 6 さん本人は施設へ入所していたので回答者は家族の人であるが、その詳細な記録はない。「今までの社会福祉施設への経験」の有無の質問事項に「ある」と回答し、その施設名として、「T 学園」と T 市の中でも辺境に所在する施設名が書かれ、欄外に、「H 第 3」と、更に S 市の辺境にある施設名が書かれている。そうしたことに対し「ここも入っていたし、ここも入っていた」と答えている。T 市は陶器の街といわれるので記録者は「T」と書いているが、正しくは「T 学園」である。岐阜県内には他に「I」と名称がつく施設がある。前者は知的障害者の収容施設であり、後者は身体障害者、主に、脳性麻痺者の収容施設である。施設を歩き歩いてきたことがわかる。「中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望」については、「ある」に印が付けられ、「収容施設」を希望している。「守る会に対する要望」は無記載である。

6.3.3.3) 精神病院入院から帰郷した障害者

ヨ 22 さん

ヨ 22 さんは、調査当時 30 代の男性である。まず、住所記載箇所があり、その下に氏名が書かれている。この氏名の漢字と原本の漢字は異なるが、おそらく原本の方がヨ 22 さんの名前だと考えられる。精神病院に入院中であったので、回答者は家族の人であろう。療育手帳 A の重度知的障害者で、調査時は精神病院に入院中となっている。ヨ 22 さんの場合

²⁴⁹ 出典：『わが国精神薄弱施設体系の形成過程』：55.

²⁵⁰ 第 6 章第 1 節参照。岐阜県は当時、重度の障害児者に対し、同じ障害児者を一所の施設に収容する方針をとっていた。県指定の施設では臨床研究がなされており、1970 年代までは障害に対する治療知見を得るために臨床手術が実施されていた。

も調査当時は、知的障害が精神薄弱と呼ばれていたもので、精神病院に入院するという状況になっていたのである。「会社、その他への就職経験」の有無については、「ない」との回答で、中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望を尋ねているが、「ない」と答えている。

しかし、ヨ 22 さんは、その後帰郷し、「生活の家」のグループホームで暮らすことになった人である。

「守る会」は、遠隔地の施設や精神病院で暮らす中津川市出身の障害者に、市行政へ帰省費用を助成させる運動などをは行ってきた。従来では「守る会」や「生活の家」の存在を知らなかった人が、調査によってその存在を知ることによって、帰郷の第一歩になったのである。ヨ 22 さんの例は、たとえ副次的なものであっても、第 2 回調査による成果の好例である。

ヨ 25 さん

ヨ 25 さんは重度知的障害で療育手帳 A を所持する 30 代の男性である。精神病院に長期入院中なので、回答者は本人ではなく家族である。精神病院入院前に大型の収容施設に入所していたことが回答されている。「中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望」には「ある」と答え、「収容施設」に入所を希望している。さらに、「守る会」に対する要望の自由記述欄には、「現在、〇病院・お金を持ち出す。お金を持って飛び出す。(ママ)」とある。ヨ 25 さんは重度の知的障害があるので、相手側にうまく説明できない可能性が高いが、少なくとも、ヨ 25 さんは病院から出たい意向は確かである。そして、出てからの食費や交通費のためにお金を持って出ようとしたことは、ヨ 25 さんなりに考えた結果とった行動であることは想像に難くない。

さらにヨ 25 さんの回答には「T 施設を出て、陶器関係の仕事についたが火をだしてやめる。」とある。ヨ 25 さんに限らず、知的障害があると火の始末が定かでなくなって思わぬ出火で仕事や住む場所を追われるケースは少なくない。しかし、こうしたケースには案外にその人なりの理由があることが多い。社会一般に、落ち度が悪事につながられてしまうので、知的障害者は起こった事態について落ち着いて考えられなくなり動転して説明が困難になり、ますます悪循環を招く厳しい現実がある。

この回答には、少なくとも、何も書かれていないわけではなく、中津川に戻ることを想定して書いていることは確かである。この回答者が「守る会」に要望した事項は、回答者が何らかのヨ 25 さんの気持をくみ取って書いたものか、もしくは、ヨ 25 さんが帰郷した場合の回答者との関係も勘案しつつ回答されたものだと考えられる。

現在、ヨ 25 さんは「生活の家」で、収容生活ではなく、グループホームで個室を構え一部の介助を受けながらも、部分的に生活を小集団で共有しながら暮らしている。

現在までの帰郷の道筋の中に、この調査事項も葉脈のようにその流れを汲んでいることは間違いない。もし、役所の形式的調査であれば、このような現状と要望が混ざり合ったような回答は出てこなかったであろう。「守る会」の調査員が同じような立場にある人であるために、回答者が伝えているような要望が記載されるに至ったものと考えられる。

6.3.3.4) 他圏域の収容施設から帰郷した障害者

シ 11 さん

シ 11 さんは、知的障害者であるが、就学免除のために遠隔地での施設入所をしていた 20 代女性である。この調査が 1983 年度からの「守る会」の一連の調査に応ずる初回となるが、その後、シ 11 さんはこれがきっかけとなって帰郷し「生活の家」に深く関わるようになる。学校販売、市民への訴え、開拓者との交流など、さまざまな運動をしていった人である。また、「生活の家」で学習を続けることにより、識字能力が開け、筆者の調査の一部もシ 11 さんの説明を受けて成り立っている。彼女はその当時の教師よりも詳細に「生活の家」について熟知している²⁵¹。シ 11 さんは、この調査時には施設に入所しており、回答者は親である。

「中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望」は、「ある」に回答し、「通所施設」を希望している。「通所バスが必要」と答えている。シ 11 さんが帰郷した場合のことを、0 地区の地理的条件から親が想像して回答していることがわかる。「守る会に対する要望」の自由記述欄の一部には次のような文章がある。「施設に入っているので、「守る会」への要望は特にない。ただ、年に 1 回の総会に出てもわからないことが多い。子ども同士、親同士の輪が大切と思う。」と書かれ、調査時点で親は「守る会」の会員でありながら、あまりコンタクトを取っていない様子が見ええる。しかし、この調査がきっかけになって、シ 11 さんは帰郷し、「生活の家」に入所し、その中でも率先して運動する人になっていく。言葉で主張する人ではないが、行動で示し、「生活の家」づくりの運動を展開していく。中津川市の教師集団の中で彼女を知らない人はいない²⁵²。

シ 12 さん

シ 12 さんは、重度の知的障害者で、母子家庭でもあったため、遠隔地の収容施設で過ごしていた人である。「中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望」の質問には「ある」と回答し、「通所施設」を希望している。シ 12 さんの住んでいた苗木も中津川市街からは距離があるので、「通所バスが必要」に回答している。

「守る会に対する要望」の自由記述欄は無記載である。けれども、自らが母親に訴えて、その施設を自らの力で脱出し、「生活の家」のグループホームに住むようになった人である。前施設では母親が面会に行っても会うことも僅かしかできないような、非常に過酷な規則に縛られていたシ 12 さんの施設での不遇を母親が目当たりしてしまった。母親もシ 12 さんの夜逃げに手をかすこととなり、そして、「生活の家」関係者がそれを受け入れ、数度連れ戻しに来た舎監に対して、シ 12 さん他シ 12 さんと同じ施設から出てきた人たちを匿ったエピソードがある。調査時点で要求がなくても、地域生活にアクセスしておくことが後になって有効に働いていくことがこの例からはわかる。

そして、彼は「生活の家」を中心とした地域生活運動に大きく関わっていくこととなる。

²⁵¹ 2017 年の聞き取り調査による。シ 11 さんと足立すま子教諭との 3 人で話す。調査内容はシ 11 さんがほとんど回答された。

²⁵² 足立すま子教諭からの聞き取りによる。彼女が生活の家維持のための物品販売やカンパなどに学校を訪れると、「シ 11 さんなら協力してもいい」と教師達が賛同したという。

廃品回収の勤労もそうである。また、前施設では識字能力は彼にはないと判断されて未学習であったが、彼に接する「生活の家」の援助者がこれまでの能力判断に疑問をもち、学習をはじめたところ、識字を身に付けた。シ 12 さんはその後、数々の生活綴方を表現し、彼の綴方の訴えは地域生活運動の一翼となった。また、彼は標準的なコミュニケーションをとる人ではないので、物事が彼抜きで進められてしまった時には、ストライキをもって意思を示す行動にも出ている。彼の視点からの主張は、周りの者が気付かなかった生活の折々のを気付かされるに至っている。

6.3.3.5) 他県の収容生活から帰郷した障害者

N1 さん

N1 さんは 1949 年生まれで地元の学校には就学できず、隣接県の長野県 I 市の「A 学園」で施設入所生活を送っていたことが回答されている。T 株式会社で丸椅子のペーパー掛けを行っていた。恵那地方からさらに木曾に至っては豊かな山林に囲まれ、そこで伐採される木材は木曾檜を代表と市、それから家具や調度品が作られるという良質な生活材となっていた。そしてそのことは、古くは家内に伝承されていく家業の営みであった²⁵³。

木材は 1973 年のオイルショック以前の外材が市場に流入する前には、「木材で成金になる」といわれたが、木材取引は乱高下し賭け事のようなものでもあったが、貧しい木曾地方において、木材で一攫千金という場合もあり、地域を支える一手段でもあった。よって、高度成長期には家業だけにとどまらず、工場制手工業として、建設材、家具、調度品を生産していたのである。

そして、その木工業を支える職工の一員として、家具にペーパーをかけて磨きを掛け調度製品として送り出す、一部の分業を N1 さんも担っていたわけである。しかし、彼はリストラにあっている。リストラの理由は、単純に N1 さんの就業能力が悪かったからなのではない。これは、恵那地方を含む日本全体に安価な外材が輸入され、日本材は価格競争に敗れ、恵那地方の木工業の多くがその打撃で倒産に追い込まれるという社会事情があったからである²⁵⁴。

しかし、解雇された本人にとって働くことへの希求は明日の生活の存亡にかかわることであり、解職の失望感や焦燥感は深刻である。N1 さんの回答には、そのことばかり書かれている。

障害者運動研究には、働くことの訓練は、本人に働くことだけが強制されるイメージがプロトタイプとしてあるかもしれないが、N1 さんを取り巻く文脈と N1 さんの答えに沿って、再考する必要がある。N1 さんにはっきりあるのは「働きたい」という気持ちである。そしてその働きたい気持ちは、どうも場所を会社と限定しているわけではないようである。

²⁵³ 家内制手工業は、工業の一形態。生産者（とその家族）は、生産に必要な資本を直接所有している。実際の作業の中心は職人による「手仕事」であり、生産に道具が必要である場合も、その取り扱いに熟練を要するのが一般的である。

²⁵⁴ 出典：遠藤ゆう子，2008，「日本の林業はなぜ退潮したのか——協調による国産材利用促進の提案」『中央大学夏合宿要項』。

授産施設ができた場合、N1さんは自ら入所を希望し、通所施設には自分の力で通えろと答えている。ということは、N1さんにとって、働けるのであれば、後の通勤は自分で何とかするから仕事がほしいと回答しているということなのである。

H10さん

H10さんも、療育手帳Aを所持する重度の知的障害のある30代の男性である。一時、遠方施設入所者であったが、帰郷し「生活の家」のグループホームで暮らすことになった。1回目の近況調査には記載がなく、この2回目のアンケート調査に応じている。隣接県である長野県の収容施設に入所していた。就職経験はなく、中津川市内に授産施設ができた場合の入所希望も「ない」と調査時点では回答していたが、その後、「生活の家」に関わるようになっていく。このように調査時はコンタクトを希望しなくても、調査を受けて周知しておくことで、その後のアクセスにつながる。20歳以上であるが特別児童扶養手当を受給し、合わせて福祉手当を受けている。特別児童扶養手当が月額で37,700円、福祉手当が月額10,550円、合計月額48,250円を受給していた。当時の生活保護は4人当たり月額148,649円が基準になっており、これを一人当たりで換算すると37,162円である。これに鑑みると、金銭的には、A学園から退所して家族に食費その他の生活費を入れていける地域生活可能な条件にはなっている²⁵⁵。

1984年に施設の形態をアンケートで問うことは、この時期の社会情勢と相まって、複雑な意味を地域になげかけることでもあった。井上照美と岡田進一は知的障害者厚生施設の歴史的課題を検討している。その研究によると、1981年の国際障害者年において、ノーマライゼーションによる地域重視政策が進められた一方で、同時期に全国各都道府県でコロニー建設政策が推進され、地域か収容施設かの相反する政策が同時進行していたとされる(井上・岡田 2007:3)。

井上と岡田は、1984年にこのような状況に至ったのは、知的障害者福祉領域において、経済成長が施設経営を可能にし、そのことが施設推進政策を後押ししたとする。家族の切望も施設建設を促進させ、さらなる大型施設建設が可能となった経済的基盤の下に、施設隔離政策が推進されたことを端的に述べているが(井上・岡田 2007)、ことはそれほど単純ではない。

1984年当時の社会状況で、機械的なアンケート調査がこの項目でなされたならば、それは隔離政策を促進するような結果もあり得たであろう。「守る会」はどのような質の調査を展開していたのか。同じ障害児・者を持つ親が、各家や関係機関を訪問して調査することには、同じ立場の人同士が行うピア面接のもつ心の共感を得るという別の価値が存在した。

実は、この調査の回答で、親や障害者本人が収容施設を望んでいるという回答が多数あった。そうしてみると、1984年のアンケート調査がもし、量的な調査としてのみ終わっていたら、施設化を促進するための確認事項のみになる。しかし、回答を精査すると、障害者本人の自由記述回答例で「はやくとまれるところをつくってほしい(ママ)」など、少なくとも回答者が収容施設を宿泊所として認識していたことが確認されるのである。

²⁵⁵ 障害の介助は別として、金銭的には家族に負担をかけるわけではない。

そもそも学校教育の範疇に「精神薄弱児」の療育施設である療育院を作ったのは厚生省社会局援護課である（国立コロニーのぞみの園田中資料センター 1982:92;94）。児童福祉法が制定される骨子において、何故、教育ではなく、「精神薄弱児」が受ける処遇を、治療・教養・職能としたのか。そこに教育が入っていなかった理由は、精神薄弱者自身の問題ではなく、役所の縦割り行政の問題であったのである（国立コロニーのぞみの園田中資料センター 1982:95）。教育は文部省の所管で、厚生省が制定する法律によって設けられる施設で、教育を実施するという表現をとることは許されなかったとされている。

「精神薄弱児・者」の言葉は「精神薄弱者福祉法」が1999年に「知的障害者福祉法」へ名称変更するまで使用された言葉であり、前法律に依拠するところが大きい。精神薄弱者に関する法律として、精神薄弱者法と他法にも規定されている。精神衛生法において、精神障害者の中に精神薄弱者を含むと規定され、当法により、精神薄弱者の精神病院への入院の取り扱いが規定されている（国立コロニーのぞみの園田中資料センター 1982:251-252）。精神衛生法第48条において、精神薄弱者は精神病院または他の法律（精神薄弱者法）に定められた施設以外に精神障害者を収容してはならないことになっている。裏返せば、精神薄弱者は精神病院に精神衛生法上の下、収容され得るということである。ただ同法では、精神薄弱者が重症で自傷・他傷のおそれがあり監置を要すると認められる特殊な場合、例外的に入院の対象となることが明記されている²⁵⁶。

施設入所に関しては下記のような見解がある²⁵⁷。

I教授は樹在学の立場から、“身障者の放置は、国家のゆゆしきロスだ”と説く。つまり、軽症者の場合は、リハビリテーション・センターの設置によって新たな労働力を吸収できるし、重症者についても、施設に収容することによって、親、兄弟の生産力を還元できるという理論だ。一施設収容を急ごう一なるほど、一時的にはぼうだいな金がかかろう。しかし、昨年11月に出た身障者福祉審議会の答申にも、国立視力センターの設置以来、失明者3,000人の職業訓練を行ったが、自立することによって年間約2億円の生活保護を浮かすことができた。

国立コロニーのぞみ園田中資料センター編、1977、『我が国精神薄弱施設体系の形

²⁵⁶ 1970年はコロニーが制度化された年である。恵那地方での障害児・者に対する実態調査はそれまで綴方教師であった渡辺つやの教諭が、どんなに重度であろうと障害のある人の教育を普通学校の中で行うという障害児教育をするに当って、福祉事務所にコンタクトをとって協働して調査したことに始まる。実際に施設を訪れて、コンタクトが取れた障害児・者に確認をとって渡辺教諭が作成した一覧表がある。研究期間中は渡辺教諭より筆者が資料を預かって保管することになっている。その中にもコロニーで生活している障害児の記録が見られた。けれども、この1983年時の調査では施設入所者の中にもコロニーで生活している障害児・者の記録はなくなっている。

²⁵⁷ 出典：国立コロニーのぞみ園田中資料センター編、1977、『我が国精神薄弱施設体系の形成過程—精神薄弱コロニーをめぐって—』特殊法人心身障害者福祉協会:153.）（他参考 立岩真也 生存学研究センター「社会開発懇談会/国立コロニー」『身体の現代』計画補足）

1983年の「守る会」の近況調査では、障害者本人だけでなく、それを介護する家族も家を出ることができず、共々家に引き込んでいるという回答が多くあった。これは引用文における重症者の介護に該当するだろう。上述資料の内容から考えてみると、重症者は労働力のロスというだけでなく、家族の介護者が国家に抛出（差し出す）する一人分の労働力もロスだと言っていることになる。

だが、果たしてそうした検知は適正なものなのだろうか。その受益者は誰なのかといえは、国である。しかし、当時のこのような論調による巧みなレトリックのもと、幾分なりとも国に忠誠心のある市民は、重度障害者を収容へと駆り立てる援軍になっていたことは指摘したい。労働力は国に抛出するためのものではなく、働く本人の至福のためにあってよいはずである。労働力は国に抛出するためのものではなく、働く本人の至福のためにあってよいはずである。

最も問題なのは、重症者の意思を理解しようともせず、重症者が無為の人のように「扱われている」ことである。重症者が生きているかぎり、その人は「扱われる」存在ではない。高度成長期で国が経済的に潤っている状態であったならば、国のためではなく、逆に個人の幸福のためにその税金は分配されてよいはずである。そして取り分を最も得るべきは、日常を送るのに全面介助を必要とし意思表示が困難な重度障害児・者にこそ、最も多く分配されるべきであろう。その実現がたとえ難しい現実でも、地域生活が当然のこととして実現されるよう努めるべきであろう。

小結

第6章は、1983年から1984年にかけて「中津川市障害児者を守る会（以下、「守る会」と略）」が行った調査について、その内容と調査を行った意義について明らかにした。

第1節は、「守る会」が中津川市で出生した全障害児者の把握したことを明らかにした。市福祉事務所と「守る会」の協働があってはじめて成り立つ事項であることがわかった。なぜ、福祉関係者の協力が得られたかは、1970年代養護学級開設当初から、介助や訪問の問題で、福祉関係者が学校現場に絶えず入っていたことによる。

第2節は「守る会」の行った近況調査を明らかにしたが、この調査の意義は、「守る会」が在宅で日常生活を送る障害児者の実態を把握したとことである。「守る会」が実際に障害者宅を訪ね、障害者やその家族と話を交わし、調査時にアクセスルートを示す冊子を配布したことは後から大きな意味をもった。その時は何も要求が無かった人がその後、「生活の家」の利用に至っているからである。「生活の家」にかぎらず、難事にSOSを出すルートが開けることは引き籠って家だけで生活する障害者とその家族にとって大切である。

第3節は「守る会」の行ったアンケート調査について明らかにした。このアンケート調査は療育手帳所持者を対象にした障害者に「生活の家」構想を問うものであった。この構想を具体的に尋ねたことで、家族介護のみに依存しなくてもよいことを家族に知らせると共に、実際に遠方で暮らしていた重度知的障害者が帰郷して、「生活の家」に関わるようになったのである。そして、「生活の家」で、その人たちは合同教室を卒業した「仲間集団」

に新たに加わり、地域生活運動を展開したのである。

また、この調査は調査内容とは別の効果を導いた。その効果とは、在宅障害者の外出場所の創出は言うに及ばず、療育手帳 A に該当する。つまり、就学免除の遠方における施設入所者や病院入院者に情報が届いたことである²⁵⁸。

「守る会」の人たちがこの調査の成果を語り継ぐところは、アンケートの回答用紙項目の結果を得るところにあるのではない。アンケート調査という表向きの形が形式的に整っていることは、今まで玄関を閉ざしていた障害児・者の家にフォーマルなかたちで入り込める介入の手段そのものだったのである。

この調査の対象者は、中津川市で出生した障害児・者が被調査者である。調査の目的は「生活の家」づくりをする意向を調べることであった。これは、地元で暮らしていくということを遠方の施設や精神病院に宣言することでもあった。近況調査もアンケート調査結果同様、そうした時の説得材料ともなり得たということである。

実際に遠方で暮らしていた重度知的障害者が帰郷して、生活の家に関わり、その中から、廃品回収に加わる人、綴方を書き、後援会活動に加わり、演劇や太鼓奉納に加わっていき、地域生活運動に加わっていたことが確認された。

また、調査者となった母親集団についても説明しておく必要がある。「かやのみ教室」に参加した母親たちは「守る会」会員となり、この調査に参加した。この調査が専門家によらず、被調査者と同じような障害者の親だというピアの関係であったことは、この調査が大掛かりに促進しえた大きな要因だと考えられる。

この母親らは『かやのみ』1号の文集では、わが子と自身についてのみ綴っていた人たちである。第4章第2節でも母親集団の形成を論考したが、この「守る会」の調査には母親集団の多くが参加している。調査に当たった母親たちに各々から「東小に行ける子はよかったのよ」という実感を聞く²⁵⁹。我が子以外の就学猶予・免除の実態を調査で把握することは、調査者自身を利他的集団に導いたことが考え合わされる。

津田英二は私的領域に閉塞した生活を、コミュニケーションや支援を介して公的空間に開いていく機能を確認している(津田 2017:115-118)。母親ら調査することによって、就学猶予・免除で多くの障害者が教育の機会を与えなかった事実を、直接に確かめた。この調査を通して、母親らが自分たちの要求だけでなく、多くの障害児者とその家族の要求を実現しなければいけないという、運動意識をもつに至ったものと考えられるのである。

このように、「守る会」の調査に関しては、ピアによる調査であることが重要だと考えられる。すなわち、被調査者と調査者が同じ視点に立ち、被った不条理や抑圧について言い合うことができるからである。

「やり取り」が成立してはじめて、その運動が進展することは、「豆学校」から培われた

²⁵⁸ 「かやのみ教室」や「訪問学習」の折にも「守る会」は遠方施設入所者に対する帰省費用を中津川市に要求し、年2回の帰省費用拠出に至っている。そもそも一定の場所に収容されて臨床研究の対象にされること自体は、本来、社会に問わなくてはならない事項である。

²⁵⁹ 筆者は2001年から現在に至るまで、障害者の母親らより断続的に守る会の話聞いてきている。

恵那の実践の特徴ともいえる（第2章参照）。

この調査でアクセスした障害者たちは、その後、東小合同教室に通った卒業生による「仲間集団」に加わった。そして、障害者の地域生活運動が展開された。次章では、その新たなメンバーが加わった「仲間集団」が展開した「廃品回収」について述べる。

そして、この「守る会」の調査には「かやのみ教室」の母親集団²⁶⁰が調査員として参加している。母親集団は就学猶予・免除の障害者が就学もままならず生活状況も困難な実態を目の当たりにして、親として運動の参加者になっていった。

²⁶⁰ 1981年母子分離活動「かやのみ教室」は合同教室に吸収合併した。そこで結束した母親集団組織は育友会として活動していった。学習会は現在も存続している。

第7章 廃品回収による「仲間集団」の社会的ネットワーク

はじめに

1980年代を中心に岐阜県恵那地方の中津川市では「障害者の地域生活運動」²⁶¹が展開された。その発端は1971年に始まった市立東小学校(以下、「東小」と略)における統合教育に連動している。1976年より東小内に全市をあげて「合同教室」が開催され、「仲間集団」が形成された。その集団の卒業後に展開されたのが、この運動である(ひがし福祉会 2011)。それまで重度の「障害児者」には都市部の施設入所か自宅待機以外生活する選択の余地はなかった事に対し、障害の軽重にかかわらず、生涯学び働ける場所をと願って「ひがし生活の家」(以下、「生活の家」と略)づくりの運動が展開された。運動の始まりは親、教師や指導員の介在が大きかったとはいえ、障害者本人が成人して加わって運動が展開したことが注目されるべき点である。そして、その一つに、10年間続いた日々の「廃品回収」がある。

そもそも「生活の家」が作られたのは重度「障害児」には放課後の居場所がないという理由からである。「生活の家」の前身は、最初は東小内に、重度の障害児をもつ母親らが中心になって、保育所として建てられたという経緯がある(篠原 2016)。それが1978年のことであったが、同時に「廃品回収」活動が母親たちによって始められた。しかし、1981年から親は退き、その年から1991年の間、障害者集団の活動となった。「生活の家」に関わった市民はこの障害者集団のことを「仲間集団」と呼んだ。

7.2で詳述するが、1981年には「生活の家」内の学齢期の障害児が成人となり、さらに「生活の家」に通うことを必要とする人たちが多くなっていったので、学校の敷地内ではよくないという理由から、東小の学校の真正面の場所に移転した。そのために維持資金と所員や関係者の給料が必要となった。それにもかかわらず、度重なる法人認可申請は退けられ、無認可である状態が9年間も続いたことで、経済的にとても切迫し、「生活の家」自体が存亡の危機にあった。その中で「廃品回収」の収益は必要経費の多くを占めていた。「廃品回収」には1~2名の指導員も車の運転で付いたが、実際の回収の交渉は「仲間集団」に任されていた。

本章では、意志疎通も難しい重度知的障害者も含む「仲間集団」が実際に地域に出て働く最初の仕事となった「廃品回収」の経緯を述べる。筆者は、巡回経路だけでなく「仲間集団」の綴方や彼らの様子を伝える『廃品回収だより』の資料を主に使って、彼/彼女らがいかに働いたのかを明らかにする。

『廃品回収だより』とは、実際に彼らが廃品回収の際に毎日各家を歩いて手渡しで市民に配布した手摺りの印刷物で、その配布期間は10年間にも及ぶ。筆者は、この資料から読み取れる情報内容の説明性の限界をふまえつつも、まずはそこから判明した重度知的障害を含む「仲間集団」内の共同作業で習得された社会的ルーティンワークについて、g体的記述を行う。次に、「仲間集団」が毎日市民と挨拶をかわし『廃品回収だより』を手渡

²⁶¹ 「地域生活運動」という用語は、「生活の家」に関わった中津川市民がその運動の40周年記念時に呼称した「地域に生きる障害児者運動」を成人の生活に関して使用する際の実用語として定義する。

していった行為の積み重ねが、「仲間集団」と市民の間の内輪意識や互酬の関係性を築いたことを指摘したい。そのうえで、選挙行動に顕著な例を認められるような「仲間集団」からの社会参加が可能になったことを詳述する。そうして、彼/彼女らの言葉だけではなく、身体での行動そのものが社会的ネットワークを築いたことを明らかにする。

7.1. 本章の前提

7.1.1 本章に関わる先行研究と研究目的

1980年代の障害者の廃品回収活動は他地域にも例がある。大阪市平野区で1983年に発足したマッサクグループは障害者と支援者とで行っている²⁶²。1979年から1980年には東京都国立市にあった「富士学園」という小施設が経営困難であったため、支援者たちによって廃品回収が実施された例がある(池田智恵子1994)。

「生活の家」は無認可であったが、小規模作業所の助成を市から一部受けていた。小規模作業所については森口弘美の研究がある(森口2015)。小規模作業所は1980年代に急増したにもかかわらず、運営のために拠出される公的な費用は法定内施設に比べて極めて少なく、家族労働に依拠するところが大きい。本来、作業所は障害者の雇用就労の場であるが、無認可の小規模作業所は無償の家族労働に頼らざるを得ず、親離れできない矛盾を森口は指摘している(森口2015:63-70)。この事情は「生活の家」にも存在し、「廃品回収」が「仲間集団」だけで行われるようになったのは、子離れ・親離れできない状況を断ち切るために意図的に仕組まれたことでもあった。

「仲間集団」で働くというが、発足の発端から重度障害の知的障害者たちも多く含まれている。重度知的障害のある本人に焦点を充てようとした岩橋誠治の実践報告があるが、1985年に重度心身障害者施設から地域に出た重度知的障害者のJさんの就労場所についての説明している(岩橋2008)。この考察例に見られる特徴は一人の障害者本人を中心に周りの人たちが集まり、人とのふれあいを基軸におくようになることで、その人の自立生活を支えるところにある(岩橋2008:80-84)。

岩橋は1970年代から東京の多摩地区で支援を行っているが、当時の多摩ニュータウンは若い世代でしかもボランティア活動が出来る学生が多いという好条件があった。他方で、では、地域のしがらみが強い場所で実践が果して機能していくかという問題について、「わらじの会」が論じている。その研究では、障害者の職場参加を想定した埼玉県越谷市ならではの福祉制度ができた運動例をあげ、障害者と行政と協働して地域モデルを示し、障害者が働くための職場開拓の実践を検討している(わらじの会2010)。

恵那地方は岐阜県であるが、隣接し県である愛知県の事例では、事業所の働き方についての伊藤綾香の研究がある。ここでは1988年に開所し現在まで続いてきた知的障害者を含む製パン工場「すずらん」の事例があげられている。職員と利用者の区別なく均一賃金を設定しているが、実際には利益を上げるために効率性が求められ、働かない障害者と多く働く健常者がいる状況下で、特に健常者メンバーからの不満が生じている現実を述べてい

²⁶² 大阪の事情は2016年12月10日リボン社小林敏明氏からの聞き取りによる。1970年代の須賀敦子のエマウスの家運動他、カトリック系の福祉慈善事業でも行われている。

る(伊藤 2015)。

よってここには働き方以前に、知的障害者を受けとめる社会の問題に少しふれなくては働き方そのものが述べられない²⁶³。岩橋は長きに渡る知的障害者の支援の実例から知的障害者の受けとめ方と社会一般のズレを述べたうえで、社会が障害者本人主体の観点に立つよう主張している(岩橋 2015)。

三井さよは意図的加害を認識できない重度知的障害のある当事者本人と、意図が読み取れない支援者の関係構築についての理論研究を試みた。知的障害者と支援者の支援活動のありようを、N. ルーマンのダブル・コンテンジェンシーの理論にあてはめ、相互の意図が通じた時にコミュニケーションの回路が通じるという考え方をを用いている。三井はルーマンがコミュニケーションに関する関係を「社会」と捉えたことに着目した。そこで、多摩地区の「たこの木くらぶ」を検討し、本人と支援者の度重なる話し合いをダブル・コンテンジェンシーとしての捉えかえしだとして、話し合いの重要性を述べている(三井 2016)。三井の試みは一定の範囲で肯定できる。本論文は、このような理論の実例として示すことができるであろう。

ただ、重度知的障害者の働き方については、支援者があるがままを受け入れるだけでは、本人にとって自由であるがゆえに何をしたいかわからない苦痛を与えてしまうことも多くある。身体障害者の自立生活への試みを知的障害者に適応させる困難性については、先の三井論文の指摘はふまつつも、中西庄司が示した「自立生活運動」での障害者本人によるプログラムには、生活するためのスキルに留まらず、重度知的障害者の働き方にまで通ずる事項が盛り込まれていることに留意したい。中西は運動の概念的な戦略と具体的な戦術をもっており、施設から出た障害者の依存性を指摘し、支援を受ける本人の自己覚知が必要だとしてピアカウンセリングの重要性を主張している(中西 2014)。重度知的「障害」のある人にとって、ある程度、決まった仕事の仕方を提示する必要性があるのだ。

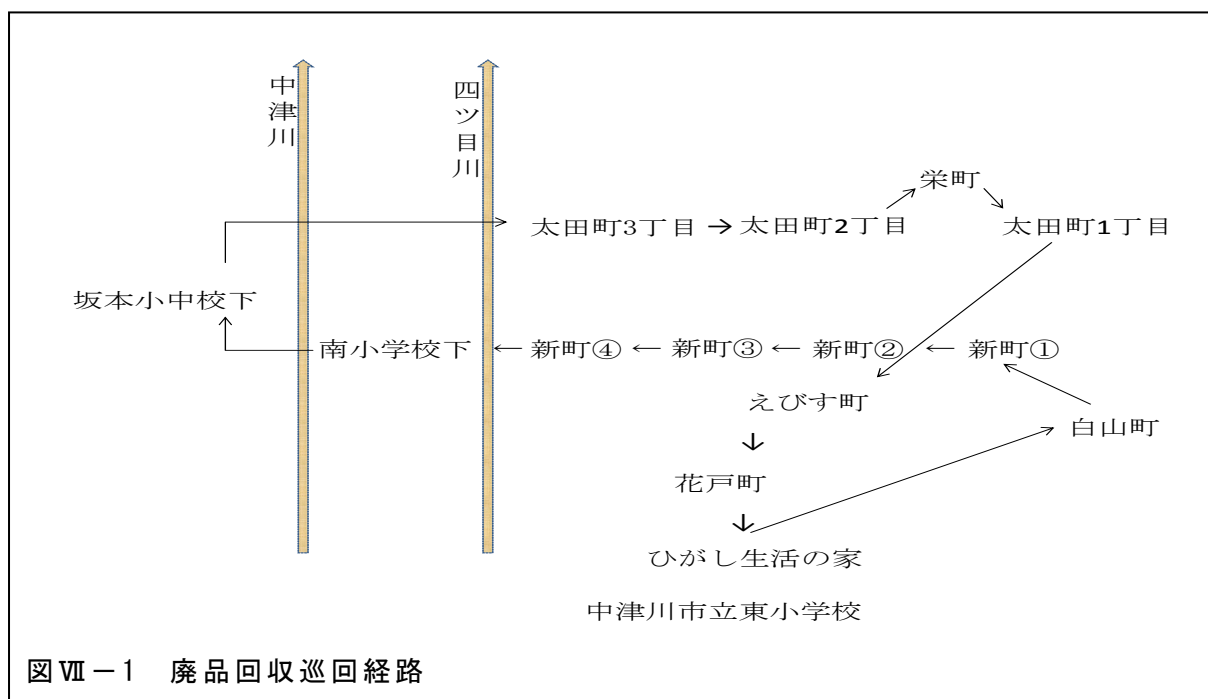
7.1.2 『廃品回収だより』と廃品回収経路について

本論文で主に扱う『廃品回収だより』は「仲間集団」が廃品回収の際に、毎日、各家庭・店・事業所に持参して、実際に相手に見せながら、次回の予定を説明して協力を要請する一連のルーチンワークで使われた資料である。

図VII-1は廃品巡回回収経路である。東小学校区内を中心に南小学校区内、坂本小学校区内がこの地図の区域に該当する。これは市内の中心部全域に当る。『廃品回収だより』は、B4用紙1枚の大きさで、1981年2月13日から1991年7月31日まで約10年の期間、1ヶ月毎に発行されている。1985年には、「リサイクルだより」と名称変更している。1ヶ月に

²⁶³ 田中耕一郎は、従来の社会モデルが知的障害者を軽視していることを批判した。そしてインペアメントの社会モデルを提起した。そして解消しきれない知的障害者たちの「痛み」や「不安」を明らかにした(田中 2007)。津田英二は田中のインペアメントの社会モデルで解消しきれない「痛み」について述べ、インペアメントを肯定していく三井さよの論考を参照している。しかしさらに、三井の理論が支援に依拠し、社会を網羅しきれないことを指摘している。

1度の発行だが、日にち毎に12コースを回っていたので、毎日配布した²⁶⁴。また、『廃品回収だより』の説明を補足する資料として「連絡メモ」の冊子つづりがあげられる。



この「連絡メモ」は生活の家に入出入りする関係者が情報共有のために、日々の連絡を見ることができるよう、生活の家に置かれていたものである。

『廃品回収だより』は中津川市民に配布された公表資料である。その出典については年月日を明記し、そのままの表示を行った。一方、補足資料として扱う「連絡メモ」は生活の家内の関係者資料であり、個人情報も多く含んでいるため、掲載に関しては、個人の表記は本人の同意を得て掲載した。また、不明事項に関しては「生活の家」関係者に判断を仰ぎ、掲載した。以上のような倫理的配慮を行い、資料を取り扱っている。

7.2 「生活の家」づくりの経緯と廃品回収活動に至る経緯

「仲間集団」が廃品回収を行うきっかけは、「生活の家」づくりのためである。「生活の家」がつくられる発端は、東小学校内に養護学級が作られたことから始まる。1968年、第59回国会決議文教委員会で養護学校設置促進とその義務制実施についての「特殊教育振興に関する件」が決議され²⁶⁵、1970年に「心身障害児家庭奉仕員制度」が施行された²⁶⁶。その翌年、中津川市の教育次長に渡辺春正が就任した。渡辺春正は遠縁の間柄である渡辺つやの教諭に内々で、東小学校を中津川市の障害児教育の拠点にし、教諭がその中心になるよう強い要請をした²⁶⁷。家庭奉仕員の協力を得て、渡辺教諭は「家庭訪問指導」として、

²⁶⁴ 2016年5月14日、当時指導員であった伊藤三雄氏からの聞き取りによる。

²⁶⁵ 1968年8月28日水曜日午前10時53分開講午後1時20分散会 第59回国会文教委員会第3号議事録より。

²⁶⁶ 1970年8月10日厚生省発児一〇三厚生事務次官通知。

²⁶⁷ 2015年10月15日、生前の渡辺つやの教諭談話より。

家にこもりきりの児童、中津川市から遠方の施設に入所している児童へコンタクトをとり、多くの困難を経て1971年4月、東小に重度の知的障害児2名と重度心身障害児1名の3名を入級させる養護学級を開設させた(本人ネット資料①)。東小の各々の養護学級開設は親の要求で設置されたが、制度的には岐阜県に重度の身体障害児の入学は中々許可されず、陳情の末、1979年にようやく肢体不自由児学級が設置された。そして、全面介助が必要な車椅子の児童も入学が可能になった(本人ネット資料②)。

その動向は、「生活の家」の構成メンバーのあり方に直接影響している。というのも、障害が重いと放課後の居場所が確保できない状況に直面したからである。渡辺教諭の志に打たれ訪問指導を行っていた増倉笑香教諭は中津川市内の障害児と母親を集めて「かやのみ教室」を組織化したが、それは母親集団自体が結束を固めることにつながった(篠原 2016)。一方、「生活の家」の創設における事務方として後押しをしたのは岩久睦海教諭や小出信也教諭であることをここで記しておく。

東小に通う3人の重度知的障害児が放課後に居場所がないことから、「かやのみ教室」の母親らが中心となって、1978年、校内3.5坪の土地に「ひがし生活の家」(以下、「生活の家」と略)学童保育所が学校建替えの廃材を利用して作った。1979年になると肢体不自由学級が新設されたので、彼らの放課後の居場所も必要となり、「生活の家」は重度の心身障害児も加わり、重度の知的障害児と同じ場所で過した。生徒が成人になるとその居場所が必要となり、地域内の吉川工務店からプレハブの寄付を受け、東校敷地内に10坪の家が建てられ、1980年に作業部が開設された(社会福祉法人ひがし福社会 2011)。

さらにそれまで就学猶予・免除のため他地域へ施設入所した人達が帰郷し「生活の家」へ通い、保育所員9名、作業所員21名、計30名の規模となり、東小の正面の土地80坪を無料貸借し、1981年「生活の家」本館が完成された。1年間に1500万円の維持費が必要となり、財政安定のため社会福祉法人化を目指したが9年間認められず、財政困難の中で、障害児者の地域生活を求める運動が続いた。

廃品回収は母親集団が「生活の家」の運営の資金作りに1978年より始められたが、当時、古紙1kgが45円の高値で売れたため、一度に大きな収益が上がった。10年間分残存していた『廃品回収だより』全て閲覧すると、日々の回収ルートが示されていた。なぜ、毎日少しずつ行うのか。それは重度の知的障害者も重度心身障害者も含めた所員の学習のためである(本人ネット資料④)。

7.3 廃品回収はどのように行われたのか

7.3.1 財政困難で困窮する「生活の家」を支えた廃品回収

1979年から、廃品回収は最初3人乗り3tトラックに仲間1名、親1名、指導員1名が乗車し、「やまびこの歌」を流して巡回した²⁶⁸。この時期の廃品回収には、主にM.T.さん、H.Y.さん、O.R.さん、W.K.さん、K.K.さんたちが中心メンバーとして、後にI.N.さん、他の所員も加わってローテーションで午前中に巡回した。1982年5月からはN.M.さん、K.H.さん、N.M.の3名も加わり、以後、M.A.さんと他、その都度所員で廃品回収をする人が巡

²⁶⁸ 2016年5月14日、当時指導員であった伊藤三雄氏からの聞き取りによる。

回するかたちをとっている。

1983年2月からは親をメンバーから外した。これは、所員の自立を考えた小出氏の目論見により、母親の反発をかわしながら、指導員らに根回しをして断行した²⁶⁹。同時期に重度身体障害のために就学免除となり学校に行けず遠方で施設生活をしていた野村さんは、職員に全く干渉されない所員の意見や娯楽の場が開かれるべきだと訴え、自治会を組織した²⁷⁰。

1984年より6人乗り6tトラックになり、所員4～5名、指導員1～2名が一緒になって「生活の家」の運営資金と仲間の給料の一端を作り出していった。1985年4月には所員は26名となっていたが、廃品回収、後援会、物品販売が大きな収入源になっている。生活の家は発足当初は重度の知的障害や身体障害のある人が構成員であったが、1985年頃になると、「生活の家」にはさまざまな人が集まってきていた。廃品回収の構成員の出身は東小卒業生だけではない。そして年齢層も10代後半から40代までと、障害も知的障害、身体障害、精神障害と多岐にわたることから、最初は見ず知らずの人同士が集まって働くこともあった。

1985年7月19日の連絡メモには「作業所はこの4月で26名になりました。運動は私たちが“販売” 廃品回収 “” 後援会 “と必死になってがんばっています。(中略) 作業所員のなかには 理由なく休み続けるもの 家出するもの 性的関心につつまれるもの、——他人に害をあたえるもの等々、その指導に、土、日、夜もなく走り続けています。」(事例1)と書かれている。この時期の所員は、東小卒業生だけでなく、遠方の施設から就学猶予・免除で学校に行く事ができなかった人、社会と関わりを持ってこなかった人が一生涯学べるという存在を聞きつけてやって来た人、家族の中で働き手と認められず木の下と同じ場所で一日ずっとたたずんでいるしかなかった人たちであった²⁷¹。

『廃品回収だより』は1985年11月28日より『リサイクルだより』に名称変更しているが、その背景には次のような事柄があげられる。図Ⅶ-2は1979年から2002年の24年間の古紙価格の変動の提示である。

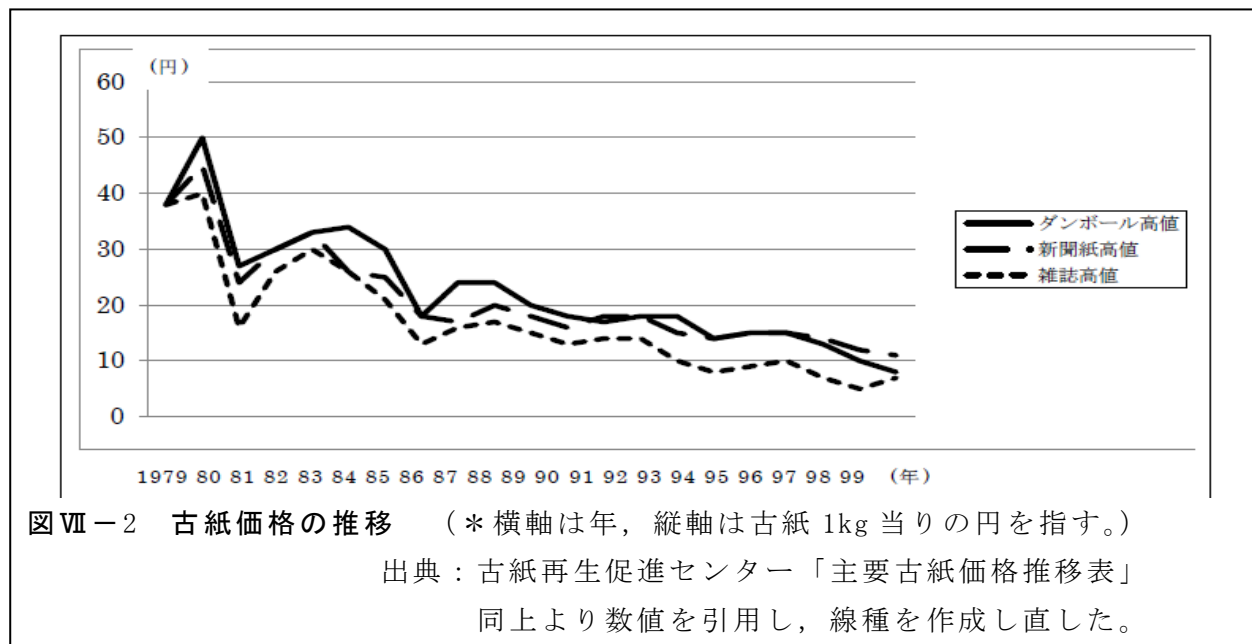
名称変更した1985年から1986年に古紙価格が急落した地点があり、以後、全体的に価格が下降している。この時期には、日本の一般廃棄物の排出量増加の対策としてリサイクル運動が盛んになる。1985年11月28日の配布資料は『ミニリサイクルだより』と題されているが、そこでは「生活の家の運営は、古紙の急落が、ひどければ、大変な状況になります。ここで働いている障害者、指導員が、路頭に迷ってしまいます。」(事例2)と、市民に「生活の家」が危機的状態にあることを伝えている。1986年、古紙の価格が急落し、軌道にのっていた廃品回収の資金作りにかげりが見え始めた。これを受け、自治会では「自治会目標 私たちの給料の値下げと生活の家の危機を所員みんなの力でのりきる。自分の

²⁶⁹ 2016年4月(13, 27日)調査における鳥居広明・伊藤三雄談話より。

²⁷⁰ 2016年8月23日、当時自治会長であった野村将之さんからの聞き取りによる。

²⁷¹ 2016年7月13日生活の家にて、所員の自立生活で一緒に食事を作って飲食したり、働くことを経験したことの無い知的「障害」のある人に仕事の仕方を「生活の家」発足当初からずっと支援してきた伊藤三雄氏と小林照明氏の談話より。

家にある古新聞，古雑誌を一週に一回以上持ってくる。所員 全員がもってきて，朝の会であつめる。」(事例 3) と 1986 年 2 月 18 日 50 号の連絡メモにあるように，目標を掲げて「生活の家」の経済的苦境を乗り切ろうとしている。



生活の家では，自治会の話し合いが重視されている。話し合いは，まず物事が理解されることが優先され，わかる人はわからない人に説明を丁寧に行い，すべての人がわかるまで待ち，ようやく意見が出るというものであった。わかる人が豆先生，わからない人は生徒となるのである。このような教え合いは豆学校方式を受け継いでいる(第 2 章参照)。

1985 年に名称変更した『リサイクルだより』以降，紙面に「お礼と報告」という覧を設け，収益を市民に掲示した。その掲示した収入収益の推移をまとめると図 VII-3 のようになる。

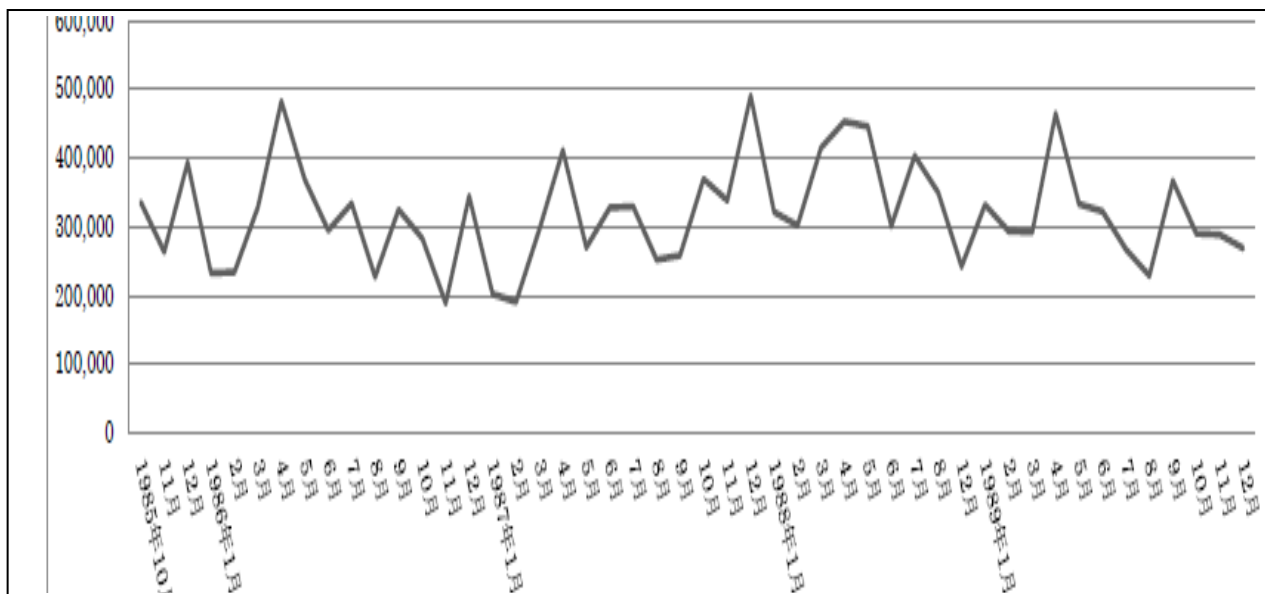
古紙価格は落ち続けているので，収益も落ちるはずであるが，収益の落ち込みはない。それだけ「仲間集団」が働いて補っていたということである。

また，廃品回収が軌道にのると，業者との軋轢も生じた²⁷²。そのため，業者が主に行っている店舗や会社は避け，回収先の住み分けを行った。買い取り先の八百健製紙は主に大型の長方形ダンボールを作っており，古紙はその原料になった。

グラフからは収益にかなりの変動があることがわかる。その額は最低限で 188,980 円，最高額が 490,400 円で，長期的に 20 万円台後半から 40 万円代半ばの間で変動している。1985 年の施設運営費の内訳は，自治体補助金 28%，物資販売 17%，廃品回収 35%，その他 20%と，廃品回収は収入財源の 35%と最も多くを占めており²⁷³，「仲間集団」の廃品回収はやはり「生活の家」にとって一定の収入源であった。

²⁷² 2016 年 8 月 10 日，鳥居広明氏からの聞き取りによる。

²⁷³ 本人ネット資料⑤の 1985 年 4 月 8 日発行資料による。



図Ⅶ-3 廃品回収収入の推移 出典：『廃品回収便り』より手書きの記録を整理した。

先述の通り（7.2、参照），維持費に年間 1500 万円を要したが，廃品回収からは毎月 17 万円がストックされていった²⁷⁴。そしてその残りの金銭を所員や指導員の給料の一部に充てた。所員の給料は日給 500 円で出勤日数を換算すると，月額平均 6～7 千円で，出勤の多い人は 1 万円超であった。

所内メーデーの日には所員が願いを書く習慣があったが，その中で廃品回収に尽力している I.N.さんは，「給料が二十日以上来ても安い。」と訴え，自治会はそれを問題とした。総会を受け関係者全体に配布された連絡メモには次の通りに示されている。写真 1 はその呼び掛け他，「仲間集団」メーデーの願いを受けて「働く仲間の会」で話し合っている様子である。1988 年 6 月 3 日の連絡メモには，次のような内容の記述がある。



図Ⅴ-4 仲間自治会総会の様子

出典：『地域に生きる障害児者運動四〇周年記念共に生きる』冊子，1988 年 5 月 17 日。
 著作権者：社会福祉法人ひがし福祉会 鳥居広明
 注記：写真撮影に関し著作権者の許諾を得て撮影。

I.N.さんの生活は年金と生活の家の賃金だけです。生活の家の賃金は七千円です。この要求は 国の補助金をという要求で請願署名で大運動したことです。補助金が多くなったり，認可施設になれば販売利益はすべて賃金として仲間に支給できるわけです。署名運動だけでなしに，日常的にみなさんにわかってもらう活動をし

²⁷⁴ ひがし生活の家施設運営費帳簿より。

ましよう。(下線加筆)(中略)近日中に開催されます、「中津川市障害児者を守る会」²⁷⁵の総会に出して行きましょう。そして、みんなの課題話題にしましょう。」(事例4)
『中津川ひがし生活の家作業所 連絡メモ』より、1988年6月3日

とあり、「仲間集団」が自ら要求行動に出ることを呼び掛けている。

しかし、市内への要求だけでは所員の貧困は解決できず、大きな制度が変わらないと改善されない。所員には選挙することと現状の改善が結びついていない人もいる。この仕組みをわかる人から分らない人に何度も説明が行われた。

七月二十三日(日)は参議院議員の選挙です。どんなに障害が重くても 国民の一人として参政権を行使できるようにしましょう。(中略)参政権も同じように どんなに重い障害者でも権利が保障されるものです。しかし、参政権は自らの意志で一人々々が行行使するというむつかしさがあります。“字が書けない”とか“字が書いても どの政党が私たちのために働いてくれるのかわからない”等々問題があります。

(中略)まず 投票所へ行って 投票(白紙のまま)する。二段階は、投票用紙になんらかの表現(まる とか 線とか)をして投票する。三段階めは、字の書ける者ですがすきな政党に投票する。四段階は、普通の人と同じで 各政党の政策をよく検討して 自ら決め投票する とにかく障害者の参政権を保障するには 家族・近所の人たちの支援なくしてはできません みなさん棄権のないよう頑張ってください

『中津川ひがし生活の家作業所 連絡メモ』no.12, 1989年6月23日

この間、廃品回収・自治会・選挙の理解についての資料作りなどの事務仕事で、所員の野村芳子さんが無理をして体調を崩してしまった。連絡メモを調査していると、メーデーから総会、そして「守る会」などの嘆願などで、無理をしている人は野村さんだけではないことが理解される。それぞれの所員の様子に気が付いた関係者たちにより次のような事項が連絡メモに掲載された。

ひとは みんなのために みんなは ひとりのために こういう作業所に
作業所は いろいろな仲間、しかも障害の重い、軽いの集まりです。いろいろな事件もおきますし、同じような仕事、生活、学習ができません。

『中津川ひがし生活の家作業所 連絡メモ』no.18, 1988年7月29日

1 行目のフレーズは一般によく言われるところだが²⁷⁶、その部分のような事情を併記されていることは、「生活の家」が混在する人で構成されていることを物語っている。

²⁷⁵ 1972年に発足し、会員資格は市民で任意加入である。親、教師、成人した障害者のほとんどは会員であり、行政を動かす力をもつ組織である。

²⁷⁶ 1840年代のイギリスで生活協同組合がはじめられた時に使われはじめた定型句である。フランスの作家アレクサンドル・デュマの『三銃士』(1844年)でもこの言葉が有名になった。

7.3.2 古紙の価格急落への「仲間集団」の対応

『廃品回収だより』には日々の「仲間集団」の綴方が掲載されているが、この「廃品回数だより」づくりを先導しているのは小出元教諭や岩久元教諭であり、3人の指導員と「仲間集団」がそれに同調して編集委員会を開く。文章や絵の原素材は「仲間集団」により提供され、構成配置は編集委員会を受けて指導員が行う作成方法であった。

廃品回収ルートは指導員の田島氏が作成するはずだったが重度の障害を含み異なる障害を持っている所員の労働を想定して組まなくてはならず、結局、障害児教育を熟知している小出氏が考えた。『廃品回収だより』には次の回収の日程と回収地区が示されている。丁度、当通信の中にカレンダーのように配置構成されている。巡回経路は市民のための情報でもあるが、それと同時に「仲間集団」のためのものでもあった。重度の知的障害者の所員は、今まで行ったこともない「廃品回収」を手掛かりなしではできない。カレンダーならば学習可能な「仲間」たちもいて、巡回表は、回収する本人が位置確認して行動予定をパターンとして自覚するためのものでもあった。巡回はほぼ、同じコースを繰り返し回る。この繰り返しも、重度知的障害の「仲間」を働けるようにするものであった。「仲間集団」は回収を行う日はすべての訪問先に『廃品回収だより』を手渡しで配布し、店舗や事業所、個人宅に次回の予定を知らせた。

一連の仕組みは指導員と所員がよく打合せをして実行している²⁷⁷。野村さんのように重度の身体障害の人は話し合いで意見を出し、やり方に異論を述べたという。知的に障害が重い人も年齢も様々な中で一緒にやっていたこの活動に対し、奥さんである芳子さんは障害別の施設から来た人だったため、非常に驚いたという²⁷⁸。

ことしは つづけて廃品回収をしたい。そしてずーとつづけたい。

もうすこし 廃品が多いといいなあと思っている。行き、かえりに橋をわたることを今 そのこ(と?原文のママ)をやっているのですがときどきわたらないときもある。

K.K.さん「ことし ぼくのやりたいこと」『中津川ひがし生活の家作業所 連絡メモ』, 1987年4月10日 no. 49

廃品回収を通して学習しているK.K.さんの様子が綴られている。やりたいという意欲が最初に表明されており、「ずーとつづけたい」は継続したいと思うことで、先の時の流れに対する見通しをもっていたということである。「廃品が多いといいなあ」は量に対する認識、そして、橋を渡る時と渡らない時の認識から、コースの学習、そして日によってコースの違いも認識してきている。

(略) 先日、新町コースを仲間と回っているなかで、こんなことがありました。リサ

²⁷⁷ 打合せの様子は生活の家内で撮られた非売品ビデオ「ぼくたちの城」にも様子が映されている。

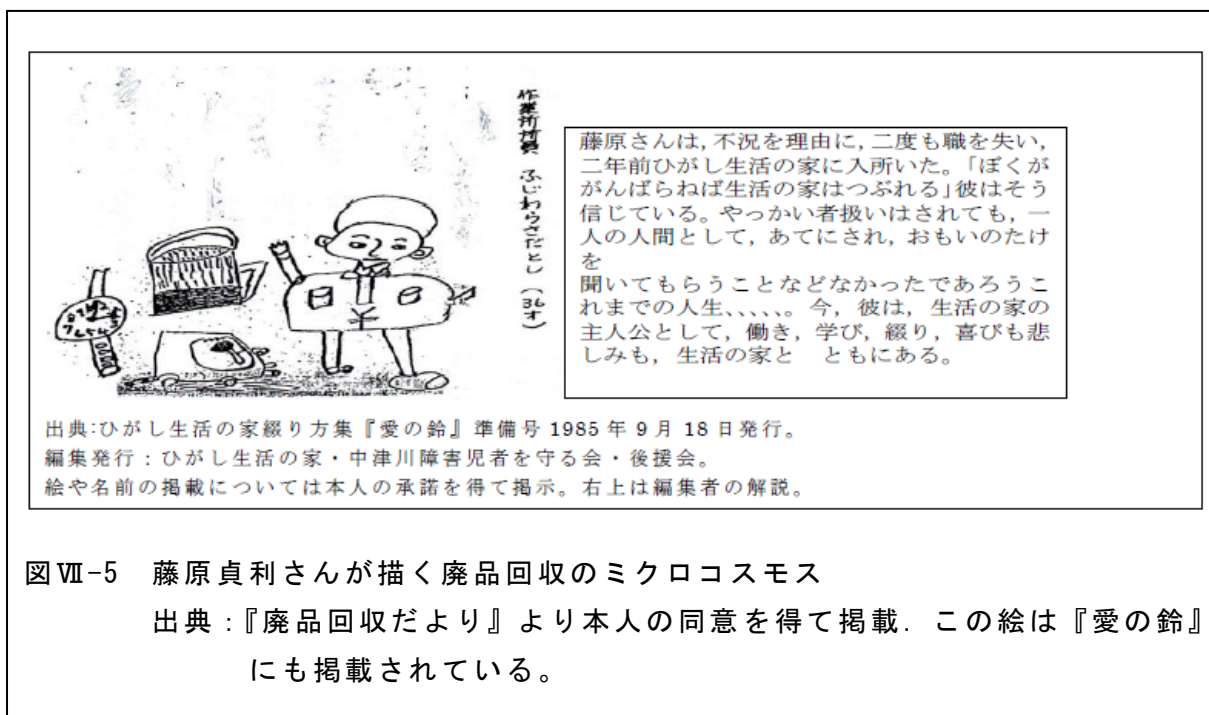
²⁷⁸ 2016年8月23日、野村芳子さんからの聞き取りによる。

イクル班の一人である H.Y. 君(みんなは、Y っちゃんと呼びます) は自分の思いを言葉として表現するのがむつかしく、「ひがし生活の家ですけど廃品ありますか。」と
 いたいあいさつが、「廃品ある？」となってしまうのです。私たちもなんとか、
 そういった Y っちゃんの気持ちを育ててあげたいと思い、その日も伊勢屋さんの前で Y
 っちゃんが、「ボクいつてくる。」というので、そばにいた私や仲間たちが、「Y っちゃん、
 ちゃんとひがし生活の家ですけどっていうんやに。」とっておくりだしました。
 そして、帰ってきた Y っちゃんが、私たちに最初にいったことが「いえた。」とニコ
 リして、廃品を回収車まで持っていき、そこにいたもう一人の指導員にも、「生活の家
 ですけどっていえたに。」と、Y っちゃん自身からいったのでした。これまで、「そんな
 ことできん。」とあって、弱気になっていた Y っちゃんがと思うと、みんなで、「や
 ったねエ。」と拍手しました。Y っちゃんも、とてもうれしかったのか、いままで書こ
 うといわれて書くきにならなかった絵も、その日の帰りの会では、自分で画用紙とク
 レヨンを持ってきて書きました。(後略) 指導員 小林照明)

『リサイクルたより』第 71 号, 1990 年 4 月 12 日発行

この事例の林さんは自分の名前を書くことは苦手で、交渉も言葉と行動がうまく結び付
 かない人だが、古紙価格急落時に危機感をつのらせ一輪車を引き日課やコース以外にも回
 り材木店との交渉を重ね、「生活の家」への理解を得るに至った。「仲間」や指導員、関係
 者はそれに触発され廃品集めはエスカレートした。文字は書けないかもしれないが、行動
 が「仲間集団」を先導したという²⁷⁹。

他の例として、藤原さんはよく絵を描くが、その中の廃品回収の絵には遠近がある(図
 VII-5 参照)。



²⁷⁹ 当時指導員の伊藤三雄談。2016 年 8 月 10 日, 8 月 24 日の調査より。

藤原さんに尋ねてみると、人は藤原さんで、車は廃品回収のトラックを指し、左後は各家に取りに行く古紙を入れる籠で、左端は時計だという。廃品回収は午前中に済ます仕事だったので、時間を意識している。彼の身体の中央に描かれているモチーフはお金の¥マークだという²⁸⁰。

「生活の家」の所員全ての人が廃品回収を行っているわけではない。家内で作業や学習をしている人もいる。その一人である J 31 さんもダウン症と心臓疾患があり 12 歳の寿命と医師より告知されている事情がある。

自分の行動に責任を持つように、あまり迷わくをかけない。一人立ちしていく。言われなくてもやれるように。ごはんを炊いたり、顔を洗ったり、頭も、あらったり、自分のことができるように。（後略）

仲間から「ひがし生活の家 作業所員 J 31 さん 20 才をむかえる。20 才になった J 31 さんにおくることば」『廃品回収だより』第 23 号、ひがし生活の家、1983 年 2 月 1 日

ここで表示した仲間からの言葉は厳しい。病気があることと、「仲間」内でのルールを守ることは違うことを伝えている。そういう人が「生活の家」で一緒に過していることを『廃品回収だより』の中で市民に伝えている。

「生活の家」では、冠婚葬祭には、一人に対して、綴方やメッセージが送られるが、送るだけでなく、本人とメッセージのやり取りを行う²⁸¹。このやり取りの手法は豆学校誕生当時の本人が参加する教育調査から脈々と受け継がれている（2.5。参照）。

また、他者に指示されることが嫌で、人前に出ることも苦手なで力持ちの A 兄さんも長く休んでいたが「仲間」らが困った時に力を発揮している。

（前略） 私が兄ィに、「A 兄ィ、M さんが休んで大変なぶん、A 兄ィがまとめてみんなを引っばってくれよオ。」という話をしたところ、A 兄ィは、「ふーん。」と小さな声で返事をしました。しかし、またすぐ、「中津の駅から、どっかちがう所へ行くバスに乗って、方向をまげてもええ？」とからかうような顔をして、言うのです。私は、「そりゃあかん。じゃ、朝俺が中津の駅に迎えに行くでちゃんとこいよ。」と言ったのですが返事はありません。次の朝、駅まで行くとちゃんといたのです。こうして、毎週水曜日の朝は、A 兄ィとおいかけっこ……。気がついてみると一ヶ月のほとんどを出勤していたのです。よくがんばったなあ A 兄ィ。今週も又「どっち方向まげてもええ。」という A 兄ィの言葉から、私たちのふれあいの一日がはじまります。（※ 本人の希望

²⁸⁰ 2016 年 7 月 13 日、藤原貞利さんからの聞き取りによる。

²⁸¹ 「仲間集団」の中で弔う人があった場合も同様である。W. T. さんは合同教室で学んだ人である。彼は病弱児であったため、若くして亡くなった。仲間集団は合同教室や「生活の家」で彼と過ごした生活を見つめ、各々生活綴方を書いた。綴方は纏められ、文集となった。そうして、仲間集団は彼の死を悼んだ。

により匿名) (←原文のママ)

「ようがんばったなあ, A 兄ィ!」『リサイクルたより』第 72 号 (発行は無記載)
1990 年 6 月 16 日発行.

A 兄ィさんは, 東小の卒業生ではなく, 30 才を過ぎてから所員になった人である。A 兄ィさんのように指示されることが嫌な人は欠勤して意志表示する。出勤に強いこだわりをもつ人は出勤に強いこだわりをもつ人は, 給料は下がってもよいなら自由にしてよいことを彼から知ることになった。

7.4 「仲間集団」の社会的ネットワーク

ここまで, 「廃品回収」の経緯を述べてきた。その経緯から明らかになった事項について考察する。廃品回収の共同作業からさまざまな人が仲間意識をもつこと, 共同作業のルーティンワークから生まれた社会性, 「仲間集団」と市民との互酬性, 所員の社会参加について述べる。

7.4.1 廃品回収の共同作業からさまざまな人が仲間意識をもつこと

「仲間集団」は, 特に 1991 年の「法人化」が実現される前の 5 年間を廃品回収に奔走している。先述したとおり, この時期の 1986 年当時, 「生活の家」内には障害や軽重も異なり, 出身も東小出身者だけでなく, 年齢層も 10 代後半から 40 代という年齢層の人たちで, また, 居場所を求めてさまざまな事情を抱えてやってきた人達と一緒にいた (7.2 参照)。意思が通常のやり方では表せないハンディをもっている人の間にもそれぞれのやり方があり, 異なる人が居合せると, 行動や価値観のズレによってハプニングが起きる。そのハプニングで彼らはそれぞれの価値観を学んでいくことになった。所員の問題行動にも極力指導員は介入しないので, 嫌であれば仲間内から「嫌だ」という声が出たり, 毎日綴方や絵を描く時間が帰りの会に設けられているのでそこで書き, 問題が話し合われる。これは岩橋や三井の先行研究の見解に通ずるところがある(岩橋 2015), (三井 2015)。

事例 8 の林さんの尽力は, その人のテンポに合わせて仲間が認め合えば, そこには新たなその人の働く意欲が見出されることを証明している(柴田 2012)。非識字者は社会から除外されてきたわけであるが(要田 2014), ことばのハンディとその人の意欲とは別物である。社会がその人のこだわりを肯定し, 一つのツールとみなせば, そのこだわりある人は, 想定外の力を発揮しえることを証明できるのだ。そして, 仲間はそのことを承認しているのである。

また, 心臓疾患を持つために廃品回収に参加できない G さんへの誕生日のメッセージを市民に伝える事例は, 病弱であるにもかかわらず G さんへの厳しい注文は, 仲間が G さんを生活者として認め, その存在を市民に伝えているのである。これは「みんなは ひとりのために」の事例にあるような啓蒙的な意図の上にあるかもしれないが²⁸², 廃品回収に参

²⁸² この標語は, 1845 年, 協同組合運動の創始者ロバート・オーエンの影響を受けたエテイエヌ・カベが著書『イカリヤ旅行記』第 3 版で示したものである。各国に流布し, 現

加する彼らが、参加できないGさんを仲間と意識していることは紛れもない事実である²⁸³。すなわち、「仲間集団」には「生活の家」の内なる仲間意識が存在しているということなのである。

7.4.2 共同作業のルーティンワークから生まれた社会性

「生活の家」の廃品回収は関係者の中で労働として受けとめられている。重い知的障害の人は自分がいる場所の位置関係がよくわからなくなるということがある。K.k.さんもその一人である。12日間のコースを何回も繰り返すことで、自分が今、どう巡回しているのか認識してきている(事例7)。

また、藤原さんの絵の時計は廃品回収を規定時間で行わなくてはならない仕事だということが実際にわかっている表われである(図4)。これは仕組まれた戦術によって社会的な行動を引き出すという中西の見解に合致するものである(中西2014)。

賃金の低さは法定外作業所一般の問題であるが(森口2015)、「生活の家」の支給方法についてみると、出来高制をとらず絶対評価であることに注目したい。相対評価であるとき人によく払われ、重度の障害者は不利である。しかし一律に払われたのでは働く意欲が湧かない。藤原さんの絵において、心の中央に¥マークが描かれているのは、働きたい気持ちがあり、働いたことに見合うお金が欲しいという気持ちが強く表われている。絶対評価にすると人の意欲は給金に反映される。先のすずらんの均一料金という設定方法もあるが、努力や負担に対する健常者の不満が残ってしまう(伊藤2015)。絶対評価にすると比べるものではなく、自分がどれだけ出勤したかで決まるやり方である(事例4)。

これを仕掛けたのは元教師や指導員、親や運営に携わる有志の「生活の家」に関わる限られた一定の人たちであり、そういう意味では協働とはいえず(伊藤2015)、パターナリズムの問題を残している。パターナリズムは被干渉者の福利厚生のために、彼(彼女)の意に反して干渉・介入する実践を指し、通常、自己決定の先取りをするものとして否定的にとらえられてきたが、代行は全面否定できるものではない(立岩2000:302.)。重度の知的障害者は自由選択に辛さを伴うことが多いので、自己決定を先取りすることも否定してよいとは限らない。ただ、実際の現場では「待つ」実践が重視されており、これは先の伊藤や岩橋のあげる本人の意向を主体とした同様にある実践であるが、伊藤や岩橋の論考ではピアとしての対等性が主張されている(伊藤2015)、(岩橋2008)。

「生活の家」の場合は対等という働き方ではない。「ようがんばったなあ、A兄ィ」の事例の、「A兄ィ」という呼称は、A兄さんは人見知りで指し図されることが苦手なため、ずっと「生活の家」を休んでいたが、他の仲間の体調不良で「廃品回収」が危なくなったことをきっかけに、廃品回収の手順を後輩に率先して示している。つまり、廃品回収ではA

在の生活旧同組合の運動の標語にもなっている。

²⁸³ 筆者は2014年4月より当時から続く「働く仲間の会」に参加するが重症心身障害者の仲間が給金を受け取れないことに対し、給料がもらえないかという議題を仲間から出され、話し合うことに立ち合った。

兄さんが豆先生役で、後輩は豆生徒なのである。6人単位で展開した廃品回収における「仲間集団」はまさに「合同教室」から培われて来た恵那の教育の特徴である自主学習集団「豆学校」方式が、そのまま模倣されていることがわかる(本人ネット資料③参照)。しかし、廃品回収の構成員の出身は東小卒業生だけではない。そして年齢も障害も多様な所員が最初は見ず知らずの人同士で集まって働くのである。そういう人達が「豆学校方式」をとっており、わかる人は「豆先生」、わからない人は「生徒」なのである。これは指導員と所員に限らず、「仲間集団」内でそうした関係を持てるということである。豆先生になった人は「教えんならんで」と教える事を予習し責任感を持つという経験をするという²⁸⁴。指導員はなるべく手を出さないようにするのが「生活の家」方式であり、話し合いなども同様になるべく手を引いていく。そうすることによって、「仲間集団」の中で「先生」が出現してくる。わかる人はどうしたらわからない人にわかってもらえるのか、相手のことを考えなくてはわかってもらえないのだということ学ぶ。そして相手にわかる方法で伝えていく。この所員間の関係性の構築は、それぞれの人にはそれぞれの受けとめ方があるということを確認していくことなのである。

7.4.3 「仲間集団」と市民との互酬性

地域社会に目を向けると、当時の生活様式と廃品回収の関係が理解されてくる。巡回コースの新町、太田町、栄町、白山町は商店街で1980年当時は中津川市民が最も集まる繁華街であり、東小学区内である。当時の商店は職住を同じ場所で行っていた。そのために、商店街の家族も東小に通学していたことは、同朋の意識を持ちやくしたものと考えられる。中津川市内では1990年代ようやく大手のスーパーがレジ袋を使用し始めたが、一般商店では軽量商品は新聞紙で、大きな商品はダンボール箱を入れ物にして客に渡したので、家庭でも段ボールが回収できた²⁸⁵。「仲間集団」は、多くの人たちに直に会って廃品回収を行える環境にあったのである。

古紙価格は「仲間集団」の廃品回収実施後、全体的に落ち込んだが(図VII-2参照)、1986年の急落以降は、さらに強く市民の協力を求めている(本人ネット資料④)。果たして市民は「生活の家」に厚意的に協力したのか。収益の推移をみると2つのことが着目される(図VII-3参照)。ピーク値は店舗の多忙な時期である4月の新学期、9月の棚卸、12月の年末で、特に家庭において12月は大掃除で古紙が出て、お金を出しても回収してもらいたい時期である。無料で回収してもらえば、市民にとって得である。この時期は決算時でもあり、物置を整理する暇などない。物置き場周辺を掃除もしてくれるハウスキーパーの役割を担う「仲間集団」に対して、市民は「いいことをやっとなね。」「街の掃除屋さん」と承認している²⁸⁶。一方、「仲間集団」にとって提携先の各店・家は古紙で資金作りするためのお

²⁸⁴ 2016年9月14日、現在も縫製グループはこの方式を採用していると職員の豆学校の話を渡辺清子さんと談話する。

²⁸⁵ 2016年8月23日、廃品を出した商店街・商工会員であった篠原正光氏からの聞き取りによる。

²⁸⁶ 279)に同じ聞き取り、および2016年4月13日鳥居広明氏からの聞き取りによる。

得意さんで、持ちつ持たれつの間柄を作り出しており、その意味では互酬性が成り立っている。市民が呼称する「街の掃除屋さん」はそのことを表している。トラック布に書かれた「ひがし生活の家」の「ひがし」は巡回路の市民に母校意識を想起させる。自分たちの母校だからである²⁸⁷。「自分の学校のためなら協力しましょう」となり、市民に内輪意識をもたせたのである。

7.4.4 社会参加

所員の活動への見返りである給金が余りにも低価であることへの疑問・不満が出てきたことも重要である。廃品回収に尽力する I.N. さんのメーデーの願いはそれを示していたが、彼は普段は障害のために物事の理解に何度も説明を受けて、時間をかけてわかっていく人である。しかし、働いた見返りの賃金についておかしいことに気が付いている。その問題意識を自治会や連絡ノートの運営者たちがとりあげ、市の行政要求力をもっている「中津川市障害児者を守る会」の議題にのせようとして、「仲間集団」や「生活の家」に関わる人たちに呼びかけている（「ひがし生活の家」連絡メモより、1988年6月3日参照）。それでも変らない賃金体系は制度の問題で政治を変えるしかないと理解する関係者は「仲間集団」全体に選挙での投票をうながした。この賃金をめぐる矛盾が選挙とスムーズにつながる人とわからない人がいた。わかっている人は最もわからない人に選挙の仕方を提示し、何度も学習をくりかえす。つまり知る機会の平等を所員同士の詳しい説明によって担保しているのである。選挙で実際に有効なのは最後の普通の投票のみだが、この場合、白紙・記号・政党記名の投票は棄権とは違う意義をもっている。実は選挙の方法そのものに、知的障害のある人に対する合理的配慮が足りていないのであるが、投票行動はその欠陥を暴くメッセージになりえる（「中津川ひがし生活の家作業所 連絡メモ」no.12, 1989年6月23日）。これは「仲間集団」からの社会参加である。

ここまで、「廃品回収」をめぐる内と外の仲間意識とそこから派生した「仲間集団」の社会的行動について明らかにした。「仲間集団」として地域社会に出ていった最初の活動としての「廃品回収」は、10年間の歳月を経て、社会的意味をもたらし、その意味で、この活動は運動になりえたものと考えられる。「仲間集団」は「生活の家」の存亡の危機を救う使命の下に結束し、市民との間に「社会的ネットワーク」を築いたのである。

小結

本章では、重度知的障害者を含む集団が、日々の廃品回収を巡回し続けることで、「社会的ネットワーク」を構築するという、単なる活動に留まらず、その営み自体が社会運動になっていることを明かにした。本章で示せたこの運動の意味を以下にまとめる。

まず第1点目として、廃品回収の共同作業からさまざまな人が仲間意識をもつことである。廃品回収は指図される仕事ではなかった。毎日続ける人もいれば、欠勤を続ける人もいた。事例10のA兄さんも欠勤したい時には欠勤を続ける人だったが、廃品回収仲間が病欠すると、助っ人として出勤している。もし、ここで欠勤者が出ると仕事は遅れ、取引先の信用

²⁸⁷ 中津川市内では「東」を「ひがし」と呼称する習慣があった。

を失いかねない。しかし、健康状態がよくない人を助け、代わりに仕事をこなす。そして、出てきてほしいとA兄さんに依頼した綴方の書き手も人員調整を行っているということである。ここには、「仲間集団」内で培われた仲間意識が認められるのである。

2点目として、共同作業のルーティンワークから培われた社会性の存在である。重度の知的障害であると見当識がおぼつかなくなるのがよくある。この「仲間集団」による廃品回収はわかる人からわからない人に教えるという「豆学校」方式をとっているが、巡回路、仕事時間、人間関係の上下関係、いわゆる社会性を身につけているのである。

3点目として、「仲間集団」と市民との互酬性が廃品回収によって生まれたということである。市民から廃品を得るということは「仲間集団」の収入を支えるものだが、一方で、「仲間集団」も市民のために廃品置き場を清掃して、「街の掃除屋さん」とあてにされ、掃除する暇もない商店・家にとっての助っ人となっていたのである。

4点目として、障害者が自身の労働に対する報酬への疑問を自発的に持ち、議論し、選挙行動に導いていくという社会参加がある。特定の被選挙人や政党を支持するか支持しないかという意志を表現することが困難な重度障害者は少なくない。「仲間集団」内でどうしたら選挙に自分の意思を反映させていけるか工夫をしている。

「廃品回収活動」という労働を通じた身体行動は、「仲間」の集団結束力を強化させたことや、市民との互酬性などの創発をもたらす得るとという結果は、先行研究であることばや話し合いの可能性の上に身体性という新しい知見を示すものと考えられる(要田 2014)、(柴田 2012)。

「仲間集団」と地域との相互の関係は、勤務評定闘争からの恵那教組がとってきた地域共闘戦略に連なるものと考えられる。1980年代後半には恵那教組の力は衰退している。教師・指導員集団は、母親集団が強力になってくる際には、「仲間集団」と母親集団の間で互いの力関係を棲み分けするような働きかけをした。次章では地域生活運動がさらに市民運動の色彩を帯びていった経緯を示す。

第8章 綴方集『愛の鈴』制作配布過程にみる社会運動性 —1980年代の恵那地方の障害者地域生活運動より—

はじめに

1980年代までの学校教育と地域社会を結ぶ教育実践は、教育学の研究対象となってきた。恵那地方は険しい地形を含む扇状地であるため、度重なる災害や凶作に遭遇し、その都度、共同労作により飢饉を凌いだ経緯がある²⁸⁸。生活綴方・地域教育は、ありのままの地域社会を見つめ、書き、共同で生活の問題を話し合い、地域社会を変えていくための手段であった。

生活綴方や生活記録の活動は、全国的には1950年代に盛況をきわめたが、政治色を帯びる性格から管理体制による弾圧の対象となり、1960年代には衰退した（道場 2016: 294-332）。恵那地方でも1963年と1977年に教育の正常化と称して生活綴方実践に多くの圧力がかかったが、それに抗し、1980年代に至っても、保・幼・小・中・高・地域社会が一同に集まり、綴方に内在する課題を討議し続けた²⁸⁹。

1980年代に、障害者の地域生活運動²⁹⁰と称される「生活の家」づくりが展開された。それまで、重度の障害者は地域外での施設収容生活を余儀なくされていた。之まで見てきたように、この運動は故郷の恵那地方に重度障害者を戻す生活の基盤作りの運動でもあった。恵那地方の中でも、人口5万人の中津川市²⁹¹で展開され、市民の協力で「生活の家」づくりが実現した。そこで大きな役割を果たしたのが生活綴方集『愛の鈴』²⁹²である。この綴方集は1985年から1991年にかけて、手刷りで第7集まで発刊された。手渡しの配布により、「生活の家」の後援会員を増やし、最終集に至っては1万部に達した。障害者の綴方が掲載されているが、関係者は、「綴方を書いたのは障害者だが、配った人たちは違う」という。「生活の家」はそもそも重度障害者の居場所として作られている。彼らだけでは編集や配布は難しい。ではいかに綴方は文集となり市民に届いたのか。

本論文の目的は、『愛の鈴』を巡る運動の経緯を明示することである。研究方法は、資料分析と補足的インタビュー調査である。障害者本人が表現した綴方を中心に、文集の制作・配布過程の経緯を明らかにする。

8.1 本章の背景と研究目的・方法

8.1.1 本章における先行研究と本章研究の意義

恵那地方の障害者地域生活運動で大きな役割を果たしたのは、生活綴方集『愛の

²⁸⁸ 『なかつがわ広報』には、1961年2月1日寒冷地帯の農業振興、1961年8月1日災害の共同による復興他、凶作や災害を共同で切り抜けた経緯についての記載がある。

²⁸⁹ 教育正常化は1963年と1977年岐阜県議会で議決された。

²⁹⁰ 本論文の「地域生活運動」という用語は、「生活の家」に関わった中津川市民がその運動の40周年を記念して制作した冊子「地域に生きる障害児者運動」を参考に、成人の障害者の地域生活の運動として定義した。

²⁹¹ 1980年12月1日現在の中津川市の人口は5万2626人であった。出典は1980年12月1日中津川市役所発行『こうほう中津川』より。

²⁹² 『愛の鈴』1～7集は「ひがし生活の家」に所蔵されている。

鈴』だといわれる。そして、その文集を介した運動を「愛の鈴運動」という。

生活綴方は、全国的には1950年代に盛んとなったが、1952年、恵那地方中津川市で全国作文協議会が開催された。この会に参加した鶴見和子は「自己を含む集団」という概念を示し、その後、鶴見は生活記録運動を展開した(西川 2009:105)。1954年に出版された思想の科学研究会編集の『思想の科学』4号では、生活綴方の特集が生まれ、国分一太郎や無着成恭などの実践家と社会科学における研究者らが討議している。

生活綴方の隣接領域には生活記録がある。その運動の研究として、鶴見の生活記録運動に関する研究を猿山隆子が行っている。猿山は鶴見が実践した「生活を綴る会」での話し合いに着目することでサークルごとの学習を明らかにし、サークルが同じ所属のピアとしての学習小集団に至ることを論じている(猿山 2014)。「生活綴方」による話し合いは、恵那も同様であるが、集団形成のあり方に相違がある。恵那地方の場合は、小集団が大集団へと拡大する。「恵那生活綴方」の会は結成時から、幼保・小・中・高・地域の人達が一同に集まり研究集会を定期的に行き、障害児の綴方も含み、現在に至っている。

伊藤登志夫は古来でいちばんありふれていたサークルの型を「富士講」だとしている(伊藤 1976:54-55)。恵那地方の集団のサークルとしての動きには現在も盛んである「無尽講」の集団形体がある。運動の方向性は上から下ではなく、下から上への方向性をもち(玉野井 1990:12), 鶴見は「古くから伝わる型を、新しい状況から生じる必要によって、誰が、どのように作りかえるかの過程を分析する方法が、内発的発展の事例研究には不可欠である」と説いている(鶴見 1989)。「内発的発展論」の初出年は1976年であるが、この年は、恵那地方でも「私の教育課程」作り、普通学校における障害児の「合同教室」開始年でもある。生活綴方や生活記録のサークルは1960年代に全国的には衰微したが、恵那の場合は1980年代をピークとして収束したと、恵那の教育について教育学研究を行う森田道雄が見解している(森田 2009), (森田 2010)。恵那の障害者地域生活運動は1980年代から1990年にかけて盛んになっている。よって、本章で障害者地域生活運動における生活綴方を検討することは、恵那の教育史の中で新しい視座を与える可能性を持つ。

50年の時を経て2000年『現代思想』55巻17号を端緒として道場信行等が1950年代の生活記録、生活綴方を再検討している。1950年代の労働、ジェンダー、収容所などの問題を取り扱うメディアを対象にサークル研究が再び盛んとなった(道場・他 2016)。その中で生活記録に関する研究は中谷いづみが行っている(中谷 2016)。しかし、障害者の生活綴方に関しては未踏のままである。そうすると、1980年代から1990年代にかけての恵那の生活綴方を基軸にした障害者の地域生活運動の検討は、サークル研究の新たな一事例を示す可能性ももつ。よって、本章は、「愛の鈴運動」の行程を示すことで、障害者の「生活綴方」を起点としたサークル研究史上の意義をもつ。

8.1.2 本章の研究目的と方法

恵那地方の障害者の地域生活運動は「生活の家」づくり運動として受けとめられ、その運動実践の一つとして「愛の鈴運動」があった。その媒体として障害者の綴方集『愛の鈴』があった。本章の研究目的は、『愛の鈴』を取り上げ、その制作配布過程を明らかにすることである。

上述の通り、『愛の鈴』は1～7集あり、1集と2集の間に特集集が生まれ、総計107作品を手書きで刷りあげた冊子である。「生活の家」にはさまざまな障害者が関わっている。本論文で取り上げる綴方は、重度知的障害者、重度心身障害者、自立生活をする重度身体障害者によるものである。

文集の制作・配布過程を整理するにあたって、ローテクの手作業による共同性を述べた先行研究を参照した(鶴飼 2009)。本章の分析項目として、①編集・発行人の記載、②綴方以外の『愛の鈴』に掲載された情報、③障害者本人、支援者、親、市民など書き手の属性と掲載頻度の明示、④「生活の家」の名称の各々の表示、⑤綴方内容の分類。⑥寄付・オリジナル製品販売・廃品回収等の協力についての記載事項、以上のような6項目で一覧表を作成した。

その際、記載事項の分析の基準として、法人化の認可を意識して書かれたものとそうでないものに分けた。そうして綴方と制作・配布過程の照合を行い、運動の経緯を解明することが、本論文の研究方法である。

8.1.3 本章に関わる倫理的配慮

『愛の鈴』は市民に配布された資料である。すべて公表されたものだが、本論文掲載には承諾を得て行った。承諾方法は立命館大学の「人を対象とする研究倫理審査委員会」の承認を受けて行った。『愛の鈴』執筆総数は30名だが、他界した人や消息不明の人が18名いたため、残り12名の方々に、面接しその使用の同意を得た。支援者に関しては総数8名に、その他『愛の鈴』に関わる11名の市民の方々にそれぞれコンタクトをとった。個人情報取り扱い方について説明を行い、匿名表示で行うことを原則にすることを説明した。しかし、ご自身の綴方・作品については、掲載の同意をもらう際、実名表記を希望された方々に関しては、同意をいただき実名表示することとした。

8.2 綴方集『愛の鈴』に関するコンテキストとテキスト

8.2.1 『愛の鈴』運動に至る経緯

恵那の障害者の地域生活運動は、「仲間集団」と、教師集団、親集団、さらに市民の協力を得て、当該地域で暮らす「生活の家」づくりを展開した(ひがし福祉会 2011)。「仲間集団」の結成は、中津川市立東小学校(以下、東小と略)の「合同教室」で形成された端緒がある。そもそも恵那地方では1960年代まで、障害者を家の奥に隠す風習が続いていた。また、重度障害児者は就学猶予・免除で教育の対象外となり、遠方の施設で生活していた。

恵那地方の中でも中津川市は、1980年代まで学習指導要領に依らず、生活綴方・地域教育を基盤としたカリキュラム作りが市教育委員会で認められており、教育の自治が成り立っていた(篠原 2016)。

1971年東小に、身体的にも知的にも重度の障害児による養護学級が開設された。それに伴い、1972年4月「中津川障害児者を守る会」(以下、「守る会」と略)が発足した。当「守る会」は、市内の全障害児者の権利を訴える団体で、その会員資格は成人の市民である。「守る会」の詳細は別論考で行ったが(第6章参照)、「守る会」は就学猶予や就学免除の重度の障害児を、普通学校である東小の中に、障害特性に合わせた養護学級を6学級設置

させた団体でもある(ひがし福社会 2011)。市の行政に、公教育の場への要求事項を認めさせるためには、地域外の利害関係あつては公正性を欠くため、全国組織には属していない²⁹³。

東小では 1976 年 4 月より、中津川市全体の「障害児」が集う「合同教室」が開始された。この「合同教室」が中津川市の養護学校とみなされ、その存在によって、1980 年代までは知的にも身体的にも重度障害児が、希望すれば普通学校に容易く入学できるという、統合教育の状態をつくっていた(ひがし福社会 2011)。放課後、居場所のない重度障害児が過ごす場所が必要となった。1978 年 11 月に東小の建て替えがあり、その廃材で東小グラウンドの 3.5 坪の土地に「生活の家 保育部」が学童保育所として建てられた。その運営は「障害児」の親と教師である²⁹⁴。

当該の重度障害者は学業後、遠方の施設へ入所するか、家に籠るほかなかったが²⁹⁵、「生活の家」では、社会に巣立つまでの「苗床」という意味で成人の部もつくることになった。1980 年、市民から 10 坪の土地を寄贈され、地域の工務店からもプレハブの家が寄付されて、障害児者本人、親、教師、有志の手で「生活の家」が建てられた。名称も「ひがし生活の家作業部・保育部」と改称された²⁹⁶。

「生活の家」は利用者が増加し手狭になり、東小の真正面にあった「障害児」の当事者家族から 80 坪の土地を無償無期限貸借し、「生活の家」本館が建てられた。

保育所員が 9 名、作業所員が 21 名で登録された所員は計 30 名であった(ひがし福社会 2011)。

毎日、「生活の家」で綴方を書くことが日課になっていた。中津川市では毎月 5 日に教育を考える日という、綴方をめぐって話し合う日があった。「生活の家」でも「仲間」の綴方をめぐり、話し合いが頻繁に行われた²⁹⁷。

『愛の鈴』の構想には綴方教師たちが関与するが、実際の編集・印刷は支援者や親たちで行われた。『愛の鈴』の冊子が作られると、市民への広報活動が展開された。訪問配布により、カンパとして寄付を募り、後援会員を増やしていった。法人認可の時期までに準備号が 7 号、文集が 7 集ある。1 集と 2 集の間には綴方実践が「生活の家」内で多く起り特集号が組まれた。



図Ⅷ-1 綴方集『愛の鈴』と付随綴方集
撮影場所:ひがし生活の家内。出典:『地域に生きる障害児者運動四十周年記念 共に生きる』冊子より。注記:所有管理者の承諾を得て掲載。

8.2.2 個人の綴方を市民に公表していくことについて

²⁹³ 2016 年 8 月 23 日、元副会長の成瀬喜久子さんからの聞き取りによる。

²⁹⁴ 2016 年 7 月 13 日、「生活の家」で創始者の一人岩井万喜子さんからの聞き取りによる。

²⁹⁵ 2014 年 5 月 14 日、当時指導員であった鳥居広明さんからの聞き取りによる。

²⁹⁶ 理念的には「生活の家」の「生活」という言葉が示すように、恵那の生活綴方・地域教育を原点として位置付けていた(「恵那の教育」資料集編集委員会 2000:1126-1127)。

²⁹⁷ 伊藤三雄さんの 2016 年 9 月 29 日の説明による。

恵那の生活綴方では「ありのまま」ということばが強調される。「生活の家」では、毎日の帰りの会で、「仲間集団」が綴方を書いた。『愛の鈴』に掲載されている綴方は、文集を作るために書かれたものではなく、「生活の家」での様子や「仲間」の実感を綴ったもので、そういう意味での「ありのまま」を指す。第1集は各仲間の綴方、第2集は「生きる」、第3集は「地域の中で仲間の中で人間として生きていきたい」、第4集は「学び」「育つ」、第5集は「人間らしく生きる」、第6集は「夢広がる法人認可作業所の建設を間近にして」、第7集は「辛さ、悲しさをくぐって人として育つ」である。

重度障害であると施設入所を余議なくされていたことも市民に伝えなくてはわからない。次の綴方はシ12さんのものである。

綴方1

ないたことむかし たるかったです しせつへいくとき たるかったです。

テレビがみたかったで 家におりたかったです。

おかあさんといっしょに おりたかったです。

しせつへ かえりたくないと 思います。

いまわ（は） おかあさんとおります うれしいです。

せいかつのいえにおると い（い）です

れ（い）ぞうこ かすてらと アイスクリームが はいっています。

シ12さん「ないたことむかし」『愛の鈴』第5集、1988年4月、p.2.

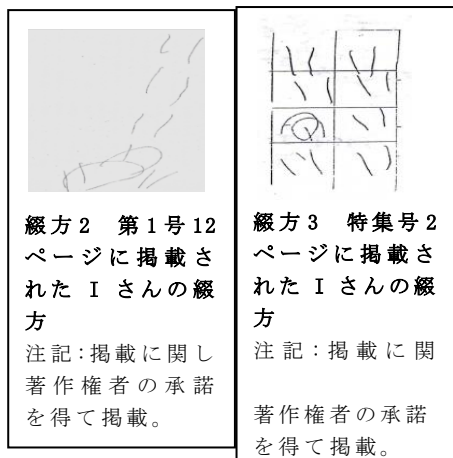
シ12さんは母子家庭で障害が重く、遠所のT施設に行かざるを得なかった。非常に厳しい処遇を受けT施設から逃げて「生活の家」に通うようになったが、「生活の家」の仲間J27さんが母親死去でT施設へ収容される事態となり、阻止しようとしてこの綴方を書いたという。シ12さんは施設生活では識字不能とされていたが、帰郷し生活の家で字を学習するようになった。

当時の恵那地方の人たちの多くは収容施設の実情を知らない。「たるかった」は悲しい、不当な思いをしている、傷つけられた時など否定的な気持ちを表す方言であるが、この一言が書いてあれば、この地域の人にはどういう状況だった察知することは可能である。J27さんの施設行きを阻止しようとしてシ12さんが書いたものであった²⁹⁸。書かれた状況が分からなければ素通りされてしまう内容かもしれない。「生活の家」でシ12さんと綴方のやりとりを続けてきた支援員の鳥居さんや伊藤さんが、彼が抗議していることに触発されて、この綴方を『愛の鈴』の5集目に掲載することが運営会議で話し合われ、編集から印刷を経て、市民に配布されるに至ったのである。そうであるとする、配布された市民だけでなく、配布した人も当然、この綴方を読むことになる。どうしてかといえ、『愛の鈴』は手渡しなので、渡す人も受け取ってもらう人に綴方を理解して説明しなければならない。シ12さんの訴えが直に、または間接的に周知されていくことになる。そして手渡す人は「豆学校」単位に相当する知り合いに渡し、賛同した人はさらに「豆学校」単位ぐらいの人数

²⁹⁸ シ12さんからの聞き取りによる。

に無尽などで広めていく。恵那地方の人たちはちょっとした機縁で無尽²⁹⁹を複数かけもちして人脈を作っている。その習俗は江戸期からずっとこの時期、そして現在も続いている。無尽・「豆学校」システムは後述するが（第9章参照）、少なくとも、この綴方で収容施設は自由に制限があるらしいことは市民に伝わるだろう。

8.2.3 文字自体を書くことで可能性を知ること・伝えること



「生活の家」には、さまざまな障害のある人が関わっている。だが、多様な障害があることも知らない市民が少なくない。重度知的障害者もいる。Iさんもその一人だが、第1号、特別号、第7集に彼の綴方が掲載されている。

綴方4

重い障害ゆえに、物事がわからなくなると、人をつねったり、かみつく。そんな時の彼の姿には、人間らしさを感じられない。しかし、15年間の学校と生活の家の教育の中で
・笑顔で机に向う。
・うず巻状のなぐり書きにめやくらしき物をかく。
・自分の名前をいいながら、文字、歌をくちずさんだり、踊りの真似をする。

（略）精一杯の人間らしさを表現している。

指導員「表現は人間らしさの証しである」『愛の鈴』特集号 p.2.

Iさんは最重度の知的障害者で、行動障害があり、日常動作の習慣行為が難しい人である。従来、彼には文字の獲得はなかったが、第1集発行60年の4月の時期に字を書き、8ヶ月後の12月の特集集では原稿用紙の枠内に字を綴っている。Iさんが字を書くことは、周囲の人たちにとって大変な驚きで、何度も話し合われて特集号の印刷に及んだのだという。中津川市の中で最重度の知的障害者と言われていたIさんが字を書くということ、さらに柁目の中に書くという社会性を綴る行為をしたわけで、合同会議では彼が学び続けている事を市民に伝えようと協議したわけである。

8.2.4 作品製作する家族・仲間のユイ

重度心身障害者で手では字は書けないが、指の操作で文字版を利用して綴方を書く仲間もいる。綴方5はその一人である梅村淳さんの綴方である。重度心身障害者の梅村さんが

²⁹⁹ 恵那地方では、ことあるごとに無尽講をつくる習俗がある。相互扶助からレジャーに至るまで多岐に渡る。一人の人が複数の無尽講に入り、古くから行われ現在も盛況である。

自力で働きたい気持ちと、仲間や母親と働くことを綴っている。

綴方 5

「あ、和くんのボールがはいった」 和くんと、勝ちちゃんは、布ボールの袋入れ。
ぼくは、足ふきマットを編む。体が思うように動かないので、ぼくでもできるように、木の枠で、道具を作ってもらった。

一本のひもを通すのに、からだ全体をつかって、やっと通す。仕上げは、お母さん。
ぼくたちは、障害が重いので、お母さんといっしょに、訓練をしたり、仕事をする。
「きれいなマットができたね。」と、仲間が声をかけてくれるので、
作業所へくるのが、うれしい。

梅村淳「少しでも自分の力で」『愛の鈴』第6集 1989年 p.10.

ここでは先に重心の障害者に1対1で介助できる人員の余裕はなかったことを明記しなければならない。



図Ⅷ-2「養護訓練部の織物工房」

撮影場所：中津川市立東小学校体育館内。

出典：「地域に生きる障害児者運動四〇周年記念共に生きる」冊子 114 ページより。

著作権者：社会福祉法人ひがし複愛会鳥居広明。

注記：写真掲載に関し著作権者の承諾を得て掲載。

綴方のタイトル「お母さんといっしょ」とあるが、「仲間集団」は他にも廃品回収や物品販売など外回りをして、それらの仕事には基本的には親は同伴しない。図Ⅷ-2 は梅村さんたち、重度身体障害者もしくは重症心身障害者（以下、重心と略）の班が働く様子を映している。

「生活の家」の営みは労働だけでなくその人の生活全般に渡り、それらを共同で営むことが『愛の鈴』で伝えられている。次の綴方は自治会書記の野村芳子さんの綴方である。

昨夜から東町で一人ぐらし 自分一人の生活がはじまった

あとにつづく仲間のためにも がんばるつもり

千里の道も一歩から まず 一歩をふみ出した

野村将之「一歩をふみだす」『愛の鈴』第2号, 1985年6月, p.12-13.

この綴方は、当時、「仲間の会」の会長であった野村将之さんが自炊生活第一日目の様子を綴方に書いたものである。「生活の家」の運動の到達点はグループホームを作ることではない。この地域生活運動を包摂的に支えているのは教師集団であることを説明したが(第2部就学運動参照)、支えている教師は小出教諭や岩久教諭だけではない。浅野信一教諭も一貫して「生活の家」を支えてきた人である。浅野教諭は「生活の家」のことを「苗床」と喩えているⁱ。そして、野村さんは芳子さんと結婚して居を構えた。次の綴方が妻になられた芳子さんの作品である。

施設生活から、「生活の家」へ来て半年が過ぎ去った。(略)

私は、昨年10月6日所員の皆さんに祝福してもらって将之さんと結婚しました。

結婚してまず一番に思う事は、三食の食事。(略)自分で作って食べるという事は、大変だけれど失敗失敗をかさねてゆくうちに知恵が出てとても楽しい。(後略)

野村芳子「生きていくこと」『愛の鈴』第1集, 1985年4月, p.28

結婚生活の内容だが、所員も支援者としての職員も「生活の家」に関わる有志が総出で結婚式を開催した。皆の給料は非常に安価で、結婚式費用などなく、手作りの結婚式が行

われていた。他の冠婚葬祭も同様で、写真1の『愛の鈴』と一緒に写る『障害と闘って生きた泰君』は亡くなった渡辺泰宏さんへの「仲間」の追悼の綴方集である。

綴方を書く事自体も共同作業によることもある。『愛の鈴』に掲載される「仲間」の綴方は自筆の時もあれば、代筆の時もある。居合せた人が代筆を行うことは習慣になっていた。

左は、第2集自治会長の野村将之さんの特集が組まれた中の綴方の一作品であるが、野村さんは重度

の脳性マヒをもつため代筆である。左側は野村さんが貧しさのために子どもを亡くした失意を綴った自筆の綴方である。就学経験がなく、「生活の家」に来て学びはじめた野村さんだが、障害による選別で、学習機会を奪われた人の存在も綴方で知らせている。

8.2.5 在宅から生活の家へ出てきたことを伝える綴方

H54さんは「守る会」の近況調査を受けた人であるが、就学猶予・免除で学校に行けなかった。H54さんは次の様な綴方を書いて『愛の鈴』で市民に伝えている。

子どもの頃よく生きてたってしかたがないと思っていた

体が元どうりになるわけでもない 学校だって 行けたわけじゃない

友だちも いなかった
外に出れば よく近所の子どもたちに いじめられた
石をぶつけられ、ツバをぶっかけられたり
歩き方をまねされ、からかわれた いつも 一人ぼっちだった
だけど 私だって学校で 勉強しかたかった 友だちも 欲しかった
そうすれば 死ぬなんてことも 考えなかったのに・・・
そしてもう少したってからも 将来への不安がいつもあった
何のために生きとるのか わからなかった 何もできず どこへも行けず
ただいつも こんな生活をしとっていいのかと考えていた
だけど 自分一人では どうすることもできなかった
また どうしたらいいのかも わからなかった

だけど今は作業所で働く中で大ぜいの障害をもつ人と生きていく中で私の考えもだいぶかわった
どんなに障害が重くても みんな 一生けんめい生きているんだと思うと
私も生きようと思うようになった
少しずつだけど 今からでも おそくはないと 生きててよかった と思うようになった。

H54 さん「生きようと思うようになった」『愛の鈴』第 4 集，1987 年 4 月，pp.8-9.

障害が重いことで学習の機会を奪われた H54 さんであるが、「生活の家」に通う以前は家に引き籠って生活していたことがわかる。重い障害があることを拭い去ることはできないという事実を，社会全体が受け止めることは当然だが，なんらかの方法で，H54 さんの声を発信しなくては，障害による不利益はその本人に延々と降りかかってくるものと考えられる。

「何のために生きとるのか」は，所員も支援員も「生活の家」でぶつかり合うことで表出される，それぞれの人に突き付けられる命題になっている。学ぶことを奪われた H54 さんは健常者から不当ないじめを受け一人で生死をさ迷う生活を送ってきた。作業所というのは「生活の家」の作業部のことであるが，同じ重度の障害のある人により生きる力を見出している。障害者が一生懸命生きなければいけない社会というのは，一生懸命訴えなければ健常者には届かない不平等な状態を示すものだと考えられる。しかし，H54 さんは同じ重度の障害者の一生懸命な姿から気力を得ていることは確かである。労働を共にすることによって，H54 さんの意欲が好転していることはこの綴方の核で，それを市民に伝えている。

8.2.6 東小卒業生による綴方

一方，東小の卒業生の綴方が掲載されている。健常者が障害児親子に与えているディスアビリティはその本人たちが不当な場所に置かれていることをまるで自分たちの責任のよ

うに錯覚させてしまっている。この著者馬場紀行さんは、不当な扱いも含め、あるがままを肯定し表出してきた人なので、さまざまな経緯を含め、ここでは実名表記を希望され、ここに提示させてもらっている。

生後十日目に理由も解らない注射を背骨に受けて、それが元かどうか知りませんが、四十度を越す高熱と、それに伴う脱水症状で今みたいな体になってしまいました。一才でははいはいしかできないことを心配した父と母は、あちこちの大きい病院へ僕を連れていきました。けど、診断は、「脳性小児マヒです。治りませんが、訓練をすれば歩けるかもしれません。」とのこと。父と母は、「この先どうすれば良いのだろう」と悩み苦しんだそうです。そして母は僕を道づれにして自殺を考えたそうです。

そしてある日父がこう言ったそうです。「お前は紀行を抱いて泣いとりやすむけど、俺は仕事をしなければならんのやぞ。抱いて泣いて治るものなら、俺だってそうするわ」といったそうです。そして母は目覚めたそうです。(中略)僕と母は夜も昼も訓練という日が続きました。4(ママ)歳のとき、訓練を終えて帰ってきました。(中略)

昭和50年の4月に、市立東小学校に入学できました。入学してから、僕を待っていたのは、「上級生からのひどいいじめ」でした。「フラフラ人間」とか「なに、あいつへんな歩き方」とか「近寄ると障害がうつるよ」というふうにバカにされ、ひどいときには、歩いているときにわざと足をひっかけられて、ころんで、両ひざ血まみれで、歩くことができないこともありました。ぼくは、「学校なんか、もういきたくない」といって毎晩、泣いたそうです。そうすると母は「こんな子に生んでしまい、ごめんね」といって泣き崩れてしまいました。「でも頑張れば、いつかは解ってくれるで」といって励ましてくれました。でも不思議にも僕は母に「何でこんな子に生んだんや」と一度も言ったことはありません。(後略)

馬場紀行さん、1991年7月、「ぼくのお母さん」『愛の鈴 第七集』1991年7月発行。(原本は本人のタイプによる)

馬場紀行さんの障害は医療過誤の可能性が高いが、医師や看護師は注射による薬液投与の経緯と医学的に丁寧な説明を馬場さん一家に十分に行ったのだろうか。この地域は親子縁者の結びつきが強いので、馬場さん一家のみならず、馬場さんの誕生に関わる親戚一同に障害の事を丁寧に納得がいくまで説明すべきところである。

障害が生じた時点では、ディスアビリテイは生じておらず、インペアメントと断定できる部分は馬場さんの人格や人間性とは関係の無い部分であるから、十分に説明し偏見の払拭を医療サイドが行うことが当然のはずであろう。本来ならばそれが専門家の役目だと考えられる。

馬場さんは健常者からの不当ないじめも受けている。やはり、馬場さんの障害が医療過誤の可能性のあるのなら、馬場さんは、その苦しみを自分の内に留めるべきではない。その偏見の払拭は、注射で投与した医療関係者がその被害者たちに、納得できるまで説明し続ける事が本筋であろう。それは責任の追及をすることではなく、その事実が障害

者となった馬場さんが生活するコミュニティ，社会に周知されなくてはならないということ述べているのである。この綴方は，長年の不明確なインペアメントがゆえに，障害というディスアビリティが，生にまでディスアビリティを及ぼしており，その結果，2 次的ディスアビリティを作ってしまったのではないかと考える重要な事例である。

もし納得がいくような説明が医療関係者から本人や周囲になされないと，この一家は不確かな苦悩を持ち続けなくてはならなくなる。母はいじめを受けた我が子に何とか通学してもらいたいと願い，母親自身を責めることで我が子の苦しみを請け合おうとしている。けれども，馬場さんが生きているという存在であるという尊厳と，障害があることの実事が混同されているために，馬場さんは「こんな子」という言動になってしまっている。だが，馬場さんは普通学級の福祉委員と友情を深めクラスの応援者と共に上級生に立ち向かった³⁰⁰。自分を肯定できる経験をして言い返している。

馬場さんのこの綴方が『愛の鈴』に掲載されることは，市民に障害のある家族が不当にも辛い思いをして立ち上がってきた，その経緯を示し，社会のゆがみを問う機縁にはなりえただろう。

8.2.7 識字がなくとも綴方は表現する術をもち歴史を伝える事例

N21 さんの綴方は識字がないので話綴によるものである。

うちが，五つの時，高い熱が出て，かあちゃんととうちゃんが，うちを病院につれていった。「まあ あかん。助からん。」と言われたもんで，こりゃこまると思って，名古屋の病院や，そこらの病院へつれてった。脳膜炎で，熱がものすごかったもんで，かあちゃんたあは，寝んこなやった（ママ）。湯たんぽを五つ，脇の下と，腹のどこへ入れて寝とった。金がかかるし，米は買えんし，かあちゃんたあ（ママ 「達」の方言）には，どえらい お世話になった。かあちゃんは，林農園へ手伝いに行きよった。イモほったり，イモを植えたりしとった。反物を，下呂や，長野の方へ売りに行きよった。反物しょって，電車で行った。うちも，しょっていった。泊まる時もある。米を電車でもってくるど，警察につかまるもんで預けといて ちいとずつ 持ってきた。

N21 さん（60 才 所員）「もっとええもの くわしてやりたかった」『愛の鈴』東生活の家，第 7 集，1991 年 7 月，p. 6.

ここには障害を持った経緯と，その事でお金がかかるために母親が農園に働きに行き，作物ができると行商に出たことが話されている。警察が出てくるので，ここに登場してくる米はヤミ米である。1991 年時で 60 歳なので，戦前生まれの人である。生活の家では，

³⁰⁰ 普通学級での友情の結びつきは強く，現在も馬場さんは同窓会役員として，東小同窓会の幹事になっている。

学齡期から就学猶予・免除で学習を求めてきている人が集まっているので、障害は多種、年齢も多様である。

かあちゃんは、白血病になって、家に寝とった。血が、白うなっちゃう。いくら血を入れても、白うなっちゃう。どんなけ（ママ）入れたか知れん。病気のかあちゃんを、うちが世話した。ごはんを食わして、おむつを洗って、そんな時分は、洗濯機がなかったで、手で洗った。五年くらい寝とった。かあちゃんが、もうあかんという時、T子（兄嫁）に、「あや子を、大事にしてやってくれ。」と言って、死んだ。うちが、はたちの時、死んだ。いっしょについていきなかった。

もうちょっと生きとってほしかった。もっとええもの、くわしてやりたかった。

（N21さんのしゃべった事の聞き取り）ママ

N21さん（60才 所員）「もっとええもの くわしてやりたかった」『愛の鈴』東生活の家、第7集、1991年7月、p.6-7.

母親が白血病に罹り、障害のあるN21さんが5年間、看病した話が伝えられている。その横に説明文が添えられている。

説明文

文字の読み書きができないながらも、独りで地域の中で生活するあや子さん。それ故、時には人に騒されたりもし、多くの辛さ、苦しみをなめてこざるを得なかった。よくぞここまで生きて来た。

今、あやさんは、新しい「生活の家」での生活を、何より楽しみにしている。

N21さん（60才 所員）「もっとええもの くわしてやりたかった」『愛の鈴』東生活の家、第7集、1991年7月、p.7.

障害をもっていると脅されたり、お金をだまし取られる話はずきないが、説明文によると、N21さんも酷い目に遭ったようである。この現状を市民に伝えている。

8.2.8 障害のある人と支援員のやり取りがみえる綴方

生活の家の営みは、現在あるシステム化された契約関係の福祉サービスとは異なっている。恵那の生活綴方は書き手と受け手のやり取りがあるが、生活の家の営み自体が、その生活綴方の在り方に類似している。次の綴方は、『愛の鈴』の中に少しだけ支援者の綴方があり、それより提示する。

（前略）体が重い、息切れがする、胸が苦しいと言っては休む。医師に見てもらい、診断は、うっ血性心不全。診断があっても2、3日休む日が続いた。心配でJ31さんの家をのぞくと、夕方で小雨にもかかわらず、J31さんが飛び出てきて、車に向かって「バック、オーライ、オーライ」と片言の言葉で手を上げ体全体で喜びをあら

わしていた。私たちが来たのがよっぽどうれしかったのか飛び跳ねていた。家に入りお母さんと話をしているとやにわに「センセ、カタタタイトル」と言って肩をたたきはじめてくれた。J31さんが肩をたたくタントントン、生命のひとつひとつをタントントン、生きている証をタントントン、私には、J31さんがたたいてくれる1つ1つの音が、こんなふうに胸に刺さった。私の心にJ31さんがこんな身体にもかかわらず自らの拳で人に対しやさしさを示し、自分の生命を分け与えているかのように思えた。そんなJ31さんに対し、自分は今まで何をしてきたのかと疑問やら、自分に対するやりきれなさが胸を突いた。同じ思いに立ってJ31さんを見つめたことがあったらどうかと。よく言われる、子供の後ろにあるもの、子供の生活を見ろと。冬の寒い日に、生活の家の玄関の戸を開け、「オ・ハ・ヨ」といったJ31さんの姿を見て、その後ろに瀬戸の凍る道をとぼとぼと歩いて来た姿が見えたかどうか、私には見えなかった。いや見ようとしていなかったかもしれない。そんな私の肩をJ31さんはたたいてくれるのだ。私はもう裏切れんと思った。そして、中津で生きてがんばっていかなあかんと思った。

T, H.さん, 1987年4月, 「J31さんから学んで私が中津で生きようと決めたこと」
『愛の鈴』第4集, p. 3-4.

これは支援員Tさんの綴方である。東小の教育実習が機縁となって、その後、障害者の地域生活運動に携わった支援者である。生活の家づくりは、理念としては教師であった小出氏や岩久氏が打ち出していったが、成人の所員に対する日々の介助や学習指導は支援員が対峙していた。生活費は6万円足らずで、後は自力で稼ぐ方法を小出教諭より申し渡されたというⁱⁱ。また同時に、東小前の「生活の家」建設も、最初は土地だけある状態で、その資金を稼ぐのは支援員であった。文房具の販売、廃品回収、お金になるありとあらゆる手段を考え出して資金調達に回っていた。そのため、実際には「生活の家」でゆっくりできる時間もないほどであった。多分、J31さんがTさんの肩を叩いたのは、そんなTさんの姿を見て、自分の病状にもかかわらずTさんをねぎらったのであろう。TさんはJ31さんからやさしさをもらって、中津川で生きることを決意したようである。また、実際にTさんは中津川に身を捧げた。

この文集を作りながら、そこに語られる「生活の家」への期待、障害を持っている故の苦しさを知らされ自分自身指導員として「生活の家」がもっと大きくなるように切り拓いていく努力をもっとせなあかんと思つて改めた。

「生活の家」の仲間達は、否応なしにその問題をつきつけてくる。

以前、N15さんと泣きながら話をしたことがある。学習の時間にかいた絵の事がものなのだが、その話の中で「私なんか、やりたいことがあったって、何もできへんやんか。」と訴えてきた。彼女が 毎日の仕事の中で その一つ一つに手の不自由さを感じ、その悲しみがこめられた言葉だった。

その重い言葉に 一人の人間としてどうこたえたらよいか。

障害があるからこそ、人一倍力を出して 人生を切り拓いてかなあかんやんか。し

かしこれは「ことば」の問題ではない。生き方の問題である。「生活の家」の指導員として自ら切り拓く生き方をせねばこたえることはできない と自分は思う。

今、私には、授産内容（仕事）の開拓として粉せっけんの実現と、後援会の4千口目標の達成と組織の強心という試練がある。何としてもやっていかんと思っている。

Iさん「自らの生き方を問いなおしつ」『愛の鈴』第1号，1985年4月，p.41.

Iさんは障害児の親より「生活の家」を紹介されて、他地域から恵那地方に来た人であるが、小出氏は彼の感受性を見抜いて『愛の鈴』の編集にあたらせていた。障害者と向かい合って意見をぶつけ合っている。その見込み通りIさんは障害者とのある意味で体当たりの生活の中で、人生を「生活の家」に懸けようとした決意で、実際にそうした人である。恵那の綴方教育には、書き手のありのままを引き出す受け手がいて、そのやり取りで綴方がより具体的になっていく性格をもっている。表現に至るまでに激しい葛藤が生じてくることもある。この場面は臨床心理のカウンセリング場面で現れる「転移」と「逆転移」の関係に類似している。IさんはN15さんから生き方の問いを突き付けられて、自問自答するに至っている。そして、彼は実際に「生活の家」に懸けること決意している。この綴方に出てくる「粉せっけんの実現」とは、Iさんがせっけん開発のために滋賀の石鹼工場に丁稚奉公してその技術を「仲間集団」に伝授することを指している。

支援員は伝授に必死だが、受け手も違う意味で辛い仕事であることを伝えている。

「生活の家」へ入って せっけんづくりをやりはじめましたが、かたまりかけたせっけんの原料の油をかきまわすときはつかれるし、夏はあつくて、冬はさむい。それに、まきで火をたくので、火が強すぎるとき「火をひけ。」と言われたのに、意味がわからず、もたもたしているのです、しかられるということもありました。(中略)後援会会費等も協力していこうと決めて、今年1月は、はじめて2口ほど、後援会費をはらいました。そして会社の人々にも「生活の家」のことを広め、後援会員をふやせるようにしたいです。(後略)

C2さん「僕は 生活の家を単立つ」『愛の鈴』第3集，1986年4月，p.3-5.

「一生けんめいやっています」と伝える事は福祉の常套句で具体的にどうがんばっているかが見えにくいとよく指摘される場所である。しかし、ここではそうではなく、C2さんの実際の労苦が書かれている。だからといってC2さんは「生活の家」に依存しているわけではない。就職し後援会員となって「生活の家」の支え手になっている。ここに「豆学校」方式のヴァリエーションを読み取ることができる。せっけん作りをIさんから習っていた時には豆生徒であったC2さんだが、就職先の知人たちには豆先生として「生活の家」のことを教えようとしているのである。苗床から社会に飛び立つ事は生活の場だけではない。C2さんの綴方は、一般就職した様子を市民に知らせるものである。

8.2.9 『愛の鈴』配布がもたらした出会い

全く見知らぬ市民が『愛の鈴』の綴方から作曲し、演奏発表会が開催され、それが

新聞掲載されるという公共への広がりを示す例も生まれた。

野村さんを知らなかった「中津川歌う会」会員で岐阜県立中津高校の物理教師岩田実教諭は『愛の鈴』からインスピレーションを感じて、野村さんの 19 編の詩に 8 曲の歌を作曲し組曲『人間らしく生きたい』を作った³⁰¹。1986 年 3 月 25 日夜に発表会が開催されたが、図Ⅷ-3 はその中の 1 曲である。

組曲『人間らしく生きたい』

生きる

作詞 野村将之
作詞 岩田実

の の く さば なも - いき よう と して - み -
ず - を すい - えい よう を とる - ま た い ん の こ は
- どこ だ す て ら れ て も - そ こ で え さ を も と め て - い き
ぬ こ う と す る - ま し て じ ぶ ん は に ん げ ん だ ど ん な
に か ら だ が く る し く た っ て - ま け て - た ま る か い き て い き て い き
ぬ い て や る - い き て い き て い き ん ゅ い て や る

図Ⅷ-3. 元楽譜は全て手書きであるが不鮮明な箇所あり，筆者が活字楽譜化した。掲載に関し著作権者岩田実さんの承諾を得て掲載。

³⁰¹ 2016 年 5 月 20 日，岩田実さんへの電話インタビューによる。

8.3 地域生活運動を成り立たせる『愛の鈴』の制作・配布過程

『愛の鈴』は、準備号と第1号から第2集、特集、第3集から第7集にわたる。

表Ⅷ－1 生活綴方集『愛の鈴』の内容

| 印刷号・年 | 名称↓ 掲載数 | 障害者本人 | 支援者 | 親 | 編集後記・計画・会計報告 | 寄付・オリジナル製品販売呼び掛け | 協力・寄付個人・店・会社紹介欄 | 労働のみ | 労働以外 | 発行に携わった人 | テーマ |
|----------------------|-------------------------|--------------|-----------------|----|--------------|------------------|-----------------------|------|------|---|---------------------------|
| 準備号No.1(1985年2月12日) | 障害者が働き学ぶ施設 | 一同 | 社会党衆議院秘書他6訪問/町の | 0 | 0 | 0 | オリジナル製品普及協力店マップ | 一同 | 0 | ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(発行) | 生活の家を育ててください |
| 準備号No.2(1985年4月14日) | 障害者が働き学ぶ施設 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 寄付者・署名数・カンパ金額掲載 | 0 | 2 | ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(発行) | わたしはせいかつのいえがやめたくないよ |
| 準備号No.3(1985年5月28日) | 障害者が働き学ぶ施設 | 1 | 町の声 | 1 | 0 | 0 | 2記事 | 1 | 0 | ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(発行) | 特集. 後援会きゅうりょうをもらってよかったです |
| 準備号No.4(1985年6月22日) | 障害者が働き学ぶ施設 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 5記事 | 1 | 1 | ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(発行) | せっけんたきをやりました |
| 準備号No.5(1985年8月1日) | 障害者が働き学ぶ施設 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 12支部/特別会員紹介/廃品回収協力者紹介 | 0 | 2 | ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(発行) | 「は」の字がかけた |
| 準備号No.6(1985年9月18日) | 障害者が働き学ぶ施設 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 | 後援会19支部/廃品回収協力者・店 | 0 | 1 | ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会 | まつりをやりたいです |
| 第1号(1985年4月) | 障害者の施設中津川ひがし生活の家 | 26(個・班毎) | 6 | 12 | 0 | 0 | 0 | 7 | 36 | ・障害者の施設中津川ひがし生活の家 | 無 |
| 第2号(1985年6月) | 障害者の施設中津川ひがし生活の家作業所 | 1個人の訴え特集 | 1 | 0 | 綴り方に歌う会員組曲作曲 | 1 | 0 | 1 | 5 | ・中津川ひがし生活の家作業所(発行) | 特集 野村将之(42才)は訴える |
| 特集号(1985年12月18日) | ひがし生活の家作業所 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 4 | ・中津川ひがし生活の家作業所(編集) ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(発行) | 障害者と共生きる |
| 第3集(1986年4月) | 中津川ひがし生活の家作業所 | 3 | 0 | 1 | 目標数値1・略年表 | 4 | 0 | 0 | 4 | ・中津川ひがし生活の家作業所 ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(編集・発行) | 地域の中で 仲間の中で 人間として生きていきたい |
| 第4集(1987年4月) | 中津川ひがし生活の家作業所 | 4 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 5 | ・中津川ひがし生活の家作業所 ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(編集・発行) | 学び 育つ |
| 第5集(1988年4月) | 中津川ひがし生活の家作業所 | 4 | 2 | 0 | 略年表 | 2 | 1 | 1 | 7 | ・中津川ひがし生活の家作業所(編集) ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(発行) | 人間らしく生きる |
| 第6集(1989年4月) | 中津川ひがし生活の家作業所 | 9 | 0 | 1 | 略年表・計画2 | 2 | 1 | 8 | 1 | ・中津川ひがし生活の家作業所 ・運営をする会 ・後援会 ・中津川障害児者を守る会(編集・発行) | 夢ひろがる 法人認可作業所の建設を間近にして |
| 第7集(1991年7月) | ひがし生活の家(認可後、*作業所の名称を外す) | 4 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 | ・ひがし生活の家(編集・発行) | 法人認可記念 辛さ、悲しさをくぐって人として 育つ |
| 凡例 | | | | | | | | | | | |
| 労働部門は小規模障害者作業所助成取付時期 | ←認可要望正念場 | ←法人認可記念(認可後) | | | | | | | | | |

表Ⅷ－1はその内容の内訳を示すものである。

第1集から第7集までは、「仲間」の綴方が中心である。準備号が1985年2月から1985年9月18日にかけて6集印刷されている。編集している人は、「中津川ひがし生活の家作業所、運営をする会、同後援会、中津川障害児者を守る会」の4集団である。作業所当事者以外の3集団である運営をする会、後援会、「守る会」についても市民の誰でもが参加できる仕組みになっている³⁰²。編集責任者のIさんが構成や配置をし、そこに教師や指導員も加わるが、編集責任者を務めたIさんによると³⁰³、発行の最終決定は小出信也元教諭が行ったという。小出さんは全市の障害児を東小に集めて合同教室を開設した教師たちの一人である。

第1集を発行するのに1年を要した。印刷は、第1集から第2集までは「生活の家」の老朽化した輪転機や、東小の輪転機で行ったのだという。使っている紙は学校の通信と同じ紙であり、表紙は色画用紙（ケント紙）であった。印刷の紙は東小のものを使用した。Iさんがほとんど一人で刷ったという。製本は親たちが交代で「生活の家」にきて、何日もかけて手作業で製本した。木工用ボンドを水で溶いて、水彩画の筆でボンドを塗りながらの作業であった。東小を使用できた背景には、東小の門の真向かいに「生活の家」があり、東小の購買部が「生活の家」内にあったためである。東小の児童は「生活の家」で文房具を購入し、一方、「仲間集団」が東小に物品販売に行き、東小と「生活の家」の往来があった事による。最初の部数は後援会員の獲得目標数に匹敵する約2000部であった。

第3集からは「生活の家」内での印刷では部数が追いつかず、市民の印刷所で行うことになった。ワダ印刷でのオフセット印刷を使用した。事業主の和田金夫さんが「生活の家まつり」のチラシ入込を行った。「生活の家」に関係する集団³⁰⁴が自主的に集まって、ワダ印刷に出向き、製本機の扱い方の教えを受け、製本作業は親たちで行った。印刷所は親たちでいっぱいになり、一時、「生活の家」の親たちが独占した格好になったという。第7集の印刷部数は1万部に達した。製本の具体的な作業は重度障害の「仲間」には困難で参加できなかったという。しかし、文集の基本テーマはあくまでも「主人公は障害のある仲間たち」という意識でみなが作業に参加したという³⁰⁵。

表の説明に戻ると、『愛の鈴』第1集から第7集であるが、1985年4月にはじまって1991年4月までの刊行である。左2列目からは、その間、「生活の家」の名称が微妙に変えられている。準備号は「障害者が働き学ぶ施設」と記載されている。第1集は「障害者の施設中津川ひがし生活の家」である。この「ひがし」は東小学校から出発していることを意味する。第2集は「障害者の施設中津川ひがし生活の家作業所」となり「作業所」という言葉が付けられている。これは、「小規模作業所」の助成を受けるための配慮であった³⁰⁶。1985年12月18日発行の特集号以降、「施設」という言葉は取り除かれ、脱施設化を意識

³⁰² 伊藤三雄さんの2016年9月29日の説明による。

³⁰³ 299)に同じ。

³⁰⁴ 「かやのみ教室」の母親集団がこの集団内に含まれている(4.2参照)。1981年に「かやのみ教室」は合同教室へ吸収された。そのため、以降は育友会となって現在に至っている。親集団は育友会員であると同時に、ほとんどの人が「守る会」会員である。

³⁰⁵ 1981～1991年間の「生活の家」連絡帳より。

³⁰⁶ 10)に同じ。

した名称を示している(ひがし福社会 2011:132)。第3集から第6集までは社会福祉法人の認可取付けが必要な時期で「中津川」と付いているが、認可後の第7集は「作業所」や「中津川」を外している。

第3, 5, 6集には「生活の家」の略年表が掲載されている。これは市民が「生活の家」の経緯を理解できるように組み込まれている。第6集は法人認可直前の時期に刊行されたもので、とりわけ市民の理解が必要不可欠であった。綴方の内容は働く姿をアピールしており8作品の題材はすべて労働である。しかし法人認可後の第7集は一転して内容は労働以外で、「生活の家」の文化的趣旨が編集後記に述べられている。



図Ⅷ-4 愛の鈴貯金箱

「愛」の字は1948年から
恵那教育研究所発足にかかわり「共育」を实践した三宅武夫教諭の書のレプリカ。
撮影場所:筆者自宅(筆者自身貯金箱会員)



図Ⅷ-5「第4回ひがし生活の家家まつり」撮影場所:中津川市立東小学校体育館内。
出典:「地域に生きる障害児者運動四〇周年記念共に生きる」冊子より。著作権者:社会福祉法人ひがし福社会鳥居広明。注記:写真掲載に関し著作権者の承諾を得て掲載。

後援会としての寄付は1口千円の定期会員と図Ⅷ-3のような貯金箱にお金を入れて会員になる2つの方法がある。図Ⅷ-4の書は1948年から恵那教育研究所で障害児教育の研究をはじめ、同年から1961年まで中津川市立第2中学校の校長を務め、1956年に第2中

学校内に知的障害の養護学級³⁰⁷を開設し、「共育」を説いた三宅武夫教諭の書のレプリカである。

冊子配布には、綴方だけではなく、後援会員としての寄付、「守る会」の要求事項と署名願い、「生活の家」主催のまつり開催記事などが掲載されている。

愛の鈴

障害者が働き学び生きる

ひがし生活の家

中津川市東宮町4-19 連絡No.6
TEL (057) 2419 560 9.18

運営をすすめる会 支援会
中津川市知的障害者を守る会 発行

まつりをやりたいです

作業所棟員 ふじわらさとし (36才)

(ハサー)

せいかつのないのバレーをやりたいです。
(生活家)

せなつまつりをやりたいです。
(ハサー)

いろんなほさを
(ハサー)

ひとことを やってみたいで。

はこつくりをがんばります。

はこつくりが いそしくなりました。

しごとがいそしくなりました。

もともと しごとがしたいのです。

もともと しごとがほしいのです。

藤野さんは不況を理由に二度も職を失い、二年前ひがし生活の家に入所した。「ぼくががんばらねば生活の家はつぶれる」彼はそう信じている。やっかいな若い人はこれでも一人の人間として、尊重され、あてにされおもしろいだけを聞いてもらうことなどなかったであろうこれまでの人生…
今、彼は、生活の家の主人公として、働き、学び、語り、喜びも悲しみも、生活の家とともにある。



— 市民の皆さんと共に創る —

第4回 ひがし生活の家まつり

< ひがし生活の家法人認可実現のために >

— 11月3日 — 東小学校にて。 —

図Ⅷ-6. 『愛の鈴』 準備号 No. 6 より
注記: 著作権者の承諾を得て掲載。

1982年から毎年実施された「生活の家」まつりには、市民が家庭でいらなくなった物品を売るバザーがあったが子どもから大人まで人気を呼んだため、その収益金を「生活の家」運営資金に充てることができた。

後援会員は市民の中で年間1000円以上の寄付を定期的に行う人を指す。余裕のある人は月払いや、大口の寄付をした。法人認可の時期の後援会員は1万人近くに達していた。

運動全体は、『愛の鈴』を起点に図Ⅷ-7のような経過を辿っている。左端上に記載したように「仲間集団」が毎日の帰りの会で綴方を書く。その綴方を合同会議で検討し、『愛の鈴』に掲載する綴方が決まっていたのである。

³⁰⁷ 当時は「精薄学級・養護学級」と呼称された。

実際のところ、1980年代は好景気で多忙な市民を会議に惹きつけるため景品をつけたこともあったと伊藤さんは話す。

冊子の配布は会議に参加した人が自分の支部を作り各家を回ることになっていた。新しく後援会員となった人は、さらに数軒を訪問し、配布先が枝分かれしていく。この際、冊子配布で後援会入会の寄付を募ると同時に、「守る会」で請願陳情に必要な署名を取り付ける。後援会員になるか、署名を行うかは任意である。また、まつりについてのチラシの効果は明白で、1回目は東小体育館内で300人、2回目は『愛の鈴』配布前2000人、4回目は『愛の鈴』配布後に開催され、配布前の2000人から5000人にまで倍増している。その後、まつりへの5000人の参加を維持し、第7回の収益金については読売新聞で260万円の収益を伝えている。1989年11月9日付けの連絡帳には第8回収益金3,103,619円とある³⁰⁸。

「仲間集団」で動ける人は、まつりに市民を動員するためのバザー品回収の作業を受け持った。前日まで各家を訪れ、確実に出品数が確保されるまで回収し続けたという³⁰⁹。

8.4 『愛の鈴』をめぐる社会運動性

ここまで、『愛の鈴』の制作・配布に関する経緯を示したが、この運動の解釈として、以下の4点があげられる。すなわち、1. 障害の制約がもたらした共同性、2. 重度の知的・心身障害者とそれ以外の担い手による主体性の広がり、3. 印刷機の向上と配布戦略がもたらす障害者と市民との出会い、4. サークル運動としても地域生活運動としても二重性をもつことで地域に根差すようになった運動の展開である。

8.4.1 障害の制約がもたらす共同性

8.2.4で述べた綴方5の様子を地域という観点で考えると次の通りである。労働に関して、恵那地方では、一人もしくは一軒だけで行えない労働においては、共同労作ユイや経費他金銭を融通し合う無尽講による互助の習慣があった。綴方を書いた重度心身障害者の梅村さんは母親と一緒に働いていることを説明している。高度成長期以後、昼間の青年・中年男性の人的資源は都市部に移動し不在であったが、図Ⅷ-2の光景はまさにユイの再現のように、重度心身障害者たちと母親による共同作業形態をつくっている。

8.4.2 『愛の鈴』を介した運動主体の広がり

『愛の鈴』の綴方は障害者本人のものであるが、掲載内容の検討は編集に関わる親や市民が行った。編集責任者の伊藤三雄氏は「いつも主人公は『仲間』です。」と言うが、絶えずその事を念頭に置かないと本人不在になりやすい。しかし、市民に制作の参画を許容することは、地域社会で障害者を支えることにつながりえる。意図的にでも合同会議を開くことは、障害者だけでなく、会議に参加する人を『愛の鈴』制作の主体者として巻き込んだのである。運営に市民がかかわることは重要で、その後の共同作業の参加度に関わって

³⁰⁸ 1988年11月25日「ひがし生活の家」連絡帳には、まつりの収益目標額が示されている。毎回250万円以上と記載されている。

³⁰⁹ 2016年8月23日野村将之さんからの聞き取りによる。

くる。「やらされている」のではなく、各支部を自分自身が作って、自分が参画する作業や行動をしていくということになっていた。つまり市民が主体的になるということである(図Ⅷ-7 参照)。

8.4.3 印刷機の向上と配布戦略がもたらす障害者と市民との出会い

生活記録の制作において、鵜飼正樹は、手作業のローテクが開く共同性を述べているが(鵜飼 2009)、1980年代にガリ版から輪転機の印刷に替わったことは、ガリ版では無理な重度障害者の綴方をそのまま印刷し、市民に肉筆の伝達を可能にした。そのことは障害者の「ありのまま」を『愛の鈴』制作・配布に関わった人と市民が共有する点において重要だと考えられる。

これはマスメディアのほどよい利点をうまく活用している。活字になってしまえば、字そのものの筆感は無標準化される。手書きはその筆感を保持し、字体そのものでその人の個性を市民に伝えることができる。8.2.3における綴方2や綴方3のIさんの学習の変化は手書きによるからこそわかることで、そうして市民はIさんが字を書く様子を理解するのである。

また、配布時に、「生活の家まつり」の宣伝広告をして、まつりと『愛の鈴』を連動させたことも大きな経済活動の原動力となり、障害者と市民のコミュニケーションの土壌を拡げた。出品物を前日まで、赴ける「仲間集団」で民家を回収に回ったというが、その回収時に市民が『愛の鈴』の書き手である障害者の姿を見て出会うということは重要である。実際に市民がその姿を見て協力し、まつりに多く参加し、250万円以上もの収益を上げていることこそが、その証拠である。

8.4.4 サークル活動と地域生活運動の二重運動性

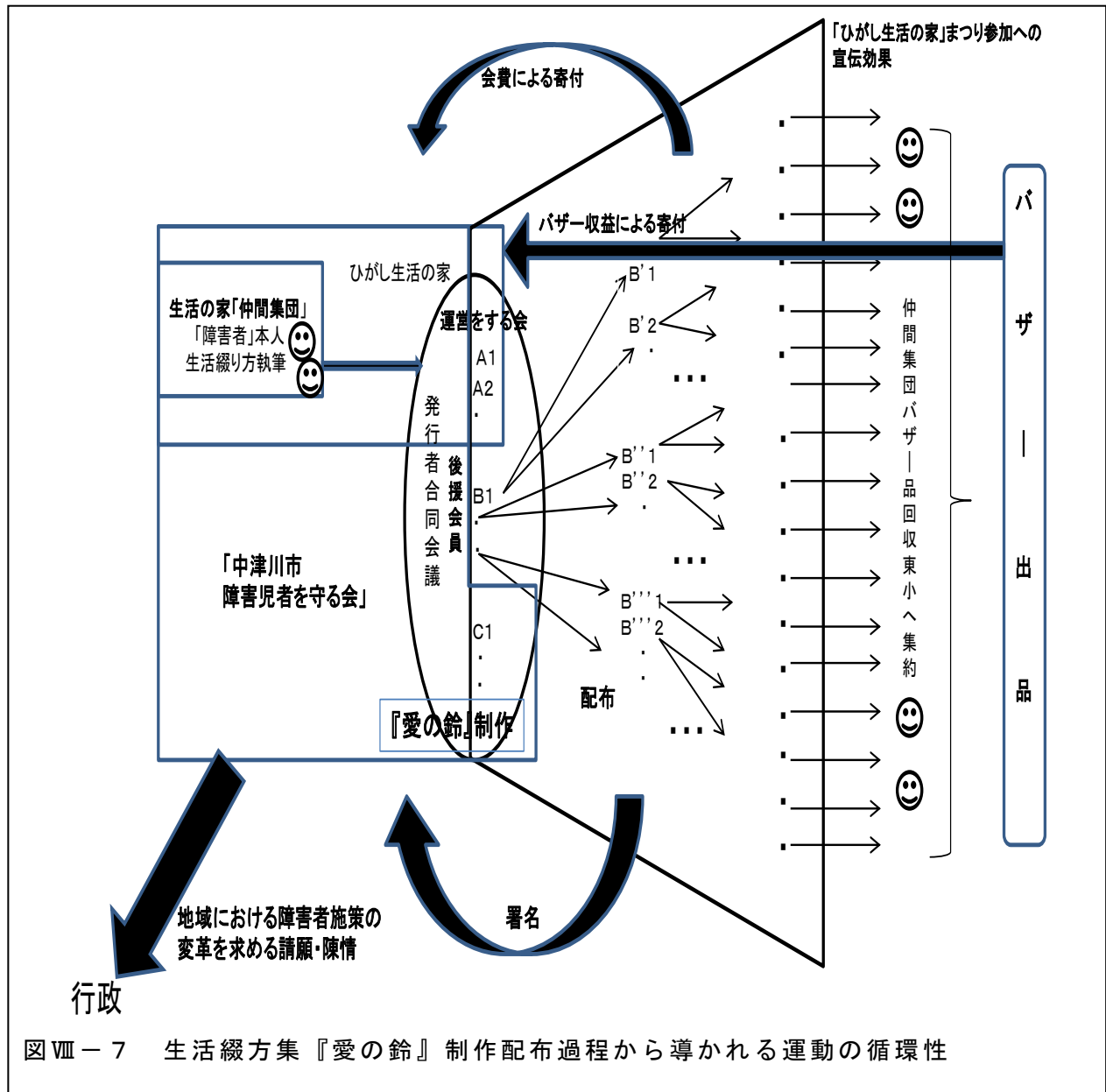
「生活の家」の「仲間集団」は毎日の帰りの会で綴方を書いて話し合い、運営をする会や「守る会」、後援会は合同会議で定期的に話し合ってきた。この取り組みの形態は、サークル運動だといえる。一方、「守る会」と後援会の各々の活動は障害者の地域生活運動でもある。「守る会」は要求を行政に請願する組織として活動し、後援会は寄付を募って障害者の生活の経済的な基盤づくりを行う。各々の組織において活動の両輪が回ることで、障害者の地域生活運動となっている(図Ⅷ-7 参照)。

ここに、恵那地方に独特である2つの人海戦術を指摘したい。一つは、1957年以降に恵那教職員組合が勤務評定時に取った「親・地域との共闘」である(篠原 2016)。もう一つは無尽講やユイの盛んである恵那地方の伝統がこの運動にもあらわれているのである。

市民の人口1/5にあたる1万冊の『愛の鈴』が手渡しで各家に配布されたわけだが、その家の構成員が複数読めば、読者は1万人以上だといえる。現に、その綴方集を読んで何千人もの市民が後援会員になっている³¹⁰。定額会員と貯金箱会員の2種を設けることで、さまざまな階層の人が協力可能となっている。お金に余裕がある人は何口寄付してもよ

³¹⁰ 1985年4月8日 no.2「中津川ひがし生活の家作業所連絡メモ」発行作業所より。他にも都度連絡帳には後援会獲得口数が記載されている。

いし、貯金箱の寄付はたとえ1円でも会員になれる。母体の東小が公立の普通学校であるため、協力体制は東小校区全体に広がるものの、それだけでは1万人に達することは不可能である。東小の「合同教室」体制が全市に及んでいたことが大きく影響している（第5章および第7章参照）。「合同教室」によって、東小校区のみでなく「市民ぐるみ」の運動へ発展しえたと考えられる。



図Ⅷ－7 生活綴方集『愛の鈴』制作配布過程から導かれる運動の循環性

「愛の鈴運動」は枝分かれしながら活動していったので、図Ⅷ－7のように、運動の特徴は各人が承継し運動全体は循環するところにある。

「生活の家」は重度の障害児者のために創始されたわけだが、重度の障害者だけでは運動はすべて行えない。そのことがかえって市民全体の運動の結集化を可能にした。この事情は関西の重度の障害者を中心に展開された運動にも同様のことがいえる（定藤 2011）、（山下 2008）。

では、当運動がどのような合力を導いているのか。それは、「恵那の生活綴方」学習の経

験者であったことが、大きな運動へと変化することの前提にある。

恵那の生活綴方は、まず理念として、書き手が自ら今の自分を乗り越えて新しい自分をつくっていくことや、新しい自分を発見していくことがあげられている(田村 1979)。その特徴として、1. 事実をありのままみつめ表現することにより生活にたちむかえる姿勢をつける、2. 心をひらき仲間のなかにおもいきり表現することにより生活の課題をみんなで立ちむかえるようにする、3. 生活綴方を通した地域教育運動、があげられる。以上が恵那の生活綴方の実践の仕方である。

斎藤直子は被差別部落における女性たちの住環境整備運動において「他者性」「異質性」を内包する運動であることを述べている。この論文では鄭暎恵が「異質との共存」とは、「(自己)の内なる異質を受け入れていくこと」としている部分についてふれ、部落解放運動において他者や異質を受け入れる重要性を論じている(斎藤 2000)。

障害の生活状況が市民に理解されていなかった状況においては、市民は障害者にとって「他者」であった。健常の市民にとって、それまでは「障害者の生活」は「異質」であった。しかし、『愛の鈴』を目にすれば見過ごすことはできない。なぜかといえば、生活綴方学習者である市民にとって、綴方は皆で討議するものだからである。

『愛の鈴』はさまざまな障害のある「仲間集団」が書いているので、綴方の表現の仕方は複雑である。綴方を編集し制作するためには、その複雑な表現について理解するために話し合わなくてはならない。配布する人は知らない人に、「仲間」のことが説明できなくては、『愛の鈴』を受け取ってもらい、後援会員としての寄付や署名など集められない。「これは誰さんの綴方で、誰さんはこんな障害です」と説明し、手渡しで配布していくわけである。そこでやっと今まで知らなかった市民が重度の障害者が地域で生活できないことを知る。

そして重度の障害者が地域で生活することが困難なことを市民が知ることで、重度の障害者と市民との共同作業が促されることになったのである。これはひいては重度障害者の労働の機会を保障することにつながる動きであった。他方で、障害者本人だけで運動が不可能なことは、市民に運動の参画の機会を与えることとなった。

その契機を作った『愛の鈴』が、筆感の伝達をも含めた綴方集であり、配布時に支援者が顔を見合わせ出会わなくては届かなかった文集であった。この特色が、書き手である障害者の個性を市民に伝えた。

市民は運営や制作に関与する大きな主体になったり、寄付や署名による小さな主体となったり、伸縮する主体者に成り得た。つまり、市民はできる範囲で関わり方を自在に伸縮させられる主体者になりうることで、市民の参与は増殖した。

「愛の鈴運動」は、障害者だけではなし得なかった。その事がかえって、『愛の鈴』の制作配布過程において、市民に運動への参画の機会を与えることになったのである。支援者らの一連の働きがあって、署名数に要求されたラインと寄付による経済的支援の十分なラインの両輪が循環し、運動は9年間も持続したのである。そしてそのことが、障害者の地域生活を可能にする地域社会の変革をもたらしたのである。

小結

本章は、恵那地方における障害者の地域生活運動の中心的な事項である「愛の鈴運動」について述べた。

第1節では、この運動の中心となった「生活の家」に関わる障害者の生活綴方集『愛の鈴』を基軸にして市民運動までに発展したことを明らかにした。

第2節では、まず、綴方集『愛の鈴』運動に至る経緯を示し、障害者本人の綴方を読み解くことで、具体的に明らかになったことは次の6つの内容である。1つ目はIさんの綴方が示すように文字自体を書くことが綴方としてみなされ、書く学習を続けることでその人の社会的成長の軌跡を示し得たこと、2つ目は重度心身障害者で身体の可動域が極めて限定的であっても家族や仲間と製品や作品を創り得ること、3つ目は在宅のみの生活から出た気持ちの変化を市民に伝えること、4つ目はその人にとっての自立、5つ目は障害者の訴えや関わりから自分自身の生き方を問う支援者、6つ目は綴方配布自体が障害者と市民を結びつけ新たな作品が創出されたことなどである。

第3節では、運動の装置としての『愛の鈴』文集制作を論じた。すなわち、制作が手作りであること、手渡しという人と人を直接に介している運動だったということを示し、文集制作自体がサークル活動としての意味をもったこと、手渡しによる文集の配布が人から人につながっていく社会運動になりえたことの、2つの側面を示した。

そして、第4節では、中心となる障害者が重度の障害ゆえに本人のみでは運動しきれない制約が、かえって、『愛の鈴』制作と配布、それに付随する募金活動や「生活の家まつり」という催しに市民を参加させ、それぞれを具現化させていったことを明らかにした。

後援会、「守る会」、運営をする会は各々、市民運動を成就する要となる組織であり、特に後援会は資金面での大きな力となりえた。このことの詳細を次章で述べる。

第9章 後援会活動の展開

はじめに

前章では、「ひがし生活の家」が1981年から1990年の9年間にわたる無認可の中で、運営への支援を市民に求めて1985年から始まった『愛の鈴』運動が展開された経緯を示した。その検討の結果、障害児者の地域生活が循環的に成り立っていく運動機構を明らかにした。その運動機構の中に、後援会運動がある。これは、「生活の家」に関わる障害者本人「仲間集団」の生活の資金源ともなっている³¹¹。何千人という会員数は現在も変わっていないが、法人認可時には1万口の寄付を獲得することができた³¹²。当時の中津川市内の人口は5万人であるから、その1/5のということになる。本章では、後援会員加入の仕組みについて述べる。

この章の研究手法は、主に資料研究で、補足的に聞き取り調査をその方法とする。研究手順は、資料収集→資料整理→データ化（時系列的分類）→資料整理の結果→解釈・考察→結論の順である。収集した資料は、1980年から1991年の各年に及ぶものであるが、本章では地域生活運動として重要な期間、すなわち、後援会活動開始時期から定着時期にあたる1981年から1983年、法人認可直前から認可に至る時期の1991年を取り上げる。

9.1 後援会活動の前提となった「生活の家」入所式

—4 者会議・「豆学校」組織・民生委員を通じた加入呼び掛け—

「ひがし生活の家」の後援会は、「生活の家」に集まる障害児者の地域生活を後援するために設立された組織である。活動本格化の端緒は、関係資料によると³¹³、1981年9月13日の「生活の家」の学外開所式とみなすことができる。1981年11月に規約が配布されて活動が本格的になっている。つまり、後援会活動開始前に運動は綿密に進められていたのである。

この開所式を取り仕切っていたのは小出信也氏や岩久睦海氏であった。準備は、支援員や当家の学童保育部を立ち上げた親集団、「仲間集団」、東小職員総出で行った。

開所に当たっては、マスコミにも呼び掛けている。記録資料より列記すると、東海テレビ³¹⁴には報道係と社会福祉事業団宛に、日本放送協会（HNK）には名古屋放送局及び岐阜放送局とそれぞれの局の厚生文化事業団担当者個人に郵送している。中部日本放送（CBC）テレビ³¹⁵、中京テレビ³¹⁶は名古屋と岐阜へ、岐阜放送³¹⁷と以上3局には報道部係へ送付し

³¹¹ 後援会費の中から所員のボーナスや支援員の賃金が支払われた。

³¹² 会員は前節で示した通り2種類の会員があるが、定期会員は会費1口1000円となっている。

³¹³ 筆者は「生活の家」の許可を得て、残存する後援会関係資料を全て調査した。公表できない部分もあるため、本論文では許可された事項のみ提示する。

³¹⁴ 東海テレビはフジテレビ系列局であるが、株式の一部を名古屋鉄道、中日新聞、トヨタ自動車保有している。

³¹⁵ 中部日本放送はTBS系列局であるが、100%本社出資の株式会社である。

³¹⁶ 中京テレビは日本テレビ系列局であるが、三菱UFJ銀行、名古屋鉄道、丸栄百貨店が一部の株式を保有している。

ている。その他、岐阜包装や中津川有線放送には個人宛で送っている。そして、中日本社会事業団、朝日新聞、毎日新聞社会事業団にも送り、それとは別に新聞各社の担当記者にも氏名を明記して送っている（後援会資料1）。

開所前にマスコミ各社に周知させておくことは大きな広報活動にもなりえた。例えば、1981年9月8日の岐阜日日新聞は、当月13日付で、「生活の家」が寄付で建てられた経緯を知らせる記事を掲載した（後援会資料2）。マスコミを活用することで、恵那地方だけでなく、他地域からも寄金を得ることができた。そして、恵那地方の人たちにも、記事に掲載されることで、一定の信用が得られた。

恵那地方には、生活資金を相互扶助する無尽講が大変盛んで、現在も続いている。つまり、何かあれば、当地方の人たちはお金融を通し合う互助の習慣をもっているのである。そのために、後援会も障害者が生活に困っているということになれば、「出資しましょう」ということはさほど、驚くべきことではない。しかし、資金のやり取りは、信用があってはじめて成り立つものである。少しでも不明瞭な資金の使い方をすると、たちまちに評判が広がり、運営ができなくなる。その事情については、小出氏は神坂の「豆学校」で辛酸をなめている³¹⁸。会計上、使途不明金のないように開所に際して資金の流れを公表している。

その資料によると、「生活の家」の維持運営資金1600万円とある。そして、かやのみ教室の母親や障害者本人や支援する教師約100人の呼び掛けで、募金が500万円集められた。この時点では後援会の規約はないので、寄付の仕方はさまざまである。新聞記事には、他地域の3000人の寄付者とあり、寄付金額300万円が明記されていた（後援会資料2）。

そして9月13日の開所式³¹⁹の案内状を多くの関係者に送った記載が残されていたが、招待者はどのような人たちであったのか、整理してみると図IX-1の通りである。

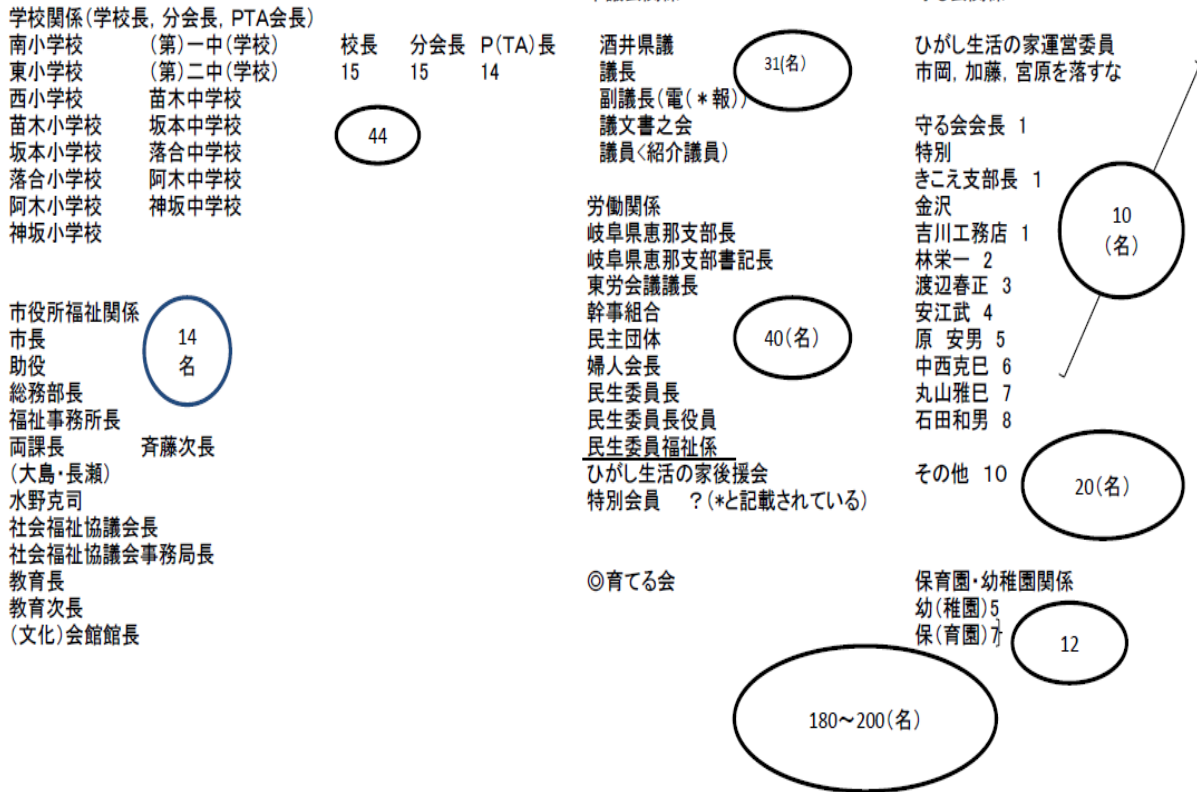
PTA、学校関係、市役所関係、市・県議会関係、労働組合関係、「育てる会」・「守る会」関係、民生委員、個人、保育園・幼稚園関係とそれぞれ別々の記録用紙に個人名が記載されていた。個人名はそれぞれの所属に含まれるので、分類し直してみると、当事者のつながりは当然として、その他に一定のつながりがあることが理解された。すなわち、保・幼・小・中・高の教員で構成される恵那綴方合同研究会（以下、「合同研」と略）のつながり、勤務評定時からこの時期まで続いていた恵那教育会議における4者会議のつながり、すなわち、PTA、校長会、教育委員会、労働組合の4者があげられる。さらに、市行政関係者、特に、福祉関係者があげられる。また、「育てる会」は「豆学校」（地域子ども会と呼称するところもあり）の親の会である。そして、民生委員のつながりである。

³¹⁷ 岐阜放送は独立放送局であるが、株式の一部を岐阜新聞社、岐阜県が保有している。

³¹⁸ 民主教育を語る会の県民集会に向け、神坂地区からバスを出すために資金を募った。段取りよくお金が回収されたにもかかわらず、神坂地区の中で、会費をだまし取ったなどと評判され、参加を取りやめ返金しなければならない事態となった。

³¹⁹ 資料は一部「入所式」となっているがその部分に関してはママとした。

No.2 入所式 案内状



°PTA会長未定につき, OOPTA会長で宛名を出す
 °学校関係-市教委 福祉関係-福祉, 町
 幼稚園 保育園
 労働関係-東労会議
 で調査し, 学送も又依頼するこ(*学内は手渡しして経費をかけないということか?)
 °遠方は郵送すること。

図Ⅹ-1 入所式招待者の内訳

実際に開所式に出席した役員の記録が残されていたので, それを示すと表Ⅹ-2の通りである。岩久睦海氏は, 勤務評定時(以下, 勤評時と略。)に, 恵那人事協の選挙で渡辺春正氏のように選出された人ではないが, 候補に挙がった人物である。岩久氏は, この時点で「生活の家」の代表でもあったが, 東濃労働組合会議の代表でもあり, そして中津川市教育委員会の一員でもあった。つまり彼は3つの役職をもっていたことになる。

表Ⅹ-1 開所式出席者

1981年 開所式出席役職者
 東労会議 岩久睦海
 市教委 岩久睦海
 福祉関係 福祉所長 課長 慈善銀行役員
 民生委員長 及 支部長 保育園長
 婦人会役員 民生委員 障害担当役員
 市教委 教育長 次長
 学校長 幼稚園主任

福祉関係者を招くのは障害児者福祉に今後, 協力を要請するものとして当然といえる。

当時、民生委員には一般にあまねく担当する委員，身体障害者を担当する委員，青年を担当する委員，高齢者を担当する委員があったが，障害担当役員が出席している。市教委の教育長は勤評時に人事協で指導主事候補に選出された渡辺春正氏である。そして学校関係で出席した役員は保育園・学校の長，幼稚園は主任が出席しており，まさに綴方合同研のつながりの人たちである。

この2ヶ月後，11月より後援会は本格的に動き始めている。

9.2 後援会活動

後援会活動では，綿密に，多くの人々に加入の呼び掛けを行っていたが，当節では，どのように地域社会に後援会の周知を促進したかに絞って述べる。すなわち，当活動の特徴的な事項と得意な人員の獲得に留めて，その経緯を明らかにしていく。

9.2.1 後援会加入呼び掛け

「生活の家」では後援会の規約を作り，市民に呼びかけを行った。その規約によると（後援会資料 3），後援会員は市民であれば誰もが有資格者であることを掲げ，「生活の家」の運営の支援を市民に呼び掛けている（後援会資料 4）。

この規約によると，4月1日を第1日とすると記されているので，この1981年度は4か月しかないことになる。興味深いのは，この規約に添えられた呼びかけの用紙である。

この呼び掛けの文書中に括弧の空欄があり，そこに支部設立責任者の氏名を任意に書くことになっており，その責任者が各々の家や知り合いに手渡しして後援会員勧誘を求める仕組みになっているのである。支部設立責任者は有志である。つまり，誰でも支部を設立することができ，この有志による支部設立が潤滑に回っていけば，会員は支部責任者を通して，増殖するようになっているのである。

9.2.1.1) 4者会議を対象に

4者会議の組織を後援会の加入組織に入れようとしている意図は，保管されていた1981年の後援会資料より読み取ることができた。

表IX-2 勤務評定時の人間関係が続いている例

| No.1 | 担当者名(岩久) | |
|---------------------|---------------|-------------------------------------|
| 下ママ↓ 市教委関係 番号 | | 市内は中津川市に変更 詳細は分布理解のため省きました 住所 |
| 1 吉田鉄男 | 所属役職 教育委員長 | 中津川市苗木 |
| 2 勝仲男 | 教育長 | 中津川市千旦林 |
| 3 内田茂 | 指導主事 | 恵那市長島町 |
| 4 柘植昭男 | 常任理事 | |
| 5 岡本篤美 | 総務課長 | 中津川市手賀野 |
| 6 小木曾弘道 | 社教課長 | |
| 7 渡辺 晃 | 保体会長 | |
| 8 加々美孝 | 教育委員 | 中津川市昭和町 |
| 9 武井昭二 | 教育委員 | 中津川市えびす町 |
| 10 鈴木嘉進 | 教育委員 | 中津川市千旦林 |
| ⑪ 渡辺春正 | 前教育長 | 恵那市武並町前 |
| 12 浅野信一 | 文化会館々々長 | 中津川市東宮町 |
| 13 吉村英夫 | 教育研究所 | 恵那市東町 |
| 14 加藤千満子 | 教育研究所 | 中津川市内 |

まず市教委関係と書かれた資料である。教育委員長，教育長，指導主事，常任理事，総務課長，社教課長，保体会長，教育委員3名，前教育長，文化会館館長，教育研究所関係者2名の名前が連ねられている。ここでの教育研究所というのは恵那教組が自主独立のために公的に拘束されない私で創設した研究所である。つまり所属は恵那教組であることを意味している。

後援会活動に呼びかける関係組織として，市教委の各役職が列記されている。教育長，指導主事，常任理事，総務課長，社会教育課長，保健体育会長，教育委員，文化会館館長，教育研究所，市教委への後援会活動の担当者は岩久氏となっている。岩久氏は「ひがし生活の家」づくりで行政担当として働いたことは前述したが，勤評闘争時に恵那教組の教師たちから恵那地方の教育行政関係者として候補者に挙げられた人でもある。同様に前教育長の渡辺春正氏も同様で，渡辺氏は神坂小学校・中学校の越県入学を中津川市に承認させ，さらに東小の統合教育に大きく力を貸した人である。

また，中津川市内の学校長，及び学校関係の役職にも呼びかける記録資料が残されており，まずそれらを一覧するメモ書きが残されていた（後援会資料5）。

勤務評定時に結束された恵那教育4者会議は，教育委員会，校長，PTA，恵那教組で構成されていた。先の資料には教育委員会関係者と，教育研究所というのは恵那教組が私的に立ち上げた機関であるので教組が書かれているということである。

後援会呼び掛けに関するPTA関係の資料はさらに細かく当たっていることが記録資料よりわかった（後援会資料6）。その記録の記載事項は，PTA会長が1名，副会長が2名，会計が1名，校外指導委員長が1名，文化委員長が1名，広報委員長が1名，学級委員長が1名，母親委員長が1名，会計監査が2名，各地区の支部長と福祉部長が各1名，その氏名と電話番号，そしてその生徒名と所属クラス名が記録されていた。中学校まですべて列記されて，働きかけを隅々まで行ったことは，勤評闘争や「守る会」の悉皆調査に匹敵する細かさがある。記録資料にはそれぞれの教師の名前が書かれていた。PTA会員というのは，学校に行っている子どもがいる全ての家ということになる。また，運営に参加した人たちは学区内の全ての家を回っている。例えば，最重度の知的障害児の母Iさんが回ったT区内の記録には，後援会員になった人の個人名と所属欄，住所欄があり，手書きで記名されていた（後援会資料7），（後援会資料8）。

保育園の保育士，幼稚園教諭も多く後援会に加入している。その中には実際に「生活の家」に関わる障害者を幼少の頃，受け持った人たちもいたが，それだけではない。恵那の保育園・幼稚園が生活綴方合同研究会に参加してきたこと，日々，お互いの生活綴方を検討し合ってきたという仲間意識が培われてきたことの証と言える（後援会資料9）。

桜井夫妻は南さくら幼稚園の園長夫妻，飯田氏は誠和幼稚園の園長で，共に私立幼稚園の園長である。入所式の招待者であり，呼びかけは一定の成果を示している。飯田氏に至っては，後援会加入者を15名動員するなど尽力している（後援会資料10）³²⁰。

後援会関係資料の中に，1981年8月現在の資料として，恵那教組も所属していた地元労働組合連絡協議会とその責任者が記載された資料がある。4者会議の一員である教組が労

³²⁰ 1981年後援会関係資料「特別会員個人動員数」より。

働組合を引き入れていたためである。労働組合との関係をもつことは、成人の地域生活を支えていかねければならない「生活の家」にとっては重要なコネクションである。林野中津川、国労運輸及び車両区、北恵那鉄道、鈴木工業、長尾建設、中央板紙、全日自労、恵那金属、電通、全通、市職などの労働組合が名を連ねている（後援会資料 11）。また、中津川地区民間労働組合協議会への働きかけも行っており、三菱電機労働組合、関西電力労働組合、本州製紙労働組合、オーミケンシ労働組合、常盤産業労働組合、前野工業労働組合の名を連ねている（後援会資料 12）。

恵那教組は地元の労働組合とも連絡協議会をもって親睦を深めてきていたので、このような後援会呼び掛けも不自然なものではなく、後実際に、この労組を後援会活動や就職斡旋のつなぎにしていた。

ここではまた、民間企業の労働組合すなわち、「中津川地区労働組合連絡協議会（民労協³²¹）」の名も、後援会呼び掛けの一覧にあがっている。成人の部となると、就職が大きな問題となる。現在のような障害者の雇用枠はないので、障害を理解し就職できる労働の枠を開拓していかなければならない。また「生活の家」で当時は、資金集めのために下請けの仕事も行っており³²²、労組及び会社や工場の役職と知り合いつながりて、仕事を獲得していた³²³。

9.2.1.2) 「豆学校」関係を対象にした呼び掛け

後援会の資料によると、入所式の招待者に 4 者会議に加えて「豆学校」運動で組織化されてきた各地区の懇談会「育てる会」が招待されていた。

「育てる会」だけでなく、母親連絡会、新婦人団体などができていて地域活動を展開していた。その集団への後援会活動が行われていることが資料より確認された。ブロックごとに活動が展開されているのが特徴的である。残存する資料では、中津地区だけでなく中津川市全体の広報会長が明記され、その割り当てに、「育てる会」の地区委員、母親連絡会の役員がブロックを組んで存在していた。

現在のように特定非営利活動法人（NPO）は無かったが、中津川市内では各種のサークル活動があった。中津川市内の学校は放課後や休日にはサークルに貸し出されていた³²⁴。サークルの運営委員がおり、定期的にブロックごとの話し合いや中津川市内全体での協議を行っていた。東小の永井映子教諭は養護教諭であった。運営委員は東小での合同教室の参

³²¹ 全民労協ぜんみんろうきょうは全日本民間労働組合協議会の略称である。労働戦線の統一を旨として 1982 年（昭和 57）に結成された組織。1989 年日本労働組合総連合会（通称連合）の結成によりこれに参加した。出典：小学館『日本大百科全書』

³²² 現在、下請け仕事は原則的にしていない。

³²³ 後述の民生委員には会社や工場の役員が兼任されており、その人たちの厚意で、就労や下請けの仕事が入っていた。障害者が下請けの仕事をするに関して、結局、障害者は最底辺の最低賃金労働を担わされることになるという事があり、現在、「生活の家」では基本的に下請けの仕事はしていない。

³²⁴ 「小遣いさん」と呼ばれる管理人が学校敷地内に住んでいた為、学校は閉まる事はなかった。それはどこの地域にもみられる光景であるが、恵那地方の学校の門は基本的に閉めない。

加小学校，すなわち，東小，西小，南小，坂本小校区で役員が構成されている。

表区-3 「豆学校」父兄組織の後援

| (東ブロック) | | TEL | (坂本ブロック) | | |
|----------|-------|--------|----------|-------|--------|
| サークル | 代表者名 | | 中部① | F1さん | 電話番号記載 |
| 東小 | A1さん | 電話番号記載 | 中部② | F2さん | 電話番号記載 |
| 子野① | A2さん | 電話番号記載 | 中部③ | F3さん | 電話番号記載 |
| 子野② | A3さん | 電話番号記載 | 中部④ | F4さん | 電話番号記載 |
| 丸山 | A4さん | 電話番号記載 | 中部⑤ | F5さん | 電話番号記載 |
| 東・東宮町 | A5さん | 電話番号記載 | 中部⑥ | F6さん | 電話番号記載 |
| 太田・えびす | A6さん | 電話番号記載 | 東部 | F7さん | 電話番号記載 |
| 花戸町 | A7さん | 電話番号記載 | 西部① | F8さん | 電話番号記載 |
| 宮前町 | A8さん | 電話番号記載 | 西部② | F9さん | 電話番号記載 |
| 小川町 | A9さん | 電話番号記載 | 北部① | F10さん | 電話番号記載 |
| 一色保育 | A10さん | 電話番号記載 | 北部② | F11さん | 電話番号記載 |
| 松田 | A11さん | 電話番号記載 | 南部① | F12さん | 電話番号記載 |
| 東さくら | A12さん | 電話番号記載 | 南部② | F13さん | 電話番号記載 |
| 上金 | A13さん | 電話番号記載 | 南部③ | F14さん | 電話番号記載 |
| | | | 坂本小 | F15さん | 電話番号記載 |
| | | | その他 | F16さん | 電話番号記載 |
| (南ブロック) | | | (南下ブロック) | | |
| 中村(中上) | B1さん | 電話番号記載 | 本町西宮1 | C1さん | 電話番号記載 |
| 中村(下) | B2さん | 電話番号記載 | 本町西宮2 | C2さん | 電話番号記載 |
| 実戸 | B3さん | 電話番号記載 | 桃山大岩 | C3さん | 電話番号記載 |
| 昭和 | B4さん | 電話番号記載 | | | |
| 八幡 | B5さん | 電話番号記載 | | | |
| 西宮 | B6さん | 電話番号記載 | | | |
| 南小 | B7さん | 電話番号記載 | | | |
| 一色 | B8さん | 電話番号記載 | | | |
| 日の出 | B9さん | 電話番号記載 | | | |
| 徳原 | B10さん | 電話番号記載 | | | |
| (西下ブロック) | | | (西上ブロック) | | |
| 柳町 | E1さん | 電話番号記載 | 手賀野上 | D1さん | 電話番号記載 |
| 後田 | E2さん | 電話番号記載 | 手賀野中 | D2さん | 電話番号記載 |
| 山手① | E3さん | 電話番号記載 | 手賀野下① | D3さん | 電話番号記載 |
| 山手② | E4さん | 電話番号記載 | 手賀野下② | D4さん | 電話番号記載 |
| 山手③ | E5さん | 電話番号記載 | 会所ヶ丘① | D5さん | 電話番号記載 |
| 大平 | E6さん | 電話番号記載 | 会所ヶ丘② | D6さん | 電話番号記載 |
| 西ヶ丘(東) | E7さん | 電話番号記載 | 会所ヶ丘③ | D7さん | 電話番号記載 |
| 西ヶ丘(西) | E8さん | 電話番号記載 | 電々アパー | D8さん | 電話番号記載 |
| 尾崎 | E9さん | 電話番号記載 | 下町(東) | D9さん | 電話番号記載 |
| | | | 下町(南) | D10さん | 電話番号記載 |
| | | | 上宿 | D11さん | 電話番号記載 |
| | | | 西小 | D12さん | 電話番号記載 |
| | | | 上原 | D13さん | 電話番号記載 |

そして，東ブロック，南上ブロック，南下ブロック³²⁵，合同教室参加小学校でない中津川市内の地区については「育てる会」の役員が区ごとに分けられている。当該の人たちはブロックという名称は「支部」と呼称することが多い。中津地区，阿木地区，苗木地区，坂本地区，落合地区，神坂地区は「豆学校」で結束されてきた「育てる会」が地区ごとのユニットになっている³²⁶。

連絡会のブロックと「育てる会」のブロックは大体 10 人程度のグループによる（石田 2017）。これは「豆学校」の単位に相当する（小出 1965）。この 10 人という単位を，所属集落の関係からみると，ちょうど，お日待講の 10 人程度の班に対応する人数である。役員名簿の掲示は大体 1 町内ごとに示されている。

³²⁵ 中津川市は扇状地なので海拔は山側に高く，河口域に従い低くなっている。南小の上下の区分は国道 19 号線（現在の旧 19 号線）の上か下で区別している。

³²⁶ 神坂地区で一旦小出教諭が追放されるなどの波乱が起こったが，その後，最初は難色を示していた木曾（長野県）出身の教師たちが豆学校活動を引き継ぐことになり，長野県出身の教師が行うことがかえって当該の人たちに受け入れ易かったことは留意すべき点である。小出教諭や恵那教組はある意味革命活動家に見られていた。

表区-4 「豆学校」父兄組織の後援

| 育てる会各地区役員 | 住所は分布を理解するために記載。ゆえに詳細は倫理上省略。 | 電話番号の記載は有無を確認するために詳細は倫理上省きました |
|--|---|--|
| 南地区育てる会役員 会長 G1さん 副会長 G2さん 書記 G3さん 書記 G4さん 会計 G5さん | 中津川市中津川 中津川市中津川 中津川市昭和町 中津川市実戸 中津川市昭和町 | 56年度(ママ) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) |
| 落合地区 H1さん H2さん H3さん H4さん H5さん | (*中津川市)落合2号区 (*中津川市)落合10号区 (*中津川市)落合10号区 (*中津川市)落合3号区 (*中津川市)落合12号区 | (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) |
| 阿木地区育てる会本部役員名簿 会長 I1さん 副会長 I2さん 書記局長 I3さん 書記 I4さん 会計 I5さん | (*中津川市)阿木山野田 (*中津川市)阿木蔭上 (*中津川市)阿木広岡下 (*中津川市)阿木久須田 (*中津川市)阿木橋場 | (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) |
| 神坂教育を育てる会事務局 ○ J1さん ○ J2さん ○ J3さん ○ J4さん ○ J5さん | 中津川市神坂中切 " 新道 " 霧ヶ原 長野県山口村神坂峠 " 荒町 | (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) |
| (*別紙 上全く同じ内容) 苗木地区 L1さん | 中津川市山田 | 担当者名(岩井) (*電話番号記載有) |
| 坂本育てる会事務局 (会計) M1さん (副会長) M2さん (") M3さん (会長) M4さん (本部) M5さん | 千旦林 " " " | (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) |
| | 西地区 育てる会 | |
| OK 団体 OK 松田上育てる会 OK 中川上 OK 上金新田 | 氏名 N1さん N2さん N3さん N4さん | 住所 松田上 中川町 上金新田 電話 (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) (*電話番号記載有) |

恵那地方の対人関係のしきたりとして、いきなり後援会の勧誘を行うことは、その地域に土足で踏込むような非常識とされる。常会長に挨拶を行い、それから班長に許可を得て、後援会活動に入る。そういう意味でこのやり方は上から下のやり方ともいえる。

ここまでの人員獲得の手法は、きわめて組織戦略的であったことがわかる。すなわち、勤務評定時に恵那教組が生き残り戦術としてとった4者会議の人脈をそのまま適用させてようとしたこと、生活綴方合同研究会の組織的獲得、そして豆学校組織による獲得である。1970年代からの教育の第二正常化に立ち向かう楯として成熟していた「民主教育を育てる会」が1980年代には各集落を網羅して存在しており、いわゆる綴方教師集団がとってきた地域戦略を、ここでもとっていたのである。

では、小出氏達は具体的にどのような戦略をとったのか。それは後述する民生委員や広報会に「育てる会」のブロックを割り振って「生活の家」の理解を浸透させていく戦略に出ているのである。民生委員や広報会の人たちは思想的にもさまざまな人たちである。東小学区には1980年代当時は大きな商店街があり³²⁷を持ち家の自営業が多い。

そして、先にはブロックごとに親や教師に市民有志が加わって後援会員の勧誘を行って

³²⁷ 大手スーパーが中津川市に入る前は、東小学区には太田町商店街と新町商店街が繁華街であった。

いる。このブロック方式は子どもの自主集団である「豆学校」を支えるために恵那地方一帯で結成されていった「民主教育を守る会」（以下、「育てる会」と略。）が1960年代に結成されて、1970年代に「民主教育を育てる会」に発展改称される経緯の中で作られていったものである³²⁸（「恵那の教育」資料集編集委員会 2000:471-475）

「育てる会」は神坂地区では「豆学校」に対応するように恵那地方からの小出教諭、斎藤教諭が中心となって結成されていた「民主教育を語る会」を創始とする（「恵那の教育」資料集編集委員会 2000:473.）。特に開拓地区の「語る会」は、今までばらばらであった開拓集落の人たちを結びつけていく効果をもたらしていた。しかし、伝統を重んずる神坂地区の街道筋を中心とした地域の名士たちによって誹謗中傷の的となり、組織化を図った恵那の教師たちは追放された。「豆学校」は恵那地方全域に広がり、「地域子ども会」といわれるようになり500以上存在した。そして、恵那地方では親の会も盛んになり、先のブロックができたわけである。神坂地区の「語る会」はそのまとめ役を失うことによって、必ずしも「豆学校」と対応して存続していかなくなってしまう。けれども逆に、それまで難色を示していた長野県木曾からの教師たちが一連の「豆学校」運動を評価するようになっていった。神坂小に残った教師たちが「語る会」の存続に意志のある親たちを支え続けていた。

時代は下って、1981年現在の「生活の家」への後援会加入を呼びかける一覧名簿には「神坂教育を育てる会」事務局となっている人たちの名前が5名掲載されている。2名は開拓集落の人たちであり、1名は街道筋の人であり、2名は農村筋の人である³²⁹。

図IX-1の説明で示したように、恵那教組はこの地域の労働組合と東濃労働組合会議を定期的に行っており、この障害者地域生活運動の推進者でもあった岩久氏は恵那教組の一員であったが、当会議の代表でもあった。三菱電機の労働組合は地域で綴方攻撃を行う筆頭の組織であったが、その三菱電機の労働組合も掲載されている。

結果として、1981年度の後援会加入者は798名に留まった³³⁰。そして寄付の口数としては2173.5口（「ひがし生活の家後援会だより」No.1. 発行：後援会事務局，1982年5月18日より）つまり、2,137,500円の収入が得られたことになる。ここでは、10口以上の大口の加入者を特別会員とした。

9.2.1.3) 民生委員の関係筋への呼び掛け

民生委員でもそれぞれに担当する福祉分野が異なっている。一覧表を作成すると表IX-5の通りとなる。

³²⁸ 守るだけでなく、作り出すという意味で「育てる」という言葉に改称された。

³²⁹ 1981年「ひがし生活の家」1981年度の後援会資料群中「育てる会各地区役員」資料より。

³³⁰ 法人認可時の1991年には1万人に至る。その大幅な拡大は、障害者本人の廃品回収や物品販売での市民とのネットワークづくり、『愛の鈴』配布運動によるところが大きい。

表区-5 民生委員ルートの後援会

民生・児童委員名簿

民生委員地区総務

昭和55年12月1日
中津川市社会福祉事務所

(*左記 矢印
と下記載は後
の書き込み)
(*下桃山の◎も後書き込み)
住所は分
布を理解
するため
に記載。
ゆえに詳
細は倫理

電話番号の記
載は有無を確認
するため詳細
は倫理上省略
(*身は身体障害。
一は一般、労は老
人、青は青年の略
として○囲いで記
してある。)

| 中津地区(42名) 担当区名 | 氏名 | 住所 | 担当区域 | 電話 | 備考 |
|-----------------------|------|------|------------------------------------|--------|----|
| 1区上 | 民役1 | 手賀野 | | (*記載有) | 身○ |
| 1区中 | 民役2 | 〃 | | (*記載有) | 身○ |
| 2 | 民役3 | 〃 | | (*記載有) | 身○ |
| 会所ヶ丘・雇用促進住宅 (会所ヶ丘) | 民役4 | 〃 | | (*記載有) | 身○ |
| 3 | 民役5 | 駒場 | | (*記載有) | 身○ |
| 後田・大峡 | 民役6 | 〃 | | (*記載有) | 一○ |
| 4 | 民役7 | 〃 | | (*記載有) | 一○ |
| 5 | 民役8 | 〃 | | (*記載有) | 老○ |
| 西ヶ丘 | 民役9 | 〃 | | (*記載有) | 老○ |
| 大平 | 民役10 | 〃 | | (*記載有) | 一○ |
| 山手 | 民役11 | 〃 | | (*記載有) | 青○ |
| ◎ 桃山 | 運動員1 | 〃 | | (*記載有) | 青○ |
| 6 | 民役12 | 柳町 | | (*記載有) | 身○ |
| 東7 | 民役13 | 本町 | | (*記載有) | 一○ |
| 西7 | 民役14 | 〃 | | (*記載有) | 青○ |
| 8・鉄官 | 民役15 | 〃 | 鉄官(桃山宿舎) | (*記載有) | 青○ |
| 9 | 民役16 | 〃 | | (*記載有) | 一○ |
| 10 | 民役17 | 新町 | 横山花ノ木町、西新町、花菱町 | (*記載有) | 老○ |
| 10 | 民役18 | えびす町 | 上・中・西宮町・えびす町・末広町 | (*記載有) | 青○ |
| 11 | 民役19 | 太田町 | 〃 | (*記載有) | 身○ |
| 12・新町 | 民役20 | 花戸町 | 〃 | (*記載有) | 青○ |
| 緑町・13・15 | 民役21 | 太田町 | 〃 | (*記載有) | 青○ |
| 14 | 民役22 | 東町 | 東宮町・東町 | (*記載有) | 老○ |
| 14 | 民役23 | 淀川町 | 茶屋坂・淀川町・妙見町 | (*記載有) | 一○ |
| 16 | 運動員2 | 栄町 | 〃 | (*記載有) | 一○ |
| 17・鉄官 | 民役24 | 北野町 | 17(駅前・赤台・諸所前・津島・大西・中川)・鉄官(北野宿舎・北野ア | (*記載有) | 老○ |
| 17 | 民役25 | 中津川 | 宮前・庚申・北上・美栄町・丸山 | (*記載有) | 老○ |
| 18 | 民役26 | 〃 | 上金・新田 | (*記載有) | 青○ |
| 18 | 民役27 | 〃 | 子野2・銭亀 | (*記載有) | 青○ |
| 18・雇用促進住宅(丸山) | 民役28 | 〃 | 18(子野1・子野団地) | (*記載有) | 老○ |
| 松田 | 民役29 | 〃 | 〃 | (*記載有) | 青○ |
| 18・雇用促進住宅(恵下) | 民役30 | 〃 | 19(恵下・徳原) | (*記載有) | 老○ |
| 19 | 民役31 | 〃 | 実戸 | (*記載有) | 老○ |
| 一色 | 民役32 | 中一色 | (昭和町と括(*?)って) | (*記載有) | 身○ |
| 昭和 | 民役33 | 昭和 | 〃 | (*記載有) | 老○ |
| 20 | 民役34 | 中津川 | 1・2 | (*記載有) | 青○ |
| 20 | 民役35 | 〃 | 3 | (*記載有) | 身○ |
| 20 | 民役36 | 〃 | 4・5 | (*記載有) | 一○ |
| 21 | 民役37 | 〃 | 〃 | (*記載有) | 青○ |
| 尾鳩 | 民役38 | 〃 | 〃 | (*記載有) | 青○ |
| 23 | 民役39 | 駒場 | 〃 | (*記載有) | 一○ |
| 24 | 民役40 | 小川町 | 〃 | (*記載有) | 青○ |

右端の「老」は老人問題対策研究部会所属の民生委員であり、「青」は青年問題対策研究部会所属、「一」は一般福祉問題対策研究部会所属、「身」は身体障害、精神障害問題対策研究部会に所属する民生委員である。この一覧を把握する事で、障害者の生活に対して精通する人であるか否か、ある程度の見当をつけることができる。つまり、地域生活運動の関係者になってもらう可能性の高い人ということになる。

また、1981年2月1日現在の「地区別役員名簿」も手書きで記録された資料が残っていた。

◎地区別役員名簿

| 地区名 | 総務氏名 | 副総務氏名 |
|-----|--------|--------|
| 中津 | 運動員2さん | 運動員1さん |
| 坂本 | 民役53さん | 民役60さん |
| 落合 | 民役66さん | 民役63さん |
| 阿木 | 民役74さん | 民役70さん |
| 神坂 | 民役78さん | 民役80さん |

西地区(正)運動員1さん(副)民役9さん 南地区(正)民役32さん(副)民役81さん 東地区(正)運動員2さん(副)民役21さん

図区-2 地区民生委員とのつながり

図IX-2の運動者2さん、運動者3さんは「生活の家」の支援員とボランティアである。次のような対応を示す記録が残されていた。

民生委員関係

| | 団体 | 氏名 | 住所 | (*住所は分布を理解するために記載。ゆえに詳細は倫理上省略) | (*電話番号の記載は無を確認するために詳細は倫理上省略) 電話 |
|---------------------------|----------------------------------|--|------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 個人でお そらくOK OK | 手賀野一区 南地支部 | レ 民役1さん レ 民役32さん | 手賀野 中一色 | | (*記載有) (*記載有) |
| だめ× | 坂本支部 | レ 民役53さん | 茄子川 | | (*記載有) |
| OK あさ だめ-あ さ7:00 | 手賀野支部 阿木支部 | レ 民1さん レ 民役74さん | 手賀野 阿木 | | (*記載有) (*記載有) |
| OK OK | 落合支部 苗木支部 委員長(同東支部) 西支部 | レ 民役66さん レ 民役47さん レ 運動員2さん レ 民役39さん | 落合 苗木津戸 栄町 | | (*記載有) (*記載有) (*記載有) (*記載無) |

図IX-3 民生委員による訪問勧誘

運動者2さん、運動者3さんは民生委員の中で中津川市の代表になっている。つまり、各地区の民生委員のとりまとめ役である。そのために各地区の代表とコンタクトしているので、各委員にどのように接したらよいか既知なのである。

そして、さらに同日書き記された他の記録資料には、民生委員を介しての後援会活動が広報会の分析とともに直ちに進めていることが書き記されてあった(図IX-3 参照)³³¹。広報会の分析は次項で検討する。1

9.2.1.4) 旧・新混淆のユニット戦術

ここまでは教育関係のつながりを後援会の呼び掛けに活かしたものであった。本項では最後に地域における情報や人のつながりを生かした後援会活動について述べる。具体的には、広報会の在り方を活かして、民生委員や地区委員を介しながら、活動を広めていく方法である。

広報資料がどのように配布されているのか。後援会を周知してもらうためには広報活動の遍満は必須である。1981年の後援会関係資料の中に、次のような集計資料が残されていた。

表IX-6であげている中津地区、苗木地区、坂本地区、落合地区、阿木地区、神坂地区とは、そもそも祀ってきた神社を異にして、中津川市が成り立っている。中津地区は中津地区内に3つの大きな神社を守り、中津地区の人々は3社を全て参り、戎神社1社もち、商売繁盛の神として中津地区全ての人が参った。N地区は木曾川を越してN藩の城下町であった。N藩は廃仏毀釈を強行に行った地域でもある。N藩は石高の少ない藩で東濃圏域

³³¹ この資料に関しては研究倫理上掲載できない内容が示されているため、本文のような内容にとどめた。

では有名であったが³³²、プライドは高く、対岸には坂本地区の開拓集落があるが、集落間の仲が悪く、N地区の人は対岸の開拓者には入らせないような閉鎖的で気むずかしい地域性があった³³³。

表Ⅸ－6 各集落の集計
集計

| 地区名 | 広報会数 | 町内会数 | 班数 | 世帯数 | 広報配布数(予備) | 回覧文数 配布数 |
|-----|------|------|-----|--------|-----------|-------------|
| 中津 | 43 | 200 | 614 | 8,178 | 8,500 | 800 |
| 苗木 | 15 | 82 | 82 | 1,227 | 1,300 | 130 |
| 坂本 | 24 | 75 | 82 | 2,371 | 2,500 | 230 |
| 落合 | 12 | 76 | 76 | 1,047 | 1,100 | 110 |
| 阿木 | 12 | 38 | 87 | 673 | 700 | 90 |
| 神坂 | 5 | 14 | 14 | 337 | 400 | 40 |
| 計 | 111 | 485 | 955 | 13,833 | 14,500 | 1,400 |

これらの事情を受けてN地区だけで祀る神社が八幡神社をはじめ 14 社ある³³⁴。坂本地区は茄子川に諏訪神社、千旦林に坂本神社八幡宮を持ち、開拓集落である北原は洲原神社と、それぞれ異なる氏神を祀っている³³⁵。落合地区は地区内の白山神社と八幡神社を祀っている。阿木地区は風神神社、血洗神社、神明神社を地区で守っている。神坂地区は諏訪神社を祀っている。

表Ⅸ－7の広報会とは行政区に当るものである。例えば、当時の中津地区の、中津川市企画商工部企画広報課が作成した広報会長名簿がある。ここには、中津地区の広報会名、広報会長名、その住所と電話番号、広報会の町内会数、班数、世帯数、広報配布数、回覧文書配布数が明記されている。上から1番目と5番目のブロックで囲った広報会区は中津地区の津島神社を輪番で当元になって8月13日から15日の夏祭りの当番を務めている。上から2番目と4番目のブロックの広報会区は中津地区の八幡神社を輪番で当元となって春祭りの当番を務めている。また、上から3番目と6番目のブロックの広報会区は中津地区の中川神社を輪番で当元になり秋祭りの当番を務めている。

³³² N藩の石高は1万500石で最小の城持ちといわれる。

³³³ 松葉敏郎氏は開拓者を祖父母にもつ。「ふんどし橋」はその談話の一つである。2016年11月の聞き取りから。

³³⁴ 八幡神社には古社に加え、N藩主の守り場にもう一社八幡神社を置いた。その他、神明神社、秋葉神社、丸山神社、上地神社、南地神社、金刀比羅神社、諏訪神社、秋葉神社、白山神社、丸小根神社、中平神社、富士ヶ根神社を祀っている。

³³⁵ 後述するがK地区の洲原神社に「生活の家」の「仲間集団」は毎年「飛翔太鼓」と開拓の伝承劇を上演することになっている。小出氏が神坂の豆学校で見落としていた民俗をK地区では見逃すことなく地着かせたことは、開拓の人たちと盃を交わすことに匹敵する。「仲間集団」は洲原神社にとってなくてはならないものとなっている。筆者も2016年に上演の手伝いや祭りの交通整理など参与観察に当たった。

表区-7 1981年度の中津川市広報会会長名簿一覧

昭和56年度 中津川市 広報会長名簿 中津川市企画商工部企画広報課

中津地区

電話番号の記載は有無を確認するためで詳細は検閲上省略

| 広報会名 | 広報会長名 | 住所 | 電話番号 | 町内会数 | 班数 | 世帯数 | 広報配布数 | 回覧文書配布数 |
|---------|-------|-------------|------|------|-----|------|-------|---------|
| 第1区上 | 原和夫 | 手賀野726 | 記載有 | 6 | 12 | 174 | 174 | 17 |
| 第1区中 | 二村周一 | 手賀野457~12 | 記載有 | 5 | 15 | 257 | 258 | 21 |
| 第2区 | 小木曾博志 | 手賀野354 | 記載有 | 3 | 17 | 216 | 216 | 18 |
| 会所ヶ丘区 | 榎由平 | 手賀野198~305 | 記載有 | 3 | 8 | 106 | 106 | 8 |
| 第3区 | 芳村順治 | 駒場95 | 記載有 | 3 | 13 | 143 | 146 | 15 |
| 後田区 | 田口五郎 | 駒場1508~114 | 記載有 | 5 | 29 | 276 | 281 | 39 |
| 大峽区 | 原二三雄 | 駒場1556~95 | 記載有 | 2 | 9 | 97 | 102 | 10 |
| 第4区 | 大野儀六 | 駒場500 | 記載有 | 2 | 16 | 213 | 213 | 17 |
| 第5区 | 安藤卓造 | 津島町4番2号 | 記載有 | 3 | 7 | 137 | 140 | 9 |
| 西ヶ丘区 | 高橋三郎 | 駒場1635~34 | 記載有 | 4 | 24 | 234 | 234 | 25 |
| 大平区 | 佐藤光安 | 駒場1578 | 記載有 | 4 | 13 | 189 | 189 | 21 |
| 山手区 | 桑原清衛 | 駒場1616~19 | 記載有 | 3 | 19 | 317 | 328 | 27 |
| 桃山区 | 細江一男 | 駒場1652~4 | 記載有 | 8 | 19 | 217 | 226 | 25 |
| 第6区 | 大山金助 | 柳町8番8号 | 記載有 | 5 | 18 | 200 | 200 | 25 |
| 東7区 | 伊藤和好 | 西宮町5番31号 | 記載有 | 6 | 15 | 198 | 199 | 17 |
| 西7区 | 熊崎英夫 | 本町4丁目4番1号 | 記載有 | 5 | 20 | 208 | 208 | 21 |
| 第8区 | 成瀬仁五 | 本町2丁目5番30 | 記載有 | 8 | 20 | 265 | 265 | 21 |
| 第9区 | 松村喜作 | 西宮町1番15号 | 記載有 | 5 | 10 | 127 | 127 | 11 |
| 第10区 | 加藤真助 | えびす町3番5号 | 記載有 | 8 | 24 | 279 | 279 | 33 |
| 第11区 | 伊藤昭貞 | 太田町3丁目6番8 | 記載有 | 5 | 11 | 147 | 147 | 12 |
| 第12区 | 小倉広義 | えびす町8番13号 | 記載有 | 4 | 14 | 172 | 172 | 17 |
| 新町区 | 赤井芳朗 | 新町2番40号 | 記載有 | 3 | 6 | 70 | 70 | 7 |
| 緑町区 | 榎一雄 | 太田町2丁目3番8 | 記載有 | 1 | 8 | 38 | 42 | 4 |
| 第13区 | 吉村正紀 | 太田町2丁目5番2 | 記載有 | 2 | 2 | 43 | 43 | 3 |
| 第14区 | 光岡秀雄 | 東宮町1番40号 | 記載有 | 8 | 27 | 316 | 316 | 28 |
| 第15区 | 今井隆 | 太田町1丁目1番2 | 記載有 | 2 | 6 | 80 | 80 | 8 |
| 第16区 | 吉村鏡一 | 栄町8番10号 | 記載有 | 7 | 25 | 251 | 256 | 26 |
| 第17区 | 浅井時一 | 北野町4番18号 | 記載有 | 11 | 29 | 457 | 489 | 33 |
| 鉄官区 | 小室郁雄 | 中川町2番1号 | 記載有 | 4 | 5 | 56 | 56 | 6 |
| 松田区 | 千葉昇 | 中津川2364の116 | 記載有 | 6 | 12 | 258 | 258 | 18 |
| 第18区 | 三尾秀夫 | 中津川1016の2 | 記載有 | 5 | 24 | 417 | 417 | 25 |
| 第19区 | 後藤行男 | 中津川2561の2 | 記載有 | 4 | 29 | 424 | 432 | 32 |
| 一色区 | 長瀬政治 | 中一色町1番56号 | 記載有 | 3 | 14 | 250 | 250 | 31 |
| 昭和区 | 原宮太郎 | 昭和町1番52号 | 記載有 | 4 | 12 | 175 | 179 | 17 |
| 第20区 | 林保二 | 中津川3260 | 記載有 | 24 | 24 | 475 | 475 | 29 |
| 第21区 | 市岡泰二 | 阿木川上7916 | 記載有 | 3 | 10 | 81 | 81 | 11 |
| 尾鳩区 | 渡瀬昭一 | 中津川3457~5 | 記載有 | 4 | 13 | 117 | 125 | 17 |
| 第23区 | 林光 | 駒場1666~2013 | 記載有 | 6 | 6 | 112 | 112 | 8 |
| 第24区 | 伊藤光太郎 | 小川町1番34号 | 記載有 | 2 | 6 | 100 | 102 | 13 |
| 雇用促進住宅 | | | | | | | | |
| 第1区(会 | 小牧常二 | 手賀野169~2 | 記載有 | 1 | 8 | 77 | 77 | 10 |
| 所ヶ丘) | | | | | | | | |
| 雇用促進住宅 | 平出園臣 | 中津川2447-13 | 記載有 | 1 | 8 | 80 | 80 | 9 |
| 第2区(恵下) | | | | | | | | |
| 雇用促進住宅 | 古根義房 | 中津川1010~201 | 記載有 | 1 | 8 | 79 | 79 | 9 |
| 第3区(丸山) | | | | | | | | |
| 丸山団地区 | 伊藤兼弘 | 中津川1010~198 | 記載有 | 1 | 4 | 43 | 43 | 5 |
| 43 | | | | 200 | 613 | 8171 | 8272 | 760 |

(*他の地区は原本資料あり)

これは一体、後援会にどうかかわってくるのか。この表に示されている広報会長が誰であるのか、そして、町内会の数、さらに町内より細かい御日待講を行う単位に相当する班数を把握すること、そして広報会全体の世帯数、広報配布数は後援会呼び掛けの資料を渡す配布数をどうするかを把握することになる。また、その配布が実際に、どの区では何回くらい回覧されているのか、その頻度を知ることが重要である。というのも、頻度の低い区に何部も呼び掛け文を準備しても無駄になる可能性が高い。逆に配布数の多い広報会区には後援会資料を多く準備すれば、それだけ後援会が周知されていくからである。

さらに残存資料には、1つの区内を障害者の家が担当することになっている記録が残されていた(後援会資料7)、(後援会資料8)。親と広報活動に回れる人は、障害者本人が町内を回っている事は、後の後援会員獲得の記述で示すところである。

常会長とその下部に町内会が示され、さらに1981年度の班長名が書かれている。班は日待講をする単位である。恵那地方一帯のしきたりとして、7日正月が空けるまでに班で日

待講を開くことが通例である。また、その場所は区の集会場である。この場所でやはり班単位で味噌づくりをする。班は葬祭の時も家族に替って一切の世話をを行うことが2000年前までは恵那の一般的しきたりであった。2000年以降、葬祭は外部化し、式場で行われることが多くなった。1981年から1991年の地域生活運動期には、未だ、班の組織活動が盛んであった。そのために、町内会は細かく班単位で明記され、班長名とその住所の明細が示されていた。町内会によっては、会計係を役に行っているところもあるので、会計係の名前も列記されていた。

(※3ページ目 (*)以外ママだが、住所は分布、電話番号は記載有無をみるのみで、個人情報の詳細は倫理的配慮により示さず)

団体、代表に送る。

代表の名と、団体の名をいっしょにかくこと。

例 ○○○様

×××グループ同様 (後援会、1、直属、全員です)

| 氏名 | 所属 | 住所 | 電話番号 |
|---------------|-----------------|----------------------|------------|
| あじさいグループ一同 | あじさいグループ | | 手わたし |
| 岐阜県難聴児をもつ親の会 | 中津川支部会員 成瀬修一 | | |
| 難聴部会 | | | |
| 代表 石田加代 | | | |
| T.B.さん | 市 清掃課 | 中津川市中津川 | (*電話番号記載無) |
| T.H.さん | 名大 社教ゼミ | 名古屋市千種区不老町名古屋学校教育学部内 | |
| K.H.さん | 中津川うたう会 | 中津川市茄子川 | |
| I.K.さん(本人は園長) | 誠和幼稚園父母 | →別個におくる | |
| 城山病院職員一同 | 〃 | | |
| H.H.さん | 市民病院 | 手わたし | |
| M.T.さん | 明世電業 | 千旦林 | |
| M.K.さん | 八百健 | 手わたし | |
| N.H.さん | 訓練センター | | |
| 中津川書店 | | 手わたし | |
| 近鉄東美タクシー愛の会 | | | |
| 一同 | 〃 | 手わたし | |
| 坂下病院職員一同 | 〃 | 森さんへ | |
| 上矢作病院職員一同 | 〃 | 恵那郡上矢作町 大島紀久夫 | |
| 市保健センター一同 | 〃 | 手わたし | |

図Ⅸ-3 後援会チラシの配布方法

この募金呼びかけをどう行っていくか、その戦略を示すメモ書きがあったので、1981年11月の広報戦略の内容を5点示す(後援会資料13)。

まず一点目として、「直属会員一人一人に送る。」と書かれていた。先の呼び掛けの中にもあったがこれは、送った先の人に新たに支部をつくれという要求を行うことを意味する（後援会資料 4）。直属会員は後援加入の用紙を持参して新たな家を訪ねる際、依頼する空白になっている支部代表氏名のところに自分の名前を書いて、更に会員を増やしていくねずみ講方式になっているのである。

2 点目として、「団体・企業・職場・・・代表に、全員あてで送る。＊全員の分をもっていくべきか」と書かれている。組織の各性格により、ケースバイケースで考えるようにということである。

3 点目として、「地域の支部・・・一人一人かく」と書かれている。この地域というのは、「豆学校」関係組織の事をこの当時「地域」と呼称するようになっているので、その程度の範囲のという「地域」である。10 軒くらいに該当するので、町内会とほぼ同じである。

4 点目として、「個人支部・・・一人一人かく」とあるが、これは個人の知り合いつながりを示す。

5 点目として、「指導員、親は手わたしと郵送にわかるように。」とある。指導員や親には「生活の家」に関与している人と関わっていない人がいるので、前者は「生活の家」で手渡しにすればよいという意味である。

このように手書き、手渡しと郵送に分けて濃淡があることを示している。

具体的には、後援会運動の関係者は「守る会」会員と重複しているが、その人たちは回るブロックの割り当てが示されていた。

そして、この配布に関する戦略の成果を示す記録が残されていたので資料化してみると、表 IX-8 の通りであった。

表 IX-8 活動の成果

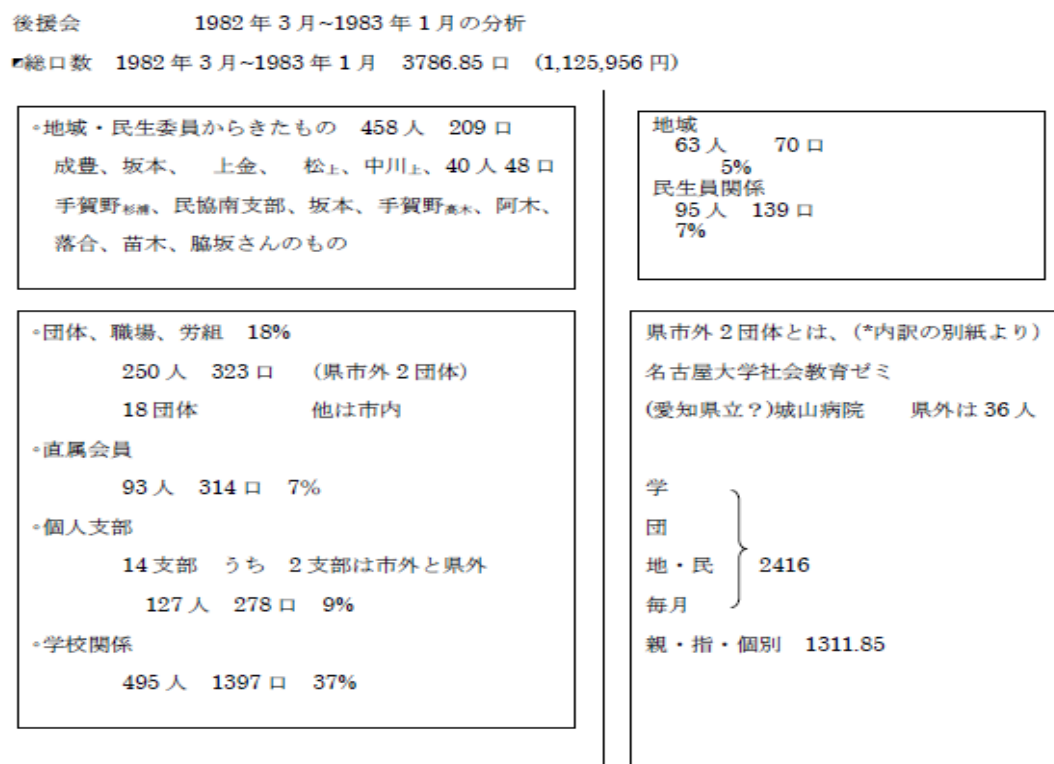
| 後援会特別協力者(旧市内全般) (代表者) | | | (*住所は分布を理解するために記載。) | (*電話番号の記載は有) | 役職他 |
|--------------------------|-------------------|--------|---------------------|--------------|---------|
| 団体 | 氏名 | 住所 | 電話 | | |
| OK | あじさいグループ | H.K.さん | 中津川市西宮町 | (*記載有) | — |
| OK | 親子劇場 A. | M.M.さん | (*中津川市)苗木 | (*記載有) | — |
| OK | 同 B. | M.T.さん | (*中津川市)東町 | (*記載有) | — |
| O | | T.S.さん | 中津川市津島町 | (*記載有) | — |
| OK | 市民病院 | M.K.さん | ” 子野 | (*記載有) | — |
| OK | ” | H.H.さん | ” 茄子川 | (*記載有) | — |
| OK | 長尾建設 | N.O.さん | ” 中村下 | (*記載有) | — |
| OK | | S.Y.さん | ” 本町 | (*記載有) | — |
| OK | | N.N.さん | ” 駒場 | (*記載有) | — |
| OK | ガソリンスタンド | K.T.さん | ” 淀川町 | (*記載有) | — |
| OK | | O.A.さん | ” 駒場大峡 | (*記載有) | — |
| OK | | S.M.さん | ” 駒場上宿 | (*記載有) | 坂本公民館勤務 |
| OK | 近鉄東美タクシー愛の | M.H.さん | ” 苗木 | (*記載有) | — |
| OK | 事務熊崎 | | ” かやの木町 | (*記載有) | — |
| OK | 八百健製紙工場 | M.K.さん | ” かやの木町 | (*記載有) | — |
| OK | 中津川書店 | K.I.さん | ” 落合 | (*記載有) | — |
| OK | 東濃信用金庫 | M.M.さん | ” 手賀野 | (*記載有) | — |
| OK | | M.S.さん | ” 上金 | (*記載有) | — |
| OK | 中津川うたう会 (東労協内) | K.H.さん | ” 茄子川 | (*記載有) | — |
| | | K.K.さん | ルビコン | (*記載有) | — |
| | | K.K.さん | 昭和町 OK | (*記載有) | — O |
| | | U.Y.さん | | | |
| | | カズ美容院 | | | |

一見、関係のないような企業や会社に大口寄付や会員動員があることは特筆すべき事項

である。八百健製紙へは社長に郵送されたことになるが、Tさんが実際に社員の人たちにも呼び掛けているので、会社としても、そして各々の会社員からの大口の寄付があったということである。また、金銭だけでなく、その後、当会社が「生活の家」の「仲間集団」の廃品回収の回収物の受入れを継続的に行ったのである。企業全体としての理解を得なければ、廃品回収の安定した収入は成り立たなかったであろう。経営者だけでなく、手渡しで一人一人に呼び掛けていくことは、会社全体の理解につながる。そして、地域で暮らそうとする障害者が存在し、そのために後援が必要であるという事情の周知が、すべての人に行きわたっていくことにつながるのである。

近鉄タクシーは恵那地方一帯でよく利用されるタクシー会社である。一方、うたう会は革新系の思想を有している人が多い団体で、東労協に属している。労働組合への呼び掛けも一定の成果を生んでいる。このうたう会が後に野村さんの詩を披露した団体でもある。ここで注目されることは、企業から革新団体まで、思想を超越して大口寄付者が出ていることである。

また、先の直属会員、団体・企業・職場関係、地域、個人の戦略による活動の分析を示す運営に参加者で検討する資料 1983年2月19日の「第二回中津川ひがし生活の家後援会支部代表者会議協議メモ」が残存した。要点の部分だけ示すと図IX-4の通りである。右上四角囲いの2行目の成豊、坂本、上金、松上、中川上、は地域名である。松は松田区の略称になっている。5地区で40人の寄付があり48口集まったということである。



図IX-4 後援会員の内訳

上の手賀野_{杉浦}、は手賀野地区の杉浦さんが寄付されたということ。民協南支部の民協は民生委員児童委員協議会の略である。坂本は地区名、手賀野_{高木}は先の地区名と寄付者氏名で

ある。阿木，落合，苗木と地区名が明記され、「脇坂さんのもの」は民生委員も務め地域の有志として寄付された脇坂氏の氏名である。

各団体の寄付のパーセンテージが示されているが学校関係が37%と最も多い。そして団体・職場労組関係も18%と多い。それはこれまで、恵那の教育関係者の80%以上が教職員組合員で他の団体・職場の労組と協議会を持ってきたからである。それまでの恵那教組の活動の一環として「ひがし生活の家」の地域生活運動が受けとめられていた一面であろう。しかし、1982年から1983年の変動をみると、それだけに偏るものでない市民の後援の萌芽を見ることができる。資料の2頁目は1982年の口数と、1983年の口数の寄付者の属性に関する比率が示されている。民生委員は4%から7%へ、地域は2%から5%と倍以上になっている。このことから、民生委員や地区役員を介しながら広報を行ったことに一定の成果が得られているとよいであろう。

しかし、障害児者の事が実感されなければ、なかなか人は寄付しようとしにくいであろう。それどころか、障害児者の実情を知ろうともしないのが、知らない人の常ではないか。では、どうして一定の成果が出てきているのか。それは、この時期とほぼ同じ1981年から「仲間集団」による毎日の廃品回収と『廃品回収だより』の配布が、届けられる人にとっては2週間に1回、地域の人たちに手渡され始められたからである。

「ああ、あの人たちがやってくるのだ」と地域の人が類推できれば、地区担当の後援会への呼び掛けは実感を伴うのである。本人の姿なくして、見知らぬ地域の人には動かないものと考えられる。

東労協の常任幹事である曾我さんは長尾建設に所属するが、当社の社長、長尾修氏は1981年度の10口以上の寄付者である特別会員になっている。労使共々、「生活の家」後援会呼び掛けが、この建設会社においては浸透していたとみなすことができる。

手渡しにするか、郵送にするか、知り合いつながりを利用していくか、呼びかけ文を受け取った人の状況によって、配布の仕方をそれぞれに考えている。また、時間帯も考慮している。実際のところはさまざまな考え方の人たちが集まっていた「生活の家」の内情とは裏腹に現実の評判では「生活の家はアカだ」と言われていた³³⁶。坂本地区は反共攻撃、生活綴方教育批判が非常に強い地域であった。その地域にも回避せず後援会活動をしようとしていたことが伺える。

図IX-5は坂本地区の千旦林地区での後援会特別協力者となった人・会社一覧である。

連絡をとった相手先にはレ点が表示されているものと思われるが、○やOK印の意味は、訪問することの承諾か特別協力者になることの承諾かどちらかであろうが詳細は不明である。しかし、ここで注目されるのはO. S. 氏と明世産業への訪問は朝の時間帯に訪問することがよいということを示していることである。

³³⁶ 岩井万喜子さんからの聞き取りによる。

後援会特別協力者(千旦林)

| 団体 | 氏名 | 住所 | 電話 |
|-----------|----------|---------|--------|
| OK | レ O.M. | 千旦林 Y地区 | (*記載有) |
| あさ OK | レ L.O.S. | " A地区 | (*記載有) |
| ○ | レ K.S. | " N地区 | (*記載有) |
| OK | レ K.A. | " N地区 | (*記載有) |
| あさ ○ 明世産業 | レ L.M.T. | " ママ | |
| OK | レ K.N. | " K地区 | (*記載有) |
| OK | レ K.K. | " ママ | (*記載有) |

(*住所は分布を理解するために記載。詳細は倫理上省略。)

(*電話番号の記載は有無確認のために詳細は倫理上省略)

図 IX-5 後援会勧誘の方策 その1

そして、訪問担当者はその考慮を行って記録に残していることもこの紙面からいえる。

後援会特別協力者(茄子川)

| 団体 | 氏名 | 住所 | 電話 | 役職他 |
|---------------------------|--------|-------|--------|---------------------------------|
| あさ7:0 08:00 一だめ | レ 運動者3 | 茄子川 | (*記載有) | こうほう ~, 立場 上, あまり やれない |
| だめ×○ 反共攻撃 があるの で | × 運動者4 | 茄子川上平 | (*記載有) | |

(*住所は分布を理解するために記載。詳細は倫理上省略。)

(*電話番号の記載は有無を確認するため)

図 IX-5 後援会勧誘の方策 その2

同じ坂本地区でも茄子川地区はかなり広報活動が困難であったことを資料は伝えている。協力に応じてくれた運動者3さんも「こうほう（ママ）～，立場上，あまりやれない」と、後援会の広報活動を茄子川地区内で行うと地域生活が円滑にできなくなってしまうことを危惧する事情を伝えている。

9.3 後援会呼び掛け活動から得られた結果

恵那教組の「親・地域へ」という組織戦略や町内会組織とその広報活動状況w p 分析し、意図的でしかも綿密な呼びかけを行ってきたわけである。その行為が果して市民への後援会加入に届いたのか。

9.3.1 大口加入と市民一人一人の寄付

次に示す資料は大口の寄付者や複数人後援会加入を動員した事を示すものである。その成果について述べる。

表IX-9は10口以上を寄付した特別会員の一部の一覧である。上から7番目の運動者4さんさんは拒否が記されているにもかかわらず、結果として20人の後援会員を動員している。運動者4さんに限らず、何度断られても、理解のないところにも本人や親、支援者がねばり強く嘆願に回った話はしばしば聞いてきたが(篠原 2016b:57.)、この場合も何度かの訪問によって、当初拒否のなかったN.K.氏よりもN.H.さん周辺で後援会員を増やしており、「生活の家」の理解や支援の気運が高まったものと考えられる。

表Ⅸ－9 大口の寄付

No. 特別会員

担当者名(*記載無)

| 番号 | 氏名 | 所属役職 | 住所 | 電話 | (*口数) 後援会員 |
|----|-----------------|---------|-----------|--------|---------------|
| | H.Y.さん | | 子野 | (*記載無) | 20人 |
| | T.K.さん | | 松田区 | (*記載有) | 20人 |
| | O.M.さん | | 千旦林 | (*記載無) | 3人 |
| | T.O.さん | 支援員 | | (*記載無) | 21人 16人 |
| | K.K.さん | 障害児親 | | (*記載無) | 20人 |
| | K.S.さん | | | (*記載無) | 7人 |
| | 有志運動者4さん | | 茄子川 | (*記載無) | 20人 |
| | K.T.さん | | 淀川町 | (*記載無) | 5人 |
| | M.S.さん | | 上金 | (*記載無) | 7人 |
| | K.S.さん | | 千旦林中洗井 | (*記載無) | 5人 |
| | K.K.さん(有志守る会役員) | 金沢木材社長 | 千旦林中洗井 | (*記載無) | 19人 |
| | H.M.さん | | 千旦林 | (*記載無) | 1人 |
| | I.K.さん | | 手賀野 | (*記載無) | 1人 |
| | M.H.さん | | (*恵那郡)付知町 | (*記載無) | 1人 |
| | W.Y.さん | 教師 | 二中 | (*記載無) | 3人 |
| | U.T.さん | | | (*記載無) | 16人 |
| | I.K.さん | 幼稚園園長 | 誠和幼稚園 | (*記載無) | 15人 |
| | A.T.さん | | | (*記載無) | |
| | M.R.さん | 市職員 | 市役所 | (*記載無) | |
| | K.T.さん | 市職員 | 市役所 | (*記載無) | |
| | 有志運動者3さん | | 茄子川 | (*記載無) | 2人 |
| | M.A.さん | | | (*記載無) | 8人 |
| | K.H.さん | 障害児担当教師 | | (*記載無) | 11人 |
| | N.O.さん | 長尾建設社長 | 中村下 | (*記載無) | |
| | 近鉄東美タクシー愛の会 | | | (*記載無) | 42人 |
| | N.N.さん | | 本町 | (*記載無) | 10人 |
| | S.R.さん | 障害児親・教師 | | (*記載無) | 6人 |
| | T.H.さん | 支援員 | | (*記載無) | 17人 |

対面で話を行い手渡されたことには、一定の成果が得られている。次に示す表は10口以上の特別会員を示すものである。右列は会員数も示しているが、それぞれの保育園に呼びかけていたので(1981年後援会関係資料各種団体保育園より)、N保育園を除いて各保育園が10口以上の特別会員となっており、しかも一色保育園の最低4人から北野保育園の16人の寄付に及んでいる。

保育園、小中学校の大口加入も注目される(表Ⅸ－10参照)。

表Ⅸ－10 保育園からの寄付

No. 特別会員(10口以上寄付者又は団体)

| 保育園名 | 後援会員 (単位は人数) |
|---------|-----------------|
| 阿木保育園 | 14 |
| 落合保育園 | 7 |
| 中津川保育園 | 7 |
| 小鳩保育園 | 7 |
| 一色保育園 | 14 |
| 坂本保育園 | 4 |
| 北野保育園 | 16 |
| かやの木保育園 | 11 |

また、小中学校にいたっては、中津川市全ての学校が特別会員になっている(表Ⅸ－11

参照)。

表Ⅸ－12 小中学校からの寄付

| No. 特別会員(10口以上寄付者又は団体) | |
|------------------------|-----------------|
| 学校名 | 後援会員 (単位は人数) |
| 西小学校 | 35 |
| 神坂小学校 | 10 |
| 落合小学校 | 20 |
| 苗木小学校 | 18 |
| 南小学校 | 29 |
| 東小学校 | 31 |
| 阿木小学校 | 13 |
| 坂本小学校 | 35 |
| 第一中学校 | 25 |
| 坂本中学校 | 25 |
| 神坂中学校 | 13 |
| 第二中学校 | 24 |
| 落合中学校 | 11 |
| 阿木中学校 | 10 |
| 苗木中学校 | 14 |

最低でも神坂小学校と阿木小学校の10人であるが、阿木地区と神坂地区は中津川市内中心部に比べ、険しい山沿いにあり、市内の中で辺境にある。そのために学校規模も小さい。西小学校と坂本小学校は35人と「生活の家」のある東小学校の31人よりも多い。西小学校は当時の生活綴方教育の拠点学校である。一方、坂本小学校は生活綴方を批判する保護者の多い学校である。ここからわかることは情勢如何によらず、各々学校の教師たちは「生活の家」を支援しようとしていることである。他にも医療・福祉・教育の関係者が後援会員になっているが、これらの関係者たちは障害児者と関わってきた人たちで、ある意味では当然のことである。

そして大口ではないが、各地区のブロックを回って市民一人一人に後援会加入の了解を得ている。表Ⅸ－11では後援会加入を回っている地区が注目される。これは「仲間集団」が巡回しているコースと重複するところが多い。廃品回収では『廃品回収だより』を配布していたが、その中に後援会加入の呼び掛けやチラシ折り込みを行っていたので、後援会勧誘の訪問された側は、「生活の家」の事が連想しやすくなるのである。マレビトではなく、ナジミの運動性を活用しているのである。

つまり、廃品回収活動と後援会活動が連動した時、それを運動とみなすことができるだろう。廃品回収も後援会活動も運動の両輪なのである(図Ⅷ－7参照)。

表区-11 一般市民の後援会加入

| No. 一般 | 後援会員 | | No. 一般 | 後援会員 | | |
|---------------|------------------------------|-------------|--|------------------------------|-------------|-------|
| | 住所は分布を理解するために記載。ゆえに詳細は倫理上省略。 | | | 住所は分布を理解するために記載。ゆえに詳細は倫理上省略。 | | |
| | 電話番号の記載は有無を確認するために詳細は倫理上省略。 | | | 電話番号の記載は有無を確認するために詳細は倫理上省略。 | | |
| 番号 | 住所 | | 番号 | 氏名 | 所属役職 | 住所 |
| I. さん ↓ | 市民181 | 中津川市 緑町 | ↑ M. 市民100 M. 市民101 M. 市民102 市民103 市民104 市民105 市民106 市民107 市民108 市民109 市民110 市民111 市民112 市民113 S. H. 市民114 市民115 市民116 市民117 市民118 市民119 市民120 市民121 市民122 市民123 市民124 市民125 市民126 市民127 市民128 市民129 市民130 市民131 市民132 市民133 市民134 市民135 市民136 M. 市民137 市民138 市民139 市民140 市民141 市民142 市民143 市民144 | 市民97 | 仏光社 | 太田町 |
| | 市民182 | 太田町 | | 市民98 | 美濃里や | 桃山薬師町 |
| | 市民183 | 新町 | | 市民99 | 渡辺歯科 | えびす町 |
| | 市民184 | 新町 | | | 中津川軟式テニスクラブ | 東宮町 |
| | 市民185 | 太田町 | | | 中村や | 太田町 |
| | 市民186 | 太田町 | | | マルイ洋装店 | 太田町 |
| | 市民187 | 太田町 | | | カツミ洋服店 | 太田町 |
| | 市民188 | 太田町 | | | 末広 | 太田町 |
| | 市民189 | 太田町 | | | かじまや | 太田町 |
| | 市民190 | 東宮町 | | | ペンキ屋 | 落合 |
| | 市民191 | 新町 | | | | 新町 |
| | 市民192 | 淀川町 | | | | 東宮町 |
| | 市民193 | 太田町 | | | | 駒場大岩 |
| | 市民194 | 太田町 | | | | 新町 |
| | 市民195 | 恵那市大井町 | | | | えびす町 |
| | 市民196 | 中津川市 太田町 | | | | 新町 |
| | 市民197 | 可児郡可児町土田東山 | | | | 新町 |
| | 市民198 | 長野県山口村神坂荒町 | | | | 新町 |
| | 市民199 | 長野県山口村神坂青の原 | | | | 新町 |
| | 市民200 | 中津川市えびす町 | | | | 新町 |
| | 市民201 | えびす町 | | | | えびす町 |
| | 市民202 | えびす町 | | | | えびす町 |
| | 市民203 | えびす町 | | | | えびす町 |
| | 市民204 | えびす町 | | | | えびす町 |
| | 市民205 | 恵那郡坂下長矢淵 | | | | えびす町 |
| | 市民206 | 中津川市 新町 | | | | えびす町 |
| | 市民207 | 新町 | | | | えびす町 |
| 市民208 | 新町 | | | えびす町 | | |
| 市民209 | 新町 | | | えびす町 | | |
| 市民210 | 新町 | | | えびす町 | | |
| 市民211 | 新町 | | | えびす町 | | |
| 市民212 | 淀川町 | | | えびす町 | | |
| 市民213 | えびす町 | | | えびす町 | | |
| 市民214 | 栄町 | | | えびす町 | | |
| 市民215 | 西ヶ丘町 | | | えびす町 | | |
| 市民216 | えびす町 | | | えびす町 | | |
| 市民217 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民218 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民219 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民220 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民221 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民222 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民223 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民224 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民225 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民226 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| 市民227 | 花戸町 | | | えびす町 | | |
| I. Y. さん ↓ | | | | | | |

さて、親和的な地域はこれでよいであろう。しかし、地域社会というものはさまざまな事情を抱えている。渡す相手によって手わたしか郵送かを分けている。例えば、つぎのような戦略を示すメモ書き残されていた。

- ① 直属会員一人一人に送る。
- ② 団体・企業・職場・・・代表に、全員あてで送る。
*全員の分をもっていくべきか。
- ③ 地域の支部・・・一人一人かく。
- ④ 個人支部の人・・・一人一人かく。

ただし、職場と重っている人に注イせよ。

⑤ 指導員，親は手わたしと郵送をわけるように。

「広報戦略文書」1981年11月 (*）以外はママ 1 ページ目

このような一人一人の加入は、金銭の寄付という事だけでなく、各々の市民が後援の意志を表すという点において、それは地域社会全体が支える、拡大して考えると社会全体が障害者の地域生活を保障していくことにつながり得ることで重要だと考えられる。

9.3.2 機関紙発行と後援会員分析

後援会活動が2年目に入ると、呼びかけの手法が定着してきて、機関紙発行、「生活の家」の運営と連動させるための「守る会」、運営委員会と後援会が合同で協議する会議が開催されている。ここには、愛の鈴運動も同様、合同会議を開いていることが意志疎通、それぞれの人たちの参画していく道筋として重要である。何か指示して物事を統一的に行うのではないのである。さまざまな意見からそれぞれの人が納得して行っていくところに特徴がある（石田 2017:68-75.）³³⁷。

1982年5月18日に機関紙「後援会だより」の第1号が発行されている³³⁸。そこには、前年の11月より始められた募金活動で得られた決算を行っている³³⁹。11月から1992年3月までの募金者は897名で総口数は2173.5口、よって収入として2,173,500円と記載されている。

「後援会だより」第2号には新しい成人の部に当る作業所に入所した7名の紹介と、その一人である野村将之さんの綴方が掲載されている。「後援会だより」は以後、必ずどこかの部分に生活綴方と運営報告、所員の様子を伝えている。

後援会の支部代表者会議は必要に応じて行われているが、会議に「守る会」会長と「生活の家」代表とが挨拶に出向くかたちになっている。1983年2月19日土曜日午後1時半よりの「第二回中津川ひがし「生活の家」後援会支部代表者会議協議メモ」が残存している³⁴⁰。それによると、経過報告、後援会支部活動の報告と意見、1983年度の「生活の家」の重点活動と後援会活動について、それぞれ話し合われている事が記録されている。それによると、先ず経過報告の(1)として生活の第1回「生活の家」発表会が開かれ、各所員が構成詩「ぼくらの生活の家」を発表したこと。350余名の参加者があり、その人たちに「生活の家」の自主製品「固形石けん」を贈呈したことが伝えられている。経過報告の(4)として「生活の家」の状況が保育中心の場から、将来にわたって生き、学び、働く場に変遷していることを報告している。経過報告の(6)として、一人一人の発達課題、「生きていく力を育てる目当て」が指導員と家族(親)とで設定されたことを伝えている³⁴¹。

³³⁷ このような合議の手法は、恵那教組が勤務評定時に、自由論議における「説得、納得」の手法である。出典：石田和男，2017，「組合の体質を変える—自由論議—」『石田和男教育著作集第2集 運動方針の転換』68-75。

³³⁸ 後援会だよりは以後、現在まで継続発行されている。

³³⁹ 支援員田島修氏が会計責任者になっている。

³⁴⁰ ひがし生活の家資料センター内所蔵。

³⁴¹ 障害児者本人が設定するわけではない。自治会が五十七年八月にできた。

そして議事の 3 項目に、その年度の後援会活動の 5 つの重点項目が記録されている。5 つの重点項目とはすなわち、次のような事項である。①項目目として、障害児者自らが“働き”“学び”人間らしい喜び、生きていく誇りが持てる「生活の家」に、そのために、障害児者が人間らしく生き、成長し、発言することに徹した運営をして、「生活の家の所員 作業所員の拡大 増員で生活の家を太らせる」として、後援会として入所対象者と思われる障害児者に生活の家を紹介する活動をすすめることが書かれている。②項目目として、生活の家「作業所」が創造した自主製品である廃食用油から製造する「ひがし固形石けん」とかやふきん、二つの自主製造の成功と販売の開始することが書かれている。当面の月目標として、「固形石けん 300 個、粉石けん 500 袋、かやふきん 100 枚とし、後援会として、それらを紹介する活動をする」と記されている。③項目として、生活の家の財政をささえることとして、廃品回収への支援運動の強化、生活の家の所員たちが行っている学用品紹介等の販路の安定化を支援するために、小、中、幼、保支部は学用品紹介等に協力することと書かれている。④項目目として、「後援会の強化で生活の家を守り育てる」とあり、会員に生活の家の自主製品を届け加入の継続と増口を訴えること、そして、新しい人に加入を呼びかけることと書かれている。その目標口数は 4000 口となっている。⑤項目目として、市助成の増額で運営の安定と一層の公的性格を強め法人化の基礎を作っていくことと書かれている。当面は具体的には岐阜県の小規模授産施設助成の額約 200 万円、そして恵那市なみの助成金額 500 万円になるための活動を支援することが書かれている。ちなみに 1981 年度の中津川市が生活の家に助成金額は 300 万円であった³⁴²。

そして、小出氏をはじめ支援員、親後援会運営に携わっていた人たちによって後援会としての分析を次の通りに示している。これは手書きの用紙による資料そのままを活字したものである。

まず、おおよそ 1 年間の分析を行っている。1982 年 3 月から 1983 年 1 月まで寄付の口数は 3786.85 口で金額に換算すると 1,125,956 円を集金したことになる。その内訳を見てみると、右上の親や指導員が寄付しているのは当然のことである。また、紙面の右四角囲みの中間 2 番目に示されている直属会員も障害児者に関わる身内であるから寄付が得られるのは当然のことである。

しかし、異なる立場の人たちが寄付にされていることは注目に値する。まず、地域・民生委員からの寄付者は 458 名あった。口数は 209 口と人数より口数の方が少ないが、1 口以下の寄付も受け付けていたためである³⁴³。

最後に上半期の予定が示されているが、先の大まかな分析から、3 月は運営事務局³⁴⁴で名簿整理を行うこととしている。これを基に次年度の後援会活動に入ろうとしていること

³⁴²1982 年 7 月 1 日に運営する会によって作成された「中津川ひがし生活の家 昭和 56 年度決算報告書」より。

³⁴³ 後援会員では愛の鈴運動期には一定額を納めてもらう定期会員と、1 円から受け付けている貯金箱による会員の 2 種がある。

³⁴⁴ 運営する会は一定の人に留まらず、会報や「生活の家」連絡帳、市民への配布綴方集『愛の鈴』などの媒体を通して有志を募っている。つまり一定の人だけに閉じられた組織ではなく、市民に開かれた組織である。そのために脇坂氏のような縁故のないボランティアが生活の家を往来していることも重要である。

が理解される。4 月に入所式や合同会議が開催されるとある。その開催に名簿は必要であり、用意周到に考えられている。後、年度初めの後援会だより 1 号を発行し、1 年間に 6 月、7 月、8 月、そして 9 月から 11 月のいずれかの間に 5 号目を発行することを予定している。そして、前年度に加入者が多かった 6 月から 8 月にかけて事務局を置くべきだと述べている。

9.4 1 万人を目標にした 1991 年の後援会員

愛の鈴運動や「仲間集団」の廃品回収活動を介することによって、後援会加入が加速していった。1991 年は社会福祉法人化される年である³⁴⁵。認可の 6 月 18 日に向けて、後援会会員を 1 万人にすることを目標に関係者は動いた。

この間に、母子ともに地域生活運動を行ってきたその母親である N.K. さんが 1986 年 9 月に重度の知的障害と自閉症である 17 歳の J27 さんを残して病のために逝去した³⁴⁶。生活の家への思いを次のように文章で残している。

障害を持つ人達の福祉の夜明けを
共に拓いて下さい
命尽きる前に障害を持って生まれた
我が子の無邪気な寝顔
毎日悩み 悲しみ
人には言えないで
そっと涙をながす

生活の家本館を建設する為に
多くの家をまわり
暖かいはげましの言葉と募金に
今度はうれしい涙を
たくさん出しました

私は病気(癌)になってしまった
私が倒れた時・・・
命 尽きる前に 法人したいのです

故 N.K. (昭和 56 年国際障害者年の本館建設の年に)



図 Ⅹ-7 J27 さんと亡母のブロンズ像

そしてこの題材を元に地元彫刻家が「風の中の母子像」を制作して、後援会加入呼びかけの表紙にした³⁴⁷。

³⁴⁵ 「ひがし生活の家」は 1991 年 6 月 18 日「ひがし福祉会」として法人認可される。

³⁴⁶ 「ひがし生活の家連絡メモ」No. 22. 1986 年 9 月 12 日記録。日報メモより。9 月 8 日勝子さんの葬儀と記録されている。」

³⁴⁷ 作者は地元の彫刻家本郷新作。

9.4.1 生活の家の法人化直前の状況

当時の「生活の家」は寝泊りする家の造りにはなっていなかった。N.K.さんの永眠後、一ヶ月間は当家で、関与する親や職員らが交替で、J27さんの寝泊りを共にしてきたが、家族等の事情によって恵那地方に留まることが許されない状況になった。J27さんには重い自閉症と行動障害があり、常時、誰かの介助がないと生活できない状態だった³⁴⁸。遠方の施設に行くことになり、その前に、支援者である鳥居さんと伊藤さんとで、彼の旅立ちの宴を行ったという。マジックショーをおこなって「きっと「生活の家」が法人化されてまた戻ってこれるようにする」とお互いに誓い合った。J27さんはT施設に入所後もそのことを頼みに宝箱にマジックショーと書いた紙きれを入れ続けてお守りのように所持していたという。

そのような事もあって、TさんやIさんは、何がなんでも「生活の家」を法人化して生活する場所を作らねばと決心したという。2人とも恵那の出身者ではない。たまたま教育実習で恵那に訪れた人たちだが、生活綴方の意味や重度障害児の意志を汲み取り学習し合おうとする類まれな人たちである。小出氏にその感受性が認められてずっとここまで支援してきたが、この地に骨をうずめる覚悟をした。しかし、法人申請は申請毎に却下され、9年の歳月が流れていた。制度にはない構想を求めたこともあって無認可のままであった。この「生活の家」は誰か一人の人が牽引して統制していくものではない。代表者欄に「運営する会・守る会・後援会」と連名で書いていった。つまりみんなで話し合いで作っているのだということを示すのであるが、それば公的書類では通用せず、役所から都度、書き直しを命ぜられた。随所にその類のことが続出し、認可申請は却下され続けた³⁴⁹。J27さんの遠方での施設入所は続いたままの状態であった。

入所できる部分が「生活の家」にも必要なことは、他の障害者J31さんが宿泊の希望をしていることでもわかるように、親を亡くしたり家の世代が変わったりして実家に居場所がなくなった障害者は、当時、借りるアパートも無く、居住する場所が無い場合は遠方の施設に入所せざるをえなかった。そのためにも法人化で入所する部分を作ることは必要であった。

では、実際に法人認可までにどのくらいの費用が必要になるのか。そのことも後援会加入への呼び掛けで開示した。その資料によると（後援会資料14）、来年1992年6月の開所時までには資金が418,200,000円必要で、今年の3月時点で1220万円不足していることが示されていた。6月までに後援会員1万人が必要だとしている。1万人だと1年に1000万円、会員は4月に振り出しとなるので、翌年6月時点で220人を獲得しようということになった。

その呼び掛けには「生活の家 後援会のあらまし」として、目的と会員資格、会費と特別会員の要件が述べられた。具体的な事項として、①ひがし生活の家の財政的援助、②障害児者の教育、福祉についての研究、③会報の発行。④その他「生活の家」発展のための

³⁴⁸ 慣れている生活の家であれば、そのような必要がないし、家に関わる周りの人たちがわかっているのだから、常時、見守っている必要はない。けれども、慣れない場所や人そして彼を受け入れない人・場所ではそれがかなわない。

³⁴⁹ 鳥居広明氏からの聞き書きによる。

事案などであった³⁵⁰。

では、どのくらいのチラシが配布されたのか。その分析を運営関係者は行っている（後援会資料 15）。その資料にはチラシの配布数が明記されているが、多い順より示すと、市民病院の「80」は、重度の医療的ケアを必要とする障害者をはじめ、古瀬医師を通して、「生活の家」に關係する障害者が掛る病院であることもあり、顔見知りのスタッフが多いからだと考えられる。近鉄タクシーの「60」だが、このタクシー会社は1981年当初から寄付を続けている。「生活の家」には中津川市の各地区から通ってきているので、郊外から通う人には送迎バスの無い当時はタクシーが場合によって必要であった。そのような理由から障害者本人と運転手が出会うと機会があることから行き渡りやすかったことが考えられる。

しかし、近鉄タクシーが寄付を多くする大きな理由があった。中津川で最も重度の知的障害者とまで評判になったIさんは幼い頃から青年期に至るまで、本人にとっては気ままな意向であっただろうが、昼夜を問わず、生まれた状態で様々な場所に赴く習癖があった³⁵¹。彼に関わる人たちにとっては失踪を示す。幾度となく繰り返し、警察が捜索しても不明ということも多々あった。そのような状態で発見できたのはタクシーの無線による連絡網があったからであった。無線を使えば、各地に赴いているタクシーの無線が一斉に彼を探索する。Iさんの失踪は日常茶飯であったので、捜索する人たちはまず、駅前の近鉄タクシー乗り場に赴き無線を使用し、彼の身柄を保護してきた。その経緯から、Iさんの地域でのもっとも最大の理解者は近鉄タクシーの運転士の人たちだったのである。

金沢一彦氏の「45」であるが、金沢氏は後援会発足当初の会長である。木材所の経営者であるので、その従業員に配布可能である。障害者の雇用として、1983年の障害者実態調査でも明らかになった事であるが、当該地域は多くの山野を含むため、豊富な木材があり、木工所に就職することが多かった。やはり、ここにも木工所での障害者との交流ができやすい会社にチラシは行き渡っている。実はここにも障害者本人と金沢氏のやり取りが影響している。J28さんは「生活の家」がなくなるのではないかと危機感を募らせ、朝から晩まで一輪車を引いて彼の居住区一圓を回っていた。金沢氏にも廃品提供を懇願し続け、その姿勢に金沢氏は感動し廃品提供のみならず後援会活動に参画するようになった。廃品回収に参加していた仲間集団のJ28さんの姿勢が「仲間集団」や支援者を触発したことについては第7章で述べたが、市民をも動かしていたのである。

認可時の後援会長であった³⁵²脇坂氏の「20」も意味のある数字であった。脇坂氏は。どこかの団体の代表者というわけではなく、脇坂氏は全くのボランティアであった。民生委員を長年歴任したが、「生活の家」後援会の呼び掛けは後援会発足当初から91歳に逝去された2002年まで続けられた。民生委員全員に一人一人回り、中津川市の全区長を回り、市

³⁵⁰ 1991年3月呼び掛けのチラシより。この発行はひがし生活の家後援会、仮称社会福祉法人ひがし福社会ひがし生活の家育友会、中津川市町障害児・者を守る会と3つの会の連名で示されている。

³⁵¹ 自閉的傾向のある人には衣服を纏うことを嫌う人は少なくない。筆者の関わってきた自閉症の人たちの中にも衣服の接触が苦手な人たちが一定数存在していた。

³⁵² 脇坂氏は後援会発足当初は副会長であった。1989年4月より後援会会長を務める。「ひがし生活の家作業所連絡メモ」の「生活の家作業所の新しい体制」より。

内の宗教関係団体全てを回ったという。そして、その姿勢に感動して多くの民生委員、区長、宗教関係者が後援会員となった（ひがし福祉会 2011:48-49）。

9.4.2 自治会員の後援会加入

1991年4月9日の「後援会ニュース」No.2. 発行事務局伊藤三雄氏のまとめによると、そのチラシを受けて後援会員になった人の一覧が示されている。この時点で1657口と、目標の1万口の16%にしか満たしていないことを示している。

但し、伊藤氏も指摘していることだが、その内訳の中に障害者本人が給料日などに後援会員になっていることは注目される。この本人たちが各家や学校を回った話は逸話になっている。自治会というのは障害者本人で結成されている「仲間の会」を意味している。後援会員に障害者本人も加入している点が特徴的である。

ただ、それまで自治会長であったN3さんの名前は
ない。N3さん夫妻は坂本地区に移転することには反対
だったからである³⁵³。
東校の真ん前であって、
街中ですぐに立ち寄れる所、
それが「生活の家の良さで
あったのに、離れた所に移
転すると、立ち寄ることは
できない。N3さんは一旦、
生活の家から離れ、中津川
市の福祉課の援助を受けて
自立生活に入った。また、
N3さんと同様、比較的障
害が軽く自立生活している
人は一旦、移転とともに
「生活の家」を離れた。
N3さんに限らず、自立生
活を送っている人の名前も
見当たらない。この時点で
は運動から撤退している³⁵⁴。

| 後援会加入状況 | |
|-------------------------|-------------------------|
| M. 支部7日 15口 | I. M. さん 20口 |
| W. 支部16人 20口 | H. S. さん(自治会) 1口 |
| I. M. さん 20口 | I. M. さん 5口 |
| S. M. 支部 5口 | S. G. さん(〃) 10口 |
| S. G. さん(〃) 10口 | T. 建設(K支部) 200口 |
| T. 建設(K支部) 200口 | K. S. さん(T) 50口 |
| K. S. さん(T) 50口 | 東民生委員17人 37口 |
| 東民生委員17人 37口 | B. N. さん(自治会) 5口 |
| B. N. さん(自治会) 5口 | S. M. さん(H) 2口 |
| S. M. さん(H) 2口 | カーフレッシュクマザキ 20口 |
| カーフレッシュクマザキ 20口 | K. N. さん 20口 |
| K. N. さん 20口 | H. S. さん(K, さん) 1口 |
| H. S. さん(K, さん) 1口 | H. さん(K, さん) 支部20人 100口 |
| H. さん(K, さん) 支部20人 100口 | Y. M. さん(W, さん) 1口 |
| Y. M. さん(W, さん) 1口 | H. N. さん(I, さん) 1口 |
| H. N. さん(I, さん) 1口 | 北恵那農協(林) 10口 |
| 北恵那農協(林) 10口 | K. Y. さん(H, さん) 100口 |
| K. Y. さん(H, さん) 100口 | I. N. さん支部4人 28口 |
| I. N. さん支部4人 28口 | I. A. さん(ボランティア高校生) 2口 |
| I. A. さん(ボランティア高校生) 2口 | N. M. さん(K, さん) 20口 |
| N. M. さん(K, さん) 20口 | H. K. さん(自治会) 1口 |
| H. K. さん(自治会) 1口 | 坂本民生委員17人 36口 |
| 坂本民生委員17人 36口 | I. さん支部 I. E. さん二他 51口 |
| I. さん支部 I. E. さん二他 51口 | O. T. さん(自治会) 1口 |
| O. T. さん(自治会) 1口 | S. M. さん(自治会) 1口 |
| S. M. さん(自治会) 1口 | M. Y. さん(自治会) 1口 |
| M. Y. さん(自治会) 1口 | O. S. さん支部20人 74口 |
| O. S. さん支部20人 74口 | N. K. さん支部 62口 |
| N. K. さん支部 62口 | M. A. さん(自治会) 1口 |
| M. A. さん(自治会) 1口 | I. N. さん(自治会) 1口 |
| I. N. さん(自治会) 1口 | K. K. さん(自治会) 1口 |
| K. K. さん(自治会) 1口 | H. Y. さん(自治会) 1口 |
| H. Y. さん(自治会) 1口 | H. H. さん(自治会) 1口 |
| H. H. さん(自治会) 1口 | S. H. さん(自治会) 1口 |
| S. H. さん(自治会) 1口 | N. T. さん(自治会) 1口 |
| N. T. さん(自治会) 1口 | K. A. さん(自治会) 1口 |
| K. A. さん(自治会) 1口 | I. K. さん(自治会) 1口 |
| I. K. さん(自治会) 1口 | |

図X-8 法人化直前の後援会寄付の状況

³⁵³ N3さん宅にて夫妻の話の筆者による聞き取りから。

³⁵⁴意志がはっきりしている障害者本人たちは生活の家が収容施設のようになくなってしまわないかととても危惧していたのである。N3さん、綴方教師Y教諭からの聞き取りによる。喫緊の坂本移転の問題及重症心身障害者の居場所及び生活の問題が落ち着くと、「生活の家」は駅前に自活センターを開設する。関係者がN3さんに呼び掛け、彼の「生活の家」へのコンタクトは再開されている。坂本移転による法人化の際、重度知的障害者が主にな

恵那地方には移動支援が存在しなかったもので、運動に加わっている障害者本人は、介助が必要な重度の障害者ということである。

一方、ここに記載されている自治会の方は、生活の家に留まり運動を続けた人たちである。2週間後の4月27日の後援会について、資料は次のように伝えている。

一万口達成のかなめです（ママ）。みなさんお忙しい中、たいへんご苦労様ですが、毎週、集約しますので、集められた会費を、毎週ごとにもって来て下さい。また、状況や、問題点なども、お寄せください。

伊藤三雄，1991年4月27日，「後援会中間総括—現状と方向，これかたの展望」

この説明では毎週集計をとる事になっている。週ごとの状況が把握できると、次への手立てを考えることができ、確実に集められるようになる。なるほど、この資料後述には、集約された会費の口数が示されている。4月を第1日ゼロスタートから数える。それによると、4月27日時点での加入状況は4868口で、分野別加入口数の内訳は、市内個人が101口、市外個人が14口、区・町内会がSさんによって50口集金、育友会が3007口で先700口が見通され、職員は259口、支部活動は東地区が221口、南地区が224口、西地区が17口、落合・神坂地区が10口、Nは0とある。坂本・阿木地区は549口、市外支部は49口、学校関係は100口、PTA・障害親支部は230口、特別会員は20口、その他10口、自治会は29口とある。

同じ資料である1991年4月27日の会合議事録には、あと一年で法人化を実現する後援会員獲得の分析事項が書かれていた。それによると、1点目として「育友会の口数増が全体の前進を支えている。3月末からの育友会の奮闘と大口の加入の力である。」とし、2点目として「坂本地区の口数の多さは、一重にK氏のものである。」と有力者の恩恵を述べ、3点目として「障害児（東小・二中）の親の大口加入が大きい。」、4点目として「支部代表者の分は、これからといえる。」と書かれていた。

1点目の育友会は親たちである³⁵⁵。法人化認可の是非が3か月後の6月に迫っている。そのため、要件を満たす寄付金額に到達することが求められる。子どもの行く末を思う親であればラストスパートに力を入れてきていることを示すものである。

2点目については、地元の協力がこの時点では得られてきていることを示している。K氏は移転場所の地区のリーダーである。

3点目は、東小学区と第2中学校の障害児の親が多く寄付している。育友会は「かやのみ教室」を継いで勉強会を継続している親集団であるが、ここでの親というのは、「かやのみ教室」には参加していない多くの親たちを指す。

4点目の支部代表者はこの時点ではあまり成果が得られていないと分析されているようだが、果たしてそうか。大口の寄付は単数で多くを占めるが、小口の寄付はその詳細を見

っていったので、今まで関わってきた精神障害者も坂本の「生活の家」には入所していない。そして、N3さんは街中の自立生活をする障害者のピア相談員となっている。

³⁵⁵ かやのみ教室が1981年に合同教室に合併したかたちになって、「かやのみ教室」はなくなり、親の会は育友会という名称で引き継がれた。

ないと、全体に少なくとも成果が有るか否かははっきりしない。これは「豆学校」から培われた支部ブロック支部方式だがブロックの中にも個人で立ち上げているような細かい枝分かれの支部もある。この当時 500 を超える「豆学校」(=地区子ども会) が結成されて、枝分かれするように増殖している事がわかっている(石田 2017c:124)。その「豆学校」を支える会の在り方も、民主教育を守る会、母親連絡会、そして PTA は別々であるので、地区ごとのブロックの寄付に関する分布状況がある。

9.4.3 教育関係者よりむしろ様々な市民の加入

各支部に対しては、口数の数値から見てみると、各支部は各支部の集計がとられている(後援会資料 16)。東地区が 221 口、南地区が 224 口、西地区が 17 口、落合・神坂地区が 10 口、N地区が 0、坂本・阿木地区が 549 口である。ここでいえることは合同教室の参加校区である東、南、坂本の地区には、一定数の寄付があるということである。ただ、西小学区は 17 口と少ない。そして合同教室参加はしていない学区は 10 口以下である。N地区に至ってはゼロであった。

西小は綴方教育の推進校であり、重度障害児不在ということもあって普通学級の中で障害児が学ぶ実践を行っていた。東小の障害児教育者を「発達派の人たち」と呼んでいる綴方派の教師たちの多くである。移転については教師の間でも反対運動があったと聞く。つまり教育上の問題があったのである。次のN地区は木曾川を挟んで移転予定の坂本地区のK集落とは地域性が違うということで反目している。その影響が寄付の数字に表れているようである。

教育関係者の 100 口は意外に少ない数字である。ここでは何を意味するかといえば、2つの裏表の情勢からの影響を読み取ることができる。多くの学校関係者に呼び掛けた割には口数が少ないのは、教師の中で、N3さんと同様、中津川市街より郊外に移転することに反対をする人たちが多くいたため、後援会員加入が今一つ少ないということである。郊外への移転が安易に進められれば、隔離した場所への施設化を助長してしまうのではないかと危惧したのである。「仲間集団」の灯を作った統合教育の最初の創始者渡辺つやの教諭は「飛翔の里なんてだめ、あんな所にいったら施設みたいになっちゃうよ。」と移転には反対されていた³⁵⁶。Y教諭も同様であった。しかし、安江教諭は「色々言っても土地がないからしょうがない。」という意見であった。障害者本人たちからも、支援者である教師達からも移転に関して一定の反対者がいたということである。

一方、反綴方教育で恵那の教育に批判的な地域であるとして、呼びかけ時には交渉することすら難しいと考えられていた坂本地区は阿木地区と併せて 549 口もある。阿木地区が入っているので、坂本地区すべてがこの数字に該当するわけではない。しかし、阿木地区は中津川市の人口配分からいって坂本より少ない³⁵⁷。半分を見積もっても、学校の口数より多い。ただ、この坂本村は中津川市街に該当する中津町に次ぐ人口であるので、この坂本で支持を得られるということは、郊外の中で多くの後援会員を得られたという結果を示

³⁵⁶ 2015 年 10 月 15 日渡辺つやの教諭からの聞き取りによる。

³⁵⁷ 中津川市、1961 年 1 月 1 日『広報なかつ川』61 号、1975 年 2 月 1 日『広報なかつ川』113 号、1981 年 7 月 1 日、『広報なかつ川』311 号より人口推移の比較検討。

している。この時期になると坂本地区に移転する事に決定してきているので、坂本地区の支持が得られることは大きな援軍である。

しかし後述するが、坂本地区の人に支持が得られれば得られるほど、綴方教師たちは、「生活の家」を支持することに難色を示すことになっていった。その理由には、教育正常化の問題がある(第10章参照)。

そして、N地区は市立小学校も中学校も交渉に当たっているはずであるが加入「0」である(第10章参照)。合同教室には参加していなかったもので、その関わりが無いということもある。しかし、後述するが、坂本地区に移転する地域事情がここにはある(第10章参照)。

この加入運動に関わる人たちが共通理解し、さらに運動に拍車をかけようとすることも続く資料の内容から理解される。4月27日同じ資料中にその内訳を分析した記録がある(後援会資料16別紙)。積極的に各家を回り運動の訴えと後援会加入を呼び掛けている人として、H54さん、H34さん、Mさん、シ12さん、N1さん、J4さん、J9さん、J6さん、J3さん、J20さん、Hさんの名前が列挙されている。また、大口100口近くの額を出した人として、J31さん、Hさん、Kさん、H38さん、*J4総、J6親、J3親、J37親などである³⁵⁸。

そしてさらに、100口にはならないか、あまり動きがない人、J13総、J1総、Hさん、Yさん、J26総、J28総、M総、J41総と書かれ、動きが不明の人、H76さん、Kさん、J7さん、H、(K)さん、Dさん、M.A.さん、Sさん、Mさんがあげられ、その理由として連絡の不徹底もある、とその理由が書かれている。そして「動きの少ない人たちにいかに、運動に参加してもらうか。その人たちの意識をつかむことが重要。」と書かれている。このよう、加入付勧誘に回れる人員全ての動向を示している。ここまで行うのは、度重なる認可申請却下を繰り返して、残り1200万円で認可が可能になるという状況において6月の認可の失敗は許されないと考えられていたからである。

9.4.4 綿密な巡回運動

「親は地域の窓口である」は恵那地方においては勤評闘争時からの定型句である³⁵⁹。後援会活動における運用は、「豆学校」(地区懇談会)など育てる会のブロックと、合同教室の範囲を発展させて各支部を見立てて実践していくことである。

その1つに、坂本地区に移転するわけだが、その地域の有力者を中心とした支持がこの時期には得られていたことを示してもいる。

坂本 K. N. さん, 14人 472口 K. さんの動きが重要。

³⁵⁸ 総の表記は家総出で行ったという意味、親は障害者の親が回ったという意味である。

³⁵⁹ 1980年代のこの時期には、「親」を介した地域活動に対し、教師と親が授業時間外にどうして行うのかという批判は坂本地区には根強くある(小木曾 1980;1985)『先生手を授業の手を抜かないで』とあるが、標準的な授業をやらないでという意味の内容である。恵那の教師たちは実際には、自身の家庭を犠牲にして、教材作り、実践、綴方、地域活動と私事で休む暇もなく働いていた。しかし、地域内だけに留まらない生徒の進路にまで考えが及んでいたかは議論の余地を残している。教育学ではそのことが未だに論じられていない。

K. K. さん，坂本民生委員会。W. H. さん

(中略)

K. さん たいへん力を入れてくれている。大口で加入をすすめる。

伊藤三雄「後援会中間総括—現状と方向，これかたの展望」より，1991年4月27日。
ひがし生活の家資料室所蔵（*手書き資料を筆者により活字化）

そして，来る7月6日における法人認可の祝賀会が次の節目になるのでとても重要だと運営会議で話し合っている。

坂本地区の反共産党攻撃は激烈であった³⁶⁰。当時，教科書検定の問題が浮上していたこともあって，マスコミでも恵那の教育を問題視するようになると，それまで非常に盛んであった「育てる会」にも陰りが見えはじめた。その表れとして，県民集会の参加者は減少していった。

7月6日の法人化祝賀会を目途に「豆学校」組織を基軸に10000口獲得を目指すことが資料に書かれてあった（後援会資料16）。また，地区・区・町内には「加入のお願い」を広報で回覧してもらうことが明記されていた。

この「育てる会」であるが，まさに小出氏が神坂「豆学校」で築き得なかった「豆学校」を支える親の組織である。会の数が500を超えていたので，各会が10人として2口の寄付が得られると想定して，全会を回れば，育てる会で10000口は現実的なものとなる。

区・町内には広範に周知される事を促進してもらうために回覧を依頼するとある。また，一般支部に対しては2点の方策が書かれてあった。1つは，「「愛の鈴」たよりで加入運動への意識を高めてもらう。」とある。2つ目は，「7/6の祝賀会への参加をよびかける中で，加入運動をすすめる。」とある。」前章で述べた「愛の鈴」の運動を後援会加入運動へ意図的につなげていることを示している。

図IX-9は，これまでの後援会獲得と今後の訪問予定を示すものである。左側に氏名，真中に月日，右側に訪問人数と獲得した口数，そして100口以上獲得したものに○が施されている。左側の氏名は全て障害者の苗字である。障害者本人が動いた場合と家族が動いた場合がある³⁶¹。

³⁶⁰ その背後に三菱電機工業という大企業の後ろ盾があったことも大きい。

³⁶¹ この情報は筆者がこれまで「仲間の会」に参加し，その折の関係者への聞き取りによって総合判断したものである。2014年4月より参与観察を続けてきた。

1991年4月27日 伊藤三雄氏作成の中間総括の付属資料

| | | | | | | | | (*合計) | |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|-----------|---|
| H54さん | 3/29 | 4/8 | 4/15 | 4/16 | | | | 129/40人 | ○ |
| | 53 | 50 | 2 | 24 | | | | | |
| シ11さん | 4/5 | 4/19 | | | | | | 137/?50人 | ○ |
| | 62 | 75 | | | | | | | |
| Mさん | 3/9 | 3/29 | | | | | | 102/30人 | ○ |
| | 87 | 17 | | | | | | | |
| J13さん | 4/11 | 4/24 | | | | | | 60/4人 | |
| | 30 | 30 | | | | | | | |
| J31さん | 4/25 | | | | | | | 100/1人 | ○ |
| | 100 | | | | | | | | |
| J20さん | 4/10 | | | | | | | 41/10人 | |
| | 41 | | | | | | | | |
| Oさん | | | | | | | | | |
| H7さん | | | | | | | | | |
| J37さん | 3/30 | | | | | | | 100/20人 | ○ |
| | 100 | | | | | | | | |
| Kさん | | | | | | | | | |
| H76さん | | | | | | | | | |
| シ12さん | 3/27 | 4/1 | | | | | | 21/7人 | |
| | 20 | 1 | | | | | | | |
| J28さん | | | | | | | | | |
| H38さん | 4/15 | | | | | | | 100/4~5人 | ○ |
| | 100 | | | | | | | | |
| N1さん | 4/10 | 4/15 | 4/17 | | | | | 245/100人位 | ○ |
| | 133 | 10 | 102 | | | | | | |
| H38さん | 4/10 | | | | | | | 5/1人 | |
| | 5 | | | | | | | | |
| H70さん | | | | | | | | | |
| Kさん | | | | | | | | | |
| J4さん | 4/6 | 4/6 | 4/22 | | | | | 880/23人 | ○ |
| | 74 | 800 | 6 | | | | | | |
| Mさん | | | | | | | | | |
| Sさん | 4/12 | 4/19 | 4/25 | | | | | 132/6人 | ○ |
| | 12 | 10 | 110 | | | | | | |
| Yさん | 3/12 | | | | | | | 5/1人 | |
| | 5 | | | | | | | | |
| J26さん | | | | | | | | | |
| K2さん | | | | | | | | | |
| S2さん | | | | | | | | | |
| K3さん | 4/17 | | | | | | | 110/2人 | ○ |
| | 110 | | | | | | | | |
| J9さん親 | 1/11 | 1/15 | 4/10 | 4/15 | 4/19 | 4/23 | 4/25 | 179/100人 | ○ |
| | 10 | 5 | 37 | 20 | 45 | 50 | 62 | | |

図IX-9 これまでと今後の巡回 ひがし生活の家資料室所蔵(*手書き資料を筆者により活字化)

先述の4月27日付の分析資料は続けて、次の事項を示している。支持が芳しくなかった学校関係訪問の予定である。

。図IX-10は申し合せ事項でつかわれた手書き資料であるが、訪問計画に匹敵するものである。

| | |
|-------|---|
| 4月30日 | 南(*小中学校区)地区担当(J4さん、J1さん) (AM.10~12)鳥居(支援員)、伊藤(支援員)。 西(*小中学校区)地区(担当)(H54さん)林啓子(支援員)。 |
| 5月1日 | 苗木(*小中学校区)地区(Hさん、シ12さん)小林(支援員)10~12。 坂本地区1~4。 J28さん、J26さん、Kさん、(シ12さん) |
| 5月2日 | 落合(Gさん、Mさん、シ11さん)田島(支援員)、10~12 阿木地(J41さん) |
| 火 | 7 南(*小中学校区)地区 |
| 水 | 8 西(*小中学校区)地区 |
| 木 | 9 苗木(*小中学校区)地区 |
| 金 | 10 坂本(*小中学校区)地区 |
| 月 | 13 坂本(*小中学校区)地区 |
| 火 | 14 落合(*小中学校区)地区 |
| 水 | 15 阿木(*小中学校区)地区 |
| 木 | 16 神坂(*小中学校区)地区 |
| 金 | 17 東校(*小学校)下地区 (市教研での話) |
| 月 | 20 一色保育園、中津川幼稚園、北野保育園、東小学校、中津商業(*高)、中津高。 |
| 火 | 21 南小、なかよし学級、南幼稚園、かやの木(*保)、小鳩保育園、第二中学(*校)。 |
| 水 | 22 西小、なかよし学級、西幼稚園、第一中学校、西保育園、杉の子幼稚園、誠和幼稚園 |
| 木 | 23 中津工業、坂本小、幼、中学、保育園。 |
| 金 | 24 阿木小、中、保。阿木高校。恵那農(*高)校。恵那高。 |
| 月 | 27 坂下小、中、保。坂下女子高。落合小、中、保。川上小。中。 |
| 火 | 28 苗木小、中、保。田瀬小、中、役場。下野小、中、役場。 |
| 水 | 29 高山小、中、役場。福岡小、中、幼、役場。 |
| 木 | 30 付知南小、北小、付知中、付知役場、加子母小中役場、恵那北高校 |
| 金 | 31 岩村高校、蛭川小、中学、研究所 |
| (6月) | |

図区-10 巡回日と勧誘訪問先 ひがし生活の家資料室所蔵 (*手書き資料を筆者により活字化)

最初の3日間は誰が何処を何時に回るのかが具体的に示されている。その後の予定には、「曜日」「日にち」「訪問場所」が書かれている。巡回の対象は、中津川市内全ての学区内であり、具体的には5月17日迄に中津川市内の地域をすべてにくまなく回るということである。

そして次に最初に後援会勧誘お呼び掛けに準じて(9.4.1参照)、恵那綴方合同研究会(以下、合同研と略)に参加する全ての中津川市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校と、「合同研」の学区内の高校³⁶²、役場が全て記載されており、その全対象を5月中に回り、何曜日に行くかが示されている。全てを隈なく回るものであった。これはまさに「恵那雑巾」である。

一方、大口の寄付者の動向にも目を見張るものがある。例えばK氏は自身20口を寄付し、自分の支部を作って合計251口数を集めている。この人物こそ、移転先の北部K集落のリーダーである。K集落は岐阜県根尾村からの移植者たちによる開拓地区であるが、彼は同郷の梶原知事とパイプを持っている。K集落は恵那地方の中では後から入った開拓者ということで冷遇されていたが、岐阜県からの援助は他の地域よりも優遇されている。

9.4.5 価値観の違いから生じた寄付の遮断から復帰へ—理解されにくい生活の家の運営—

小出氏、鳥居氏、伊藤氏をはじめこの時点で運営に関わっていた人たちは話し合いを行い、今後の方向について以下のように合意した。「育友会、この動きの中での親御さんの気持ちをつかみつつ。生活の家の中心としてなってもらうことを意識して、運動を提起(ママ)。障害者の権利が守られ、幸せになるということは、どういうことか。」とある(後援会資料16)。

この記述は「生活の家」が当時の運営方針を示すものである。この運営方針は、当時の

³⁶² 高等学校で「合同研」に参加する教師は一部であった。恵那地方以外からの転任者が多いこともある。しかし、恵那地方以外から転入してきた教員の中にも恵那の綴方・地域活動に深く参加した教員も少なくない。

大人に対しては、特に理解しにくい提起となっている。親に対しては、小出氏と障害者の母親 I さんとの激しい論議がそうである(ひがし福祉課 2011:7-10)。地域の有力者に対して、この言葉を解釈してもらうことは非常に難しいだろう。恵那方式の生活綴方をやってきた人たちであれば共有事項として直観的にわかることができるが、日常、実践に居合わせない人には想像できないことである。誰か一人の有力者が「生活の家」を運営して行くのではないことを述べているのである。「生活の家」に多くの障害児者は重度の知的障害の人たちが多く。彼らに一般的な「生活の家」の運営をすることは難事である。しかし、彼らの意志を抜きにして事を進めないということである。それはやはり、K 地区のリーダー K 氏には不可解なこととしてしか映らなかった。

「生活の家³⁶³」はそれぞれにとって関わる人が関わる部署で頻繁に話し合いを行って合議していく。K 氏はその事についての理解ができなかった。「一緒に運営しましょう、後援会になってください、守る会会員になってください」と『愛の鈴』などで呼び掛け、寄付も沢山すれば、運営の権限を受け取ったものと思われるのは想像に難くない。まして、地区の指導的立場で采配を振るってきた人であれば、有力者の下で動かしていく人員もいる。ボランティア精神の大きい人ほど、自身で即効的な運営をされるものである。K 氏の場合もそれに当たった。これだけの尽力をしたにもかかわらず、その運営に難色を示すようなことは受け入れられない本氏の立場であろう。

しかし、「生活の家」の「仲間集団」がどういう人たちなのか。一つの事を丹念に繰り返して、確認し合ってやっと実を結ぶ。ささやかな進展なのだが、「豆学校」方式は支援者が「仲間集団」に教えるだけでなく、仲間から支援者が学び、仲間も仲間同士でその実感を確かめ合ってその人の人生を考えていく営みである。本当にゆっくりとした、けれども自律を根に置いたものである。

それを理解するのは、繁く共に接していかないと理解できないものであるし、強者が采配を振るってしまえば、「生活の家」でなくなって収容施設化してしまう。その裏表にいつもあることを長く支援している人、障害者本人は知っている。

しかし、運営を拒まれた K 氏にとっては矛盾しているだろう。根拠のないところに噂は立たない。「生活の家がアカだ」という中傷もあった。根尾村からの開拓者は与党支持者である。厚意に大口の寄付を行い運営まで便宜を図ろうとされたのに拒まれて、やはり「生活の家」はおかしいと判断されるのは K 氏からすれば、無理はない。関係者を「生活の家」の後援から退かせた。

一方、綴方教師側からは、祝賀会での小出氏の梶原知事との握手はゆゆしき出来事であった。さらに、その場で小出氏より知事に万歳をして手を挙げたことは決定的だったという。この時期、すなわち、1990 年代には、教育正常化によって、授業内での生活綴方は不可能になっていた。東小から巣立った小出氏が、正常化を推進した与党知事への懇意をこめた握手やまして小出氏の方から万歳をするなどの行為は許容できない出来事として受け止められた。一方、小出氏にとっては「仲間集団」の地域生活が可能になるか否かの一大

³⁶³ 小出氏が晩年、采配を振るおうとして、「仲間集団」は「仲間の会」会議に小出氏が介入することを拒み、小出氏は出入り禁止になっている。

事である。否であれば、障害者が露頭に迷うのである。「生活の家」の仲間の生活がかかっている。どんな考えの人であろうと援助してくれるならば、コンタクトを持つ。教育の理念を貫く I 氏とは溝が深まっていった。2 人は大論争となり、一時、決別した。そして、I 氏に信奉する綴方教師は「生活の家」の後援を断ち切った。結局、「生活の家」の仲間は、後援者の大口寄付を右派からも左派からも断ち切られて、最大の窮地に追い込まれ、J27 さんはこのままでは帰省できない状態に陥ってしまった。

坂本の地域は生活綴方に対する反対運動が強く起っている地域である³⁶⁴。たとえ、「生活の家」自体が融和をもちかけても、その背後に生活綴方・地域教育を組織する恵那教組が関係していると賛同はとりつけられない。それが坂本地区の現状である。「生活の家」が坂本移転の実現性を帯びてくると、「生活の家はアカだ」という神坂地区で起きた誹謗・中傷がこの坂本地区でも同じように起こった。

そのような中でも、「仲間集団」の物資販売、尚且つ後援会活動は続けられた。そして、「仲間集団」に全生活を懸けた支援員達も法人化の条件を満たすために「生活の家」入所の募集をとりつけに、恵那地方の郡部に何度も足を運んで、「生活の家」の主旨を説明し、各地区を回った。

一方、民生委員長の脇坂氏は民生委員だけでなく、中津川市全域の宗派を問わず全宗教団体に訪れ後援会寄付を募った。苦境の中で歩き懇願する姿を見て、一旦退いた人たちが、開拓者側からも綴方教師側からも、1 人、2 人と戻ってきた。そして、その感謝を示すために「仲間集団」は自分たちの運営で、敬老の日に、開拓者の人たちを招いて宴を催すようになった。法人化から開所し定着するまでの波乱は、ひとまずここで決着した。

小結

後援活動は現在も続き、無認可の 9 年間も続いたが、第 9 章では地域生活運動として重要な期間、すなわち、後援会活動開始時期から定着時期にあたる 1981 年から 1983 年、法人認可直前から認可に至る時期の 1991 年を取り上げた。

第 1 節では、1980 年から 1981 年の「生活の家」が保育だけでなく成人の居場所として設置される時期の資料分析を基に述べた。後援会ができるまでに、その組織的土台を意図的につくっていたことを資料の精査より明らかにした。すなわち、岩久氏、小出氏、支援員、学童保育をつくった母親集団たちが、勤評闘争時の 4 者会議のメンバーである地教委、校長、PTA、恵那教祖の関係者に、生活の家の入所式に招き、生活の家の維持協力を求めているのである。

第 2 節では、後援会設立時の 1981 年の資料を基に加入呼びかけについて明らかにした。先の 4 会議関係の呼びかけはさらに細かく拡大して行われていた。地教委は新旧の教育長から教委に至るまで呼びかけられていた。校長関係は校長だけでなく保育園・幼稚園・小・中の役職者に呼びかけられていた。また、PTA は代表者だけでなく、地区 PTA 委員にまでその呼びかけがなされていた。組合関係は教組のみならず各労組にまで及んでいたことを

³⁶⁴ 1981 年 10 月に恵那の教育の授業内容に疑問をもった人たちが「坂本地区教育懇談会」を設立した。その中心人物である小木曾尚寿氏は 1980 年『先生、授業の手を抜かないで』、1985 年『続先生、授業の手を抜かないで』を自費出版し、恵那の教育を批判している。

資料より明らかにした。

小出氏が1960年代にその発端をつくった「豆学校」組織にも後援会加入の呼びかけをおこなっていたことである。「豆学校」組織はさらに綴方の合同集会の関係と結びついて、保育園・幼稚園・小学校・中学校の教諭と「民主教育を育てる会」の役員が地区ブロックを組でおり、それぞれに呼びかけを行っていた。呼びかけにはそれに加え、民生委員にも呼びかけられていた。つまり、きわめて細かく網の目のように呼びかけをはりめぐらしていたのである。

第3節は、後援会設立時の1981年から1983年の資料を基に、先の呼びかけが実際に後援会加入にどのように反映されるものであるのかを確かめたものである。呼びかけは一定の成果を示しており、発足当初から1983年に至る後援会の状況は、勤務評定時から続いている4者会議組織の協力体制が反映されるものであった。そして、生活綴方集会や「豆学校」組織を経て地域子ども会に至る各集落に存在していた集団が後援会に関しても組織的に機能していたことを明らかにした。具体的にいえば、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校が協力組織となっていたことである。後援会組織は勤務評定時に成立した4者会議の組織網と「豆学校」方式といえるブロック組織網がその支援団体となっていることが資料分析から理解された

第3節は時代が下り、「生活の家」の法人認可直前の1991年の資料を基に述べたものである。この時期になると、後援会の担い手は市民に移っていた。教育の第二正常化の影響で地域子ども会に関わる組織は衰微してしまい、また、イデオロギーの対立のあった人たちは後援会から一時、退いていたからである。しかし、1万人の人たちが「仲間集団」を後援する結果となった。その担い手は後援会に新たに加わった有志民生委員の広報活動と日常、障害者と関わってきた市民が大きな力となっていることがわかった。

坂本地区移転でイデオロギーの対立が原因となり、後援会活動が危機に陥ってしまった。さまざまな価値観の相違から自立生活する人たちは「生活の家」を離れていった。その窮地を切り抜けた要因が、「仲間集団」と運命を共にする覚悟を一貫して持ち運動に踏み留まった支援員と有志民生委員の活動が賛同する市民を呼び戻したことにあったことを、資料と補足的インタビュー調査より明らかにした。また、様々な局面に遭遇しても、「仲間集団」が後援会勧誘活動、物資訪問販売、廃品回収訪問を地道に続け、市民の各家を訪問し続けていたことが、市民を動かしたことも明らかにした³⁶⁵。

「生活の家」は法人格を得て、広い活動場所を求め新しい場所に移転する。その新天地である坂本地区がどのような地域性であり、「仲間集団」は何故、その地域で生活し得たのか³⁶⁶。そして、今、地域の人たちと交流をもつことができてきたのか、次章では、坂本地区に絞って述べていくこととする。

³⁶⁵ 例えば「J4さんが回ってきて顔見ると、もういてもたってもいられなかった」（市民からの聞き取りによる）など「仲間集団」が実際に各家を訪問して回り、懇願すると、心動かされて後援者が出てきていた。

³⁶⁶ 郊外というの、本当に辺境か、隔離になるのかと言えば、地域はそんなに短絡的なものではない。具体的には10章で述べる。

第 10 章 生活の家が地域に根付くということ

はじめに

綿密な後援会活動にもかかわらず、事態は急落し「生活の家」の存続が危ぶまれる状態になった。坂本地区に移転することで、「生活の家」に新たな障壁にぶつかった。移転先は移転前と地域性が異なることにある。

そもそも移転先の坂本地区には昔からもめごとが絶えなかった。「生活の家」が移転する前から、さまざまな住人の衝突が繰り返されてきた。そのような土地柄でありながら、「生活の家」は地域に根付くことができたのである。

本章では、坂本地区の地域性と「生活の家」がそこに編入するまでの経緯を明らかにする。それをもって、恵那の障害児者の地域生活運動をめぐる一連の考察のひとつの終着としたい。

10.1 坂本地区の地域事情—その 1 合併後の茄子川住人と移転組との軋轢—

坂本地区は最初、茄子川村と千旦林村に分かれていた。双方とも江戸時代は尾張藩領であり、明治 30 年に合併して坂本村になった。多くの移植者たちが集まってきている地区にもかかわらず、特に第 2 次世界大戦後の農地改革まで、神坂地区と同様、街道筋の茄子川は旧家が力を持ち、仕来たりが重んぜられる地域でもあり、中津町から婚家すると嫁ぎ先や近所付き合いに従っていくのに苦勞する話がつきない。「坂本は難しい所」と恵那地方の人もいわれる場所である。中津町は坂本村と合併すると丁度市制の要件を満たす人口となったので、坂本村に合併の話を持ちかけていた。1951 年 1 月 17 日、中津町各区連絡長会代表が坂本村へ「合併申入れ書」を提出した。しかし中津川市への合併は、坂本地区の特に茄子側地区が猛反対し、都度、争議が起こったが、難事を経て 1954 年 7 月 10 日に中津川市へ編入した（中津川市 2012:118-125）。

ともかく、合併ひとつをとっても地区の人々の意見は割れたが、それだけでなく、他所からの移植者の多さが、地区の人間関係をさらに複雑にした（中津川市 2012:128.）。「生活の家」の移転先である北部の人たちは、坂本地区の旧家筋の人たちから蔑称と呼ばれたが、合併への賛成を最初に表明したのが、この北部の人々であった。

10.2 坂本地区の地域事情—その 2 開拓事業と軍事利用のはざままで—

「生活の家」の支援者の一人である北部 K 地区の M さんは、筆者のインタビューで次のように述べている³⁶⁷。

役を合わせると 20 年近くかな。やったんですけどね。その時にもねえ、何ていうその、そんなこと知っておるにもかかわらず、長という役割をしようとするね、そこで物事を決めるってのは目的ですが、その物事を決めるまでのその色々な、やっぱり物事の基礎を作っかないと決められないんですよ。その中に何が弊害になるかてい

³⁶⁷ 2017 年 2 月 1 日聞き取り調査より。

うと人間性なんですよ。坂本っている所は（中略）、東西南北から入り人（いりびと）がねえ、入ってきた坂本村です。そこから代表者が地区から出てくると、意見が全部違うんですよ。（中略）「こいでいいですか？まとめますよ」と言うところちょっと待ったという、ほって「何ですか？」って言うところこう云々。全然反対の事を言う人。

M.T. さん談，2017年2月1日聞き取り調査より。

「東西南北から入り人が（中略）入ってきた坂本村」と言われることは、生活の価値観や意見が異なるのも当然であり、Mさんが意見集約しようとしても、一向にまとまっていけない様子はそれを物語っている。このような坂本地区の「入り人」の多さには理由があった。北部の開拓は大正期から活発に進められていたが、「生活の家」の移転先となる土地の開墾は明治30(1897)年に始まっている（坂本地区文化遺産保存会 2007）。しかし、「東西南北から」人が転入するようになるのは、その後の1945年に開始された緊急開拓事業が大きく関与していた。開拓事業地区は全国で87か所あったが、坂本地区はその1か所であった（中津川市 2012:453）。

さらに、この地区は戦前、明治43年旧陸軍に買収され、戦後は2度にわたって米軍による接收の対象となったことで、転入と退出、仮入植および再入植が繰り返されてきた³⁶⁸。そのような事情から戦前と戦後の開拓者の中で争いは絶えなかったが、その原因のひとつに戦後の食糧難があった。

当然、戦前と戦後の開拓者は異なっている。そこで物議が表出した。その原因は戦後の食糧難からきている。坂本村議会協議会特別委員会で、1951年2月1日から同年9月30日まで、何回も話し合いが行われている。その中で、茄子川区元軍用地払い下げ処理委員会より、「旧軍用地は強制的に買収したものであり、地元は犠牲を強いられることが多かったため、食糧事情の窮迫せる今日においては、元の縁故者に還元されるべきである。」と、陳情書が出しており、それを受けて村議会協議会では村と住人との土地の割り振りが議論されたが、最終的には、「土地について全て村有財産として所有し、住民全体の利益と福祉の

³⁶⁸坂本地区の開拓地の一部は1910年に旧陸軍に買収され、1945年8月まで実弾射撃場となった。終戦、国内の食糧難と海外引揚者及び戦災者を救済するため、150世帯が終戦直後仮入植した。しかし、今度は米国駐留軍の演習地になるということで、入植した人々はここを出て、各地に散らばって居住した。坂本村役場の他の資料によると、1945年の末から100余世帯が、旧宿舎に分宿して開墾を始めたが（中津川市 2012:458）、GHQの命令で、旧軍用地が再接収されることになり、やむなく坂本開拓団は解散して、軍用地以外の坂本地区やM市O地区に転入植を余儀なくされた。しかしまた、1950年2月、米軍政部より日本政府に再び払い下げられ、村の方針で、坂本村村内で入植希望者を募集したところ、17名が希望移植を申し出た。1950年8月、岐阜県は入植志願者について選考し、17名を入植適格者とした。さらに、さらに200余名の増反適格者が選考された（中津川市 2012:459）。坂本村村議会録によると、1949年7月22日の記録に、村上一長は議長同伴で7月19日岐阜へ出頭して協議会に出席し、「入植者は17戸とし、100町歩は入植者用として決定すること」が話し合われた。

ために有効使用すべきである。」と決定された。

以上は坂本地区全体の動向であった。さまざまな人が入ってきている土地柄なので、転入することには寛容であることも確かである。「生活の家」が移転した北部には多くの開拓者が入り、荒地を開拓することにより、その土地は肥沃な農業地帯となった。このことは神坂地区が山林に囲まれ、開拓に来てもある集落は離村を余儀なくされた事情とは異なる。それは、後述するが岐阜県内で事が運ばれ、岐阜県や国の助力を優遇される政治的人脈を持ち得ていたからである。その助力なくして、農地の改善はなかったであろう。

10.3 2重の困難に直面した「生活の家」

坂本地区に移転することが、「生活の家」に2つの障壁をもたらした。中津川市街とは地域性が異なることにある。1つは生活綴方批判が非常に強い地域であるということ、あと1つは当地の有力者の後援の打ち切りである。

どちらも生活の家の維持には受難を強いられることである。第一の障壁は生活綴方教育の存在が坂本地区では否定されていることである。しかし生活綴方は「生活の家」の営みの中で根幹を成すものである。この学習活動なくしては「生活の家」はそのアイデンティティを失うといっても過言ではない。

一方、有力者の後援打ち切りは、有力者のみの援助が打ち切られるだけではない。有力者に信頼を持っている地区の人たち全体が生活の家への後援を断ち切るということの意味した。「生活の家」の関係者たちはその文脈をもっている人たちである。

そして、矛盾することだが、地域を基盤として実践していく恵那の生活綴方である。地域の人たちに信頼感をもってもらうことを第一義と考えている。9年間の無認可の辛苦を経て法人化が決定したと同時に、新たな苦難に立たされているのが、生活の家の実状であった。

ただ、苦難の原因は当家にあるわけではない。そもそも坂本地区にはもめごとが起こりやすい事情が横たわっていた。

坂本地区千旦林地区のO. N.氏は1978年に生活綴方教育批判を行使する団体として坂本地区教育懇談会を設立し、市議会への問題提起、渡辺春正教育長への質問、中津川のドキュメンタリー教育映画「夜明けへの道」への公開質問などを行っている(1980年)。その例として、O.氏が「恵那の地で教育を考える」集会に参加した折(1977年)、この「夜明けへの道」と「人間の権利、スモンの場合」が上映された。同じ日本ビデオ(代表桑木道夫氏)のつながりで上映されたのだが、その映画上演の主旨についてO.氏は政治的介入のために行うものとして恵那の綴方教師らを批判している。この映画の中に合同教室の様子も紹介されているが、本映画は全国的に広めたものである。「生活の家」は生活綴方と密接に関っていることから、「生活の家はアカヤ」という攻撃が続いていた。実際にはさまざまな人が集まってきているので事実は異なっている(第6章第1節参照)。

恵那地方全体は内陸部で山間部である。大正期からその荒野を丹念に開墾してきた地域住民の土地に対する想いは我が子に対するそれに類似するところがある。「我が大地」なのである。内陸部の左派思想による山村工作隊の曙事件があり、左派の首謀者にとってはそ

れを善として実行しているわけである。しかし、受け手は啓蒙によりそのイデオロギーを押し付けられるだけでなく、長年に培ってきた習慣をも含め我が土地を、左派の人たちが無きものにしようとする革命のイメージは払拭できるものではない。

1990年代になると、生活綴方にイデオロギーがかかっているとすると、援助や関わりを断ち切ろうとする市民が多くなっていたので、特に生活綴方教育批判の強い坂本地区では、このような騒動で、そうでない実態を知らせる必要があった。

この時期の建設省には生活の家が移転する時期には岐阜県知事となる梶原拓氏が官僚になっている³⁶⁹。梶原氏は根尾村出身であるが、北部地区は根尾村からの開拓者である。そのリーダーは梶原氏との政治的なパイプをもっている。そのため、「生活の家」の移転開所時に梶原氏を迎え、小出氏も握手をかわした。

小出氏は「どんな考え方の人でも1%のつながりは作っておく」と筆者に存命時に話されたことがある。現に法人化を認めたのも革新市長ではなく右派の市長に替ってからのことであった。さて、握手は何を意味するのか。

恵那の綴方教師集団にとって、それは受け入れがたい事態であった。岐阜県の行う教育正常化は、厚意ある教育委員間関係者や教員を不当な辞職に追い込み、恵那地方の教師に対して命に関わる打撃を与えていたからである。恵那の教師たちは権力闘争に留まらない深刻なダメージを受けていたのである。1980年代になると恵那の生活綴方教育に対する批判は岐阜県だけに留まらず、民間からも批判が相次いでいた。その猛攻撃をしかけていた地域が坂本地区である。そして、「生活の家」はその坂本地区に移転が決定したのである。

教育正常化の大元とは、岐阜県であり、その張本人は岐阜県知事であると恵那教組の中でも共産党系の教師たちからは受けとめられていた。とすれば、小出氏が自民党の岐阜県知事と握手をかわすなど、許しがたい行為であった。

10.4 度重なる自然災害による多大な被害を共同作業で凌ぐ開拓者たち

恵那地方は高山の扇状地であるため気候の急激な変動で自然災害を多く受けてきた。その事自体が社会生活を送る上で、人々にとっての脅威であり、また実際に生活する事自体を諦めなくてはならないような多くの損害を負ってきた。本節以下で示すように、坂本地区は次のような被害を受けている。

昭和二八年³⁷⁰の水害（ママ）

7月15日朝鮮半島から日本海西部へと進んできた低気圧の東進に伴い梅雨前線が再び北上きはじめ、7月17日～19日と22日には、飛騨南部を中心に日雨量70mm前後の豪雨となった。この。この梅雨によりこの地方にも大きな被害が生れた。7月1戸・19日の両日に及ぶ豪雨では、中津川・四ツ子野川及び苗木の狩宿川をはじめとする小支流は氾濫して激流となり、随所に護岸・堤防の一流失、道路水路の崩壊、水田の冠

³⁶⁹ 梶原氏は1989年に岐阜県知事に初当選している。

³⁷⁰ 昔から210日220日と呼ばれ恐れられてきた。台風の名を呼ぶのに、外国の女性名で「ジェーン」「テス」などと呼んだ時期もあったか、1953年から1号・2号等と番号で呼ぶようになった（中津川2012:1483）。

水、土石流の流入等甚大な被害をもたらした。20日夜半の雨は更に激しい豪雨をもたらした。中津川を始め小流河川は増水氾濫し橋梁は殆んど流失、西山地方との交=岸護岸決壊は10余か所にのぼった。市では京田・島田両護岸の水防に重点を期すよう指防団員の協力を得て作業に当たった。その他の土地も警戒を怠らず、水防対策に万全を期した（中津川市 2007:1483）。

この地域における水害による損害は甚大である（中津川市 2012:1487）。1957年6月の室戸台風では東海地方を直撃したが、恵那地方の圏域である岐阜県東濃地方を中心に甚大な被害をもたらした。27日の豪雨は227mmに達し、中津川市にとってはまれな降雨量となり、各所に山崩れが起きた。翌年には台風10号(9・28災害)による集中豪雨が中津川市内全体を襲い、大きな災害となった。伊勢湾台風 1959年9月26日夜18時過ぎに、中津川地方は、台風の東側にあたり激しい風雨に見舞われ未曾有の惨禍を残した。家屋の全半壊1000余戸、死傷者7名を出した。直ちに対策本部を設置しけ全力をあげ復旧対策に乗り出した。岐阜県も中津川市に対し災害救助法を発動し、被災者の救護に手を差し伸べた。市の路対策本部では、被災者への応急処置を講ずると同時に、翌日調査班を全市に繰り出し、消防団・区長その他の協力を得て被害調査を行った。被害総額は約10億円であった。特に坂本地区の被害は甚大で、その被害状況の概要は、家屋と人の被害は死者4名(坂本地区)、重傷者四名住家全壊123戸、非住家全壊207戸、住家半壊392戸、非住家半壊388戸、浸水3戸。被災者2754人(住家全壊561人、同半壊2193人)。土木施設流失5か所、決壊26か所、被害額1415万5000円。改流失5か所、決壊19か所、被害額129万円などである。山林施設決壊3か所、370万円他(中津川市 1959)³⁷¹、(中津川市 1959)³⁷²。災害が未曾有であつただけに、市は災害の応急対策や被災者の救護、復旧促進に全力を傾注した。まず全壊者の仮設住宅を48戸。半壊者への応急修理費も117戸食八が認められ、早速、応急修理を終えた。一方被災者への救助用物資も毛布その他1万9074点が到着し、全壊123世帯、半壊392世帯に配布された。被災生徒・児童には学校を通じ学用品が配布された。勿論市としても死亡者、重傷者、被災世帯に見舞金を贈った。また全国からは温かい義損の金品も届けられた。一方被害を受けられた人々には固定資産税、都市計画税、市民税等の市税の減免措置も講ぜられた。家屋の全半壊1000余戸、被害額は実に10億円余に及ぶ大きな被害を残した。伊勢湾台風も皆の力で着々復旧に向け動き出した（中津川市 1959)³⁷³。

また、梅雨前線の水害も甚大であつた。1961年6月26日梅雨前線が、木曾川南岸に停滞、6月26日から27日にかけて激しい雨が降った。豪雨による災害は、各地に交通・国道の遮断、通信の途絶をきたした(岐阜地方気象台 1981)。中津川地方を襲った梅雨前線豪雨(462mm)は、各河川を増水させるとともに土砂の崩れを誘発し、鉄砲水となって押し出したため、広い地域にわたり大きな災害を引き起こした。県は中津川市に対し災害救助法を発動した。市では災害対策本部を県災害救助隊中津川支部本部に切り替え、まず救助と

³⁷¹ 出典：中津川市、1959年10月10日発行、『広報なかつ川』中津川市役所、第46号。

³⁷² 出典：中津川市、1959年11月10日発行、『広報なかつ川』中津川市役所、第47号。

³⁷³ 出典：372)に同じ。

緊急対策に全力を注ぐことになった。総被害額は 5 億 8534 万円に達し、被災者も 442 世帯 1885 名に及んだ。恵那山系を中心とする市町村は、毎年連続する災害の復旧については、市 5 町村単独では財政的にまた技術的にも難しいため、国が基本的な対策を確立し、治山治水事業を早期に実施するように、同山系の市町村が結束して中央へ強い運動を起こした。

1961 年 9 月 16 日第二室戸台風(18 号台風)・全半壊 80 戸である。被害総額 1 億 1381 万 9000 円)の被害を出した。住家の被害は全半壊 45 戸、非住家 35 戸、合計 80 戸に達し、被災者は 208 名に及んだ。被害のひどかったのは神坂地区で、住家の全壊に 1 万円、同半壊に 5000 円を基準にとりあえず見舞金を送ることを決めた。市が 17 日夜までに取りまとめたその被害額は、総額 1 億 1381 万 9000 円に達した(中津川市 2007:1489-1490.)。1966 年の凍霜害、5 月 16 日夜から 17 日の朝にかけて、移動性高気圧に被われたため県下全般が冷え込んだ。美濃、西濃地方の山間部でも農作物に大きな被害があった。対象の作物は桑・茶等が主で、桑の発芽状況は前年に比べて 10 日~14 日、平年に比べて 1~2 日早かったため、被害も比較的大きかった。昭和 41 年 5 月 17・18 日の恵那・付知の最低気温(℃)は、次のようであった(岐阜地方気象台 1981:147.)。

1967 年 7 月 9 日の豪雨被害は、家屋では床下浸水住家 8 世帯、非住家 2 世帯で、その他の被害額は、農業関係 384 万 7000 円、林業 123 万円、土木 1235 万円等合わせた被害総額は 1742 万 7000 円であった。7 月 12 日夜から 13 日朝にかけて豪雨に見舞われた中津川市は、13 日には災害対策本部を設け応急対策を講じた。

1972 年 9 月 16 日夕刻、台風 20 号は、伊勢湾台風に似たコースで、翌 17 日午後 5 時現在の被害状況は、農作物の被害が一番大きかった。被害総額は 6 億 5174 万 6000 円にもものぼった。

1975 年 7 月 4・7 日の両度にわたり集中豪雨に見舞われ少なからぬ被害を受けた中津川市は、更に引き続いて同月 25 日と 28 日の 23 回、7 月 1 か月で合計 4 回の集中豪雨に見舞われた。その被害額は、1 億 1678 万 3000 円にも及んだ。月四度に及んだ集中豪雨禍の被害総額は、12 億 6226 万 8000 円にのぼった。その被害地域は市内全域に及び、4 日は市内全域であったが、7 日は中津、苗木、坂本、落合、神坂の各地区、25 日は中津、坂本、落合の各地区、28 日は神坂地区と局部的に集中した日もあった。坂本では家屋倒壊、床下浸水、道路、河川の決壊が各所に起こった。

これらは一部の提示にすぎない。自然災害は毎年、不意打ちをかけるように訪れ多くが農業を営んでいる北部地域に甚大な被害をもたらした。中でも水に対する脅威は大きい。木曾川の氾濫をひかえているからである。

1975 年の台風 6 号の被害は、7 月 4 日と 7 日の再度にわたる集中豪雨で、特に 7 日は数時間に 150 ㎜を超える豪雨であり、中央線や国道 19 号線が一時不通となどをはじめ、水禍は全市に及んだ。市は早速災害対策本部を設け、応急措置がとられた。4 日の被害総額は 2 億 1678 万 3200 円。7 日の被害総額は 5 億 759 万 9000 円、殊に七日の被害が大きく、市では早速国庫支出金、市債、財政調整基金等を繰り入れ、災害応急対策費が組まれた(中津川市 2007:1492-1493)。

しかし、度重なる被害の損害を個人は勿論のこと、地方の市町村が補償できるはずもない。県庁所在地から遠隔に位置する恵那地方の被害状況は、実情を示さなければ素通りさ

れてしまう事項であった。被害から復旧にかかる費用は県や国の助成が必要である。

10.5 K集落開拓者の故郷根尾村と命綱としての県知事とのつながり

中津川市の土地改良法³⁷⁴によると、一定の地区内で土地改良事業を行う事を目的として設立される法人で、一種の公共組合である。土地改良区の事業は農業生産の基盤の整備を図り、それによって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的としている。事業の内容は農地のほ場整備を実施したり、農業用のため池や水路施設の維持管理等、いわゆる農農業に係る土地改良事業を行うものである。この事業は1970年10月13日に岐阜県知事によって中津川市が指定を受けた。土地改良区のある地域で、土地改良法第三条に規定する資格を持つ人は、その土地改良区の組合員とすると規定され、その組合員によって組織する総会(総代会)において、組合員の意志が決定される。その運営は組合員一選挙(選任)した役員によって行われ、運営に要するとして組合員の負担によって賄う土地改良区の設立及び解知事の認可が必要である。認可を受ける条件として、根本規範としての定款を始め、手数料徴収規程等が制定されていなければならない。このような規定や条件の下で、中津川市において西部土地改良区、坂本北部土地改良区、苗木土地改良区、阿木南部土地改良区の四土地改良区が設立され、土地改良事業が実施された(中津川市 2007:580-581)。

農業近代化施設の整備計画は4部門に分かれている。今後10年間にこの計画を達成することを目標としている。①の農用地利用計画では、将来とも農業振興地域として確保する所は、西山パイロット地区、坂本北部地区、苗木、阿木、落合、神坂の各地区を主体とする。これらの計画は、次の三地区に分けて、重点施策を実施する。」として、坂本地区は中西部地区とされ、稲作の省力集団栽培に必要な高性能機械の導入と、育苗施設の設置を進めると共に、栗の防除施設、集乳施設、牡蚕共同飼育施設の整備を促進することとなっている(中津川市 2012:528)。

坂本北部字K集落の開拓者の祖先は岐阜県本巣郡根尾村(現在大垣市)であった。Mさんは根尾村のことについて懐かしそうに話された。

根尾村の先祖のねえ、PTAをやっとる頃には根尾村と提携姉妹を結んでねえ。根尾村の歴史を知るために先生に話いて、姉妹提携を結んでねえ。根尾村へ勉強しに行ったことがあるんやに。役員ばかりで。ほいったらあそこは書物がちゃんと寺にねえ、しまっあってさあ。(中略 平家壇ノ浦の話が続く)それが吉沢中作衛門っていう人がそこに泊まっておって、2年間かねえ、生活したんやけども。その時に結局、2本植えたらしいんやけどもねえ。1本が枯れてしまっって、後の残った現在の1本を途中で枯れかけた時があっって、専門家が入って根基のところ注射をしてね、そこに今でも写真があるけど、そういうふうで薄墨桜っていうのは語って、先祖の言葉で。(後略 ダムで埋没した徳山村は一つ向こう。交流があった話を聞く。)

³⁷⁴ 土地改良法は1949年6月6日法律195号として制定された。

Mさんは、幼少の頃より、祖父の膝上で毎日のように根尾村の祖先の話を聞いていたので、その話は昨日の事のように実感していると言われた³⁷⁵。

小出氏と握手をした梶原岐阜県知事は根尾村出身である。K集落の指導的立場の人たちとはコンタクトがある。

1970年にはパイロット事業の一環として、大がかりな治水事業である木曾川対岸からの架橋工事を実現した。これが源齋橋の架橋である。

源濟橋(水管橋)は、1970年6月1日、総工費1億1517万円で木曾川に長さ144mの水管橋が完成し、源濟橋と名付けられた。この水管橋は、1972年にできあがる県営西山地区開拓パイロット事業の一つとして着工されたもので、木曾川をまたいで付知川の水を西山地区へ送ることを目的としていた。しかし、市その他が工費の一部を負担して、車道3m、その両側に0.75mずつの歩道をつくり、人・車も通行できる橋にし、さらに橋の両端には取り付け道路も造られた。近くに源濟公園があり、木曾川を眼下に風光絶景の地なこの付近は新観光地として期待された。そして当時の平野三郎岐阜県知事が渡り初めのテープを切った³⁷⁶。

源濟橋ができるまでの間、陸の孤島と呼ばれた恵那郡福岡町高山の宿地平開拓地の人たちは、外部(中津川市)へ出る唯一の足としてロープウエーを利用していった。ロープウエーといってもワイヤーロープに屋根のない木箱のゴンドラをぶら下げただけの農作物運搬用のもので、この木箱初に乗って水面上上50mをゆらゆらと渡った。人が乗ることは県一橋から禁止されていたが、外部へた出るにはこれ以外に方法がないため、大人はもとより子どもたちがゴンドラに乗って中津川へ通学していた(中津川市 2007:988-989)。

梶原氏の知事就任は1985年であったが、このパイロット事業の時期には建設省の官僚であった。当時、官僚が自分の関係者に便宜を図るのは、当時の常識であった³⁷⁷。

源齋橋の架橋は交通路としての道を開いただけでなく、北部地区の命綱としての日常の水の安定供給を保障した。

10.6 ユイへの仲間入り—「仲間集団」による開拓伝承劇継承・神社祭礼奉納と寄り場所としての「生活の家」—

北部K集落は自然環境に恵まれた地域である。裏返すとそれは、多くの自然災害に見舞われていることを示している。冷害、積雪害、様々であるが、その中でも台風と集中豪雨による被害が毎年甚大な被害を及ぼした。この地区の大きなファクターは水である。日常の生活では水不足で「水利」に悩まされ、非日常の災害を受けて「治水」が問題になる。水とのかかわりはすこぶるこの地域の生活を成り立たせる決定事項である。

架橋や復旧工事には対岸同士の協力が必要不可欠である。しかし、川を挟むと地域社会の文化は大きく異なる。北部地区の対岸は古くからのN藩の城下町である。北部地区は開

³⁷⁵ M.氏からの聞き取りによる。2017年2月1日M氏宅で実施した。

³⁷⁶ 出典：中津川市庶務課広報広聴係、1970年7月1日『広報なかつ川』182号』中津川市役所。

³⁷⁷ 梶原氏は知事就任まで1956年に建設省入省の官僚であった。

拓地でももの考え方も異なっていた。Mさんは次の様に伝える³⁷⁸。

この地域は肥沃である一方、水不足にさいなまれていた。治水事業は個人で不可能であるため、ユイは必要不可欠な互助機能をもっていた。M氏が老人クラブの会報に次のように伝えている。

月日の流れは早いものでもう百年を過ぎ歴史は変わる、大正の末期にはこの様な事が残されている、先に述べた様に天が広く恵まれた地で有るが、水が少なくなくて田植えをするのに、雨が降らなければ田植えが出来ない、この悩みを解決しようと立ち上がり、星ヶ見地区に大きな溜池の建設が始まり、尊い人命を犠牲にし乍らも完成し、私達は感謝に堪えない気持ちです。

(治水) 出典：老人クラブ会報中津川市老連平成 28 年(2016) 10 月発行者中津川市老人クラブ連合会編集教養委発行所中津川市かやの木町 1 番 17 号 TEL 66-1111 内線 547

「我古里の歴史の一駒」より。坂本老連M. T. 執筆

これは、貯水池を作るために命を落とした人がいることを伝えるものであるが、地形が険しい山野の中での治水工事にはそれだけ危険を伴うものだったことを伝えている。敬老の日には移転後、毎年、「仲間集団」主催でK集落の高齢者を招いて行われる行事がある。そこで「仲間集団」の中の有志による伝承劇が上演されている。その演目の一つであり、10月吉日に毎年、K集落の神社である洲原神社例祭で「仲間集団」が祀りの宴にその伝承劇を上演している

この経緯についての生活の家の「仲間集団」は学習会を重ねて、伝承劇や解説パネルなどで解説をするなど、行事の折に伝え続けているものであるが、そもそも水とのつき合いが生活の決め手になっているのが北部地域の地域事情である。

このような水害に限らず、多くの自然災害が毎年のように当地を襲い、多くの損害をもたらした。美恵橋の伝承劇も洲原神社の伝承劇も災害を伝えるものである。

³⁷⁸ 東濃農業共済事務組合農業共済制度は、戦後、農地改革により自作農の育成強化が図られている。農民保護の施策として、1947年2月15日、「農業災害補償法」当然加入と農業共済組合の設置、政府丹保険の規定など、農業保険法、家畜保険法は廃止)が制定されたことによる。以後、幾多の改正、拡充が図ら=業災害対策の重要な柱として、農業経営の安定並びに農業生産力の発展に大きく貢献してきた。この制度は、災害の多い日本の自然的・地理的環境下で災害が起こったとき、農家の再生産に資する唯一の政策的補償制度であり、1948年には県下で329の農業共済組合が発足した。農業災害補償法に基づいて実施されているこの事業は、当初、水稻共済、麦共済、蚕繭共済、家畜共済の四種類であったか、農業形態の変遷に伴い、1979年には園芸施設共済を、1982年には畑作物(大豆)共済を、更に1984年から果樹共済を実施し、農業災害の損害補填により、農家経済の安定と再生産に資することを目的とした(中津川市 2007:583)。

この北部地区と木曾川を結ぶ橋に美恵橋という橋がある、「ふんどし橋」とも呼ばれるが、何度か木曾川決壊した折に、流出落橋している。地元の文化遺産保存会資料は次のように記している。

美恵橋

苗木、付知、下呂方面への主要道路で、木曾川に架かる美恵橋はその昔「渡し舟」だった。何とか橋を架けたいと明治14年(1881)旧N藩士鈴木半蔵の発案により6尺の禰を3尺にする節約運動を続け、明治30年(1897)遂に橋が完成し、俗に「ふんどし橋」と呼ばれた。その後大洪水で3度流失し、今の美恵橋は旧美恵橋の上流450mの場所に昭和60年(1985)7月に完成し、供用されている。ふんどし橋4代目である。

坂本地区文化遺産保存会, 2007, 『北部地域の開拓と信仰』坂本地区文化遺産保存会, P. 37.

また市史には、洪水の様子が伝えられている。

この橋は1914年5月14日の木曾川の大洪水により流失の憂き目に会い、しばらくの間架橋されなかったが、1925年に2代目の美恵橋ができた。しかし、その美恵橋も1958年8月27日の17号台風により再度流失してしまった(『中津川市史近代編』)。県は美恵橋を復旧することにし、1960年10月に現場で起工式を行い、1962年6月4日に3代目の美恵橋が完成した。復旧した橋は長さ107m幅員2・5m、工費2700万円で、プレストレス工法による国内では3番目の珍しい橋であった。流失以来、渡船で連絡していたが、橋の完成によりその不便さは一掃された。ところが、この橋も1983年の集中豪雨に或って3度目の流失という被害にあった。

中津川市, 2012, 『中津川市史』p.986-987.

そして、生活の家の「仲間集団」は度重なる美恵橋の架橋と洪水について学習し、伝承劇上演とパネル制作を行って地域の人たちに伝えている。

その謂れのある美恵橋にまつわる流失から再架橋を繰り返した経緯を、「仲間集団」は支援職員の介助を受けながらも劇やパネルで市民に伝える活動を続けている。そのこと自体が伝承になっているものと考えられる。

この美恵橋においては、対岸と協力なくしては成り立たない。対岸はN地区そして、当時は未だ中津川市に編入していないH地区である。そもそもこのN地区の藩士鈴木氏によって架橋が始められたわけであるから、対岸を尊重しなければならない。N藩というのは石数極小なN城の城下であった。その地区の住民は儉約を重んじ、しかし、城下であることに誇りを持っている。蛭側地区は豊富な石が採掘される地区で財政的に豊かでその一族は平家の落人の流れをひくことに誇りをもっている。双方の地区とも古くからそこに住み、同じ苗字をもつ同族的意識が高い地域である。

一方、北部は岐阜県下の東西南北から集まって開墾に勤しんだ人たちである。

Mさん：当然ながら木曾川の系統は全部木曾から来とるでね。そうぜん寺（聞き取りママ）、揖斐、根尾村、長良川ねえ。出身地を見てみると東西南北からそういう人たちが集まってきとる。ところがねえ、地域性でわかるのは。

この木曾川をはさんでねえ、Nと言われた時代は遠山守がお城まで造って城下時代があったわけやねえ。これまた勝手のいい殿様でね。廃仏毀釈は木曾に至る迄ね。南木曾の有名な国宝的な寺でもね。門の石塔が斜めに折れたりたおれたままで記念にね。それを刀で切ったというのが、そんなことはできんが。遠山守は当時1万石なんですよ。今尺貫法ではないから一万石ってどれだけってわからんでしょうけども、1石というのはね、1升2升って数えるでしょ。10升で1斗（イットウ）、1斗が4杯入れ1俵って言うんですよ。2俵半集まると10斗、2俵半を1石というんですよ。その1万石が本当の1万石じゃないんですよ。自分が勝手につくった1万石なんですよ。例えば4俵納めなければいけないのに3俵（3度）しか納めんかった。それで「三度俵」って言い合っこするわけやね。（木曾川をはさんで）「そうやって抵抗した」思い出がある。次に廃仏毀釈（1870年（明治3））がきて、その次に、がめつい所やったわけね。小さくって。そういうちっぽけな人種が住んどるっていう感覚を身に着けちゃっとるわけね。地域がそういう地域やからねえ、大雑把な人はいない。未だにそういう事があると「ああNか」郡道出ねえ、Nに向かう橋を架けなければいけない。木曾川の対岸ある。ので生まれたのが「ふんどし橋」、Nの人たちに6尺の禪を半分の幅にして、半分は橋を架けるために寄付させた。架けた（ダムで水没。ダムは大正12年に完成。）付知川が見えたり、げんさい岩があるから見える。そういう地域性からいう。細かいことにかけては、電子計算機のように細かい地域やねえ。（中略）

篠原：蛭川はまた別で（Nの隣地区）

M：そうそう。偉そうにねえ。差別がねえ。地域のカラーってのがあるんですよ。

M.T.さん談、2017年2月1日聞き取り調査より。

伝統的な地区は、新しく入植した開拓者を歓迎していない。M氏の話からも理解されるが、このN地区がK集落にもつ感情は「生活の家」の後援会活動にも法人化直前の「0」という値が示すようにもあらわれている（第9章第4節参照）。坂本地区の行うことにお金は出さないという表れとも受け止められる。

各地区が反目するのは対岸だけではない。隣接する地区間にも祠をどちらが守るかという問題で諍いがあった。

それは源齋岩という洞窟の祠の守権限をめぐる反目であった。源齋岩という岩がこのK集落にはある。その固有名詞が示す如く、戦国時代の武将、吉村源齋が身を潜めていた場所の岩を指し、この近くの人たちのシンボルでもある（中津川市 2012:1560）。

そうしたらね、源齋岩があるでしょ。今祀ったる横の大きな岩があるんですよ、そこに木曾川が見えるで祀ったんですよ。ほしたらね、源齋岩が見えるでしょ。で源齋岩というところは法務局の地図を見るといわやどじゃないんですけど、ここがね、小さい川に谷がね、向う側が岩屋でこちらは字源齋なんですよ。源齋に祀ったりしとるに

もかかわらず、岩屋の人たちがこの源齋の祭をねえ、自分たちの源齋岩やって。長年それをやってきたんですよ。そうするとねえ、今まで御宮さん何もない時代やったもんで、重箱を提げて参加しようった、親父んたあはね。ほうすつとね、なんでかんで地名が違うもんで何でお前んところで祀ったなんちゅう喧嘩を売っちゃってねえ、岩屋と家（西林）が喧嘩を売っちゃってねえ。何とかこっちだけで祀ることはできんやろうかということだね、

M.T. さん談，2017年2月1日聞き取り調査より。

I 地区は K 集落に隣接するが、互いに源齋岩をめぐる反目していた。そこでちょうど、中津川機関区に行き場のない滝見観音が届きその扱いに困惑していた。源齋岩の横に同じような祠があったので、そこに滝見観音を祀る事で協議の末落ち着いた。水に纏わる観音はこの地区の人にとって守り菩薩となりえたということである³⁷⁹。

「生活の家」の一角に地域のよろずやとして「げんさいや」という店舗がある。その名前はこの源齋から取って付けられている。反目のあった切望の場所で源齋岩と最もこの地区に必要なライフラインを通す源齋橋の「源齋」をとって「げんさいや」としているのも、K 集落の人にとっては寄り合い場所にしやすくしていることが考えられる。このげんさいやは北部 K 集落の人にとって、よろずやのような機能があり、また、喫茶部で無尽講の寄り合いを行う場所にもなっている。また、この売店は購入するだけでなく、家で不用の物品を店に出して売ったり、地区でよくとれる胡桃などの嗜好品も置かれて、一種のバザーとしての機能も有している。

北部 K 集落は災害時とは逆に日常になると水不足が深刻であった。K 集落の一集落にその特徴を示すものがある。

M さん：日向平（ひなたびら）といいます。それのここの開発の地名をつける時に、色々問題があったんですよ。日がよく当たって平でねえ。ということであつてつけとるし、北の方の平が大きいからって北原ってついとるし、ここは西に当たるところでちょっと林があったもんで西林ってついとるし、そういう経緯も出てくるんですが。この人たちじゃないんですよ。

M.T. さん談，2017年2月1日聞き取り調査より

そのため、雨乞などの民俗行事がなされてきた。毎年10月10日に、最も北部地区で重視されている氏神である洲原神社の例祭が開催される。「生活の家」の「仲間集団」は坂本移転後、積極的に参加をしてきた。神事が終わると、ご神体の前で宴が催され、「仲間集団」による太鼓を奉納する習わしとなった。「仲間集団」の有志が飛翔太鼓を結成しているが、太鼓奉納には、太鼓の音が雷神に届き雨を降らすという雨乞の習俗がある。その意味で「仲間集団」はユイに加わろうとしているのである。青年団は奉納しないので、雨乞の行為を「仲間集団」が肩代わりしているのである。

³⁷⁹ 注6)に同じ。

太鼓の奉納には雨乞いの意味がある。飛翔太鼓が盛大に神社の境内で行われることには民俗祭祀として非日常の祭で、日常の安定した水源の供給を祈る儀礼行為として地域に重要な祀りのファクターを提供している。そして、雨は別の意味でも北部の人と「生活の家」の仲間を結びつけている機縁をもたらしている。それはこの洲原神社に屋根がないことに起因する。雨天の場合は神社の宴を神社の代わりに生活の家の福社会館（現在は飛翔座と呼称。）で執行するとしている。雨を機縁とした互酬の関係づくりをしているのである。

この農民道場で青年団が結成されていたが、今は跡地になっている³⁸⁰。青年団の機能を残しているのは消防団である。この消防団に「仲間集団」も参加している。青年団といえは氏神の祭事で太鼓奉納をする地域は少なくない。洲原神社の10月例祭では、稚児の舞が奉納されるが青年団の太鼓奉納は無い。太鼓は「生活の家」の「仲間集団」が宴として催している。そして、開拓劇や一座の上演も続けて行うのが恒例になっている。北部K集落の氏神は坂本地区須原神社(洲原神社)である。祭りの神は伊邪那岐大神・伊邪那美大神・大国主之命で、祭礼は10月8日から20日頃の日曜日とある。建立は1916年2月とある。明治から大正にかけて千旦林北部の開発が行われるようになってから、美濃地方から多くの開拓者が入植し、K集落の組もA集落・B集落・C集落等に分かれていった。その後北部の人口が多くなった時、祭神は岐阜県美濃市の洲原神社から祭神を迎えた。この神社は千旦林北部開発の象徴ともなる神社である³⁸¹。

しかし、この地区の人たちにとって大切な洲原神社のご神体が台風の豪雨により消出してしまった。

Mさん：それはまだ私たちがひざでね、じいちゃんばあちゃんの膝で育つ頃から、そのことは毎日のように話がねえ。開発は本巢郡の根尾村の方からみえて、この地を選んで開拓をしとる真っ最中に、ですから私たちはその話ばかり耳にしたんで、なんか自分で開発をやったみたいな感じがしちゃうんやけども。(筆者が元話を読みながら)
M:今でいうと大正の7年の秋の9月の台風ですね。あの時代には何台風っていうんやろ。その台風の影響で、石の祠っている神様を祀る祠があるんですが、それは今でもあるんですが、その中に、前へ木の扉を付けて、そいで開けると中に神様が祀ったる。そういう祀り方を一般的にずっとやってるんですが、大昔はね。台風の時にね、石の祠やもんで舞っていくことはないんやけど、表の木で作った扉が開いちゃってね。その中から混ぜられて、ご神体にね、風邪で飛んでっちゃって無かったんですよ。それで気が付いたのが秋の10月に祭をやることになっておって、準備を隣のAさんっていう人が、あの一ちょっと下見に行ったら、ないということがわかったと、そりゃ大変ということで、Aさんて方は郡上ってところのあそこの生まれの人で、やっぱりこち

³⁸⁰ ここでユイを結ぶに当って農業技術なくしてすぐに当れるものではない。上述の話に登場する農民道場とは、青年たちが農業の学習を行う場所であった。1936年7月に設置された農業青年学校で「農民道場」とはその俗名である。

³⁸¹ 出典：『中津川市文化遺産図録』『北部地域の開拓と信仰』より。

らへ引っ越してみえた人やが、開発で。一番近い、神社の裏の人や。裏っちゅうか横たの人ですが、その人がおじいちゃんが語る人やけど、郡上へ里帰りとされて、その時に今現在の美濃市やね、あそこに洲原神社があるんですよ。

M.T. さん談，2017年2月1日聞き取り調査より。

この当時，最初に入った入植の家を四軒屋といって当地区の人達は開拓の功績を讃えている。その元話は次の通りである。

今から百数十年前明治の三十年代に，茄子川村と千旦林が合併して坂本村亡名付けられ，住所恵那郡坂本村千旦林日向平と申す様に成った。我古里は岐阜県の南に位置し，海拔三百米程にして，平坦地で広く，日当たりが良く，生植物や農作物などの育成が良いとされ，明治の後半より移住者が増える様に成り，早くより住んでおられた鈴木さん，市橋さん，永田さん，葛西さん，此の四軒を四軒屋と今日でも呼んでおられる。皆農業で豊作を願って他の場所には山神様奉り当，日向平神社には何神を祀られたのか？今解っていないが，不幸にして大正の7年秋の台風によって，日向平神社の嗣から御神体のみが分霊され，後日宮の近くにお住まいのA清松さんが無くなった事を知り，古里が郡上村なので里帰りの折，現在の美濃市に洲原神社のお礼様を受けて帰り，現在の日向平のお宮に奉ったのが，千旦林日向平の洲原神社の由来である。

M執筆，2016年10月，「我古里の歴史の一駒」老人クラブ会報中津川市老連発行者中津川市老人クラブ連合会編集教養委発行所

洲原神社の氏神がどういうものであるかということは，第1産業を営む人たちにとって重要であり，地域特性に関係してくる。Mさんは祭神について次のように説明している。

M: 大山祇のミコトってのは女の神様なんですよ。一番最初に祀る神様っていうのは山の神様を祀るってのが常識なんですよ。人間が新しい住まいを求めていって，「山の神様ありがとうございます」って言ってそこを生活の場にしようとする時，神様を祀るわけ。そうやって一番最初に今言ったような事を目的で住む人は，必ず山の神を祀るわけ，まず。それでこの神様を祀ってやれ寝泊りが出来るよと。今度は食べ物を考えなあかんって言って，農地にね，山を開拓したり，開墾したりして果物を作ったり，野菜を作ったりしようとする時，今度は土地をなぶるわけですから。今度はね，ウブスナノミコトって言って。土を守る神様ねえ。ウブスナノミコトっていう神様ですが，その神様を祀るのが常識なんですよ。そういう順序から調べてみると，この日向平というところはね，ここは西林って所ですが，そういうコンモリした土地があるわけですね。(中略) そういうことをよく知っておったので，あそこにある神様は何か？と調べに行ったら，堂々した山の神やったんです。今入れたるやつが。

篠原：山の神って書いたる？

M: そうそう。それはちゃんと書いたるもんでね。そうすると，その後に洲原神社に祀ったる神様はウブスナノミコトでことになるね。ウブスナノミコトを祀るってことに

は、やっぱりあの、農地を開拓して、そして砂を養うという事が目的やったから、それを祀ったに違いないが、それが大正7年の台風で飛ばされちゃって無くなったから、Aさんが受けてこなあかんということで、受けてきた。

M.T. さん談，2017年2月1日聞き取り調査より。

根尾村及び美濃市からK集落へ入った開拓者の開墾の様子と洲原神社のご神体についての伝承劇を「仲間集団」が上演し続けている。「生活の家」の「仲間集団」は移転してから北部K集落の氏神である洲原神社境内で、毎年、太鼓と伝承劇、一座の余興を行っている。洲原神社は屋根を持たない神社である。雨天の場合の宴は「生活の家」で催すことになっている³⁸²。

一方、「仲間集団」主催で「敬老の日」の行事を「生活の家」で開催し、K集落の高齢者を招いて宴の会を催している。K集落の高齢者たちは毎年恒例の催しを楽しみにしていることが参加者の人達からの聞き取りよりわかった³⁸³。

この往来する関係からみると、「仲間集団」はK集落のユイの一部分に入っていることがわかる。

10.7 「仲間集団」・支援者の地道な活動継続がもたらした後援者の出現

現在も続いている共同作業についてMさんは次のように説明する。

「今日はみんなで一斉清掃やろか」なんていう今は草刈り鎌というエンジンの付いた鎌でしょ。そういうことでも自分の田畑をいつでもやってるから、ここに住んどる人たちは何ってこともない、難しいこともないちゃんと順序をとってやるんやけど、他所から来た人はねえ、色んな、草刈りが仮にあったとしてもやに。その順序がわからんわけやね。自分のやり易いところだけ刈るとか、そうしたらその仕事がみんなの邪魔になっちゃったとか。そういうことだけれども、そこはうまく元から住んどった人たちが指導しながらねえ。そういう人ともうまくやりましようということが地域性というやつで。そういうのが、人種差別をせずねえ。お互いに助け合って生きていくってところが、本当に代表的な地区やなって私自身思うんですが。それっていうのは目に見えん基礎があるからあるわけやね。

M.T. さん談，2017年2月1日聞き取り調査より。

³⁸² 演劇練習や上演を何度か見学させてもらったが、実は演劇上演は練習だけでは、とても成り立たない部分がある。知的障害のある人は、上演する意欲を持ちながらも、障害のために台詞を忘れることが多くある。自分の位置と舞台の位置関係が不明になることが随所にあるためであった。一座のリハーサルでは、一人一人の障害に合わせて、その人の位置や注意喚起が促されるような目印や台詞のプロンプトの打合せが障害者と支援職員の間で取り交わされており、そのやり取りによる準備段階も大切な行程のように見受けられた。

³⁸³ 「仲間集団」の準備段階を何度か見学する中で、既に毎年のように分かっている経験者がまだ経験の浅い「仲間」に運営の仕方や実際の準備を所々でわからない人にわかるように丁寧に説明して伝授していた。これが豆学校方式といえる。

昭和初めから中頃から続いている生活習慣としてユイの一部をMさんの聞き取りより知ることができる。

養蚕は神坂小での綴方にも書かれていたが、恵那地方の農家にとって、現金を得る確実な収入源であった³⁸⁴。中津川市史によれば坂本北部K地区日向平はじめ土室育は各自が自分の家で行っていたが、技術が未熟だと不具合が出るなどしたため、適当な場所のある家や集会所を使って共同で行うようになった。土室育は日向平の集会所でも行われていた。集会所で土室育をしていたのは、日向平の人たち10軒で春蚕、初秋蚕、晩秋蚕、晩々秋蚕の年四回行ってたとある(中津川市 2007:619.)。

坂本地区ではさつまいもや落花生が収穫される。中で赤土の地質をもつ場所の産物は特に美味である。K集落だけでなく、坂本中学校坂本地区の全戸が、さつまいもの切干を作って売り、その収益で学校が建てられた経緯がある³⁸⁵。この地域では「ぐるみ運動」と呼ばれている。

つまり、坂本地区は争議の多い地域であったが、資金作りに関しては、まとまった経験をもつということである。

主張するのではなく、他地区の話聞いて、とりまとめていく。M氏の話はそれをいうものであった。この地域の人たちは「ぐるみ運動」と呼んでいるが、「ちいきぐるみで活動していく運動」の意である。

ボランティアの志が強い人であればそれだけ、熱心に主導権を発揮するということはありえる。K氏もその一人なのであろう。自分が運営を取り仕切っていけば、事は速やかに早くスムーズに進む。「生活の家」では一緒に運営をしようと呼びかけがありながら、その厚意をあだで返すように映ったことはいなめない。

しかし、生活の家が最も重視する営みは、スムーズに事を処理して障害者の生活環境を整えることでもないし、また、福祉サービスを充実させることではない。

一方、北部地域のリーダーはその指導力を「生活の家」にも行使しようとした。しかし、「生活の家」の地域生活運動は、外からの権力が一部の人によって進められることは、窮地に立たされても、思想的に右派左派関係なく拒絶している。その部分の「生活の家」としての主張ははっきりしているのである³⁸⁶。仲間の障害が何れであろうとも、その人なりに、この地域生活運動の意味を自覚しながら行っていくように、関わる人それぞれが教え合うのである。それを自覚している人は、自覚していない人に疑問を投げかけ、運動の進みは牛歩の如くであろうと、それぞれの仲間が納得するまで、運動における行程の一事項一事項を確かめつつ進んでいくのである。それは仲間や支援者内部の営みの中でも脈々と受け継がれる重要な営みなのである。

³⁸⁴ 1960年1月現在における稚蚕共同飼育所の設置状況は、岐阜県全体で1000か所あり、飼育所形式では群馬式土室育が最も多く、全個所の約7割であった。恵那地域は125か所と県全体764か所ある中で、3番目に多い(中津川市 2007:614)

³⁸⁵ 1949年10月に完成(中津川市, 2007:1697)。

³⁸⁶ 東小の就学運動から「仲間集団」と共に生活を送ってきた鳥居広明氏、伊藤三雄氏からの聞き取りによる。

生活の家の運営や運動が、わかりにくいのは、たとえ、思想が近しくても、その運営の経緯を「仲間集団」と共に送っていかないと把握しにくいところがある。「豆学校」方式といってもよい運営の仕方である。

この地域生活運動は本人たちがヘゲモニーの主導権を握った運動ではない。しかし、本人の意向を置き去りにした運動でもない。その中には、一般的な意思疎通をしない重度の知的障害者が中心をなしているということである。そして、親と反目する運動でもない。ただ、その人が恵那の地域で暮すことの保障を求めた運動にすぎない。しかし、その地域生活そのものが、この地ではままたまならない状態だったのである。

彼らにかかわっていると、健常の支援者たちは、「仲間集団」から生き方を学んでいる。複数の支援者から関わった感想で「Aさんの人生やなあ。」という言葉を書く。それは、その人と関わっていて、知能や発語とはまた違ったその障害者本人の生き方や思いを実感するのである。

結局、生活の家の関係者は、綴方教師たちからも、移転先の地域の人たちからも後援を打ち切られる窮地に追い込まれたのだった。

しかし、そのような状況でも思想の左派、右派に関わらず、他の人の生活を想像しようとした人が、「仲間集団」の置かれた境遇を知り、また、後援を再開したのだった。それは「仲間集団」の働く姿であり、何のゆかりもないボランティアの中にも脇坂氏のように宗派を問わず市内すべての寺院・教会を回り、民生委員全てに懇願した隅々まで行うという「恵那雑巾」の精神に、市民が共振したことでもあった。

農地改良計画とのからみ（ここは近代農地）「そして時代は昭和へと変り三十年代には国の事業で農地改良が始まり、何百ヘクタールの近代農地が整えられ」とあるが、この年代の事業とは、土地改良法の1957（昭和32）年、1964（昭和39）年の改正による土地改良事業の実施に当たるものである³⁸⁷。土地改良法はそれ以前からある法律であるが、1961年に農業基本法（以下、基本法と略。）が制定されることによってその内容が大きく変わったことによる。1957年の改正では、土地改良団体連合会が法定化されたこと、1964年の改正では基本法に対応した内容になっている。

そしてM氏も老人クラブ会報でその感謝を示している。

それに併せて天の恵と思われる程の豊かな水が、木曾川を越えて謹置され（付知川用水）自然豊かな我郷を思う時、此の地に住む人々は旨思いを同じく誇りを持って増々の発展に心掛ようと思ひます。

老人クラブ会報中津川市老連平成28年（2016）10月発行者中津川市老人クラブ会
編集教養委発行所「我古里の歴史の一駒」より。坂本老連M. T. 執筆 p. 11

ここで、坂本地区の中津川市で属性について説明しておく。中津川市人口は1970年47に492人、10年後の1980年で48,666人である。1949年の中津町の人口・世帯数・住宅の様子昭和二四（一九四九）年度版の「中津町勢要覧」には、同半の中津町の人口・世帯数・

³⁸⁷ 土地改良法は1949年に制定された、1964年にも改正されている。

住宅について、次のように記述されている。人口は 22245 人、世帯数は 4544 戸、1 住宅に 1 世帯が居る戸数 3453 (76.0%)、間借者の戸数 426、寄宿舍及び共同住宅戸数 59、併用住宅戸数 54 で、庶民住宅戸数 30、非住宅戸数 35 町営住宅は、中津川に 36 戸で 558 坪、駒場に 18 戸で 191 坪、合計 54 戸で 749 坪」この数字から算出すると、昭和 24 年当時、中津町の一世帯当りの人数は 5.09 人である。現在では家族 5 人以上という家庭は非常に少ないが、その頃は三世代同居や子どもが 3、4 人いる家庭が多かった。核家族化の進行 1949 年当時の一世帯当りの人数は前述のように 5.09 人であった。その後、中津町は 1953 年から 1958 年までの 8 年間に、苗木町・坂本村・落合村・阿木村・神坂村と合併し、人口・世帯数は増加した。そして、合併後の昭和 1960 年には、一世帯当りの人数は 4.72 であった。その後の世帯と人口の増加数を見ると、1960 年と、1965 年と 1985 年以後は世帯数が人口より多く増加している。1960 年から 2000 年までの 40 年間の合計を見ると、世帯数は 7759 戸増加し、人口の増加数 7410 人を上回っている。そのため、一世帯当りの人数は 1960 年の 4.72 から徐々に減少し、1975 年には 3.97 と 3 人台になり、2000 年には 3.08 まで減少している。このように、中津川市においても核家族化は急速に進行した。なお、日本全体で一世帯当りの人数が 3 人台になったのは 1970 年であり(『昭和史全記録』)、岐阜県では 1972 年である(『岐阜県統計書』)。中津川市の地区別の一世帯当りの人数の推移を見ると、1960 年部には坂本・落合・阿木・神坂昭増地区は 5 人台であった。しかし、1970 年には 5 五人未満になっている(中津川市 2007:1089-1090)。

② 専業農家は、1960 年から 1965 年の 5 年間の五か年の減少が著しく、1975 に最低を記録している。③ 第 1 種専業農家は、同 50 年にかけて激減している。経済の高度成長に伴う、専業農家の兼業化の現象である。④ 第二種兼業農家は、1960 年から 1980 年にかけて急増したが、その理由は他産業へ流出としている(中津川市 2012:549)

坂本地区の人口は、1960 年時点で中心市街の 56.1% に次ぐ 15% で、郊外地区の中では最も多い事である。家族の構成は高度成長期に促進された核家族化は中津川市全域にも上述により進行している状態である。そして目を見張る事項は、この割合が 1992 年に 20 % を占めて、一方、市街の中津地区は漸次減少していることである(中津川市 2007:1092)。

1992 年といえば生活の家が法人化し坂本地区に移転した年に当たる。ここに重要な事項がある。生活の家の資金作りはもっぱら市街が活性していた時期に行われたが、移転先が市街中心地から離れているという事実と、その場所が辺境で過疎化された場所であるということは必ずしも一致しないということである。何故か。そこには、開拓者の従来定住者からの差別や偏見を受けながらも、先祖の土地や人間関係を大切に維持し続けた、その力が開拓地を疲弊させず、共同を重視した自治的なコミュニティを創ってきたということである。

一方、「生活の家」は考え方の如何を問わず、さまざまな障害者がいる。それは考え方も含めてである。ここには、恵那の障害児者教育・地域生活運動で最も根本的な原理である識字学習や生活綴方が如何なるものであるかは理解されにくいことがある。生活綴方は、それを体得した人によらないと、理解されにくいからである。

生活綴方は思想的に左派の活動と結び付けられやすいが、この理解されにくさは、イデ

オロギーの問題ではないようである³⁸⁸。移転時には、開拓地 K 集落の右派の主導者である K 氏が生活の家の主導権を握ろうとしてきたのである。しかし、運営そのものが一人の権力で干渉されることはならない。そこには、小出氏をはじめ、小出氏よりむしろ実際にいつも「仲間集団」と時に寝食を共にしてきた支援員の影の働きが非常に大きい。誰か一人の権力に皆が従っていく運営ではないのである。「生活の家」は市民で支えられているという自覚である。勤務評定時の「地域と共闘」が受け継がれているものと考えられるのである。

この「地域との共闘」が「生活の家」側にあり、そして坂本地区全体また K 集落にも親和する人間関係の素地が別にもあった。それはさまざまな人が共同していく基層を示す民俗の共有である。

「仲間集団」の上演について

篠原：仲間たちも中々ねえ、一つの事が分からなくなっちゃう方々も。ああやって一生懸命やってみえるもんで。

M：あれはああいう不自由な子たちはねえ。指導を受けてやった劇ですから、それりゃあ満足な人たちがやると、わけは違うねえ。

篠原：練習 100 回とか聞いたけど。

M：そうやね。それにみんなねえ。今までにあの子たちやなしに（*過去、「仲間集団」の他の人たちも）劇をよくやってきとるんですが、みんなこの地がねえ、その地域性というのかなあ。地域性というのを重んじて、その血液が近いんじゃないに、親戚とかそういうことやなしに、いくら他人であっても、同等の権利っていうかな。そういう立場で守り合っただけねえ、そういう助け合っただけ生きてきとるという代表的なとかく生き方をしとるっていう、人から見ると見えるらしいんですよ。

つまりぐるみ運動を行ってきた人の輪が、イデオロギーの対立を超えたのである。宮本常一は訴えることではない祀りの運動の存在をいっている。

³⁸⁸ その意味は中々理解されにくい。思想が近い組織は、恵那をその傘下に置こうとしてきた。「きょうされん」がそうであるし、渡辺への「全障研」がそうであった。そしてその構図は恵那教組における、日教組が恵那教組を支部として統制しようとした構図によく似ている。しかし、日教組の要求事項は、恵那の地域事情になじまないもので、聞き入れるわけにはいかず「方針転換」があった。作業所の連絡会ということで「きょうされん」が中津川で支部大会を開催しようとするが、「生活の家」が傘下におかれることの問題が市全体の議上に置かれ、結局、支部大会ではなく「きょうされん」には協力団体に留まってもらうことに決着し、地域の祭典となり、地域主導に変えたという経緯がある。この運営方針は恵那地方の生活綴方や地域教育を実感した人でないと思の左右を問わず分かりにくい運営である。

「生活の家」を受け入れたことの比喩としての地域性 エピソード1

生れ落ちるところ、先祖があり母があり、家族がありっていうそういう家庭で、やっぱり人間らしい生き方をね、どうらい贅沢な生き方やないに。人間らしい生き方をそういう家庭で育った者は、ちゃんと基礎っていうものがね、語らずのうちについちゃっとるもんで。80年前の話になっちゃうけども、小学校の2年生か3年生の頃かなあ。3つ違いの弟とねえ、親父が酒飲みやってねえ。5年生6年生いっとたかかもしれんね。夕方ちょっと前ごろに「酒買いに行つてこい」ってね。一升瓶を風呂敷で包んで、縛ってこうやって持つと、子どもがね、5年生、6年生の子どもが手を降ろすと下へついちゃうでね。さげたなり持って歩くと歩けんわけね。今の農道の傍の信号のね、今は塩谷さんっている店があるけど、あそこの前に酒屋さんがあったの、昔は。1キロ2,300くらいあるかな。帰り帳って行って帳面を持っていくんですよ。それが嫌でねえ、お金やといいけども、子ども心にねえ。帳面に書き入れるってのは嫌やったんよ。貧乏くさいでねえ。ほんでもそうやってもらって付けてもらって3合か4合か一升瓶の中に入れてもらって。帰りに、子どもやからいたずら遊びしながら帰ってくるに。小さな水路に石の橋が掛たったんですよ。そいつを丁寧に渡って帰ってこればいいやつを、兄弟が遊び半分できようから、ポイと飛び越えたり、そういうことして遊びながら帰ってきようったんやね。そうすると、ポーンと石にぶつけちゃったんやね。朝学校へ行くときにあの時分が子どもは沢山やから集落からあそこまで行くのに4人の子に友達がおるえあけやね。朝、子どもたちは、大体、どこの家で集まるとかしてね、そういう所の一番最後の道やねえ、そこの中のお婆さんがもの凄い怖い人で、それはね、貧乏な家なんやけど、表の戸がバーンと開けたる。囲炉裏の火が見えるのよ。冬やから寒いから。その時に自分とこの子をしからっせるわけね。そのお婆さんにみんなびびっちゃってねえ。僕も怖くてしょうがないお婆さんやったけども。それが日が暮れにそそをやっちゃってどうしたらええものか、家いきや叱られちゃうし、困ったってきようたらね、ほったらそのお婆さんがおいでて、「お前んたあ何をしたんや」ってね。何をしたんやって見たらわかるわね。べたべたの風呂敷見ればね。「ああなんというかわいそうなことした。そりゃあ、お婆さん忙しいけどな、お婆あさん連れて来てやるで着いてこい」ってわけやねえ。ほんで、なんと家まで連れて来てくれてやに。そういつて、家の父はケイイチていうんやけど、「ケイイチあにい、子どものことやで仕方ないが、そそしちゃったが、子どものしたことやで勘弁したらなあかん。はよおんしたああがってご飯もらって食べなあかんぞ。」って。オレよういうといたけど、叱っちゃあかんぞよ。何遍もくどいほど親にね、家の親にそのやかましいお婆さんがねえ。「よう上がって夕飯食べなあかんに。おんしんたあ」そうやって言ってくれてさあ。おれたちこそ一とあがってさあ、夕飯どころか冷たい部屋へ入って二人で寝ちゃった。そういう経験があるんやけども、そんな怖いお婆さんがねえ、ああゆう一番困った時に助けてくれるんかっていう、その教訓をまざまざと学んだるわけよ。現実が一番寂しい悲しいところで守ってくれるっちゃうか。子どもや息子ならわかるに。普段怖いような人が、そういうふうでね、地域性の基本ってのを、まじまじと味合わされたねえ。そういうことやから結局みんなの力でいきていくんや。よう忘れんに。

やることなすことがみんな、大事にしたいような事ばかりやったね、出来事がね。まんだ、よう許されたなあって事もいっぱいあったの。それはやっぱり地域性やねえ。それでその息子さんやねえ、今と違ってねえ、雪なんんか 15 cm. も 20 cm も積もりよった。

篠原：よう降りよったもねえ。

M：ふん。それを石蔵が有る所までザーッと雪かきをしてきてさあ。その息さんは。そういう人たったもんでやっぱり考えがええね。

M さんの話からは、子どもの面倒も雪かきなどの力仕事も自分のところだけでなく地域ぐるみで行うという北部開拓の地域の困った人や集団がいたら一緒にやっていくという「地域性」があることがわかる。また、不発弾を手に入れるために軍事基地に入り込み、さらにその爆発事故をユイの共同作業の奉仕で穴埋めして解決するという、大らかで逞しい語りは、この地域の人たちの生き方を物語っている。

「生活の家」を受け入れたことの比喩として地域性 エピソード 2

怖い話でいやあ、岐阜の教習所が茄子川地区にねえ。軍事演習をやりようったけど。ほんで高射砲までやってねえ。飛行機を、あれは戦車もきとったしね。射撃が始まるとその日は雨になるとかね。そういうことも経験したし。その時に鉄状門、バリケードがね、はっちゃって。

篠原：基地みたいになっとたの？

M：基地さ。岐阜の演習場やったに。ほんで俺んたちは、その兵隊さんになろうと思って夢がね。やっちゃいかん事と知っておるにもかかわらず兵隊さんに近寄ろうとするに、どうしても。憧れとるもんで。演習場の中に入ってみたりね。入ってみると、弾が落ちとるのよ。小銃とかさ、ドンドンドンドン機関銃とかさ。そいから高射砲っていうでかいやつ。

篠原：本物の弾やね。

M：本物の弾。そいから戦車の弾なんかこんな大きな弾やはねえ。それを拾ってきて、どうするかというと、小さな弾やねえ。それが爆発しちゃって、後ろに火薬がついたとこ、ほいでそれを針金で縛って七りん起こいとる火があるら。火の中であつためるわけ。そうするとね、一番最後のこの芯管の後のところに鉛がまんだ残とるわけ。逆さまにして鉛を上にして、針がねで縛って居炉裏であぶると、トウルトウルと鉛が溶けるわけよ。その時に針がねに輪っばを作って、輪っばの先っぽを鉛の所にさいて冷ますと、鉄砲の弾で密を作るの。ほいでこれを冷やいからっかって鋳物にするの。ほいってジャラジャラとぶら下げて、そうやって飾り物をつくりよったの。それを作るために弾を拾いに行くのよ。やっちゃいかん事やに。友だちの所へ行ってさあ、隠れちゃあね。行ってきとったんやけど、ある時に高等科 1 年の N 君という子と一緒に二人で並んでおる教室で、弾を拾ってきて、そいつをね、二人こうやって並んどってさあ、隠れて授業しとってこういう小刀で、芯管をほじくりよったの。そうしたら不発弾やったの。不発弾やったやつを刃物でばーっとはぜたの。持とった手が、

この指がね、小指とこことこんだけ残いて取れちゃったの。弾を持っとたので。隣のももたがね、挟られるようにね。そういう事件があって、ほんで学校で大騒動を起こいて、今なら新聞の三面記事やねえ。ところが、そういうことが、弾を拾ってきて遊んどることは珍しいことでもなかったの、先生にしても学校にしても怒られなかったのね。そうしたら、結局ね、どうやったかっていうと、そのやった子の親の永治っていう、自たちより3級上やけども、それをね、親が被害者の家に稲刈りの手伝いに行って終りやったも。夫婦そろって「すまなんだわ、申し訳ない」って言ってね。稲刈りの手伝いに来て終りやったの。「そんなことは子どものしそこないやでそんな事はいいよ」ってことで許しちゃって。考えれんらあ。

篠原：おおらかな・

M：そうやら。地域性やって。地域の人間の生き方やねえ。そういうふうで逆やなくてよかったみたいな逆に言ってくれるわけよ。「おれんとこの子がやったんやないでよかった」って言ってね。反対にやった方の人の方がくやまわれようったの。稲刈りの手伝いに行って終りっていう時代もあった。考えれんね、今なら。未だに残っとることやに。その人の一代に残っとることやけども、「そんな事があったわ。あははは」で済んじゃうわね。地域性っていうことは大事な事やね。

M.T. さん談，2017年2月1日聞き取り調査より。

「生活の家」では、地域の活動を重視している³⁸⁹。そのことが同じ開拓地で「豆学校」が展開されようとしていた神坂地区の活動とは大きく異なっている。

「仲間集団」が率先して、その土地の民俗になじんでいく媒体を自らで作っているものと考えられる。敬老の日に「仲間集団」主催で行う北部地域の敬老者を招いた美恵橋をはじめとする開拓・開墾の伝承劇、洲原神社での飛翔太鼓奉納及び宴の出し物、日常のげんさいやの「市」としての機能化が、それである。

以上は、社会資源の民俗的有用性だといえるが、「生活の家」は、人的資源の拠り所ともなっている。地域の人達が「生活の家」で働き、ボランティアに赴いている人たちも多いからである。

小結

「仲間集団」の伝承は、北部地区の開拓者たちが何度も水害の脅威に曝されて、反目する人とも折り合いをつけて生き延びてきた開拓者の人たちの難事を伝えるものである。その伝承劇が繰り返されることで、開拓への敬意を維持していくものと考えられる。

第1節では、坂本地区の地域事情には、「生活の家」が移転する以前より、多くの移住者と定住者の間で争議が起こり易い難しい事情があったことを明かにした。

第2節では、「生活の家」が移転する開拓地について述べた。この坂本北部地区は県知事も人脈を持ち岐阜県内での移植であることが肥沃な開拓に結びつき、先の「豆学校」の発祥地神坂地区の厳しい状況とは、事情を異にしていることを示した。

³⁸⁹ 2016年10月20日、鳥居広明氏からの聞き取りによる。

前者の坂本地区に「生活の家」が坂本地区に移転するが、そのことは2重の困難に直面することを意味した。第3節はその記述であるが、困難の1つは坂本地区が恵那地方でも生活綴方を激しく批判する地域であったことである。生活綴方は「生活の家」において、命名時から掲げられている「生活する」という理念の実践の中心である。そのために、生活綴方を否定する批判は運営の根幹に関わってくるのである。

後1つは生活綴方に付随する革新的思想性のイメージが開拓地の指導者に拒否されたこと、それにより当地区の人たちの後援は立ち切られたという困難である。

そもそも、「仲間集団」を受け入れた開拓者たちはどのような生活を送ってきたのか。その生活史が彼らを受け入れる大きな要因だと考えられる。第4節では、その要因のひとつとして、この地区の自然災害について言及した。K集落を含む坂本地区の北部地区は地形上、毎年大きな災害に遭ってきた。度重なる自然災害による多大な損害を、開拓者たちは共同作業により風鬢雨鬢の生活を送って凌いできた事情を述べた。

綴方教師集団が「生活の家」の後援から退く大きな要因には、「生活の家」の関係者が県知事を支持する行為に出たことにあるが³⁹⁰、開拓地の損害は市行政で拭えるような金額ではなかった。県知事は同郷の当該開拓者たちに支援を惜しまなかった。第5節では命綱となった県知事とのつながりを述べた。

第6節では、「仲間集団」が開拓の伝承劇を継続し、神社行事や地域活動に積極的に参加したことについて述べた。小出氏が自覚的であった否かは定かでないが、地域の民俗行事の積極的な参加は、神坂地区での「豆学校」活動で欠落していた重要な行動と考えられる。

第7節では、「仲間集団」の生活居住を認め手である開拓者たちがどのように、他地域の移住者を受け入れる許容性を持ち得ていたのかを述べた。開拓者の過去の生活史の語りから、「仲間集団」受入れ以前に当地区では「地域ぐるみ運動」が展開されており、考え方を異にし反目を経験しながらも、生活を維持するために、それぞれの開拓集団間で共同活動を行ってきた。その素地があるために、K集落の人たちは、困難に陥った状況の「仲間集団」を受け入れることができたものと考えられる。一方で、「生活の家」もK集落の無尽講、学習会の寄り合い場所、よろづやとしての地域の拠点として提供できる場所を提供し、人的にも働き場やボランティアの場所として当家を開放してきた。相互が利用できることで活用しあうような場所になっていったことをこの章では述べた。

³⁹⁰ 決裂の最大の行為は、梶原知事が「生活の家」を訪問し、予めK集落関係者に頼まれたこともあり、その依頼に応え、生活の家のたれにも、小出氏が知事の出発時に挙手し「万歳」の行為を行ったことだという。2017年12月T氏からの聞き取りによる。

終章 恵那地方の障害児者運動で引き継がれる「集団の社会性」

これまで、本論文は恵那地方の障害児者地域生活運動の経緯を明らかにしてきた。この終章では、本論文の総括を行う。

第1部では、本論文が議論の対象とした運動がはじまったコンテクストに焦点を当て、障害児者地域生活運動の黎明期として位置づけ、その経緯を明らかにした。第2部では障害児の就学運動を明らかにした。第3部では障害者の地域生活運動を明らかにした。

それらの研究方法は、資料分析に加え、資料だけでは不明な点を補う聞き取り調査を行い、それらに基づいた考察を行うことであった。

本論文の最大の特徴は、障害児者運動が教育運動に留まらず、地域生活運動にまで運動していたことが明示できた点である、これらの運動の発端は、教師たちの実践であったが、地域生活運動の展開してゆく過程は、障害者本人と支援者及び市民が参画する市民運動になっていった。

つまり、当初の運動のアクターは、恵那地方における教育行政の構造に自治を敷いたという点において教師集団であった。しかし、就学運動でのアクターとしては、母親集団が台頭し、そして地域生活運動では障害者本人集団と支援者、および、彼らの強力な助力となった市民有志がアクターであった。したがって、この地域の障害児者を取りまく運動を俯瞰的に見ると、特定の人による際立った活動に依存した運動ではないことが指摘できた。けれども、ここにあげたアクターがそれぞれに存在しなければ成り立たなかった運動である。よって、恵那地方の障害児者運動は、障害者、支援者や親、さらに当地域における市民をもアクターとし、それぞれの人々が障害者の地域生活を実現するための運動を展開したところに特徴がある。

本論文では障害児者運動に関係する資料を調査する中、重要な役割を果たした4つの生活綴方集を取りあげた。4つの生活綴方集とは『愛の鈴』、『かやのみ』、『飛我志』、『私の教育方針』である。『愛の鈴』は障害者本人である「仲間集団」が地域生活運動期に綴ったもので、『愛の鈴』で、障害者本人が地域の中で生活することをどのように経験し、その心情が明らかとなった。『かやのみ』は就学運動期に障害児の母親たちの綴ったものである。『かやのみ』では、子どものことだけに明け暮れていた母親各々から「生活の家」づくりによって、障害者の地域生活を実現するための運動の同志としての集団に連帯する変化が明らかとなった。『飛我志』は就学運動期に中津川市立東小学校が月々に印刷発行した交流文集で、『飛我志』によって、障害児と健常児のやり取りが明らかとなった。『私の教育方針』は就学運動期の教師集団が書いたものであるが、各々の教師が障害児との日々の関わりから、1年間の障害児教育の指導方針を打ち出していることを明らかにした。

また、筆者が研究対象とした恵那地方の障害児者とは、就学運動期における合同教室で形成された「仲間集団」、そして、地域生活運動の拠点となった「生活の家」に結集した障害者を指す。そのため、特定の障害をもつ人だけを扱うものではなく、障害の程度も軽度から重度に及ぶさまざまな人たちである。つまり、知的障害のある人、発達障害のある人、重症心身障害の人、重度身体障害のある人、精神障害のある人をも含んでいる。

1960年代までの恵那地方の風習では、障害者は他者からその存在を隠されており、重度

の障害者に関しては遠方の施設に追いやられていた。恵那の運動は、地域外の施設から障害者を地域内に戻す運動でもあった。

恵那地方の教育運動に関する先行研究では、教師の実践に関する論述が圧倒的に多い(森田 2000a 他)。確かに、この本論文が扱う運動でも、教師はその発端をつくっているが、就学運動、地域生活運動の担い手は先に強調したように教師だけではない。そのことは支持政党の対立によって教師が運動から脱退したことから明らかとなった。教師集団の不在にもかかわらず、地域生活運動は持続し、1990年代の担い手は障害者本人集団、支援者と市民有志であった。市民有志の運動への参画にわれわれが見出せる意味は、市民が日常にどれだけ障害児者と接してきたかという、その結果を示すところである。

生活綴方・地域教育の自治を執行するために、全ての教師が選挙人となって、教育行政の役職や学校長を推挙したことは第1章で示した。この行程こそが、当地方の教育行政に、現場の教師の要求が通りやすい環境をつくったものと考えられる。教師集団が選挙によって希望する人材を市教委に送り、市教委が福祉関係者に教育現場への介入を勧誘することで、縦割り行政の壁を乗り越えて、重度の障害児の就学や母親の解放を促す結果をもたらしたのである。恵那人事協が、当該地域の小中学校全ての教師に対して、実態調査を行った意図は、文部省の勤務評定を単に批判するだけではなかった。恵那地方の教師集団が、自らに対して自らの手による勤務評定を行うことが目的としてあったのである。

1958年から1959年にかけて恵那教育会議が開催されていた。恵那教育会議の成立については、佐貫や山沢が注目している(佐貫 1988)、(山沢 2015)。この会議の構成は、PTA、校長会、市教育委員会、恵那教組から成る。森田はこの会議について、国民の教育権を実現するものだと評している(森田 1992a)、(森田 1992b)、(森田 1993a)、(森田 1993b)。このような組織間の協働関係は、就学運動期における「中津川市障害児者を守る会」と市教育委員会、市福祉事務所の関係にも同様のことがいえた。「中津川市障害児者を守る会」は、必要に応じて、行政との協働行動ができたために、独自の学習環境を築くことが可能であったものと考えられる。

「親・地域との共闘」という恵那地方の用語の運用は、運動のファクターとして重要であった。この概念は、1950年後半の勤評闘争時の戦略として打ち出された。この戦略によって恵那教組の脱会を食い止め、教育自治を保ち続けた。この「親・地域との共闘」戦略は、1963年の教育正常化時において、児童本人の自主地域学習集団「豆学校」と親及び地域有志による「民主教育を語る会」の組織化へ受け継がれたと考えられる。その戦略を継承したことには2つの意味があったといえる。1つは組織の形態をとることによって得た意味であり、2つ目は教育実践としての意味である。

前者についていえば、勤務評定時に実施された恵那人事協の直接選挙で推挙された被選挙人の役員名簿等の資料を分析していくと、勤評闘争の運動推進者と「豆学校」を実践した重要人物たちが一致する事実が明らかになった。その上、小出信也氏の資料を精査していくと、「豆学校」組織は単なる子どもの学習自主集団だけでなく、1963年の教育正常化に対峙するための組織としてあった点を見逃すべきでないということがわかった。

一方で、神坂地区では不発に終わった「豆学校」を支える親・地域集団の組織化であっ

たが、この組織化は恵那地方に伝播することによって「豆学校」、「民主教育を守る会」³⁹¹がそれぞれ500以上に及ぶ各集団を形成した。そして、各集落に担当教員を配置し、懇談会が常時行われていた。

後者の集団について親と教師の連携に鑑みると、恵那の教師集団は「豆学校」を単なる児童の自主集団として作ろうとしただけではないことがいえる。県や文部省は、「豆学校」が正規授業外の課外であるために、実施を禁止することはできない。そして親・地域は教師のように公務員としての中立性を保つ必要はない。つまり、親や地域は教育正常化の干渉を受けない存在であるだけでなく、彼らの意見は選挙の有効票に通ずる力を持ち得ているということである。神坂地区に赴任し「豆学校」を推進した教師らは、児童の「豆学校」集団と親・地域の「民主教育を語る会」集団を組織化して、正常化に抗しようとしたのである。もし仮に、各集落で盛会となった「豆学校」に比例して「民主教育を語る会」が増大すれば、選挙権を持つ親は革新政党に有効票を投ずる人が多くなっていくことは間違いない。そうなれば、与党議員から恩恵を受けている神坂地区の有力者たちにも影響が及ぶ。与党を支持する有力者が、「豆学校」を推進した教師らを、自分たちの役職や地位を揺るがす危険行動の首謀者とみなし、追放したことに、このような根拠がある。よって筆者は、教育正常化に抗するために、「豆学校」「民主教育を語る会」の組織化が、「親・地域との共闘」を具現する試みとして行われ、神坂地区ではその試みが不発に終わるも、後の恵那地方への伝播で、成就するに至ったと考えたい。

次に2つ目の教育実践としての意味について説明する。1950年後半から1960年前半の神坂地区には越県分村合併、開拓、高度経済成長の影響で生活における貨幣が閉める割合が増大したことによって生活困窮の問題が生じていた。この生活が困難となり複雑化する最中では、絶えることのない大人の諍いのために教育の不在が続き、多くの児童が知能テストで知的障害の範疇に入ってしまうような学習をめぐる障害³⁹²に陥っていた。小出教諭がこの実態を神坂地区で体験したことが、その後の就学運動や障害者の地域生活運動の決定的な動機となったことは確かである。

その現実を打開するために、児童本人たちと家族を介して行われた教育調査は教育の本質的な実践の意義をもっていたといつてよいだろう。教育調査については無著成恭が自身

³⁹¹ 恵那地方に伝播すると「語る会」は「守る会」と呼称された。

³⁹² 現在の「学習障害」の用語については1999年に文部省が次のように定義している。「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。」（

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2014/06/13/1340247_14.pdf 2018年3月20日取得)これによると、学習障害は知的発達の遅れはないとしているが、小出教諭の資料では、田中・ビネー式の検査基準に照らし合わせると半数以上の生徒が「精神薄弱児」に該当したとある。つまり、学習障害によって知的障害を有してしまっていたということである。田中・ビネー式知能検査は数度にわたり改定されているので、1960年当時の測定では、1954年改定版が使用されたものと思われる。小出教諭は当時を思い出して「イタールの野生児」を例示し、「教育がなければ野生児になってしまう」という話を筆者に告げられたことがある。

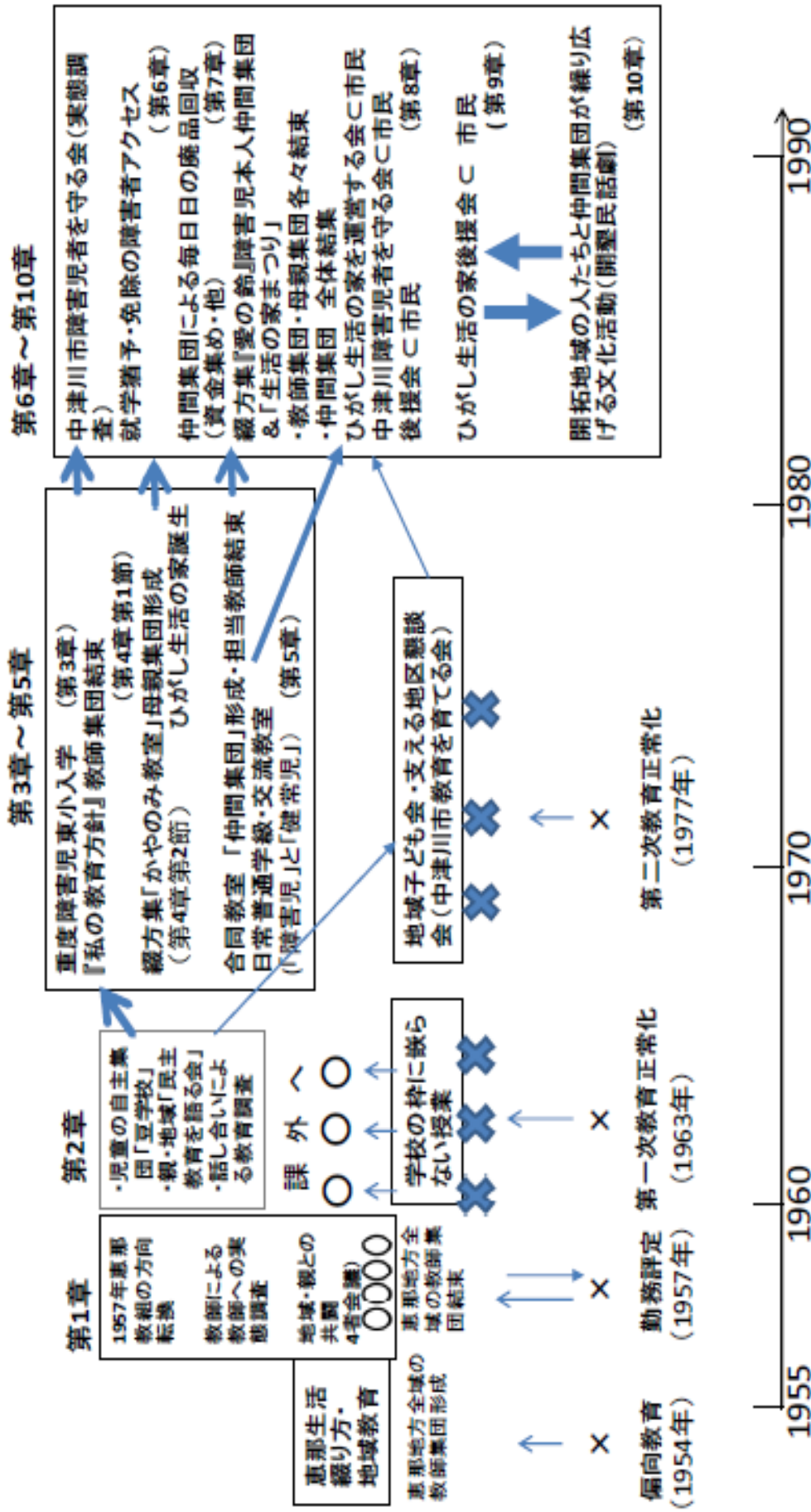
の学級内で同様な手法で行っているが（無着 [1951]1995：160-172），恵那の場合は，生徒と教師のやり取りだけでなく，家庭や地域にまでやり取りを広げているところに特徴がある。この開放的指向は，生活綴方を仲間内の共有に留めるのではなく，生活綴方を経験する市民にまで広げていく萌芽だと考えられる。恵那地方の運動は，教師集団，生徒集団，母親集団の3集団がまずなくては，市民運動には発展しえなかったという。つまり，教育調査にみられるような開放的指向がなければ運動は成り立たなかったのである。

このような恵那地方の障害児者運動の経緯に関して，時代と集団の推移を検証していくと次のように図示することができる。

黎明期

就学運動期

地域生活運動期



障害児教育土台となった教育自治

第1章では、勤務評定闘争時における1957年度の記録から、「恵那人事協議会」の自律的参画へのプロセスを示した。恵那の教師集団は直接選挙で市教育行政の役人を選んでいった。つまり、恵那人事協が地教委や当該の校長の人事に対して要望する力をもっていたということである。恵那人事協は校長と地方教育行政官の体制組織化を図った。これは「恵那の教育」を教育正常化のような全国的な統制下に置こうとする勢力に対し抗力をもった。そのため、教育の自治が可能になっていた。教師たちが教育実践の現場に即した要求をしても、要求を実現する施策を司る人たちとの協働なくして教育の自治は成り立たない。よって、第1章は、教育の自治を成り立たせている教師集団自らによる教育行政の組織化を示した。そして、この選挙で選ばれた渡辺春正氏、岩久睦海氏は後の障害児者運動の重要な関係者であったことも明示した。

障害児者運動を「親・地域」で支える土台となった「豆学校」運動

第2章では、「豆学校」の実践運動を明らかにした。この実践を分析することで、地域生活運動づくりの萌芽と原型を明らかにすることができた。「豆学校」の実践は1963年よりはじまるが、これはちょうど、教育正常化により恵那地方の教育の自治が危ぶまれた時期と一致していた。教育正常化は授業内容の標準化を求めるものであったが、「豆学校」は課外活動であり、児童の自主活動なので規制の対象にはならなかった。「豆学校」に準じて組織された「民主教育を語る会」も親や地域の自主活動であるので、教師の活動のように公務員としての中庸は求められず、「豆学校」と同様に規制を受けることはない。恵那から木曾・神坂地方に転任した教師たちは、「民主教育を語る会」づくりを「豆学校」活動の一環として行うことによって、「親・地域との共闘」を具体的に組織化しようとしたのである。

筆者は同時に、実践の総体としての教育調査を捉えることにした。第2章第5節の本人・家族・友人が加わるこの教育調査を明らかにした。調査で話し合う小集団の規模は豆学校の単位に対応する10人前後が良いとしていたことを述べた。これは各自が意見を出し懇談しやすい規模を示す証左である。1970年代に「民主教育を育てる会」と名称改変されたが、別名「地域懇談会」といわれる所以を示唆している。第2章第5節の調査は当事者が関与する自律的な調査であるが、この調査者と被調査者が話し合っていく手法は、1980年代の「中津川市障害児者を守る会」の障害児者実態調査に受け継がれている。つまり、調査者と被調査者が話し合う調査手法は、次のように連綿と受け継がれたのである。すなわち、1950年代の勤務評定闘争の実態調査、1960年代の第一教育正常化時の「豆学校」運動での「教育調査」、そして1970年代に恵那地方で「豆学校」が発展して「地域子ども会」と改称された「民主教育を育てる会」での「教育調査」、さらに1980年代の地域生活運動域生活運動における近況調査・意向調査に連鎖しており、これこそが恵那方式の教育調査だといえる³⁹³。

恵那式統合教育が要求からつくり上げられた経緯

第3章では就学運動の背景となる勤務評定以後の恵那の教育情勢を説明した上で、1971年より始まった重度の障害者を普通学校で教育する統合教育について述べた。ここで注目されることは、この養護学級を設置していく時の方法である。親や家族が出した就学の要望を市教育委員会に要求するのは「中津川市障害児者を守る会（以下、「守る会」と省略）」であるが、重要なのは、市福祉事務所が教育の現場に絶えず入っていることと、市教委と協議する習慣が「守る会」にはあるということである。具体的にいえば、訪問学級での家庭奉仕員の同行や、教育現場での重度障害児に対する介助費用は「守る会」が教育委員会に要求した事項であったが、中津川市は教育委員会を通して市独自の施策としてその費用支出を行った。この施策によって、市福祉事務所が介助員を東小に派遣することが可能となった。

渡辺つやの教諭の「希望があればどんなに重い障害児の入学も断らない」という言説は親の要求から学級づくりが出発していたことをまさに体現するものであった。この親の要求行動が結実する基盤には、教育委員会と福祉事務所が「守る会」と協働する機会が随所にあったことが挙げられる。その機会を維持することで双方の機関のその都度の状況を理解することができ、親や教師は訪問指導、重度障害児の介助、その他の緊急要求事項等を訴える先である福祉事務所・教育委員会の受け入れ可能時期を周知することができたのである。

第3章第3節では、普通学級の一女教師である渡辺教諭が中津川市立東小学校で障害児を一手に任され、いわゆるその当時の主流であった障害児教育の研鑽に励んだことを明らかにした。しかし、一人の訪問学級の障害児の話し綴りを契機とした生徒とのやり取りによる実感から、渡辺教諭の障害児教育観は大きく転機を迎えた。生徒は、自分に合った学習の保障を望むことよりも、「外に出たい」「学校へいきたい」「友だちがほしい」と訴え、家から出て学校で同朋を得ることを望んでいることに気づかされたのであった。この訴えは、渡辺教諭が「子どもをつかむ」瞬間であったといえる。そして、知能検査で早期判別を行うことが人を分断していくこと、また、その判別自体が社会のフレームワークに人をはめ込むことに気づいたのであった。渡辺教諭は、障害児教育に特化した会議でなく、職員会議や「中津川市教育を育てる会」など教育全体で考える場所で、障害児教育のあり方を提議している。その共通認識の基に恵那式の統合教育の礎が築かれていったといえる。

『私の教育方針』による共通認識から形成された教師集団

第4章第1節では「私の教育方針」について述べた。実践現場において、一人の障害児の生活を考えた場合、養護学級がよいのか普通学級がよいのか、二項対立では解決できない葛藤が「私の教育方針」に書かれていた。普通学級の担任との生徒に関する情報共有はとても大切である。これは一見すると、面倒で不可能なことのよう受け止められるかもしれない。しかし、綴方が教師間の共通認識する媒体になりえていることは見逃せない事実である。

『私の教育方針』とはそれぞれの教師の綴方にあたる「私の教育方針」が束ねられた全

校の印刷物である。したがって、全校の各教師が各学年の普通学級と養護学級の一年の方針と目標を理解する媒体となりえる。さらに、このような実践報告を周知していくやり方を作ったのは、恵那の教師の多くが所属していたこの地域の民間教育団体、東濃民主教育研究会（以下、「民教研」と略）である。実践報告は「私の教育課程」という概念を打ち出した民教研集会で検討されるための対象となっていた。そのことによって、恵那地方全体の教師に状況が周知されていたといえる。政府が文教政策として掲げた「期待される人間像」に反対しうる、「私の教育課程」という学習指導要領に匹敵するものを実践現場の教師自らが産出しなければ教育の自治は保たれなかったのである。1977年は二教育正常化と坂本地区の綴方教育批判からの攻撃が強くなる一方であった。坂本地区の一父兄による著書やビラなどの綴方教育への反対活動が、一部の父兄や、父兄の多くが働いていた大企業からも反対されていた時期である³⁹⁴。そのような差し迫った状況において、母親集団の子どもに行く末を求める気持ちは親和しやすく、結果的に彼女たちの活動は深まってゆくのである。

障害児教育では、それぞれの障害を担当する教師たちが各々の「私の教育方針」を出しながらも、市全体の障害児を一同に集めた「合同教室」を地域の市民に協力を得ながら正規の授業とし、「生活合科統合単元」を展開した。そもそも、この合同教室には様々な障害の児童が集まっていたために、法的に養護学校として認めさせることができた³⁹⁵。そのことが重度の障害児に他地域での学習を強いることなく、地域内で学習を可能にする結果になったのである。

「かやのみ教室」で運動集団として結束する母親たち

第4章第2節では、1973年から1980年まで続いた障害児の母子分離教室「かやのみ教室」について述べた。当教室における活動の後半に当たる1978～1980年にその教室の母親が綴った『かやのみ』綴方集からそれぞれの記述を明示した。さらに『かやのみ』綴方集の言説から定型句を抽出し、その使用者や語法を分析することで運動の担い手となった母親集団の存在を確認した。この母親集団は恵那の障害児者運動集団の一担い手でもあった。そうした母親らは1978年に、東小の中に重度の障害児学童保育所「東生活の家保育所」を開設したが、この開設は、「かやのみ教室」実施当初³⁹⁶はばらばらの状態であった各々の母親を、集団として結束することへ繋いでいったのである。

「合同教室」の存在とそこで形成される「仲間集団」

第5章では、市内の障害児一同が東小に集合した合同教室が法的に養護学校とみなされるように市教委が認めた経緯を明らかにした。そしてこの合同教室で育った集団が、後の

³⁹⁴ 恵那の綴方教育批判は坂本地区の小木曾尚寿氏をはじめとする懇談会と転勤する父兄の一部で反対の声が多く上がった。彼らは「転勤族」と呼ばれていたが、転勤先では子息が受験に対応せねばならず、偏差値教育を無視した恵那のやり方では転勤先についていけないという主張であった。ここでの大企業とは三菱電機や、本州製紙の一部を指す。

³⁹⁵ この点の詳細については、第4章第1節だけでなく第5章の内容も参照されたい。

³⁹⁶ 第4章第2節で提示したように「かやのみ教室」は1973年に始まる。

地域生活運動の「仲間集団」へと発展する存在であったことを明らかにすることができた。「合同教室」を中心に東小を実質上の養護学校とみなすことに関して、小出教諭が盛んに随所の文章に書き続ける広報活動を市民に向けて行っていたことが示唆するとおり、市民の承認は肝要であった³⁹⁷。

1979年には、岐阜県側が最も難色を示した「肢体不自由児学級」の承認が幾度にも渡る教師の要求行動によって承認され、全障害児を対象とする学級が東小に設置されるまでに至っていた。つまり、「合同教室」を中枢にして東小を実質上の養護学校とみなすことによって、1979年の養護学校義務化以降の中度・重度の障害児の東小入学を許可させることができたのである³⁹⁸。すなわち、当時の東小は普通学校であり、養護学校であり、中学校の分校であり、正規・課外を結ぶ拠点学校であるという、複数の役割を担える学校になり得ていたのである。

そして、そこで積極的に実践された障害児各自の綴方が掲載された毎月の交流文集の存在も重要である。公共的には、交流文集の綴方は全学にひろがっていく。恵那地方の綴方は地域の人たちに届くという特徴をもっている。なぜなら、生活綴方合同研究会は、保育園・幼稚園・小学校・中学校・一部の高校の教員で構成されていたので、交流文集に掲載された一障害児の生活綴方は、保育園から高校の教師まで共通認識が可能となっていたからである。また、教育市民会議が、毎月、開催されており、交流文集に掲載された生活綴方が市民の討議の対象となっていたので、その中の一綴方は市民に共通認識されるとい理由もあった。

そして、障害児本人が、生活綴方が市民に伝えられていくことを認識していたことによって、先の地域生活運動において、自分らの文集『愛の鈴』を市民に配布することに抵抗感なくつなげることができたということが考えられる。障害児者地域生活運動という観点から見ると、合同教室の生徒のみならず重度の障害児の放課後の居場所としての「ひがし生活の家」を東小の生徒や地域の人たちが立ち寄れる場所として門戸をひらいていたことも重要である。毎日、放課後に障害児と健常児が授業に拘束されない自由な時間帯に関わることが成り立ったからである。

また、定期的実施された小学校中学年時と障害児童による交流学習も大切な機会だと考えられる。ギャングエイジの社会化にみるように、健常児にとってはこの時期に敢えて重度の障害児と多く出会っておく必要があるだろう。それは本章で児童の綴方を考察したように、健常児と障害児がいつも関わっていないとお互いのことをわかってこないという点からも指摘できる。重度障害児の意志疎通については、行事の交流会くらいではわからないということである（津田 2012）。様々な児童が色々な人と出会うことは、その後、だれもが住む地域社会を構想する素地を作るに違いない。そうした視点でも、小学校期の統合教育は必須要件なのではないだろうか。

東小の養護学級は養護学校のように固定化されたものではない。必要がなくなると閉設されていた。また、障害児がこの学級で過ごす時間も状況に合わせてフレキシブルであっ

³⁹⁷ この詳細については、第4章第1節も参照されたい。

³⁹⁸ 勤務評定と神坂の豆学校運動で小出氏とは懇意の渡辺春正氏がその時の教育長である。

た。また、学校自体も東小はフレキシブルなかたちをとっていた。東小の中学校分校機能は、東小にしか通えない自閉症児他のために、中学校から障害生徒担当の教師が出校するという形式をとっており³⁹⁹、東小を法的に中学校の分校とみなしていた。その児童は中学校に籍を置き、分校の東小に通うことで、就学猶予による自宅待機、遠方の施設入所や病院入院を回避したのであった。

他にも、合同教室は正規の授業であったものの、東小学区以外から参加する障害児は、児童・生徒の状況に合わせて合同教室で授業を受けたり親学校の親学級で受講したりしていた。これらの柔軟性は、学校間、小中校間を結んで、「仲間集団」を東小学区内の児童に留まらない大きな集団へと形成するようにしていったのである。すなわち、この柔軟性が重要な鍵なのである。仲間とか集団というものは結束すると、一方でその仲間や集団に入らないものを排除する傾向がある。しかし、障害児たちは、さまざまな人たちが日常に出入りする学習を経験していることで、新しい人が入って来ることが常時にあったことを経験していることで、それらを当り前のこととして受け入れることができた。一方、その障害児自身もさまざまな学習形態に参加していくと、自分自身も新参加者になる経験を随所で経験する。つまり、「受け入れる／入り込む」という経験が「仲間集団」において恒例化し、集団が新参加者を排除することをせず、同時に「仲間集団」も新参加者集団になりえるということである。

第6章で示したように、合同教室での集団形成後、就学猶予・免除の障害者たちが「仲間集団」に加勢し得たのは、このような経験の蓄積だと考えることができる。また、第7章で論じたように「仲間集団」が実際に市民の中に入って行き、市民運動に展開していったことにもつながることである。

第5章及び第8章で見たとおり、就学運動や地域生活運動を通して、さまざまな障害のある人たちが生活綴方を市民に開示したことは、それまで、障害について知らなかった市民に、各々の「障害」がどのようなものであるのか、障害者がどのような思いをして生活しているのかをようやく伝えられるようになったということである。

現在では特別支援学校への分離教育が多くを占めているが、そもそもその成り立ちは制度的に敷かれたものではなく、研究者の実験的分類のために発端にあるのであり、根本的にその在り方を問い直す必要がある。障害児者への充実した教育が本当に統合教育では無理なのか。本当に分離教育だといえるのか。普通学校において重度の障害児も対象とした養護学級を開設しながら、統合教育を実践していった中津川市立東小学校の事例は、分離教育と統合教育の折衷的な実践として検討すべき研究対象だといえる。

当事者同士の調査によって隠れた存在から地域生活にアクセスする障害者たち

第3部は地域生活運動の経緯を述べた。地域生活運動には、第5章で述べた合同教室に通った障害児に加え、就学猶予・免除で学校教育を経験できなかった障害者も加わってくる。第6章では、その人たちが地域生活運動に加わるまで、どのような生活の場に所在していたのかを明らかにした。

³⁹⁹ 第3章第2節第2項第1目(2.2.2.1)における記述も参照されたい。

第6章では、「守る会」が市福祉事務所の協力を得て、福祉事務所が把握していた中津川市で出生した障害児者すべての実態把握と、在宅障害児者への訪問調査、療育手帳所持者へのアンケート調査を実施したことについて述べた。特に、重度障害児が東小に入学可能になる以前の就学猶予・免除の人たちの生活状況を「守る会」が把握した事項について述べた。

「守る会」が行った調査の論点は近況調査とアンケート調査の内容そのものではない。重度障害者または家族である回答者は一定の社会の枠組みの中で暮らしているので、当然、その社会の論調に影響されて回答していることは考慮しなければならない。

施設生活や病院生活、自宅のみの生活を送ってきた障害児者にとって、「助けてほしい」とか「援助が必要だ」ということを言いだし難い社会だということは念頭に置いて考える必要があった。そもそも調査で訪問することに非常に労力が要ったこと自体がそれを物語っているとさえいえる。しかし、調査員が同じく障害者の家族であれば状況は違ってくる。障害児者やその家族が、困難を訴えてもよい、困難を想定してもらえる、もう少し楽になる方法の糸口が得られるのではないかという考えに、調査をきっかけとして行き着くことが可能だからである。

この調査者となった人たちには、第4章第2節で論じた「かやのみ教室」の母親集団が多く含まれている。当教室に関する調査時にしばしば、「東小に行かれた人はよかったのよ。その前の人たちがねえ。」という話を聞いた。それは1971年以前に学齢期にあった中度・重度の障害児は、教育ばかりでなく住む場所さえも制約されていたことを、同障者の親たちが調査員として目の当たりにした実感に他ならない⁴⁰⁰。ピアによる当調査は、調査者自身にも作用を及ぼしていたものと考えられる。すなわち、調査というプロセスは、母親集団を利他的な運動家にしていったのである。また、このやり取りで、被調査者の親も「守る会」に加入していく。「豆学校」で培われた本人が加わる教育調査の在り方は「守る会」の調査にも受け継がれているものと考えられる。

障害者自らの身体でつくった巡回のネットワーク

第7章では、重度知的障害者を含む「仲間集団」が、日々の廃品回収で構築した「社会的ネットワーク」の経緯を明らかにした。「仲間集団」と地域との相互関係は、勤評闘争の時代から恵那教組がとってきた地域共闘戦略に関連するものだが、1980年代後半において恵那教組自体は力を落としている。そもそも廃品回収は、「生活の家」発足当初の保育所であった時期には、母親集団が行っていた活動である。しかし、「仲間集団」が行うようになって、教師・支援者集団が、強力な力をつけていった母親集団の介入を阻止していた経緯がある。そのために、この活動は「仲間集団」だけで行う作業となった。仲間集団の作業には2点の成果が指摘できる。

1つは、地域に向けた活動が成立したのは、「仲間集団」の力以外の何ものでもないということである。彼らが廃品を回収し「廃品回収だより」を配布する街中には自営業の人た

⁴⁰⁰ 実施された実態と調査の内容を整理すると、就学猶予・免除の障害児・者は、遠方の障害別に分けられた所定の大型施設や精神病院に収容された生活か、自宅のみの生活を送っていた。

ちが多い。この商店街の人たちは与党支持者であり、受験勉強に沿った授業をしない恵那の教師に対しては批判的な人が少なくなかった。けれどもそのような決して優位ではない状況において、「仲間集団」の仕事は彼ら自営業者の自家の清掃にも役立つものとして評価されている。この事実から明らかになることとは、「仲間集団」は集団の独立性を獲得し、自らの手で巡回のネットワークを作っていたということである。

2点目は「仲間集団」だけで行えるようにしたシャドウワークの存在である⁴⁰¹。日頃彼らの介助や学習指導に当たっていた人たちが、母親集団の「母親集団」への進出を適宜防いできたということである。適宜というのは、長く本人集団と付き合ってきた運営に関与する支援者たちが、母親集団と交渉して、母親らに、『愛の鈴』製本作りや後援会活動など、役割を分担していたということである。障害児者にはできない他の役割を分配すれば、母親集団から苦情が出ることもない。その画策をしたのはK氏であるが、実際の駆け引きを行ったのはK氏が抜群の感受性の持ち主として抜擢した支援員たちである。その支援員たちは「仲間集団」と時には寝食を共にし、本気で討議することもしばしばあった。表現しにくく理解されにくい「仲間集団」のそれぞれの機微を、日々のやり取りで感知していく人たちであった⁴⁰²。

綴方集を手作りし手渡ししながら障害者の書いた綴方を関わる人たちで理解していくこと

第8章では『愛の鈴』運動を明らかにした。そこで明らかになった点とは、「仲間集団」に障害があるという制約が、『愛の鈴』の制作から配布過程に市民の参加を促す結果をもたらしたという点である。具体的には、市民有志が、「生活の家」を運営する会、「守る会」⁴⁰³、後援会に参画したことであった。参画者は綴方を書いた経験があったために、共同作業を行うことでまた新たな市民に届けるという共同性がもたらされていた。つまりそれは、運動主体が複数出現し、輪のように広がっていくことを意味している。

そのように分業を市民がこなしていくことが、市民を運動のアクターとして加えていくことなのである。『愛の鈴』の綴方は、そのほとんどが障害者本人の綴方である。その中でも例外的に支援員の綴方が存在したため第8章第2節第8項に掲載した。というのも、運動の表には出てこない支援員の働きであるが、この運動の場合、彼らなくして成り立たな

⁴⁰¹ I. イリイチは労働に対する賃金が支払われないシャドウワークについて、その存在の検討が古典経済学の中で封印されてきた事を批判している。賃労働に限らず、社会運動も同様である。ただし、イリイチの場合、言及の対象が賃労働にあるのでシャドウワークは時間、労苦、その人の尊厳の喪失に対し、賃金が支払われることなく強要されるもの（イリイチ [1982]2006:209）あるいはシャドウワークが資本集約的になると人間生活の自立・自存の基盤を消滅させるものとして否定的に述べている（イリイチ [1982]2006:223-224）。また、イリイチは下層社会の詳細な検討をし、既成の主義や学に当てはまらない数々の抑圧に着目することで、二重のタブーの存在を明らかにした（イリイチ [1982]2006:230）。後者の見解は二項対立で思考が止まってしまう社会科学に考える余地を与えている。

⁴⁰² 母親集団の活動で担った内容に関しては、第8章第4節第2項（8.4.2）。第9章第2項（9.4.2）、及び第9章第4節第4項（9.4.4）を参照されたい。

この方式は現在も受け継がれており、福祉サービスの契約とは違う点に特色がある。「豆学校」方式といってもよい。その伝授があって「生活の家」らしさが保たれているものと考えられる。

⁴⁰³ 「中津川市障害児者を守る会」は市民であれば誰でも会員資格がある。

かったためである。しかしながら、彼らが主導権を握って運動しているわけではない。支援員がどのような実感をもって運動にあたっているのか、彼らの生活綴方はそれを理解する格好の資料だと考えられた。そこには、恵那の教師が持っていた「子どもをつかむ」という感覚と同様、綴り手本人の問題意識が綴られている。地域社会の枠組みにはめられない障害者の訴えを支援者はぶつけられて、自分の根底をくつがえされるような思いをしていた。このようなやり取りの関係は、福祉サービスで援助とは異質のものである。ここにはほとんど見過ごされてきた人間関係づくりが表われている。

また、現在のようなハイテクでない手作業で顔と顔を合わせながら行うローテクな共同作業が、有志も一緒に働くことを可能にした。心当たりのある人の家を訪問し、障害者を知らなかった人に障害者の生活や「生活の家」の事情を説明していくという『愛の鈴』の冊子配布は輪のように広がっていった。冊子の受け取りは中津川市民全体数の1/5にあたる1万部にまで及んだ。

また、『愛の鈴』制作過程で「運営する会」への参加を市民に呼びかけたことによって、市民有志がその運営に参加した。市民は会の運営に巻き込まれていく間に「仲間集団」と出会い、『愛の鈴』の配布で障害者の詩に作曲者が現われるなど、見知らぬ他者であった人が障害者に出会う機会となった。『愛の鈴』配布の効果はそこにある。この運動は上記のような地域に広がった実績を持つ点で、地域生活運動だといえる。また同時に、作業工程も含めて、冊子を受け取った有志の人が運営に関して集まり、読み合わせをすればサークル活動であるともみなせる。

従来の生活記録運動はグループ内での共有に意義を見出したことであった。そうであるならば、本章では、障害者の綴方の制作配布過程の運動を示すことで、生活記録運動を地域社会への拡張させた1つの事例研究として、知見を付け加えられる可能性がある。よって、今後、恵那の実践と他地域との比較を行い、サークル研究における地域性を検証する必要がある。また、本論文を地域生活運動の一部ととらえると、自立生活運動の先行研究からの検証も取り組まなければならない課題だといえる。

市民からの募金による仲間集団の生活の維持

第9章では『愛の鈴』の配布とも連動する後援会について述べた。本論文では、後援会活動の特徴的な2つの時期を取り上げて論じた。すなわち、後援会活動開始時期から定着時期にあたる1981年から1983年の活動と、法人認可直前から認可に至る時期にあたる1991年の活動である。

1981年から1983年の間における後援会の特徴で注目される点は組織網に基づいた後援会員の加入状況であった。教育委員会、校長会、労組関係、PTAへの寄付の呼びかけは勤評闘争時の4者会議の関係者網であり、これと後援会加入を申し出る者が対応していた。この傾向に関しては、社会福祉法人化（以下、「法人化」と略）までは一定数の加入が認められるということが指摘できた。保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校への呼び掛けもあったが、これは生活綴方合同研究会の組織網への加入呼び掛けである。この組織網も一定の成果を上げている。そして「豆学校」の親組織として対応していた「民主教育を育てる会」の加入にも注目すべきであった。「豆学校」が各地区のブロックごとに散在する状態

で広がっていたので、ブロック単位で加入を呼び掛け、一定の成果に結びついている。ただしこれらは意図的な見返りとしての後援会加入だったともいえる。

これに対し、法人認可直前の 1991 年の加入状況は、その様相を大きく異にしている。注目されるべき点は民生委員の働き、そして市民有志の加入である。この時期にそれ以前のような組織網に立脚した加入が見られないのは、支持政党を確定しない「生活の家」の考え方に左右それぞれの支持者たちが対立し、一旦後援が打ち切られたことにある。しかし、就学期から地域学習等で長く関わってきた地域の人たち、つまり市民は後援を続けていた。

意図的な勧誘による後援会加入よりも、むしろ、市民有志の加入は重要である。なぜなら、障害者が日常において市民と関わってきた成果として、市民が障害者の生活を理解しようとしたからである。生まれ、育ち、生活しようとするのが、障害があるためにできないという不自然さ／不自由さを、障害者本人や支援者有志の訴えから市民が理解して後援会員になったのである。

この市民の賛助には 2 つの意味が考えられる。1 つは日常の関わりがあって後援会活動にサブカルチャー化が起こっていたということである⁴⁰⁴（富永 2016:59）。

あと 1 つは、恵那地方全域にある無尽講の習俗に基づいた後援という側面を浮上させることである。後援会には寄付という金銭の移動／授受が加わっている。お金を出すという行為は出す側に受け手への信用がなくては成立しない。しかし恵那地方の市民は日頃、無尽を行う習俗をもっている。この講が緊急事態に備えた相互扶助組織的な取り組みとして確立したのは江戸時代以降だとされる（ナジタ 2015:125）⁴⁰⁵。その中で無尽講は社会運動としては消極的もしくは結果的であるにせよ、金貸や質屋など高利貸の跳梁に対抗するために村落共同体を基盤に台頭した日本古来の金融組織だといわれている（ナジタ 2015:99）。ただし、障害者の地域生活運動には明確に対抗する敵は想定されていない。あくまで、制度によって地域生活することの機会がはじめから与えられてこなかった障害者の生活を、愚弟的な敵を想定し正面から闘争することとは違うかたちで戦略的に「地域に戻そう」というものである。

地域社会での障害者の社会人としての承認

第 10 章では移転先の坂本地区北部 K 集落の地域特性について述べ、「仲間集団」がどのように地域に関与しているのかを示した。

北部地区の開拓者たちは何度も水害の脅威に瀕して、難事には、反目する人とも折り合いをつけて共同で荒地改良や防災に取り組んできた。「仲間集団」がその辛苦を伝承劇として繰り返し上演することは、開拓者への敬意を維持していくものだと考えられる。

⁴⁰⁴ 富永京子は G8 サミットの抗議行動で社会運動のサブカルチャー化を可視化して説明している。抗議行動そのものだけでなく、抗議する人たちの日常生活に着目し、出来事としての抗議行動と日常との関係を検討して、組織の「しきたり」と個人の「こだわり」の関係を解明している。筆者はこの関係は民俗学というハレとケの関係に類似するものだと考え、非日常と日常を一つの社会運動として考察している論考だとも捉えている。

「仲間集団」の中には、障害のために、自分の位置関係がおぼつかなくなったり、自分が今何をしているのか見当識が悪くなったりする人も少なくない⁴⁰⁶。しかしそのおぼつかなさを打ち消すかのように伝承劇を毎日練習し続けている。その意欲は一体、どこからくるのだろうか。世代替わりで事情は変わってくるかもしれない。しかし、法人化運動に携わった「仲間集団」にとっては、自分たちがこの土地に住めなくなる窮地を救済してくれたK集落の人たちへの感謝は消え難いものである。ところで、「仲間集団」の行為自体は、近代的な包摂と排除の概念で考えると、祭礼に参加することは包摂を意味するようにもとれるが、北部地区の開拓者たちと「生活の家」の「仲間集団」には一定の距離があり、「仲間集団」は開拓者でもない⁴⁰⁷。しかし、祀り／祭への関与は認められているわけなので排除されている存在でもない。「仲間集団」は、放置しておいては次世代には忘れ消え去られそうな開拓劇の伝承を年中行事化し、祭礼行事に奉仕しているわけである。ということは、近代的な人間関係の枠組みでは彼らの関係は説明できないというところに行き着く（津田2012）⁴⁰⁸。

宮本常一は、「祭りを中心にした国家は、本来、武力を持たないと述べているが必要十分条件ではないにしても、十分条件にはなっている」（宮本 2014:172.）と述べているが、地域の氏神の祭礼に関与し続けていくことは、ある意味で近代的につくられた敵・味方による排除や包摂といった二項対立で捉える政治思想以前の発達観を想起させる。

庄司和晃は「柳田社会科」に着目した人である。「子供組」や「若者組」が村の年中行事や祭礼に参加することは一人前の大人の形成を意味することだと説明している（庄司1978:209-211）。柳田国男は人が一人前と認められた団体には神を祭ることを許したと述べている（柳田 1998:511）。そもそも祭礼で演目を献げることは、その支え手集団が御霊界から人間界に脱出することを意味するのだという。そしてその過程こそが自立の過程だと述べられている（庄司 1978:177.）。こうした理論を参照するならば、北部地区の開拓者の人たちが「仲間集団」の障害者たちを社会人として認めたことになるのである。筆者はこれを集団の「社会化」と結論づける。

総括と今後の課題

ここまで各章についてのまとめを論じてきたが、最後に、本論文の全体を総括し研究史上の意義を改めて述べたい。研究史上の意義は以下の3点である。第1に埋もれていた恵那地方の綴方や資料を発見したという資料的価値、第2に教育政策に関する理論と実践の総合的研究としての意義、第3に障害児者運動をめぐる各集団の運動に着目することで市民運動としての側面を解明したことである。この考察から明らかになった特色とは、柔軟性、包括性、持続性、自律性といった特色である。これらを備えた運動が展開されていた

⁴⁰⁶ 2016年9月16日、東生活の家内における演劇の練習見学による。

⁴⁰⁷ 人が生活の場を移動することに関して、同化と他者化の問題に関しては岸政彦が詳しい。動くアクターだけでなく、取り巻く社会状況を検討し2項対立の関係を乗り越えた分析が行われている。出典：岸政彦、2013、『同化と他者化—戦後沖縄の本土就職者たち—』ナカニシヤ出版。

⁴⁰⁸ 津田英二は、著書で戦後の教育学が近代科学主義に傾倒しその結果生じている教育の歪みに対して、人と人の関わりの中で起こる葛藤によって発達を遂げると述べている。

といえる。

筆者は読者に対して、障害児の教育を受ける場所が特別支援学校及び養護学校が基調であって例外的に統合教育があるのではなく、統合教育が基底にして、合理的配慮としての養護学級や特別支援学習などの場所が配備されるという、発想の転換を促したい。それは大掛かりで不可能であるという声を多く聞いてきた。けれども、恵那の実践はその可能性を示すものである。そして、第1章、第3章、第4章第1節でみられた現場から教育の自治が成り立っていれば、障害者への地域生活に連動する教育も不可能でないことも示している。第2章でみたとおり、人と人との実際の「やり取り」が成立してはじめて、この運動が進展することは、「豆学校」から培われた恵那の実践の特徴ともいえる。

第4章の母親の綴方（nさんの事例）は、我が子が障害児である。育児の渦中にあると、母親は子どもに障害のあることを責め訓練を強要していく。いわゆる障害を個人の問題に言及していく「個人モデル」の形をとっている。しかし、「かやのみ教室」というピア学習によって、母親らの意識は、家族、学校、地域社会がその障害を認め、合わせていくべきだと変化している。さらに第6章の「守る会」の調査に参画していくことで、就学猶予・免除の悲惨な状況を目の当たりにし、社会の在り方を実感して地域生活運動に加わったのである。

こうした認識の転換は大人に限ったことではない。第5章の綴方17でみたように、健常児も東小や生活の家で日々、障害児者と過ごすことによって、自分の偏見に気づき、当たり前前と思っていた社会の不平等なひずみに気づいたのである。気づいた健常児はそれを綴方で伝え、家の人にもその実感を伝えている。そして、母親は知り合いに広め、地域社会に広めていったのである。生活綴方の強みは書き手の実感を広報していく力があるということである。そうすることで流動的な地域社会モデルを構築していくのである。第8章の地域生活運動は、その実感を共有したことを支援者が自ずと発露したのとして展開されたと考えられる。障害児者本人は綴方で日々の生活を市民と共有したのである。

障害者の地域生活のための資金調達は第9章前半に見られたように、その拡大においては、確かに綿密な計画の下に組織的に行われるべきであろう。しかし、危機的な状況で障害者を支えたのは、日頃、障害者とよく関わってきた地域の一般市民であった。日頃、どれだけ関わりがあるのかということが、障害児者の地域生活を実現させたのである。

一方、その十分条件は、第5章で培われた地域教育の成果として、第7章と第10章で見られるような障害者の社会人としての承認が可能になったものと考えられるのである。

東小の実践や生活の家の運動への考察は、恵那における障害児者の地域生活を成り立たせている必要条件が、障害者の「仲間集団」と支援員のやり取りから生まれた綴方に関わる人たちで理解していくこと、綴方集を手作りし手渡ししながら協力していくこと、市民からの募金による仲間集団の生活の維持、地域社会での障害者の社会人としての承認であったことを指摘した。

この運動の考察により、知的障害、身体障害、精神障害、聴覚障害、発達障害の障害者本人のみならず、親、教師・支援者を中心として、市民を含む集団の形成過程を明らかにすることができた。そして、この集団の人々の実践が、生活綴方を通じて障害児者の生活を学び合いながら、地域社会を作り出していくという意味での「社会化」であったと結論

づける。

生活綴方・地域教育に関する先行研究が健常児の集団での学習に留まるのに対し、本論文は障害児者集団が形成さ、ひいては地域生活運動を巻き起こす力に繋がっていった変遷を明らかにすることができた。そのことによって、言葉を発することや意志疎通が容易でない人にまで運動研究の射程を広げることができた。そして、市民をも含めた集団間のせめぎ合い／葛藤や、同調などの経緯をたどっていくことによって、多様な人を含むインクルーシブな地域社会のあり方を問う地域社会モデルを明示することができたのではないかと。一方、本研究はモノグラフィーを描くことに留まっているので社会モデルを提示するところまでには至っていない。今後、恵那と他地域との比較検討を行い、社会モデルへの議論を展開することが今後の課題である。

本論文は障害児者運動を教育学や社会学、民俗学の領域を横断的に考察するものであった。教育学の範疇では、障害児教育は専門領域の研究者による研究成果に特化する傾向が非常に強い。その研究構造自体を筆者は批判したい。専門的領域の中で研究がなされ決定事項が教育政策に反映されること、つまり、障害児教育のみに特化された研究推進が障害児を健常児から切り離してしまう社会性を欠いた教育現場を作り出していくからである。就学運動に関しての「地域」との共闘の具現は、本論文でははっきりしなかった。「地域」との共闘というよりも、障害児がいかに地域に出て行くのか、生活綴方が市民まで開示されていた慣習、また、日常のカリキュラムの随所に盛り込まれている地域学習、それらが、後の市民運動としての障害者の地域生活運動の源泉となったと筆者は考えるが、詳細の解明は、今後の課題とする。

本論文では確かに一地域のモノグラフィーに終わっている。しかし今後、他地域との比較研究を行うことで、教育学や社会学の研究を繋ぎ合わせる研究に貢献していく必要がある。

ⁱ 2016年9月14日、中津川市立南小学校資料室での聞き取りによる。

ⁱⁱ 岩井万喜子さん、鳥居広明さん、その他複数人からの聞き取り及び『生活の家連絡帳』より。

第1部に関する一次資料

恵那人事協議会及び勤務評定関係一次資料

(以下*付記は恵那教育研究所蔵を示し、●は具体的執筆者不詳を示す)

参議院会議録情報第019回国会文部委員会議事録，昭和二十九年四月十二日(月曜日)

文部科学省「公立教員の任命権について」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地
教行政法第34条(教育機関の職員任命による))(昭和31年法律第162
号)http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/009/siryu/03111001/001.htm

現代日本教育制度史料編集委員会，1986，「文部省「[二〇]」文部省本省職員勤務評定実施
規程」昭和三十三年八月十三日文人任第一〇一号及び[二一]「勤務評定の実施について」
昭和三十三年八月二十七日文人任第一一六号『文部行政資料』1957年通知等文書『現代
日本教育制度史料』12:218-251.

全国日本教職員組合，1957年5月17日付，「1957年度運動方針全文」，『日教組教育新聞』
1～5面.

全国日本教職員組合 1957年8月21日・22日第43回中央委員会資料「経過報告」.

全国教職員組合『教育情報』1957年1月号上旬，中旬，下旬～12月号上旬，中旬，下旬.

岐阜教組恵那支部，1957年6月，「一．経過報告」「一．議事「運動方針に関する件」，「昭
和32年度運動方針案」冊子．*

(以下の勤評資料①～⑱は時系列の前後関係、次に資料に明記されていた表題に意味があ
り作成年月日→表題→作成者と資料の種類・所蔵場所に順に示す)

勤評資料①1957年1月20日「昭和57度末人事異動に関する要望書」(三宅信市)*

勤評資料②1957年7月2日「第一回選挙管理委員会」●(手稿)*

勤評資料③1957年7月16日「第二回選挙管理委員会(恵那人事協議会)」●(手稿)*

勤評資料④1957年7月29日「第三回選挙管理委員会」●(手稿)*

勤評資料⑤1957年8月19日「第一回人事協議会」●(手稿)*

勤評資料⑥1957年8月25日各学校依頼9月13日完成提出「1957年度児童生徒，職員数
の調査集計表」●(手稿)*

勤評資料⑦1957年9月13日「第二回人事協議会」●(手稿)*

勤評資料⑧1957年9月13日「I昭和32年度勤評アンケート岐阜教組恵那支部」●(手
稿)*

勤評資料⑨1957年10月4日「昭和32年度勤評アンケートII」●(手稿)*

勤評資料⑩1957年10月23日「第3回人事協議会」●(手稿)*

勤評資料⑪1957年12月13日「第4回人事協議会」●(手稿)*

勤評資料⑫1958年1月20日「第5回人事協議会」(9月13日～)●(手稿)*

勤評資料⑬1958年2月1日「1957年度恵那地方小中学校教職員高齢者調査」●(手稿)*

勤評資料⑭1958年2月6日「(候補者推薦)本荘教育課長殿恵那学校人事協議会」●(手稿)*

勤評資料⑮1958年2月8日「人事異動調査についてお願い」三宅信市(手稿)*

勤評資料⑯1958年2月8日～26日「1957年度時点支部内学校一覧表」●(手稿)*

勤評資料⑰1957年度時点「次年度転出入(長・勧告含む)一覧表」●(手稿)*

勤評資料⑱1958年2月8日～26日「1958年2月26日第七回恵那人事協議会」●(手稿・

説明加筆)」*

勤評資料⑲1958年2月28日「A中人協会長S殿←恵那人事協議会長三宅信市」(書簡)*

勤評資料⑳1958年3月4日「A中人協会長S殿←恵那人事協議会長」(書簡)*

勤評資料㉑1958年3月6日「A中学校人事協議会長S→市村対策委員長丸山雅巳殿」(書簡)*

勤評資料㉒1958年2月28日「I小中学校長K殿←恵那人事協議会議長三宅信市」(書簡)*

勤評資料㉓1958年3月3日「I小中町学校長→恵那人事協議会長三宅信市殿」(書簡)*

勤評資料㉔1958年2月28日「O小学校長S殿←恵那人事協議会会長三宅信市」(書簡)*

勤評資料㉕1958年3月4日「O小学校長→恵那人事協議会長」(書簡)*

勤評資料㉖1958年2月28日「T小学協議会長I殿←恵那人事協議会議長三宅信市殿」(書簡)*

勤評資料㉗1958年3月5日「T小学校人事協議会長I→恵那人事協議会議長三宅信市殿」(書簡)*

勤評資料㉘1958年2月28日「T中学校長K・人事協議会長H→恵那人事協議会議長三宅信市殿」(書簡)*

勤評資料㉙1958年3月17日「T中学校長・人事協議会長2名合同→議長三宅信市殿」(書簡)*

勤評資料㉚1958年3月25日「T中学校人事協議会H→三宅会長殿」(書簡)*

勤評資料㉛1958年2月28日「Y中人事協会長H殿←恵那人事協議会長三宅信市」(書簡)*

勤評資料㉜1958年3月6日「Y小人事協会長N→恵那人事協議会長三宅信市殿」(書簡)*

勤評資料㉝1958年3月12日「H小学校人事協議会長後藤勇雄→恵那人事協議会長三宅信市殿」(書簡)*

勤評資料㉞1958年3月15日「H小学校S教員報告書→三宅信市(原本「一」と表記)先生」(書簡)*

勤評資料㉟1958年3月25日～4月21日「I教師→T人事協」(書簡)*

勤評資料㊱1958年2月20日～3月14日S教諭→恵那人事協議会長「2月20日の要請受け3月14日話し合う事項」(手稿)*

勤評資料㊲1958年3月14日「第八回恵那人事協議会」●(手稿)*

勤評資料㊳1958年3月15日「要望書」(三宅信一)*

勤評資料㊴1958年3月15～20日「予定記録」●(手稿)*

勤評資料㊵1958年3月18日「岐阜県課長交渉」●(手稿)*

勤評資料㊶1958年3月18日「恵那市教育長交渉」●(手稿)*

勤評資料㊷1958年3月18日「恵那教育課長へ(転出希望名簿)」●(手稿)*

勤評資料㊸1958年3月27日「第九回恵那人事協議会」●(手稿)*

勤評資料㊹1958年4月21日「昭和32年度恵那人事協議会反省会」●(手稿)*

「豆学校」関係資料 下記資料所蔵場所：ひがし生活の家所蔵。●具体的筆記者不詳を示す

「豆学校」資料 1

1965年2月6日所収 部分報告の目次 小出信也記録

「豆学校」資料 2 (ひがし生活の家所蔵)

1963年度 夏休み子どものくらし 小出信也記録

「豆学校」資料 3 (ひがし生活の家所蔵)

1963年9月10日中島子供会→神坂小学校長殿 小出信也記録

1963年9月10日発行父母の書簡に対する教師コメント『学校だより』小出信也記録

1963年9月10日発行A地区Tさん綴方・Sさん綴方

1963年9月10日発行A地区「父母の感想」『学校だより』

1963年9月10日発行B地区『学校だより』

1963年9月10日発行2手さぐりで——子どもの可能性を信じて『学校だより』

「豆学校」資料 4 (ひがし生活の家所蔵)

1963年11月15日問題提起「神坂の子どもたちの現状」小出信也記録

1964年夏休み前「蚕」Cさん綴方

1964年夏休み前「家の金」Dさん綴方

1964年夏休み前「お父さんの仕事がみつからない」Eさん綴方

1964年夏休み前「兄さんの仕事」Fさん綴方

1964年夏休み前「お金」Gさん綴方

1964年夏休み前「遊ぶ所は」Hさん綴方

1964年夏休み前「合併問題」Iさん綴方

「豆学校」資料 5

1964年神坂地区民主教育を語る会呼びかけ案 小出信也記録

「豆学校」資料 6

1964年6月29日夏の子どもたちの 子どもたちによる会を期待して 職員会討議資料

「豆学校」資料 7

1964年C地区「豆学校」一覧

「豆学校」資料 8 1964年夏

「豆学校」の経験は子どもたちに何を？

「豆学校」資料 9

1964年夏「豆学校」6年2組 Jさん綴方

1964年夏 3新しい可能性 小出信也記録

「豆学校」資料 10

1964～1965年冬休み ハモン 4生活に根ざし,生活を一步向上する豆学校の芽が……

1964～1965年冬休み D荒町豆学校川柳

「豆学校」資料 11

1964年冬 職員会討議資料

「豆学校」資料 12

1964年冬 正月予定 正月の楽しみ会を豆学校でひらこう（豆学校の討議資料）

「豆学校」資料 13

1964年12月 子どもたちの自らの力による子どもたちの会（豆学校、豆先生）の発表のために、みなさんのお力をおかしてください（PTA総談会のためのプリント）

「豆学校」資料 14

1964年12月 PTA新聞

「豆学校」資料 15

1964年12月 豆学校のためにご協力ください（父母の討議資料）

「豆学校」資料 16

1964年12月 子どもの創造的な会を 親が支援すえう芽が（民主教育を語る会 九号）

「豆学校」資料 17

1965年正月 豆学校楽しみ会 Kさん綴方

「豆学校」資料 18

1965年1月 K地区山びこ豆学校 「豆学校のこと」 5年Lさん綴方

「豆学校」資料 19

1964年夏休み前 障害児への教師の着眼（意志をもたぬことは軍国主義・低賃金労働者にされる）「川柳」「綴り方」後から、全校生徒の様子教師のコメント

「豆学校」資料 20

1965年冬 川柳四

「豆学校」資料 21

1964年冬 学校の悲劇 Sさん綴方

「豆学校」資料 22

1964年冬 計画と合言葉の相談 Yさん綴方

「豆学校」資料 23

1965年1月 M地区豆学校 紙芝居

資料 23

1965年1月母の川柳

1965年2月6日小出信也覚書1

1965年2月6日小出信也覚書2

1965年2月6日小出信也覚書3

1965年2月6日小出信也覚書4

1965年2月6日小出信也覚書5

1965年2月6日小出信也覚書6

1965年8月20日発刊にあたって（山田正敏）東海教育科学協議会資料

第2部に関する一次資料

渡辺つやの資料①

心身障害児綴 東小学校 渡辺つやの

1954~1967年 障害児担当教師の移動（最低3年以上望ましい）新卒・転任者は望ましくない事明記

1970年11月26日 与謝の海養護学校完工式構成劇

1971年8月21日 特殊学級の反省と2学期からの担任としての方針

1971年9月16日 岐阜市在住精神障害者の集い（仮称）

1971年度 避難訓練計画

1971年9月30日 恵那市の心身障害児を守り育てる会結成の会

1971年10月1日 恵那市の心身障害児を守り育てる会の「とりきめ」案

1971年10月5日 全障研岐阜支部事務局 10月24日の東海ブロックの知らせ

1971年10月24日 中津川市の1才から19才までの心身障害児の実態

中津川市立養護学校設立に関する要望陳情請願

1971年10月12日 天橋立~城崎温泉旅行行程

1971年11月10日 心身障害児在宅調べ

1971年11月20日 中津川市の心身障害児の実態調べ

1971年11月25日 施設入級児童名簿

1971年11月28日 恵那市連合PTAのみなさんに訴えます

1971年11月30日 中津川市心身障害児をもつ父母兄弟姉妹のみなさん

1971年12月2日 岐阜県児童福祉振興大会(1971年度)

主催 岐阜県

後援 岐阜県社会福祉協議会・岐阜県肢体不自由児協会・岐阜県精神薄弱者育成会・岐阜県肢体不自由児父母の会・岐阜県筋ジストロフィー協会・岐阜県難聴児を持つ親の会・岐阜県言語障害児を持つ親の会・岐阜県自閉症児を持つ親の会

1971年4月8日~11月30日 教育対象外といわれる子どもの成長（大井小 小出教諭）

1971年12月3日 全障研岐阜支部だより

1971年12月5日 中津川の教育をそだてる市民集会

講師 和光大学中野光（日本生活教育連盟委員長）

1971年12月5日 心身障害児分科会

1971年12月13日 心身障害児の生活権と学習権を保障していただくための請願書

1971年11月28日 情報 岐阜県の教育を創造する県民集会で心身障害児の学習権の保障問題について決議される。4教諭と地区世話人5名明記。

1971年12月14日午後3時半~ 特殊委員会

1972年1月21日午後3時半~ 特殊委員会

1972年2月3日（木） 連絡 複式学級担任→中津川市教育委員会次長 渡辺春正先生 Y.S.さんと守る会について

1972年3月7日午後3時半~ 特殊委員会

1972年4月20日 養護学級教育計画 渡辺つやの

渡辺つやの資料②

1972年度心身障害児綴東小学校 渡辺つやの

1971年4月~1972年3月10日

「心身障害児者を守る会」ができるまで 渡辺つやの綴方

1971年度 恵那市の心身障害児を守る会 会計報告と結成総会から今日までの歩み（1972年3月30日現在）この中に施設・病院から大井小学校養護学級への入組人数記載あり。

1972年4月20日 「たんぼぼの子と私の再出発のために」 恵那市たんぼぼ学級の教育 小出信也綴方・事例記録

1971年8月10日~1972年5月31日心身障害児教育運動の経過（恵那地方における記載）

1972年4月14日 全障研支部便り 中「全障研運動」の記載あり。

5月7日岐阜市の例会に渡辺は招聘される。

全障研のチラシ。内容：岐阜県内の病院や養護学校に運動促進

（設置場所：一般の普通学校から離れた場所に学校設置）。

例：国立長良病院併設資料 「早期保育・教育・医療」促進パンフレット在中。

1972年5月5日 児童憲章

1972年度 中津川市心身障害児を守る会 事業計画並びに予算書

1972年4月29日 恵那市の心身障害児を守り育てる会第2回総会のご案内

1972年5月6日午後3~5時 心と身体に障害を持つ子のための講演会案内

（於：恵那市大井小学校図書館 講師：泰安雄（日本福祉大学教授）主催：恵那市の心身障害児を守り育てる会）

パンフレット 筋ジストロフィー児の実態と問題点

日本短波放送 「重い障害児のために 精薄相談室」＜厚生省指導＞

労働省「身体障害者雇用の広場」

文部省「聴覚障害相談室」「視覚障害者の広場」「薄弱児の教育」

テレビ家庭教育番組「親の目・子の目」

1972年6月 中津川市心身障害児者救済に関する請願

（*児だけでなく児者になる。）

在宅重度心身障害児名簿在中・中度心身障害児名簿在中・

就学猶予・免除者名簿在中・特殊学級児童生徒名簿在中

（間を経て請願書の下）署名欄ある要望書（署名回りのエリアが記載されている。中津地区・東地区・南地区・西地区・落合神坂地区・苗木地区・坂本地区・阿木地区）

1972年6月 東京都東久留米市杉の子学園運営東久留米市手をつなぐ親の会

1972年度 ことばの教室

はさみ込み 愛知県コロニーの案内

1972年11月5日 愛知県障害児の不就学をなくす会 『みんなのニュース』

1972年12月12日 愛知県障害児の不就学をなくす会 『みんなのニュース』

1973年3月20日 愛知県障害児の不就学をなくす会 『みんなのニュース』

1973年4月1日「障害者（児）の生活と権利を守る愛知県民集会を成功させよう！」

名古屋市交渉の報告資料（本山市長出馬に関して）

渡辺つやの資料③

1972 年校内研究資料年表

1972 年 6 月 22 日 斎藤尚視教諭 音楽家授業案 1971 年度の生徒の綴り方掲載

1972 年 7 月 1 日 『民教研』25 号（中津川市立南小学校内発行）

1972 年 7 月 1 日 学級通信 6 年 4 組

1972 年 7 月 4 日 渡辺武教諭 社会科学習指導案 討議・綴り方資料掲載

1972 年 7 月 6 日 第 1 回 綴り方研究会

1972 年度 校内研究会

1972 年 7 月 18 日 保健研究会 問題提起 赤痢対策

1972 年 10 月 第 16 回岐阜県児童生徒科学作品展作品募集要項

1972 年 9 月 14 日 実践教室“仲間づくりに参加しよう”→市教研会員各位

1972 年 9 月 27 日 東小学校第 3 校時授業予定

1972 年 9 月 30 日 東校ニュース

1972 年 9 月 体格判定

1972 年 10 月 17 日 6 の 1 つうしん（9 月 30 日 音楽含）

1972 年 10 月 22 日 第 1 号 ひがし

1972 年 10 月 26 日 全校 算数科授業案（1, 2, 3 年第 3 校時, 5.6 年第 4 校時）4 年が通軸記載。
1~6 年までの意識調査あり。

1972 年 12 月 5 日 全体研究会

1972 年冬 冬休みのくらし

1973 年 2 月 26 日 1972 年度の反省と 1973 年度の方針 東小渡辺武教諭「『わかる学習』への一つの提案——日本歴史絵巻から——」東小・西小・南小・落合小中・阿木小中・坂本小中・苗木小中・第 1 中・第 2 中・神坂中

1973 年 2 月 28 日 だい 4, 5 合併号 ひがし（東小学校教育百年記念学校際（1973 年）2 月 17 日~20 日記載有 親子の討議、PTA 研究会, 子どもの発表, 公開授業・公開保育, 学年展, 学校展）

1973 年度第 40 回卒業生「お祝いのことば・おわかれのことば」

渡辺つやの資料④

1972年度（主に）中津川の教育年表

1971年10月7日 中津川の教育 No.23 中津川市教育研究会

1972年 No.1 市教研ニュース 1972年度総会 5月12日予定記載

1972年度 5月12日 中津川の教育 別冊 中津川市教育研究会 総会議案

講演 教育の原点を考える——心身障害児をどう捉えるか—— 秦安雄（日本福祉大学）

1972年度事業計画・一般会計予算案 含

1972年1月18日 依田和子教諭 生活実践 —綴方と生活—「おかあちゃん かわったな」男子

1972年5月17日 No.1 市教研ニュース 6月1日市教研学校委員会に於ける課題掲載

1972年5月17日 No.2 市教研ニュース 6月1日市教研学校委員会議案掲載

1972年5月17日 No.3 市教研ニュース 6月1日市教研学校委員会に於ける課題掲載

1972年5月21日 No.4 市教研ニュース 市教研総会 講演要旨

～間～ 中津川市心身障害児者を守る会の「とりきめ」～間～

1972年6月5日 No.6 市教研ニュース 市教研学校委員会報告

1972年6月20日 No.7 市教研ニュース 第1回教育課程研究会 テーマ「学校の任務」

6月27日午後2時開会（会場：南小学校講堂）記載有

1972年6月27日 No.8 市教研ニュース

1972年7月19日 No.9 市教研ニュース 夏期教育大会特集

1972年7月30日 中津川の教育 No.27 中津川市教育研究会

「地域に根差す教育私見」会長 伊藤義美

1972年8月27日 No.11 市教研ニュース 8月31日の市教研学校委員会の議題

1972年9月28日 No.13 市教研ニュース

1972年10月1日 中津川の教育 No.29 中津川市教育研究会

「六・三制教育の出発」南小 中西克己

1972年10月20日 中津川の教育 No.30 中津川市教育研究会

1972年10月21日 No.14 市教研ニュース 10月20日南校での学校委員での話し合いから——

1972年10月27日 No.15 市教研ニュース

1972年11月24日 第2号 ひがし 11月20日6の4 学級通信15号についての記載有。

1972年11月25日 市教研ニュース 講演会記録通過募集と会計納入

1973年1月28日 市教研ニュース 市教研冬期大会について知らせ

1973年2月5日 中津川の教育 No.32 中津川市教育研究会

1973年3月17日 市教研ニュース

渡辺つやの資料⑤

1972年度分会関係綴 年表 渡辺つやの

1972年4月25日 1972年度 東地区教育を育てる会 各地区役員一覧

1972年4月28日 分会会議 東小分会 1972年度方針づくりの資料 民主教育の確立記載有

1972年5月1日 東濃民主研究会 民教研 No.24 (中津川市南小学校内)

1972年5月 岐阜県教職員組合 5月闘争 日程と当面の闘争の方針・具体化の印刷閉じ込み有

1972年5月10日 東地区教育を育てる会 各地区会員数 並 地区世話人名・役員名一覧

1972年5月13日 ひろば No.1 東地区教育を育てる会 会報 新役員決定揭示。

総会に向けての小集会開催のすすめ有。

1972年5月19日 ひろば No.2 東地区教育を育てる会 会報 クラブ活動について

アンネの日記販売について揭示。 ~ クラブ活動についてのメモ有

1972年5月19日 要求書 岐阜教組東濃支部中津川市対策部→中津川市教育委員会殿

1972年5月から8月の記録間に職員会議事録閉込有

1972年8月予定 ははおや(1) 中津川母親連絡会 岐阜県母親大会 1972年8月6日

(岐阜市鶯谷高校、分科会、全体会)。8月20日, 21日日本母親大会 宮城県仙台市費用記載有。

1972年度育てる会総会アンケート 1972年6月24日が圧倒的

1972年度 東しんふじん 各班メンバー紹介

1972年6月5日 教組なかつがわ No.3 「五. 一九斗争の要求書の回答示される」

1972年6月職場会 ——子どもの見方をめぐって——

1972年6月11日 岐阜県教職員組合 教育のひろば 7月1日大会について記載

1972年6月14日 ひろば No.5 東地区教育を育てる会 会報

1972年6月20日 南共同保育所二周年記念 6月24日 中津川公民館 講演と座談会の夕べ

講師 穴戸健夫 廃品回収お礼文有

1972年6月20日 婦人部たより 3号 東濃支部婦人部発行

1972年6月21日 ひろば No.6 東地区教育を育てる会 会報 実験学校教師の悩み掲載

1972年6月21日 ひろば No.7 東地区教育を育てる会 会報 19日役員会で総会日程決定揭示

1972年6月24日午後1時半~4時まで 育てる会総会案 事務局より

1972年6月 岐阜県教育委員会事務局管理部福利厚生課 組合員の皆さんへ

勤労者財産形成制度発足の知らせ

1972年6月 共済ぎふ

1972年7月1日 ひろば No.8 東地区教育を育てる会会報 総会6月24日参加記録(中川斑)有
前大会宣言案有。

1972年7月1日 ひろば No.9 東地区教育を育てる会 会報 通学路問題(子野地区)

1972年7月 ? ひろば No.10 東地区教育を育てる会 会報

高校で困っていること（中津高校 西尾英吉） 子どもの気持・親の気持

1972年7月2日 第9回 岐阜教組東濃支部定期大会 大会宣言

1972年7月6日 劇団夜明け 北那（←？）丸山 稽古場増築に関するお願い

1972年7月7日 ひろば No. 11 東地区教育を育てる会 会報 教師の生活 子どもとの話

1972年7月7日 ひろば No. 12 東地区教育を育てる会 会報 教師の生活 教師の事例

1972年7月10日 要求書 岐阜県中津川市立東小学校・岐阜県中津川市立東小学校分会→岐阜県教育委員会 委員長 滝正直殿

1972年7月13日 岐教組中津川市対策部 父母のみなさん 市民のみなさん

7月13日早朝集会の知らせ

要求書 中津川市教育委員会←中津川市教職員

七・一三スト中止について 岐阜県教職員組合連合会

職場会 わたしたちの要求として（大幅賃金値上げ）

全国要求・対県要求・地域要求（学校・地教委への具体的要求）各々明示。

1972年7月20日 主催：新婦人新町班 チラシ（赤痢が少し下火になっていた事情）

議題 婦人の体（健康） 中央公民館 講師：加美孝（中津川市南小学校校医）会費1名50円

7月27日（木） 午後7時～9時半迄

1972年7月22日 ひろば No. 13 東地区教育を育てる会 会報 岐阜県の教育を育てる会の夏季研究集会 8月20日午前10～午後3時半 講演 早乙女勝元（作家）「くらしを通して教育を考える」

アンネの日記販売 記載有

講演集録 「これからの教育はどうあるべきか」岐阜教組東濃支部長 三尾幹男

1972年7月25日 1時～4時 楽しんで若がける婦人の集い チラシ 東地区母親連絡会事務局

1972年8月 ははおや(1) 中津川母親連絡会 各地区代表者による母親連絡会交流会の各地区の開催記録有

1972年8月6日 第15回岐阜県母親大会チラシ

1972年 8月6日 15回岐阜県母親大会及び18回日本母親大会 参加よびかけチラシ付申込書

1972年夏季 東濃民主教育研究集会 チラシ 8月11～2日の日程記載

1972年8月30日 東地区母親連絡会事務局 当委員会案内

1972年8月21日全国大会後 ははおや(3) 中津川母親連絡会 全国大会参加記録

1972年9月2日 市教研ニュース No.12

1972年9月14日 新婦人の会中津川支部事務局長依田和子教諭 当会午後7時半～呼びかけチラシ

1972年9月 ひろば No. 15 東地区教育を育てる会 会報

1972年9月10日 みんな 岐阜民研ニュース

- 1972年10月12日 東地区教育を育てる会 会長 田口章 → 地区委員殿
「県民集会への取り組みについてのお願い」
- 1972年10月21日 恵那市を明るくする会 「ヒットラー以上のニクソン」
ハノイ市長の呼びかけにこたえて行動を起こそう反戦市民集会 講師 海保孝(愛知学習協理事)
- 1972年10月24日 東濃支部婦人部「婦人部だより」5号
新婦人勧誘のチラシ(この時期に新日本婦人の会創立五十周年記念) 鳴海きぬえ(問合せ先)
中央・県・東濃・支部の状況 説明文
- 1972年10月27日 中津・東地区「県民集会参加(期日11月5日9:30~16:00)するに当って」
- 1972年11月4日 東地区教育を育てる会 県民集会ニュース
- 1972年10月31日 なかつがわ婦人部 No.2 中津川市対策部婦人部10月3日婦人部常任委員会報告。
- 1972年11月19日 新婦人中津川支部「なかま」
- 1972年11月12日 新婦人10周年記念岐阜県集会
- 1972年11月16日 岐教連ニュース 岐阜県教職員組合連合会
- 1972年11月21日 東校下田母親連絡会「命とくらしを守る婦人集会」
- 1973年1月20日 日教組 教育新聞
- 1973年1月25日 みんな 第4号 障害児教育について
- 1973年1月25日 ひろば No. 18 東地区教育を育てる会 会報
合成洗剤ボイコット運動呼びかけチラシ
- 1973年2月6日 合成洗剤についてレジュメ
- 1973年2月10日 くみあい連絡会議 No.37
- 1973年2月? 第5回 東濃婦人集会 実行委員会ニュース
- 1973年2月17日 73春闘 討議資料 No.3 岐阜県教職員組合東濃支部
- 1973年2月20日 73春闘 討議資料 岐阜県教職員組合東濃支部
- 1973年2月27日 73春闘 討議資料 岐阜県教職員組合東濃支部
- 1973年3月2日 教組 なかつがわ 中津川市対策部情宣部
- 1973年3月22日 岐教組東濃支部 中争ニュース<6>

渡辺つやの綴方資料

- 1972年10月25日 わたしのつづり方 中津川市立東小学校 渡辺つやの (表題・カット Y.S.)
- 1972年10月5日 中津川市一色町 S.S (親)
- 1972年11月6日 「社会見学」 中津川市立東小学校養護学級4年2組 Y.S. (担任渡辺つやの)
- 1972年9月29日 (A.K.さんの作品 (お人形が犬をひいてさんぼの絵) →1972年10月15日「友だちがほしい 学校へいきたい ——A.K.さんをめぐって——」
- 1972年10月13日 渡辺つやの教諭→A.K.さん訪問「友だちがほしい。学校へ行きたい！」 (母親を追い払って渡辺教諭と学習。A.K.さんからの気持ちを)
- 1972年10月27日 第2号 A.K.さんの渡辺つやの教諭への話し綴り。10月25日に御嶽山に行った話をする。
- 1972年10月30日 27日に訪問し、記録は30日に渡辺教諭の署名あり。11月2日に養護学級で学習会開催し、その参加を阿部さんにも誘っている文面。
- 1972年12月1日 Y.S.さんが綴った「A.K.ちゃん」渡辺教諭の訪問指導の2人の出会い。(Y.S.はA.K.さんと会って嫌ではなかった。その子の打明け)
- 1972年10月14日 中津川市心身障害児を守る会 会長 Y.S. 10月17日地域懇談会開催 (場所 東小4年2組教室) の呼びかけチラシ ひな形
- 1972年11月30日 中津川市心身障害児を守る会 会長 Y.S. 11月2日地域懇談会開催 (場所 半坂康夫自宅) の呼びかけチラシ ひな形
- 1972年10月号 『みんなのねがい』から食品公害のおそろべき実態を広報 (渡辺つやの教諭直筆)
- 1973年1月25日 第2回特殊委員会 午後3:30 (其の一 其の二)
- 上記一連の保存内に期日不記載 (1972年度ではあろうが) 東小学校養護学級に関する諸問題 (其の一 其の二) 養護学級は最低限にとどめ普通学級にもどす方針記載。
- 上記一連の保存内に期日不記載 (1972年度の報告内容) 第六分科会 (何の会か?) 東小の状況が述べられているので校内のものではない。「特殊学級から養護学級に変革した障害教育」というタイトルがつけられている。

- 1972年度『教育課程表』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1981年度『教育課程表』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1983年度『教育課程表』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1978年度『私の教育方針』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1979年度『私の教育方針』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1980年度『私の教育方針』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1981年度『私の教育方針』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1982年度『私の教育方針』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1978年度『かやのみ』1号中津川市障害児者を守る会・中津川市福祉事務所・中津川市教育委員会発行。ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1978年5月10日 『障害児を持つ親の文集 かやのみ』1号中津川市障害児者を守る会・中津川市福祉事務所・中津川市教育委員会発行。ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1980年3月25日 『障害児を持つ親の文集 かやのみ』2号 中津川市障害児者を守る会・中津川市福祉事務所・中津川市教育委員会発行。ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1981年11月18日 『障害児を持つ親の文集 かやのみ』3号 中津川市障害児者を守る会・中津川市福祉事務所・中津川市教育委員会発行。ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1976年度 「合同教室 生活合科統合単元表・計画案にいたる子どもの生い立ちに関する生活綴方・呼びかけ文」
- 1976年（月日無記載）『生活教室』第1号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年（月日無記載）『生活教室』第2号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年（月日無記載）『生活教室』第3号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年（月日無記載）『生活教室』第4号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年9月11日『生活教室』第5号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年9月14日『生活教室』第6号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年9月17日『生活教室』第8号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年9月24日『生活教室』第10号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年10月5日『生活教室』第13号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年10月6日『生活教室』第14号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川市立東小学校所蔵。（手稿）
- 1976年10月7日『生活教室』第15号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信，中津川

市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年11月17日『生活教室』第17号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年11月20日『生活教室』第18号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年11月29日『生活教室』第19号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年12月25日『生活教室』第20号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1977年1月16日『生活教室』第22号 中津川市立東小学校情緒・養護学級通信, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年5月8日『ひよっこ』第1号 訪問指導学級通信 呼びかけ文「ひとりぼっちをなくそう」在中, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年5月8日『ひよっこ』第2号 訪問指導学級通信 A.T.さん話綴方「私 ふつうの人と同じ」在中, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第3号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第4号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第5号 訪問指導学級通信 A.T.さん話綴方「ひとりぼっちのへや」在中, 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第6号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年9月『ひよっこ』第7号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第8号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第9号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第10号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年(月日無記載)『ひよっこ』第11号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年11月『ひよっこ』第12号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年12月『ひよっこ』第13号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年12月『ひよっこ』第14号 訪問指導学級通信 中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1976年12月『中津川の障害児教育の歩み第一次案』, 小出信也教諭作成資料。

「中津川市障害児学級合同教室指導計画検討メモ」各7案掲示。

中津川市立東小学校所蔵。(手稿)

1977年1月28日, 1976年度第2学期の資料集『障害児の教育課程づくりの歩み』中津川市障害児学級合同教室担当職員の間。ひがし生活の家所蔵(手稿)

- 1977 年「合同教室坂本小学校まとめ資料」，中津川市立坂本小学校，恵那教育研究所所蔵（手稿）
- 1978 年度第 1 学期の資料『障害児の教育課程づくりの歩み第 2 号』中津川市障害児学級合同教室担当職員の間．ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1978 年 5 月 20 日「中津川市障害児学級合同教室指導計画メモ」
単元課題「動物園を作ろうーなかよしいっぱい・たのしさいっぱい・やさしさいっぱい・がんばりいっぱいー」，場所：中津川市東小生活教室。
「合同教室社会見学実施計画」参加者 児童 43 名，父母 21 名，中津川市教育委員，恵那教育研究所員，中津川市立東小校学校長，中津川市立西小校学校長，養護教諭，合同教室担当教諭一同．ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1979 年 3 月「障害児合同教室資料」低学年用．恵那教育研究所所属（手稿）
- 1979 年 4 月 24 日「合同教室計画案」単元課題「遠足計画」，協議場所：中津川市立東小学校及び東児童館．参加者：東小，南小，坂本小学校障害児，各担任及び介助員，関係職員．ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1979 年 7 月 7 日～7 月 9 日「国際児童年記念・生命を守る週間記念「障害児の集い」記念大合宿集会資料」．ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1979 年 10 月「第 1 回なかよしのたび（合同教室）資料」ひがし生活の家所蔵（手稿）
- 1979 年 10 月 22 日「合同教室・きこえ・すみれ 生活科指導案」協議場所 からだの教室及びどじょっこ教室 指導案作成者 各担当者一同．中津川市立東小学校所蔵．（手稿）
- 1979 年度，『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵．（手稿）
- 1981 年度，『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵．（手稿）
- 1984 年度，『学校文集 ひがしの子』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵．（手稿）
- 1979 年 6 月，『交流文集 飛我志』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵．（手稿）
- 1981 年 7 月，『交流文集 飛我志』中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵．（手稿）
- 1982 年 3 月，『交流文集 飛我志』，中津川市立東小学校，中津川市立東小学校所蔵．（手稿）

第 3 部に関する一次資料第 9 章及び第 10 章に係る一時資料(所蔵場所:ひがし生活の家) ○は後援会運営委員(会議含)の記録の意味をさす ●は記した人や組織不明をさす

1983 年「中津川市障害児者を守る会調査資料」中津川市障害児者を守る会, (手稿)

1984 年「中津川市障害児者を守る会調査資料」中津川市障害児者を守る会(手稿)

本人ネット資料① 渡辺つやの, 1971 年度『心身障害児綴』渡辺つやの個人所持作成資料(手稿).

本人ネット資料② 中津川市学力推進委員会・国際障害者年記念事業白書委員会・中津川市教育研究所, 1983 年, 『国際障害者年記念 中津川市障害者白書』.

本人ネット資料③ 小出信也, 1964 年 12 月「豆学校の発展のための討議資料」小出信也作成ひがし生活の家所蔵(手稿).

本人ネット資料④ ひがし生活の家, 1981 年 2 月 13 日~1985 年 10 月 14 日迄「廃品回収だより」. (手稿)

1985 年 11 月 28 日~1991 年 7 月 31 日迄「リサイクルだより」. ひがし生活の家所蔵.

本人ネット資料⑤ 1984 年 6 月 7 日~1989 年 12 月 1 日「生活の家連絡帳」. ひがし生活の家所蔵. (手稿)

- 1985年2月12日 「愛の鈴準備号」第1号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年4月14日 「愛の鈴準備号」第2号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年5月28日 「愛の鈴準備号」第3号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年6月22日 「愛の鈴準備号」第4号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年8月1日 「愛の鈴準備号」第5号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年9月1日 「愛の鈴準備号」第6号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年4月 『愛の鈴』第1集，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年6月 『愛の鈴』第2集，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1985年12月18日 『愛の鈴』特集号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1986年4月 『愛の鈴』第3集，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1987年4月 『愛の鈴』第4号，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1988年4月 『愛の鈴』第5集，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1989年4月 『愛の鈴』第6集，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）
- 1991年7月 『愛の鈴』第7集，運営する会・後援会・中津川市障害児者を守る会発行，ひがし生活の家所蔵。（手稿）

後援会関係資料

- 後援会資料 1 1981年日付無記載,「開所式案内呼びかけ報道関係一覧」,ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 2 1981年9月8日,「中津川に「ひがし生活の家」完成」岐阜日日新聞.
- 後援会資料 3 1981年11月,「中津川ひがし生活の家保育部 作業部 等を後援する会規約(案)」(掲載者無記載),ひがし生活の家所蔵.
- 後援会資料 4 社会福祉法人「ひがし会」設立準備委員会岩久睦海・中津川ひがし生活の家保育部 作業部 等を後援する会代表岩井萬喜子・中津川ひがし生活の家後援会支部設立責任者(空白)連名,1981年11月,「後援会呼びかけパンフレット」,ひがし生活の家所蔵.
- 後援会資料 5 1981年日付無記載,「小中PTA会長,校長,教頭一覧」,担当者名ママ(無記載),ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 6 1981年,「昭和56年度PTA役員(ママ)」,ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 7 1981年,「T区長・町内会長・班長名簿」,担当者Iさん,ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 8 1981年,「T区第一町内会長第一班(ママ)」,担当者Iさん,ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 9 中津川保育問題研究会,1966年8月「子どもをどうつかむか—教育実践の創造—」『季刊保育問題研究』
- 後援会資料 10 1981年,「特別会員個人動員数」,(担当者無記載),ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 11 1981年8月,「1981年度東労協 役員名簿(ママ)」,(担当者無記載),ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 12 1981年8月,「中津川地区民間労働組合協議会(中津川地区民労協(ママ))」,担当者無記載),ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 13,1981年11月,「広報戦略文書」,(記載者無記名),ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 14 1991年3月,「後援会加入呼びかけのチラシ」(記載者無記名),ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 15 1991年3月,「1991年3月発行のチラシ配布表」(記載者無記名),ひがし生活の家所蔵。(手稿)
- 後援会資料 16 1991年4月27日,「後援会中間総括(現状と方向、これからの展望)」記載者伊藤三雄,ひがし生活の家所蔵。(手稿)

1980~1981年 民生委員会関係
1981年 卒業式案内状発送先
1981年度(昭和56年) 各種団体○
1981年度 開所式付○
1981年度 区及び町内会○
1981年度 市議会議員○
1981年度 市役所関係○
1981年度 書類中の紙(八百健へ)○
1981年度 地区役員○
1981年9月1日現在回覧文書○
1981年11月 後援会加入への呼び掛パンフレット○
1981年11月 後援会規約(案)○
1981年 一般市民担当例○
1981年 賀状及び開所祝賀会招待者名簿○
1981年 現在育てる会各地区役員○
1981年度(P長校長教頭ママ)○
1981年度婦人組織運営委員○
1981年11月広報会長名簿○
1991年11月広報戦略文書○
1981年度巾企画広報課作成中津川市広報会長名簿○
1981年生活の家開所式資料●
1982年4月15日付岐阜県議会議員からの入所式への電報
1982年7月27日陳情書添付資料所員名簿8名○
1982年7月27日陳情書添付資料(指導員一覧表)○
1982年7月の陳情書と一緒にあったメモ書き○
1982年9月後援会たよりNo. 3○
1982年夏御礼のことば○
1983年2月19日後援会だよりNo4○
1983年5月了口ー後援会計報告○旧83年マ月16日学校関係後援会一学期集計○
1983年9月24日後援会&親&自治会支部代表者会議○
1983年9月26日第2回祭り協力呼びかけ○
1991年3月後援会員呼アtat仲(.991年3月後援会員呼びかけ○
1991年3月発行のチラシ配布表
1991年4月9日生活の家後援会ニュースNo2○
1991年4月2マ日後援会中間総括○
1991年4月27日付属資料○
1991年5月地区回り○

文献

- 阿部彰, 【1963】再販 1995『戦後地方教育委員会制度成立過程の研究』風間書房.
- 荒井裕樹, 2017,『差別されている自覚はあるのか』現代書館.
- 麻生誠・柴野昌山, 1978,『変革期の人間形成—社会学的アプローチ—』アカデミア出版会.
- 安部彰(2007)社会的連帯 - 再考—他者の存在の〈保障〉と〈承認〉をめぐる／のための試論— . 現代社会学理論研究, 日本社会学理論学会, 1, 70-83
- 地域の校区で障害児の教育権を保障させる「学者・研究会」の会, 1981,『陽だまりのなかへ—共に生きる教育の創造』編集工房ノア.
- 知的障害等法規研究会, 2000,「療育手帳制度の実施について」『知的障害者福祉六法』中央法規,
- 知的障害等法規研究会監修, 2007,「知的障害者福祉六法」中央法規出版
- デーモン, W. (山本多喜司編訳), 1990,『社会性と人格の発達心理学』北大路書房.
- デュルケーム, E. (佐々木交堅訳) 【1976】第5刷 1995,『教育と社会学』誠信書房.
- 遠藤ゆう子, 2008,「日本の林業はなぜ退潮したのか—協調による国産材利用促進の提案」『中央大学夏合宿要項』.
- 恵那教育研究所, 1984,『教育実践資料展の記録』恵那教育研究所.
- 「恵那の教育」資料集編集委員会, 2000a,『「恵那の教育」資料集』【1】. 桐書房.
- 「恵那の教育」資料集編集委員会, 2000b,『「恵那の教育」資料集』【2】. 桐書房.
- 「恵那の教育」資料集編集委員会, 2000c,『「恵那の教育」資料集』【3】. 桐書房.
- 恵那の教育東濃民主教育研究会 (1977~97)『人間・生活・教育』. 東濃民教研機関誌実践報告.
- Freire, P., 1968, *Padagogie do oprimido*. Rio de Janeiro:Paz Terra. =三砂ちづる訳, 2011,『被抑圧者の教育学』亜紀書房.
- 岐阜地方気象台, 1981,『創立百年誌』岐阜地方気象台.
- ゴッフマン, A. (石黒毅訳), 1984,『アサイラム』誠信書房.
- , (丸木恵祐・本名信行訳), 1980,『集まりの構造』誠信書房.
- 後藤基行, 2015,「日本における精神病床入院の研究: 3 類型の制度形成と財政的変遷」一橋大学大学院社会学研究科 2015 年度博士論文.
- 後藤知英, 2016,「子どもの急性脳症の種類と症状——けいれんに潜む重大な病気とは?」公開日 2016 年 12 月 01 日 | 更新日 2017 年 05 月 08 日.
<https://medicalnote.jp/contents/161003-003-ZL>
- 原武史, 2007,『滝山コミュニケーション 1974』講談社.
- 畑中大路, 2015,「学校組織間における知識転移——カリキュラムマネジメントの事例を踏まえた仮説生成——」『教育経営学研究紀要』(九州大学大学院人間環境学科(教育学部門)教育経営学研究室/教育法制研究室) 17, 13-22.
- 樋口恵子, 2001,『自立生活運動と障害文化——当事者からの福祉論』全国自立センター協議会.
- 平田仁宏, 1971,「就学猶予・免除児の教育的処遇について——民生委員の障害観と教育意識について——」『特殊教育学研究第』8-3, 1-9.
- 堀智久(2014)障害学のアイデンティティ. 生活書院.
- 堀正嗣, 1994,『障害児教育のパラダイム転換——統合教育への理論研究』柘植書房.
- 堀利和, 2015,『障害者が労働力商品を止場したいわけ—きらない わけない はたらく—』

社会評論社.

- 堀尾輝久, 2005, 『地球示談の教養力 一まなぶとは, わかるとは一』かもがわ出版.
- 星加良司, 2007, 『障害とは何かーディスアビリティの社会理論に向けてー』生活書院.
- 古山萌衣, 2011, 「特別支援教育政策の歴史的展開にみる特別支援教育の意義」『人間文化研究』名古屋市立大学大学院人間文化研究科16, 68-84.
- 藤井渉, 2012, 「身体障害者福祉法の成立に関する一考察——対象規定に着目してその衣一」『花園大学社会福祉学部研究紀要』, 20:21-36.
- 副田義也, 2012, 『教育基本法の社会史』, 有信堂.
- 福世武次, 箕田源二郎, 1962, 『太平物語』講学館.
- 二見妙子, 2017, 『インクルーシブ教育の源流——1970年代の豊中市における原学級保育運動』現代書館.
- 市澤豊, 2010, 『戦後発達障害児教育実践史』明石書店.
- 井出浩子 (2010)市民同士の熟議/対話・・日本における市民討議会の実証研究. 田村哲樹 (編)<政治の発見>語る. 風行社, 5. 235-265.
- 五十嵐頭, 1970, 『戦後教育の歴史』青木書店.
- 五十嵐良雄, 1975, 『教育状況への発言』現代書館.
- 池田智恵子, 1994『保母と重度障害者施設—富士学園の3000日—』, 彩流社.
- 今井誉次郎, 1958, 『たぬき学校』講学館
- . 1969, 『教育生活五十年』百合出版.
- 稲葉振一郎, 1999, 『リベラリズムの存在証明』紀伊国屋書店.
- 井上健治, 1992, 「人との関係の広がり」木下芳子『新・児童心理学講座 対人関係と社会性の発達』金子書房, 1-28.
- 乾尚, 1980, 『重複障害児教育の現場』JCA 出版.
- イリイチ, I(玉野井芳郎・栗原彬訳), 【1982】2006, 『シャドウ・ワーカー——生活のあり方を問う』岩波書店.
- 石田和男, 1978, 「私の教育課程づくり」『人間・生活・教育』東濃民主教育研究会, 春季号, 4-5.
- , 石田和男教育著作集編集委員会編, 2017a, 『石田和男教育著作集第1巻生活綴方教育の出発』花伝社.
- , 石田和男教育著作集編集委員会編, 2017b, 『石田和男教育著作集第2巻運動方針の転換』花伝社.
- , 石田和男教育著作集編集委員会編, 2017c, 『石田和男教育著作集第3巻子どもをつかむ実践と思想』花伝社.
- , 石田和男教育著作集編集委員会編, 2017d, 『石田和男教育著作集第4巻時代と人間教師の探求』花伝社.
- 板井理, 2008, 『子どもの発達と描画』かもがわ出版.
- 糸賀一雄, 1968, 『福祉の思想』NHK 出版.
- 伊藤綾香, 2015, 「障害者と健常者の「共働」実践における対等性の模索——事業所「すずらん」を事例に——」『名古屋大学社会学論集』36, 1-21.
- 伊藤登志夫(1976)『サークル前史への試み』鶴見俊輔(編)『共同研究集団』. 平凡社. 45-67.
- 岩橋誠治, 2008, 「二三年前入所施設を出て一人暮らしはじめた重度知的当事者 J さんの場合」(寺本晃久・末永弘・岡部耕典・岩橋誠治『良い支援』)生活書院.
- ・寺本晃久・岡部耕典・末松弘, 2015, 『ズレてる支援!』生活書院.
- 岩崎信彦・上田惟一・鱒坂学他, 1989, 『町内会の研究』誠信社.

- 開拓 20 周年記念事業会内戦後開拓史編纂委員会，1967 年 3 月 30 日，『戦後開拓史』全国開拓農業協同組合連合会．
- カイヨワ．R（多田道太郎・塚崎幹夫訳），1990，『遊びと人間』講談社．
- 金井嘉宏・佐藤郁哉・ギデオンのクンダ・ジョン・ヴァン・マーネン，2010，『組織エスノグラフィー』有斐閣．
- 荻谷剛彦・濱名陽子・木村涼子・酒井朗，2000，『教育の社会学』有斐閣．
- 川喜田二郎（1999）続発想法．中央公論社．
- 河北まり子，2012，「重度重複障害者の老・老介護の背景について」『障害学会第 7 回大会発表要旨』，1-6．（2014 年 7 月 10 日取得
http://www.jsds.org/jsds2010/Presentation/1_2_Kawakita.doc，）
- 川内俊彦，1987，『八尾中学校の同和教育』同和教育実践選書刊行会．
- 金馬 国晴，2007，「戦後初期コア・カリキュラムの「形態」としての問題と可能性：「明石プラン」の改訂過程を手がかりに．教育方法学研究」『日本教育方法学会紀要』32，37-48．
- 金馬 国晴，2007，「戦後初期における諸「プラン」の形態上の傾向と分析課題：コア・カリキュラムを中心に」『日本教育学会大会研究発表要項』66，254-255．
- 木下芳子（編），1992，『新・児童心理学講座第 8 巻対人関係と社会性の発達』金子書房．
- 木村博一，1983，「戦後初期社会科教育実践史研究：吹上小学校コア・カリキュラムと内原小学校地域教育計画の検討」『社会科研究』31，85-95．
- 木村毅・相馬均・南博，1972，『現代人の病理—人間関係の臨床社会心理学—』誠信書房．
- 岸政彦，2013，『同化と他者化—戦後沖縄の本土就職者たち—』ナカニシヤ出版．
———・2016，石岡丈昇・丸山里美，2016，『質的社会調査の方法』有斐閣．
- 岸田典子，2017，「関西における障害者運動をけん引したある盲人の青年期—楠敏雄を運動へ導いた盲学校の経験—」『コア・エシックス』13，37-48．
- 北村小夜，【1987】第 3 刷 1988，『一緒にいいならなぜ分けた』現代書館．
———，1997，『地域の学校で共に学ぶ—小・中・高校・養護学校教師の実践—』現代書館．
———，2004，『能力主義と教育基本法「改正」—非才，無才，そして障害者の立場から考える—』現代書館．
- 小出信也，2000，「生活に根差した発達保障を」，「恵那の教育」資料集編集委員会（編）（2000）『「恵那の教育」資料集 ほんものの教育を求めつづけて1986-1999年 3』．桐書房，1120—1127．
- 小出信也，国分一太郎，1983a，『生活綴り方とともにⅡ』新評論復刻．
- 国立コロニーのぞみの園田中資料センター，1982，『わが国精神薄弱施設体系の形成過程』心身障害者福祉協会
- 国立療養史研究会，1976a，『国立療養史（結核編）』厚生省医務局国立療養所課．
- 国立療養史研究会，1976b，『国立療養史（総括編）』厚生省医務局国立療養所課．
- 厚生省大臣官房統計情報部（編）財団法人厚生統計協会，1983，『社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）』
- 近藤益男，1975，『近藤益男著作集 1』明治図書出版社．
———，1999，『ともに生きるともに老いる地域で障害者と嬌声 50 年』太郎次郎社．

- , 1982 年『ちえ遅れのおとなたちと——障害者との共同生活の案・なずな園からの報告』ぶどう社.
- , 2009『この子らと生きて』日本図書センター.
- 鯨岡峻, 2006,『ひとがひとをわかるということ——主観性と相互主体性』ミネルヴァ書房.
- 楠敏雄, 1982,『「障害者」解放とは何か——「障害者」として生きることと解放運動』柘植書房.
- 教育科学研究会, 2014,『戦後日本の教育と教育学』かもがわ出版.
- 丸山義王, 2001,「教職員の勤務評定の研究」『学校経営研究』, 26:60-82.
- 増倉笑香, 1990,『恵那の障害児教育第1集 くるまばばぐるま』恵那の障害児教育編集委員会.
- 松井彰彦・川島聡・長瀬修, 2011,『障害を問い直す』東洋経済新報社.
- 松友, 1999,『知的障害者の権利』明石書店.
- メリアム S.B.・シンプソン E.L.(堀薫夫訳), 2010,『調査研究法ガイドブック』ミネルヴァ書房.
- 道場親信・宇野田尚哉・川口隆行・坂口博・鳥羽耕史・中谷いずみ『「サークルの時代」を読む——戦後文化運動への招待』影書房.
- 三井さよ, 2016,「それでも「社会」でありつづける——多摩地区における知的障害者への支援活動から」『社会志林』62-4, 189-207.
- , 2010,「かかわりの中にある支援」『支援』1, 6-43.
- ミッシェル・ド・セルトー著, 山田登世子訳, 1987,『日常的ポイエティック』国文社.
- 宮本茂雄, 1974,「千葉県下における就学猶予・免除児の実態その2, 在宅児の実態(I ドー)」『千葉大学教育学部研究紀要』23, 135-151.
- 宮本常一,『日本民衆史4 村のなりたち』未来社.
- , 2014,『宮本常一講演選集3 都会文化と農村文化』農文協.
- 宮崎降太郎, 1981,『普通学級の中の障害児——知恵おくれ, 自閉症児の統合教育の試み』三一書房.
- 南雲道雄, 1994,『『山芋』の少年詩人大関松三郎の四季』社会思想社.
- 名古屋恒彦, 1996,『知的障害教育方法史——生活中心教育・戦後50年——』大揚社.
- 西川祐子(2009)「生活綴り方」と「生活記録」の出会い——九五二年八月(ママ), 中津川. 共同研究 戦後の生活記録にまなぶ——鶴見和子文庫との対話・未来への通信——. 日本図書センター, 103-144.
- 中津川市, 2012,『中津川市史下巻現代編Ⅱ』中央ユニオン,
- 妊娠高血圧学会, <http://www10.plala.or.jp/olc/maternity/m0007.htm>, 2017年7月26日確認.
- ヌスバウム, C., (2012) 神島裕子(訳)『正義のフロンティア——障害者・外国人・動物という境界を越えて——』, 法政大学出版局.
- 森口弘美, 2015,『知的障害者の「親元からの自立」を実現する実践』ミネルヴァ書房.
- 恵那の教育編集委員会(2000)恵那の教育. 柏書院, 1~3.
- 森田道雄, 1992a,「恵那教育会議の教育法社会学的考察(1)——「国民の教育権」の実現をめざす地域的運動の実証的研究——」『福島大学教育学部論集』51, 23-37.

- , 1992b, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(2) —「国民の教育権」の実現をめざす地域的運動の実証的研究—」『福島大学教育学部論集』52, 33-48.
- , 1993a, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(3) —「国民の教育権」の実現をめざす地域運動の実証的研究—」『福島大学教育学部論集』53, 31-48.
- , 1993b, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(4) —教育権論形成期の理論的検証—」『福島大学教育学部論集』53, 51-66.
- , 1994a, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(5) —教育権論形成期の理論的検証—」『福島大学教育学部論集』55:51-66.
- , 1994b, 「恵那教育会議の教育法社会学的考察(6) —教育権論形成期の理論的検証—」『福島大学教育学部論集』56, 25-39.
- , 1979, 「続・教育行政の地方自治原則と市町村教育委員会—中津川市教育委員会にそくして・1—」『福島大学教育学部論集』, 31, 13-20.
- , 1982, 「学校経営における教育委員会・校長・教職員—中津川市教育委員会にそくして・2—」『福島大学教育学部論集』34, 33-45.
- , 1986, 「地域にねざす教育行政の展開(上)—中津川市教育委員会にそくして・3—」. 『福島大学教育学部論集』40, 47-64.
- , 1987, 「地域にねざす教育行政の展開(下)—中津川市教育委員会にそくして—」『福島大学教育学部論集』, 41, 39-56.
- , 1995a, 「恵那地域における1960年代の教育実践・運動の展開(1) —地域にねざす教育への胎動と新しい生活綴方への模索—」『福島大学教育学部論集』57, 37-53.
- , 1995b, 「恵那地域における1960年代の教育実践・運動の展開(2) —恵那教科研から「東濃民主教育研究会」の設立過程—」『福島大学教育学部論集』58, 17-34.
- , 1995c, 「恵那地域における1960年代の教育実践・運動の展開(3) —民教研の結成と「地肌の教育」—」「東濃民主教育研究会」の設立過程—」『福島大学教育学部論集』59, 33-50.
- , 1996a, 「恵那地域における1960年代の教育実践・運動の展開(4) —「生活に根ざし生活を変革する教育」実践の理論的検証, その1—」『福島大学教育学部論集』60, 55-72.
- , 1996b, 「恵那地域における1960年代の教育実践・運動の展開(5) —「生活に根ざし生活を変革する教育」実践の理論的検証, その2—」『福島大学教育学部論集』61, 9-28.
- , 1997a, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(1) —70年代前半期中津川市西小学校における学校づくり—」『福島大学教育学部論集』62, 17-38.
- , 1997b, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(2) —付知中学校の学校づくりと付知町教育研究会—」『福島大学教育学部論集』63, 33-54.
- , 1998a, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(3) —上矢作町小学校の「労働教育」と「心とからだ」—」『福島大学教育学部論集』64, 1-20.
- , 1998b, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(4) —丹羽徳子実践明日に向かって—」について—」『福島大学教育学部論集』65, 15-34.
- , 1999a, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(5) —続・丹羽徳子実践明日

- に向かって」について一」『福島大学教奮学蕩識集』66, 1-16.
- , 1999b, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(6) —「わかる学習」と「私の教育課程づくり」—」『福島大学教奮学蕩識集』67, 15-34.
- , 2000a, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(7) —続・「わかる学習」と「私の教育課程づくり」—」『福島大学教奮学蕩識集』68, 1-18.
- , 2000b, 「1970年代の恵那の生活綴方教育の展開(8) —生活綴方の理論的問題について—」『福島大学教奮学蕩識集』69, 15-36.
- , 2009, 「続・1980年代の「恵那の教育」の到達点(1)民教研・研究集会基調報告から」『福島大学人間発達文化学類論集』, 10, 65-80.
- , 2010, 「続・1980年代の「恵那の教育」の到達点(2) —綴り方作品とその指導について—」『福島大学人間発達文化学類論集』11, 29-48.
- , 2004a, 「1980年代の『恵那の教育』の到達点(1) —民教研機関誌『人間・生活・教育』を中心に その1—」『福島大学教奮学蕩識集』76, 21-30.
- , 2004b, 「1980年代の『恵那の教育』の到達点(2) —民教研機関誌『人間・生活・教育』を中心に その2—」『福島大学教奮学蕩識集』77, 1-10.
- , 2005a, 「1980年代の『恵那の教育』の到達点(3) —民教研機関誌『人間・生活・教育』を中心に その3—」『人間発達文化学類論集』1, 39-48.
- , 2005b, 「1980年代の『恵那の教育』の到達点(4) —民教研機関誌『人間・生活・教育』を中心に その4—」『人間発達文化学類論集』2, 35-44.
- , 2006a, 「1980年代の『恵那の教育』の到達点(5) —民教研機関誌『人間・生活・教育』を中心に その5—」『人間発達文化学類論集』3, 43-58.
- , 2006b, 「1980年代の『恵那の教育』の到達点(6) —民教研機関誌『人間・生活・教育』を中心に その6—」『人間発達文化学類論集』4, 35-50.
- , 2009, 「1980年代の『恵那の教育』の到達点(7) —民教研機関誌『人間・生活・教育』を中心に その7—」『人間発達文化学類論集』9, 27-36.
- , 2011, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(1) —研究所開設10年記念「あざみの賦」を中心に—」『人間発達文化学類論集』14, 1-18.
- , 2012a, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(2) —湾岸戦争と恵那での教育実践—」『人間発達文化学類論集』15, 11-26.
- , 2012b, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(3) —憲法・平和学習と「一人前・学習意識」調査—」『人間発達文化学類論集』16, 1-16.
- , 2013, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(4) —『資料集』坂元忠芳「解説」について その1—」『人間発達文化学類論集』18, 1-16.
- , 2014, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(5) —『資料集』坂元忠芳「解説」について その2—」『人間発達文化学類論集』19, 53-70.
- , 2016a, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(6) —石田和男の生活綴方論の到達点—」『人間発達文化学類論集』22, 113-128.
- , 2016b, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(7) —石田和男の学校論・教師論の到達点—」『人間発達文化学類論集』24, 13-28.
- , 2017, 「1990年代の恵那教育研究所と教育実践(8) —教育実践における「生

- 活」概念の比較検討一」『人間発達文化学類論集』26, 55-69.
- , 2000b, 「恵那の教育」資料集編集委員会, 『「恵那の教育」資料集』桐書房.
1, 26-77.
- 文部省, 1957, 「昭和32年(事務次官通達)盲学校小学部・中学部学習指導要領一般編作成・ろう学校小学部・中学部学習指導要領一般編」.
- 文部省, 1960, 「昭和35年(事務次官通達事務次官通達)盲学校高等部学習指導要領一般編作成・聾学校高等部学習指導要領一般編」.
- 無着成恭, 【1951】1995, 『山びこ学校』岩波書店.
- 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎, 1979, 『文明としてのイエ社会』中央公論社.
- 村田茂, 1977, 『日本の肢体不自由教育—その歴史的発展と展望—』慶應義塾大学出版会.
- 中津川市, 2012, 『中津川市史』中津川市.
- 中津川市庶務課広報広聴係, 1959年10月10日発行, 『広報なかつ川』中津川市役所, 第46号.
- 中津川市庶務課広報広聴係, 1959年11月10日発行, 『広報なかつ川』中津川市役所, 第47号.
- 中津川市庶務課広報広聴係, 1970年7月1日 『広報なかつ川』182号』中津川市役所.
- 仲村優一・板山賢治, 1984, 『自立生活への道—全身性障害者の挑戦』全国福祉協議会.
- 仲村優一・板山賢治監修(三ツ木任一(編)), 1988, 『続自立生活への道』全国社会福祉協議会.
- 中西正司, 2014, 『自立生活運動史』現代書館.
- 中津川市史編さん室, 2012, 『中津川市史下巻現代I』中津川市.
- 長岡克行, 2006, 『ルーマン/社会の理論の革命』勁草書房.
- 日本臨床心理学会, 1980, 『戦後特殊教育その構造と論理の批判』社会評論社.
- , 1987, 『「早期発見・治療」はなぜ問題か』現代書館.
- 西川祐子(編), 2009, 『共同研究 戦後の生活記録にまなぶ——鶴見和子文庫との対話・未来への通信』日本図書センター.
- 野崎泰伸, 2010, 分離教育か共生共育かという対立を越えて——「発達」概念の再検討——. 立命館人間科学研究, 21, 25-41.
- , 2011, 『生を肯定する倫理へ——障害学の視点から』現代書館.
- 中根成寿, 2006, 『知的障害者家族の臨床社会学』明石書店.
- 長野県開拓十周年記念事業実行委員会, 1955年11月10日『開拓十年』昭和30年刊行長野県開拓協会(向山雅重民俗資料館蔵 長野県上伊那郡宮田村)
- 中津川市, 2012, 『中津川市史』中津川市.
- 中津川市教育委員会, 1969, 『中津川市文化遺産図録』中津川市教育委員会.
- 中津川市庶務課広報広聴係, 1959年10月10日発行, 『広報なかつ川』中津川市役所, 第46号.
- 中津川市庶務課広報広聴係, 1959年11月10日発行, 『広報なかつ川』中津川市役所, 第47号.
- 中津川市庶務課広報広聴係, 1970年7月1日 『広報なかつ川』182号』中津川市役所.
- 日本臨床心理学会, 1980, 『戦後特殊教育その構造と論理の批判』社会評論社.
- , 1987, 『「早期発見・治療」はなぜ問題なのか』現代書館.
- 中津川市史編さん室, 2012, 『中津川市史下巻現代I』中津川市.
- 西尾彦朗, 1957, 『戦後の岐阜県教育十年史』龍文堂.
- ヌスバウム, M.C., 『正義のフロンティア——障害者(ママ)・外国人・動物という境界を超えて』法政大学出版局.
- 小木曾尚寿, 1980, 『先生授業の手を抜かないで』中津川市教育連絡会.

- 小木曾尚寿, 1985, 『続先生授業の手を抜かないで』中津川市教育連絡会.
- 奥井秀樹, 2009, 利他的行動理論の実証研究への適用——その方法論的課題と解決——. 国際研究論集, 大阪国際大学紀要, 23(1), 49-61.
- 小倉鉦喪二・真田渥, 1978, 『地域のくらしと社会保障』法律文化社.
- 恩田守雄, 2006, 『互助社会論—ユイ, モヤイ, テツダイの民族社会学—』世界思想社.
- 大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人, 2004, 『社会運動の社会学』有斐閣.
- 大津尚志, 1992, 「教員人事における県教委-地教委の関係に関する一考察」『東京大学教育学部教育行政学研究室紀要』, 12:75-82.
- 大浦猛, 1950, 『教育社会学』教育出版文化社参照.
- 大田堯, 1973, 『教育の探求』東京大学出版会.
- , 2014, 『大田堯自選集成 4 ひとなる』藤原書店.
- , 1978, 『戦後日本教育史』岩波書店.
- パーソンズ.T(武田良三監訳), 【1973】新版 2001, 『社会構造とパーソナリティ』新泉社.
- Propp, Vladimir (1969(1928)) *Morphology of the Folktale (2nd. Edition)*, University of Texas Press. (北岡誠司・福田美智代(訳)(1987)昔話の形態学. 水声社.
- 斎藤尚視「豆学校—運動の基本的観点—」神坂小・中・幼分会『東海教育科学研究協議会』配布資料, 1965年8月20日, p.18.
- 佐貫浩, 2014, 「岐阜県恵那の教育運動の展開と戦後教育学—石田和男の教育運動と実践の理論の展開に即して—」『法政大学キャリアデザイン学部紀要』11, 69-107.
- 佐貫浩, 1988, 「1958~59年の教師の勤務評定反対闘争の研究—岐阜県恵那地域の勤評闘争の展開と論理—」『法政大学文学部紀要』, 1:71-102.
- 「戦後日本教育史料集成」編集委員会, 1983, 「教員の勤評をめぐって」『戦後日本教育史料集成 勤務評定と教師』三一書房.
- 社会福祉法人ひがし福祉会, 2011, 『地域に生きる「障害児」者運動四十周年記念 共に生きる』ひがし福祉会.
- 定藤邦子 (2011) 関西障害者運動の現代史——大阪青い芝の会を中心に. 生活書院.
- 斎藤直子(2000)周縁から中心へ——ある被差別部落における女性たちの住環境整備運動をめぐって. 大阪市立大学同和問題研究, 75-95.
- 坂本地区文化遺産保存会, 2007, 『北部地域の開拓と信仰』坂本地区文化遺産保存会
- 猿山隆子, 2014, 「鶴見和子の生活記録運動におけるコミュニケーションと「記録」—「生活をつづる会」の学習組織の形成をめぐって」『社会教育学研究』, 50, 11-20.
- 澤田誠二, 2009, 「教育における日本的平等観の再考」『東京大学大学院教育学研究科紀要』49号, pp. 43-52.
- 成城教育研究所, 1985, 『社会科の新構想——柳田国雄先生談話』成城教育研究所.
- 渋谷光美, 2014, 『家庭奉仕員・ホームヘルパーの現代史』. 生活書院.
- 重森暁, 1985, 『共同と人間発達の地域づくり』自治体研究社.
- 柴田信之, 2012, 『みんな言葉を持っていた——障害の重い人たちの世界』オクムラ書店.
- 柴野昌山・菊池城司・竹内洋 (編), 1992, 『教育社会学』有斐閣.
- 嶋田道彌「満州における邦人の教育史」『満州教育史』
- 島崎藤村, 【1935】第8刷 2009, 『夜明け前』岩波文庫第一部(上)・(下), 第2部(上)・(下).
- 清水寛, 1981, 『発達保障思想の形成』青木書店.
- 清水寛・秦安雄 (編), 【1975】第6刷 1978, 『ゆたか作業所——障害者に働く場を』ミ

ネルヴァ書房.

清水寛, 1984, 『共同教育と統合教育の実践』清水書店.

篠原真紀子, 2016, 「地域に立ち向かう母親の共同的アイデンティティ—恵那「障害児者」運動の源としての『かやのみ』より—」『立命館大学人間科学研究』, 33, 45-62.

———, 2017, 「恵那地方の「障害者」地域生活運動」『コア・エシックス』13, 99-112.

———・長谷川則子・花田ひとみ, 2011, 「障がい児学童かがやきキッズクラブを立ち上げに至るまでの親の思いを綴って」障がい共生支援論研究会レポート.

———, 2013, 「障がいのある人の自己実現に向けた音楽学習 : 重複障がいのあるHさんと太鼓を通しての関わり合いより」『関西楽理研究』30, 283-287.

———, 2016, 「自律的参画へのプロセス—勤務評定闘争における「恵那人事協議会」の1957年の記録から」『コア・エシックス』12, 115-129.

———. 1995, 「講のレクリエーション性」『自由時間研究』17, 163-174.

篠原睦治, 1991, 『共生・共学か発達保障か』現代書館.

思想の科学研究会, 1954, 「生活綴り方運動の問題点」『思想の科学—特集・生活綴り方』, 4, 26-39.

城山英明, 2013, 『公共的コミュニケーションの可視化—複雑社会における政治的法的判断の構造. 異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業報告書』日本学術振興会.

障害児教育実践体系刊行委員会, 1984, 『障害児教育実践体系第3巻重症心身障害児』労働旬報社.

障害児教育実践体系刊行委員会, 1984, 『障害児教育実践体系第8巻教育運動』労働旬報社.

障害児教育実践体系刊行委員会, 1984, 『障害児教育実践体系別巻障害者制度・権利便覧』労働旬報社.

障害者福祉研究会監修, 2007, 「障害者自立支援六法」中央法規出版。」

障害者福祉研究会, 2007, 「療育手帳制度について」『障害者自立支援六法平成19年版』中央法規.

障害学研究会中部部会(2015) 愛知の障害者運動—実践者たちが語る. 現代書館.

総理府社会保障審議会事務局, 1985, 「第23表 身体障害者手帳交付台帳登載数」『社会保障統計年報』.

障害をもつ子どものグループ連絡会議, 『障害児の保育と教育の場をもとめて はばたけ子どもたち』ぶどう社.

障害学研究会中部部会, 2015, 『愛知の障害者運動—実践者たちが語る』現代書館.

庄司和晃, 1983, 『柳田国男と教育—民間教育学序説』評論社.

杉本章, 2008, 障害者はどう生きてきたか—戦前・戦後障害者運動史. 現代書館.

滝沢武久, 【1971】18刷1988, 『知能指数』中央公論社.

武田幸治・手塚直樹, 1991, 『知的障害者の就労と社会参加』光生館.

竹川郁雄, 2006, 『いじめ現象の再検討—日常社会規範と集団の視点』法律文化社.

田辺繁治・松田素二(編), 2002, 『日常実践のエスノグラフィー—語り・コミュニティ・アイデンティティ』世界思想社.

谷口明広, 1988, 「重度身体障害者の日本的自立生活概念と自立生活教育プログラム」『社会福祉

学』29(1), 45-64.

田中耕一郎, 2007, 「社会モデルは(知的障害)を包摂し得たか」『障害学研究』3, 36-62.

田中孝彦, 1983, 子どもの発達と人間像. 青木教育叢書.

田中孝彦, 1988, 人間としての教師. 新日本新書.

田中昌人, 1980, 『人間発達の科学』青木書店.

田中昌也, 1989, 『せ・な・か・が・い・た・い—ひとりひとりにあわせた手作り教具—』恵那の障害児教育編集委員会より出版.

遠山啓, 【1976】第10刷1979, 『競争原理を超えて—ひとりひとりを生かす教育—』太朗次郎社.

榊達雄, 2003, 『教育自治と教育制度』大学教育出版.

生活綴方「恵那の子」編集委員会, 1982, 『恵那の生活綴方教育』草土文化.

清水寛, 1984, 『共同教育と統合教育の実践』清水書店.

障害学研究会中部部会, 2015, 『愛知の障害者運動—実践者たちが語る—』現代書館.

庄司和晃, 1983, 『柳田国男と教育—民間教育学序説—』評論社.

武田幸治・手塚直樹, 1991, 『知的障害者の就労と社会参加』光生館.

竹川郁雄, 2006, 『いじめ現象の再検討—日常生活規範と集団の視点』法律文化社.

玉野井芳郎, 1990, 『地域主義からの出発』学陽書房.

田村武夫(1979)『恵那における地域教育運動の発展』青山学院大学・和光大学教育社会学ゼミナール調査学習の記録, 87-88.

立岩真也, 2004, 『不動の身体と息する機械』医学書院.

———, 2011, 「もらったものについて6」『そよ風のように街に出よう』79, 38-44.

———(編)2016, 『社会モデル』1.2kyotobook.

———・安積純子・岡原正幸・尾中文也, 【1995】第3版2012, 『生の技法』生活書院.

———, 【1997】第2版2013, 『私的所有論』生活書院.

———, 2010, ただ進めるべきこと／ためらいながら進むべきこと. Special Education and Multi-Knowledge Convergence, 大邱大学講演録. 生存学研究センターホームページ(2014年1月19日取得<http://www.arsvi.com/ts2000/20100119.htm>. pdf).

———, 2000, 『弱くある自由へ』青土社.

テツオ・ナジタ, 2015, 『相互扶助の経済—無尽講・報徳の民衆思想史』みすず書房.

戸田浩史, 2010, 「昭和29年の教育二法の制定過程—教育の政治的中立性をめぐる国会論議—」『立法と調査』文部科学委員調査室, 305:43-57.

戸塚廉, 1959, 『いたずら教室』講学館.

富永京子, 2016, 『社会運動のサブカルチャー化』せりか書房.

東京で「54年度養護学校義務化阻止」共闘会(編)『みんなといっしょの教室で—共に学ぶことをめざす教師の実践記録—』柘植書房.

東京女子医科大学脳神経センター脳神経外科平孝臣

<http://ttaira.my.coocan.jp/homepage1/SDR/SDR1..html>

東濃民主教育研究会, 1977~97, 人間・生活・教育. 東濃民主教育研究会.

遠山啓, 【1976】第10刷1979, 『競争原理を超えて—ひとりひとりを生かす教育—』太朗次郎社.

土田武史, 2011, 「国民皆保険50年の軌跡(人口問題国民皆保険50年の軌跡)」『季刊・社会保障研究』50-47-3, 246-247.

土屋基規(編), 2011, 『現代教育制度論』ミネルヴァ書房.

- 土屋葉，2002，『障害者家族を生きる』勁草書房。
- 津田英二，2012，『物語としての発達/文化を介した教育—発達障がいの社会モデルのための教育学序説』生活書院。
- ，2011，「インクルーシブな社会をめざす実践における葛藤の積極的な意味—自閉症児のストレス表出に対する他者の反応をめぐる考察」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』4(2)39-48。
- ，1997，「自己決定を支える集団に関する理論的考察」『日本社会教育学会紀要』33，75-84。
- ，2000a，「「障害文化」概念の意義と課題：共生の社会教育のための理論構築に向けて」『神戸大学発達科学部研究』7(2)，87-100。
- ，1996，「障害者差別解放過程の理論家のために」『生涯学習・社会教育学研究』20，31-39。
- ，2000b，「知的障害者がいる家族の自助グループにおけるネットワーキング」『人間科学研究』8(1)，45-56。
- ，2017，「都市型中間施設の効果と課題：「のびやかスペースあーち」10周年調査の質的データ分析から」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』11(1)，111-119。
- 津曲裕次・清水寛・松矢勝宏・北沢清司(編)，1985，『障害者教育史』川島書店。
- 鶴見和子，1989，『内発的発展論』東京大学出版会。
- 鶴見和子，1998，『鶴見和子曼荼羅VI魂の巻水俣・アミニズム・エコロジー』藤原書店。
- 鶴飼正樹，2009，「生活綴り方からつながる世界」西川祐子・杉本星子編『共同研究 戦後の生活記録に学ぶ—鶴見和子文庫との対話・未来への通信—』日本図書センター，194-225。
- 宇野田尚哉・川口隆行・坂口博・鳥羽耕史・中谷いずみ・道場親信(2016)「サークルの時代」を読む—戦後文化運動への招待—。影書房。
- わらじの会，2010，『地域と障害—しがらみを編みなおす—』現代書館。
- 渡邊健治，2002，「特殊教育と知的障害教育」全日本特別支援教育研究連盟(編)『教育実践でつづる知的障害教育方法史』
- ワロン，A. (竹内良知訳)，[1941]1965(=1982)，『子どもの精神的発達』人文書院。
- 山岸俊男，[1990]第2刷1992，『社会的ジレンマのしくみ』サイエンス社。
- 山口村誌編集委員会，1995，『山口村村誌』；片山惣次郎「神坂というところ—合併備忘録—」1；小林正典，1998，「第九章尾を引いた教育問題」『文豪の里分村合併始末』中津川市 p.154-163.；626-689.；木曾教育会，1959，「梵天随想—創りゆく学園—」『木曾教育』14，95-100.；中津川市，2012，「神坂村分村合併」『中津川市史下巻現代編—』
- 山下幸子，2008，『「健常」であることを見つめる—1970年代障害当事者/健全者運動から—』生活書院。
- 山下幸子，2004，「健全者として障害者介護に関わるということ—1970年代障害者解放運動における健全者運動の思想を中心に—」『淑徳大学社会学部研究紀要』，38，51-61。
- 山下恒男(編)，1980，『知能神話』JICC出版局。
- 山沢智樹，2012，「恵那教育会議研究における分析視点の検討」『教育論叢』，55:33-42。
- ，2015，「恵那教育会議「めあて・規約」の制局晶程の検討—恵那教育会議の機能・役割の解明に向けた基礎作業として—」『教育科学研究』第29号:1-10。
- 山住正巳，2009，『日本教育小史—近・現代—』岩波書店。

- 柳洋子, 1975, 『社会集団論』早稲田大学出版会.
- 柳田国男, 1999a, 『柳田国男全集』第1巻筑摩書房.
- , (1946) 1963, 「社会と子ども」『家閑談』(鎌倉書房) 筑摩書房 485-512
- , 1999b, 『柳田国男全集』第24巻筑摩書房.
- , 2000, 『柳田国男全集』第25巻筑摩書房.
- 矢野洋, 1989, 『部落解放教育と集団づくり』明治図書.
- 安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・サトウタツヤ(編) TEA 実践篇複線径路等至性アプローチ
を活用する. 新曜社.
- 矢澤修次郎編, 2003, 『講座社会学 15 社会運動』東京大学出版会.
- 横田弘, 1979, 『障害者殺しの思想』JCA 出版.
- 横田弘, 2004, 『否定されるいのちからの問い—脳性マヒ者として生きて—』現代書館.
- 横田弘・立岩真也・臼井正樹, 2016, 『われらは愛と正義を否定する』生活書院.
- 横塚晃一, 2007, 『母よ! 殺すな』生活書院.
- 吉原直樹, 1980, 『地域社会と地域住民組織』八千代出版.
- 吉田茂, 1998(1957年出版新潮社底本), 「目に余る偏向教育—第四次・第五次内閣当事の
教育問題—」『回想十年』中央公論, 2:457-459.
- 要田洋江, 2014, 「「知的障害」概念の脱構築——筆談援助法(FC)利用の社会的障壁と専門
科学」『大阪市立大学「人権問題研究」14, 187-252.
- 雪丸武彦, 2011, 「日本の障害児就学をめぐる政策過程(2) —障害児教育をめぐる文部省,
民間団体の思想の検討」『教育経営学研究紀要』(九州大学大学院人間環境学科(教育
学部門) 教育経営学研究室/教育法制研究室) 14, 5-13.
- 全国情緒障害教育研究会(編), 1971, 『情緒障害児の教育』日本文化科学社.
- 全国障害者問題研究会, 1997, 『全障研三十年史』全国障害者問題研究会出版部.
- 全生研常任委員会, 『学級集団づくり入門第2部』全生研常任委員会.